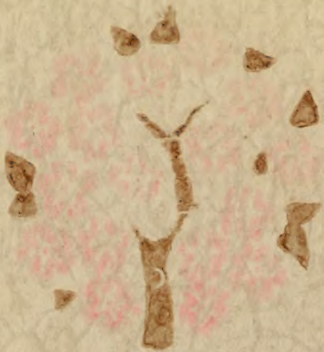
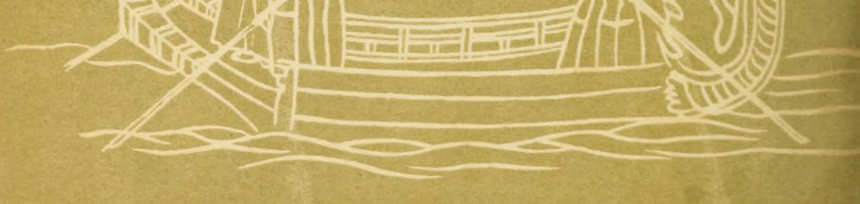




日本随筆大成

第二期 巻九

日本随筆大成第二期巻九

収載書目

宮内省御用掛 文學博士 關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官 文學博士 和田英松先生

宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第二期第九卷

凡例

本集には、遊京漫錄、胡蝶庵隨筆、柳庵隨筆初編、柳庵隨筆、柳庵隨筆餘編、薰風雜話、曲肱漫筆、北國奇談巡杖記、立路隨筆、南屏燕語、答問雜稿の十一種を收む。

遊京漫錄　二卷　清水濱臣

本書は、江戸の國學者にして和歌を能くせし著者が、文政三年の二月より九月に亘り、京都、大坂、奈良、伊勢に遊歴せし時の漫錄なり。上卷にはその初の紀行文に、藤原爲相卿の宿次百首に傚ひて、驛次の名を隱して詠める歌を擧げ、次々その土地々々に於ける歌會の樣を述べたり。下卷には、旅路のうちぎゝと題し、旅行中見聞せる古書、その他の雜話を記したり。自序あり。所收本は、百家說林本に據れり。

著者の略傳は、第一期卷四所收の泊洦筆話の解題下に記述せり。

胡蝶庵隨筆　一卷　釋聖應

此の書は、曩に神道辨惑を著したる餘材を以て、神佛の說より文雅に關する事等に涉りて論評せるものなり。太宰春臺の辨道書を讀みて、その非を論辨し、佛道の盛を感じて佛者の誤れる事を是正し、日本の國は吳太伯の後裔といふ僻說を駁し、義仲、敦盛の碑を見て、俳人の名利に世を貪る事を悲み、梅若の塚の哀なるを嘆じ、又服忌の原始を考說し、末にはづかし物がたりの一編を記したり。浪華不關子

の序及び天保六年三月の自序あり。奥附には天保七年丁未三月、京師書林林伊兵衛、江府書林須原市兵衛、浪華書林名倉又兵衛、山口又一郎とあり。

著者聖應は、攝州生玉の社僧なり。持寶院に住す。胡蝶庵と號す。神道に通ず。

柳庵隨筆初編　一巻　栗原信充

本書は、論語、千字文、憲法、聖像、釋奠より、古刻本、太子傳、宋板書等に至る十項に就き、精詳なる考說を記述したるものなり。文政二年の著述にして、著者時に年二十六歲、文政二年首夏伊勢守堀田一知の漢文序、及び小山田與淸の和文序、同年釋攝門の跋あり。所收本は百家說林本に據れり。

柳庵隨筆　十巻　同人

本書は、名目を「いろは」順に分類し、いよりぬに至る。第一巻は以字篇、一里塚より一休像まで五十六項、第二巻呂字篇は、六十賀より論語の撰述まで二十項、第三巻波字篇は、八月十五夜より羽織まで四十六項、第四巻仁字篇は、二字より日蓮宗派まで十三項、第五巻保字篇は、本命より菩薩まで二十五項、第六巻邊字篇は、へなたりより平家蟹まで二十三項、第七巻止字篇は、屠蘇より藤樹先生まで二十五項、第八巻知字篇は、乳付より晝三まで四十六項、第九巻利字篇は、りんだうより隆達節まで十五項、第十巻奴字篇は、鵺よりぬためまで十項、合せて三百四十有餘項に就き、精密なる考證を記述したり。所收本は同じく百家說林本に據れり。

柳庵隨筆餘編　一巻　同人

本書は、著者の見聞せる雜記にして、鐔、松葉蘭、甲冑、その他、淸和天皇は淸和院の天皇と稱し奉

るべきことなど十一項あり。萬延元年八月の著作に係る。所收本は無窮會神習文庫所藏の著者自筆本に據れり。

著者の略傳は、第一期卷九所收の又樂庵示蒙話の解題下に記述せり。

薫風雜話　二卷　澁川時英

本書は、著者の自序に「近世所レ稱ニ鎧製之正法一者頗有ニ妄意杜撰之紕繆一。暨議ニ當時軍師與ニ技藝者流麤陋一。傍及ニ一二人事之是非得失一」とあるが如く、甲冑の製法、刀劍、馬術等よりして、武士の心得べき古今の雜話を記述したるものなり。寶暦九年己卯閏七月の自序あり。書名も、自序に「適有レ客來訪、忽然驚覺、時薫風生レ涼、相與喧々然、清談無餘。」とあるによりて命ぜるなり。所收本は圖書寮の允許を得てその所藏本に據れり。著者の傳詳かならず。

曲肱漫筆　四卷　著者不詳

この書は、卷一に窓の月、傾城の辨、卷二に易學の辨、仙人の說、卷三に酒茗論、春雨に香の辨、夜話の三笑の七項に就き、經史百家の說を擧げて論辨したるものなり。天保十四年卯孟春、春樵閑民の序あり。奥附には、弘化三年丙午正月吉日、浪華書肆、心齋橋通唐物町河内屋太助とあり。

北國奇談巡杖記　五卷　鳥翠臺北圡

本書頭簽には、奇談北國巡杖記と記す。一之卷加賀國、二之卷越中國、三之卷能登國、越後國、四之卷佐渡國、五之卷若狹國、越前國に分ち、著者の踏査せし、これら北國地方の名勝舊蹟を始め、見聞せし

怪奇の傳說及故事等を記述し、圖を揭げ、俳句をも附記したり。挿圖は京師の畫家松堂の筆にして蒿蹊の校閱なり、伴蒿蹊の序及び自序、文化三年十一月書肆大酉堂竹畊の跋あり。奥附には、文化四年丁卯四月新彫、京都書林唐本屋新右衞門、野田儀兵衞、白粉屋與兵衞、林太兵衞、近江屋仙助、江戸書林野田七兵衞、大坂書林河内屋太助、洞津書林山形屋傳右衞門とあり。

著者北巠は、加賀の人なり。俳句を能くす。芭蕉の跡を慕ひ、好みて諸國を遍歷す。その他傳を詳かにせず。

立路隨筆　二巻　林百助

本書は乾坤の二卷に分ち、乾卷には、木綿種之事、和幣木綿より犬の子、諸所因來に至る六十八條、坤卷には、古今集傳授道統之傳、印可より寂中の茶杓、佐伯肩衝に至る八十八條、合せて百五十六條の雜事に就いての隨筆なり。所收本は、圖書寮の允許を得て、その所藏本に據れり。

著者林百助は、號を立路と稱す。書名はこれに基づく。その傳を逸す。

南屏燕語　三巻　釋南山

此の書は、南山禪師參禪の餘暇に著す所の隨筆にして、卷上には、來意、用心、日課、閱經、坐禪、學問、禮拜、懺悔、慚愧、服相の十項に就き、卷中には、詩偈、文章の二項に就き、卷下には、主として龍華の象器箋を抄錄し、これに著者の私案を折衷し、又釋氏要覽、僧史略等を參取して、淸規談語錄等に出でたる稱謂名目法器等を知る助たる談を記述せり。書名の南屏は、著者の號なり。文政九年の自序あり。天保二年の刊行に係る、そは本書の見返に、天保二年辛卯臘月新鐫、仙臺書舖裳華房發兌とあり。奥附には發行書肆仙臺國分町十九軒伊勢屋半右衞門を始めとして、京都、大坂、江戸、名古屋の書

肆八名を列擧せり。

著者南山は、山城妙心寺の僧なり。名は宏岷、字は古梁、號は南山、一號山巷、別に南屏山人の號あり。俗姓は笹野氏、相模高座郡大澤村の人、幼にして佛門に入り、江戸東禪寺の洪道和尚に就き内外の學を力め、後仙臺瑞鳳寺に住し、覺範寺を主り、再び瑞鳳寺に移る。嘗て勅を受けて本山妙心寺に入る、其の後歸りて瑞鳳寺に住すること若干年、雄心院に退老す。傍ら儒學を修め、緒餘詩文書畫に渉り、皆能くせざるなし。天保十年己亥(二四九九)正月八日雄心院に寂す。壽八十七。遺言により其の屍を水葬す。齋藤竹堂天下を周遊し、當世の學僧を擧げ、西に玉淵あり、東に南山ありと云ふ。著す所本書の外、叢林貫華集、法苑文蹄、法苑詩規、南山外集、南山內集等あり。

答問雜稿　三卷　清水濱臣

本書は、主として事物、言語、文字等に就き、古今の典籍を引證し、詳細に考說せるものにて、享和二年より文政五年までの間に起稿せられたるものなり。頭書には、前田夏蔭、會田安昌の考按あり。その內容は、卷一には、はたつもり、まそほのすゝき以下廿一項、卷二には、みつはくむ、百和香以下廿一項、卷三には、べらなり、土殿以下廿六項なり。所收本は逸見仲三郎氏所藏に係る會田安昌の自筆本に據れり。

日本隨筆大成

第二期第九卷目次

遊京漫錄

遊京漫錄序

父ぬし世におはしましゝほど、海山にあくがるゝくせおはして、都へも七たびのぼらせ給ひ、箱根のいでゆには十五たびまでおはし、六浦なる金澤の入江をめでゝは、かしこに假そめのいほりものして、年のうちに二たび三たびあそびたまひき。大方の國々めぐり見たまはぬ所すくなかりき。おのれはをとこにて、父ぬしよはひいそぢまり六におはしましゝ時うまれにけり。さればみさかりの御程はしらず、七つになりし時、父ぬしにぐして始めて箱根の出湯に出で立ちぬ。其のほどのこと、今も猶おろ〳〵こゝろにとゞまりぬ。父ぬし身まかり給ひて後、十七といふに母とじにともなひて、雨降山、江島、鎌倉、金澤のあたり經めぐりき。十九にて叔母刀自とゝもに入間の郡田中と云ふ所に、むかしよりしるすぢありて七日八日經たりき。これらをはじめにて、年ごとのやうにこゝかしこものしつれど、老人家におはするほどは心おかれて、遠き國へは出でたちがたくて、思ひながら都をよそにのみすぐしつ。老人たちうせ給ひて後は、またをさなきものどものうしろみなさにみはなちかねて、今年々々と過ぎぬ。

さるにおのれよはひ四十を過ぎて四とせ五歳、そことおとろへたる事こそあらね。身にいたづくところなきにしもあらねば、かくてぞ五とせ十とせかさねゆかば、老のさかそれなましと思ひて、此の春はあながちに思ひたちぬるになんありける。もとより年ごとに十日はつかの旅ゆき、二たび三たびと思ひたゝぬとしもなし。其のをりごとにまれ〳〵うまのはなむけとて、うたよみおこす人どもあれど、あながちに人をつどへてわかれをしむ事なかりき。こたびはおのが思ふところありて、むつきのはつか一日をその日とさだめて、行くわれもわかれをゝしみ、とゞまる友も別ををしむつどひす。其の日のありさま、人々の歌ども猶ことものにくはしくしるすべし。

おのが歌は、

言の葉のにほはぬ身にもおふけなく吉野の花をわけんとぞ思ふ

こゝろある人はとゞむなこゝろざすところはみやこころはきさらぎ

清水濱臣

遊京漫錄目次

卷之一

卷之二

遊京漫錄卷之一

清水濱臣著

きさらぎ七日のあした、かど出す。こたびは藤原爲相卿の百首にならひて、うまやごとに所の名をかくして、歌よまばやとていでたつ。すなはち品川をかくし題にて、

梅の花咲きしなかばにかど出しつ都のさくら盛見むとて

川崎のすく（宿）よりは、何くれとまぎるゝ事の多くて、つひにえよまずなりにけり。されど三島のすく（宿）にて、今一うた、

たかしみしまゝに光をそへまして千世にふりせぬ宮柱かも

小田原のつかへ人、櫻井勇雄、松井矩雅などがもとへ、今日こゝを過ぐるよしいひやりおきて、箱根へと急ぐに、風祭のわたりにて二人ともにおひ來れり。いかでたゞには過ぎ給ふといふに、こたびは吉野の花見にとおもへば、よろづあわたゞしきなりとて、

三吉野の花におくれじと思はずはかくこよろぎのいそがましやは

湯本にて、人々と題をさぐりて歌よむ。春河を、

冬さへにこほらぬ水の早河をかすみとおても見する春哉

三島のすく、白瀧といふ所の清水いとをかしきに、沼上城山といふはかせの心やり所あり。水心亭と名づく。城山これが記をかきてよとこふに、やがてかきておくる辭、

あはれ水ばかりをかしく心ゆくものはあらじかし。いかばかり岡山のたゞずまひ、おもむきある所な

りとも、いさゝかの流そはざらましかば、ことたらぬこゝちすべし。さはいへ。にごりゐのきたなげなるは心もうつらず。あら浪のおそろしからんもまたなつかしからじ。たゞふかさはつるはぎにして渡るべく、とこなめはしりて底のみくさゝやかに、ひれふるいをの數よむばかりならん流をぞ、をかしく心ゆくとはいふべき。こゝに箱根山のふもとみしまの驛路いくらもさらぬ北に、白瀧といふ流あり。水上は菰池とかいふよりいでぬといへど、すべて〳〵おのづからなる岩間より、こゝにかしこにわきいづるが、大悲者の御堂のかたへ殊に見所ふかし。こゝに水にのぞきてかたのごときあづまやをいとなめるあり。廣さ方丈に過ぎずして、さらにわづらはしき調度もまうけず。あるじはもろこしざえにさとりかしこき翁なるが、はやくより此の驛路にすみて、ふかく此の流をめでつゝ、近き頃あづまやをいとなみたて、みづから水心亭となづけて、春秋の心やり所とせられにけり。げに心の水すましぬべき流のさまなりけり。おのれも十年あまりの昔、此の清水を見そめて、あはれをかしの流やと、心にしみておぼえしを、今年ふたゝび此の流をとめ來て、はじめて此のあづまやにあそぶ。いかでもだしのみはあらん。すなはちうたへらく、

世のちりをよそに流してゆく水に心をすますおばしまのもと

此の流をめでゝ、かくうたふはたぞ。大江門なる上野のをかのふもと、しのばずの池のみぎは、さゞなみのやのあるじ、まし水の濱臣是なり。

由比、興津のあたり、磯山のさくらみなさきたり。此のあたりは、海を南に見てあたゝかき所なれば、はやきなるべし。されど、吉野の盛におくれやせんと、心あはたゞしくて、

末とほき道のゆくての花ざかりこゝろを空にいそがさすかな

都路をくだる旅人ことゝはんさきしやいかにみよし野の花

荒井の海をわたらんとするに、風いたくふきたちて浪あらし。されど、ためらふべきならねばわたり

ぬ。思ひしよりはあやふげもなかりき。

浪風のあらゐの海をうれしくも心やすくぞわたりはてぬる

とよ川の橋をわたるとて、

かぞふれば家路を立ちてとよ川やいまいくよへて都なるらん

奈良の都を見めぐりて、元明帝のみさゝぎなる大石をうつしすりて、一ひらを旅屋のあるじ、威徳井屋某におくりあたへしに、ゆゑよししるしつけてよとこへるにそへたる詞、

此の大石は、大和國添上郡なる、眉見寺のうしろの岳にたてり。こゝは、むかし元明のみかどをかくし奉りし所なりとぞ。はじめは四方四隅にたてるものにて、隼人がとものみかどもる心にてすゑしものなりけんを、時うつり星かはり、岸くえ土くづれて、地の底にうづもれしもありて、今は四つ殘れり。それもなかばうもれたり。其まゝ、たてるあり。ついゐたるあり。此の一つのみあざやかにまたくすがたをあらはせり。しかるを、後には七疋狐とかいひたらはして、つひに稲荷のほこらをいとなみ、とりゐをさへたてゝ、あらぬ事どもいひつたふめり。あはれことしやよひのはじめつ方こゝにあそべるに、旅屋のあるじのこふにまかせて、此の大石のゆゑよししるしつけてあたへぬ。かくものしおくは、大江門の書の葉人清水のはま臣。

三月六日、よし野山に花見けるに、よめる歌どものなかに、

尋ねても花の盛にあひ來ずば吉野よし見しといはるべしやは

み吉野をいかなる山と思ひしに花もてうづむところなりけり

世の中の山踏のかぎりあつむともかずおよばめやみよし野の花

さくら花ちらぬ七日はみよしのゝ山にこもりてあらんとぞ思ふ

よしの山きのふはふもとけふは峯いくか晴れせぬ花のしらくも

しをりして道をもかへじ花ゆゑにまよはゞうれしみよし野の奥

三吉野のよしのゝ山のさくらがりことしばかりぞ花にあきたる

都へかへり來て、うづきついたちのあした、

みよし野の花にふれこしたび衣今年はわきてかへまくぞうき

都にありけるほど、人々にこはれてよめる歌どものうち、上河のうもれ木を、

うづもれて年經ざりせば流木のながれて今にあらはれめやは

三夕のかたをかける書に、あらたに歌よみてかきつけてよとこはれて、

浦風に鹽屋のけぶり吹きくれていろなきあきの夕ぎりのそら

秋ふかきあらやまなかの夕暮にちるつゆすゞし槇のしたみち

人目なき野澤のあきのゆふ暮はものがなしぎの羽音のみして

鳴原にて、海老屋吉臣、橋屋靜枝等があるじまうけして、歌合しける時、關郭公を、

ほとゝぎす誰とがめねど關山に名のりて過ぐる聲のきこゆる

當座に題をさぐりて、馬上戀を、

妹を見てこまほしけれど時のまに雲井をかけるよしのなきかな

並河左衛門權大尉が七十賀に、都の名所をわかちて歌よませける時、大澤池を、

きみによりいけりし人はおほ澤の底にもちよやすまんとすらん

おなじ人のこへるに、山かたづきたる入江に家あり。橋かけて人ゆくところ、

世をよそにおもひ入江の丸木橋かどある人もしられけるかな

又竹を、

千歳までかげをならべて此の君をわが友としもたのむべらなり

仁和寺の御内人、矢守大和竹が家のかべに、常にかゝげおきて見るべき歌をとこへるに、雙が岡の麓なりければ、

言の葉もいかにしげらし月はなにならびのをかのきどのあけ暮

ある人のこへる名蹟の書に、

やまがつがひとへ檜垣を夕がほの花にいぶせきすみかともなし

人のたびたつはなむけに、火打袋やるとて、かきつけゝる、

思ひ出でばうちもみよかしくさ枕たび行く道のこゝろなぐさに

喜撰法師のかたかきて、歌こへるに、

うぢ川の流れて四方にあふぐかなみやこのたつみたゞひとことを

寄果述懐といふことを、

いたづらに言の葉のみは繁れどもいつなりいでんこのみともなし

かくしつゝ言葉の園に思ふことならでこのみや／＼ちんとすらん

卯月ばかり、高雄山にのぼりて、若かへでの陰をかしくおぼえしかば、

もみぢせん秋をもまたで高雄山若葉にそまるわがこゝろかな

西本願寺につかふる某のもとにて、佛前述懐といふ事を題にて、

なき人のあととふわざもわが爲の後のしるべときくぞうれしき

間名具根といふことを、

口にとなへ心に思ふ御名よりや目さへ耳さへさやけかるらん

名だゝる宇治川の螢も、やう／＼數すくなくなりもてゆきて、去年、今年は、あらしの麓川にむれとぶよしきくをりから、いざとそゝのかす人あるに、吾もともなはれ行きて、

たに事かへさの川瀬をすみかへて數もおほゐにほたるとぶらん

その夜に、川づらの宿にやどりて、人々とともに題をさぐりて、水邊納凉といふことを、

れふみにわたらばいかに大ゐ河おと聞くのみも夏はおぼえず

螢とぶきしの小ぐさの夕霧をたもとにかけて夏はあそばん

山家人稀、

柴うりてかへる賤男のなかりせば都のつてを誰にとはまし

ちぎりおきしこまつともあらねど山里は思ひしよりもひとのとひ來ぬ

女醫博士賀川ぬしの白鷺亭に、人々つどひて、歌よみける時、

身の毛ふく風にあつさもしら鷺のやどは夏とやたれもとひくる

おりたちてあゆこさばしる夏川の底にこゝろをいるゝさぎかな

瀧正がもとにて、池菖蒲を、

池水のいひしらぬまでかをるなりふかきは色のあやめのみかは

羽倉信美がもとにて、端午庚申を、

かりそめの枕なれどもあやめ草ねぬはの爲に何かゆふべき

野宿夢覺、

いくそたびそよふく風にめさましぬ竹葉かりしきむすぶ夜床に

かりそめに草ひきむすぶうたゝねの見はてぬ夢を吹くあらしかな

鎌田視庵がもとにて、都郭公を、

みやこびときゝあくらんを時鳥かへる山路もわすれてぞなく

かへるべきほどゝき過ぎぬ都べに鳴きし初音はきのふと思ふを

葡萄の賛、

いざなみの神の御代よりえびかづらかけてかれせぬこのみなりけり

青葉櫻の畫に、

さくら花ちりての後の若葉さへこと木にまさる色香なりけり

青葉楓の畫に、

夏かけて若かへるてのかげみればもみづる秋のいろもおもにず

郭公二聲といふことを、

一聲は夢に過ぎしをほとゝぎすうつゝにきけと又やなくらん

不尋聞郭公といふことを、賀茂にて、

夜ならべて待ちしかひには時鳥聲をかさねて聞きそめしかな

祭見てかへるゆふべの小車に聲のせそへてゆくほとゝぎす

牡丹のかたかける畫に、

そめて見る心は誰もふかみ草いろ香にとめし花のすがたや

ある人の八十賀に、

けふのみのことの葉ならず九十百とせまちてまたもいはゝむ

片山大隅日がもとにつどひて、歌よみける時、夏夜、(六月五日)

ふく風もなつのよふけてすゞしきはくひなおとなふやり水のもと

ほとゝぎす聲せぬよはもねられぬは橘かをりほたるとびかふ

おなじ時、河を、

またも來て影をうつさん石河やせみの小川よおもがはりすな

百よつきよどの川舟行きかへり流れてたえずおとづれはせよ

羽倉信美のもとにて、洛陽花を、

見るひとの言の葉からや東路の花にはまさるみやこなるらん

をりにあひて都の花になるゝ身のなどて言葉のにほひなからむ

祇園會見奉りて、

神をけふまつるためしは世の人を八坂の里のやすけかれとて

六月十六日、潮の月見んとて、大津のみぎはなる、遠帆樓にやどりけるに、あやにくなる雲のたゝずまひに、月の影さしいづべくもあらず。興たがひことかくするほど、友だちふたり三人とひ來て、さかづきめぐらすに心ゆきぬるに、いづくよりにかあらん。みめよきをとめども、三人四人いで來て、三の緒かきならしまひうたふに、こゝろうかれて、

物の音に思ひははれぬ雲とぢて心つきなきこよひなりしを

あかつきがたになりて、しばしがほど、雲をさまりて、月いとをかし。

うき雲も夏の夜ふけてみづ海の浪をのこさずてらす月かな

淡海のうみ八十の湊のとまり舟こゝろひとつに月やめづらむ

すゞしさに心をのせて夏の夜は月にあみひく浦のあまびと

人々とゝもに、難波江に船うけて、とぶひのわざを見て、

中空にとぶ火のなごり流れちりてたもと涼しき舟あそびかな

櫻の宮にて、

名にのこる櫻のみやを夏とへば青葉にかをる風ぞすゞしき

讃岐人源春野に、難波の旅居にてあひて、よろづものがたらふほどに、日本紀會讀しをへたりとて、竟

宴の歌どもあつめんとすとて、端出之繩をよませけるに、
　岩屋戸にしりくめ繩をわたさずば長き長世もとこ夜ゆかまし
春野が子駒之介といへるをうしなひてなげくに、
　若駒をしらぬあら野にまどはして猶もほだしに繋かれぬとか
山家のかたかける畫に、
　ことたらぬすみかとしらでとひ來てはうらやましとぞ人のいふなる
なりひさごのかたに、
　世の中はとにもかくにもなりひさごたゞつながれぬ身こそやすけれ
山家に、梅がえに鶯なく所、
　梅さけりうぐひすなけりしづが家も春はいろかにとみてみえけり
有馬のみゆあみにまかりて、
　一たびは吾もあみゝんむかしよりしるしあり馬のみゆときゝしを
鼓瀧にて、
　世々をへて音にひゞける瀧の名のつゞみは浪のうつにぞありける
箕面の瀧にて、
　これやこのあまの川との水くだり雲よりおつるたき津しら波
岩に、なのりそおひたるかたかけるに、
　船はつる礒のいくりにおふるめを神の駒とはたれ名づけゝん
池田人山川正宣がもたる竹帙を見て、それが笥のうらに書き付けたる辭幷長歌、
此の帙は、奈良の東大寺なる油藏といふに有りしを、近き世に油藏はそこなはれはてしかば、藏のう

ちなるふみども、ほかにをさめかへらるゝをり、これかれちりぼひ有りて、此の竹帙もある都人のもとにつたはりぬ。かの藏の跡は今礎のみ殘りにき。さるをゆゑよしありて、山川ぬしのあがなひ得て、いとむかしみめでらるゝを、ふるものあつかひこのむおのれ、おなじ心によろこぼひたゝへてよめる長歌、

あなめでた。こもの竹簀は。たが世にか。あみてつくりて。萬とせ。千とせの世々を。ふる寺の。たからのふみら。まきつゝみ。ひめおかしけん。かぎり有りて。をさめしく藏は。くちぬれど。これらの竹簀は。此のぬしの。ふることこのむ。眞心に。あなくらし得て。あたひなき。そこつたからと。かしづきて。ひめおかしけり。今よりの。五百世の後も。かくしつゝくちずそこねず。つたはらん。ことのともしさ。ことあげして。あれもめでたふ。これの竹簀を。

都にかへり來て、七月七日、飛鳥井殿に參りて、梶鞠の式見奉りて、

あがりたる世にはそれとも聞えねどみやびにみゆるけふの梶鞠

七月十日、都をたちて、東のかたへかへりくだらんとするに、月ごろ馴れし人々に、わかれをしむとて、盃にかきける歌、

ながれても淵瀬かはるな立ちかへり又もわたらん賀茂のかは浪

逢坂にて、おくりきし人々にわかるとて、

越えわびて思へばとほし逢坂をことにはやすくかけて契れど

伊勢の太神の宮にまうでゝ、七月十四日のことなり、

心さへすゞしくなりぬ八百萬千よろづ神のみやめぐりして

二見の浦に、人々ともなひゆきて、海上眺望の心をよめる長歌みじかうた、

さくゝしろ。いすゞの宮に。きのふかも。ぬさとりむけて。今日ははや。家路にむかひ。かへらま

く、わがする時に。人みなの、かたりいへらく、玉くしげ。二見の浦は。常世より。しきなみよせて。いにしへゆ、清きなぎさと。かたりつぎ。いひつぎ來しを。いでわかせ。見てかへらせと。わもごろに。かたらひいへれ、吾もまた。おとに聞きしを。いざゝらば。道のつとにと。思ふどち。てたづさはりて。行きいたり。ありそにたちて。青海原。ふりさけ見れば。浪のおとの。きゝのさやけく。たつ石の。見のおもしろく。かへるべき。容もわすれて。しまらくは。たちもとほりぬ。玉くしげ。二見の浦は。みれどあかぬかも。

　　心ゆくかぎりなりけり海山のふたみの浦のあけぼのゝ容

山田の錦江亭につどひて、歌よみけるとき、殘暑といふことを題につくれる辭、

土さへさくるこゝちしたるほどは、ことわりのあつさに思ひなして、さまでもおぼえざりしを、みそぎ川に流しやりつるやうに、思ひ捨てたる夏のなごり、又もたちかへりて、きのふけふとなりては、なか〳〵にたへがたくおぼゆるよ。あやしくさるべきことゞもこそあらね。さるは庭のさまを見るにも、しなえよらるゝばかりの日影ともなく、袖ふく風も身にしみそめぬるに、いかなればかくおぼゆるにはあらん、思ふに心のたゆみにこそは有りけれ。心のたゆみばかりくちをしき物はあらじ。よろづのまなびの道も、しかこそはあれ。うひまなびのほどは、いかでと思ふ心のすゝみより、よひあかつきにつとめはげみて、ふづくゑにむかひても、春の日をみじかう、秋の夜を長からぬやうにのみおぼゆるを、いさゝか物の心しり得て後は、いつとなくおこたりゆくならひより、書をひらきては見るに物うく、筆をとりてはかくに心つかれて、はて〳〵はふづくゑのうへにうつぶしかゝるめり。いとくちをしきことならずや。殘るあつさのたへがたきは、かくていつまでかはあらむ。心たゆみもさて行るべし。まなびの道のおこたりは、年ごとにいとゞしくなりまさりなんと、思ふからにわれと心に、いましめまほしくこそ。

いすゞの宮にまうでけるかへるさ、古市町といふ所に、あそびどものゑみしらがふを、とかくいひはふるゝ若人たちゆきかふ、

咲きつゞく神路の山のはな陰はゆふかけてこそ誰もよりくれ

こゝの對嶽樓といふに、月を見て、

朝くまにゆふぐも晴れて神路山ながみねとほく月になりゆく

古市町は、もと長峯といふ所なりとぞ。

二見にやどりて、人々と共に、題をさぐりて歌よみけるに、初秋虫を、

風をのみ人はいへども虫の音ぞ秋を聞きしる初めなりける

おきそむる露を尋ねてよなく／＼に聲のかずそふ野邊の秋むし

福島豐後がもとにて、秋色浮水といふことを、

みぞれせしあと川柳一葉ちり二葉みだれてあき風ぞふく

水影にうつるは花か秋につれ入江の蘋蓼はなさきぬらむ

ある人の六十賀に、

十といひて昔の秋にたちかへり千世もさかえよ老人のとも

春木隼人がもとにて、大淀のうらに松あり。木かげに女どもたてり。

うらみてもつれなき人をおほ淀の松のねたくも頼みけるかな

世義寺といふに、人々あつまりて、ものゝねあはするをきくに、青坂波の、わきておもしろくおぼえしかば、

青海のなみ／＼ならぬ物の音にたれも心のすみわたりぬる

大和多久□朝臣、伊勢海をうたふ聲、いとよし。

いせの海のきよき調をきくけふはわれも詞の玉やひろはん

松坂の旅屋種德堂のあるじに、歌ひとつとこはれてかきてあたふ、

まことある心の種をつねにうゑて金花咲く身とやなりぬる

佐屋川を舟にてのぼるとて、

さや川のみを(水脈)さかのぼる桑名舟あしくば波の上ぞ安けき

駿河府中にやどりて、松永正平が母の五十賀に、

百重浪千とせのかずはよすれども老はこぬみの浦のあま人

おなじ國の陶山口渡邊正が身まかりけるに、其の子眞文があととふわざすとて、月前懷舊といふ事を題にて、歌こへるに、

ふじの根のふもとてらしゝ月影のなど中ぞらに雲隱れけん

八月十五夜、三島のすくにやどりて、白瀧の水心亭に、月を見てよめる歌幷序、

きさらぎ十日ばかり、都にのぼるとて、こゝのすくにやどりけるに、かねてより相しれる友だちのあるを、みたりよたりいざなひて、白瀧の流にあそびけるに、かへるさはあつさの盛にもなりなんを、又も來て此の流にすゞましとちぎりかはしにけり。さるを心のほかに都に長居して、八月のなかば、やう／＼こゝまでかへり來ぬ。けふしも十五夜なりけり。をとつひ、きのふの雨風なごりなく晴れわたりて、暮れかゝるほどより、月くまなくさしのぼりければ、ちぎりおける友だちとゝもに、かの流によもすがら月見あそびてよめる。

尋ねても見るべき月をうれしきは今宵やどりをこゝにとりたる

夏ならば涼しとのみやみてやまん心にまでは月もしまじを

春とひて花のかげみし白たきにはやくも秋の月ぞながるゝ

秋の夜の月おもしろきたき水に心をさへもいれて見るかな
行く水の流をとめてよもすがら月をみしまのおくのやまかげ
疊翠軒記「割註」三島の旅屋福島貞藏が家號なり。」

窓より右にふじ、あしたかをのぞみ、軒より左にあしがら、箱根を見はるかせり。其の山々はや、五百重山かくみ、千重山とりよろふ。麓は驛路にて、行きかふ人たえずにぎはひ、旅屋軒をつらねたり。あるがなかに福島といふ家のあるじ、いさゝか言の葉の道に思ひをよせて、心たましひしたゝかにまめ〳〵しきぬしなりければ、都路をゆきかふみやびをたち、たえまなく此の家にやどりぬ。いでや都よりあづまへかよふ旅にして、山路けはしくはたおもしろきは、玉くしげ箱根のみねつゞきなりけり。そのこなたは三島のすくとて、みやしろのもりかう〳〵しく、春は霞の衣をきそへ、秋は霧のとばりをかけて、花のあや、紅葉の錦をいろどりかさね、夏はみどりの梢うすくこく、冬は四方の雪に白がさねたゝみさげたるさま、すべていはんかたなくをかしかれ。此の家のよび名をみどりをたゝむ軒端といふ。まことゆゑよしあるかな。

遠近につゞくたか山みじかやまいくへたゝめる緣なるらむ

千種侍從殿にいざなはれ奉りて、大ゐ川に船をうかべて、嵐山の芝見ける時、よめる歌、きさらぎはつかむゆかのことなりけり。

大井川ゐせきの浪の立ちかへりまた來ん春の花をこそまて　有功「千種殿」
山ざくらともに見んとは大ゐ川ゐせきの浪の思ひかけきや　正輔
わが見てし後もしばしは山の名の嵐をはなにふかせずもがな　濱臣

正輔が「山櫻ともに見んと」はといへる返し、

なみならぬ契なればや大井がは流れてけふの春に逢ひけん　濱臣

千種殿の御もとにめされて、歌よみける時、富小路三位貞隨殿、梅溪左中將行通殿おはしたり。御當座、

都郭公

都をばおなじ旅路の人もあるにことよひは來なけ山ほとゝぎす　行通卿

垣夕顏

夕がほの花にはちりもなかりけり賤がまがきは荒れしながらも　貞隨卿

浦夏月

夏がりのあしの葉末のつゆのまにあけなんとするか浦の月かげ　有功卿

岡新樹

春と夏とゆきゝの岡のならがしは葉廣になりぬたれいこへとか　濱臣

深夜螢

さよふけて露と照りたる八十草の葉末をむれて飛ぶほたるかな　光隆（夏目光暢）

濱臣にはじめてたいめして

今日見てぞおもひははるゝ天雲のへだてゝよそに名を聞きし君　貞隨卿

己こそ思ひははるれよそにみしくも井の庭を立ちならしては　濱臣

小倉中納言の御もとへ參りけるに、五月五日の事なりければ、やがて御いとまをうして、賀茂のくらべ馬見にといそぐを、しばしと引きとゞめ給ひて、

競馬見に行くかたにいそぐともしばしはこゝにひきぞ留めむ　元膺卿

御返し、

さもといはゞけふはこゝにて競馬急ぐにはあらずはや罷りなん　濱臣

芳野山の花盛にあへるよしなど聞えて、歌ども見せたてまつりければ、

みよし野の山を見しよりやおのが詞のはなにあきけむ　元腆卿

文政三年四月八日、於京都圓山端之寮歌會、

うづき

榊とりしめ繩はへてかみやまにみあれまつらす夏は來にけり　季鷹（賀茂縣主）

* * * * *　正輔（大堀茂右衛門）

しめ

するつひにほにあらはれしわが戀はしりくめ繩のこゝちこそすれ　海廣（大江縣齋）

いはひて思ふ

いつまでか思ふおもひを下ひもの下にむすびてあらむとすらむ　直孝（豐前人渡邊湖治）

* * * * *　菅緒（長谷川三折）

* * * * *　村上松堂（畫工）

ふみ

むかしより代々につたへて百千まき千卷の書はかずもしられず　貞堯（西村吉右衛門）

くひな

くひなとはしるきものから人までばこゝろにかゝるよひ／＼の聲　助凭（森三之助）

ほとゝぎす

東人の耳にはいかにかどなしときかんみやこの山ほとゝぎす　敏夏（服部五郎左衛門）

* * * * *　光隆（夏目元輔）

ころも

ふるさとにたちゆく人の袖にかも錦のころもいもがぬひつる　元篤（高畑啓吾）
あひおもふ

わが中に思ひくらべてわりなきは小鹿なく野のはぎが花づま　芳秀（福井兼右衛門）
神まつり

白妙のそでに露ちるもゝのかげすゞしきけふの神祭かな　直行（吉田揔兵衛）
かざし

千早ぶるかものみあれにあふひ草かざすや神のこゝろなるらん　眞道（前田總兵衛）
文たがへ

ふる衣うらみしよりもよるの道ふみ違へてはくやしかりけり　貞一（中村又八）
たま

いだきもちてよゝと歎きし古言ののこるや玉のひかりなるらん　茂廣（近藤吉左衛門）
はじめてあへる

つらかりしうらみに袖はくちにけりあふうれしさを何につゝまむ　長壽（大橋九右衛門）

●　＊　＊　＊　＊　經邦（湯淺次右衛門）

矢

いかり猪をたやすくいとるはや人のさつやはたけき神にぞ有りける　千楯（城戸市右衛門）
かゞみ

＊　＊　＊　＊　＊　濱臣（清水月齋）

難波の旅居のほど、本居大平のもとよりおこせたる消息、

よし野に物し給へりし、御かへさとて、立ちより給へるは、中昔の人ならば、花のたよりはなさき（マヽ）御

心ざしよなど、みやびにとりなして、よみ出でつべきふしなれど、まことさは侍らで、
めづらしき君をみるめはわかの浦のなみのたよりもうれしかりけり
いにしへのよし野の宮のみやびごとながき日あがずかたるうれしさ
など思ひつゞけ侍りけれど、そのをりは、まづめづらしき御物語を、きゝもらさじと思ひ侍りて、かゝる浪の下草はとりいではべらざりきかし。縣居大人のわかきほどの、後世風の歌の集、又詩の集、又論語の註解、何くれの下がき、さまぐ\かきすさび給ひしふるほうぐなど、さるよしありて、君の御もとに傳へもたまへるよし、又岡部氏の今のあるじは、三代になりてしかぐ\など、品川の少林院に、千蔭翁の下がきかきてある、あがたゐの大人の御像、うるはしくてあるよし、又大名たち、今は大かた歌よみ給はぬはなく、中には古ぶりに深く心よせ給ふもおほかりなど、何がしの君にすゝぎに月かきたるゑに御賛に、さる御心しらひありてしかぐ\など、まのあたりならではうけ給はりがたきふしぐ\、うけたまはり侍りつる。
うまごりのあやに錦に立ちまじりしくものもなき君がたまもの
となん。かへすぐ\うれしくうけたまはりぬ。猶、何くれと聞えまほしき數々も侍れど、いぶせき海士の苫屋、たづねより給へりしそのよろこび、ほど過ごし侍らんは、なめしくやとてまづとりあへずかくなん。あなかしこ。
三月十五日　　大平
清水君
御もとに奉る
まことや。あがたゐの大人の、よの子におくり給へる消息とて、めづらしき筆のあと、同じ大人の、美酒の詞の石摺うつし壹枚、おくり給へる、人々にも見せて、めづらしく見侍りぬ。京の御旅居のほ

ど、いぶかしく心にくき御物がたりもあらば、うけたまはらまほしくこそ。あなかしこ。

これが返し、京よりいひやれる。

かしこまりてうけたまはりぬ。先とよ、さいつ頃は、ひなの長路にやつれたる旅姿をも、うとみ給はで、へだてなくむつがたりうけたまはりきこえさせしことだにあるを、御歌のかず／＼書きてたまへることよ、うれしとは物かは。つゝみあまることゝもなんし侍りつる。別れ聞えて後、難波に十日あまりはべりて、明日は衣かふべき日といふに、やう／＼(ママ)都へはのぼりつき侍りぬ。さていさゝかことゝもそこなひて、とかくつくろふ程、けふ／＼と過ぐいて、御返りごともおこたりたるなめげさは、さるかたに見ゆるし給ひてよかし。まことや。御歌のかへしは、

もしほ草吾もえ刈らできの海のなみ／＼ならぬ君がみるめに

春の日もあかざりけりなよしといひしよしのゝあたりをよくかたるとて

われもまたあやに錦にかへて見きうらなくかたるきみが言葉を

こゝにも、城戸千楯よろづうしろみて、心ゆく旅居になん。賀茂のみあれ過ごしてと思ひはべれば、又聞えうけたまはるべくこそ。あなかしこ。

うづきついたちいつか　　　濱　臣

本居君の

御もとにこたへまゐる

土佐人大倉鷲夫が都にのぼりたるをり、吾も都にのぼると聞きて、待ち居たりしが、さらぬ要のこと有りて、難波にくだるとて、長歌よみて、城戸千楯にのこしおきける。

鷲　夫

鷄が鳴く、東の國と、やき太刀の、土佐の小國は、天雲の、千重にさかりて、白雲の、八重たちしき

て、はろ〴〵に、なりてはあれど、いそのかみ、ふるきみふみを、一すぢに、しぬぶ心は、いれひもの、おやじ心ぞ、おやじその、書はしぬべど、おやじその、こゝろはもたれど、かくしわが、またす心は、おやじくもあらず。

けふ〳〵と、および折りつゝ、わ（吾）をまたす、君が心の、すべのすべなさ、

まゐのぼる、君にみえずは、あしがちる、難波にくだる、吾しかなしも。

文政三年七月廿七日、伊勢山田、錦江亭歌會。〔割註〕兼題、當座、歌文、別卷。〕

從三位	度會貞度卿	檜垣四神主
從四位下	度會常善	同　八神主
從四位上	度會煥光	春木隼人
從四位下	度會正兌	橋村彈正
從四位下	度會弘訓	星代權太夫
正五位下	度會光茂	上部雅樂
正五位下	度會末彥	福島豐後
從五位上	荒木田久守	宇治求馬
宮掌大內人	秦貞幹	上部左馬之助
宮掌大內人	秦弘基	追沼主水
宮掌大內人	秦旨武	津村正太夫
同	清水	石井源太夫
同	千町	井村傳太夫
同	信足	五富利主馬

同	光基	杉村丹藏
同	清厚	河崎惣太夫
同	重魚	廣橋一學
同	時春	杉松主馬
同	富壽	河井林太夫
同	吉算	中田大進
同	吉迪	多氣環
同	文負	山崎榮治
同	文友	同重藏
同	正高	中西六左衛門
同	長發	田崎城之助
同	遷水	增山亦治郎
造外宮杢小工	藤原記久	二見吉四郎
	幾佐女	小川氏女
	珍一	盲人
陸奥仙臺書生	藤原光命	小山要人
志摩波切村	和氣鳴鶴	萬菴
同	仙遊寺	敬之
攝津大坂	千稻	岸田甚五郎

文政三庚辰年七月〔従廿日至廿二日〕於伊勢山田豐崎文庫講釋。〔伊勢物語〕

講師　清水濱臣

聽衆　藤田內匠長盈
　　　中川桂次郎清憲
　　　足代權太夫弘訓
　　　宇治求馬久守
　　　春木全之助品光
　　　　外八十二名
　　　　　（姓名略く）

文政三年八月五日、於二伊勢山田世義寺樂會一、

平調

音取
甘州　吉棟
　　　元善
　　　末慶

五常樂急　常善
　　　　　貞董
　　　　　常安

春楊柳　久敬
　　　　貞度卿
　　　　末慶

陪臚　都盛　元秋　末慶

郢曲　貞度卿　久徵　都盛　末慶

東岸

附物

吉棟　元善　常安

鷄德　朝喬　貞度卿　末慶

盤涉調

音取　常善　元秋　末慶

青海波
越天樂
箏
羯鼓
太鼓
篳篥
笙
同
笛
笙

吉棟
元善
常安
都盛
貞董
末慶
貞度卿
久敬
元秋
元善
久敬
常安
都盛
末慶
貞度卿　從三位度會檜垣四神主
朝喬　正四位上度會宮後五神主
常善　從四位下度會檜垣八神主
常安　從四位上度會檜垣舍人
久敬　從四位下多大和守

同　　都　盛　従五位下大中臣山田大路藏人
筆　築　貞　董　正五位下度會檜垣右兵衛
同　　元　善　正六位上橋山田大路主殿
笙　　吉　棟　正六位上度會小倉左京
笛　　末　慶　正六位上度會吉澤主水
篳　篥　元　秋　正六位上度會山田大路要人

伊勢松坂小津守良宅當座〔八月五日〕

庭萩
咲きしより朝夕にはのおもなれてみれどもあかぬ露のたま萩　正　興

萩露
たわみても露おもしろき花の枝は風ともらけず宮ぎのゝはぎ　守　良

折萩
紫のながめのみかはをる袖のにほひもふかき秋はぎの花　啓　廊

朝萩
あかざりし夕暮よりも朝つゆのおきいでゝ見る庭の秋はぎ　友　能

夕萩
わけよ猶ゆふべの露のこはぎ原色暮れぬまの錦きそへて　安　守

野外萩
來てみれば今の名のみの武藏野に殘るにしきの秋はぎのはな　元　義

行路萩

秋萩の盛をわくるかよひぢは花ずりごろもきぬ人ぞなき　元貞

萩映水

影ばかりうつらふ花に猶あかでなみや萩こそ野路の玉がは　春庭

萩移袖

袖にみる色のみならで咲く花にあかぬこゝろもうつる萩原　高匡

故鄕萩

おのれなほにしきとみえて高圓や故鄕しらぬ野べのあきはぎ　久足

月前萩

秋萩の花のにしきの露のうへにやどりこすある夜半の月影　秀經

雨中萩

むら雨のふる枝の萩のぬれ色にながれにさらふ錦かと見ゆ　濱臣

送別歌

別れては又いつかはと思ふにもいとゞ名殘のをしきけふ哉　伊勢松坂　春庭

すゞとめの森の名よそに行く君を下樋小川のなほしたふかな　安守

見てかへれ淸きなぎさのよはの月墨田河原のあきはありとも　正興

あかずしてさやけき月に別るとも霞める春はめぐりあひみむ　同

よる浪はたち別るともいせの海に又のみるめを忘れざらなん　高匡

大淀のまつによりこしうれしさもなか〳〵つらくかへる浦浪　守良

はつ色のまちえし君を秋かぜのたちわかれぬるわが心はも　攝津池田　山川正宣

伊豆國熊坂村竹村茂雄がもとをとひて、ふつか三日ありて、わかれかへる時、

故郷にまつらんこゝろ苦しさに別もしひてとゞめざりけり　茂雄

袖子がもとをとひて、年頃の物がたりにいたく夜ふかしてかへりしつとめて、かくいひおこせり。よべはかりそめなる御たいめにて、のこる言の葉のみおほくなん。

あひみしはたゞ夢とのみ思ひしにあやしやこゝに殘る言の葉　袖子

見るまなくわかるゝ君はなか〳〵にもの思へとのしわざなるらむ　同

をしむともをしともいはじ君は又いづちに急ぐけさの別れぞ　同

行きてみぬ吉野の春をさながらに君が言葉のはなに見るかな　同

よし野にて花ゆゑにまよはゞうれしとよみ給へるを思ひて、

かへりこし君ぞうれしき花ゆゑにまよはゞ仇の名をやたてなん　同

箱根の山中といふ所までおくり來て、

伊豆の海のいつあひみんと思ふにぞけふはこれおの別れかなしも　稻麿

奈良の藥師につたへたりし、唐簾の、いともふるきを得てよめる、

もろこしのみぬ花鳥のあやすだれあやしや千世の物をわが得し　濱臣

清水大人の、都にて得給ひぬとて、花鳥のかたいとをかしく物したる、古きすだれを見せ給ひければ、

花鳥ののこるにほひのあやすだれかけてしのばし昔をぞみる　茂雄

袖子にも、すだれの歌よみてよといへれど、えよみ出でざりければ、

幾歳をふるきすだれとおとしめて言のはもだにかけぬなるらん　濱臣

かくいひければ、やがてよみて出だしけり、

花鳥のあかぬいろねを萬世にかけて忍ばんをすとこそみれ　袖子

泊酒舍の大人の得給へる、古代の簾をたゝへてよめる長歌、みじか歌、

言の葉の、名におふ宮の、ふる言は、ふみにこそみれ、さきくさの、みつばよつばの、みあらかも、あらたにたえぬ、代々を經て、しのぶ昔を、めのまへに、見るてふことは、かた原の、かたかるものを、これぞこの、寧樂の都に、天の下、しろしめしけん、すめらぎの、大御代のものと、うつし身の、うつゝの世にし、つたはれる、このあやすだれ、あやしく、たがつくりゐぞ、まほにしも、みえぬものから、花のいろ、鳥のつばさも、ほのぼのと、見えわかれつゝ、あやどれる、いとのにほひも、中今の、物とやは見む、かみつ代を、まさめに見する、此のあやすだれ。

さゞなみのやどの寶と後の世をかけつたへよこのあや簾　作　鹿

都にありけるほど、若狹小濱人石田千穎がもとより、

ほとゝぎす都に名のる人づてをこゝに聞きてもうれしかりけり

かへし、

ほとゝぎす都の空のはつ聲はきかるもうれし鳴くやさしゝ　濱　臣

はりま赤穗人長沼祐義より、

よしの山よしや花にはそみぬともわが高さごのまつなわすれそ

かへし、

高砂のまつらん君と思ひつゝなほもみやこの花にとまりぬ　濱　臣

消息のはしに、

武藏野ににほひみちぬる言の葉のはなを都にたをるうれしさ　恒　香

かへし、

武藏野の野末の小萩色なきをみやこに誰かはなと見るらん　濱　臣

六月十七日の夜、清水の成就院に月をみて、

心さへ身さへすゞしな月かげのきよ水寺にたびねする夜は

かへし、

名にも似ぬ我古寺の涼しきは君がこゝろのすめるなりけり　成就院藏海

はじめてとぶらひ來て、

ことさらにめづらしきかな郭公人づてならぬけふのひとゆめ　荷田信美

かへし、

くやしくぞ初音もらせる時鳥人づてにのみきかせましものを

年ごとに忍びかけける神祭うれしくけふにあふひなりけり。と濱臣ぬしのよまれたるに、

あづまよりひかれて來しは神も又かけつるけふのあふひたらまし　直見

かへし、

＊　＊　＊　＊　＊　濱臣

うづき末つかた、濱臣ぬしの、はじめてとぶらはれければ、

ちはやぶるわが神山のほとゝぎすあづまのつとに一こゑはなけ　直見

かへし、

東人のつとにはもらせ郭公しめのうちなる初音なりとも　濱臣

はじめてとひ來たれるをり、

みや人のやどの清水のきよき名はながれてよもの海におよべり　達阿

かへし、

＊　＊　＊　＊　＊　濱臣

加茂祭の日、雲錦亭にて、ゆくりなく濱臣大人にまみえ奉りて、

思ひきやかものみあれの葵ぐさかけても君にあはんものとは　乘承

かへし、

みあれにはけふぞ初めてあふひ草君にまでとは思ひかけきや　濱臣

都にて、ゆくりなく、淸水大人にまみえ奉りて、ほどもあらず東にかへらんとし給ふに、わかれ聞ゆとて、

あふ坂の名こそたのまめ旅ごろもひがしに西にたちわかれては　乘承

かへし、

程もなく別るゝけふか都べにあふさきるさの旅ゐをばして　濱臣

淸水大人、都にのぼり給ひけるに、よみて奉る、

吾妻よりみやこをかけてほとゝぎす聲もとゞろに鳴きとよみつゝ　平康

かへし、

みやこべは聞く人おほき郭公もらす初音ぞやさしかりける　濱臣

あし引の山ほとゝぎす見だに得ず聲だにきかで夏すぐらしも　川村兼輔

かへし、

契りあらばほとゝぎすぎず逢も見んよしや今年の夏ならずとも　濱臣

＊　＊　＊

＊　＊　＊　あふ坂の名はむなしからめや　濱臣

かへし、

逢坂の關の眞淸水心あらばこえゆく君が影をとゞめよ　信賢

はじめてとひ來たるをり、

心ざしふかくすみたり眞淸水のながれをくまぬ人はあらじな　直道

朝がほにつけて、

白露におきおくれたるおこたりをいさめがほなる朝がほのはな　貴則

かへし、

朝貌の朝いゝさむる花をこそめざましぐさと我もみなさめ　濱臣

大津にて久米良輔が、

思ひうしふじの高嶺も鳰のうみのつきみるときは忘れはつべし

かへし、

鳰の海の月に心をいるゝ夜はおもひも出でずふる郷のそら　濱臣

伊勢人寛信が、

御心を淸きしみづにきみにわがながれて絶えずあふよしもがな

かへし、

* * * * *　濱臣

讃岐人中村春野は、はやくより文かよはして、こゝによろづの事とひきくぬしなり。難波の旅居に、ゆくりなくあひたるに、かくいへる、

神のごときこえし君を思ひきや雲ゐへだてんあふぎみんとは

かへし、

* * * * *　濱臣

伊勢にありけるほど、水月がもとより、消息のはしに、

あひみてはあかぬ心を鳥がなくあづまの空にかへるきみかな

今よりは雲のうはがきとだえなく雁のつばさにことはかよはせ

かへし、　　濱臣

家路へと急ぐ物からともすればみやこの空ぞかへり見らるゝ

同、

今よりは雁の行かひたえまなくおとづれなんよ千代のはるあき

箱根までかへり來けるに、信臣柏女などむかへにとて、湯あみがてら來たりければ、塔の澤に日數かさねしほど、江戸より消息して、　　光房

こよなき都の御長居は、さらにきこえさせんかたなくなん。からうじてあい見奉るべき日數のほどなきにも、猶ちかくてとほきこゝちせらるゝ御中やどりこそ、

今さらにこふぞすべなき百重山へざりしほどはさてもありしを

かき撫でゝ二子の山は見ますとも箱根のおくに長居するきみ

蓮阿よりも

立ち出でし君をまつまに春すぎてかすみがせきに秋風ぞふく

送別歌　　大堀正輔

殿につかへて、大城のもとに參りけるごとに、まづ御もとをとぶらひて、いにしへ今のことらかたらひつゝ、うらなくむつばひつることを、今かぞふれば十とせまりさきつ方の事になんありける。つかへをしぞきつる後は、ふりはへてもえとぶらひ侍らで、雲井のをちに戀ひわたりしを、きさらぎの末つかたのぼりおはしてより、かたみにとひかはして、朝夕になれむつび參らせしかば、年頃いぶかしく思ひわたりし昔のをぢ〳〵、とひきゝまゐらせ、あるは花にともなひて、みやびのむしろにともな

はれ、ありしよりげにしたしくまじらひ参らせて、いとたのもしく思ひ聞え侍るを、かねて心ざし給へる都はさらなり。ふりにし奈良の都のあとをもとひ、よし野山の花をわけ、和歌の浦にさをさし、難波堀江に船をうかべなどし給ふ折ごとに、世に名だかうおはすれば、雲の上人をはじめ、しるしらぬみやび雄たちこぞりてこゝにまねき、かしこにいざなひ参らすれば、何くれといとなくおはするからに、心たらひてかたらふをりもなかりけり。さる水無月なかばかへりなんとて、

　流れても淵瀬かはるな立ちかへりまたもわたらむ賀茂の川なみ

とみづから盃に書きておくり給へるに、いとゞあかず思ひたまへれど、家人たちとゝもに物まなぶ人どもゝ、待酒たゝへていはひ待ちおはすらん物をと、えとゞめもやらで、又も渡らんとなぐさめおき給へること葉をたのみて、馬のはなむけによみてまゐらする歌、

　わかれなばかもの川浪よりあひて又かたらはんときをまたまし

　ふじの根の雪だにきゆるみな月にかへらん君が旅をしぞおもふ

　花さかばみやこを思へ月見つゝ我もしのばんしのばずのいけ

清水大人の、みやこの旅居をわかれたち給ふとき、人々に、

　ながれても淵瀬かはるな立ちかへり又もわたらむかもの川浪

とのたまふ御かへし、

　賀茂川のきよき瀬のとを忘れずは又もあふひのたのまれもせん　敏夏

おなじく、

　賀茂河を又わたらんと聞くものゝおぼつかなみにぬるゝ袖かな　碩庵

おなじく、

　たがへずも又わたりませ賀茂川の月は淵瀬のかげあさくとも　菅臣

おなじく、

忘るなよ忘れてまたん言の葉にかけてかへりし賀茂の川浪　益親
年月はながれゆくとも鴨川のたゆることなくおとづれよ君　同

送別歌

旅衣きそのみさかもつゝみなく手向よくしてとくこえね君　京都 誠之
留まらぬ君とはしれどしかすがにはなちがたきは袂なりけり　眞堅
旅衣夏の日かずをかさねゆくたもとひかへよ木曾の山かぜ　俊恕
わかれなば君がみやびの言の葉を古ことゝまなぶしをりとをせん　同
音にのみ聞きてしのばんあかでしもかもの川なみたちかへりなば　助凭
かくばかりをしと思へど言の葉はこゝろおよばぬ君がわかれ路　信賢
かつゆきてかつかへり來ん君なればいつと契らんことの葉もなし　同
うちひさす都の友をわすれずば又も來ませよ花のさくころ　剛寛

賀茂内陣の苔にそへて、

神山の皇御神のみあらかのをすにかけたる二葉草ぞこは　顯金
ほとゝぎすなどいそぐらん橘はみはしのもとにいまだにほへり　正風
東路を行きかふ鳥し後もあらばわはことゝはん雁ならずとも　比禮雄
なみならず誰もしのぶをしのばずの池のみぎはにとくかへるらん　長廣
こまなべて君がかへれどむさし鐙かけてまた來ん春をこそまて　茂廣

あふぎにそへて、

わかるとておくるあふぎの風をこそ君にたぐへしこゝろとをしれ　同

御教子のつらに思ひおきてたまはらんことをねぎまつりて、

奥山の岩がき清水よゝかけてたえぬ流をくまんとぞ思ふ　　同

くすりにそへて、

旅衣わけん夏野のくさつゝみなやまひせそと贈るくすりぞ　　碩　菴

なみならず語らひなれし君にけふあかずわかるゝそでの露けさ　　段

つちさけて照日さかりを心せよすゞしき風はよしふきぬとも　　同

言の葉の道のまよひを思ふにもしたはまほしき君があとかな　　直　孝

武藏野のゆかりもとめてむつびにしこゝろなあせそむらさきの色　　好　謙

木曾路をかへり給ふと聞きて、

君がへんきその山路も言のはのはなの都の手ぶりあふがん　　好　謙

日をさふる木陰をおほみ旅衣きそぢは夏もすゞしかるらむ　　恕　灌

むさし野のこき紫を見るごとにおもへ都のなつやまのいろ　　とみ子

あひみてし程はみじかくおもほえてわかるゝけふぞ人はこひしき　　益　親

老らくの身ぞさだめなき東路のあふさか山の名はたのめども　　水　月

逢坂までおくり來て、

しら雲の八重山遠くわかるともかけてまたばや雁の玉づさ　　茂　廣

いさらゐのあかぬはむすぶ清水かき　　里村玄碩

送ニ清水大人東歸一　　僧　閒　中

荏土曾遊似葉分。　頻年老去此離レ群。　芳宜織錦皆空沒。　珍重斯文獨屬レ君。

清水君の江門にかへらせ給ふを、粟田のほとりまでおくりきこえて、

年をへて又もこえませ逢坂の山松がえのいろかへずして　正輔
心してゆかせわがせこ木曾路なるうすひのあらし和田の朝ぎり　同

泥沌菴送別歌、

きみと我
年月をあまたへだてゝ君とわれあひ見ることも命なりけり　詮
こゝろもともに
あすよりは心もともに影となり身はこゝながらそひて行かまし　益親
心にしみて
逢ふ事は年月へんとおもふよりこゝろにしみて別れかなしも　觀主
君がわかれを
言の葉をかはす日數も夏ごろもひとへにをしき君がわかれを　全正
とめんとめじ
こゝろみよとめんとめじは東路に君がこえ行く道のせきもり　成薫
あかぬこゝろを
よしやきみ東に遠くかへるともあかぬこゝろを隔てざらなん　宗壽
月日かぞへて
故里に月日かぞへて待ちぬともしばしかたらへ山ほとゝぎす　泰則
へだつとも
東路の雲の五百重にへだつとも心はこゝにかよひたらなむ　長詔
道に出でたつ

ほとゝぎす啼きてとゞめよ故郷の道に出でたちかへる君をば
とほくゆく　延年

横雲のわかれて遠く行く人のなごりをゝしと鳴く郭公
思ひやる　通尙

別路に身をこそわけね思ひやる心ばかりはおくれざりけり
とゞめてとほく　元數

今はとてかへらん君が別をばとゞめて遠くなるぞこひしき
別るれば　信行

わかるればあふことかたき物からにとゞめんよしなごた思ふやは
何かわかれの　正遠

よしやゆけ何かわかれの惜しからん又もあふみと思ひかへせば
をしみつゝ　敬

ほとゝぎす聲のかぎりを惜しみつゝかたらひとめよ君が別を
別なりせば　惟明

かくばかり袖はならさじかり初のゆきかひ路なる別れなりせは
わかれをゝしと　正脩

たゞ衣たつらん程をしらねども別をゝしとまづしたひぬる
わかれぢの　學玄

別路の行へはさぞなむさしのゝそらに涼しく月を見るらし
わかれてのちは　淵龍

かへらんと今聞くだにも戀しきに別れてのちはいかゞあるらむ
空にこそなれ　唯敬

君が行おなじ旅路とあこがれてこゝろもうはの空とこそなれ
ほどのはるけさ　俊章

又いつと逢ひみん程のはるけさを思へばかなしあづまぢのそら
夢にこそ見め　ふち子

とゞめてもとまらぬ月のかげをしみ思ふよな〳〵夢にこそ見め
たちてのゝちは　たを子

花の香を留めもあへず夏ごろもたちての後はくやしかるべし
たびねをやせん　鶴子

妹を思ひ伊豆のみやまの郭公きゝつゝ君はたびねをせむ
かよふこゝろの　千枝子

あかずして立ち別るとも千里までかよふ心のなどかおくれん
人をゝしむとも　なほ子

東路にわかるゝ人をゝしむとてあふ坂山のせきとゞめまし
おほくのやま　美子

繪にだにもうつしかねたる足引のおほくの山を越えて行くらん
いつとしりてか　やま子

名に高きふじの煙のたゝん日をいつとしりてかいかに留めん
ゆきてはみねど　みつ尾

東路に行きてはみねど君いなばわれこそふじのねをもなくらめ　同

以上廿八人は、源詮につきて物學ぶ人々なり。

遊京漫錄　卷之二

旅路のうちぎゝ〔割註〕自二文政三年二月一至二九月一。記二見聞之雜話一了。」

○大和宇智川佛像

大和國宇智郡宇智川は、いとあさき小川にて、もすそを、いさゝかかゝげてわたるべきほどなり。五條の里より、わづかに拾町ばかりなり。此の水上二町ばかり、兩岸そばだてる岩に、佛像一軀をゑりつけたり。二尺三四寸もあるべし。かたへにゑりつけたるは、

大般涅槃經

諸行无常。是生滅法。是生滅滅已。寂滅爲樂。

如是偈句。皆是過去來。現世諸佛所說開空法道。如來登涅槃永斷生死。若有至心聽□□□常得无量樂。若有書寫讀誦。爲他能說一經。其身於劫後七劫不墮惡道。

寶龜九年十月四日工少　　知識

○溫泉寺法華經

有馬の溫泉寺に、古寫の經卷二種あり。一は法華經八軸、般若心經、並阿彌陀經一軸、觀普賢經一軸、都合十軸也。心經裏書云、志者爲二入道心一。西往生極樂也。願主君父母妻子。並一見一禮之輩。同生一佛淨土矣。長寬元年六月廿三日壬午。つたへいふ平相國奉納なりと、

又一つは是も十軸にて、悲心房尊惠上人、地樂より將來すといひつたへたり。悲心房は、平家物語に見えたる人なり。さはりの如き薄がねの箱に、二重に入れたり。むかしこの箱のまゝにて、むしやけにや

けたりとて、今金襴の袋に入れて、一軸ごとに口をくゝりてあり。軸のすゐさうかなものなどは、こがれたるまゝにて、別に一つゝみになしてあり。前いとめでたきものと見ゆ。

○萬葉集莫囂圓隣解

萬葉最秘密和譌灌頂新點

莫囂〔割註〕二字音和義曲也。」圖〔割註〕今案本決當圖。傳寫誤作圓。」隣〔割註〕二字音和義釣也。四字相合則曲。釣則初月名也。何以知然乎。文選第八。鮑明遠翫月城西門廨中五言詩云。始出西南樓纖纖。如玉鈎未映東北。墀娟々似蛾眉蔽。球、玉鈎隔瑣窓云々。新月艶曲似鈎。取喩暗合。」之〔割註〕和義、又留〔割註〕二字以和訓。爲和音於保比。」〔〕〔割註〕也以爲覆。々有兩議。取體則函蓋之蓋也。取用則雖音譜也。如云。杖々使々等體用互用。詞和訓義相從矣。先余所註爲仙覺所誤初句四字。和訓用由布豐本。和義則夕月。也之字。仙覺用和義。雖然第二句。仙覺訓義猶爲乃則能御所仰混而失理。況余新案隨字得正義乎。因先用音更今。」

右契沖阿闍梨眞蹟　　　山川正宣所藏

○縣居翁贈₌辨子₋文

縣居翁に、古言の心詞まなべる辨子といふおもとは、田安殿につかへし女房なりけり。辨の字を和名抄に、ともひとよめるによりて、ともひ子ともよばれたりき。翁のもとにかよひて、古今集の講說きゝて、うちぎゝものせられしが、今板にゑりて世に傳はれる古今集打聽なりけり。其打聽書きをへられしより。□□ほめ聞えられて、おく書にもとやおもはれけん。一ひらの紙に書きて贈られたるが、いかなるにか。津の國池田人山川正宣がもとにつたへもたりけり。紙のたけ壹尺二寸、横壹尺五寸五分ありき。正宣摸しておくりおこせぬ。今板にゑれるには、かゝるものゝありしをばしらざりければ、たゞ翁のもとより、ともひ子のもとへおくられし消息をゑりそへたるのみなり。此おくがき必ゑりそへまほし

きこととなりかし。其おくがきのうつし

ともひのおもと、いかで古今歌集のあらん心を、つばらに得てしがもと、その君へまをせるに、よきことぞ、やがてもうでよとおほせらるゝまゝに、霜月のはじめつがた、里にまかりぬ。しかあれば、朝氣の霜をふみ、ゆふべのあらしををかしつゝ、ひと日もおちず、あが縣居をとはるめり。其君をもほめまゐり、此子もめづらかに、ことにいそしくあるかなとおぼえて、よろづの事もおきて、ひるはしみらにふりぬることをいひ、立ちかへりては、よるはすがらもかゞなへしるしなどせしものは、いとはや後のしはすのもちばかりになんをはりにし。さてよみける。

しらゆきにあしもぬらしてかよひにしあとはたえせじふみの中道

○眞字平家物語

難波人井辻向監がもたる、眞字平家物語といふものあり。全部十二巻、別に灌頂巻一巻そへたり。奥書云、文安四年卯月五日とあり。實にそのほどの書とみゆ。伊勢物語眞字本などの體にはあらずして、東鑑の體裁に似たり。巻ごとに小序あり。一章ごとにまた小序あり。いとめづらしきものなり。をしむべし。二の巻四の巻八の巻かけたり。

○常明寺兼好書

伊勢山田に、常明寺といふ寺あり。本堂の天井に兼好法師の落書といふあり。

出生死海入涅槃
專念之意趣大樂
大財常能堅固

吉田奥彈山下野僧
一七日箇日參籠

字の大きさ五寸四方もあるべし。吉田野僧とあるより、兼好ならんといひつたへしにや。いづれ四五百年前のものとみゆ。

○行基式目

若狹小濱人石用千頴がもとより、おくりおこせたる、行基式目といふもの一卷、なかにはいかにぞやおぼゆる所あり。まづ六十餘州といふこと、行基の頃にあるべきことならず。又文中に詔行基といふ事みゆれば、行基の作ならぬ事はしるし。三十六町を一里と定むるも、ふるくよりのことにはあらず。されどおくに永仁四年とみえたるは、其頃已前の物にはあるべし。ヲトコ點をつけたるも、ふるくおぼゆ。從五位下左衞門尉孝久と云ふ人、いかなるにか、たしかにしりがたし。猶考へ得ることもありなんや。

其文、

行基式目

抑本朝六十餘州之男女。凡五百萬人也。對二異朝一謂二二百億一也。凡本朝毎年所レ出之米穀二百意(億石イ)也。以レ其養二彼生命一。或家富而飽食。終日好二嬌奢一。或家貧而堪二飢寒之患一矣。不レ如立二法式一而補二窮氏一矣。先以二田畠所レ出之五穀二十分一一爲レ貢。天子取以領。賜二百官莊官下司公人等一。代々如レ此。于レ茲人王四十五代之帝到二聖武天皇御宇一。詔二行基一而令レ定二田畠之廣狹一。以二六尺四方一爲二一步一。以二三百六十步一爲二一段一。凡上田出生之米穀。以二十二合之升一三石六斗也。中下之土地者依二國郡一不レ同。以二繁多故一不レ書レ之。

亦曰。國中有レ郡有レ郷有レ莊。凡以二三百六十步一爲レ段。則廣六間長六十間。世以二十段一爲二一町一。町者四方六十間也。亦以二六町四方一爲二一里一。道路亦以二長六町一爲二異國之一里一。本朝亦准二田畠之數一。以二六々三十六町一。爲二本朝道路之一里一也。

第二。貴賤之飯食法式。農民者以二春雜穀四合米三合一爲二一日之食一。爲二農業一則增二米一合雜穀二合一。

百工亦然。其後行基改㆓百工之食㆒減㆓米一合㆒。爲㆓其農業㆒同前也。可㆑食㆓下鳥下魚㆒也。器澁地墨塗赤紋。三器無㆑漆之折敷等可㆑用㆑之也。無㆓所領㆒之四民。二十五菜之外全不㆑可㆑食。亦可㆑食㆓中魚中鳥㆒。亦秋以來六合爲㆓一日之食㆒。勤㆓其業㆒之日以來二合中食也。冬以㆓四合㆒爲㆓一日之食㆒。勤㆑業日則可㆑食㆓中食㆒也。到㆓秋冬中春㆒可㆑飮㆓淸酒㆒也。自㆓中春中之五日㆒不㆑飮㆓淸酒㆒。無㆓所領㆒四民者皆然矣。亦農民不㆑到㆓四十歲㆒不㆑乘㆑馬。若有㆑病者赦㆑之。但商工者赦㆑之不㆑赦㆑鞍。亦曰有㆓所領㆒之民可㆑除㆓雜穀㆒。若用㆑之者可㆑謂㆑恐㆓天恩㆒也。三十七年菜之外不㆑用㆑之。不㆑可㆑食㆓大鳥魚㆒。老後可㆑飮㆓淸酒㆒。若用㆑濁者是亦慈愍端也。民百人之司者同㆓官人㆒也。三紋四器。一尺二寸之折數。內赤塗外黑漆塗可㆑謂㆑之。食時辰申之二刻也。以來一升爲㆓十日之食㆒也。國司者以㆓六斗㆒準㆓一日之食㆒。六器黃紋。臺可㆑用㆑之。臺高六國司之官位不㆑同也。右所謂下魚下鳥者。以來二升買㆓魚鳥一㆒也。以㆓一斗二升㆒買㆓魚鳥一㆒。謂㆓中魚鳥㆒也。以㆓二斗三升㆒買㆓魚鳥一㆒。謂㆓大魚鳥㆒也。

第三。定㆓衣服之法式㆒。先可㆑用㆓麻布㆒。色者薄青厚青。或五所紋可㆑用㆑之。是則農民之上服也。衣長膝下五寸。袖長臂下二寸也。絹全不㆑可㆑用㆑之。世工又同前也。但衣長膝下七八寸。商同前。年老後赦㆓紬類㆒。亦曰僧者木食草衣也。絹類全不㆑可㆑用。依㆓佛戒㆒也。士者面絹裏布也。五色從㆑心用㆑之。上衣紬布薄絹、行基赦㆑之。綾其外異國織物等不㆑可㆑用㆑之。民百人司者可㆑用㆓絹裏㆒。若賜㆓貴人衣服㆒者可㆑著㆑之。太刀無㆑用㆓金作㆒。鞍鐙等。蒔紋金覆輪直垂紫威鎧者。國司官人大將之外。全不㆑可㆑用㆑之也、

第四。領地之事。其家之所領永代賜㆑之。依㆓家々㆒多少不㆑同也。官位職之所領者。以㆘應㆓其器㆒人㆖爾被㆑任㆓其官㆒。其位之時。賜㆓其職分之領地㆒也。其人死後不㆑傳㆓子孫㆒。餘略㆑之。上古法式大概如㆑此。

右一卷藥園院有㆑之處寫㆑之了。

永仁四丙申年五月廿五日

從五位下左衛門尉孝久　花押

○萬萬五卷抄

三品氏（割註）豐之進、西洞院丸太町下る所に住す。」云。貫之五卷抄、今南都西大寺にあり。外題には萬葉抄とあり。建仁年中鎌倉より寫しとれるよしのおく書あり、合卷一冊にてやまとぢなり、萬葉十八、十九、廿の歌に點つけたるのみなりとぞ。

按ずるに、貫之五卷抄の文、顯昭袖中抄におほく引き用ひたり。同物にや。

○蓮如上人子守歌

京都丸太町通堀川西へ入る、願興寺と云ふ淨土眞宗の末寺あり、此寺に蓮如上人のつくり給へりとて、みづからの筆して書きのこし給ひし子守歌と云ふものあり。文調いと古雅にして、いにしへの京城のさま思ひやらるゝなり。其文、

ヤショウメ〳〵、京ノ町ニヤショウメ、ウツツルモノヲミショウメ、坊門町ニウル物、クサヰカモチハンロクテ、一クチナレドテウホウ、在京人ノメノドク、九條ノ町マデ、アモトイウテトホルハ、スヤ殿ノコトカヤ、ミセハダイテジキウリ、イタヾイテヨミウリ、山城ノ國カラモテデテウル物、キウリホソネシロウリナスビヒシヤクカモウリ、アゴタウリニホタウリ、カラウリニヒメウリ、サコソアヂノアルラメ、ナウラウ、ニデウラウ大コンウラウ、カハホネカブラウラウ、フキウラウ、ヲアヘメセトイフコヱ、シホナクゾキコニク、トツコロウランヤマノイモニサトイモ、春ノ野ニアルナル、カガミイヅルサワラビ、ユキノヒ丁ニヲセタル、ツク〳〵シウラウヨ、一モジスギナク、ダチ、サツキモウラウヨ、六角町ニウル物、〳〵、コヒフナ、タヒトスヾキトウグヒカレヒ、ナマヅトイセゴヒト、ナヨシト、ニシヤサヾヱ、ホラノコ、アハビカツホ、スルメト、正月ニイハフハ、カキヤタハラアイキヤウ、ヒシヤメハモチウリ、サハラノコハキリウリ、タコノテモヤツ、イカノテモヤツ、ホシ

ダゴモウラウヨ、坊門町ニウルモノ、キンテウ山鳥ヤマシギ田シギト、ウヅラトクヾヒト、ヒシクヒ、ガントカモトタカベト、アヂハスヾメテウナイ、シロコトリモウラウヨ、地獄ガ辻カラ、カセガツジヲミワタシ、ムロ町ヲトホレバ、ウラウウルマイハ、上臈サマノ御コトカ、十七八カラハタチニナマテ、廿四五ノ上ラウ、ボウ〱マヒニウスゲシヤウ、ハサキトツテカネグロ、タチニタチテマシマシ、我等ガヤウナルアツナシ、ワタモイラヌスアウ、セノヒボニキナイテ、コンノ十徳ウヘニソツトキソウテ、スギナリノカサヲバフカ〱トキソウテ、フケドフカネド尺八、コシニツイサシ、上臈サヱノ御ソバヲヨシ〱トトホタ、ソノ時ニ御上臈タモトヲジツトトドメテ御トマリアレヤ殿トテ、ヱクボハシホニアマツタ、料足ノ一文、カタワレモモタネド、ラトコノキリナレバ、マヅ御名ヲトウタ、コレナル上臈ノナヲバナニト申候。ハツハナト申候。ハルノハジメニヲモシロヤ、ハツハナ、コレナル御上臈ノ、ナヲバナニト申候。アタラシ殿ト申候。アタラシ殿ト聞クヨリ、イマイデト思ウテ、ソトヨテミタレバ御名ハアタラシ御カホノフリウ御リアル、サモアレ、イカホドノ御出ゾ、レイシキサブラウ、レイシキノコトハ、一スヂノ御事カ、思ヒモヨラヌコトナリ、ワレサモサブラハズバ、ホウラクノ御連歌、〱トハ、五十文ノ御事カ、オモヒモヨラヌ事カヤ、ワレサモ候ハズバ伊勢ヘノ御マイリ、〱トハ、ミワタリノ御事カヤ、オモヒモヨラヌ事ナリ。ソレサモ候ハズバ大名ノ御カド、〱トハ、五文ノ事カヤ、オモヒモヨラヌ事ナリ。ソレサモ候ハズバ、御寺サマノ御カド、〱トハ、三文ノ事カヤ。時々ノアキナヒニ、アレカルヲエラシメ〱。

○古抄本三十六人集

西本願寺に、所藏の三十六人集古抄本あり、奧書云。

此三十六人家集者。借二本願寺〔光常〕家珍之本一。不レ違二一字一。今書寫校合訖。作集昔日雖レ爲二官本一。有二子細一下二賜本願寺一。云々。誠世間無雙之正本也。新院御在位之時。被レ召二上此本一。被レ遂二書寫之

功ニ之處。三十六人集之內。三冊不足之間。猿丸集者。〔割註〕照高院道晃法親王。業平集者。〔割註〕日野前大納言弘資卿。小野集。〔割註〕烏丸前大納言資慶卿。令ニ書續一之給。仍申下。件古本補ニ其缺一。終ニ全部之功一者也。深祕ニ函底一不レ可レ出ニ家外一。穴賢云々。

寬文第十曆仲春　　花押

右三十六人家集。飛鳥井一位雅章卿御眞蹟之本。息左衞門督雅豐卿借ニ請之一。而全部寫ニ愚筆於燈下一。連々今獨挍ニ于茲一。外題兵部卿幸仁親王眞翰也。尤依レ爲ニ祕本一。不レ可レ出ニ閫外一者乎

元祿五壬申歲林鐘中澣　　右大臣　花押

（豐崎文庫尙書）

伊勢山田豐崎文庫に、古文尙書十三卷あり。貞享元年、島原侯奉納なり。尤めでたきものなり。本書奥云。

仁平元年六月廿五日申刻、以ニ少納言入道摺本之釋文一見合了。總州之御時。以ニ古本并唐本釋文一所レ被レ付ニ音義一也。然而依レ有ニ不審事一。重所レ挍ニ合古本摺物一。雖レ有ニ委細事付一。今委之摺本合點畢。不レ載ニ摺本勘物付輪一。

應保二年四月廿六日見ニ合或古本一了。仲書江家之纖本也。披含之處。其可レ取之事有レ數。仍一部所ニ挍合一也。

建保六年七月九日授ニ仲光一了。〔在御判〕

建長第八曆晚春十一日書點了。至ニ此書一者以ニ摺本一書ニ寫之一。以ニ古本一挍ニ點之一。凡虞夏商周書者。壁中舊本隸古之遺字也。雖レ然改ニ古字一爲ニ今字一。唐本又如レ此。其上高倉上皇御讀之本又如レ此歟。當家尤可レ用レ之哉。但古字之體。一向不レ可レ失レ之。仍本用ニ今字一。傍附ニ古字一者也。一部十三卷五十八个篇。雖レ爲ニ一字半字一。不レ借ニ他人之手一。偏至ニ墨點朱點一。皆用ニ自身之功一。子々孫々。深祕ニ篋內號一。

不レ出ニ閫外ー也。　清　厚

正和第三暦孟夏初五日。以ニ家之祕說ー。授ニ申生德才子ー。以ニ十一代之學業ー。終ニ十三卷之詁訓ー。當時希有者也。　明經得業生　清原長隆

古文尚書全部十三卷。花園帝正和年中。明經得業生淸原長隆。以ニ家之祕說ー。所レ加ニ訓點ー也。手書曰。以ニ十一代之學業ー。終ニ十三卷之詁訓ー。當時希有者也。且朱書所謂少納言入道者。藤原信西也。所謂總州者。助敎直講宗康乎。淸原世々傳授祕本。明々昭々。余偶得レ之珍藏有レ年。然今以爲ニ希代之物ー。奉ニ納勢州

大神宮文庫ー。而貼ニ萬世ー洪寶。表ニ力寸微忱ー也。唯冀神之靈永垂。

鏡照。謹跋ニ一語ー後證。

貞享元年甲子夏四月上旬　島原城主從四位下主殿頭藤原忠房

○和名抄古抄本

伊勢山田御師。中西淸太夫家藏。和名抄十冊。奥書云。

自公意僧正御房傳領　三井沙門任契

大野廣城曰、伊勢山田外宮神人中西氏所藏、和名類聚抄は、二十卷の古寫本なり。第八の卷の奥に、自公意僧正御房傳領三井沙門任契。〔割註〕伴信友云、文安三年田樂能記曰、三井寺住心院の實意僧正草、執印公意執筆となり。此公意後は住心院をつぎて僧正となりたるなるべし。此僧同人歟。」とあり。是を印本に比校するに、異同すくなからず。其中重複して全くは十一卷あるを、二十卷の目次を備へて全部の如くせり。又音樂の部を音樂の具として、調度の下の部へ收めたり。又形體部、術藝

部、神官部及國郡部の畿内の國の部より、郷名の長門までなくて、紀伊の國の郷名より對馬に至るまであり。件の如く重複多く、本文甚異なる處あり。又國郡の部は、まさしく欠けたる事は明なるをも云はずして、目次を備へて二十卷餘部の如くにせり。是は往昔欠本共を取集めて、私にしか、二十卷に作り備へ、門部をも私に作り備へたるものなり。さて總て二十卷二百五十門とたしたれども、三四の門は重複せり。〔割註〕此門部の員序にもあはず、卷次門部の立てざまは、印本の總目錄によりて加筆して別てり。さて此中西本、鈴屋翁の校せられし本と大方同じさまに見ゆれど、又甚異なる處あり。卷次門部も又異なる處あり。されど其脊は同本なるべくおもはるゝさまなり。中西本物名の漢字、又和名の傍に朱點を施して聲をさしたる卷あり。〔割註〕今朱色を換へて委曲に寫せり。」此を重複の卷の中の朱點に對校するに差ふことなし。さて案ずるに、倭名抄古本如レ此朱點を施して聲をさして記されたるを、世の中の本は多く點を省きて寫し傳へたるを、たま／＼此本に遺れる事いと／＼めでたし。類聚名義抄、字鏡集、伊呂波字類抄などにも指聲の點あり。東宮切韻、唐玉篇の字訓にも點ありしこと、字鏡集跋に見え、名義抄にも其點を重くせしこと篇目の卷に見えたり。又今の印本の日本紀にも聲の遺れるあり。永和の古本には朱點いと多し。釋日本紀にもあり。其外古書共に例ありて、古は言語をつゝしみたることと知るべし。

中西本臨摹

調度部第十四　征戰具七十三　幡〔旒附〕云々。〔音翻波太〕云々、〔割註〕音流、波太阿之。」

おのれ廣城、和名抄古寫本數本傳寫して所藏す。因に其目錄の一二三をこゝに擧ぐ。古本和名抄〔割註〕本文の頭傍に●印施し、又頭傍に一二三の印を施したり。」尾張國大須眞福寺所藏古寫本。天文本〔割註〕天文十五年丙午古寫本、下總國香取郡鏑木村平山伊右衛門滿晴と云醬油屋所持せり。」中西本。南雲家所藏古本。此外契沖、眞淵〇〔割註〕本居及諸大人校正本を集めて、校本和名抄を著述して家藏

す。」

〔荒木田麗女著述書目

伊勢山田御師慶德三郎太夫妻麗女といへるは、荒木田武遇がむすめなり。物語ぶみをこのみよみて、其すぢのふみどもおほくみづからもつくり出でたり。

月のゆくへ〔割註〕三鏡の文體になぞらへて、高倉帶、安德帝二代の事を記す。そのこゝろざし、いや世つぎの今世にうせたるを心見おぎなはんとなるべし。」　三巻

池の藻くづ〔割註〕增鏡のつぎを慶長までかきつけたり。」　七巻

ふじのいはや〔割註〕遊仙窟をよくうつしかけり。」　二巻

桂中將　三巻

野中清水　二巻

奈良志波　五巻

しの竹　八巻

安達原　三巻

五葉　五巻

常陸帶　三巻

桐の葉　六巻

常葉　七巻

奈良の葉　十六巻

此ほかにも猶有りしとぞ。これは山田人杉浦光基がしたしき友のもとにもちつたへしかぎりなり。月のゆくへ、池のもくづ、ふじのいはやの三部は、おのれもうつしとりぬ。此おぎないと思ひあがれる本性

にて、人のいきめにしたがふことをなさず。本居氏、宇治氏などによろづとひ聞くことをなさゞりしかば、なしむべし。かける物、てにをはとゝのはぬ事おほかりけり。其友とするは多くはからまなびのはかせたちのみにて、龍公美、野公臺、江北海などゝしたしくまじはられしとなり。

○祇園執行日記

祇園のやしろまへ町南側に、執行とてむね〳〵しき家あり。世々につぎ來りて、先祖よりの日記あり。執行日記といひつたへたれど、表題には社家日記とあり。世にひめものにして人に見することなかりしを、京都好事の人たち、とかくいひよりて、月に壹兩度づゝ日をきはめ執行の宅にいたりて、此日記を見つゝ人々抄錄することとあり。おのれも速水春曉齋にそゝのかされて行きて見ぬ。こまやかにかきて、百件ほどつゞきたる六冊あり。皆ほぐのうちにかきたり。貞和、應安の卷をはしにいとをかしき事もおほし。頓阿法師この執行がとなりに住みしよしなど見えたりき。

○類聚名義抄

東寺の觀智院に類聚名義抄の古鈔本あるよし、はやくより聞きおきたれば、しるすぢをもとめて行き見ぬ。ひめもすくりかへし見て、おろ〳〵うつしとりぬ。菅原是善の撰と聞きおけれど、さにはあらじ。延喜以後の物にて、かならず法師の手に出來しものなるべし。佛法僧の三字にて卷のついでなせるにてもしるる。卷首卷尾をいさゝかこゝにしるす。

類聚名義抄佛上篇目

人亻彳辵廴匚匕走夌一丨十身。

佛中

耳女舌口吅品㗊目自鼻見日曰白是田肉月

佛下本

舟丹骨角貝頁彡髟長手木林犬犭

佛下末

牛牜片爿豕豖乙儿九丸火光元攵六八大火黑

類聚名義抄法上

水シン言足立音豆豈豐卜匕止而齒山

法中

石玉王色邑阝卩㔾阜阝臣土士心忄巾帛糸衣衤

法下

示ネ禾耒香黍米丨宀冖勹穴雨雲西門門冂戸虍鼎虧广厂鹿疒歹夕夕子孑斗執卓寸

類聚名義抄僧上

艸サ竹力刀刄刂彳毛食金

僧中

亼爪瓜氏図皿瓦缶弓㫃方失斤矛予戈欠又支攴文殳殹皮革韋東羊馬鳥隹

僧下

魚虫鼠黽黽鬼風酉雜

凡此書者。爲愚癡者任意抄也。不可爲證矣。立篇者源依玉篇於次第。取相似者置隣也。於字數少者集爲雜部。依類者決也。篇中聚字者私所爲也。印字雖在人部。依難求入卩部。失字雖在手部。依難知爲大部等也。自餘字准可知之。注中多略用片。

亠音字乙訓字丨也字亻從字扌於字等也。

朱音者正音也。墨聲者和音也。片假名有朱點者。皆有證據。亦有師說。無點者雜々書中。隨見得註付之

不知所。追々可決之。

卷尾云。

仁治二年辛丑九月六日。於賀茂菴室交點畢。凡此書者。以作者自筆。草本書寫之間。文字前後或重々定有紕繆歟。尋清書之證本。追必可交合之。

釋 子 慈 念〔生年卅六歳〕

建長參年八月八日亥刻。於洛陽城鷹司之邊。一筆書寫之畢。願以此結緣。世々開惠眼。生々得惣持。必發大菩提矣。

執 筆 沙彌顯慶〔春秋廿二歳〕

大野廣城云、此類聚名義は、おのれ早く元本を布き寫にしたる本を得て所藏す。後に或人の所藏せるを借り得て挍するに、此本五卷ありて、中のさま小異あり。委細に挍合して列に附錄一卷あり。都合十一卷なり。此頃の古寫本全部したるは、世の中に久くなし。尊むべし。

名義抄本文臨摹

麥ユムキ 牒不 麥 麥正 大｜フトムキ 一云カチカタ 小｜コムギ 一云マムギ 一云｜奴クロムギ 一云ムキノクロミ 蕎麥ソハムギ 一云｜騎 穬｜カラスムキ 廣 雀｜ナデシコ

前の和名抄の處に云ふ如く、朱點をほどこして、聲をさして記されたり。此書全體のまゝにて世に出でしこと、いと〳〵めでたき事にこそ。

時代追考

○石川年足朝臣の墓誌

石川年足朝臣の墓誌の金牌ほり出でしは、三月十五日のことなりけり。おのれ難波に有りしほどなりしに、難波にて、たれしれるものもなかりき。廿七日京にかへりのぼりても、又誰しれるものなかりき。一月を經て、四月廿七日、高雄山にのぼりし日、瀧詮がとひ來りしに、おのれあらぬ程なりければ、ふ

ところ紙に、この墓誌の文かきて、〔割註〕文は別にしるせり。」文中にうたがはしき事などしるし出でゝ、おのれが思ふ所もとはまほしき。一日二日のうちに、又もとひ來なましと、いひおきてかへりぬ。さて高雄よりかへりて、先うち見るに、めづらしくおぼえて、明日はとく詮がもとにとひ行きて、其金牌をも見、又つたへのくはしき事をもとひきかんと、あくるをまつに、つとめてより、人々とひ來ていとまなく、日を暮しぬ。廿九日の夕ぐれいとまを得て、詮をとひて、先金牌の事をとふに、詮くはしくかたりきかするやう、攝津國島上郡白髮郷、〔割註〕白髮をまかみとよめるよしの考は、別にくはしくしるせり。」と云ふは、阿久刀神社の北にあたれり。こゝにあくた川と云ふもあり。河をわたりて廿町ばかり行けば、古曾部とて、能因法師が住みしあと所なり。そこに光德寺村と云ふ寺ありて、やがて光德寺村といふ。村長田中六右衞門は、いく代もかさねてこゝに住めるものなり。六右衞門が垣内に、いさゝかのをか山有りて、岡のきはに一本の松おひたり。いつの世に、たがいひそめしともしらず、荒神松とよび來れり。其岡のもと五百坪ばかり野らとなりてあるに、松の下五尺四方のみは、昔よりたえて草おひたることとなしとぞ。今年正月元日のつとめて、都も鄙もおしなべたるいはひごとゝて、もちひのあつものてうじて、うからやからつらなりゐてくふに、六右衞門が弟與兵衞と云ふが、兄にむかひていふは、年のはじめに言いみもしあへで、かゝること聞ゆるは、いかにぞや思うたまへれど、さてもだしをるべきならねば聞ゆるなり、おのれをとつ日きのふとふた夜つゞけて、いとまさしき夢見侍り。其夢は、わが家のうしろの岡くづれて荒神松たふれ、家もおしたふされぬと見き。二夜までおなじ夢見しは、必其さとしあることならんといふに、六右衞門は、心ふとき男なりけるが、年頃思ひわたりけるは、此岡のもと五百坪もあるべきを、いたづらにのらやぶとなしおかんこと、やくなきことなり。いかで此岡くづしたひらげ、草はらかりはらひて、畑にもうち、苑にもなして、こゝは、りんごうのつちにあへる所なれば、りんごうのはやしともなさばや。さらば年ごとにいくそばくのあたひを得ましと思ふ心、たく

みかねて有りしかば、弟がかくいふをよきをりぞと思ひて、我もしか思ふなり。三日をも過ぐさば、もろともに掘りたひらげん。其こゝろしたくせよと、いひあはせてある程に、三日の日になりぬ。つとめてとなりにすめる某〔割註〕名忘れたり。」とかやいふ賤の男、年のはじめのことぶきとて來しが、ひそかに聞ゆべき事侍りといへば、おくまりたる所にいざなひて、何事ぞとゝふに、某ちかくゐよりていと聞えぐるしく、うちつけになめげなることには侍れど、そこには、もし年のくれに人をそこなひて、なきがらを人しれずうづみかくされしことは侍らずや。おのれはかく軒をならべて、やからのやうにむつびかはせば、いかならんこともかくし給ふべきにあらず。もしさもおはせば、へだてなくかたりきかせ給へといふに、思ひもかけぬ事なれば、しばしあきれゐたるが、わぬしはそゞろごといふ人にあらず。何事を見聞きてかくはいふぞ。ふつに思ひよらぬことなりといふ。おしかへして、いなあらがひ給ふな、たしかにうづみ給へる所をしり侍りといふ。あるじ、いよ〳〵いぶかりて、そはいづくぞとゝへば、荒神松のもとよといふ。あるじさらにしらぬことなり。いかなればしかいふぞといふ。某いふやう、おのれきのふのつとめて、おき出でゝ草のへだてのあらがきゆひつくろはんとさしのぞきたれば、荒神松のもとの、いつも草おひぬ所、あらたに掘りかへしたりと見えて、つちうごもてり。年の暮には、たれもことたらはぬならひにてあれば、いとうきたるおしあてごとなれど、そこにはあるまじきことながら、心よりほかに、もしこがねもたる人をやそこなひて、人しれず埋めたまひしと思へば、へだてなき中は、うしろやすからず思ひ參らせて、かくは聞ゆるなりといふ。あるじいぶかしきことかな。何事もいはじ。いざ行きて見むとて、二人して、松のもとにいたり見るに、まことに、あらたにつちをほりかへして、物をうづめしやうにうるほひうごもてり。あるじもおどろきて、弟の夢がたりをもかたりて、いかにまれ。掘り見ばやといふ〳〵、二人してうがつに、四尺ばかり下にいたりいとかたし。つちをかき出だしてみれば、下は炭もてひたうづめにうづめたり。又うがつに、炭ばかり壹尺も掘り出でたらん

と思ふ下に、朱にて、一尺二寸に、七分ばかりの、かたち角なるもの有り。其かたへを掘りくづしたるに、中に白骨のいと薄らぎたる有りけり。六右衛門も夢がたりをも思ひあはせて、何となく物おそろしくおぼえしかば、もとのまゝにつくろひうづめぬ。某もうたがひははれたれど、すゞろむくつけければ、言葉すくなにて、かたみにくちかためてわかれかへりぬ。かくて人にもかたらず有りしに、六右衛門が弟の法師になりて、みやこ東寺の近どなり六孫王をいつき奉る寺のうちに、多門院と云ふに住みてあるが、年のはじめには、兄のもとにとてとひゆくを、今年は何くれと事にまぎれて、三月の十日ばかりにゆけり。よろづの事かたらふついで、六右衛門も、弟の事なり。ことに法師の身なれば、つゝむべき事にもあらずと思ひて、しか〳〵の事なんある。そこは佛につかふる身なり、彼の松の下に行きて阿彌陀佛となへくれよかしといふに、多門院しばしとていふやう、まち給へや。そは聞きおける事あり。三十年あまりのむかし、此村にいみじき行者の有りしが、小鳥をこのみて、多くすゑ籠にこめてたのしみけるを、あしき狐ありて、よな〳〵とりしかば、行者はらだちて、食とめののろひごとしけり。狐のろひごとにうてゝ、日にけにやせおとろへゆきつゝ、つひに此岡を枕としてしにけり。故六右衛門殿、是を見つけて、人しれず母とじと二人して、ひそかに此松のもとにうづめられにたり。其夜より母刀自物のけにわづらひて、あらぬ事ども口ばしりつゝ、年久しく、わがかくりやうじをする所に、いかなればけからはしきものをばうづみたる。とく掘り出しきよめずば、いみじきめ見すべしと、かへす〳〵いひのゝしれど、何のたゝりといふ事をしる人あらねば、たゞあきれたる計なり。故六右衛門殿、ひとり其心をしり侍られしかば、ひそかに松のもとに行きて、狐のなきがら掘り出で、外にうづめかへられしかば、刀自の物のけおしぬぐひたるやうに、こゝちたひらぎにけりとぞ。おのれをさなき耳に聞き覺えをれり。かくて思へば、此松のもとは、たふとき人のおくつき所なりしならむ。其まゝに打ち捨ておかん事もいかゞなり。よくあらため見て、せんかたあるべし。いざ給へ。おのれも行きて見んとて、共

に行き見て、かたへよりはじめのやうにほりかへし見るに、このたびは、三尺までほらぬに、墓誌の金牌をとりでたり。あるじは心なしの賤男なりければ、はじめにも心づかざりしなるべし。多門院、打ちかへし見て、つちにまみれたるをあらひきよめければ、こがねの光かゞやきて、文字あらはれ出でたり。多門院、さればこそありけれ、是はいともいにしへの墓誌なりとて、其掘りし所をばもとのまゝにうづめさせて、金牌をば寺にもちかへりぬ。多門院は歌よみ法師にて、西六條の門主につかへまつる註に物まなびければ、すなはち持ち行きて見せけり。註見てことにおどろき、是はいとたふとくめづらしき物なり。門主に見せ奉らんを、しばしもちづけよとて、門主にも見せ奉りぬ。門主もめづらしき物とて、めでさせ給ひて、註にかへし給ひけれど、註つく〲思ふやう、すべて墓誌と云ふものは、後の世にいたりて、おくつきどころさだかならずなりたらむをり、人にほりかへされたらんにも、是を見て、某が墓なるをしりて、掘りも出ださず。もとのまゝにをさめしめんが爲のものなり。されば今此墓誌も、もとのまゝにうづめて、さていしぶみをたてばや。其いしぶみには、たゞに續日本紀に見えたる、此朝臣の傳を、それがまゝにゑりつけて、石のうしろに、いさゝか掘り出でたるよしを記しそへてんと思ひて、其よし多門院にもかたりて、墓誌はしばらくがほど、多門院がもとにあづからせおきぬ。かゝるほどに、やんごとなき御かた〲よりも、ほの聞き給ひて、いかで一目見ばやとの給ふに、もだしあへぬかたには見せ奉り。又ふるものこのむおのがどちは、多門院にとひ行きても見るほどに、都べにはやう〱かくれなくなりにけり。おのれも二人三人ともなひ行きて、五ひら六ひらはうちぬ。そも〱此石川年足朝臣は、平城のみかどにつかへ奉りて、つかさくらゐ三位式部卿までなりのぼり、天平寶字六年に身まかられし事、續紀廿四の卷にくはしく傳ありて、金牌とあはせ見るに、たがふことなし。しかのみならず、作意見別式廿卷と有りて、おほやけのまつりごとにいさをおはせし朝臣なり。又萬葉十九の卷に、天爾波母五百都綱波布萬代爾國所知牟等五百都々奈波布と云ふ歌見えたり。父の石足朝臣も、懷

風藻に、五言、春苑應詔詩一首のせられたり。近世に、大和、河內、攝津などより、ふるき墓誌これかれ掘り出でたるものあれど、かく昔にちかく位たかき人の、こがねもてつくれるさへあるに、文字のかきざまめでたく、よろづとり具したるはあらざりけり。いでや、かくめづらしきものをほり出でたるをりしも、都にのぼりあひて、まのあたりその物を見し事のかしこくも、うれしくも、たふとくも、めづらしくもおぼえて、こたびの旅路のつとには、これにまさるものあらじと、人にもほこりぬべし。墓誌の文のくはしきことは、ことものにしるしぬれば、こゝにはぶきて、たゞ其掘り出でたるゆゑよしのみを、かきつけぬるになん。

廢帝天平寶字六年九月。紀曰。御史大夫。正三位兼文部卿神祇伯勳十二等石河朝臣年足薨。時年七十五。詔遣二攝津大夫從四位下佐伯宿禰毛人。信部大輔從五位上大伴宿禰家持一弔二賻之一。年足者後岡本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志曾孫。平城朝左大辨從三位石足之長子也。率性廉勤。習二於治體一。起家補二少判事一。頻歷二外任一。天平七年授二從五位下一。任二出雲守一。視レ事數年。百姓安レ之。聖武皇帝善レ之。賜二絁三十疋。布六十段。當國稻三萬束一。九年。至二從四位春宮大夫兼左中辨一。拜二參議一。勝寶五年授二從三位一。累遷至二中納言兼文部卿神祇伯一。公務之閑。唯書是悅。寶字二年授二正三位一。轉二御史大夫一。時勅二公卿一。各言二意見一。仍上二便宜一。作二別式二十卷一。各以二其政一繫二於本司一。雖レ未二施行一。頗有二據用一焉。

○養和のみかどのあやしの傳

文代十四年春ばかりの事なりけり。攝津國能勢郡出野村に、辻剛兵衛といへるは、いとふるくより此村にすむおほんたからなりけるが、茅屋のむねふきかふとて、長さ壹尺五寸ばかり、めぐり六寸にたらぬほどの、竹筒のいくへかつゝみたるが、棟木のうへよりおちにけり。あやしと思ひてひらき見しに、竹をふたつにわりて、中には石灰にてつゝみこめたり。一ひらの紙に、何にかあらん。書ける有りけり。

石灰をふるひきよめて、書ける物をよみ見るに、いとこまやかにて、かしこくも安德帝の御ありさまをかきしるしたるなり。其大かたは、帝、西海の底にしづみ給ひしにはあらで、しか〳〵の人たち、五人六人具し奉りて、但馬國にひそかにみゆきまし〳〵て、黑木の御所と云ふをつくりて、かくれおはせしを、文治三年五月十七日に、もがさをわづらひ給ひて、つひにかくれさせ給ひきとぞ。みゆきの事、御なやみのほど、かくれさせ給ひての後まで、いとくはしくかきつゞけて、中には、人々の歌もおほく見え、末に、建保五年九月二日とかきて、左古麻呂へ經房とあり。經房は、帝をもり奉りて、かくれ忍びしぬしにて、其子左古麻呂へかき殘したる文なりけり。其次々に、左古麻呂が末々經久と云ふまで、十三代つたへしと見えて、ひとりごとにみづからの手してしるしつゞけしが、天正十五年といふまで有りて、其後はみえず。天正の時、家の棟の上にゆひつけおきしまゝの物と見えたりとて、津國池田人山川正宣かたり聞せしを、おのれうけがはずして、かゝる事はつね聞く事にて、なまざかしうする人の、いつはりつくることとあるものなり。見まほしくもおぼえずとて、かゝづらはねば、正宣もしひてもいはず。難波人井辻尙監も、いとめづらしきものなり。見給ひつやといふにも、おのれ又後の人のつくりごとゝおぼゆれば、ゆかしくもあらずといらへて月をへしに、此文書、白川少將殿の見まほしきよし給ふとて、江門にくだしたりしに、又都にて日野中納言殿のゆかしがり給へばとて、江門より申しのぼせて、正宣みづから持ちて、五月朔日都にのぼりて、けふ日野殿にもちて參るなりとて、おのれが旅居をとひぬ。もて來れる者なればひらきて見るに、文字のこまやかなるに、筆のいきほひをゝしく、はたにほひありてめでたくみゆ。かなづかひは、いにしへにも、今にも叶はずいとみだりなるが、多くてにをはもとゝのはぬ所まじれり。歌も一きはいかにぞやおぼゆるあれど、近き世のものとはみえず。あながちに後の人のつくりものとおとしめにくきものなり。其事の正史どもにたがへるは、もろこしにもこゝにも、おほくあることとなれば、とかくのさだめ、やくなきことゝならん。其文詞は別にうつしおけり。お

くに、經房卿の懷紙の書法めきてかゝれたる、

かきくもる雪げの空をふきかへて月になり行くすまの浦風

と云ふ歌あり。正宣是を板にゑらせて、ふることこのむ人たちにはとらせぬ。此經房卿といふは、たしかにしられず。おなじ頃、別に藤原經房といふ卿あれども、こと人なり。猶つぎ〳〵に考へ得る事もありぬべしと、大よそをかくなん。

○皇子の御いみなの字

五月なかばにや有りけん。皇子降誕まし〳〵ぬ。かけまくもかしこしや、御をさな名を鍠宮（ヲサノミヤ）と申し奉るとぞ。鍠の字は、說文に、鐘鼓聲也とあるのみにて、をさとよむゆゑたしかならず。或人のいふは、毛詩小雅斯干篇に、其泣喤々とみえて、說文に、喤は小兒聲とあれば、小兒の啼聲とあるより、をさなき心により給ひしにや。さらばをさなとはいふべし。をさとのみにては聞えず。又鍠の字を用ひ給ひしは、喤と鍠とは通字なるに、今年は金性なれば、金扁の字を用ひ給ひしならんかなどさだめいへりき。いかにもいぶかしきことなり。されど江菅兩家の博士たちのえらび考へて奉られし御名なるべければ、いかばかりよしあることならん。おのれらが口のはにかけて、とかくの事あげつらふべきならず。あなおそろし〳〵。

○大洲の大男

さつき末つかた、都に有りしに、伊豫の國より、世にめづらしき大男の來て、難波に旅居するよしいひさわぐ事有り。是は伊豫の國、大洲のゐとりなりけるが、手のすぢをたがへてければ、難波にさるかたのいたづきつくろふ道にたへたるぬし有りければ、ふりはへのぼり來て、いたつきつくろふほどとゞまれるなりけり。いづくにもめづらしきにうつる人心にて、此頃はたゞ大男をのみことぐさとしたりき。六月ついたち頃には、いたづきもいえにければ、京に六條の御堂にまうでながら、祇園會もをがみまつ

らばやとて、難波よりのぼりくるよし、又いひさわぐに、左日には、彼大男のぼり來たり。けふは六條にまうづ。あすは北野になどいひて、某がしのさうしにいひけん鬼娘のやうに、辻大路を西東にはせ、南北にかける人おびたゞしく、らうがはしさいはんかたなかりき。されど鬼娘はうきたることなり、是はまことなりけり。しかおしごりて行く人の中を、たちまじりてあゆみくるものが、肩よりかみはあらはれて、遠目にもまぎれざりけり。年は廿七、たけの高さ七尺五寸、身の重さ三十八貫目ありとぞ。なり形よくとゝのほりて、すまひめきたるさまはなし。六條の御堂にまうでしをり、門主より米二俵給へりしを、左右の手に引きさげて。かしこまり申してしりぞきたりとか。力はかたちにはおとりたりとぞ、人々いひける。そは世の中のまじらひ、心にかなふ身なりせば、はやくすまひとなりて、今の世のほてともいはるべきを、力をいだしこゝろ見し事なきからに、おのづから出づべき力もいでぬなるべし。京にては、六條村といふに、ゑとりどもの住むところ有りて、そこにしばしをりき。日ごとに大男見にとて、六條村へと行く人、ぬのびきにつゞきたり。おのれも人にそゝのかされて、行き見しに、家ゐむね〱しきも有りて、村をさめく者の家に大男居たり。こゝかしこよりたまへりと見えて、衣服をはじめて、よろづの物うづ高くつみかさね、紙にその品々某殿よりなどゝかきて、うへにおしはりたり。さるたよりありてともなふ人を行きしかば、村をさけいめいして、かみくらにおのれをすゑて、大男をともなひ出でたり。みづからかたりいふ。姉にて侍るものは、たけ八尺侍り、弟も七尺八寸侍り、おのれは中のおとりにて、實は七尺三寸侍るなりといふ。あかりしやうじのたこわたしたる、なげしのうへに扇をおきて、ゐながらに、手さしおよぼしてとるに、いとやすし。居たけの高さ思ひやるべし。又かたらふ。くちをしく、せんかたなきは、大路を行きかふを、見る人ごとにあなめづらしの大男や。たけたちのすぐれたるのみかは。みるめもいやしげなきを、ゑとりにだにあらざらましかばといふを、聞くたびに身の程のくやしくて、きえも入りぬべきこゝちし侍りといふ。げにさることとなるべし。祇園

會にも、人の家に入り居て、見ることはなしがたし。大路にたちてはかたへに見る人のおしごりて錚などのわたるに、所せければとて、七日の祭をば見ざりしを、うち〳〵にとかくのたまはすかたや有りけん。十四日のわたりをば、ある家のひさしのもとにかゞまり居て見しとぞ。内わたりにも、たれ聞えあげゝん。よそながら一目見まほしげにの給ふ女房たち、うへ人などやおはしけん。すべてかゝるものゝたぐひ、犬猫のいたづら（死）になりたるを、とりすてまゐるありければ、その人數の中にまじりてみかきのうちにも入りしとぞ、かゝるものゝ、世の人にまぎれて、こゝかしこにあそびうかるゝことも、しのびてはある事なれば、忍びあへぬべき姿ならねば、さるかたのたのしさは、たえてしらずして、水無月の廿日過ぎて、京をたち歸りにけり。

○難波の夜發

難波にはじめてくだりしは、やよひのついたち頃なりしに、あはれなる打聞にこそ有りしか、難波新地といふ所に、よな〳〵辻かげにたちて、往來の人になさけをあきなふものどもつどふ中に、むつききさらぎのほどにや有りけん。ひとりの女の、みめかたちよげなるが、いづくより來るとしる人もなくて、おなじさまに立ちまじりて、さるわざしけるを、いくりの中の眞玉ひろひ出でたるやうに、うかれ人たち、此女をいとぞあひける。十夜ばかりはさて有りしが、物のはしに歌をかきつけおきて、又の夜よりたえて見えざりけり。その歌、

　あだし世の露のうき身のながらひて草のむしろにぬれぬ夜ぞなき

いかなる人の、身をはふらして、かゝるはしたなるさまにはなりはてしならんと、此頃のことぐさには、みな人いひあへりけり。

○大湊の烈女

去年のことなりしとかや。伊勢國度會郡山田の里より、二見の浦への道に、大湊と云ふ所あり。こゝに

て、をとめの一人して、男三人までそこなひたること有りき。其由よしをとひ聞くに、此ほとりに一人のもの〻ふ有り。はやくつかへし君に、いさゝかかんだうかうぶりて、いとまたまはりければ、ふたゝび主といたゞくかたもなくて、かそけき煙を立てつゝ、春秋をおくりむかへけるに、むすめひとりもたりけり。かほかたちかいなでにはこよなくまさりにけり。十といひて、六つなゝつにやなりにけん。をさなきほどより、大かたのをんなにかはりて、太刀とるはざに心を入れたりき。されど男を思ふ心はかはらざりけん。いつのほどよりか、とかくいふをとこ有りて、人しれずむつまじうなりにけり。はじめの程にこそありけれ。此男いとたはれたる本性にて、こゝかしこにかゝづらふかた多く、此女をつひのよすがとも思ひとまらざりければ、女心、かろく身をまかせたることとゝくいなげきけり。父はさることとありともしらで思ふやう、われこそかくうもれたれ。むすめをだにいかで宮づかへにいでたゝせて、人めかしくあらせばやと思ふに、某殿に今参りをもとめ給ふなりと、そゝのかすものあり。むすめにもかくといふに、むすめもよき事と思ひて、うけがひぬ。さてわたくし男にあひて、いふやう、父のの給ふによりて、某殿につかへたてまつらんとす。わ君の心、みづからを妻と思ひさだめ給ふさまにもあらず、みづからもいたゞく君いで来ては、身を心にもまかせねば、有りし契りは夢と思ひさまして、御心にかなひたらん御よすがをも、さだめ給へといへば、男もさいはいの事とや思ひけん。まことしかりとて、ことゞもわたすとかいひけん、蜘蛛のしわざをまねびにけり。かくて女は殿に参りたるに、よろづのわざにかしこく、心まめ〳〵しくつかへ奉りければ、殿をはじめ奉り、御かた〴〵うるせきものにまつはし給ひけり。此殿に廿に一つふたつあまり給へる若子君おはすが、此女の心ざしのまめやかに、すがたのにくからぬをめで給ひて、いかでそひぶしにとおぼしければ、うち〳〵にの給ふこと有りけり。女、数ならぬ身の、やごとなき御具とは、いかでかはならん。ふえうなることと、いくたびかいなみ聞えしを、ほいにおぼしつめて、父の方へ申したまはしけり。父は身にあまるかたじけなさに、女をよびとりて、

いかで御心にはしたがひ奉らぬぞ。そこの身のなりいづる時ならずや。をんなは氏なくてとかいふことわざもある物をと、さとしけるに、しばらくさしうつぶきてゐたりしが、父にむかひて、の給ふ事げにことわりなり。何をかつゝみ聞ゆべき。父の御めをしのびて、わたくしをとこせしこと有り。其罪さりどころなきはいかゞはせん。男の心いとあさくてくやしきことたびかさなりしかば、契りをたえて、かたみにおのがよゝにはかけはなれ侍り。かくて後、殿へは參りたれば、の給ふごとくおほせごとにしたがひ奉りて、こともなきことながら、わたくし男有りしことを、父にも聞え參らせず。殿もしろしめさず。さるを今めしつかひ給ひて後、うしろきよからぬ名の、ほころび聞えなば、いとたい〴〵しきことならじやは。かゝれば父にも此事聞え奉り、父より此よし殿に申しあげ給ひて、さてもなほ御心に思ひ捨て給はぬさきに侍らば、心よくうけがひ參らすべしと思ひ侍りてなん。此事あらはに聞え侍るは、いとくるしかれど、もだしあへでなんといふに。父もことわりと思ひ、殿に聞え參らせたりければ、うしろぎたなからぬ心の、いとゞゆかしくおぼして、とく參らすべしとの給ひければ、父はよろこびて、家にかへるすなはち、うからにもいひしらせり。彼男にもかくすべきならねば、女よりしていはせけり。男、心に思ふに、まこと、かたみに思ひたえて、さるかたのしるしぶみをさへ、とりかはしつることなれば、今さらにうらむべきふしもあらず。さこそいへ。はじめはわが物となしたる女を、目に見す〳〵、人の花とよそにみんも、心よからぬ事なり。又思へば、彼殿の若子君とやらんには、はやくより心をかはしてや有りけん。さてわれをば中たえたるならん。われをくびほそしと思ひあなづりて、にぎはゝしきに思ひうつりたるにやなど　おのがおこたりをばかへり見で、さらかへりねだく思ひつゝ、ひたぶる心なるわかうど二人をかたらひて、其夜、父の家になき程をうかゞひて、女をぬすみ出だしてけり。女、こゝろをあはせたることならねば、とかくあらがへど、きゝもいれず。しひてとらひ來て、大湊にゐて來て、三人心をあはせて、けしからぬわざせんとしけり。一人はうしろよりつといだかひ、ひと

りは足をとらへてをり、彼男すゝみよりて、あながちたゝみすさびせんとするを、女こゝろをさだめて、やをらおさへられたる手をふりはなち、男のはきたる太刀をむかひざまに引きぬきて、打ちかけたるに、高名のかずやうちたりけん。男、一太刀にたふれぬ。やがてうしろざまにかゝへたる、一人のわきばらをつきとほしければ、これも一聲さけびしまゝにてしにぬ。足とらへたる一人は、是におぢてにげんとしたるを、おもひざまに尻たぶらをしたゝかにきりさけたれど、つひにゝげうせぬ。女はたち返りて、打ちふしたる二人に、とゞめの刀さしつらぬきたるほど、父はせつきてければ、はじめをはりの事聞えて、今は何をか聞え參らせんといふまゝに、みづから高むなさかをつらぬきぬ。父もたゞものならざりければ、ことわりなり。かくこそあらまほしけれ。よろづよきにはからはん。心なのこいそといひながら、女のかうべ打ちおとしぬ。すなはち所のつかさにうたへたてまつりて、申すやう、女はおのれが子にはべれど、おほやけのおんさだめをも、まちきこえたてまつらず。心にまかせて、かうべうちおとし侍りしおこたり、おほやけの御のりのまゝによりて、おのれをもつみなひたまへ。露うらみ奉らずと、おゐたるいろもなく聞えあげゝれば、つかさ人たち、とかくかうがへさだめ給ひて、いましに罪なし。とかくのさたあるまじきなりとて、女のなきがらは、父にたまひて、とかくのわざいとなませさせたまひぬ。此よしつたへ聞き給ひて、殿にはいとゞをしみ給ひて、あとのことねんごろにいとなむべしと、こがねどもあまたゝまひぬ。父のはじめの主と聞えしよりも、こたびの事によりて、ふたゝびめしつかひさせ給ひて、昔のまゝのろくたまはりてけり。此烈女のことをほめさせ給ひて、津の君より、大湊に石ぶみ立てゝ、ことのゆゑよしくはしくしるしつけさせ給へりけりとぞ。こゝには山田人のかたりきかせしまゝをしるしぬ。おのれ山田に有りし頃にて、大湊までは程もとほからぬ所なるを、尋ね見ざりし事、かへすぐ\もくやしかりき。

○多田の奇童

有馬のいで湯あみてよりのかへさ、中山の觀世音にまうでゝ、滿願寺の山ごえして、多田の社にと心ざす道、あやしのふせ庵にしばしいこひたりしに、年の程四つにやあまるらん。いつゝにやたらざらん。はしたなるをさな子の、たすきゆひたるまゝにてあるが、ちひさきふづくゑにおしかゝりてふみよむさまなり。いろ白くこえて、ほうづきなどをふきふくらめたらんやうに、いとあいぎやうつき、うちゑめるまみなどいはむかたなし。おのれもとより、みどり子めづるくせのあれば、ちかくよりて、あごはいくつとゝへば、むつなりといふ。かしこきものは、かたち大きやかならぬならひにて、此ちごも、年よりは打ち見たる處の、ちひさやかなるべし。何事すとゝへば、書よむなりといふ。何よむぞとゝへば、唐詩選をといふに、まづおどろかれぬ。かゝるおく山中に、まだをさなき子の、いかでとゆかしくて、とりゐてよくだ物、一つふたつ出だしてあたふれば、打ちゑみておめるいろもなくくふさま、世のつねの子にかはらず。父ぬしやゆゑある人ならんと思ひて、てゝ(父君)きはいづこにかとゝへば、畑打にといふほど、あるじだつおのこかへりきたり。何人の、世にはひかくれたるならんと、ゆかしさに、此子をほめて、おやのこゝろをとらんと、とかくかたらへど、むげの賤の男にて、おのが子のふみよむもしらずして、こたへいふやう、の給ふごとく、此をさなきものは、わが子にてはべれど、大かたのをのわらはどもにまじりて、いしなつぶて草むすびなどのすさびもこのまず。ともすれば、ふづくゑのもとにかゞまり居て、さうしめくものとりまさぐり、口になにごとをかいひはべれど、おのれは、何よむか知りはべらず。此村に侍る山寺の老法師のもとに、日ごとに行きてのみ侍り。おひたちて後も、何にかはなり侍らむ。老法師のために、法の子とやなりなまし。いとやくなき事と、心もゆかぬがほにいふに、思ふところたがへば、こゝろのうちにつまはじきして、何事もかたらはず。此子に向ひて、あごは手ならふわざもすや。其老法師をよろづの師とやたのむとゝへば、あらず。法師は年老い給ひて人を教へさとし給ふ心だましひもなし。たゞかたへにありて、見ならひ聞きならふばかりなり。いかでまことのすぢ

は、まなび得侍らんといふに、いよ〱ゆかしくて、唐詩選をとりてよまするに、かたことと打ちまぜてよむ。大方そらにうかべたり。また百詠をそらにうかべよむ。又筆とらせて、何にまれかけといへば、手はまだならひおぼえずといふ。さらば、先いろはをといふに、すこし打ちわらひて、いろはをやはかくべきとて、上大人丘〔割註〕上大人、丘乙巳、七十子、爾小生、八九子、佳作仁、可知禮、右乗駒談云、祝枝山猥談、引水東日記。」とかきて見す。手のしたゝかなるよりは、此廿一字を所ならふはじめにかく事をしりしが、おどろかれて、こは徒老法師やをしへたりしととふに、うなづく。いとゞゆかしくめづらしく、よびさき思はれて、猶かたらはまほしきことおほきに、従者ども行くさきとほし。しらぬ山路に日暮れぬべしと急がせば、げに日も山のはに落ちかゝりぬるをとて、何事もかたらはでたちぬ。道すがら思ふに、僅にだにかゝるばかりの年にて、心よりふみよまんとする子はなきものを、としおげかわすめの、うめりけむ子も、けふの心はたけくこそありけめ。うつぼ木のもとに、書よみしとは聞えぬを、かへす〲もわすれがたくて、人にむかひては、先かたりぐさとしたりき。されどまた思へば、むかし、もろこしの陳韙とかいへる人の詞には、小時了々大未ﾆ必佳ｰといひおきけんやうに、をさなきほどのかしこきは、おとなとなりてさばかりならぬものにて、大かたをさなきほどのかしこきは、物狂のわざなりと、あるはかせのいはれしは、さる事と覺ゆるなり。近くは、おのがしれる人にも、某野某は、八つになりけるに、つごもりの夜に、月のかたちの空にみえけるを、人々あやしかりしに、是は六氣なりといひしが、げに雨となりしより、人々奇童とたゝへて、おひさき世のすぐれ人となりなましとかたりあひしも、今猶かいなで（普通）の物しり人なり。こたび東路をのぼるとて、遠江の國新坂のすくつどき。伊達方村なる石川方救にはじめてたいめしたるに、是はいつゝのよはひより、冷泉中納言爲泰殿の御弟子となりて、歌よむとて、東路の奇童といへりしも、たびものがたりして心むれば、栗田土滿にまなび、今は夏目甕滿にとひきゝて、なべての古歌まなびけるどちなり。されば此多田田舎の奇

童も、おひさきはいかならん。ゆかしきばかりのこともあらじとは、思ふものかな。

○酒うるおうな

四月はじめつかたより、京におしなべて、上酒有りといふ三字を紙のはしにかきて、門ごとにおしはることあり。たがいひ出でしともなく、せまりたるあやしのうばが、酒うりありくことあるべし。もし其酒をかはゞ、必あしき病をわづらはん。よしかはずとも、門にいたらばあしかりなまし。さるからに、上酒有りと書きておしはりおけば、酒うるうば來ずといふ。やんごとなきみつぼよつぼのつきばより、賤がふせやにいたるまで、門といふ門に、此三字かきておしはらぬなし。をりしも、江門の太田博士、都にのぼり來てをられしが、門におしはらせたるは、

有レ酒如レ池　有レ肉如レ坂　謹謝二妖婆一　勿レ過二我家一

後に聞けば、難波よりいひつたへ來しなりとぞ。難波にては、其うば來る家には、もがさをやむといひのゝしりて、門ごとに赤き紙にしか書きて出だせりとぞ。それをつたへあやまりて、たゞにえやみの事と思ひて、白紙には書きつたへしなりとぞ。もとよりあとなしごとは、心とむべきことならねど、何事をたねとして、かゝる言葉をばいひちらしけん。さそはれやすき人ごゝろ、かばかりはかなきものは、なかりけりかし。

○白髪畑の怖

やよひ十日、高野山のふもと矢立といふすくを、つとめてたちいで、高野辻と云ふ所より舟にて、紀の川をくだすに、川瀬はやくして、こなたかなたの岸の、さるなく齊みゝにとゞまらずとも、いはまほしき所なり。五里ばかりくだりて、左にかたくそばえたる山を、白髪畑といふ。かぢとりのものがたるを聞くに、此ほど此嶺にあやしのもの出でゝ、人をとる事有りければ、紀の殿より、うての人たち、をとつひの日、此邊にきたりて、とかくあなぐりせらるれども、いまだとらへ得ずといふ。そはいかなるあ

やしのものにかととふに、舟人くはしくかたり聞かするは、きさらぎ末つ方よりの事なりけり。此山の麓の村々の女、ともすればゆくりなくうすることあり。はじめのほどはみそか男などのありて、心をあはせぬすみいにたるならんといひて、さがしもとめしかど、たれひとりさがし出でたるなかりければ、まよはし神にさそはれつらんなど、いぶかりあへるほどに、たれいふとなく、白髪畑の山陰には、あやしのもの出でゝ、人をとりくらふとなりといひさわぎしかど、たしかに見たりといふものもなくて、日頃ふるに、此山のふもとに、某村とかいふありて、そこのむらをさのむすめ、年はたちばかりなるが、ゐなかめづらしきすがたかたちなりければ、とかくよばふ人もおほかりけり。さるにはやくけさうじける男ありければ、おやのゆるさぬ中にて、にはかにこと男をむこにとらんとしけるを、女くるしいことに思ひて、みそか男とはかりて、夕月のたど／＼しきにまぎれにあくがれ出でにけり。おひくる人あらんをしのびて、山路を経てのがれ行くに、うしろよりくるもの有り。男にやあらむ。女にやあらん。丈ひきく顔いとしわみて、かしらには、はりをうゑたるやうなる髪を、尺ばかりふりみだして、みるのやうにさけわゝけたるつゞれをきたるが、ゆきすがふまゝに、女をつとかきいだきてはしり行くを、男おどろきておひかくるに、鳥のかけるやうにて、おひつきがたし。此あやしのものは、いくたびかゝへり見て、わらふ／＼ゆくに、いつか行方を見うしなひぬ。男くやしさいはんかたなく、猶いかで女をとりかへさばやと、木の根、岩かど、たゞこえにふみこえて、山路ふかくわけいるに、月なほ山の端に残りて、木の間もるかげすごし。谷川の岸にいたりたるに、岸のむかひに、女つひゐたり。うれしさいはんかたなし。声をあげてよぶに、かしこにもよぶ声す。見ればあやしのものもをらず。わたせる板橋をは、かしこの岸に引きあげおきたれば、渡るべきてだてなし。男大声に、其橋はやわたせといへど、女たゞ手をあげて、こなたをさしまねぐのみなり。男心いらだちて、いかでとく／＼といふに、女物をたよりにて、たちあがらむとすれど足たゝず。こなたを見てなくことかぎりなし。男いとかひなきことゝ

いらちて、いかにもして、其橋わたせとさけぶに、女又かしらのうへにおほへる松の大木を指さしてなく。男目をさだめてよく見れば、松のうへに、あやしのもののぼりゐて、下なる女をにらまへてをり。見るにおそろしさは物かは。身の毛いよだちてわなゝかるゝよりほかなし。せむかたなくまもりゐたるに、あやしのもの、木末よりすら〳〵とおりて、女のもとゞりをかいつかみて、あふのけにおしたふしぬ。女やゝとさけぶを、たしかにおさへて、つるぎのやうなる長き爪にて、乳のあたりより下へ二かへりばかりなづるやうにするに、きたるものも、むすびたる帯も、すだ〳〵にさけて、はだへのあらはるゝを、胸先にくちさしあつるやうにみゆるに、女あと一聲さけびて、のけざまにそるを、うごかしもあへず血をすふ。手足をわなゝかしてなきさけぶ聲、いとかなし。男もたましひきえて、われさへ腰たゝずうつぶしぬ。やう〳〵血をすふにつけて、よわり行く聲かすかなり。はては腹わたをかき出でゝくひつくしぬ。さてなきがらをさかしまに松の枝に引きかけたるを、男一目見るより、まことにたえ入りぬ。つとめて通ひ來る人々、此所まできたりて、男のたえ入りたるを、とかく見あつかふに、いき出でゝ、ありし事かたり聞えければ、人々おぢおそれて、つひに此山に分け入ることたえにけり。そも〳〵此山は、薪多くきり出だす山にて、殿の御はやしも有りければ、かゝる事のありて、木こりども山にいる事かたきよし、うれへ申したりしかば、其あやしのものとりて參らすべしとて、弓矢の道にかしこきもの、二十人ばかりつかはされにたり。きのふ見出でたりとて、とよみあへりしが、又見うしなひぬ。ひゝといふけものゝ、年經たるなるべしといふ人もあるを、かたへより、否あらじ。ひゝは人をとりくらふものにはあらず。猶ことものならむといへり。とまれかくまれ。殿のつはものかこみたれは、近きうちにたやすくうちとりなまし。今二日三日もおそく、おはせば、とらへたるを見給はんにとかたりぬ。けしかる事をも聞くものか。かゝることは、そゞろなる昔ものがたりにこそ聞しか。まのあたり見聞すべき事とは思はざりしを、かたゐなかには、今もなほあやしきことの有りけるはと、とかくものかたら

ふほどに、若山の城のべ近く舟はてにけり。

（西扇屋花紫）

難波に新町と云ふは、あそびどものつどふ所にて、いとにぎはゝしく、むね〳〵しき家居ども、數たてつらねたる中に、九軒の揚町とて、ことにすぐれしあり。去年火のさわぎにかゝりて後、あらたにつくりみがけるなれば、いときら〳〵し。しかのみならず、今年は大江門のよし原のさだめにならひて、こゝにも櫻をうゑつらねたれば、往來の人、道もさりあへず、物いはぬ花に、ものいふ花たちまじりて、色をあらそふさま、いはむかたなし。二月廿日より道中とかいひて、日ごとに九軒のあたり、花のもとをあそびどもねりありく。まことに天の下の綾錦をつくしにけり。西扇屋の花紫といふは、わきて高名のあそびなりけるが、今年の道中には、かねてより心だくみしたるに、たのもしきうしろ見人もありて、よそほひかざりたるかたち、あるが中にぬけ出でたり。さだめ有りてかむざしはみぎひだりに六本づゝ十二本、櫛は二枚とおきてたりしを、花紫は右ひだり十本づゝ廿本、櫛は三枚をさしいたゞきたり。かむざしも櫛も、玉に金にみがきたてゝおほくのたからをつくせるなりけり。ましてきそひたる錦綾のうるはしさは、いはずとも思ひやるべし。かくてその日となりて、家ごとにおとらじと、かゞやかしいだしたつるに、花紫のかしらのかざり、おほかたのに過ぎて、花やかなれば、誰もみな目をおどろかして、とよみあへるを、おなじほどのあそびども、いとたい〳〵しき事に思ひて、くぜちいで來にけり。長者花紫を近くよびて、はじめよりさだめたるを、かく數に過ぐしたるは、いかに心得たるにか。そこにもおなじつらに、櫛かむざしの數をへらし給ふべしといふ。花紫こたへて、おほせ、さる事には侍れど、よく〳〵おもほしめぐらして、わなみの心をもおしはかり給へかし。かゝる身のならひ、ふけうなる申し事にははべれど、こがねにかへて、子をうれるおやなれば、おやあれどもなきに同じく、夜ごとにかはる枕のちぎりは、つひのよすがさだめんをとこもなし。いふまでもなく、子とては侍らず。何の

ほだしもなく、ことやすき身に侍り。さるからには、するを樂しむたのみもあらず。けふを思ひてあすをはからぬがわなみらが身のうへなり。されば一日も花やかに身をかゞやかし、名をしられ、人にめでられ、おのれをたのしむなり。ほかのこと侍らず。たゞ其身の花やぎて人にめでらるゝを、はかなき樂とし侍る身なれば、心のおよばんかぎりは、錦綾を身にまとひ、さんご、たいまいに、かしらのうへをかざらんとこそ思へ。又うしろみ給ふ人も、さればこそ、はかなきわなみのために、資をつくし給へ。おほせごとにしたがひて、人なみ〳〵にさしまじりたちならはんとならば、何のめいぼくかは侍らん。わなみは此つらにまじり侍るまじといふに、長者もてあつかひて、さらば今日のみは、そこの心にまかせん。あすよりはさだめのごとくせよといふに、其日は花紫が心のまゝにかざりて、道中ありき。げに群鳥の中に、鳳凰のまひくだれるごとく、千羊の中に一虎のたちまじれるが如くなん有りける。二日の日よりは、さだめのまゝに、數をへらしけるが、とにかくに、やまひのことにことつけて、其つらにまじらぬやうにしけり。心ぎもしたゝかなるあそびなりけり。

都よりかへりて後、人々つどひ來、物かたらふに、

濱臣

ことなくて待ちよろこばふ友垣にもなくてあへる我もうれしな

旅にして見聞きしことを語らはゞみやこほこりと人やおもはむ

言の葉のおとろへのみぞ名ににほふみやこのはなはまこと世に似ぬ

遊京漫錄　終

胡蝶庵隨筆

胡蝶庵隨筆序

道といふ何の道ぞや。神道あり、佛道あり。その神といひ、佛といふ、みな道にして、道はもと廣大なり。こゝに南華老人隨筆の一卷あり。さきに神佛の道によりて、古今未發の意をあかして、旣に神道辨惑を著す。其餘材をもて、世人のなまじゐにいひわたる事のひとつふたつをあげて、又古人のいひ出ぬ眞意をのべたり。太宰老儒の辨道書をよみては、眞言密教にたがへる事をくはしう論じ、又神人佛者の分別なきを辨じ、今世佛道の盛なるを感じ、佛者のあやまれる事どもを正し、古書などに出たるも、今時のごとき人のためにかいつけ、敷島の道は和歌の道にはあらず。世を經る道なるの理をさとし、和歌六義は公任卿の說によりて、俳諧者流の私意をしりぞけ、我日本の國は吳太伯の後裔といふ說々をくじき、神代の事は白石、宗因の說をあはせときて世のまどひをひらき、義仲、敦盛の碑をみて、俳人の名利を世にむさぼる事をかなしみ、梅若の塚のあはれなるを嘆す。實に讃美すべし。或南嶺の神學のくはしきをあげて、英雄欺レ人の失あるをつまびらかに辨論し、又服忌の原始を考へ、終にははづ

かし物がたりの一帖をのす。たゞ偕倡の心をはげますのみにあらず。世の人のためにまどひをさとし、理を埒ふるの功すくなからず。これ博學篤志の餘力にして、其確論ことごとくあたらずといふ事なし。小道といへども必可々觀とかや。まして此道において又何をかいはんや。われ此老人にしたしく成侍れば、すでに屑ぬぎて、此書の滋味をなむ。もし人のなお知ものあらば、天下の一助成べし。人能道を弘む。道の人を弘るにあらずといふめれば、一巻のはしに其意をのべて、一言を禿筆にまかすのみ。

浪　華　不　關　子　花押

胡蝶庵隨筆序

としごろ多病の身となりて、神にも佛にも勤仕する事あたはず。たゞ牀褥にのみありて、老驥の櫪にふすおもひ更にやむ時なし。されどやまひゝまあるときは、もとより好むかたにしたがひて、わが日のもとの道の、古き事どもを書のせたる卷々、ちかき代の人の書置る文などを、彼是よみはべりて、いさゝか浩然の氣を養ひ侍りぬ。しかるに、此ころの人のかきけるものなどを見れば、意得たがへたる事すくなからず。しかうして、又世の人のまどひも多からずとせず。しかるを、秦越人の肥瘠を相見るがごとく、默さむも本意ならずと、去年の春筆をとりて、そこはかとなく書つらねて、童蒙のためにもとふたまきとなし、みづから題して神道辨惑といふ。あるとき、したしき人のとぶらひ來にけるに、われ此ごろかゝることをなん書侍りぬ。ひがこともや侍らん。よく〳〵けづりて給はれといひて見せければ、やがてたづさへかへりしが、同志の人もやすゝめたりけん。終に梓にちりばめけることゝなりぬ。あゝ書もらしぬる事のあまたありつるものをと、くちをしくおもふまゝ、ことし又むつきのはじめより、筆をそめてひとまきとなしぬ。もしやかのまよへる人の此卷を見て、理をまきまふることゝなり、しかうして、又神明佛陀の冥鑑あらば、たとひ明日去てよもつひらさかにおもむくとも、わがねがひはたりぬ。

天明六年ひのえうまやよひの甲子、南華の愚禿聖應、胡蝶菴の南窓のもとにおいて謹で書す。

胡蝶庵隨筆

南華老人著

○太宰純か辨道書に云、今の神道に神事の行ひ、祈禱加持などの法を傳授して、眞言宗のあざり法師の如くなる業を教るは、是巫覡の道にて、神道の肝要にてはなしと云々、眞言教を以て巫覡の道のやうにいへるは、是其道を學ばざるの誤りなり。凡そ眞言密教といふは、元天竺に於て、釋迦法の外に、大日法あり。是を眞言行の菩薩と云。即ち普賢、文殊、觀音、彌勒などの菩薩、及び天仙神仙等の眞言者あり。諸尊の三摩地法を修し、かねては祭祀祈禱の法を行ずるなり。此方の後世、祈禱加持を專らにする、習合の神道に類したりといへども、大に異なり。其證は、天竺の世法の中にも、巫覡の道ありて、專ら祭祀祈禱の法を行へども。幻術、妖術を交へて、邪法を行ずるが故に、國家の害をなす事多し。眞言行者の祭禱の法を兼ね修するは、偏に正法を行じて、國家を安じ、民人を利するのみなり是則ち成就相の道なり。巫覡の道に類すといへども、道に世出世の異あり、法に邪正の差あり、人に凡聖の別あり。而して又、世法の巫覡は、祭祀祈禱を本業とするなり。眞言門の菩薩は、攝化衆生を本業として、祭禱の道は、衆生攝化の爲に兼行するものなり。委しくは、大日經、金剛頂經等、眞言行者所修の法要あり、其門に入て、其道を學ばざれば、其宗趣を知べからず。

○辨道書に云、佛法には殺生を堅く禁ずれども、海邊の民は耕作せず。魚を捕て産業とする故に、其邊に住む僧侶は、朝暮に佛を禮し、經を誦し、或は大法を修し、或は大般若經を轉讀などして、ひたすら漁家の爲に福を祈り候。漁家の福と云は、魚の多くあつまりて、人に捕るゝにて候。魚多くとらる

れば、漁家其利を得て産業豐かになり、其浦繁昌する故に、佛も僧も其餘澤を受け候。しかれば、海邊に住む僧は、手づから魚を殺さゞれども、魚の殺されん事を祈る故に、手づから魚を殺すと同じ科にて候と云々。太宰が此辨を、彼の駁辨道者は、佛の摩竭魚となりて、人民の飢饉を救はれしと云說、又菩薩の利他の爲に、稻粱藥草となりて、飢饉疾疫を救はれしと云。方便說などを引て、侮りを禦がるれども。外教の人共に許さゞる事なれば、無益の辨なり。多田兵部が云如く、太宰が本書の足もとへも寄がたし。誠に此一條の辨道は、太宰が道理極處の所なるべし。出家者の祈禱の法を行ずるさへ、本業にはあらざるに、況や漁者の殺生を業とする爲に、其利を祈るといふは、海邊に住む僧侶の大なる誤りなるべし。是等の祈禱こそ、其所の氏神の巫祝をして勤さするが相應なれ。出家者のすべき祈禱にはあらず。邊鄙の海濱にそだちて、佛法の本意は勿論、出家の本業如何なるものと云事を學げざるが故に、かくのごとくの譏りを受ると云ものなり。總じて海邊の僧侶に限らず。大都會の地にても、專ら祈禱加持をして活業とする僧侶は、佛教の本業を忘れたる事のみ多し。實にこれらの事が末法のしるしなるべし。

○辨道書に云、儒は唐土の道、佛は天竺の道なりと、儒は唐土の道なるべし。佛は天竺の道とのみ云ては分るべからず。天竺にも世間の王法あり。出世の佛法あり。王法の常理のみにては、惡業の衆生化しがたき故に、因果報應の說、地獄天堂の善巧方便を以て王法の助けとせられたるものなり。即ち是裁成輔相の道なり。太宰が云ごとく、佛法は一心を治め身一ツを安ずるのみならば、如來何ぞ十六大國を經廻りて、種々の方便利益を說、比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷等の弟子どもを世話して、身心を勞すべけんや。嗚呼太宰彌右衞門、恣に物をいふ男なるかな。

○近世兩部習合の神道盛に行れて、祈禱を專らにするが故、市中の家々の門戶、辻々の門柱に、何大明神守護所として、板札を打たるは、いづれの代に、如レ是は仕初めたる事にや。勿體なくも、神々を

して已々が門戸を守らしめ奉る事、恐れ多き事にあらずや。佛家の祈禱をして、札守を與ふる事も、全く後世の事なり。昔は卷數をのみ願主の許へ贈りし事なり。然るを段々增加して、札守に成たるものなり。神人の札守を出す事、全く佛者の眞似にして錢貨を貪る事、淺ましき事にあらずや。扨又別當、社僧のある神社は元より、兩部習合には究りたる事ながら。希くは兩部習合に拘はらずして、神事を勤むべき事なり。其故は兩部習合と云は、天台、眞言の祖師達の作といへども、大なる僞りなり。はるか後世の作なる事、余が神道辨惑に辨じたるがごとし。

○僧尼令に、僧尼、音樂及び博戲を作さば、百日苦使せよ。碁琴は制の限にあらずと云々。今時は諸宗ともに、僧侶の音樂をなすは、制禁たる事を知らず。是故に音樂法事と云て、僧侶自ら法會に列なりながら、音樂を奏する事を手柄のやうに覺えたるは、重疊愚かなる事なり。朝廷より誰咎め給ふことのなきは、王道の昔とは變りたる故なるべし。意あらん僧侶は、故實を學びて律令に違ふ事なかれかしとぞおもふ。

○諸宗の寺院に、宗門改めを仰付られしは、誠に御當家廣大の御恩澤なるべし。其はじめに若し神道御歸依にて諸社の神人に人別改めを仰付られ、惟一神道當社氏子にて御座候。切支丹の義は申に及ばず。ところにても無レ之候云々にても濟むべかりしを、何宗拙僧檀那にて御座候云々ならでは、宗門改めの通らぬと云は、誠に難レ有き事にあらずや。其上、人死する時は、各其賴み寺の住持、或は弟子同宿の僧を請じて、死骸を改め、剃髮せしめて、法名を授け、而して引導と云事をするが故に、云何なる人も住宅さへすれば、必ず宗門の改め寺なくては叶はぬやうに成たり。さるに依て寺道場を建ぬ國郡もなく、托鉢坊主の出入せぬ村里もなし。佛法は繁昌と云べし。然れども佛法の風儀は、益鄙俗になりて、佛の本意には叶はざる事なるべし。

○佛聖料と云事は、正史實錄に往々見えたり。今時、佛餉料と書くは大なる誤りなるべし。佛聖の聖は

ひじりとよみて、僧の事なり。昔は出家を總じてひじりと呼び、聖人ともいひしなり。是は故實なるべし。

○徒然草に云、竹谷乘願房、東二條院へ參られたりけるに、亡者の追善には、何事か勝利多きと尋させ給ひければ、光明眞言寶篋印陀羅尼と申されたりけるを、弟子ども、いかにかくは申給ひけるぞ。念佛にまさる事候まじとはなど申給はぬと申ければ、我宗なれば、さこそ申さまほしかりつれども、まさしく稱名を追福に修して、巨益あるべしと說る經文を見及ばねば、何に見えたるぞとかさねて問せ給はゞ。いかゞ申さんと思ひて、本經のたしかなるに付て、此眞言陀羅尼をば申つるなりとぞ申されけるこそ公論なれ。是に付てつら〳〵思ふに、今時、諸の出家者、只死したる人の回向追善にのみ經陀羅尼を讀誦するものと覺えて、自らの爲には、一向に修習し思惟する事を用ひず。況や其經說に因て心を治め身を潔くする事は、思ひもよらざるは、末法のありさまとやせん。光明眞言寶篋印陀羅尼を除きて、其外の如來一代の說經は、唯是いきて居る人の爲にこそは說かれたれ。死したる人の爲に功德となる事は、あまたある經說の中に於て、何々の經說にかある。其本說をこそ見まほしけれ。

○出家者の任官の事は、定額の僧は官位なくしては、參內する事あたはざるが故に、德行法臘の高下に隨ひて、大法師、律師、法橋、法眼、法印、僧都、僧正を勅許ある事なり。然るに地下の凡僧は參內する事は勿論、朝廷などは夢にだも見る事なき身分を、宮門跡方へ願ひ募りて、官位を競望し、色衣を免許せらるゝは、何の爲ぞや。畢竟は宗旨檀那の何屋何兵衞が葬禮の導師に立時に、光りを放たん爲なるべし。しかのみならず、云何なる由緒ありてか、公家の猶子となりて、金紋の挾箱を先へふらせ、侍奴僕をあまたしたがへ、藥所を行列する族あり。是等の僧侶は　稀にも朝廷へ參ずるならば、金紋の挾箱をふらすべきに、たゞ何屋の何兵衞に請ぜられて、送葬の導師をつとむるより外は、輿にも乘る事のなき坊主の、かくのごとくいかめしくする事、物の道理を辨へ知りたる檀侶などは、いかゞ

思ふらんと、苦々しくこそあれ。又をかしくもこそあれ。

○祭祀祈禱は、共に是巫覡の道なりといへども、巫覡の本職は祭祀の法にして、神祇を齋き祭るが先務たるべし。祈禱の法は、時に臨て止む事を得ず行ふものなり。然るに後世巫覡の徒、祭祀のみにては、金銀乏しきが故に、種々の祈禱加持を專ら行じて、眞言密教より、種々の行事を傳授し、護摩までを修し。星祭などを行ふが故に、祭祀の本職はおのづから怠緒になるなり。是根本は、倭姫世記といふ僞書の中に、神の垂は祈禱を以て先とすと云、僞託の神託より起りたるものなり。此事、委くは余が神道辨惑に辨ずるが如し。往て見るべし。

○總じて出家者の亡者の廟所、又は墓所などを預りて朝夕の享養を勤るは、彼巫覡の神祇を齋き祭ると同樣にして、祭祀の道といふものなり。日蓮宗、一向宗、淨土宗の僧侶などの、說法談義をせらるゝは、たとへ俗談平話たりとも、佛法の名字を說きて、諸人に善事をすゝむるは、重疊めでたき事なり。濁世末代といへども、釋迦如來の餘風なるべし。我眞言宗は、檀僧に對ひて法義を談ずる事なく、只祭祀祈禱の法を專らにして、光陰を消ずる事は、くちをしき事にあらずや。

○辨道書に云、日本には元來道といふ事なし、近き頃神道を說くもの、いかめしく我國の道とて、高妙なるやうにいへども、皆後世に言出したる虛談妄說なりと、太宰が此論、實に多田兵部が云ごとく、先其國に居て、其國を誹る罪のがるべからず。而して又朝敵とも神敵ともいふべし。抑諾冊の二神、此國を開き給ひしより已來、道と云ものある故にこそ、天照太神の皇統にあらざれば、天子と仰ぐ事なし。萬々歲の今に至るまで、臣庶たるものゝ、帝位に昇りし例を聞かず。爰を以て神代このかた、君臣のみちの赫々明々として、亂るゝ事なきを見るべし。次では、父子、夫婦、兄弟、朋友の道も。おのづから行はれし事、論に及ばざる所なるべし。我邦太古文字の行はるゝ事なかりし故、何事も傳はらざるなり。澁川某が云、我國言教を以てするもの鮮し。法立て下自ら習服するのみと、此言、誠に的論なる

べし。

○神國の道といへばとて異なる道にはあらず。君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五倫の外にはあらず。儒に云へる五倫五典と更にかはる事なし。然るを後世、巫祝の族、專ら神事祭禮を勤めて、祈禱加持をするを神道と心得たるが故、太宰などが爲に大に譏られ侍るなり。和歌者流などの三十一文字をつらねて性情を吟詠するを、敷島の道と覺えたるがごとき同じ事なり。文は貫道の器なれば、和歌も道の外にはあらねども、歌を詠ずるのみを、しきしまのみち、神國の道と覺えたる、大なる惑ひなるべし。其故は、性情吟詠する中には、淫奔の媒となる歌など多し。詩の國風にて云へば、是等は鄭、衞の風と云ものなり。鄭、衞は雅樂を亂ると云へり。然れば敷島の道、神國の道とは云がたし。既に三千の貫首たる慈鎭の歌に、人每に一ッの癖はあるものを我にはゆるせ敷島の道。と詠ぜられたるは、何とも心得がたくこそ侍れ。唐土に於ても、詩書禮樂を以て、先王之道とはすれども、詩を作るのみを先王の道とは云はず。道學を專らにする儒者は、詩文章を好む者を、記誦詞章の學といひ、彫蟲の小伎など丶云て、鄙しむる事なり。日本にても歌をのみ好みて、道學に疎なる人は、誠に彫蟲の小伎と云べし。

○思ひきや我しきしまのみちならでうき世の事を問るべしとは、と詠れたるも、和歌の道を敷島の道と云はれたる歟。而うして又、此歌の意云何にとも意得がたくこそあれ。何とやらん遁世者のよみたる歌のやうなり。しき島の道と云へば、其中に律令刑伐の政もあり。君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の道もあり。是を敷島の道とも、神國の道とも云べし。道は廣大の道なり。うき世を治るの道にあらずや。しかるに此歌のこ丶ろは、敷島のみちを問はずして、うき世の事を問はる丶は、思ひよらぬと云こ丶ろ、全く遁世者の詠たる歌ときこゆるにあらずや。

○詩に六義あり。曰。風、賦、比、興、雅、頌なり。風は十五國風、雅は大雅、小雅なり。頌は周頌、魯頌等な

り。此三つを朱子は三經と云、賦比興の三つを三緯と云。畢竟は、風雅頌の三つの經に、賦比興の三つの緯あることゝみるなるべし。然れども古來此六義に於て、議論區々にして、しかとしたる事を知らず。我邦の和歌に於ても、貫之は此の六體として、古今集の序に、一々歌をあてがふて見られたれども、あたれりとも見えず。公任卿の注には、歌を入替られたれども、是亦かなへりともみえず。されども、公任卿の注の終りには、およそおもむきにわかつことは、えあるまじき事にと云はれたり。是こそ的當なるべし。歌のみにあらず、律詩にも亦六義を六體と見て、一々詩句をあてがふて見たれども、是もかなふまじくぞ見えける。是に和歌者流の眞似なるべし。六義の事は、能々明師にたづねて知るべき事なり。

○漢土はいにしへより其君不明なれば、臣これを伐て、己れ帝位に昇る。其例しは宜しからねども、言教の委く、詳かなる事は、我邦に勝れり。文字の行はるゝ事舊しければなり。禮法の備はりし事も、我邦よりははるかにはやし。これに依て、昔は我邦より時々聘使を遣はして、入唐留學せしめて、詩書禮樂の敎を傳へ來れり。それよりして我邦漸々に文物禮法委く、なりて、人倫の道も正しく、文章詩賦の業も盛になりて、今にては彼國よりは貴く成たりと云べし。

○日本を以て吳の太伯の子孫とし、又は夏后少康の裔也と云說あれども、牽合附會信用すべからず。我邦に吳の太伯來らば、其時、國民をして文字を學ばしめずんばあるべからず。其時、文字を學びて、遂に世に行はれなば、神代より已來の載籍、定めて夥しかるべし。然るにやうやく應神帝の朝に至りて、はじめて文字を傳へたるを以て見る時は、吳の太伯の後、夏后少康の裔などゝ云事、虛誕妄說取るに足らざるもの歟。しかるを林道春が吳の太伯を以て、天照大神とする說、及び神武天皇の論に、僧圓月が浮說を助けて、種々の議論を設け、我神國の道統を廢如せんとする、必すこれを學びて妄說に誑かさる事なかれ。

「多田兵部が遊相草に云、厩戸蘇我の子孫族滅せられしは、神罰と云べしと、これは兵部が學文には似

合ざる議論なる哉。俗に所謂厄病の神で敵をうちたる意持なるべし。拙き哉。畢竟厩戸蘇我の子孫の亡びたるも、守屋大連が亡びしも、皆是時運のしからしむる所なり。しかるを厩戸蘇我の子孫の亡びたるを神罰と云はゞ、守屋大連が亡びしも、亦佛罰と云べけんや。

○白井宗因が神社啓蒙卷一に云、本朝の載籍觀べきもの特に日本紀なり。而して神代の兩卷、予嘗てこれを疑ふ。怪は聖人の語らざる所にて、しかも怪語あり。俳は君子の醜ずる所にして、而も俳諧多し。婉にして章を成すといへども、大抵隱語のごとし。予恐らくは此書を以て咸陽の市門に曝さば、千載の下必ず揚子雲あらん。九原起すべくんば、一たび作者に問はん。曰く、然らばこれを削るべしや。曰く否。神理を論ずる事又可なるもの多し。予此書に於て二三策を取のみと云々。宗因が此言識に的論なるべし。白石古史通卷一に云、奇異荒怪の事に至ては、太古朴陋の俗、言嗣語嗣し所なるか。又は大朴漸々散ぜし代に至て、其事を神にすべき爲に、言を造りし所なるかと。是亦然るべし。實に二三策を撰び取たらば、其餘は信用するに足らぬ事なるべし。其故は、古史通に又曰、諾册二神、兄と妹にて夫婦と成給ふといひ。又葺不合の神の御姨にて、しかも繼母にて在ませし、玉依姫を娶りて妃となし給ふといひ、此餘諾册の二神、蛭兒を產給ひ、三歲に成まで脚たゝずとて、流し弃られしといひ、伊弉册の神の、火の神を產給ふ時神去給ひ、伊弉諾の神、みづから其御子を切て段々になし給ひ、素盞鳥の神、父の神に逐れ給ひし時、天照大神、軍を起して防がれしといふ事、すべて此等の類は、父子兄弟の間に於て其倫正しき所を得給ひしとは見えず。されど細かに舊事、古事等の記、日本紀并に其注に見えし所を見る時は、其說の非なる事は自ら明らかなるにや。讀者宜しく思ひを致すべきなりと。

○延喜式に曰、凡そ王臣已下、輙く大神宮に幣帛を供する事を得ず。其三后、皇太子、若し供すべきものあらば、臨時に奏聞せよと云々。此式文を見るに、王臣已下は、太神宮へ奉幣に向かなはざるなれ

ば、平人は幣以て參詣をも許さぬはづの事と見えたり。しかるにいつの頃よりか。伊勢參宮と云て、日本國こぞりて參ることゝなり。又神前にて神樂を奏する事あたはざる故に、御師の館にて太々神樂などゝいふ事をなして、百姓町人の錢貨を貪る事、淺ましき事にあらずや。併ながら、此式文のごとく平人の太神宮に近付事あたはざる時は、幣以て神道の實徳と云ものなるべし。今時は百姓町人の家内に神明を設て太神宮を勸請し、朝夕に拜む事故、庸夫愚婦も神道と云事を知るなり。是に依て朝廷よりも強て咎め給はず。いにしへの式文をも、しらぬふりにして置るゝと見えたり。

○本社は神稷の神にて、末社に宗廟の天照太神、或は八幡宮などを勸請して祭れる所あり。是は巫祝の徒の國學にくらきあやまちなるべし。たとへば、ひとつ家のうちにして、妻子奴僕のものは、奥ふかき所に居りて、その家のあるじは、却て簀の子のはし、かまどのかたはらに居るがごとくにはあらずや。しかのみならず。此難波津などには、汚穢不淨の街において、天照太神を勸請して、神明と稱する所あまたこれあり。是はいづれの代に、誰人のはじめて祭れる所とも知れず。凡天照太神は、王臣已下の人の、たやすく奉幣することだにあたはざるは、神祇式の法令明か也。しかるに伊勢の神職よりこれを制せらるゝ事なく、神祇伯より停止せらるゝ事もなきは、亂世のゝち王道衰へたる故か。重疊歎かしき事にあらずや。

○總じて社頭に小社の多きは、かの兼好がいへる、持佛堂にほとけの多き、硯筥に筆の多きとおなじたぐひにおもはれ侍るはひがことかも。

○須磨の浦に敦盛の石塔あり。誰人の建るものとは知らねども、只何となく物あはれに覺えて、彼壽永のむかし、平家一族の人々、はかなくなられし事など、思ひやられて、感を催し侍る。而して此石塔のあたり、東西一里ほどの間には、小石を積みあげて、塔のやうにつみたる物、數かぎりもなく並らべてあり。これは往來の人の、此敦盛をあはれがりて、手向としたるものなるべし。それにつきて、

つら／＼おもふに、近世は俳諧師、狂歌師、浄瑠璃かたりなどの石碑とて、いかめしく大きに造り、多くの人の目に立つ所に建たるものあまたあり。これは其門人たるものどもの、其師の榮名を後世に賣んために、かくはしけるものなるべし。されども其門人こそはたふとく敬へども、なべての人は目留る事もまれなるべし。凡そ諸の藝能において、聊か其妙を得たりといへども、世のためにはさせる功業もなき事なるに、かゝるいかめしき石碑などを建て置くは、何とやらんをこがましきやうに侍るは僻事にや。

○江州粟津が原に木曾殿の塚ありて、其寺を義仲寺といへり。しかるに其塚のほとりに、芭蕉が石碑あり。又幻住菴とやらいひて、俳人ども集りて、はいかいする菴あり。此頃に至りては、其寺の正面に一ッの堂宇を立て、芭蕉が木像を安置せり。嗚呼、昔時は義仲寺なりしが、今は芭蕉寺なるべし。而して又朝日將軍殿の塚も、俳俗のために光りを奪れ給ひて、其塚のしるしは、見る影もなくなりぬ。又重疊あさましき事にあらずや。

○余往年關東の諸國を遊歷せし時、木曾路を通りけるに、棧といふ所を見れば、道の傍に大なる芭蕉が石碑あり。芭蕉、昔時俳諧を以て諸國を行脚せし時、此所にて、棧やいのちをからむ蔦かづら。といへる發句を作れり。これに依て、其後近鄕の俳人どもの立つるものとみえたり。つら／＼おもふに、昔時、もしや此木曾路の道をはじめて開き心力を竭して、棧などを造り、旅客の艱難を助けつる人ならば、其功業を石にも銘じてこそ、名を後世にも傳ふべけれど、たま／＼俳諧の發句一ッを作りおきたりとて、此棧の上にいかめしく、芭蕉が石碑を建る事、をこがましき事にあらずや。此所にかぎらず、既に出羽象潟の干滿珠寺の境内にも、大なる芭蕉が石碑あり。されどこれは寺の境内なれば、建まじきものにもあらず。かゝる事は、其藝能に遊べるものどもの俗情を以て、事を好むといふものなり。有識の人の、すべき所にあらじとぞおもふ。

○武州隅田川のほとりに、梅若の塚といふものあり。其塚の上には、一本の柳を植置て、聊か風流なるやうに見ゆれども、かの須磨の浦の敦盛の石塔たゞ一つのみにして、寺もなく、堂もなく、念佛を申す鐘のこゑもきかで、只何となく、そのあはれに見ゆるには、しかじとぞ思ふ。

○京、江戸、大坂はいふに及ばず、日本國中、在々所々に氏神と云ものあり。いづれの代よりかくは祭り來る事にや。氏神といふは、藤氏の春日明神を祭らるゝごとき、氏神とは云べけれ。其神の苗裔にあらざる人も、其所にある神を、氏神といひて祭れる事は、いかなる由緣ありといふ事を知らず

○神書に於て僞書とするもの、擧て數へがたし。能々擇びて學ぶべし。多田兵部が考へにて、僞書と稱するものは、五部の書、神名祕書、神皇實錄、神皇系圖、神祇本源、神皇正統記、舊事玄義、舊事大成經、延佳が陽復記の類。其外諸家の神書に、五部の書を引用するもの盡く用ふべからず。垂加一流の神書に、無量の僞作多し。信用すべからず。藤波時綱が撰する神道編、神佛混同の書、是亦信用すべきものなし。總じて唯一神道と云つゝ、大方は陰佛陽神の神學なり。多田兵部が神學は、誠に交りなしの神學と云べし。しかれども、間々臆說あり。暗記の失あり。且又往々佛法を譏る。されども夫は神道片氣といふものなり。訶るべき事にあらず。彼が著述せるもの、學びて益を得る事多し。其他の神學者の書きたるもの、悉く杜撰妄說のみなり。學びて却て惑ひを得る事多し。

○服忌の事、法曹至要鈔には、服暇とあり、忌とは云はず。暇といふは、いにしへ天子へ奉公する人の、親兄弟に離れて、愁傷に堪へざる故に、君より暇を賜りて、引こもり居て休む事也。しかれども久しく籠りては、公用闕る故、日限を切て下さるゝ事なり。暇があけば出仕するなり、其時は喪服といふを着して勤むるなり。此喪服も久しく着てはあしき故、これも日限を極め給ふなり。しかれば服暇と云は、仕官の人の上にある事にて、平人の上に於ては、暇の事は入らぬなり。故に暇の字を書替て忌服といふもの歟。世に服忌令と云ものあり。夫には親の忌五十日、服は十三月とあり、法曹至要鈔

には、親の服暇共に十三月なり。今時官家の暇をたづね侍るに、親の服十三月、暇は五十日のよしなり。古へとは大に替れり。但、法曹至要鈔に、伊勢太神宮の禰宜、大小の内人物忌父親の喪に遭ふて、穢に觸れず、服を着せざる事を舉て、神祇式を引て、凡大内人雜色物忌、又小内人親の喪に遭て、敢て穢に觸れず。又素服を着ず。四十九日の後、祓ひ淸めて復任せしめよ。其服闋の間は、外院に侍候して、祭物を供するに預らず。又内院に參入せず、但し物忌が父死するもの、其子解任せよ。子死する者、父復解任せよ。案ずるに、伊勢太神宮の禰宜已下の喪服の事は、凡人に異なり、仍て注出する所なりと。是を以て見れば、朝廷の官人の喪服の事も、此伊勢神人に例して、親の暇五十日と定められしもの歟。平人の忌五十日と云も、亦其例に准ずるやうに成たるもの歟。猶官家の明師に能々尋ぬべき事なり。

○或人問て云、予が神道辨惑に、天下の人三分が一は、佛法の族類となると、是はあまりの事には侍らずやと、余答て云、能々考へて知らるべし。先天台、眞言、禪、律、淨土、日蓮、一向、山伏坊主、醫者坊主、比丘尼、虛無僧、非事吏、願人、鉢坊主、護摩の灰、其等に屬する所の奴僕梵嫂、舉て數へがたし。天下三分が一に餘るとも、足らざる事はあるべからずと云へば、其人眉を顰めて去にき。古に云、人を治るものは人に養はれ、人に養はるゝものは、人を治むといへども、今此輩は、人に治められ、人に養はる。誠に天下の閑民なり。我等も其中にありて、太倉の一粒なれども、つら〳〵おもへば、はづかしき事にぞ侍る。余往年はづかしこものがたりといふ物を書侍りしかども、見する人なかりしかば、久しく篋笥の底に弃置しを、今こゝに附錄して以て兒新發意をしへ導く一助とするのみ。

○はづかしき事のみ多きは、世の人の心なりけり。いきとしいけるものゝ中に、はづかしきなどおもへるは、たゞ人の心のみにして、あらかねのつちにうごめく虫。あまつ空に飛かふ鳥のたぐひは、なべ

て我心にはづかしとおもはればこそ、物をむさぼるこゝろよりして、よわきはつよきに共いのちをうばゝれ、くるしみのさかひのがるゝことなし。人のこゝろの上にも、はづかしと思ふ事なくして、おろかなるこゝろにまかせつゝ、物をむさぼり、欲をほしいまゝにせるたぐひは、禽獸に異ならずとかや。わが大師も心に十住の品をわかち給へるはじめに、異生羝羊心と立給へり。凡夫狂醉して吾非をしらず。但し婬食をおもふこと、羝羊のごとしとかや。かゝるはづかしきこゝろ〳〵なれども、教法の因縁によりては、いさゝかおもふ心のすこしきより、大なるに至りぬれば、漸く佛のみちに入て、かしこきよりかしこきにうつりて、終には上なきさとりの位に至りぬときく。

○今時の僧侶を見るに、臘の漸くたけぬれば、やがて朝廷門跡にたよりて、それ〳〵の官位稱號をゆるされ、色衣を身にまとひて、上にはいときらびやかなる袈裟を打かけたるを榮れとし。また富る僧侶は、國の寺へ願ひつのりて、權僧正、あるひは宮門跡がたの、院家寢帶などとなのりて、勢ひ盛になりぬるを、もはら僧門の榮耀とし侍るはいかんぞや。公卿殿上人の公達などの出家し給ひて、公家の梵筵につらなり給ふは、みなもとおこり、事異にして、凡僧と日を同じうしていふべきにあらず。仁王經にも末の代にいたりては、佛法をもつて國王大臣に附屬すと、佛も說置給へば、これらは王法のちからをもつて、佛法の惠命を續しめむとのゆゑなるべし。

○すべて出家者のともがら、王公大人にむかひても、佛の心をもとき聞かしめ、道の趣をも知らしめて、治國平天下の一助ともなるべき身の、かへつてみづから國の掟をもそむき、人をそこなふわざなどし出て、公のとがめを受け國刑に行はるゝは、いとはづかしからずや。さるのみにあらず。やゝもすれば、利慾のさかひをも知らぬ諍ひをなし、公の裁斷をうけて、僧門になきとがめをかうぶり、在家の人に指ざしせられぬることそ、いとはづかしけれ。出家の用心といふは、道理にまどへるものを善道にいざなひ、孤獨貧窮のともがらには、一衣一飯をもわかちあたふべき身の、かへつて米錢をたくはふ

る事を專らとして、人に貸などして、息もつをまさん事を要とするもあり。又はかしたる米錢を、人のかへさぬとて、公の廳へ申出てせめはたる事など、いとあさましきしわざならずや。出家はみづから損をとりても、人に德をあたふるをこそ、ほとけのをしへともきゝ侍れ。施す事のならざらむはせんなし。ものあらそひにならんこそ、いとはづかしけれ。あるは、墨染の衣のうへに、麗しき袈裟うちかけて、いとたふとき佛の道を說きのべて、あまたの人にうやまはれぬる法師の、夜ふくれば、けさころもそこらかいやりて、あやしきものなどきなし、あられぬ里にしのびゆきて、うかれめなどをよびて、またなきものにめで、酒にゑひ、色にふけるたぐひもありとかや。さればこれらは、はづかしとおもへればこそ、しのびやかにもすらめ。はづかしと思はぬやからは、あからさまに、人のゆきかふ大路にて、いとなまめかしき遊女の手をとり、かたにすがり、淨瑠璃小歌などを、われはがほにうたひもてゆくは、又なきはづかしきわざならずや。

○酒といふものは、在家の人のよろこびをのべ、交りを厚うする媒ともし侍れど、もろこしの聖賢の人は、亂れぬまでこそはゆるし給へりぬ。ほとけの道には、かたく禁しめ給へれば、今の世にいたりても、禪律の僧侶は、ふかく是をつゝしむにや。いつの頃よりしてか。官途にまじはる僧侶は、あからさまにも飲む事とはなり侍りぬ。みづからばかり嗜みて、用ふる事はさもありなん。在家檀侶の人にむかひて、手をとりひざをおさへつゝ、しひ呑しむるわざは、いかに思ひたがへたるにやあらん。さるから、在家檀度の家に僧侶をまねきて、齋食を供養するにも、饗膳のをはりには、かならず盃を出して、僧にもすゝめ、居並ぶ在家者も、法式のやうに飲事とはなりぬ。されど僧法師はつゝしみてもありぬべきを、檀家主の心におもねりて、まろきかしらの、きら〳〵とてりかゞやくまでも、醉をきはむるは、いかなる所行にや侍らん。いとはづかし。

○今時の僧侶は、はづかしと思ふべき事にもあらぬを、はづかしと思ひ、はづかしとおもふべき事を、

はづかしともおもはぬことは多かりけれ。袈裟ころもの類は、その身分に應じてよきはよかるべし。されど人にまさらんとて、調じがたき米錢を費し、いとめだつやうにせるも、おろかなるわざならずや。まして常衣のたぐひは、華美を好むべからず。わかき僧法師は、孌童を愛して、かの里に行かよふとては、いとはなやぎたる衣服をよそひつゝ、在家の人の、つまはじきせらるゝは、いとはづかしき事なり。

○食の事は佛の在世よりして、一日一食とさだめて、ひるよりのちは、よろづの物さへくふ事を禁しめ給へり。よて律家の僧侶は、今の世にも愼しみ侍れど、官途にまじはる法師は、隨意食といひて、時をさだめず。萬のものを喰侍るは、いつのころよりしてかくは成にけんかし。一日に三時の食事はさるものにして、その外も酒宴遊興に乘じては、日をくらし夜を明すまで、飲食にあく事なきは、佛敎の旨門をわすれたるなるべし。在家の人の僧侶をまねきて、齋食をまうくるに、山海のめづらしきもの、時ならずはやく生たる野菜くだものなど、供養せらるゝはさもありぬべし。僧侶の同じどちを饗應せんに、きさらぎやよひのころより、筍、茄子などゝ云ものを蒸り、もとめさがさんは、みづから奢りを人にほこるわざならずや。あるとし高野山金剛三昧院の快辨阿闍梨、ゐなかのかたに請ぜられて、說經授法の事などし給ふをりから、ある人のもとへ齋にまねかれて、まゐり給ふに、ころはやよひの末つかたにやありけん。竹の子のいとちひさきを、あつものにしいでゝ出しけるを、並居たる僧俗、たがひに賞歎して、あるじにも悅ばせけるを、此あざり、かたはらの人にのたまふは、おの〳〵は無用なる事をいひ給ふものかな。かうやうの竹の子は、竹の根をだにふかくうがちほりぬれば、冬のうちよりもあるものなり。ましてやよひうづきにもなりぬれば、土より出んとて、是よりまさりたる物ありぬべしと申されければ。滿座の人々目を見合せつゝ、あるじの心をはかり、無興になりけるとぞ。其後、亦このあざり、ある人のもとへ請ぜられて、齋にゆき給ふに、さつきのはじめつかたな

れば、初茄子といひて、いとこまかなるものを、あつ物にしてまゐらせければ、是亦列座の道俗めづらしと賞しあへるを、此あざり、かたはらの人にのたまへるは、時ならずめづらしくは侍れど、あまりに味のにがく侍るほどに、こゝろえず喰給ふなとつぶやかれける。かたはらの人々は、あまりに無骨なる事をのたまふものかなといひあへりける。此あざり、はじめは南谷淨菩提院に住み給ひて、予が初登山のころより、學德道機のいみじき事を、人々仰ぎたふとびけり。としごろは齢九旬にたけ給ひて、一山の寺務職たりしが、みとせの任はてゝ、もとの金剛三昧院にして、いとまめやかに行ひすましていまそかりける。

○僧侶の住居も、ほとけの世に出給ひしはじめには、只樹下石上にのみあかしくらしけるを、後に祇陀太子の木園によりて、須達長者のはじめて精舎をたてゝ、ほとけに供養せられけるよりして、伽藍といふものは出來にけり。大きなる伽藍といふものは、此祇園精舎のみにして、その外は草をむすび、竹をあみなどして、誠にひざを容るばかりなるに、もはら修禪を事として、淸淨無慾に住する外はなかりきときく。今の世になりては、僧尼のすみかも、王侯大人の宮觀樓閣に異ならず。棟を高くし、甍を並へ、朱門翠室、日に映じ雲に冲るのかまへ、いといかめしく、何とやらんまばゆく覺え侍り。佛を安置すべき堂塔は、もとよりいつくしきをよしとすれど、僧侶のみづからひざをいるゝところは、たゞあら〳〵しきをこそ好ましく侍れ。衣食住ともに、僧はたゞ疎かなるが本意なるべし。飮食を菲して孝を鬼神にいたし、衣服を惡うして美を黻冕にいたし、宮室を卑うして力を溝洫につくすとは、儒の道にもいひきこえけれ。ましてや出家者は、頭陀斗藪のわざをもはらとすべき身なれば、衣食住ともに、あら〳〵しきをはづべき事にはあらず。太平の御代久しく傳はりて、此難波津などは、わきて寺あまた建つゞきて、東武城外の諸侯の第宅に異ならず。たま〳〵ふるめきて苔むしたる僧坊などは、隣わたりのきらびやかなるをうらやみ、わが住坊の光、うばゝれたるやうにおもひて、

いとまづしき檀侶のかどをたゝき、米錢をしひこのりこひて、わが寺おとらじと、ほそき柱をふときにかへ、ひきゝ棟を高くあげなどするも、出家者の本意とはおもはれず。物盛んなるときは、かならず衰へ、みつる時はかならずかくるは、天地の常理なれば、物みなたらはぬをこそよしとすれ。いにしへ智識學者の建置給ひし精舍のすたれはてゝ、跡かたもなく〳〵、あるひはかたばかり殘りて、あるかなきかの草の庵ばかりになれるもありて、いと物あはれにも、殊勝にみえ侍りて、感涙も催さる。今時はさばかりの德行もなき僧法師の、名利のつなを引て、十方檀那の門をたゝき、米錢を募りあつめて、あらたに寺號などを名のり、すたれたる寺の名などを買求て、繁華のちまたに堂宇を構へつゝ、居宅きらびやかに建つゞくる事など、むかし今の道理、とりたがへたるやうにおぼえて、目にふるれば、火にむかへる蛾のごとくはづかしくこそあれ。

○佛寺僧房のかくあまた出來る事は、もとより出家者の、數かぎりもなく〳〵いでくるゆゑにこそ、おのれ〳〵が住家定めんとて、寺をも庵をもつくるにて侍れ。遠きむかしは、出家せんと思ふものは、先、公國郡の守へもねがひ出て、ゆるしなければ、かしらをそり、墨の衣を着る事あたはず。いつの世よりしてか、我心のまゝに出家入道する事とはなりぬるなり。佛の在世には、出家といふものには、比丘比丘尼、沙彌沙彌尼のわかちのみありけり。今樣は妻子をかゝへて、寺道場のあるじするものあり。あるひは太刀わきばさみて、兜巾といふものをいたゞき、いとにくげなる顏に、寶螺といふ貝を吹とゞろかして、みたけ精進といふ事を行ふものあり。いと深き編笠に類ひせる物をかうぶりて、おもてをかくし、尺八とかいへる笛を吹すさびて、頭陀に類ひせるやからもありけり。願人などゝいふやからは、あらゆる法師のすがたにまねて、誰にも七ばけといふめるものあり。高野ひじりとて、あやしき物をおひて、筋なき宿をかるのみにあらず。笈の中よりさま〴〵の物をとり出て、物あきなふやからあり。又世にもてあまりたる僧法師は、在家のうらだなをかりて、はじめは頭陀乞食のわざなどし

て、世をわたるたつきともし侍るが、やゝ人なじみ出來るにしたがひて、寺をもてる僧侶とことたらぬすがたして、あまたの檀家に出入つゝ、經よみ齋などをむさぼる輩もあり。かゝるたぐひは、公のたく禁しめ置給ふ事なれど、さして人のさまたげともならず。國の掟にそむきだにせねば、其まゝにありなん。又むかしは弱法師といひけるを、今の世には、琵琶法師、座頭などゝいふたぐひは、琵琶三絃、又は小琴を彈じて、平家やうのものをうたひつゝ、人の遊觀の興をたすけて、世をわたるものあり。あるは女色を衒賣して世のたづきとするものに、比丘尼といひて、名をそこなふものあり。總にはいとおそろしき強盜の中にも、まろきかしらの多く侍るとかや。これら佛法の盛なりとやせん。衰へたりとやいはむ。今よりして後、五百歳千有餘歳の後は、又々いかなるあやしき僧法師のいでくるにやあらんと、いとおそろしく、はづかしくこそあれ。其たぐひいくらもありて、かたちは僧法師に似たれども、そのわざ異なるものあなれどかきもらしつ。

○出家者の藝能に遊べる事は、世の中に誰ゆるしてするとはなけれど、おのが好めるかたにのみふけりて。修學觀禪の事は、おのづからおろそかになりゆきて、おもしろしと思ふまゝに、日をくらし、夜をあかす事など、是又ひが事なるべし。修學のいとまには、いさゝか心をなぐさめ、惠命を養ふたすけともならむわざは、制のかぎりにはあらじや。やまとうたは我國の風雅にして、佛教のこゝろをもいひのべ、人のこゝろをもやはらぐる物なれば、むかしよりかしこき人、才ある法師、宿德の僧正僧都も、かたはら此藝に遊び給へり。ましてからうたのふみなど習ひまなびて、文字のこゝろをもよくあきらめ、音律の事にもくらからずなりぬれば、聖教のふみ見るたよりにもなり侍るべし。あるはをしへの趣をもかきとゞめて、世の人の迷へるを、いざなひみちびきて、なきあとまでも殘しおきて、千歳のゝちまでも世に散うせざるは、ことのはの德なりとかや。連歌はもと和歌の流れにして、ちかきむかし、もはら行はれたるものにして、月をめで花をなぐさむともがらの、志をいひつゞけしもの

なり。さるから、世をのがれたる僧法師も、ひたすら此みちに遊べるなるべし　はいかいは、和歌連歌のすがたのまた變じて、俗談平話をもつて志をいふもの故、士農工商に至るまで、心をなぐさむものとはなりぬ。僧法師も此事にのみ身をよせて、諸國をもへめぐり、あまたの門弟子を誘ふ、勸善懲惡のひとつのたすけともなりぬれば、ひが事にはあらねども、これにのみふけりて、はては世をわたるたづきともし侍るは、道のもとをわすれたるにや有らん。書畫は古の知識聖者も、此事に妙を得たる人多し。香花茶の湯といふ事も、ちかき世專ら行はれて、出家者も此みちに拙からず。されど此わざのみにふけりて、名をとり譽れをあぐる事、出家の本意にはあらじ。蹴鞠、小弓、圍碁、双六などいふもの、もはら官家の人の、いとまある身の、遊びものなれば、僧侶は好まずともありぬべし。されどやむにまされることわりもあれば、修禪のともがらも、つれ〳〵のをりふしは、見ならひてもつみゆるされぬべし。たゞ遊藝のみにふけりて、修學の道をわすれ侍るは、有識の人にあひて、いとはづかしき事なり。笙、篳篥、横笛などのふきもの、むかしより知識の好まれしためしもきかねば、出家の習ひ學ばん事いかゞ侍らむ。まして伶人のあまたあるなれば、佛事法會などに用ひん時は、其家の人をしてなさしむべし。僧侶のみづから法會につらなりながら、音樂せん事、似合しからずや。

（世に博奕といふものは、いづこの國より傳へ來りけん。公卿殿上人のうへには、きゝも見もせねば、いかんともいひしらず。たゞよのつねの人ざまよりして、出家者にいたるまで、此事しのびやかにするとはあれど、誰知るとはなしに、世のくちずさびにあひて、はしたなく見おとさるゝわざははづかしからずや。出家者は博奕といふもの、ゆめ〳〵たづさはるべからず。おのれをそこなひ、人をそこなふわざにして、此事よりおのづからひたぶるこゝろいできては、人の物をぬすみとり、あるは空言をのみいひて、人をたぶらかし、はては人のいのちを失なはしむることもありとや。

胡蝶庵隨筆 終

柳菴隨筆初編

柳庵隨筆初編序

昔者。洪景盧著二容齋隨筆一。稗官小說。悉皆可三以備二考證一。則隨筆之述。亦不レ可レ熄也。而有下論二經義一以疏二事理一者。詳二事物一以闡二微古一者上。或有下詭怪隱僻事涉二夷堅一者。孟浪洋々說屬二齊諧一者上。是皆雖二作者之志爲一。然亦學問之淺深。識度之雅俗。昭然而不レ可レ掩也。夫隨筆之述難矣哉。柳庵源信充。字伯任。其先甲斐國源氏。數世事二箭鏃一。信充祖父朋英。字子俊。少好レ學。長與二一時知名之士一。周旋往來友善。其學專勉二經術一。未二嘗臻二乎唐以下所謂稗官小說一。信充幼承二祖訓一。讀誦日數二百千言一。其十二歲也。文和恒共來見レ余。々出二蘇陸之文一讀レ之。頗通二其義一。余奇レ之。益勉二強之一。爾後讀誦不レ懈。十九著二上野國史稿七十卷一。余聞二之於堅田紀公一。請二祭酒林公一。貸二昌平學問所御本一。大有レ所二證發一。今年廿六。述二斯隨筆一。余披二讀之一。其辨二析事理一。蓋似二顧炎武趙翼一。抑亦論二經義一以備二徵古一之類也。未三嘗涉二夷堅齊諧之比一。其論レ事定レ理者。後年蓋有レ改レ之。今姑亦存二一通之說一而已。便斯隨筆。亦不レ可レ熄也。而知二信充一者。莫レ先二於余一。是余冠二一言於卷端一。而不レ拒之謂也。文政己卯首夏廿八日。伊勢守堀田一知書二於金精館東窓一。

今より三年よとせのむかしにやありけん。柳葊のあるじがとぶらはれしをり、何くれの物がたりのついでに、余かたりけらく、吾君は齒まだはたち餘りにて、行すゑの春秋にとみたまへれば、學の道すゝむまゝに、其名、天の下にとゞろき玉ふべし。余はおろか人なり。まなびあさく心をぢなし。吾君に立こゆるは十年あまりの齒のみなりけり。いでやこのよはひたかきをおもておこしにて、翁めかいたるさいまくり言いひ出べし。まげにきゝたまひてんや。そも／＼學者人の師とあふがれんに四のみちあり。嚴にしこはゞからるゝひとつなり。おきなびまめ／＼しくて人にうちたのまるゝふたつなり。ふるきせちを解明してしのぎ使すこゝろなきみつなり。あかしを引てものを能ことわるよつなり。博くきゝおほくしるは是にあづからず。古き語にも水深ければふちにうづまき。葉落れば根にかへる。教を受るものことわりをしれば、吾師のうつくしみをおもふ。言にかへしせぬはなく、なさけにむくいせぬはなしといへり。師たらん道、このよつの外にあるべくもおぼえず。ゆめなをこたり玉ひそ。およそこゝろのこまはつなぎがたきものなれば、ようせずばあらぬひだりの道にもまどひいりぬべくなんある。うきたるすぢにおもひほこり、言葉をはなちてかしこ人をそしり、くねぐ

ねしき心もて物をねたみ。ともがらをたて、ひがおはりて、ものくるはしき迄あざれあへらんを、あまきこさけの友と頼まずで、たゞふはしき文の詩きまじはりをえらびたまへやといふに、げにむべなりとうなづきよろこびてまかでられき、此ごろひとつのさうしをふところにし來まして、いかでこれがはしに一言そへてよとて、とう出られしを見るに、よくもかうがへ、めでたふもかきなされたり。彼門のみちをこゝろにしめ、夜を日につぎてつとめずば、いかでか斯るわざもしいでたまふべき。かくしつゝ年月へもてゆき、學のらうつもれらん日まで、余も齒さちあらば、白髮かきをさめ、ひざをりふせて、伽茶、吾君に物とはでやはあるべき。かういふはまだよそぢに三とせたらねど、やまひがちに立居ふるまひものうく、おきなめきて世にありふる。

松の舍のあるじ與淸。

柳庵隨筆初編目錄

柳庵隨筆初編

上埜　源信充著

一、西土の書籍、最先本朝に傳來するものは、論語、千字文なり。是百済照古王の貢獻する所なり。〔割註〕古事記にみゆ。然して、朝鮮金思恭が歴代史略によるに、照古王といふもの百済になし。肖古王といへるあり。百済蓋婁王子、延熹八年丙午正月立。建安十九年甲午九月薨。在位四十八年とあり。然る時は、肖古王の元年は、本朝成務天皇三十五年に當り、その建安十九年は、神功皇后十四年にあたれり。古事記に所謂應神十六年に先だつこと七十餘年なり。又按に、肖古王の母弟に、古爾王といふあり。魏青龍二年甲寅立。晋大康七年丙午十一月薨。在位五十二年。是應神十六年は、その五十一年にあたれり。是によれば、照古王は古爾王のあやまりにや有べき。〔即我應神天皇十六年にして、晋武帝大康六年にあたれり。論語十卷と見えたれば、漢石經か。或は何晏集解本なるべし。その故は、漢書藝文志に、論語二十篇とありて、卷數を記さず。是前漢の時十卷本なき事知べし。その十卷本とせしは、後漢石經を始とす。論語校勘記所レ引漢石經十卷。據ニ洪适隸釋所レ載石刻殘字ニとみゆ。此後何晏集解を作る。又石經により十卷とす。梁皇侃疏、唐石經みなおなじ。〔割註〕因云、二十卷となせしは、校勘記に引所の、十行本を始とす。その本、元徴宏桓愼貶樹匡敦讓貞徴崩完恒等字々外並加ニ畫圈ニといへば、是宋板なる事知べし。けだし邢昺が疏を作りしよりなるべし。今博士家に傳ふる集解本は、けだし漢魏の遺傳なるべき時は、珍貴といはざるべけんや。吾嘗て、嘉暦寫本の論語影鈔本を見たり。是禪澄なるもの寫す所にして、その本書は、仁治三年に寫すところの清家本なり。また弘安寫本集解本、建武寫本集解本をみる。みな卷子なり。又吉漢官が所講卷子古鈔本、舊板大字本、大

永鈔本、永祿鈔本、淸原宣賢本、國訓本、伊氏本、中に就て卷子本は、大和國より出て、菅丞相の筆なりと傳へたり。されども題跋もなく、聖廟眞跡の可否はしらず。たゞ貞和二年の題字あり。これは標褙のときの志語なれば、それよりふるく寫せるもの成べし。梓行の本は、正平板、明應板、天文板あり。〔割註〕正平板は、堺浦道祐といふものゝ刻するところ、その板今尙存す。友人狩谷望之が、須原屋茂兵衞に購はせ置たり。近頃市野光彥、校勘して覆刻す。明應板は、周防の平武道といふもの刻する所なり。その板式は、予が古刻書跋に詳かなり。又按に、淸の錢曾が讀書敏求記云。得ニ高麗鈔本何晏論語集解一。此書乃遼海道蕭公諱應宮。監ニ軍朝鮮一時所レ得。甲午初夏予以ニ重價一購ニ之于公之仍孫一。不ニ啻獲ニ一珍珠船一也。筆畫奇古。如ニ六朝初唐人隷書碑版一。居然東國舊鈔。行間所レ注字。中華罕レ有ニ識レ之者一。詢爲ニ書庫中奇本一。末二行云。堺浦道祐居士。重新命レ工鏤梓。正平甲辰五月吉日謹誌。未レ知正平是朝鮮何時年號。俟續考之とあり。是正平板論語の美事にして、錢曾が鑒識もまた奇とすべし。」千字文は、先儒疑以爲く、周興嗣が本、應神の朝に有事をえず。是によつて前筑後守源君美朝臣は、王仁が獻りし一卷と聞えしは、凡將篇、大甲篇、急就章等の小學の書を奉りしを斯傳へあやまりしにや。古事記を撰ばれしことは、千字文傳はりし後の世の事にて有しかば、彼王仁が來りし時、論語幷に、小學書一卷を奉りしと聞えしを、今世に行はるゝ所によりて、その獻りし小學書は、即今の千字文の事なりと心得あやまりて、斯はしるせるなるべし。〔割註〕同文通考にいへり。」といはれ、本居舜庵は、李暹が集註千字文の序に、「晉武帝時、大夫鍾繇、是を造れりといへるによりて、晉武帝といふは、應神天皇と同時に當れば、此時すでに千字文いできはしつとも、未世に弘まらず。其後次第亂損ひて、讀がたかりしを、遙の後、梁武帝が時に至りてぞ、韻を次て全くはなりぬれば、世に廣まりて百濟あたりまでも傳はりけんは、又その後のことなるをや。〔割註〕古事記傳。」とみえたり。此頃、是等を瓦礫雜考に辨じて曰、淳化法帖、漢章帝書、今の千字文の内の語なれば、今の文、興嗣に

出たりといふは、誤ならんといへり。但わが管見には、章帝書八十四字。〔割註〕淳化閣帖第一、漢章帝書。辰宿列張。盈昃。海鹹河淡。鱗潜羽翔。龍師火帝。鳥官人皇。始制文字。乃服衣裳。遐邇壹體。罔談彼短。無恃己長。尺璧非倚。寸陰是競。孝當竭力。忠興。温若思。慎終宜令。學優登仕。攝職從政。都邑二京。背芒面洛。浮渭據涇。墳典亦。の八十四字なり。日知録に百餘字といふは、何の帖に出たることをしらず。猶たづぬべし。」東觀餘論に、此書非ニ章帝一。然亦前代人作。但録レ書者。集ニ成千字中語一耳。歐陽公疑以爲。漢時學レ書者。多爲ニ此語一云々といふ。得たりといふべし。歐陽公。漢時學レ書者。多爲ニ此語ヲ一といへども、辰宿列張の語は、周興嗣が次韻本にみえて、羲之が千字文には見えず。周興嗣か次韻せし事は、南史に、帝以ニ興嗣一爲レ工。擢ニ拜員外散騎侍郎一。進ニ直文德壽光省一。武帝以ニ三橋舊宅一。爲ニ光宅寺一。敕ニ興嗣與ニ陸倕一各製ニ寺碑一。及レ成俱奏。以ニ興嗣所一レ製。自ニ銅表一。銘栅碑碣。檄魏文。次韻王羲之書千字。並使下興嗣爲上レ文。每レ奏帝稱レ善。賜ニ金帛一云々。〔割註〕南史周興嗣傳。」と見えて、元王羲之が書する所の千文を次韻せしめて、今の本となしたるなれば、今の本、漢の時より有しとはいひがたし。かつ千字文、周興嗣が作るところにはあらず。其前たる本ありし事必知すべし。その上に羲之が書とあれば、是又羲之が作る所にあらずとしるべし。羲之が本は、鬱岡齋帖中に載するところの千文なるべし。〔割註〕鬱岡齋墨妙第四。晋王羲之書。魏鍾繇千文。魏大尉。鍾繇千字文。右軍將軍。王羲之奉レ勅書。二儀日月。雲露嚴霜。夫貞婦絜。君聖臣良。尊卑有別禮義矜莊存而相欣離感悲傷鶴號鸞儀群此動豈毀淪餓嗟佯個目潔落葉殘稼積田曹暎齎讓奉賓餚僕旅龍在田圖書見已通多世秋菊廣假理誰適委翳渠荷射蝶篇作新孔立升堂墳典之盛奎林梧桐新執表正學宗帥建紙墨左令詳題藉甚坩嫡後稽仁連比堅顯通積特隨以受伯叔布稽丸疲移尊取宇宙玄黃蔑及餘眾列宿調陽雖嘗琛劍瓊瓊璧斗門昆崙昭工指抗蘇厥貢獄云百雉活刻畫絲丹青漢宮稱職盡忠景行名僕垂直詩讚內嚮褒貫幹植魂假衛踐途唯釀恃拱平章男女形端谷聲虚積容止溫清言辭宜政七增情性恬循帷房覧豫接清停杯侍

巾績御再拜承帶旋璣陣朗魄曜懼驟的歷陳根翰凌囊具象願熱獲捕犇柚早巽享辱墻續條守眞鶩寫傍啓隱華千聲鉅勿乂牧用紫翫殆枇杷駭躍超驤且穎執夕周發嚴使維賴彼田慕桓振將家更士號韓煩寓目書眠老少散虞呂軼和同殿丙公戚市寐綸巧佳俗利雨疏數亭杳冥吉劭隸藻浴駐穀內岱敢達疑皆毛簡答於俠陪骸垢冠高茲阮天嘯餞愚秋地冬馳麗桓惠衣裳水鳥本弊頗勒碑實礦磻夜封戶蠖藍笋矩步孤陋翦鐵持物心勁甲帳對楹樓觀磐鬱吹笙鼓瑟伊尹阿衡鷹門綿邈史魚孟軻省躬銀素垣箱譏誡廻頎丁晉屬耳楚宰即輶嗣驢悚石碣沙漠宜威我尋求古寥沈默逍遙讀易口飫論車菜頓盜牢手賊釋兢拓絳煒寵南寧納駕肥惻陛似息履薄改環催造次箴規甘棠去唱上奉諸姑始匪虧外隨都邑寸陰綏時過所定來譆得羔羊淡師鱗潛鴻大位樹習寶與當禍空念絲覆染刻日作事是聽福緣因登入磨分投廉退靡自肆懷纓銘羣遵州約晚祛彫菓珍難量鳳若竟右既集如初亦聚予民興兵洛極化無不及充四塞宗廟效靈遐荒竭力明王賫學八方仰則誅斬非道勸賞黜陟有功必美亡善可逐藏足爲奈結乃愛首被場菜罪代萬海鹹騰京背壁芒推面字夏陶西問莲黎伏據戎仙羌階蓋府身縣傍序軍國精志引要文武斯妙五經星辰下照渭殊流河川交嘆富貴猶欲短長從命賤惡並輕好謙敬能知任運官祿靜競遊鷗居謝攸畏腸適厭燭祭煌祀床弦康紛姿淑每嚬羲失祐綏斿廊恬等開鉤諸芥出制體歡鞠養基攝瓮兒奄弗切滿槐雨浮錘含羅思遺視張紈涼晦領俯束帶橫扶節翦微且臨何濟合曲宅阜澄深忘慶誤廣弁趙霸近恥其勉累奏志跡鑑很辯弈座信起收給資糧恐年飄扇琴讌觴崗草巨木筆懸闕暑往寒重永載成閏人安業承匡園池城想獨釣茂松逸意曠氣東畢野畝勞色農食黍馨火寔生飢膳膏摩王英飽才器談誠謹弱譽榮紡綺姿處士愷最敦歌詠帝俟仕會朝審察法刑鳳翔律樂感禽獸兄友弟父慈子孝篤訓雅操庶幾庸禹通九郡沛滅秦羽傅說佐殷洞庭遂遠謂語助者焉哉乎也。祕府の瓢印、晉府圖書之印　羣玉中祕の三印あり。その末に、觀二此帖一者。必有二宋板大明律之疑一。不レ知閣帖之首。已有二章草千文一。雖レ未二必是漢章帝書一。亦可レ證。千文不レ始二於梁人一矣。米元章書家中韓。豈妄許可者。亦稱。此帖筆力圓熟。定爲二右軍書一。臨池之工。得レ不三矜重。奉爲二摹範一耶。損庵老人書とみえたり。又江村消夏錄に、此帖を載て曰紙本。高八寸。長九尺三

寸。凡七接。計一百十三行とあり。今鬱岡齋帖は、一百七行なり。消夏錄又云。右行書二儀日月。雲露嚴霜。起字大如レ錢。至ニ末尾減秦及焉哉乎也等字一。倍大渾圓遒勁。筆力雄偉。前有ニ雙龍璽一。宣和鈐印。祕府瓢印。內教珍玩。晉府書畫之印。希世之寶。黃綾隔水上有ニ御書瓢印。晉國奎章。項氏收藏。諸印。張氏珍玩。楊氏家藏一。後有ニ明昌寶玩秋壑圖書。鈐記一。有ニ宣和政和小璽。歐陽玄印。楊士奇印一。覃紙有ニ羣玉中祕。明昌御覽。平海軍節度使之印。吳俊仲傑小印一。鬱岡齋曾摹レ之入レ石。とあれば、高士奇がみるところの本、即この本の原書とみえたり。然るに行數と寸尺の參差せるは、いぶかしきことならずや。」鍾繇が本に、河淡海鹹の字なくして、周興嗣が本にはじめてみえたれば、章草千文を以て、漢時千文ありしといふ證にはなしがたかるべし。且今の本と、章草千文とは、全く同じくして、即全篇周興嗣が次韻せし本なり。全篇周興嗣に出たりといふ證は、鍾繇千文に見えたる熟字、悉く位置をかへたるまでにして出を出し、その上嵆琴阮嘯等の句あるにても知べきなり。嵆中散と、阮嗣宗と、共に西晉の始に出たる人なれば、漢人の知べき所にあらざるなり。然れば千字文の世に行はるゝ事は、遠く漢魏に濫觴すといへども、次韻本と成しは、周興嗣を始とすべし。鍾繇が本のことは、宋史李至が傳と、玉壺清話にみえたり。〔割註〕玉壺清話。興國中太宗曰。千字文本無稽。梁武帝得ニ鍾繇破碑一愛ニ其書一。命ニ周興嗣一次韻とあり。梁書には王羲之が本とみえたるに、こゝに鍾繇が破碑といへるは、何の書によられしや。然れども先に載る王羲之が千字文に、雙龍及宣和祕府等の印あれば、太宗にも見られしにや。」彼是を通考するに、鍾繇本と、羲之本とは、一なるに似たり。然るに趙翼が陔餘叢考に、玉壺清話と南史とを列擧し、所レ謂鍾繇書者。宋人傳記之誤といひ、又劉公嘉話錄を引て云、千字本。本梁周興嗣所レ撰。而有ニ王右軍書一者。皆當時集レ字成レ之也。按。梁時撰ニ千字文一者甚多。梁武嘗自製ニ千字文一。命下ニ沈衆一爲中之注上。見ニ南史沈約傳一。又南平王嘗使下ニ蕭子範一製中千字文一。命下ニ記室蔡遠一爲中之注上。亦見ニ南史一。〔割註〕此外、千字文の事、說區々あれども、周興嗣より

後の本の事は、長ければこゝにもらしつ。」これによれば、右軍をも集字せしものとおもひしと見えたり。されども、本朝につたへたる年月を以て推考するに、漢魏の間、千字文世に行はれしことみゆれば、鍾大尉が本僞作ともいひがたし。章帝書といふものは證としがたし。其章帝書を取て、漢時千文ありしといふものは、後山劉氏が說なり。〔割註〕文獻通考に、劉氏が說を引ていはく、嘗疑ニ千字文ハ世以爲ニ梁散騎常侍周興嗣所ノ作。然法帖中。漢章帝已嘗書ニ此文一。殆非ニ梁人作一也。」章帝書の說は、黄魯直が跋、章草千字文曰、章草。言可ニ以通ニ章奏一耳。非ニ章帝書一也。（日知錄。）とあるぞよくかなへりといふべし。かつ章草は、漢元帝時。黄門令史游が作る所のよし、張懷瓘が書斷にみえたり。

二、文章の奇古典雅なるは、憲法の右にいづるものあるべからず。是上宮太子卅二歲の御時にして、彼國隋煬帝大業元年にあたれり。漢魏の遺風を追ひ、六朝の文格に準ぜられし事知べし。〔割註〕憲法の字法、漢魏に出たりといふ證は、その第二章に、何人非レ貴ニ是法一。非字を不字のごとく用ゆ。是漢人の格なり。史記陳平世家に、爲レ相非レ治レ事。また賈誼傳に、漢法令非レ行也と見ゆ。みな不字の法なり。其第三章に、君則天之。臣則地之。之字を助字のごとく用ひらる。是論語に亡之命矣夫。家語に、若性命之形骸之不可易也。金縢に禮亦宜之。文王世子に冬亦如之。史記に、以ニ人魚膏一爲レ燭度レ不レ滅者久之とある。みな語助也と注したり。其四章に、上不禮而下非齊。下無禮以必有罪。不字を無字のごとく用ひ玉ふ。これまた周秦の法なり。禮記三年問に、無易之道也といへる注に、無猶不とあり。是等その大略なり。その詳なることは、別に憲法詳注一卷あり。」さては上宮太子は、文字の大祖とは申奉るべき。〔割註〕菟道稚郎子太子、よく典籍をよみ、かつ高麗無禮の表を破られしといふ事。書紀にみえたれども、文章の傳はらねは、學問の祖といふべきのみ。げに文章は不朽の盛事といふことは、よくいひかなへける。今に於て太子の御蹟を考へんもの、憲法をすてゝ何をかとるべき。走湯權現に籠られし御書。〔割註〕走湯山緣起に鈔出せり。云、吾國佛法弘流之緣地。濟生利物之勝境

也。雖レ然因人。舊邪難レ改。俗情傲慢。就レ中。因臣守屋。悖逆盈胸。就臣ニ抑擧一。輔道令レ力。降ニ邪徒一伏ニ弘俗一。遂ニ利生素懷一。果ニ弘通本誓一。云々とみゆ。此時勅諡ありて、御諱を東明山廣大圓滿菩薩と號しけるとぞ。昇即走湯權現の御事なりといへば、浮たることにはあらじ。」善光寺如來と往復の御書。〔割註〕法隆寺にありときく。書籍に見えしは、伊勢報恩記。𡑮囊抄などにみえたれば、ふるくよりいふことゝきこゆ。此外に太子の御書といふもの、ありやきかず。法隆寺金堂坐藥師像後光銘、太子にやとおもへども、東宮聖王大命とみえたれば、東宮の筆なるべし。これは推古天皇十五年に作るところなり。〔割註〕此銘の字體尤奇といふべし。まづ邊を邉に作れるは、干祿字書に、邊邉上俗下正とみえたれど、邉に作れるは、唐李邕が牡丹詩にはじめて見えたれば、此銘よりは遙の後なり。因云。李邕が岳麓寺碑に、邊に作り、褚遂良が哀冊文に、邉に作れるを、異體とおもふは、近き干祿字書を見ぬ故なり。御を𨚫に作るは、王右軍が辭中令帖と、呂秀巖が景教流行中國碑に見えたり。然るにこれも、顏元孫は𨚫御上俗下正といへり。願を顚に作るは、鍾繇が維摩經と、右軍が辭中令帖、顏眞卿が麻姑仙壇記に見え、与を與に作るは、干祿字書に、与與上俗下正と見えたり。」また同じき寺にある、座釋迦佛光後銘。〔割註〕この二つの銘は、法王帝說にみえて、古くより世に聞えたるものなり。我國金石の最古なるものにして、これが右に出るものありともきかず。」あるひは隋帝にたまひし勅書、藥師寺塔檫銘。みなこれ平城の京よりむかしの物にして、四海に類ひなき寶なりといへども、源をおもへば、太子の遺教によれるものなるをや。

三、法隆寺寶物に、賢聖瓢といへるあり。孔子と榮啓期とを彫たれば、かくは名づけたるなり。よつておもへば、聖像のもとも古きは、是にすぐべからず。それ西土に傳るものは、みな唐人の筆を本とす。本朝につたふる所は、隋の代にあたれば、はるかに先だつものなり。余かつて聖像考一編著せり。長ければもらしつ。

四、學校釋奠の事、往々史書にみえたれども、武智麿公の翼賛せられし功こそ、かぎりなく大なれ。その事公の本傳に詳なるを、續紀に載せざるは何事ぞや。傳曰。大寶三年七月徙爲二大學頭一。公屢入二學官一。聚二集儒生一。吟二詠詩書一。披二玩禮易一。揄二揚學校一。訓二導子衿一。文學之徒。各勤二其業一。和銅元年三月。遷二圖書頭一。兼二侍從一。公朝侍二内裏一。撿二候綸言一。爰以其間撿二按圖書經籍一。先從二壬申年亂離已來一。官書或卷軸零落。或部帙欠少。公爰奏請。尋二訪民間一。寫取滿足。由レ是官書髣髴得レ備。とあり。是によつておもへば、是公ありて後、斯道地に墜ず。以て今日に至ることを得たり。然るに文學の士、公のかゝる盛德ましますを、知人稀なるはいかにぞや。泉を飲て源を懷ふの情薄きにや。その後吉備大臣是を修飾して、初て釋奠の儀は定まりき。〔割註〕續日本紀、吉備公の傳にみえたり。〕今の世に、釋奠圖およそ三通つたはれり。それらを見て大寶の遺軌を想像すべし。菅家文草に、仁和二年正月十六日任二讃岐守一。四月州廟釋奠に會せられて、一趨一拜意如レ泥。蹲俎肅踈禮用迷と作らせられしとみえ、慕京集に、金澤文庫にて釋菜ありし事みゆれば、上仁和のころより、下文明の末にいたるまで、邊土進境といへども、文學に携はる所にしては、釋奠釋菜の儀ありしにや。武智麿公の圖書經籍を撿按せられしをおもへ



ば、古へより藏書の災によりて、亡失ぬる事いくそばくぞや。まづ石上宅嗣卿の芸亭、續日本紀に、捨二其舊宅一。以爲二阿閦寺一。寺內一隅。特置二外典之院一。名曰二芸亭一。如有下好學之徒欲二就閲一者上恣聽レ之。仍記二條式一。以貽二於後一。其略曰。內外兩門。本爲二一體一。漸極似レ異。善誘不レ殊。僕捨レ家爲レ寺。歸レ心久矣。爲レ助二內典一。加二置外書一。地是伽藍。事須二禁戒一。庶以二同志一。入者。無レ滯二空有一。兼忘二物我一。異代來者。超二出塵勞一。歸二於覺地一。其院今見存焉。臨終遺敎薄葬。薨時年五十三。時人惜之。經國集に小山賦有。藤原賴長公の宇治の寶藏、蓮華王院の寶藏。〔割註〕宅嗣芸亭、宇治寶藏の本は、一つも傳はらず。蓮花王院の本の事は、群書治要第卅二の跋に、以蓮花王院寶藏御本一校幷寫點了。直講淸原。第卅五の跋に、文應之曆。仲冬之律。爲進上辛酉歲運勘文。參花之次。申出蓮花王院寶藏御本。校合寫點了。蓋是依越州使君閤敎命也。直講淸原押とあれば、文應の頃、寶藏いまだ廢せざること知べし。其御本奧書に、長寬二年五月十五日正五位下行大內記藤原朝臣敦周點進。または課短材點進之。于時長寬二年之秋也。河內守從五位上。藤原朝臣敦綱。また長寬二年五月十五日。散位從五位下藤原朝臣敦經點進。また長寬二年六月三日點進之。元來無點本之上。文字多闕謬。頗雖刊正。猶有不通。仍加押紙。粗呈其所。助敎淸原眞人賴業と見えたるとあれば、此御本は、長寬元年に蓮花王院造られて、その明の年に、敦周等に點進せしめられし本と聞ゆ。又實公記に、蓮花王院寶藏。所納之寶物等散失事といふことみえ、玉葉集に、位の御時、蓮花王院の寶藏より、芦田鶴といふ筝を出されて云々。正安三年の夏のころ、法皇得させ玉ふとぞ云々とみえ、雍州府志に、寶庫無レ殘而廢。于レ今書冊。貼二蓮花王院之印一者。偶然とみえたり。「武藏守泰時が遺書を求めし〔割註〕東鑑、貞永元年十二月の條。」善信が文庫を構へし。〔割註〕東鑑、承元二年正月の條。」或は帳簿の類、或は奈跡の類といへども、愛護の意はおなじかるべきなれども、あるはうせ、或は災にかゝり、片言隻辭も傳はらぬぞ口惜し。さては越後守實時が貯へし書どもぞ、今もまれまれには傳はれる。是實時が予願

時、その子貞顯、父子三世相繼で、學を好みしが故なるべし。抑金澤の文庫の事は、元亨三年、稱名寺住僧湛睿が、結界作法圖をみるに、文庫三つ、經藏一つあり。また古鈔本、法然語燈錄の跋に、延武四年七月、得二了慧上人所レ集語燈錄草本十八卷一。從二其初冬一。至二臘月廿五日一。與二同門宿老四五輩一。治二定之一畢。更寫二一本一。藏二武州金澤稱名寺文庫一者也とみえ、客性集に、觀二金澤藏書一而作といふ七言律あり。また鎌倉大草紙に、武州金澤の學校は、北條九代の繁昌のむかし、學問ありし舊跡なり。是をも今度かの文庫を再建して、種々の書籍を入置とみえ、また慕京集に、二月釋菜金澤文庫にて行ふよし云々とみえ、梅花無盡藏には、文明龍集丙午十有八年小春廿有七己亥。進入二金澤稱名律寺一といひ、また北條九代記に、越後守顯時、稱名寺ノ内ニ文庫ヲ立テ、和漢ノ群書ヲ集メ云々といひ、或は鎌倉志に、貞顯の建る所などみえたれども、古き書には、何の時に建しといふ證はなし。たゞ群書治要に、越後守實時の跋ありて、その首尾に金澤文庫の印あれば、實時が建る所にやといふばかりなり。〔割註〕群書治要第十五に、此書一部。先年於二京都一書寫了。而當卷。誂二右京兆茂範一加點了。爰去文永七年十二月。當卷已下少々燒失了。然間以二康有之本一。重書寫點校了。康有本者。以二予之燒失之本一。所二書寫一也。于レ時建治二年八月廿五日。越州刺史押とあり。評定傳等の書を按ずるに、此年十月廿三日。於六浦別業卒といへば、八月の頃は、金澤にありしにや。また同書第十七跋に、建治元年六月二日。以二勾勘本一。書寫點校終レ功。抑此書一部事。先年後藤壹州。爲二大番一在洛之日。予依レ令レ誂。所二書寫下一也。而於二當卷一者。假二藤三品茂範之手一。令二加點一畢。爰去文永七年極月。回祿成レ孽。化二灰燼一畢。今本者。炎上以前。以二予本一勾勘令二書寫一之間。還又以二件本一。重令二書寫一者也。越州刺史平とあり。この年五月、依二所勞一籠二居六浦一と、評定傳にみえたれば、此跋は金澤にて書する所なるべし。然して評定傳、明年また引付衆の内に、越後守平實時ト載たれば、又鎌倉にかへり。引付衆たるがごとく聞ゆ。この他の跋は、こと〴〵く鎌倉にて記せし處なるに似たれば

略す。」されども、其文庫、元亨の時は三舍ありて、應安の時も廢せず。應永の末に、上杉憲實再興し、文明の頃すでに釋菜を執行したりし事、前にいへるにて知べし。また駿府政事錄、慶長年錄、丙辰紀行、澤菴紀行などにも、文庫の事みえたれども、草創荒廢の年紀は定かならず。今に金澤本の傳はれる者、信友が親睹するものと、傳聞の者とを併せてこゝにしるす。まづ羣書治要四十七卷〔割註〕卷本。寫本。尚書正義、宋板。〕二十卷、十七冊。論語正義、宋版。〕十卷、左傳〔割註〕集解鈔本、卷子。」三十卷、太平御覽、宋板。〕百十四冊。世說〔宋板。〕三冊。外臺秘要〔宋板。〕五十四冊。楊氏家藏方〔宋板。〕七冊。續易簡方〔割註〕金澤本の摹本。」六卷。太平聖惠方〔割註〕宋板。金澤本の摹本。」一百卷、四十六冊。續日本紀。法曹類林〔卷本。〕三卷。續本朝文粹〔卷本。〕二十三卷。清獬眼抄〔割註〕金澤本の摹本。」一冊。東鑑。〔割註〕應永十一年甲申八月二十五日。以二金澤文庫御本一書レ之とあり。」白氏文集。〔割註〕第九跋に、唯寂房書二寫之一。金澤文庫本。奥書云。寛喜三年辛卯二月廿日寅刻。同廿二日點了。右金吾校尉原奉重とあり。」病源候論〔元板。〕宋景文集、文選、なほあるべきなれども、さのみやは。金澤文庫も、後には學校のごとくなりぬると見えたり。抑古昔國に學校ありしよし、七經孟子考文などにいへども、國學の事は、令にも見えねば、いかにかあらむ。讃岐州廟は、菅公の建たまふところ、尾張の州廟は、大江匡衡が建立する所と聞ゆ。〔割註〕江吏部集にみゆ。」是みな國守の私議にして、公の定とは聞えず。然も其跡だにもなくなりにき。足利學校のみぞ、今に其國にあり。其史書にみえしは、鎌倉大草紙、桂菴和尚家法和點などに出たるのみにして、其草創何の時といふ事定かならず。或は小野篁の家塾といひ、或は上古國學の遺制といひ、或は足利義兼の建立といふ。共に明證なし。姑く是を措く。本朝通鑑に、憲實の状を引て云、本朝州學存者。僅有レ數焉。以レ僧爲二之主一。野之學爲レ最と有て、末に永享十一年己未閏正月初吉。前房州刺史。藤原憲實と記せりといふ。また學校に、孔子見二欹器一圖あり。其裏書に、永享十一年閏正月、寄進足利學校とみえたるとを并考れば、學校の

草創も古き事と聞ゆ。大草紙に、應仁元年長尾景久が沙汰として、政所より今の所に移し建立しけり。近代の開山は、快元と申禪僧なりといふによれば、いまの學校は古の學校の地に非ることとしるべし。同書に、此足利の學校は、上代承和六年に、小野篁、上野の國司たりしとき、建立の所、同九年、篁、陸奥守になりて下向の時、此所に學問所をたてけると見えたれども、文德實錄を閲すれば、承和六年春正月。遂捍レ詔除爲二庶人一。配二流隱岐國一とあれば、上野國司たりといふは誤ならん。九年夏六月、爲二陸奥大守一とあれども、此所に學校をたつべき因なし。東海談に、分類年代記を引て、義兼の建立といひ、尊氏聖廟に祈念せし事など〔割註〕續本朝通鑑にも此事みゆ。」みえたれども、疑べし。桂菴和尙が說に、日本纔足利處。學校學徒負笈之地也。と見え、鑁阿寺舊記に、學校興隆。左馬頭基氏奉行之といへば、貞和の頃すでに所見あり。宗長東路のつと、羅山文集、鵝峯文集、日光名勝志等にいへる所は、當時の在さまをみるにたれり。中にも貝原が記ぞ、いと詳なるに似たり。

五、多賀城碑は、賴朝卿の書つくしてよと詠じ給ひし、壺碑なりといひ傳へはべりしに、今猶南部に壺村といふがありて、碑明神鎭座ますをきゝては、多賀城碑にて、壺碑とは異なるべき。〔割註〕因云、多賀城碑、朝獦が位署、續紀と違へるよし、友人狩谷望之が、故京遺文に辨じ置たり。」しかれども、多賀城碑は壺碑ぞと、はやくより人のしりはべりしに、多胡碑はそれより古くありながら、知人もまれにて、漸く、長崎豫州の東涯にかたりしを、その盍簪錄に記せしより、あまねく人の知處とはなりしなどゝ、〔割註〕山吹日記に、此碑の事をのす。本文の意とおなじ。」世人は想ひをれり。然して宗長が東路のつとに、（永正六年。）はま川、並松別當にして。〔割註〕濱川は、上野國群馬郡にあり。並松は、並榎のあやまりなり。同郡の地名なり。法然上人傳にも、並榎竪者といふ人みゆ。こゝの人なり。」色かへぬ松はくれ行秋もなし。此別當。俗長野。姓石上也。並松上野國多胡郡辨官符碑文銘曰。太政官二品穗積親王。左大臣正二位石上尊。此文系圖有二布留社一ありとみゆ。おもへ

ば、本朝石碑の古き書にみえたるは、この多胡碑を魁ともいひつべし。〔割註〕因云、この碑文の中に、給羊といふ字あり。藤貞幹が說に、羊は半の字ならんといひ、あるは羊といふ人ありて、それに玉ひしなり。その羊は、正しく小幡氏の祖なりといひ、源與淸は、羊養相通じて、給養といふこゝろなるべしといへり。されども續紀に、此郡分たれしこと、何の故ぞとも記されねば、今辨へがたきことぞかし。就中、此ほどの郡一つ給はりてんには、小なることにもあらねば、せめて其ことのはじめ終りしるさるべきに、何ともみえねば、給羊の義も今すこし事たらぬ心地ぞする。穿ちて說をなさば、貞幹が說のごとく、半の字の點畫を益したるにてあるべきにや。何となれば、瓮瓮。幸幸。損益することと、みな唐人の筆にみえたれば、羊半の損益もなかるべしとは定めかねたり。いかにも成二給羊一とよまでは、續紀の意にたがへるに似たり。」

六、平田寺勅書、弘福寺僧綱所務牒、東寺封戸牒、法隆寺獻物帳のごとき、古墨跡は、佐史の爲せし所なるべけれども、其氣韻高尙にして、愛重すべし。敍事の規式といひ、捺印の制度、みな唐人の爲せしものと、符を合せしがごとくなるは、彼國に準據せられし一端をみるに足れり。これよりのちの詩幢の詩は、何としてか宋朝に傳へたりしに、二王の風ありと稱讚せしをおもへば、是等の墨跡の傳はりたらんには、いかにあらむ。定めて淳化宣和の祕府に重護封藏せられ、はては金虜の夷庭にちり失たんものなるべきに、或は勅符、あるひは祕藏愛重して、輕率にせざるによりて、今日にいたるまで、儼然として見存するは、古人の賜もの、瞻仰すべき事どもなり。それには事かはり、近世の好事ほど口惜しきことはなし。古墨跡の得がたきものは、二行三行づゝ截斷して、散逸せしむるなれ。されども今これをいかにせん。鑒賞家に、黃紙、紺紙、金卦、銀界の格あり。まづ上宮太子の御經に、太秦切といふあり。廣隆寺に傳へたる經を、截斷せし成べし。それは紺紙金泥にして、塔の下繪あるあり。またなきもあり。また雲母地の唐紙に書れしあり。また白地、扇地細字あり。大織冠の經は、

赤地金泥書寫の經あり。多武峯切といふ。金唐草雲龍の下繪あり。紙にかゝれしあり。白紙に金泥にてかゝれしあり。紺紙銀泥あり。聖武天皇の御經は、紺紙金泥赤紙に遊されしもあり。淺黃色紙、白地黃紙あり。光明皇后の御經は、紺紙金泥金界の御本、または金界、小草小鳥の泥繪ある紙に遊されしあり。砂子地の紙、白紙、淺黃色紙、茶地に金銀の小切箔を散したるあり。蠟紙あり。吉備大臣の墨跡は、香紙にかゝれしものあり。蟲喰切といふ。中將姬は、黃紙に稱讚淨土經をかゝれしありといへり。此格によりて尋ねもとめなば、ふたゝび完書となるべき辰も、なかるべしとはおもはれず。その内に水火の災にかゝりたらんは、いかにかせん。

七、畫の古きもの、法隆寺に傳はれる。太子眞影に過たるはなし。〔割註〕大岡忌寸、狛竪部子麿、僧曇徵、白加、高麗師麿等の畫師、書紀にみえたれども、今の世に、その名さへしる人まれになりたり。」是百濟國阿佐太子の筆なりといひ傳たり。よつておもへば、獨我國にのみ寶とするにあらず。緝熙容思の殿にも籠らるゝことなく、建業奉華にも藏めしことをきかず。宇宙第一の寶繪といふべくして、會匱百重、緘藏すべき寶蹟にあらずや。嘗て其影鈔本を購求し得たり。縮寫してこゝに出す。冠劍衣服の制、當時の容儀を直視すべし。これにつぎては、東大寺鴨毛屛風の繪、塔峯の大織冠像、淡海公像、當麻曼陀羅、みな是千歲以上の古物にして、水火の災をのがれ、今に傳はれる物なり。それより降りては、金岡、相覽、常嗣、〔飛鳥部、〕公忠等が筆は、稀々にさへ傳はらで、僅に繪所の人々の筆蹟のみこれかれつたはれり。さきに藤貞幹、余と同じ癖ありて、畫卷の目を揭鈔し、好古の士に弘めたり。されども、なほもれたる物すくなからず。余が見し所を擧るに、春日社筋馬。〔割註〕三條院の御時に、畫しものといひ傳たり。」見觀音緣起、光明眞言。〔割註〕詞、爲重卿。畫住吉豐後法橋。」小柴垣、〔爲家卿書畫、〕同異本、〔豐後法橋〕光明寺十界曼陀羅、〔慶恩法眼、〕六波羅行幸、常盤の卷、〔割註〕二つともに、保元平治の零本成べし。」時秋繪詞、〔爲家卿光長筆、〕妙安寺太子傳、〔住吉慶恩〕

日蓮聖人註畫讃。〔割註〕窪田藤兵衛尉統泰、天文中の人。〔二〕本國寺。〔割註〕一は應永年中の畫、一は土佐廣周筆。」將門合戰、承久軍の繪、結城合戰の繪、まゝこ落草紙、小弓御所の軍、餓鬼草紙。光顯が木筆の歌仙、宰府緣起。〔割註〕十二幅の賢物なり。北林作柄と大に異なり。」釋迦繪、〔三通あり〕文安即位調度圖、惠心僧都繪詞、長門國阿彌陀寺障子繪、增恩寺淨賀筆、親鸞聖人繪、この外猶多かるべし。又詞の傳はりて、繪の散逸するものあり。敬歸繪詞、慕歸繪詞、拾遺古德傳、賴印僧正繪詞、牛若物語なり。畫の傳はりて、詞の失たるものあり、産屋の繪。〔割註〕病の草紙の殘缺にやといへり。」地獄の繪。〔割註〕陸信忠が繪によりて作れるものにやと、或いへり。」あるひは、今の人の筆にて、古く畫るがごとくせし物あり。粟田眞人入唐圖、〔割註〕是は吉備人唐と、信西樂圖とのふたつによつて、作りしものなり。」晉永相の影。〔割註〕淡海公の像に因て、作れるものなり。」此類にはあらねど、雪舟が宋朝風俗の圖、ことにおもしろきものなり。



八、梓刻の古きは、稱徳天皇の百萬塔に籠られし經にすぎたるはなし。走湯山、永延二年三月、沙門延尋が記云、永觀元年(癸未、)唐國本朝摺本寫本經論人師述作。合束八千餘秩納レ之とあり。永觀は、北宋の太平興國八年にあたれば、こゝに唐本といふは、北宋本なるべく、本朝の摺本もありたるごとく聞ゆれば、寶龜板につぎてのものなるべし。〔割註〕因云、濫觴抄に、摺本・切經。寛和丁亥の年奝然法師が將來せしとみえたるに、こゝに永觀の時、唐本の摺本とあれば、奝然よりも前に來りし成べし。」其後

摺本の事、台記に見えたれども、宋板の書をいふにや。また本朝の繡板にや。世に傳はらねはさだかならず。今もみる古板は、法然上人選擇集なるべし。是土御門院の御時に刻せし由。平基親の序にいへばなり。是に次では、建保二年に明信比丘が、觀無量壽經を自寫重刊せし。〔割註〕明信が本はいまだ見ず。是は正安四年覆刻本に、本印奥記云、校二合倭漢數本一。勘二定釋義意趣一。文字之有無。次第之上下。幷點畫闕行等。取二捨是非一。若有二難レ辨者一。就二多本一用レ之。所三以恐二錯一謬於卒爾一。其功歷二年月一。願愚迷二於寸心一。定以二朋友談一。因爲二弘通證本一。勸二重刊板印一矣。願以二此功德一。平等施一切。同發菩提心。往生安樂國。建保二年。（大歲甲戌）二月初八日。畢二此部筆功一。大蒙二師誨一。敬寫二印字一比丘明信とあれば、是より前、すでに板本ありしを、この時ふたゝび、刊行せしとはきこゆ。」又大僧正公圓の大般若。〔割註〕奈良般若寺にあり。刻梓の年月なけれど、文治に前大僧正とあれば、この本はそれより前になる所なるべし。」貞應二年、佛子貞榮が慶圓上人の菩提の爲に、大般若第五十三を刻し。〔割註〕これ奈良般若なり。跋云、奉下爲二慶圓上人滅罪生善一。彫中刻當卷上。資二彼菩提一矣。貞應二年三月廿九日。佛子貞榮と書せり。」弘安二年に、秋田城介藤原泰盛が、大日經を刻し、〔割註〕跋云、爲レ續二三寶慧命於三會之出世一。廣施二一善利益於一切之衆生一。是則守二大師之遺誡一。倫令レ遂二小臣之心願一。謹以開二印板一矣。弘安二年己卯四月日。從五位上行秋田城介藤原朝臣泰盛とあり。」同六年に、金澤越後守傳心法要を刻し。〔割註〕大休正念が序にみゆ。此本いまだ原本をみず。見る所は、寛永九年。京都村上平樂寺が覆刻本なり。」正安四年、高野山の慶賢が、御請來目錄を刻し、同年に、沙門知眞が、觀無量壽經を覆刻し、正和癸丑に、沙彌宗哲、虛堂新添を刻し、嘉曆戊辰に、尼如淨、佛果老人心要を刻し、同己巳年に、尼道證が慧照語錄を刻し、曆應二年に、高武藏守師直が、首楞嚴義疏注經を刻し、觀應四年に、尊氏卿、大般若經を刻されけるをみるに、縱橫爭戰の際、何の暇ありて、かゝる盛擧におよばれけるにや。この外に、曆應の圜悟心要、貞和の雲臥紀談、貞和の雪峰外集、貞和

の景德傳燈錄、正平甲辰堺浦道祐の圓珠經、文和の勅修清規、延文の楊仲弘集、景德傳燈錄、康安の宗門十規論、貞治の夢想國師語錄、五燈會元、禪林類聚、應安の了菴語錄、應菴小參、寧禪師語錄、永和の歷代編年五見、永德の宗派、至德の韓文、嘉慶の柳文、寘幅會要、佛光語錄、明德の氏族大全、應永の三國佛法傳通緣起、佛祖正法直傳、無文闡、枯崖漫錄、大毘盧遮那成佛神變加持經、宗派、顯戒論、徹翁語錄、大燈年譜、永享の慧照語錄、嘉吉の大毘盧遮那成佛神變加持經、文明辛丑の聚分韻略、同丙午の聚分韻略、延德の慧照語錄、明應の三體詩、論語、聚分韻略、大永の貞永式目、醫書大全、享祿の韻鏡、聚分韻略、天文の聚分韻略、難經俗解、曆代序略、永祿の聚分韻略、韻鏡等は、今も稀々に傳はりて、古人冉心の切なるを瞻仰するにたれり。余嘗て古板の跋を影抄し、其刻手の爾本を詳考し、古刻書跋四冊を著したり。くはしくはそれにいへれば、こゝに略す。

九、上宮太子の御傳、最信にして古きものは、法王帝說なり。調使麻呂、膳臣、二家の記ありといへども、〔割註〕補闕記にみえたり。」傳はらず。妙安寺に、調使麻呂の傳といふ假名本あれども、平氏傳によりて譯せしものとおぼしければ、證とするにたらず。〔割註〕平氏傳は、平基親が著す所といへども、承安の奧書ある本あれば、基親よりふるく出來しものなるべし」その他種々ありといへども、第一に異を發すものは、諸傳みな御年五十としるせり。〔割註〕綺傳これによりて五十段あり。」しかるに、書紀、及帝說、補闕記等の古き書には、甲午に誕生ありて、壬午に薨じ玉ふとみゆれば、御年四十九にぞならせ玉ふ。〔割註〕紹運錄、皇年代記、みな推古廿九年二月廿二日薨。四十九とみえたり。」膳夫人と同じ日に薨ぜられしといへるは、殊に大なる誤なり。法隆寺座釋迦銘文に、法興元世一年。歲次辛巳。十二月鬼。前大后崩。明年正月廿二日。上宮法王枕レ病弗レ悆ニ于食一。王后仍以ニ勞疾一並著ニ於床一。時王后王子等及與ニ國臣一深懷ニ愁毒一。共相發願。仰依ニ三寶一。當レ造ニ釋像尺ニ寸王身一。蒙ニ此願力一。轉レ病延レ壽。安ニ住世間一。若是定業。以背レ世者。往登ニ淨土一。早昇ニ妙果一。二月廿一日癸酉。王

后即世。翌日法王登遐。癸未年三月中。如レ願欲レ造二釋迦尊像一。幷俠侍及莊嚴具一。竟乘二斯微福一。信道知識。現在安穩。出生入死。隨二奉三主一。紹二隆三寶一。遂共二彼岸一。普遍六道。法界含識。得二脫苦緣一。同趣二菩提一。使下二司馬鞍首止利佛師一造上とあり。帝說に此文を載て、釋曰。今依二此銘文一。應レ言二壬午年正月廿二日聖王枕病一也。即同時膳大刀自得レ勞也。大刀自者。二月廿一日卒也。聖王。廿二日薨也。是以明知。膳夫人先日卒也。聖王後日薨也。則證歌曰。伊我留我乃。止美能井乃美豆。伊加奈久爾。多義氏麻之母乃。止美乃井乃美豆。」是歌者。膳夫人。臥レ病而爲レ臨レ歿時。乞レ水。然聖王不レ許。遂夫人卒也。即聖王誄而詠二是歌一。即其證也とみゆ。〔割註〕吉楚拾遺などに引所は、みな平氏傳の餘蒜也。」又片岡山にて、飢人に遭たまひし事、補闕記にみえたれば、古くよりいふことにや。されども、其飢人の奉答歌は、太子薨じ給ひしとき、巨勢御杖がよめる歌にして、帝說に、上宮薨時。巨勢三枝大夫歌。伊加留我乃。止美能乎何波乃。多叡波許曾。和何於保支美乃。彌奈和須良叡米。美加彌乎須。多婆佐美夜麻乃。阿遲加氣爾。比止乃麻乎之志。和何於保支美波母。」伊加留我乃。己能加支夜麻乃。佐可留木乃。蘇良奈留許等乎。支美爾麻乎佐奈」とあり。かつ科照片岡山の歌は、日本書紀にみえたれども、この問答とは事たがへり。

十、唐の世に刻本はありときけども、まれ〳〵にも世につたはらねば、見んよしなし。五代のものも絶てなし。たゞ天福本覆刻の可洪音義こそ、古き世の遺物とや見まし。夫より後の宋板の書どもさへ、世にはいとすくなき。信充がみしものは、金澤文庫に傳はりし本と、足利學校に傳へたる書等なり。金澤文庫本は前にいへり。足利本は、上杉安房守憲實、その子右京亮憲忠、その子五郎憲房、父子三世心をつくして、愛護寶藏せしものにして、其經史は、或は宋板、或は古鈔本、みな奇世の珍卷祕冊なり。中にも、宋浙江板、周易註疏十三冊。即陸子遹が傳標本なり。〔割註〕憲忠が寄進せしものなり。嘗て此本を見しに、每冊格頂に、足利學校公用と題し、卷末に、上杉右京亮藤原憲忠寄進と書

し、押字あり。其次に「陸子遹の題字あり。第一の末に、其月二十一日。陸子遹三山東窓傳標。」第二、端平改元冬十二月廿三日。陸子遹三山寓、東齋標閲。」第三、廿四日。子遹標閲于三山寓舍東聰。」第四に、甲午歳末盡五日。子遹東窗標閲。」第五に、甲午十二月癸巳。子遹三山東窓閲標。」第六に、端平甲午歳餘日、三山東聰子遹標閲。」第七、乙未天基節。三山東窗子遹標閲。」第八、乙未開歳五日、子遹三山東窗標閲。」第九、端平乙未正月六日。陸子遹閲且標于三山之東聰。」第十、乙未人日、子遹標於三山東窓。」第十一、乙未正月八日。子遹三山東窗標。」第十三。端平二年正月十日。鏡湖閣隱陸子遹遹先君子標。以朱點傳之。時大雪始晴。謹記とあり。この陸子遹は、陸務觀が渭南文集跋に、嘉定十有三年壬寅。幼子承事郎知建康府溧陽縣主管勸農事子遹謹書とあれば、子遹は、陸放翁が幼子なり。「萬姓統譜に、陸子遹。山陰人。嘉定十二年。爲溧陽令。溧陽俗故武健而信淫祠。亟覲有白雲宗者。以妖術誘致良民。轉相凴結。子遹至廼興學校。習禮讓。擇民之秀者。教之而使勸化其黨。謂諸巫曰。是不兩立。有我無若輩。乃誅鋤其魁者一二人。白雲宗所據民業悉歸其主。由是縣境蕭然習俗頓革。廼以農暇治溝瀆。新公署郵傳橋路皆井然可觀とあり。」宋紹熙刊本、禮記正義、七十卷、三十五冊あり。〔割註〕卷首に、孔穎達序あり。格頂に、此書不許出學校閣外。憲實押と横書せり。其標題は、禮記正義卷第一。國子祭酒。上護軍曲阜縣開國子。臣孔穎達撰とあり。襄弘等の字闕畫す。また毎卷、足利學校之公用也。といふ字を連書す。第二の末に、上杉安房守藤原憲實寄進とあり。此本開卷副葉の裏面に、卅一冊の内と大書し、左右に、總三十五冊。豐之後州。萬壽寺僧一華書補之。と傍注し。又その旁貼箋に、郊特牲。内則。玉藻。正義。此三篇缺本。經自八至九。正義自三十三至四十缺と記して、松竹清風の朱印あり。然る時は、此禮記四冊缺本のまゝ寄進し、後僧一華附釋印本を以て、補寫せしなり。其寫本の首に、紫溪豐後僧一華學士。於武州勝沼。以印本令書寫寄進。一度校合畢とあり。この本、曲禮曰毋不敬より、禮聞

來學ニ不レ關ニ往教一といふまでを一卷とし、道德仁義非禮不成より、詔レ之則掩レ口而對といふ迄を第二卷とす。此本陸德明音義なし。紹熙の附跋に、六經疏義。自ニ京監蜀本一皆省ニ正文及註一。又編章散亂。覽者病レ焉。本司舊刊易書周禮正經註疏萃ニ見一書一。便ニ於披繹一。它經獨闕。紹熙辛亥仲冬唐備ニ員司庾一。遂取ニ毛詩禮記疏義一。如ニ前三經一。編彙精加ニ讎正一。用鋟ニ諸木一。庶廣ニ前人之所レ未レ備。乃若ニ春秋一經一。顧力未レ暇。姑以貽ニ同志一云。壬子秋八月。三山黃唐謹識。進士傅伯庸。進士陳克己。應賢良方正直言極諫科莊治。修議郞紹興府會稽縣主簿高似孫。修議郞監紹興府三江錢清曹娥鹽場管揭袋鹽李日嚴。廸功郞充紹興府府學教授陳自强。文林郞前台州州學教授張澤。從事郞兩浙東路安撫司幹辦公事留駿。校正官宣教郞兩浙東路提擧當平司幹辦公事李深。通直郞兩浙東路提擧茶鹽司幹辦公事王汾。朝請郞提擧兩浙東路常平茶鹽公事黃唐とあり。黃唐、宋史にみえず。三山志に、淳熙四年。車駕幸ニ大學一。上舍釋褐黃唐字信厚。閩淸人。授ニ承務郞大學錄一とみえたり。又萬姓統譜には、黃唐。字雍甫。福州人。寧宗腹爲ニ考功郞中一。時韓侂胄爲ニ父誠陳一乞作レ謚。唐爲ニ覆議一。乃見ニ宰相京一。讜言不レ能ニ奉承一。因求レ去。とあると同人なるべし。然る時は、又當時の閒人としるべし。」宋板影鈔本禮記、六十三卷。〔割註〕是は附釋音本にして、明板淸板の原書なり。」毛詩註疏、三十冊。〔割註〕詩譜序末に、大荒落歲晩夏小盡日。灯下一看絕句訖。藤昌とあり。」春秋左傳註疏、二十五冊。〔割註〕詩と左傳と、附釋音本にして、建安の劉叔剛が刻する所、々レ謂南宋本なり。凡禮詩左傳。每本の格頂に、足利學校之公用也。此書不レ許レ出ニ學校閫外一。上杉安房守藤原憲實寄進とありて、標紙に、松竹淸風の印あり。即知表背ともに當時の者也。」南宋本尙書正義、八冊。〔割註〕同時の板本なり。卷首に、端拱元年孔維等が上表あり。次に永徽四年、長孫無忌の上表あり。今の汲古閣本には、此二表なし。その後に、孔穎達が序あり。其卷首格頂に、此書不レ許レ出ニ學校閫外一。憲實押、および松竹淸風の印ある事、他の書とおなじ。また足利學校公用と題する事も、前の本の如し。卷末に、上杉安房守藤原憲實寄進と書せ

り。」宋板巾箱本周禮、二冊。〔割註〕首に、萬秀山正宗寺公用と志し、卷末に、正宗寺書院とあり。又首に、下野州足利庄學校常住。文安六年己巳六月晦。洛陽僧侶愚置レ之と志せり。正宗寺は、即常陸國久慈郡增井村にあり。」寫本周易、（王弼注、）五冊。〔割註〕卷末に、易學之徒置レ之と誌し、永享九年の曆をもつて、表紙とす。」易解義抄、六冊。〔割註〕王注の講義を國字にて書したり。卷末に、文明丁酉十一月廿一日始之。十一月廿七日終之。滴翠子と志す。翠萬といふ二篆字の印を捺す。其講義中に、當時の形勢を卦爻にあてゝ論ぜり。多く鎌倉持氏朝臣の事なり。需の上六に、鎌倉ニテ易ヲ開時。我師ヲ善（本ノマヽ）禪ト云タリ。其師ヲバ義臺ト云タリ。其喜禪ノ語ラレタルハ、我易ヲ傳ルトキ、鎌倉持氏ノ亂ニワウソ。ソノ時牒者天下ノ亂ヲ失フ時、需ノ上六ニワウゾ（本ノマヽ）。有ニ不レ速客三人ニ來云々。自レ爾以來未レ見ニ其可否。ソノ後ニ、鎌倉ノナリヲ御覽ゼヌコト云ハレタリ。又其後、重氏出頭ノ時、足利ニ於テ易ヲ講ズル時、持氏ノ時ノ策ノコトヲ沙汰スルニ、其占符節ヲ合セタルガ如シ。其故ハ、重氏出時兄弟三人不速來テ、重氏ヲ扶タリ。弟ハ美濃ノ土岐ニ養セラレタ。其ノ下殿ト云タ。一人ナリ。聖道デアツタゾ。又ノ弟ハ、僧ガ一人有タ。又重氏ノ一ノ兄ガ、美濃ニアツタリ。其ハ俗人ゾ。以上三人來テ重氏ヲ扶タゾ。重氏ツヽシムデ居ラレタニヨツテ、貞吉ナリ。今マデ無爲ナルハ奇特ナリ。易ヲ信ジテ著ヲキラバ、違ヌコトハアルマイゾとみゆ。大に時宜を補ふべし。因云、成氏、或ハシゲ氏とよみ、又はナリ氏、又はフサ氏、一定ならず。然るにこゝに重氏とあれば、當時シゲ氏と稱せし事、あきらかなり。」斷易、（寫本）六冊。〔割註〕已上二部を、學校にて祕書といへり。」寫本奈軒周易傳、六冊。〔割註〕卷末に、文明九丁酉仲春日、紫陽大奇置之とあり。」寫本孔安國注尚書、六冊。〔割註〕古文をもつて書す。」又一通、二冊。〔割註〕寫本、古文なり。」又白文訓點本、一冊。寫本書經集注、六冊。〔割註〕卷末に、近江宗理置之。肥後之天突とあり。天突は、學校第二世。延德年間卒す。」寫本毛詩、十冊。〔割註〕鄭箋。卷末に、下野州足利學校常住。洛之相國卜隱軒主。心甫傳西堂寄附。慶長二

十稔乙卯上巳後二日。董席鐵子叟寒松野釋瀧派禪珠誌とあり。」又一通、八冊。南宋本禮記集說、五冊。〔割註〕延德二年壬午五月廿二日。建仁寺大龍庵一牛藏主寄。能化肥後之産天矣誌。また學校常住本陳皓本奥書云。延德二年五月廿二日。建仁寺大龍庵一牛藏主寄レ之。至德二年六月十一日。以二五條大外記家本一寫點了。永和元年五月二日。以二此本一候二禁裏御讀一訖。淸原良賢。天文廿四年勘之。百七十四年也と題す。この天文以下は、九華老人の筆なるべし。」宋板春秋左氏傳、十冊。〔割註〕卷首に、足利學校正傳院常住と誌し、末に嘉定六年閏月上澣。三衢江公亮謹記といふ識文あり、嘉定は、宋寧宗の時の年號なれば、これ刊板の時なるべし。」寫本孔子家語、二冊。〔割註〕永正乙亥仲春日。寄進藤原憲賢押とあり。」寫本古文孝經、一冊。寫本論語集解、五冊。〔割註〕圓珠經と題し、または管轄。またはは尺度權衡など〻、論語の美名を、五山の僧徒の筆して題したり。因にいふ、論語を圓珠經といふこと、本朝文粹に、康保三年夏。右親衞源將軍招二翰林藤學士一。初讀二魯論語一云々。俗人未二必覽知一。以爲論語者幼學之書也。不レ足二於晩學一。不レ知下其先聖微言。圓通如中明珠之義上と、源順が文に見えたり。それより後、義經記にも出たり。その圓珠と名附たる義は、梁皇侃が義疏の序に、故言論語小而圓通有レ如二明珠一云々。とあるより取たるなり。蘂吉一覽に、鄭玄疏を引ていへるは、僞なり。又六藝喉衿と題せし古寫本あり。その書六行十三字、經注ともにおなじ。所謂摺折本なり。」寫本白文魯論、一冊。寫本論語義疏、十冊。〔割註〕首に、蠹文庫の印あり。」抄本趙註孟子、七冊。〔割註〕卷末に、于時長享二年臘月日。書之と志し、奥州大輔置馬とあり。」文公家禮纂五集註、一冊。〔割註〕卷尾に、武州兒玉黨。吾那式部少輔寄進。永正二年丙寅八月日。野州足利學校。能化九天誌とあり。」史記、十五冊。〔割註〕豐城游明大昇校正新增とあり。集解正義索隱の序あり。十四行二十五字。」正統本後漢書、二十冊。〔割註〕首に、此書不レ許レ出二學校閫外一。上杉五郎憲房寄進とあり。」文選李善五臣註。二十一冊。〔割註〕毎冊首に、金澤文庫の墨印あり。又末に、學校寄進。永祿三年庚申六月七日。平氏

政謂臣とありて、虎首。藤壽國林四字印を捺す。又謂何在也蘇、行年六十一歲之時、欲レ起二平館一。
邊關州、大守氏康氏政父子與三路論、後者之質問之、又謂丹住平講堂矣。とあり。その後
に、加二朱墨一三要と思せり。」鈔本詩注之求、一冊。卷末、大正十年卯月廿八日、於二關東下野國足
利一此一部三卷書寫了。沙門俊晦としるせり。」又一通、四冊。鈔本古注蒙求、三冊。鈔本僧注千字
文、三冊。鈔本胡曾詩、三冊。十八史略、二冊。〔舊注〕卷末に、大永丙戌小春日、藤原憲房寄附。藤
分前年乙酉三月益道、依二濟一今度秋寄置。直井誌とあり。」鈔本七書講義、十冊。〔舊注〕卷上に、
借二大円九益子一以二印板一校レ之。印本講義、從二正生殿一令二借一校畢。當從眞於寄丁諸補
して天正四丙子と題し、又後に、借二肥後州人九海老牛一入二落字一。天正四年丙子之秋、兩撰商伎とあ
り。」新刊鑑略、三冊。〔舊註〕卷首に、康正改元乙亥、南禪寺浦雲置としるしたり。」是みな奇世の典籍
にして、四海に募るに、千金をもつてすとも。また得べしとおぼえず。けだし、上杉憲實、關東管領
の署にあたつて、學校を提擧し、藏書を寄進し、みづから管領の重任をみつること、芥蔕のごとく、遂
に飄然として大去し、長く名利の衢を擯棄し、遠く西國の深川に隱居し、また世間の交をたちしに
と、かの鴟夷子が五湖に遊しとは事かはり、殊勝にも優しくこそおもひやらるれ。婦大字の作には、憲
實が意より出し事にはあらねども、持氏滅びたまひしかば、趙盾弑君の議にあたり、其責のおもかた
くおもひし故なるべし。

柳庵隨筆初編 終

柳庵隨筆跋

擨門初以爲知己易得。古人謂千歲旦暮何其言之迂也。何則不辨菽麥者。與畫墁毀瓦者。措而不論苟涉獵于文范者。皆是知己。我言是。彼亦循。安爲用千歲難得哉。然亦以爲有張陳。有呂酈。有管華。意趣之不同。終爲仇讎。交不可不擇也。友不可容易也。須深察知己難得者何謂。熟思古人執友之譜。偕疑往來者。相責而尊否乎。柳庵居士。我歷世之通家。假令意趣相背。不亦可相棄。而意趣亦粗與余相同。嘗數其所著書畫與文章。予夫爲政。釋典與閑禪。我似有一日之長也。毎相言以拍掌。居士慫慂余爲緣山志。余誘引居士。爲隨筆。二者同意而爲之。同時而梓之。居士序山志。予題隨筆。二書之周旋。若是相同。則所謂眞知己也。而予在南芝。居士居駿東。相去僅挾一江城耳。安爲用千里比肩哉。不亦大快事邪。

文政二年歲次己卯。首夏上澣釋擨門書于緣山北溪在心室

柳菴隨筆

柳庵隨筆目錄

卷之一

卷之二

巻之六

卷之九

卷之十

柳庵隨筆以字篇　卷之一

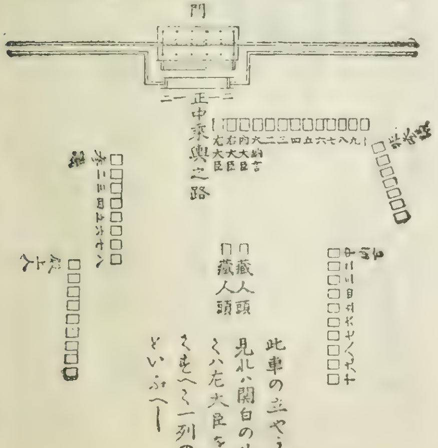
栗原信充手錄

○一里塚　信長記云、天文九年冬、將軍家〔割註〕私云、此年將軍義晴公は都におはしまさず。去年より八瀬里に住し賜へり。しかる時は細川晴元、三好長慶等がせしことか。」にて諸國へ仰ありて四十町を一里とし、里堠の上に松と榎を植らる。」本朝世事談綺云、天正年中、信長公三十六町に一里塚をつき榎木を植られし。」家忠日記云、慶長九年二月、台德公諸士ニ命ジテ、東海東山北陸ノ三道ニ一里塚ヲ築シメ給フ。天正ニ織田信長分國ノ中ニ一里塚ヲ築シメ、地ノ三十六禽ヲ表シ、一里ヲ三十六町ニ究メ、塚上ニハ榎ヲ植ケルニ、此度モ准ゼラルベキ旨有司ニ命ゼラル。中夏諸國其功竣ハル。〔割註〕武德大成記、武德編年集成皆同。○二月より五月迄僅に四ケ月の間に、三道共に其功竣はりしとは神速なることゝ云べし。」塩尻云、慶長九年二月四日、台德大相國東海道、越後路、奥州路等に命じて、各一里ごとに兩塚を築しめ樹を植しめ給ふ。同年五月下旬にことゞく成就せし。今に至て行人里程を辨ず。みな公の賜ものなり。」上野國高崎問屋舊記云、慶長三年戊四月、中山道開之高札掛云々。同九年辰二月、諸國路道可仕由にて、廣五間一里塚三十六町に築云々。」箕輪軍記云、長野業政は子息右京をめし遺言いたされける云々。我死せば一里塚同樣につきこめ。〔割註〕信充云、箕輪軍記は、永祿年中に書たる物に非ず。慶長中にかける證、文中に多く見ゆ。然るを永祿の書と思ふ人も有を以て辨ず。」和漢三才圖會云、封堠。里堠(音寶)。俗云二一里塚一。五里有二一堠一云々。按一里堠。毎二一里一築二小山一樹以二松或榎一。古道(五十町)。今道(三十六町)。有レ異。如二中夏五里一堠一。則(三十町)其五里不レ足二於和之一里一。」白河燕談云、客問。一里塚町、有レ應レ有二漢土一乎。答曰。事文類集、

二曰。革孝寬爲ニ雍州ノ刺史一。先レ是路側一里置ニ一土堠一。經レ雨頽毀每須修レ之。自ニ孝寬臨レ州。乃勅ニ部內一。當ニ堠處一植ニ槐木一代レ之。既免ニ修復一。行旅又得ニ庇陰一。周文後ニ見怪問知レ之曰。豈得ニ一州獨爾一。當ニ天下同レ之。於レ是分ニ諸州ニ道路一里植ニ一木一。十里植ニ三木一。百里植ニ五木一。(北史)。又云。隋文帝迎ニ薛[illegible]之一。大道之傍一里置ニ一銅表一。五尺以志ニ里數一。〔割註〕日本町石倣レ之歟。」事物紀原云、道路之記以ニ里堠一。起ニ軒轅ノ時一也。

○一文字石　駿河國□□郡三穗松原の中に一文字石とて石面に自然一文字の斑を生ぜし小石の產する處あり。其の書體おのづから篆眞草八分の體を備へたり。造化の不思議いふべからず。しかるに信濃の岐蘇山にも同じ石の產する處あり。全く三穗の產と同じ。

○一の上　徒然草云、竹林院入道左大臣(公衡公)殿、太政大臣にあがり給はんに、何の滯かおはさんなれども珍しげなし。一の上にてやみなんとて出家し給ひにけり。〔割註〕信允按に、竹林院左大臣殿は、後西園寺太政大臣實兼の長子にして、今出川太政大臣公相の孫、常盤井太政大臣實氏の曾孫、西園寺太政大臣公經の玄孫なり。貞應元年公經公相國に任じ給ひしより、元亨三年實兼公の薨ぜられし迄百一年が間に、太政大臣四代七十一年相續有しかば、珍らしげなしと宣ひしなり。」　抄云、一の上は左大臣の事也。左大臣關白なれば右大臣一の上なり。」　中山口傳云、陽明門前に車を立る



に、執柄牛車を許されざる間は、右の一門を通行云々。

○一の所　枕冊子云、くるしげなる物、一の所に時めく人もえやすくはあらねど、それはよかめり。」春曙云、一の所は攝關を申也。執柄とも云也。」職原抄に、執柄必蒙二一座宣旨一、故稱二一人一。又云二一所一。

○一生不犯　源平盛衰記云、今圖左衛門尉俊行カ右兵衛尉俊宗ガ母ニテ侍シモノハ、夕霧ノ袂トテ山上（菅野ヲ云）無雙ノ巫、一生不犯ノ女ニテ候シ程ニ、知ラザルモノ夜々通ソコトアリナド讒タル子トゾ申侍リシ。」又、右衞門佐ト申ケル女房ノ、法皇（後白河院）ノ御母儀待賢門院ノ御妹上西門院ニモ侍ハレケルガ、品イミジキ人ニハ無リケレ共、心樣サガ〳〵シキ上、一生不犯ノ女房ニテオハシケレバ淸キモノ也トテ、法皇モ幼稚ノ御時ヨリ近々召仕ハセマシ〳〵ケレバ、臣下モ其ノ御氣色ニ從テ居御前ト册キ呼レケルヲ、法皇ハ惟アマゼトゾ仰ラル。

○一切經　古寫本跋。維神護景雲二年歲在二戊申一五月十三日景申弟子。謹奉下爲二先聖一敬寫中一切經一部上。工夫之筆備畢。法師之輕讀甚矣。伏願橋山之鳳轄向二蓮場一而鳴レ鑾。汾水之龍駿泛二香海一而皆レ影。遂被二不測之字義一。永證二顯高之法身一。遠暨二存口一傍二周動植一。因二此景福一共沐二禪澤一。或二桑田一。敢作レ滇日。非レ有二能仁一。誰同二正法一。惟願仰止給二修悲一。權門利廣子拔苦知力用妙子登岸敢對二未居之歲月一。式運二圓極之領輸一。〔割註〕神護景雲は、稱德天皇重祚の年號なり。二年五月は長曆に依て推に、甲辰朔にして十三日は丙辰なり。橋山之鳳轄は、尙書大傳に、橋木高而仰、梓木晉而俯、以喩二父子一、とあるを以て、父に喩へ、汾水之龍駿は汾水に作るべし。詩に文王在レ靈、天作二之合一、在二洽之陽一、實に謂二生二太姒一とあるによれるならん。能仁は釋迦牟尼佛の事也。乃字篇に詳なり。さて此弟子は稱德天皇の御事なり。」新和歌集、鹿島社にて時本一切經供養しはべりける時、ひごろは雨やまずはべりけるが、けふしも空はれてとゞこほりなく供養とげぬる事とて。導師權僧正隆辨。〔割註〕東鑑に、若

宮別當大納言法印隆辨權僧正とありて、北條政村が女の邪氣を祈りたる人なり。」今よりや心のやみははれぬらむ神代の月の影をうつして、」返し、藤原時朝、ちはやぶる神代の月の現れて心の闇は今ぞ晴ぬる。」〔割註〕信充云、藤原時朝は宇都宮朝綱の孫なり。東鑑に委くはしく出たり。さて唐本一切經の奧書、近頃書舗にて見當りしを子細に考ふれば、この藤原の時朝の跋あり。云奉レ渡唐本一切經內。建長七年乙卯十一月九日於二鹿島社一遂二供養一常州笠間前長門守從五位上行藤原朝臣時朝とあり。美麗の宋本なり。」

○一里 大寶令云、凡度レ地五尺爲レ歩。三百歩爲レ里。〔割註〕信充云、此五尺は大尺、五尺なれば、即今の曲尺也。三百歩は百五十丈也。百五十丈は今の二百五十間也。六十間を一町とすれば四町十間なり。」延喜式云、以二六尺一爲レ歩。以外如レ令。〔割註〕信充云、六尺を一歩とし、三百歩を一里とすることは令と同じと云なり、六尺を一歩として、三百歩は百八十丈也。百八十丈は今の三百間にして、即五町に當れり。令の一里と式の一里とは五十間の相違なり。」 刑部式、伊豆〔割註〕去レ京七百七十里」今京より伊豆の國府までを考ふるに百六里半あり。たゞし遠州氣賀通り濃州洲股通りなり。百六里半は三千八百三十四町にして、五町にてわれば七百六十六里四町なれば、式と僅に十六町の相違なり。」越前〔割註〕三百十五里」今四十四里に近しと云。四十四里は千五百八十四町なり。式の三百十六里四町なり。」 公式令、行程馬日七十里〔割註〕今二百九十一町四十間なり。八里半十二町四十間なり。」 歩五十里〔割註〕今二百八町二十間なり。五里半十町二十間なり。」 本朝文粹、三善清行上二條云。六衛府舍人云々。或在二千里鄙驛一、外百日行程之境一。〔割註〕これは一日十里宛なり。」 重請レ修二復播磨國魚住泊一事。右。臣伏見二山陽西海南海三道舟船海行之程一、自二檉生泊一至二韓泊一、一日行。自二韓泊一至二魚住泊一、一日行。自二魚住泊一至二大輪田泊一、一日行。自二大輪田泊一至二河尻一、一日行。此皆行基菩薩計レ程所二建置一也。〔割註〕今按に、檉生泊は室津のことなるべし。大輪田は和田の岬なり。河尻は江口の上

を云。此行程三十里餘あり。此を四日行とすれば一日行七里餘に當る。今の室より和田岬迄は十八里餘あり。是を三日とすれば一日に六里なり。」　諸門跡譜云、良助法親王曾住ニ和州多武峯一。其墓在ニ多野一。距ニ多武峯一可ニ三里一。〔割註〕六町爲ニ一里一。」良助法親王は龜山院皇子青蓮院常壽院。文保三年八月十八日入滅と云。」　拾芥抄云、三十六町爲ニ一里一。此六里爲レ條〔割註〕信充云、此三十六町を一里とすと云は、行程の事にはあらず。六十間四方を一町といひ、六町を一角として、六六三十六町を一里とせし田地を挍る法を云なれば事異也。されども六町一里と云ことは是より起れるなり。」

一町	一町	一町	一町	一町	一町	
三十一	二十五	十九	十三	七	一	一町
三十二	二十六	二十	十四	八	二	一町
三十三	二十七	二十一	十五	九	三	一町
三十四	二十八	二十二	十六	十	四	一町
三十五	二十九	二十三	十七	十一	五	一町
三十六	三十	二十四	十八	十二	六	一町

一里

一里には三十六町の田地ありと云ことあり

一里の角に六町づゝなり

○一日はれ　俗々言云、一日ハレト云。俗ニ一日晴ト書ハ非也。續日本紀ニ一日法例トアリ。其官ニ非ル人ニ權ニ其事ヲ行ハシム。衣服車馬等ヲ其日一日許サル、ヲ云也。」宗五大草紙云、火打袋は四十以後さぐる。たゞしそれも晴の時は斟酌あるべし。」〔割註〕法例の時はと云意になしても聞ゆれども、一體はれやかなると云意なるべし。」役人系圖云、酒井雅樂頭。〔割註〕忠清、御祝御規式晴儀役、今御年男の事也。」

○一弦琴　類聚國史(百九十九)云、桓武天皇延暦十八年七月。有一人乘小船漂著參河國。以布覆肩。自謂天竺人。常彈一□□。」[illegible]知要云、一弦琴(スマコト)、在黄門在攝州須磨之日取殿琴。僅遺一弦。而將絶者。綴緝之鼓詠歌以爲閑中之玩。遂傳而到今焉。」玉海云、唐高祖用隋制九部樂清樂也。有獨弦琴。」樂部小錄云、獨弦匏琴、孔帖云、□□□□以斑竹爲之。不加絃。刻木爲鳳首。張絃無軫。以絃擊頂。有四柱如龜茲琵琶。」

○一字かなから　政賴十卷書〔割註〕又持明院家鷹十卷書と云。應永頃に集めたる書なり。根津家鷹書とも云。」云、一字かなからといふは、殘の文字の一が事也、たとへば錢の半分が一也。〔割註〕錢一文は一匁の事なり。これを四にわればニ分五厘のことなり。」

○一角　訓蒙圖會云、獬豸(カイチ)、一角なり)。玉海云、維[illegible]一年閏九月己亥。坊州獻□□獸。左右皆曰麟也云々。唐興平二十年三月有一角獸。議者以爲獬豸。」魚書云、一角魚と云は東洋にあり。顚上に角あり。長三尺許。これ藥に用ふる一角なり。

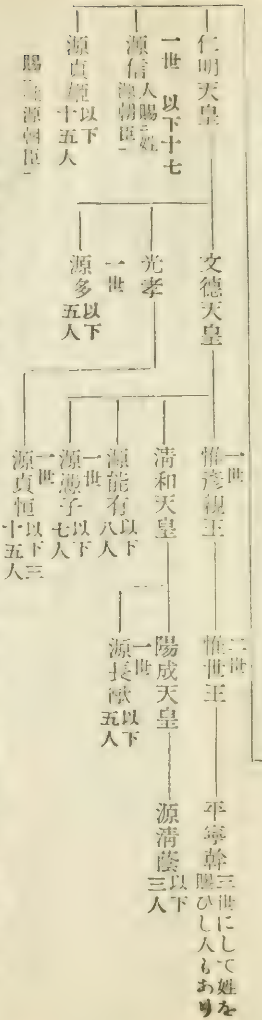
○一世の源氏　うつぼ物語(藤原君巻)云、むかし藤原君と聞ゆる一世の源氏おはしましけり云々。又(としかげの巻)云、一世の源氏の心たましひ人にすぐれ給へりけるを。」又(たゞこそ巻)云、御妻には一世源氏かたちきよらなる名とり給へるか。」又(藤原君巻)云、時の御門の御妹、女一の御子と聞ゆる后腹におはします。父御門母后に宣ふ。この源氏たゞ今のみる目よりも行さきなり出ぬべき人な

り。「割注」此宣旨に就て圖を作りみれば左の如し。

△父御門――時の御門

△后――女一の御子父御門よりこの女一御子を源氏とさだせ給へり

紹運錄云、嵯峨天皇



天子の御子の人臣に降らせ給ふ初祖をば一世王と云。次を二世の王、三世の王、四世の王、五世の王と云。然に第一世にはや姓を賜はり給ふを一世の源氏と云なり。

○一搩手半　普光寺綠起云、作像者。元是釋尊在世之時。毘沙離國月蓋長者隨ニ釋尊敎一。正向ニ西方一遙致ニ禮拜一云々、設ニ刻於一搩手半一。」僧祇律云。如來搩手長ニ二尺四寸。」五分律云。搩手者方ニ二尺。」佛門衣服正儀編言云。諸部論レ搩不レ定。今依ニ五分一佛一搩手長ニ二尺。准ニ唐尺一者則一尺六寸六分七釐強。」又、引簡王說云。嫄周ニ尺二寸爲ニ唐ニ尺一。更將ニ周七寸二分一爲ニ唐六寸一。又將ニ周七分二釐一爲ニ唐六分一。更有ニ釐在一總計唐一尺六寸六分。更有ニ周八釐一。即唐七釐弱。各是弱字。鈔多作ニ强字一者。鈔寫錯耳。亦不レ合ニ作レ强解一。

○一處懸命　古事談云、六條修理大夫顯季與二刑部丞義光一相二論所領一云々。被レ仰云。汝雖レ無二件庄一處一。全不レ可二事闕一。彼只一所懸命之由聞二食之一。云々。」

○一兩に四貫文　元和二年町觸云、定一大かけ、一われ錢、一かたなし、一ころ錢、一新悪錢、一なまり錢、右六錢の外は御藏へも納候間えらぶべからず。金子一分に一貫文に賣買あるべし。若彼六錢の外撰者并押てつかふ者有之者、糺明の上其面に□□べき者也。仍所二定置一如レ件。元和二年五月十一日。」寛永十三年六月朔日御定書云、寛永の新錢并古錢共に金子一兩に四貫文、勿論一分に可レ爲二一貫文一也云々。」寛文五年御觸云、買取申新錢の事、金子何兩相渡新錢何貫文請取申處實正也。〔割註〕但一兩に付四貫文の直段也。」寛文五年巳五月誰組知行高誰印判。」延喜主計式云、諸國輸(イタス)調銀一分錢二百五十文。〔割註〕四分を一兩と云によれば、即一兩に錢一貫文なり。」一書云、慶長元和の際、日本にて鑄たる錢四文に永樂一錢をかへたるよしなり。然るに論爭絶ることなきよし、さて日本橋に定書をかけられて、元和二年五月十一日より永樂錢停止ありしとなり。」續日本紀、和銅二年三月甲申制曰。交關雜物其物價銀錢四文以上即用二銀錢一。其三文以下皆用二銅錢一。〔割註〕此割合にては、銅一貫文は銀二百五十文にあたる。たゞし此際の定、金一兩に銀三兩銅九兩と三倍の定なるが、此時より四倍になりしか。然らば金は六十二文五分なるべし。」

○一貫文の田地　東鑑、文應元年十二月二十五日。京上所役事有二其沙汰一云々。自今以後改二段別錢三百文一。此上五町別官駄一疋人夫一人可レ被レ催レ之云々。〔割註〕二段に三百文とすれば、一貫文は三段百二十歩也。」神鳳抄云。相模國大庭御厨内宮上分籾四十石。白布十三段。長紙五百帖。百五十町十三郷。權五郎景政寄進。宗田船橋宗知二行之一。然上分計當二十貫文一沙二汰堤郷一。各別本神領也。田口室田知行ロ上分十貫沙汰。〔割註〕上分籾四十石が十貫文に當ると云によれば、一貫文は四石にあたる也。」
俗說贅辨續編云、今按に、我友人古諺を以て決していはく、土佐國幡多郡中村鄉不破村八幡宮寶藏に

一條家の古文書あり。曰、

於本郷中村八幡宮之新に御寄進田之事

一中前田 有間之内　光任小作
一所一貫　頭五郎
一大ホトケ
一所七百五十分　藏橋分
一ハシラ松 目黒之内
一所一貫文　泉〃〃
一ミソノ下
一所二百五十分　立石分

合而三貫分歟

永祿二年〔己未〕三月吉日　康政 〇

右之文書を按ずるに、田千分を一貫とす。今の三段三畝十歩也。是錢千文を一貫とするがごとし。」明源寺文書云、永代賣渡申下地之事。合田一反者五百五十文目、右彼下地名之内之德分を以て永代五貫五百文に平岩彌太左方へ賣渡申候處實正也。此之内より年貢五十文宛毎年本名えなつ所あるべく候云々。永正十三年十二月日。〔割註〕一段の年貢五十文にては、一町五百文、二町にて一貫文たり。」又、田地二反未代寄進申云々。年貢六拾四文宛毎年可有御沙汰候云々。大永七年七月六日。」正木文書、新田庄江田郷内得河方目錄、一四町五段分錢十貫三百文、又三郎。一四町八段分錢十貫三百文、木部。一三段半分錢一貫五十文づゝ、太郎次郎入道。一一町分錢二貫七百文江田御坊云々。同所畠分一八段分錢一貫六百文、木部。一八段分錢一貫五百文江田御坊云々。明德五年〔甲戌〕八月二十七日國政判。〔割註〕四町五反の分錢十貫三百文と云に付て算すれば、一段は二百二十八文餘に當り、一町八段に十貫三百文は一段は五百七十二文餘に當り、三段半に一貫五十文は一段三百文づゝに當り、一町二貫七百文は一段二百七十文に當り、八段一貫六百文は一段二百文八段一貫五百文は百八十七文五分に當る。されば新田郡の一貫文は四段百三十八歩より一段二百六十九歩三段百二十歩三段二百五十歩許に當り、一同ならず。」

○一蝶　江戸眞砂〔割註〕和泉屋某作、寶暦頃の書。」云、本石町三丁目村田半兵衛、繪師和應、佛師式部とて、此三人は其頃の至り率頭也。其節六角越前とて新地一萬石賜はり、屋敷小川町にあり。此越前殿は桂昌院樣甥のよし（姪壻なり）、京都より下り俄大名なり。金銀は不足なし。吉原へ右三人めしつれて通ひ賜ふ。大かた淺草傳法院へ入、裏道より田甫へぬけ通りける。或時田甫に町人切殺して縮緬羽織かた袖ちぎりしや落てかたはらにあり。紋鶴の丸なり。大かた六角殿と知人申合ぬ。是によつて傳法院御吟味の上遠慮して引籠る。六角殿も申譯立がたく知行めし上られ、外の大名へ遠く御預に被レ成し。其頃右人女臈と申書物一册本屋摺出しぬ。是ほ大名がたの御本妻の器量善惡をはじめ、食物の好不好、その品々を明白に往たり。上より御咎ありて本屋牢舍に成て、何者の作り出せるとの

●北小路太郎兵衛藤原宗正
- 道芳　北小路宮内少輔
- 女　桂昌院一位夫人
- 宗資　本庄次郎左衛門　松平因幡守　從四位侍從
  - 資俊　伯耆守
  - 女　六角越前守室

詮儀になり、村田半兵衛、繪師和應、佛師式部の作なりと訴る。右三人めし捕れ牢舍して伊豆の大島へ流罪、十七八年めに歸參して、和應は英一蝶と名を替て暫く暮しぬ。半兵衛も式部も程なく病死す。〔割註〕珍說反古文庫第四にも此說あり。文體全く同じ。反古文庫は享保元文の作なり。」二本榎承教寺過去帳云、英一蝶名信香、字君受、號北窓翁。享保九年正月十三日歿。〔割註〕顯乘院持也。」七十三歲。」或書云、吳服町一丁目新道四右衛門店の者多賀潮湖（四十二歲）。元祿六年酉八月十五日入〔割註〕北條安房守掛り。」御吟味之儀有之に付安房守宅より揚り屋へ入。（上立式）元祿十一年寅十二月二日三宅島え流罪、御船手逸見八左衛門方え渡ス。本石町四丁目茂左衛門店佛師民部、本銀町三丁目次郎左衛門

居之者村田半兵衛、元祿六年酉八月十五日入（割註）其右謀者一卷之旨にて、御金藏有之間、安房守方より揚り屋へ入に」右之者共元祿十一年寅十二月十一日八丈島え流罪、御赦免被仰付八左衞門方え渡ス。寶永六年九月大赦之節御免にて參上。」使與國與昔、元祿十四年巳正月吉祥日、辭林散人曾潮公篆信香蓮書（割註）深川宜雲寺傳記、宜雲寺開山卓禪和尚に參禪して島より歸りてのちは、當時寶門驛の小菴に住居せしなり。客殿の障子の裏に書たる松は、島にて常に見聞し樣なりしとなり。

○一絲和尙　或書、一絲和尙は岩倉大納言具起卿の弟なり。（割註）今按に具起卿は、久我權大納言晴通卿の次男、櫻井木工頭具堯の長子にて、權中納言從二位にて大納言に進み給はず。慶長五年庚子に生れ給へり。母は園黃人頭基綱女なり。また岩倉に別號たるべし。」宗派、妙心國由

慧玄―授翁宗弼―五世―雪江宗深―東陽英朝―六世―禹堂東寔―永澤―一絲文守佛頂國師

○一文每日倍まし　或書、凡錢一文を三十日に倍、百七十四萬三千貫九百六十八文　通算、一日（一文）二日（二文）三日（四文）四日（八文）五日（十六文）六日（三十二文）七日（六十四文）八日（百二十八文）九日（二百五十六文）十日（五百十二文）十一日（一貫二十四文）十二日（二貫四十八文）十三日（四貫九十六文）十四日（八貫百九十二文）十五日（十六貫三百八十四文）十六日（三十二貫七百六十八文）十七日（六十五貫五百三十六文）十八日（百三十一貫〇七十二文）十九日（二百六十二貫百四十四文）二十日（五百二十四貫二百八十八文）二十一日（千〇四十八貫五百七十六文、此金百九十八兩二貫五百七十六文）二十二日（二千九十貫七百五十二文）二十二日（四千百九十一貫五百〇四文）二十三日（八千三百六十三貫〇〇八文）二十四日（一萬六千七百二十六貫〇十六文）二十五日（三萬三千四百五十二貫〇三十二文）二十六日（六萬六千九百〇四貫〇六十四文）二十七日（十三萬三千八百〇八貫百二十八文）二十八日（二十六萬七千六百十六貫二百五十六文）二十九日（五十三萬五千二百三十二貫五百十二文）三十日（百〇七萬〇四百六十五貫〇二十四文、此金十六萬

二千百九十兩ト一貫百二十四文）

○一筆書寫大般若　中臣系圖云、中臣清俊長男信高齋宮長、「一筆書寫大般若。」上野國志、小水麿ノ大般若經ヲ多胡郡ノ羊大夫ガ書シモノト云傳ヘタリ、去ドモ其跋ニ無災殃而不消。無福樂而不成者。般若之金言眞空妙典。被稱諸佛之父母聖賢之師範也。所以至誠奉寫大般若經一部六百卷。貞觀十三年（歳次辛卯）三月三日檀主前上野國權大目從六位下安倍朝臣小水麿トアレバ羊大夫ニ非ズ。○上野吾妻郡山田村入町田十五郎清興モ一筆般若ヲ書ス。〔割註〕清興字子孝、號延陵。」○武藏久良岐郡金澤引越村昇天山金龍院主默翁モ一筆般若アリ、此皆信充親視セシ處ナリ。

○一溪道三　江城年錄、寛永三年九月九日一溪道三於箱根病死。御臺樣御病氣に付京より急ぎ下り、息を切て死す。五十歳云々。」・昔、京都柳原ニ産、十歳ノ時（天正十四年）相國寺藏集軒の喝食となり、等伯といふ。二十歳の時（慶長元年）關東に下り、足利學校文伯に從學し、導道三喜の弟子となり、京都に歸り光源院殿に仕。〔割註〕光源院義輝公は、永祿八年松永久秀等に弑せられ給ふ。道三とは時代相違せり。」半井譜、從五位下刑部少輔利長。〔割註〕施藥院使明重入道寶鑑の弟也。明重雖有子無力荷克家之任。以故以利長爲傳道之正統。法名道三。醫書諸抄多。永正四年正月五日卒入一休和尚室參禪と云。道三は光源院殿より先輩なり。」宗爽胃絶之説。春六脈弦而按之則絶。夏六脈洪而按之則絶。秋六脈浮而按之則絶。冬六脈沈而按之則絶。有胃中之穀氣絶敗而不營於五臟六腑者也。于時天文第七戊戌年重陽日記之。所以使師翁口傳敢不失墜耳。日東洛下雖知苦庵道三。〔割註〕半井道三にもあらず。一溪道三にもあるべからず。天文七年より寛永三年まで八十九年あれば、此年十歳とみても九十九歳也。」足利學校由來記、第五世東井和尚（大永中之人）第六世文伯和尚〔割註〕不詳人事。七月十六日寂。」第七世九華和尚〔割註〕在庠三十年天正六戊寅歳寂

とあれば、玄仲の學校たりしは天文十七年より前なるべし。彼是通じ考ふるに、「淡路」寛永三年五十歳と云に誤ならん。」

○一華堂　權現記、その條に「一華堂宗務法橋居られし。」伊勢物語集註、そのかみ西三條内府實澄公より老師一華堂乘阿へ傳はりし奥義をむねとし、かねて諸抄を見わたして、しるしあつめるよしの序あり。慶安元年戊子一華堂切臨叟の作なり。」源氏綱目、萬治己亥のとし三月吉辰、洛下一華堂後學野衲切臨叟これを輯録す。」類聚名物考、七條道場號金光寺。遊行上人四國の折は、久しく此寺に留りて、日中ことに讃念佛あり。此寺内の乘阿（號一華堂）和歌人にて古今和歌集を傳受し、源氏物語を講讀する聞えありて、後陽成院の富にめされて源氏を講説仕れり。その弟子切臨源氏辨引抄を作る。」萬川百首抄、一華堂切臨著。

○一時軒　一時随筆、一時軒岡西惟中著。因州鳥取之産。雨後遠超レ衆、辯有拔群、可謂豪英之人物也。頻年寓浪華、人稱隱師云々。」類聚名物考、梅翁を師とせしとは、西山の梅翁にて宗因が事なり。此宗因はもと連歌師にて有しが、後には檀林風の俳諧師となれり。一時軒も連歌もし俳諧もしたり。連歌は昌琢、その子昌程に習ひしと見ゆ。祖白宗春にも聞しよしみゆ。歌は烏丸資慶卿に御製削を受しこと無名抄に書り。又雅章卿にも御添削うけしことあり。源氏物語は細川玄旨法印の高徒宮木善左衞門祐常に習ひしといへり。」あまの子のすさび、〔割註〕天和三年春流の序あり。」岡西惟中、天和元年十二月二十八日妻岸田氏原女歿。〔割註〕道頓堀法善寺に葬り、釋尼智貞と稱す。」二年ありて惟中も歿す。子は長子敬吉、次は女子にて早天、次は男子天死、その次も男子、これも夭死、その次も夭死す。

○一場殿　寛永十年日記、二月二十三日夜前、いちば殿逝去。〔割註〕權現樣御妹也。」三月四日於御座間、尾張殿、紀伊殿、水戸殿御禮。去頃いちば殿逝去ニ付て御弔被遊也。則御城の間、羽室被レ遣

レ之。〔割註〕大猷院様に大叔母に當らせ給ふ。御忌服なし。尾紀水の三君には叔母君なれば二十日の御忌あるに、鶴御拜領は忌御免ありしにや。」視聽日錄、二月二十三日いちば様御遠行。〔割註〕時大納言賴宣卿女、家康公御妹也。荒川甲斐守源賴持室。」二十五日いちば様爲ニ御香奠ー尾州殿紀州殿より白銀五十枚、水戸殿より白銀三十枚、御使を以被ニ差上ー之。」紀州日記、二月二十二日其日市場様御遠行。二十四日午刻爲ニ上使ー松平伊豆守被レ來。市場様御遠行ゆゑ、御忌として御禁足也。去間御目見にも御出仕なし、御禮に彦兵衞上ル。二十九日此間は市場様御忌にて御登城なし。然ば明朔日御出仕有て可レ然由、御年寄衆より被レ仰よし、松平右衞門大夫參被レ申。〔割註〕御忌御免の御使なるべし。」江城年錄、二月二十三日市場様御果（八十）。是は權現様御妹、荒川甲斐守殿御臺なり。」荒川平左衞門賴興家譜〔割註〕持高千二百石、大御番頭格寄合。」荒川甲斐守義弘次男平右衞門源宗儀、父甲斐守義弘儀、今川義元戰死之後、權現様へ奉仕、西尾の城を差上、岡崎に住居仕候に付、權現様其意を御歡有レ之。御妹を甲斐守義弘妻に被ニ下置ー。右御妹は平右衞門宗儀母に御座候。權現様え被ニ召出ニ千五百石被ニ下置ー。忠吉卿え御附屬被ニ仰付ー相勤申候。慶長五子年五月四日三十三歳にて病死。」酒井修理大夫家譜、讃岐守忠勝妻は松平金彌親能（法名久悦）女にて、いちば様御外孫なり。はじめいちば様、荒川甲斐守賴持（或は義紀）に御嫁有之、三郎、四郎、某次郎、九郎義儀と女子御儲有レ之、女子を木崎と申。これはいちば様御化粧料七百石之内五百五十石（大和國）、百五十石（上野國木崎）と有之候。百五十石（木崎）の方を、此御女子御領知被レ成候故也。此木崎は松平金彌妻也。〔割註〕金彌はじめ加藤左馬助嘉明に仕、後菅沼織部正に仕、後浪人。」深川本誓寺說、いちば様御法號光源院殿松譽貞月大禪定尼。當寺馬喰町に御座候節御葬送。

〇一刀流　武藝譜〔割註〕松原唯心、寛永中の作。」一刀流の元祖戸田清元といふものは、武州八王寺の者にて北條氏政に仕えし者なり。」武藝傳系、一刀流當時兩派あるか。

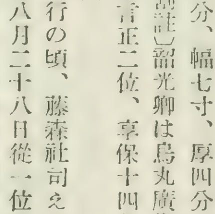
● 戸田清元
- 伊藤影久（一刀斎）
  - 小野忠明（一刀流 次郎右衛門）
    - 小野善介
    - 小野忠也（改神子上典膳）
      - 淺野因幡守長治
      - 石川竹十郎
      - 伴七郎左衛門
      - 淺野小内記
      - 岸東平右衛門
      - 根来八左衛門
      - 永見新右衛門
      - 吉田九郎左衛門
    - 伊藤次郎左衛門
    - 小幡勘兵衛
    - 溝口新五左衛門 ― 溝口源三郎 ― 森開端
  - 古藤田唯心（唯心一刀流 勘解由左衛門）― 古藤田俊重（仁右衛門 卜斎）― 古藤田俊定（仁右衛門）― 杉浦半左衛門正景
    - 杉浦與三兵衛
    - 杉浦三右衛門（正備 月叟）
      - 杉浦三右衛門
      - 松本茂雅（善殿右衛門）― 松本宮内
      - 松本茂清（傳兵衛）
        - 赤見七郎右衛門昌孚
        - 松本仙次
      - 中村三太左衛門
      - 北爪仁兵衛
    - 吉田奥右衛門
    - 深井正墨（五郎次郎 無底）
    - 深井藤助
    - 中山八左衛門正方
      - 中山八左衛門正元
      - 榊原七郎兵衛
      - 長瀬市郎兵衛
  - 伊藤孫兵衛

○一遍上人緣起　熊野山所藏、嘉元四(丙申)年六月朔日、畫工掃部助入道心性幷子息藤原有重筆。」奥州三春所藏十三卷、土佐將監光興筆。〔割註〕藤澤清淨光寺之勅賜緣起、六條道場之緣起、江戸日輪寺にある殘闕の緣起。

○一里がね　事蹟合考、增上寺の鐘一度つきたるあとのうなり凡三町ほどするなり。此かねつく内に行人一里行くとて、一里がねとはいふなり。」

○一家言　史記太史公自叙、拾レ遺補レ執成二一家之言一。〔割註〕これ一家の言と云根源也。」本草一家言は、松岡玄達作。

○板文庫　勘解由小路家記、韶光卿の御好とかや。長八寸七分、幅七寸、厚四分。極上島桐はしは、四方眞黑ぬり、金高蒔繪菊からくさ。〔割註〕韶光卿は烏丸廣卿の末子、參議資忠卿の養子、寬文三年癸卯誕生、官權大納言正二位、享保十四年五月朔日薨、行年六十七歲。此器、實に此卿に出たるや。」



○稻荷の正一位　阿部家舊記、阿部備中守正右朝臣、寺社奉行の頃、藤森社司え正一位稻荷大明神と申事、天下一統の事に候。然處天慶三年八月二十八日從一位に昇進し給ふ事は、古書に相見候。正一位之事未レ相見レ候。何年より左樣申候哉と相尋被レ申候處、社司より追々日延願出、共月一萬日の日延願に相成。」經濟錄、吾國ニテモ古ハ諸國諸祠ノ名神ニ、皇朝ヨリ爵位ヲ賜ハルコト、三位ヨリ上ナルハ稀也。爵ヲ重ジ給フ故也。今世ハ在々所々ノ小祠、或ハ都下ノ市中ニアル稻荷ノ祠ナド、數ニモ不レ足ホドノ賤シキ神ヲ正一位ニ叙シ、白河吉田ノ兩家ヨリ宣旨ヲ申下シテ、巫祝ノ輩ニ與フルコト多シ。是大ニ謂レ無キコトナリ。縱ヒ淫祀ニ非ル正神ナリトモ、三品以上ノ爵ヲバ輙ク賜ハルマジキ義ナリ。況ヤ狐ヲ祭リ、蛇ヲ祭ル類ノ淫祀ニ正一位ヲ賜ハルベシヤ。日本ノ古禮ハ、三公モ生前ニ正一位ニ陞レル人ハ稀ナリ。然ヲ今小々ノ賤

シキ官ヲ正一位ニ叙シテ、大社ノ尊キ神ヲバ如何ナル爵位ニ陞スベキヤ。是國家ニ古ヲ考ル人ナキ故也。爵ヲケガストハ此類ノコトナリ。」二十二社註式、天慶三年八月二十八日授ニ山城國稲荷神從一位一〔頭書〕永治元年八月二十五日天下諸神可レ増ニ一階ニ由宣下。」〔割註〕稲荷の正一位は永治元年よりのことなり。」源平盛衰記(四十三巻)、元暦二年三月三日平家追討ノ御祈ニ、諸國ノ明神ニ一階ヲ授ケ奉ラル、ノ由宣下セラレケリ。凡兵革ノ祈請天下安穏ノ爲ニ、諸國ノ神明ニ一階ヲ増セラル、コト代々ノ例也。仁明天皇ノ嘉祥四年正月ニ、天下ノ諸神有位無位ヲ論ゼズ、共ニ正六位上ニ叙ス、ト云官符ヲ下サレ、ヨリ以降、朱雀院ノ御宇天慶三年正月諸國諸神ニ一階ヲ増奉ル。白河院ノ御宇永保元年二月同ジク一階ヲ増奉ル。崇徳院ノ御宇永治元年七月同ジク一階ヲ増奉ル。高倉院ノ御宇治承四年十二月同ジク一階ヲ増奉ル。依テ今度モカヤウニ被レ行ケリ。」百錬抄、永保元を載せず。永治元八廿五、治承四を載せず。元暦二三四、建仁元二十三、弘長元二廿、建治元七廿。華實年浪草、鞍馬寺由岐社、後宇多院建暦元五十七、前左大辨宰相宣房朝臣爲ニ奉行ニ被ニ仰下ニ云。件神本位不レ詳。五條天神正治二四廿五被レ奉レ授ニ正五位下一。時本位不レ詳。以ニ嘉祥二一韓神位二一被レ授レ之。〔割註〕按に、當時盛衰記、百錬抄を讀人なかりしか。遺恨の事なり。盛衰記、百錬抄によれば、嘉祥四年正六位上に叙せし神にても、天慶三從五位下、永保元從五上、永治元正五下、治承四正五上、元暦二從四下、建仁元從四上、弘長元正四下、建治元正四上なれば、天慶(マヽ)元は從三位に陞り給ふべきなり。」

○いけばな　東華先生雜筆集、〔割註〕伊丹直溫字は虎卿、別號ニ存齋一又閑亭と號し、東華と稱し、貍猶先生と云。」水草の花を花入にさすに、先きりて其莖に入たるもとの水をみなしぼり出して、さて湯たての水に花のくゞきり、其前夜より付置、翌日花入にさす。如レ此なれば久に堪るとなり。川骨のまき葉に、みじかき其葉先を少しつまみ切て、如レ此にすると□□公仰られし。」或書、梅、水仙は〔割註〕[illegible]又は湯にてもよし。」芙蓉、竹、金鳳花(沸湯よし。)葵、秋葵、芍藥、萱草、〔割註〕枝をや

き、冬は濃灰汁に和酒。」「海棠〔割註〕薄荷の葉にて折處をつゝみ、薄荷水に生る。」「くちなし、〔割註〕折處をたゝきて鹽を瓶に入る。」「牡丹〔割註〕折處の皮をやき、蜜にてひたしいける。」「蓮〔割註〕泥にて折口をふさぎ、髮の毛にてまき、瓶に入てのち水をいれる。」」翰林葫蘆集云、綉谷菴文阿彌肖像賛云々。文阿有二天然巧一。凡草木之有レ花者有レ葉者。挿二之於大小瓶中一。若二從レ地而生一者。無二慶賀之席一無二哀傷之場一。各入二其様一。以レ故王侯貴戚愛重而不レ已。一時ノ奇觀也。

○犬のほし　愚管抄附錄、すべて末代には犬のほしをまもるなんどいふやうなることにて、元心得ぬ妙なり云々。

（鑄物師　直綱能登守家藏、（藏人所御藏）

判（賴朝卿なり）

藏人所　　御藏民部大丞紀高弘

朝恩之事、諸國鑄物師鍋釜鐵打鐵鍬鋤等上司以下役錢之事、彌以可レ被二全知行一者也。兼又於二鑄物師一者國渡悉以諸役御免除之筋目不レ可レ有二相違一之由、鎌倉殿所レ仰候也。仍執達如件。

文治五年卯月十九日　　時正　承

或書、坊間鑄逗と稱して破鐺子などを補ふ工人あり。その職人、何國へ行とても、關所手形もいらず更にせわなき事なり。それは賴朝卿より以來右之通なりとかや。此事を免許ありし御教書、今に京都に所持の家ありとなり。〔割註〕御教書といふは、右の時正の狀なるべし」」著聞集、鑄物師の話一節あり

○陰形を神社の傍に置こと　扶桑略記云。天慶二年或記曰。近日東西兩京大小路衢。刻レ木作レ神相對安置。凡厥體像彷二彿丈夫一。頭上加レ冠鬢邊垂レ纓。以レ丹塗レ身成二緋衫色一。起居不レ同遞各異レ貌。或所レ作二女形一對二丈夫一而立。臍下腰底刻二繪陰陽一。搆二几案於其前一。置二坏器於其上一。兒童猥雜拜禮慇懃。捧二

常出二或供二香花一。號曰二岐神一。又稱二御靈一。未レ知二何神一。時人奇レ之。」伊呂波字類抄、温泉云、和社〔割註〕攝津國有馬郡坐。」造二陰形一置二社邊一事。古老云。參詣之輩先造二件物形一置二社頭一。是定習也。溫同神令レ愛二姉女姿一給云々。近則故入道太政大臣〔藤原〕雅參詣時。造二置件形一之條。已不レ得二止事一也。隨レ見取二棄畢一。其後令レ有二夢告一。如レ元被レ造畢。」〔割註〕按に、入道太政大臣雅□は源雅實公なるべし。六條右大臣顯房公の御子也。大治二年二月十五日六十九歳にて薨。」金川瑣記。〔割註〕長心荷衰延號潮音寺」其地多二喇嘛寺一塑二釋迦像一。一如二中土一多至二千百一。皆肖二菩薩身一作二男女交媾狀一。機巧隨レ手展則不レ辨二寸縷一。或立或坐。醜態萬端云々。」耳袋、出羽國に金精大明神とて、石にて陰形を作りて祭る處あり云々。〔割註〕出羽ばかりにあらず。金精大明神處々にあり。」

○いなか間　北陸祠闈抄、延暦寺在二近江國志賀郡比叡峯一。寺大界地三十六町。周山四方各六里。〔割註〕示六六此一里四十丈爲二一町一。以二六町一爲二一里一也。已上王城山門、田舍三十六丈爲二一町一也。○按に、京の町は一町三十六丈へ路幅四丈を加へて四十丈を一町とし、田舍は路はゞ四丈を加へざるなり。」

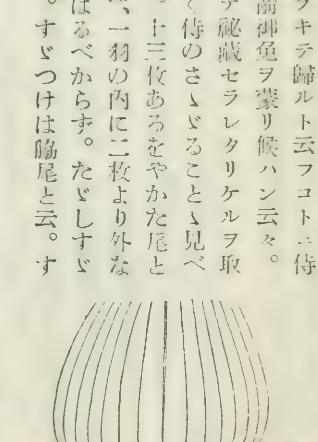
○いりあや　散木奇歌集、ほとゝぎす二村山を尋ねみん入綾の聲やけふはまさると。」源氏物語（紅葉の賀）、入綾のほどえぞゞろさむ、此世のことゝも覺えず。」河海抄、舞有レ取二綾子一。故云二入綾一。〔割註〕舞人の樂屋へ入時にすることなり。樂によるか。」

○一寸先はやみ　鳳壇町諸〔割註〕寛文甲辰德淸作。」終夜語二淨瑠璃一。不レ知二東天白一乎。浮世左十年一寸前闇。古更無レ少時。光陰如二箭文一。不レ招人群。不レ畜銀集。」隆達節、一寸さきはやみのあるやれやんぬあろやれかはいのものや。

○夜ひき　紳書、三宅近江守清原直道が說、うるしぬりの板に糊をひきてはるなり。」衣服類新集、天子御直衣云々。御表着〔割註〕表葉殷、（クワニアラレ）、裏平絹紅打引、御束帶同じ。」御束帶御袙、〔割註〕御紋小葵、堅紋紅板引。」臣下袙。〔割註〕三位以上綾菱板引。四位以下平絹紅板引。」

○いりずみ　枕草紙、名おそろしきものいりづみ、こゝろもとなきもの、とみにいりずみおこすいと心もとなし。〔割註〕一本いとひさしとあり。」春曙抄、煎炭、しめりを煎取し炭にや。急に炭をおこすに、おこりかぬるほどの久しく心もとなきなり。

○石打の征箭　盛衰記、武藏國住人長井ノ齋藤別當實盛ハ、赤地ノ錦ノ胄直垂ニ黑絲威ノ胄ヲキ、十八指タル石打ノ征箭負テ云々。古鄕ヘハ錦ノ袴ヲキテ歸ルト云フコトニ侍レバ、今度生國ノ下向ニ錦ノ直垂ニ石打ノ征箭御免ヲ蒙リ候ハン云々。初ハ許シ給ハザリケルガ、內大臣ノ我料ニトテ祕藏セラレタリケルヲ取出シ下シ給ヘリ。〔割註〕石打の征箭、たやすく侍のさゝざることゝ見べし。」鷹祕抄、鷹の尾十二枚とあるは常なり。十三枚あるをやかた尾といふ。〔割註〕此圖によれば、石打と稱する尾は、一羽の內に二枚より外なしといふべし。鷲にても何にてもその名はかはるべからず。たゞしすゞつけ、鈴もちなどいふは、鷹にかぎれる名なり。すゞつけは脇尾と云。すゞもちは是料またはひさこばなどいふ。」



○いかもの作りの太刀　平治物語、信賴大ニ悅デ、イカ物作リノ太刀一腰ミヅカラ取出シ、且ハ悅ノ初トテヒカレタリ。」平家物語、紺糸威ノ腹卷ヲキ、立烏帽子ニ嗔物作ノ太刀脇ニハサンデ云々。赤綾威ノ鎧キテイカ物ノ太刀ヲ帶、二十四差タルタカウスヘノウノ矢負、滋藤ノ弓云々。」今川大草紙、太刀にいかもの作りといふをば、今の人はしらず。虎の革の尻さやをかけて、足は兵庫くさりに七足なり。柄のかぶと金も、餘の太刀よりもこうたかなり。武士の時はくなり。」樋口殿之記、元服ノ時ナド芋ノ高盛〔割註〕コノ如キヲ鰭物ト云。鰭雜又ハ煮雜ノコトナリ。今怒物作ノ太刀ト云ハ、鞘ニ鮫ナドヲカケテ、此芋ノフツノヽシタル體、ビヤウ又ハヅク打タヤウナル故ニイカメシキ作リト云也。」

梅村載筆、豹虎ノ皮ニテ鞘ヲ縫ツヽミタルヲ怒物作ノ太刀ト云、駿河御所物語ト羅山イハレシ。愚得隨筆、大ノ字ヲ古音ニイカト訓ズレバ、大物作ト書ベキナリ。多キコトヲイカイコト、大キナルモノヲイカイモノト今モ云コトナリ。」伊勢貞丈說、又嚴物作トモ書也云々。イカモノ作ト云ハイカメシク見ユル拵也。太平記銀ノ卷ニ山法師ノ狂歌ニ、奈良法師裹物出マデシブリキテイカ物ノ具ヲムキゾ取ル、。此イカモノノグト云モ、イカメシゲナル物具ト云コトナリ。イカ物作リノイカモ、イカノイカ物具ノイカト同意ナリ。大ノ字ヲイカトヨムコト、古書ニカツテ見ザルコトナリ。」古事記、嚴

（一）石川玄蕃頭康長　石川譜、石川安藝守清兼の孫に、伯耆守康正（後出雲守）その子玄蕃頭康長、その弟肥後守康勝二人共任官年月しれず。

御赦免上意有之

依かゝの為特務

貢　金子　十枚　錫ニ高の川件

項藏仕志事如形

印の大一寸五分



讀

柔兆摂提格

かきとり



柔兆ハ丙之摂提格ハ寅之

寛永三年丙寅

（一）板花撿挍　板花譜、板花撿挍喜津一は、寶永六年十月十五日はじめて御目見、十一月朔日御針醫與醫師格、享保元年十二月十六日二百俵被下、同六年六月十九日歿。行年七十歲。麻布本光寺に葬る。其子友之進昌敎（養子なり）御奉行して、終に御勘定吟味役になる。其子友之進は大御番、其の子安次郎は小十人、その子はまた大御番、その子松三郎昌同なり。」福田譜、武田信虎に仕へし福田左衛門、のちに北條に從ひ、上野國板鼻に住す。その子左門某、その子左衛門、後に左門と云。喜津一が父なり。

（一）岩船撿挍　高橋譜、大御番高橋勘左衛門（高一百石）。岩船撿挍城仙が子なり云々。相番と喧嘩して家斷。」撿挍記錄、岩船撿挍城仙は山田城官が弟子、寛永十四年五月撿挍、貞享四年七月京にて歿。

〇茨木撿挍　御日記、寛文十年七月二十七日本多内記家來〔割註〕内記政勝なるべし。」撿挍被レ爲レ召レ之、酉後刻御黒書院出御、平家被二仰付一之。月見信つら　右平家被二仰付一、戌後刻終。八月二日及レ暮於二御座之間一、いばらき撿挍、平家文覺荒行勘進帳被二仰付一之。十一日及レ暮於二御座之間一、いばらき撿挍平家二段、土佐房、すゝき被二仰付一、事畢て退去。以後於二大納戸前一銀拾枚時服一領被レ下之。松平民部少輔傳レ之。

〇犬追物　後太平記、前大樹慈照院殿〔割註〕義政稱二東山殿一。」寛正六年八月興行御坐テヨリ以來打絶、犬追物ノ御沙汰モ無リシカバ、武器弓馬ノ政怠リヌ。今戰世ノ代ニ當テハ、其太平ノ政ナルベシトテ、今年新ニ是ヲ被レ行ケル。仰此犬追物ト申ハ、昔時神功皇后三韓征伐ノ御時、彼三國軍打負、終ニ日本ニ降伏ス。去ドモ反覆ノ謀不レ怠バ、吾朝ニモ亦武備ヲ設テ、弓馬ノ技敗斷ル間ナシ。凡彼三國ハ日本ヨリ戌ノ方ニ當リヌレバ、彼國ノ敵ヲバ皆犬ト呼ナセリ。是由緒ナキニモ非ズ。亦皇后新羅ニ討入リ給ヒ、弓筈ヲ以テ新羅國ノ大王ハ日本ノ犬ナリト書給ヘバ、其字破レドモ未レ盡。是ヲ以武家弓馬ノ政ヲ犬追物ト云ヘリ。其後、久壽元年ニ當テ、近衞院ノ御惱云々。〔割註〕玉藻前の一節全く竄篡の抄なり。今省く。」永祿三年三月二日桃源ノ祝詞畢テ後、大樹犬追物ヲ興行シ給ヒケル。先御所内東西四十二間、南北四十間ノ屯ニ、南十二間ヲ馬場トシ、竹ヲ以テ埒ヲ結セ、其高四尺五寸也。埒ノ中央四方十八間ニ五色ノ眞砂ヲ蒔散シ、是ヲ馬ヲ立ル榜示トス。其中央ニ長十八尋ノ繩ヲ以テ方五間ノ圍ヲナス。是ヲ大繩ト云リ。亦圍ノ中ニ五尋ノ繩ヲ以、圍ヲ作ヲ小繩トシ、坤ノ方ニ犬塚ノ戸ヲ開キ、巽ニハ物懸ノ口ナリ。艮角ニ日記ノ役所ヲ構ヘ、種々ノ器物ヲ數置、五色ノ餅ヲ備、金銀ノ作華ヲ飾リ、弓箭ノ七德ヲ被レ祭タリ。大樹ノ御座間ニハ、近衞准后〔植家公〕、日野大納言晴光卿〔割註〕以下交名略ス。」上野民部大輔信孝馬場ヲ警衞シ、烏帽子素袍太刀帶テ埒ノ外ニ蹲ル。次ニ喚次渡邊宮内少輔纒撿見役小笠原少弼、埒外ニ下馬シテ、巽門戸ヨリ立入、榜示ノ際ニ跪キ、大將軍ニ向テ禮

ヲナス。次ニ鬮頭ノ童子二人眉作リ金付矢對ノ役トシ、才配取テ立並。次ニ犬懸ノ者八人埒内四隅ニ立チ竹杖撞テゾ侍リケル。其後上中下ノ射手三十六騎埒外ニ下馬シ、主殿ヲ拜禮、巽坤ノ二方立分レテ十八騎相對ス。其裝束皆蠶ノ馬ニ乘リ、烏帽子素袍ヲ着シ、細刀ヲ差シ、一様ノ弓籠手シテ左ヲ袒、總角高ク結ヒ、眞鹿ノ行縢ニ思々ノ沓ヲハキ、滋藤ノ弓ニ蟇目ヲ取添テゾ出ニケル。撿見喚次進出ヤ否、上手ノ射手十二人猥出タリ。人々ハ結城左近將監、飯川能登守、小林五郎、安東平次郎、伊勢備中守、能勢彌太郎、三淵掃部頭、彦部雅樂頭、多羅尾與五郎、高和泉守、蜷川式部少輔、伊勢伊勢守貞孝、其外矢取儱各同裝束シテ魏々トス。角テ撿見馬ヲ進シカバ、此時十二騎ノ射手一番ニ乘出タルハ二番ヲ相手トシ、大繩ノ北ニ轡ヲ扣テ列ス。是陰陽ヲ分ル例式也。于時撿見役人馬ヨリ下立、北面シテ弓箭ノ咒文ヲ唱ヘ、軍政ノ儀式ヲナス。射手亦下馬シ敬禮シ乘馬發歸ス。撿見馬上ニテ策ヲ以テ差テ御犬ヤ有ト呼ケレバ犬放チ、是ニ候トテ犬一疋小繩ノ中ヘ追入タリ。射手馬ノ頭ヲ立直シ追廻リ馳違テ是ヲ射ル。矢對ノ童子幣ヲ振上、中ル所ノ矢數記錄所ニテ記レ之。如此七返射テ終ケレバ、中ノ射手前ニ同ジ。唯是兩介ガ那須ノ狩ノ行粧モ、今此時カトユヽシカリシ形勢也。」齋藤親基日記、寛正六年八月二十二日右京兆馬場御在之、日野殿御參。御臺様同御成也。有ニ犬追物一。當御代犬御成始也。御棧敷計儀也。御相伴大名大略參候。一色左京兆義直不參。但犬日記次第依レ有ニ不定一俄作病云々。

犬追者射手組事

栗毛 管領	七疋	政長	鹿毛 治部大輔	九疋	義廉
畠山左衛門佐	六疋	義就	土岐美濃守	四疋	成頼
青毛 一色兵部少輔	七疋	義直	伊勢守	八疋	貞親
山名彈正少弼	十二疋	政豐	伊勢備前守	十六疋	貞藤

栗毛 細川淡路守　五疋　成春
鹿毛 右京大夫　十疋　勝元
檢見
小笠原備前守　持淸

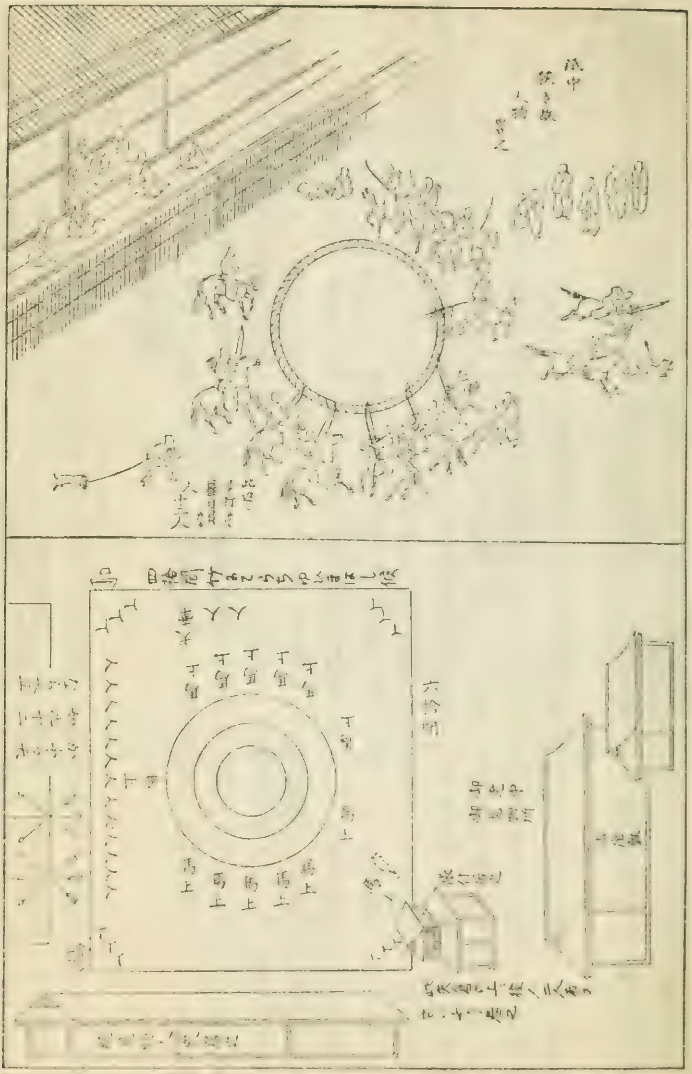
鴾毛 伊勢兵庫助　八疋
青 細川讃岐守　九疋
喚次
鹿毛持淸息 小笠原民部少輔　政淸

寬正六年八月二十二日

管領　四疋　細川讃岐守　六疋
山名彈正少弼　十四疋　伊勢守　六疋
栗毛 細川下野入道　四疋　常忻　伊勢備中守　十一疋
土岐美濃守　八疋　伊勢兵庫助　十疋
小笠原民部少輔　十疋　栗毛 小笠原美濃入道　十疋　宗元
鴾毛 山名右衛門督入道　八疋　宗全　畠山左衛門佐　十三疋
檢見　栗毛 喚次
右京大夫　小笠原備前守

寬正六年八月二十二日

宗五大草紙、常德院御代に、犬追物さい〳〵御座候つる。花御所七間御廐の前のせばき御庭に繩をひかせられて御稽古候ひし。內々御人數藤中納言殿金仙寺（貞宗）、同家勢州（貞陸）、小笠原民部少輔殿、伊勢因幡守殿（于時左京亮）、小笠原刑部少輔殿（于時八郎）、某（于時次郎宗五なり。）并和右京



（于時與次郎）、其後金仙寺御所にて千疋など御座候つる。其時は大名御供衆以下御手輕に被レ参候つる人の内衆には、細川殿御内衆秋庭備中守元重、奈良備前守、多賀豐後守高忠めしくはへられ候し。豐後ば度々檢見など仕候つる。弓馬の冥加面目たぐひなき事候。又御千疋の時に布施下野守めしくはへられ申候。」

犬追物屛風、土佐刑部大輔光茂筆

東鑑、寛元四年十一月十四日御濱出犬追物事、今年可二延引一之由被二仰出一。〔割註〕北外ニモアリ。追可レ注。」太平記、島津安藝前司云々、多年稽古ノ犬笠掛今ノ用ニ立ズハ何ヲカ期スベシ云々。島津元ヨリ物ナレタル馬上ノ達者、矢ツギ早ノ手キヽナレバ少モ騒ガズ。田中進デカヽレバ相ノ鞭ヲ打テ押モジリニハタト射ル。」田中、馬手ヘ回レバ弓手ヲコシテ丁ト射ル。」軍陣聞書、馬上にて弓を持やうのこと、犬笠懸射ときの如く可レ持。たゞし弦を内へなして持事もあり。」伊勢貞泰記、物射の鞍とて、木とりをのづから定りあり。それも前武州（泰時）の定させられし寸法とて、先師道禪入道の傳へられし處なれば、前代の物に是に逢たるかねのもの間々あるなり。」江府名跡志、犬追物の地、城官寺の邊と云。奉行は朽木民部少輔殿（稙綱）のよし、その時寄附の石燈籠とて明神に有。」紫一本、正保四丁亥十一月十三日松平薩摩守光久朝臣犬追物を上覽に備られし所有。その馬場東西四十三間、南北四十間也。四尺五寸の竹にて埒をゆひ、傍に大繩小繩、狗塚口などいひて、さま〴〵作法あること也とぞ。」御日記、正保三年四月七日松平薩摩守宅にて犬追物興行、爲二見物一老中酒井讃岐守、堀田加賀守被二相越一候。

○伊勢氏系圖　數本あり。何れも出入互にありて是非を不レ可レ知者多し。今伊勢貞爲自筆の本によれば如レ左。

平將軍 貞盛 — 維衡 — 正度 — 季衡（下總守）— 盛光（右京少進）— 盛行（右兵衛尉）

正度 — 正衡 — 正盛 — 忠盛 — 清盛

— 盛長（兵庫頭）— 賴宗（兵庫頭伊勢守）— 賴俊（兵庫頭）仕足利義兼 — 俊經（肥前守）— 俊繼（伊勢守）自是稱伊勢氏 — 宗繼（八郎左衛門尉）禪勝

— 輔繼（彈正少弼）照本 — 貞繼（伊勢守）從五位上侍從 政所 御所奉行 廣禪寺友岑照禪 — 貞信（伊勢守）

— 宗貞（太郎左衛門）— 貞冬（孫七郎）

大坪道禪者鎌倉之人也。能作馬鞍人呼良工。此時貞繼自道禪傳妓工。亦能作鞍以鳴世。

— 盛經（備中守八郎左衛門）— 教經（肥前守）

— 經久（心光因幡守）— 盛經（備中守）

— 盛久（肥前守）— 盛景（野宮彌八郎）— 景俊（兵庫助彌太郎）

— 經秀（遠江守太郎左衛門）— 盛行（左衛門尉）

— 盛信（平三 下總守左衛門）— 盛長（平九郎左衛門 信濃守）

伊勢守 貞行

伊勢守 貞經

伊勢守 貞國—伊勢守 貞親

仁木兵部少 貞知

伊勢守 貞宗—伊勢守 貞陸—伊勢守 貞忠—伊勢守 貞孝—伊勢守 貞良—貞爲

女今川義元室

貞遠—貞助—貞俊

新九郎 貞辰

女武田五郎妻

貞仍北小路山城守

貞藤

女武田勝頼妻

勘解由左衛門 七郎因幡守 貞長 鞍作家祖

因幡守 貞直—因幡守 貞仲—因幡守 貞誠—因幡守 貞秦

貞冬—六郎左衛門 貞順

下總守 貞房—貞枚—宗五六郎左衛門 貞頼 改—仍—六郎左衛門 貞重—貞隆

貞彌—貞𤏐

貞遠

駿河守 貞雅

十郎左衛門 貞清—上野介 貞安 與左衛門—彌九郎 貞祐—與一 貞弘—貞則—貞末

禪慶 貞信三男

貞忠—貞高—貞均

一本、貞衡自筆の本と云

上略 頼宗—頼俊—俊經—俊繼—盛繼—貞繼

盛經—教經—頼繼

盛久—宗貞

盛秀

盛信

貞冬

貞信─貞行（伊勢守）─貞國─貞親─貞宗─貞陸

貞長（伊勢守）

貞經（勢元）

貞知（十郎）

女（今川義元室）

貞辰（新九郎　早雲）

貞遠─貞滿─貞俊

貞仍（北小路山城守）

女（武田五郎妻）

女（武田勝頼妻）

貞運（仕小田原）─貞明

貞藤─貞職

貞忠─貞孝─貞良─貞爲─貞衡─貞守

貞興（三郎）─貞眞（薩州有川雅樂助）─貞昌

後請貞爲改伊勢

貞時

貞高

又一本、傍流は上に同じきものみな省く

略上

貞行─貞國─貞親─貞宗─貞陸─貞忠─貞孝─貞良

貞淸─貞安─貞楯─貞弘─貞則─貞木─貞淸（作十郎）─某（作十郎）

七百卅二石

某（數馬　平左衞門）─某（平五郎　内藏介）─某

二百石　二百五十俵

貞敕（伊勢守平八郎）─貞恒─貞慶

貞景―貞衡―貞守 兵庫―貞永 兵庫

貞丈 享保十一、八、五、被ㇾ召出ㇾ三百石相摸寄合。延享二、九、十三御小姓組曾我伊賀守組。天明四、二、三老衰。十一日小普請入賜ㇾ黄金二枚ㇾ。十二日中坊金藏支配六月五日卒。

兵庫 貞益―政之丞 貞陳 享保十一、六、十一病死

平藏 [redacted]丈 母大久保庄五郎女

貞古

女 山角四郎左衞門妻

心齋、登 貞敦 竹中氏子

女 貞敦妻 母永井膚軒女

萬助 貞春 母貞丈女

某 後藤淸三郎

某 百助

伊勢氏口授書留。伊勢家累系〔割註〕安永五申十月五日以ㇾ貞丈話ㇾ誌ㇾ之、常政。」伊勢伊勢守貞孝、永祿年中於ㇾ舟岡山ㇾ討死。其子同兵庫貞良與ㇾ父同時討死。貞良子兵庫頭貞爲、于時五歲而遁、貞衡父是也。

伊勢兵庫 貞衡 台德君之時被ㇾ召出ㇾ始奉仕、御當家賜ㇾ千石地ㇾ。―伊勢外記兵庫 貞守―伊勢兵庫 貞長―伊勢兵庫 貞益 實舍弟



―貞陳 伊勢政之丞、享保十一午年早世、十七未滿依ㇾ家名斷絕ㇾ領地被ㇾ召上ㇾ。

―貞丈 伊勢萬助 兵庫平藏 思召不以て被ㇾ召出ㇾ新規三百石舊知之內賜ㇾ之ㇾ始寄合。後御小姓組御番勤。―貞敦 實竹中 嫡孫承祖伊勢萬助 貞丈聟養子病氣に付蟄居除ㇾ惣領ㇾ。―貞春

貞衡押字 

貞丈押字  貞字  丈字

御小姓組淺野備前守組　伊勢平藏貞丈

伊勢氏先祖書

平姓　伊勢氏　本國伊勢　家紋向蝶

大猷院樣　嚴有院樣御代　常憲院樣

一高祖父　生國相知不レ申候　桓武天皇六代鎭守府將軍平貞盛二十五代之孫　伊勢兵庫貞衡

先祖代々京都將軍え奉公仕候。光源院義輝將軍沒落以後、右貞衡父伊勢兵庫頭貞爲より浪人にて罷在候所、右貞衡儀大猷院樣御代伯母春日局依レ願被ニ召出一、寄合被ニ仰付一、御藏米千俵被ニ下置一候。年月相知不レ申候。

同御代千代姬君樣御入輿之節御規式御用被ニ仰付一。家流を以て相勤申候。

常憲院樣御代鶴姬樣御入輿之節、御規式御用被ニ仰付一、以ニ家流一相勤申候。其後家傳之書籍御用に付百餘卷寫レ之差上申候。年月等は相知不レ申候。元祿二己巳年十一月七日病死仕候。

常憲院樣御代

一曾祖父　生國武藏　父伊勢兵庫貞衡　伊勢兵庫貞守

常憲院御代元祿三庚午年父兵庫跡式無ニ相違一被ニ下置一、寄合に被ニ仰付一候。月日相知不レ申候。元祿十一戊寅年七月九日御藏米千俵を地方に直し被ニ下置一候。寶永二乙酉年閏四月十二日病死仕候。

常憲院樣　文昭院樣御代

一祖父　生國武藏　父伊勢兵庫貞守　伊勢兵庫貞長

常憲院樣御代寶永二乙酉年七月十二日父兵庫跡式無ニ相違一被ニ下置一、寄合に被ニ仰付一。同年十一月二十八日織日御禮仕候。寶永七庚寅年三月二十三日病死仕候。

文昭院様
有章院様　御代
有徳院様

一父　生國武藏　　實父伊勢兵庫貞守二男
養父伊勢兵庫貞長　　伊勢兵庫貞益

文昭院様御代寶永七庚寅年六月二十三日養父兵庫跡式無ニ相違ニ被ニ下置ー、寄合に被ニ仰付ー候。同年七月十一日總日御禮仕候。

有徳院様御代享保二丁酉年、同三戊戌年家流の書籍上覽被レ遊。同四己亥年家流の書籍二十七巻御用に付書寫之。大久保長門守殿を以指上之、爲ニ御褒美ー時服頂戴仕候。同六辛亥年、同七壬寅年武家故實の儀共、度々御尋被レ遊候に付、以ニ家流之儀ー言上仕候。且又私家に付騐有レ之物御尋被レ遊候に付、先祖貞盛より傳來仕候小烏丸の太刀并將軍義輝より賜候甲、且又京都將軍時代先祖居住仕候京都武者小路梅屋町屋敷跡少々所持仕候旨言上仕候處、太刀并甲上覽被レ遊蒙ニ御感ー之上意ー候。右御用掛ニ大久保長門守殿にて御座候。享保十乙巳年十一月十三日病死仕候。

有徳院様御代

一兄　生國武藏　　父伊勢兵庫貞益惣領　伊勢政之丞貞陳

有徳院様御代享保十乙巳年十二月二十三日父兵庫跡式無ニ相違ー被ニ下置ー、寄合に被ニ仰付ー候。總日之御禮不レ仕候。同十一丙午年六月十五日幼少にて病死仕候。

右之通相違無ニ御座ー候

安永三甲午年十月　　伊勢平藏貞丈判

淺野備前守殿

植村隼人殿

今般伊勢貞丈雅丈章あり。有レ故伊勢家先祖書文言草案之儀、伊勢貞春の賴に依て大久保忠寄被レ整之

刻、予密かに其面を寫置處如レ此。于時天明四甲辰年六月十八日　多賀常政誌

通人の誠、いにしへ久米の仙人、常に雲にのりて飛行したりしに、一日美女の川の流に臨て衣を洗ふに、其脛の白く清らかなるを見て情を動し、忽に通を失ひ雲中より轉落て、かの女に眞情て遂に夫婦になれり。仙人、かの失ふ處の通を尋ね求れども行方を知らず。せんかたなく其儘にさし置しが、彼通久しく深山に隱れ留り、其精、凝結て化て悪鬼となれり。名付て通鬼といふ。此通鬼、近年世に走り出て、少年に魅托(トリツキ)て病しむ。その病症心魂狂亂して人事を顧みず。好色淫亂を專として花奢風流を事とす。高慢甚しくして人を人とも思はず。頭髮衣服音語に至迄、常人に大に異なり。是皆彼通鬼の所爲なり。此病を受たる人を名付て通人と云。其尤甚しき物を大通と云。此病を治せんとするに、醫薬も益なく祈禱も驗なし。病人遂に逐電し、化して雲助となる。好色に依て身を落すことは、彼仙人、空より落し因なり。又雲助となることも、彼仙人の雲にのりし緣なるぞ。嗚呼おそるべし。

かの通鬼を防ぐまじなひの歌

道樂の遊びに通を得たれども世の營に不通人かな

前大通人雲助の朝臣

また

久堅の雲助となり思ひしる兼ての不通なりきと

天明二年寅正月はつ春の日戯草に記之銀鶏散人

伊勢貞丈先生菩提所大養寺え被ニ指越ニ候一通

拙者死去候節、追號の事、院號居士號等長き稱號堅御無用に候。唯何と成共二字名御付可レ被レ成候。殊に寺號院號は、攝政關白將軍等其寺院を建立被レ成候に依て、其寺院の號を稱し候事に候。假令寺院建立せられずとも、其寺院建立せらるべき程の高貴の人には、寺院の號を稱し候。是皆實にて候。我

等如きの賤き武士の身として、院號稱し候事、かたはらいたく候。依レ之右之段申入置候。

高からぬ身には恥かし人並に我無跡の長き名のりは

天明元年七月十九日　　伊勢平藏貞丈自書

右は此度貞丈養子心齋病死にて、西久保淨土宗天養寺へ送葬て、貞丈嫡孫承祖萬助貞春、度々寺詣有之序に、此一通を萬助持參せしめて、大養寺和尙へ呈せられしとなり。寔に理りせめたること共、貞丈の趣意感慨のあまり、こゝに寫して賞翫すること寫しかり。

天明元辛丑年七月二十七日　　多賀中原常政誌

無名氏筆記、伊勢家春日局に由緣あることは、

- 齋藤龍興女
  - 女（五 伊勢貞良妻）── 伊勢貞爲
  - 女（六 岸和泉守資憲妻）（岸は近江岸村城主堅田近處也）── 女春日局
    - 女（貞爲妻）── 貞衡（正保元、四、二十八春日局依レ願被二召出一）

または

- 明智光秀
  - 女貞良妻 ── 利光佐渡守伊豆守立本
  - 女利三妻 ── 女春日局
- 女（光秀妹なり）── 齋藤利三
  - 三存
  - 女貞爲妻 ── 貞衡

柳營婦女傳、春日局之傳

齋藤兵衞尉
某 — 某 伊豆守 — 利三 内藏助

- 利光 伊豆守 佐渡守 立本入道
  - 某 伊織
  - 某 市正
  - 幸宣 町野壹岐守
  - 女
- 女 稻葉佐渡守正成妻 春日局
  - 正勝 稻葉丹後守
  - 正利 稻葉内記
- 三存 助右衞門
  - 三友 風靈守
- 某 角右衞門
- 女 伊勢兵庫貞爲妻
  - 貞衞 伊勢兵庫

此系圖によれば、伊勢貞衞は齋藤内藏助利三の外孫にして、春日局の甥に當り、稻葉丹後守正勝と從弟の續たり、

著述目錄。伊勢貞丈（號安齋平藏） 貴像辨（一冊） 愚得隨筆附考（三冊） 武器考證（二十二冊） 軍器考頭書 同標疑 同補正評 同考條評 同圖式補 驗馬故實評 武林原始頭書 源家八領鎧考 古鎧色目 鎧具足辨 鎧直垂色目 甲胄威毛色目 甲胄名考 柄檀鳩尾問答 寶劍寶鐙記 刀劍問答 諸鞍日記考證 鞍鐙工記 鞍具鏡類記 五六掛鐙考 鐙類聚 烏帽子考 古代折烏帽子圖 保侶衣推考 調度懸問答 空穗考 尻籠考 源平盛衰記聞書 松



伊勢貞丈肖像



伊勢貞春肖像

鳥日記註　鳴弦蟇目攷　三種神器考　位記口宣記　齋宮齋院記　禁色考　姓氏辨附說驛路鈴攷　新甲問答　今昔物語聞書　△赤鳥記　纐纈　漫錄　三木三鳥考　△長烏帽子　△洗革　△裝作　△後院△位袍　△軸轤訓　△日蔭之鬘　△武藏鐙〔割註〕△印篭ニ隨筆十四卷。〕ましなれ　田樂考　二見浦　幼學問答　鞆考　烏柴攷　春草　夏草　秋草　冬草　革類考　綾文考　細長考　環甲圖說　安齋隨筆（十五冊）　神道獨語　平義器談（二冊）　要訓　射法安說集　武門故實百ケ條評（五冊）　折間解嘲百ケ條評　舊事記剝僞　神代卷獨見　五武器談　鎧色談　武備根元（一冊）　三儀一統考　烏帽子答　安閑紀錯簡考（一冊）　尉子五篇解　比那問答　源氏物語ひとりごち　狩衣考　平禮攷　引剝考　脇指攷　傍剣木也攷　矢羽文考　直垂折附錄　鎧着用次第　正三記　和字槃說　俗說辨　母衣說辨　蝦夷黨先攷　呵純　軍職志　軍神問答　傍馬書問答　笠懸蟇目問答　押字攷　三社託宣攷　道風像攷　道類簱攷　辨隱七道具攷　乘物攷　煙草集說　殘儀兵的辨　鐙鞍記　永身抄　和歌三神考　二上峯　小車錦　犬打袋　非參議四位　雜說問答　同後篇　諸篇拔萃　考說　漫筆　安高問答　あるまじ　百數草拾遺　王代圖略　大祓詞解　勢語臆斷別勘　世繼物語考　徒然草大意　今川壁書解　武具要說解　見聞秋記辨僞　南嶺子評　南嶺遺稿評　秋齋閑語評　結記　成氏年中行事頭書　飭抄頭書座右書（七冊）　犬追物七代　騎射三物考

伊勢貞丈年表　〔割註〕同時の諸家を下に駢列して著述の書の考勘に備ふ。〕

正德五	〔官年は月日誕生〕幼寛萬助	新井筑後守五十九	荻生茂卿なるべしに習ふ書あり	太宰純呵純一冊あり
享保元	二		五十一	三十七
二	實は此年誕生なり　三		五十二	三十八

三		四		五十三	三十九
四		五		五十四	四十
五		六		五十五	四十一
六		七		五十六	四十二
七		八		五十七	四十三
八		九		五十八	四十四
九		十		五十九	四十五
十	父貞益歿 兄貞陳纖	十一	五月十九日卒	六十	四十六
十一	兄貞陳歿、 新賜三百石	十二		六十一	四十七
十二		十三		六十二	四十八
十三		十四		正十九死六十三	四十九
十四		十五			五十
十五		十六			五十一
十六		十七			五十二

十七	十八		五十三
十八	十九		五十四
十九	二十		五十五
二十	二十一		五十六
元文	二十二		五十七
二	二十三		五十八
三	二十四		五十九
四	二十五		六十
五	二十六		六十一
寛保	二十七		六十二
二	二十八		六十三
三	二十九		六十四
延享	三十		六十五
二	月日御實年 小姓組廿七 三十一		六十六

三		三十二		六十七
四		三十三		左海死六十八
寛延		三十四		
二		三十五		
三		三十六		
寶暦		三十七		
二		三十八		
三		三十九		
四		四十		
五		四十一		
六		四十二		
七	十三養貞敦爲子	四十三	貞敦竹中周防守定矩（二千三百三十石）三男也俗稱登	
八		四十四		
九	三貞敦受病	四十五		

十		四十六		
十一		四十七		
十二		四十八		
十三		四十九		
明和一		五十	二月十二日結記を挍す	
二		五十一		
三		五十二		
四		五十三		
五	二十五貞敎病身竊嫡	五十四		
六		五十五		
七		五十六		
八		五十七		
安永一		五十八		
二		五十九	保倡說辨の餘說一帖	

三		六十	二月十七日新井邦孝藏本後三年軍の繪を安藤定灑に寫さしむ
四		六十一	
五		六十二	板谷慶舟藏本後三年軍の繪を借て校合す
六		六十三	
七		六十四	
八		六十五	八月十六日鐘馗の繪の記を述
九		六十六	鎧着用次第の奥に安永九年庚子五月六日伊勢平藏貞丈書于時六十四歳
天明	七十四 貞敦歿	六十七	七月院號を辭するの狀
二		六十八	八月多賀氏の爲に蚫彌陀緣起を述 平藏寺安齋和尚書
三		六十九	
四	六月五日歿 實年六十八歳	七十	

〔伊勢の濱荻〕伊豆志稿「草の名も處によりてかはりけり伊勢の生芽は伊豆のはじかみ」と白濱明神の神主よりよみて北條早雲へはじかみを奉りしとなり。〔割註〕或は早雲入道の歌共。」又東浦の手に入りしとき、早雲入道、神風や伊勢の濱荻あふぎ来て今の手にとる伊豆のはじかみ

〔井中の流水〕長安志、景公寺前街中舊有二巨井一。俗呼爲二八角井一。元和中有公主夏中過、見二百姓方

汲ニ令下ニ從婢一以ニ銀稜椀一就レ井取ラ水。誤墜レ椀經ニ月餘一出ニ於渭河一。」 〇今聞東叡山中何の院の井どが流水なりときけり。何處にもあることとか。

〇衣裝法度　百練抄、保延六年四月十八日於ニ別當宗能門前一。檢非違使等破ニ裂闕白隨身左近府生武正衣裝一。御禊日忘ニ制法一着ニ美服一之故也。」 元史、至元三年定ニ服色器皿輿馬之制一。〔割註〕時習飾上下無レ別。帝初禁ニ民間服ニ麒麟鸞鳳白兎靈芝双角五瓜龍八龍九龍萬壽字赭黃等服一。至是復詔定ニ其制一。」 宗五大草紙、總じて無紋の小袖は、殿中へは着候はず候。入道はくるしからず候。白き絹のあはせ本なり。但公方樣めされ候間斟酌あるべしと申候。紫のあはせは御禁制にてなく候へ共、奉公の人は斟酌のやうに候。紫裏の小袖同前。公方樣御殿はいづれも紫の御裏付候間、その憚にて候。またからまきひやうもんは御禁制なり。是は一段はれの時きせらるべきためなり。八月朔日よりあつきすはうにて候。當時すきすはう御免の御禮など申入られて、年中めし候事珍しき由、（伊勢貞宗）金仙寺宣ひ候し。又もぢさゆみは、かりそめにも殿中へは着候はず候。はなち十德は御禁制の內なり。」 伊勢貞順豹文書、ひやうもんをば不斷は御禁制なり。帶の事さのみ廣きをば御沙汰候まじく候。昔は六つわりの帶を被レ用候つる。慈照院殿樣の御代より被ニ相留一候間、人によらざる義歟。紫裏の事御禁制の御沙汰はなく候。但下々の人は斟酌にて可レ然候。織物の小袖の事、唯の人は着まじく候。公方樣より拜領仕候へば勿論着申候。りうんに着候事いかゞ、三管領其外之大名等へは御免にて御用候。」 元和元七月、白綾小袖、紫袷、紫裏、練、無紋小袖、無ニ御免一無レ用。

〇院庄碑　貞享五年秋七月己亥作陽執事長尾隼人源勝明石を立て、備後三郞高德の舊跡を標識せしとなり。」 太平記、其頃備前國ニ兒島備後三郞高德ト云者アリ。主上隱岐國へ移サレサセ給フト聞テ、イザヤ臨幸ノ路次ニ參リ會ヒ、君ヲ奪取奉テ云々。備後ト播磨トノ界ナル舟坂山ノ峠ニ隱レ伏シ、今ヤ〳〵ト待タリケル。臨幸餘リニ遲カリケレバ、人ヲ走ラカシテ是ヲ見スルニ、警固ノ武士、山陽道ヲ經

ズ、播磨ノ今宿ヨリ山陰道ニカヽリ還幸ナ
ナシ奉リケル間、高徳ガ支度相違シテケ
リ。サラバ美作ノ杉坂コソ究竟ノ深山ナ
レ。爰ニテ待奉ン。三石ノ山ヨリ筋違ニ道
モナキ山ノ雲ヲ凌ギ杉坂ヘ着タリケレバ、
主上ハヤ院ノ庄ヘ入ラセ給ヒヌト申ケル
間、力ナク是ヨリ散々ニ成ケルガ、セメテモ
此所存ヲ上聞ニ達セバヤト思ケル間、潜ノ
御座アル宿ノ庭ニ大キナル櫻ノ木有ケルヲ
押削テ、大文字ニ一句ノ詩ヲゾ書付タリケ
ル。天莫レ空ニ勾踐一、時非レ無ニ范蠡一云々。

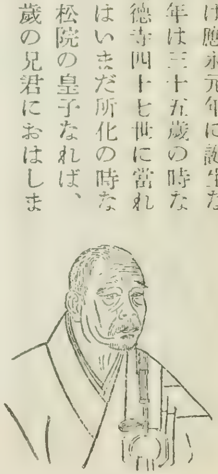


○一休和尚の歌「天の澤東の海をわたりきてのちの小松の梢とぞなる」天の澤は徑山虚堂智愚和尚の事にて、一休は虚堂の後身といふなり。

〔傳燈〕道場運菴普岩―虚堂―南浦紹明（建長寺）―宗峯妙超（大徳寺）―徹翁義亭―言外宗忠―華叟宗曇―一休宗純

後の小松とは後小松院の御子たる意なり。」南朝紀傳、元長元年秋七月二十日帝崩御〔割註〕御とし二十八。」一院（後小松）には太子おはしまさず。これにより公卿僉議あり。院の御には大徳寺にましますー休和尚に問はしめ尋を極むべしとなり。此人は世に並びなき名僧なり。ことには仙洞の皇子なりといへども、賤しき腹に生れさせ給ふにより、人臣の養子として僧となし給ふとなり。此旨を一休に院宣おりけるに、和尚、「ときは木や木守の梢つきすてよ世をつぐ竹の末はふしみに。」と一首の歌を詠じて奉

り賜ふ。仙洞これを叡覽ありて、此歌の心にまかせ、伏見どの丶御子十にならせたまふを御養子として入内あり。今考に、一休和尚は應永元年に誕生なれば、正長元年は三十五歳の時なり。和尚は大德寺四十七世に當れば、正長の頃はいまだ所化の時なり。かつ後小松院の皇子なれば、稱光院より七歲の兄君におはします。



臨濟子孫不知禪
狂雲面前誰說禪
三十年來肩上重
一人荷擔松源禪
禪會開基宗鑑
禪人圖系一幅
需贊語書以塞其
請云
前紫野大德禪
寺　天下老和尚

右壽像自贊は和尚の眞蹟たり。〔割註〕但像は全身なるを、紙中狹き故に面描のみ省寫す。」贊詞はそのまゝに摸寫す。

柳庵隨筆呂字篇 卷之二

(六十賀)拾遺和歌集、延長四年八月十四日、民部卿清貫が六十賀、中納言恒佐が妻しはべりける時の屏風にかゞらする所のうた、つらゆき、あし引の山のさかき葉ときはなるかげにさかゆる神のきねかな」三代實錄、貞觀五年十月廿一日庚辰。天皇宴ニ太政大臣於內殿ニ。以賀ニ滿六十之齡ニ。有ニ衣被賓物之賜ニ。每色叶ニ於六數ニ。〔割註〕染殿大臣なり。諱は良房、忠仁公と謚す。淸和天皇の外祖父也。」

(六曜日どり)賀茂家書長暦云、黃石公ヨリ張良ニ傳フル處、軍配日取口傳トアリ。

朔○	正七 大安	朔◑	二八 立連	朔○	三九 即吉	朔◐	四十	朔○	五十一 勝吉	朔●	六十二 虚妄	勝テ再度マケズ
二◑	立連	二○	即吉	二◐	赤口	二○	勝吉	二●	虚妄	二○	大安	朝負テ夕ニ勝
三○	即吉	三◐	赤口	三○	勝吉	三●	虚妄	三○	大安	三◑	立連	夜中マデ大吉
四◐	赤口	四○	勝吉	四●	虚妄	四○	大安	四◑	立連	四○	即吉	來ヲ待ツ吉シ掛ル凶
五○	勝吉	五●	虚妄	五○	大安	五◐	立連	五○	即吉	五○	赤口	進討ニ吉
六●	虚妄	六○	大安	六◑	立連	六○	即吉	六◐	赤口	六○	勝吉	守レ吉進ハ凶

七日、十三日、十九日、廿五日ハ皆朔日ノ日取ヘ立歸ル也。」晴明流秘傳旅立日取、此ノ日撰法ハ安倍晴明朝臣之秘傳。千金莫レ傳。萬代不易良法也。可ニ嚴秘一。

○當寶日	正	七	朔	六	五	四	三	二	大上吉日
●相孤日	二	八	二	朔	六	五	四	三	終日凶禍
○金勤日	三	九	三	二	朔	六	五	四	終日安平
○春陽日	四	十	四	三	二	朔	六	五	朝暮大安
○寶相日	五	十一	五	四	三	二	朔	六	萬事無凝
●勤虛日	六	十二	六	五	四	三	二	朔	勤靜虛安

白井家傳、〔割註〕赤松家臣、永祿年中の人なり。」白井豐後入道相傳六曜の日撰は、張子房より淮陰侯韓信に傳はり、韓信より皇朝の勇士に夢中に相傳せし秘訣なり。

○周吉日	五十一月ハ朔日也	二日虛安	三日泰安	四日流連	五日則吉	六日赤口	七日周吉	とくる也
○虛安日	六十二月ハ朔日也	二日泰安	三日流連	四日則吉	五日赤口	六日周吉	七日虛安	とくる也
◐泰安日	正七月ハ朔日也	二日流連	三日則吉	四日赤口	五日周吉	六日虛安	七日泰安	とくる也
⊗流連日	二八月ハ朔日也	二日則吉	三日赤口	四日周吉	五日虛安	六日泰安	七日流連	とくる也
◑則吉日	三九月ハ朔日也	二日赤口	三日周吉	四日虛安	五日泰安	六日流連	七日則吉	とくる也

●赤口日	四十月ハ朔日也	二日周吉 三日盡安 四日奈安 五日流連 六日則吉 七日赤口とくる也

日蓮大菩薩御書說、此くりやうは、その月の星を朔日として、月の順にくる〳〵とくるべし。半月半日重月重日吉日なり。釋尊祖師佛誕佛滅共日にあたるを以て信ずべし。

天地威勢日○	正七朔	六	五	四	三	二
福報變日●	二	二八朔	六	五	四	三
輕重吉日○	三	二	三九朔	六	五	四
佛滅日●	四	五十 三	二	四十朔 十三	六	五
佛誕生日○	五	四	三	八 二	五十一朔	六
法滅日●	六	五	四	三	二	六十二朔

三好家說、軍中日用每月善惡ノ日ヲ知傳ハ、大江匡房卿ヨリ八幡殿ニ傳授アリケルヲ、新羅三郎殿御相傳アリテ、終ニ當家ニ傳來スル處ナリ。可レ秘云々。

○帝	正七ノ朔	二	三	四	五	六
■絕	二	三	四	五	六	六十二ノ朔
◐生	三	四	五	六	五十一ノ朔	二

●	死	四	五	六	十四ノ朔	二	三
◑	臣	五	六	九三ノ朔	二	三	四
◐	驚	六	八二ノ朔	二	三	四	五

○六具　運歩色葉集。母衣、胡籙、扶拾、弓矢、旗、扇𩊱。或書。莚巻、糒袋、燧袋、扇、箭立硯、帖帋、〔割註〕或除レ扇加二手巾一。」和漢名數。鎧六具、甲、冑、頬當、𩊱、佩楯、脚當。」一說。甲、冑、𩊱、半首、脇當、佩楯。」身堅六具、鉢巻、忍緒、上帶、繰絞緒、扣緒、腰當緒。」大將の六具は、鎧、太刀、采幣、鞭、團扇、扇。」備の六具は、幕、旗、牀几、楯、貝、太鼓。」隨兵次第。よろひ直垂、よろひ、刀、上帶、太刀、胡籙、または、よろひ直垂、よろひ、刀太刀、弓箭、鞭、つなぬき、あるひは、敷皮、はり替弓、太刀持、甲持、床几持、弓袋さし。

○六代御前　源平盛衰記、故三位中將惟盛ノ子ニ六代ト云人アリ。是ハ平家都ヲ落シ時云々。遍照寺ノ奧、小倉山ノ麓、菖蒲谷ノ地ニ大覺寺ト申候侍リ。カシコニコソ、此二三ケ年權佐三位中將ノ北方ト若君姬君二人相共ニ忍テ住給ヘド云々。今年（文治元年也）十二ニ成給ヘドモ、年ノ程ヨリハ長シク云々。故中將ノ息、故中御門大納言女（成親卿）腹六代ト云童ハ平家ノ正統也云々。駿河國千本ノ松原ト云處ニ下居テ、北條齋藤五、齋藤六ヲ招テ云ケルハ、今ハ鎌倉モ近ク成侍リヌ云々。日モ既ニ暮ナントシケレバ、サテモ有ベキニアラズトテ云々。東方ヨリ墨染ノ衣キタル僧ノ文袋首ニカケテ、鴾毛ノ馬ニ乘テ馳來ル云々。二位殿ノ御許文取出シタリ云々。正月五日（文治二年也）文覺上人ノ二條猪隈ノ里坊ニ落付給ヒテ云々。」東鑑、文治元年十二月十七日丙寅。於二遍照寺奧大覺寺（本ノマヽ）北菖蒲澤一虜二權亮三位中將惟盛卿嫡男一（字六代）令レ乘レ輿。被レ向二野地一之處。神護寺文學上人稱レ有二師弟之

毘申請。北條殿云、須啓子細於鎌倉待其左右之程。可被宥置云々。廿四日癸酉。文學上人弟子〔割註〕葉黄記には、上人直に下向とあり。〕為上人飛脚参申云。故惟盛卿嫡男六代公者為門弟之處。已欲被棄罪。彼黨類悉被追討畢。如此少生者、縦雖被放置有何事哉。就中祖父内府於黄瀬被盡芳心。且募彼功。且被優文學。可預給賜云々。彼者為平將門正統也。雖少年無成人之期哉。尤難測其心。但上人申状又以非可黙止。進退谷之由被仰云々。使者昏黒望及再三之間。暫可奉預上人之旨被遣御書於北條殿。〔割註〕平家物語、六代御前は高雄の奥に行ひ澄して有けるが、終に関東に下され、岡部権守泰綱に仰て相模國田越河のはたにて斬られにけり。歳三十。〔割註〕文治元年十二歳なれば、三十歳は建仁三年にして、北條時政の金吾頼家將軍を伊豆に押籠し歳也。〕鎌倉志、多古江〔或作田越〕河、久野谷村ノ東南、多古江濱へ落ル川也。此川上久野谷村ヨリ落テ多古江ニ入ル所ヲ御最後川ト云。相傳フ、六代御前ノ御最後ノ處ナリ。故ニ名ク。里俗誤テゴサイ川ト云。六代御前塚ハ多古江川ノ東ニアリ。

ろくろくび　北窓瑣談、元陳〕安南に使して梟欲知飢滿。頭飛似雲爐。本草人傀ノ條、飛頭蠻（ロクロクビ）。

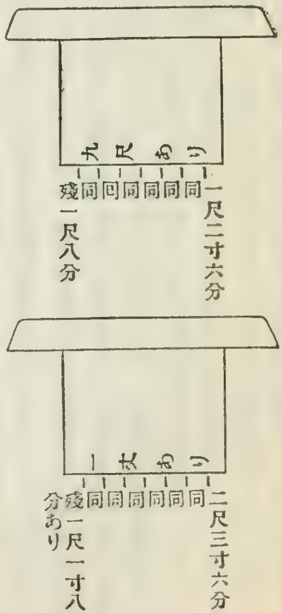
〇魯般尺　營造宅經。開門尺法古寧去人家造門。門最利害一家禍福率由之。周尺分節財病離義官劫害吉。財與吉為上。官義次之。餘無取。財吉公私内外通用。官可用之官房。中戸出文章貴子。庶人用之起。官事内義可用之中房。出入者顧若作外門主兩姓同居。若人家内外大小門戸以財吉義者兼用之主世代昌隆。時義不可用外門耳。淮南子曰。魯般尺法造作置。魯般即公輸般楚人也。乃天下之巧士能作雲梯之械。其尺也以官尺一尺二寸為准。均分八寸。其文曰財。曰病。曰離。曰義。曰官。曰劫。曰害。曰吉。乃北斗中七星與輔星主之。用尺之法從財字量起。雖一丈十丈皆不論。但於丈尺之内量取吉寸用之。遇吉星則吉。遇凶星則凶。亘古及今公私造作。大小方直。皆本乎是。作門必當

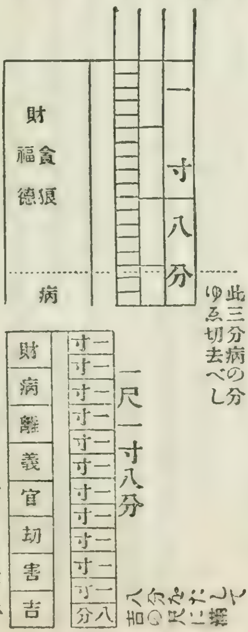
仔細。〔割註〕信充云、此所レ謂官尺即明營造尺。當ニ日本曲尺一尺五分ニ。共一尺二寸日本曲尺一尺二寸九分也。」

造尺様範

財 貪狼 福德	病 破軍 遊魂	離 武曲 絶體	義 臣文 遊年
官 文曲 天醫	劫 廉貞 絶命	害 祿存 禍害	吉 輔弼 生氣

此說によつて考ふるに、たとへば門のひろさ曲尺九尺ならば、それを一尺二寸六分づつ七ツ引、〔割註〕八尺八寸二分引。」殘り一寸八分あり。此内財の分一寸五分七釐五毛引、殘り二分二釐五毛病の分となれり。その時は九尺の内三分つめてつくるべし。また壹丈の門ならば、一尺二寸六分づつ七ツ引、〔割註〕八尺八寸二分也。」殘壹尺一寸八分あり。これ吉の分に滿ざること八分なり。さやうの時は壹丈八分につくるべし。





魯般尺

みな此理なり、ふかく考べし、たゞし迷ふは却て禍の本源としるべし、

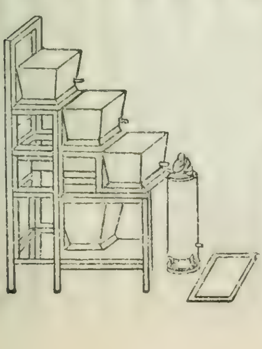
○六位藏人　雲上明鑑、六位藏人四人、極臈正六位上、左兵衛大尉、民部大丞、院判官代、大江俊常（北小路）正六位上左近將監典藥助丹波賴永（小森）。正六位上右近將監皇太后宮權少進院判官代大江俊

矩。正六位上右兵衛少尉源常保（細川）。」枕草子、靫負佐のやから狩衣姿もいと卑しげ也。又人に怖らるゝ上の衣、はたおどろ〳〵しく立さまよふも、人みつけばあなづらはし。嫌疑の者やあると戯にもとがむ。六位蔵人上の判官とうちいひて、世になくきら〳〵しき物におぼえ、里人下司などは此世の人とだに思ひたらず。」春曙抄、六位蔵人とは靫負尉などの六位蔵人を兼たる也。〔割註〕左兵衛大尉俊常、右兵衛少尉常保などの類也。」彼水尾畫巻に、右近のせうもゆげいになりて、〔割註〕右近将監より靫負尉を兼帯して也。」ことごとしき随身具したる。〔割註〕右近衛府の随身を具したる也。」蔵人なりといへる此類也。うへの判官とは、彼蔵人の衛門尉の検非違使のせうになりたるをいふ也。上のとは殿上せしこと也。検非違使の尉の昇殿はまれなる事なれど、これは蔵人なれば昇殿勿論なるべし。」源平盛衰記、小松大臣中宮の御方へ申サルベキコト有テ云々。仁壽殿ニ候ハレテ云々。左ノ手ニテ蛇ノ頭ヲ押ヘ、右ノ手ニテ尾ヲ押ヘテ、六位参レト召スレバ、伊豆守イマダ蔵人所ニ候ケルガ云々。御倉町ノ前ニ出テ、〔割註〕是も六位蔵人たりし時のこと。」

〇婁宿　徒然草、八月十五日、九月十三日は婁宿なり。此宿、淸明なる故に月をもてあそぶに良夜とす。」宿曜經、八月一日(角)、二日(亢)、三日(氐)、四日(房)、五日(心)、六日(尾)、七日(箕)、八日(斗)、九日(女)、十日(虚)、十一日(危)、十二日(室)、十三日(壁)、十四日(奎)、十五日(婁宿)、九月一日(氐)、二日(房)、三日(心)、四日(尾)、五日(箕)、六日(斗)、七日(女)、八日(虚)、九日(危)、十日(室)、十一日(壁)、十二日(奎)、十三日〔割註〕婁宿。簠簋も同。」徒然草抄、近代もろこしよりきたる暦には、廿八宿を次第して日數に配す。日本には吉備公の相傳なりとて、別に前後まじはることと、中比大内回祿する日、牛宿なりとて牛を除て廿七宿とせり。今考みれば、八月十五、日九月十三婁宿に當るほどに、兼好も牛宿を除きたる義を用ひたる成べし。〔割註〕牛宿を除くわけは、宿曜經にくはしく見えたり。内裏回祿のわけにあらず。」

○ロクロ袴　䡹轤斷餘、寺家年頭ニ武家御所へ參ル時ハ云々。小者伴ニ中方褌衣ロクロ袴ノ衆多シ。

○漏刻　朝野群載。漏刻銘幷序(藤原敦光)。嘉保二年孟陬之月夢中案レ術覺後締巧。其器圓也。象圓蓋之旋轉甚方也。類方與レ之不レ搖。禽獸居中隨ニ十二時一而形現。童子立レ上向ニ方角位一而指點。一動行ニ一刻一、八動成ニ一時一。每レ有ニ動轉一必有ニ音韻一云々。永久四年太歲丙申一沙門亦作ニ漏刻銘一云々。」　漏刻經。常觀ニ天文一。昔按宜洞陽城碁漏日。自ニ今年冬至一起レ算。至ニ來年冬至日一止。所レ謂周天正數也。一日一夜通計ニ一百刻。每八刻三十分爲ニ一時一。唯寅申巳亥有ニ九刻一。皆以ニ子午一定ニ其晝夜一。今者所レ在壺漏異常不レ遵ニ古法一。務在ニ機巧一、各肆ニ聲術一。工匠一時得ニ臆之見一。制度旣無レ軌則時刻宜乎。差誤有下過與ニ不及一之失上。今輒撰ニ成滴漏循環之法一積年而成。不レ勞ニ人力一、不レ費ニ工財一妙通ニ玄微一。至簡且捷。難レ出ニ五里之外一。箴箭皆可レ附ニ行于几案之隅一。」　○造レ盂法。銅盂二隻、大一小一。大者貯レ水初無ニ定制一。但貫大過ニ于小者一足矣。如無以ニ磁盂一代レ之。小者重五兩。高三寸四分。面底並濶四寸七分。上下四直造レ之。思ニ度量差殊一、當下以ニ大平錢五十文一准中其輕重上。造畢於ニ盂底一微鑽ニ一竅如ニ針眼太一。浮ニ水盆上一。令ニ水顚倒自レ穴外逆通主レ入ニ于盂中一。用レ籌探レ之。水至レ子則子時。至レ午則午時。至ニ一更一則一更。」　○下レ漏法。每日天曉日將レ出時。將ニ小盂一浮ニ于大盆水面上一。至ニ日入時一自然水滿。小盂沈ニ于水底一爲レ度。却取ニ出小盂一。去レ水再浮ニ水面上一。至ニ來日天曉一。仍レ舊沈ニ于水底一。昏曉二時俱以ニ水滿一爲レ度。定ニ其晝夜一。其日淳水時切須ニ濾出極淨一。毋レ使下塵滓隘中其水穴上。庶幾永無ニ緩迫之失一。」　大淸會典。欽天監謹按。隋志云。黃帝創觀ニ漏水一制レ器。取レ則以分ニ晝夜一。其後因以命レ官。周禮挈壺氏則其職也。宋志有ニ求壺複壺廢壺建壺及水壺之制一。本朝因ニ前明舊制一。播ニ水壺三一。形方承以ニ木架一。上名ニ曰天壺一。即宋之求壺。水欲ニ常滿一。上濶一尺九寸。下濶一尺



三寸、高一尺七寸。次名二夜天壺一。即宋之複壺。次名二平水壺一、高潤皆遞減二一寸一。分水壺一如二平水壺之度一。置二於平水壺後稍下一。即宋之廢壺。受水壺一形圓徑一尺四寸。高三尺一寸。置二於架前地平上一。名二萬水壺一。即宋之建壺。播水三壺前面近下皆有二龍口一。以レ次漏二於萬水壺一。平水壺後面近上開レ孔。洩二於分水壺一。以平二其水一。而均二其漏一。萬水壺蓋安二銅人一。抱二時刻漏箭一。下安二箭舟一浮二於水面一。水長則箭上出周日水盈。箭盡則啓二其下口一洩二之於池一。而時刻復起二午正一。壺安二室内一各設二水蓋一。龍口小管以レ玉爲レ之。

(ろうしやう祈願夫婦塚　小石川傳通院境内にあり。寶永年中長田六左衞門と云し人の厄介に大志摩儀五郎といふ者、腰元女はつと深く言かはしけるに、二人共に勞症を煩ひ、女は宿へ下るべきになりければ、互に世をはかなみ、終に傳通院門前にて相對死して、寶永二年八月廿日の曉の露と消にき。しかるにその傍に書置及び金若干ありければ、速に長田氏の許へ知らせ、彼是立あひて傳通院に葬り、塚を並てしるしを立たり。男をば本空信士、女をば本理信女と法名を塔の表に記し、側面に俗名年號詳に記す、さて此兩人、勞症によりて非業に死せしにより、末代此病にかゝりて難義せん人を救護し得さすべしと誓し由、誰となく語り傳ふるをきゝ、御先手山本原八郎組與力鈴木丈兵衞といふものゝ妻勞症を煩ひけるが、此塚に祈りて速に驗を蒙りしとて常に參詣しけるを、また同じ病の人、きゝ傳てひとしく祈りけるに、是も搨焉しるしくそのしるしを蒙りしとなり。これうきたることにあらず。懇に信じてこその利益をうべき也。

囉齋　尺素往來。近日於二私宅一爲二祈禱一奉レ請二僧衆一。可レ修二觀音懺法一座一之由相存候云々。米錢以下用意仕候。聽聞囉齋被二相催一臨レ期光降所レ仰候。」下學集。態藝門、囉齋(乞食)。」眞草二行節用集。言語、囉齋。」廣韻。囉歌詞。〔割註〕按に集韻、歌助聲、又は囉嗹多言など見えたり。囉齋未レ考。

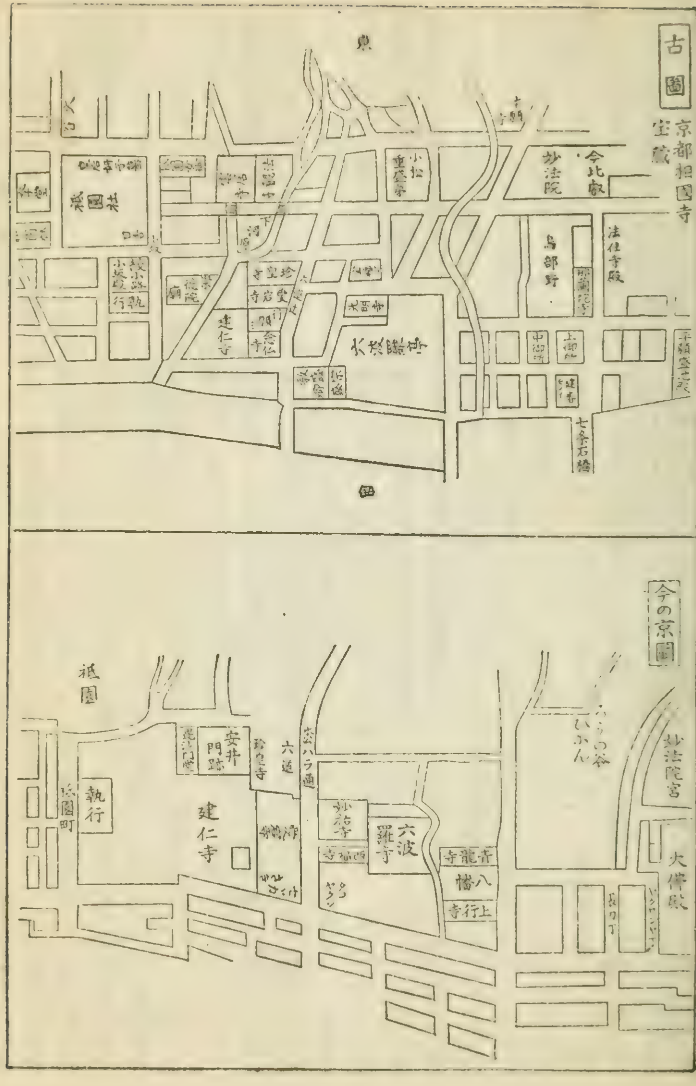
○六時禮讃　徒然草、六時禮讃は法然上人の弟子安樂と云ける僧、經文を集めてつくりてつとめにしけり。其後太秦善觀房といふ僧、ふしはかせを定めて聲明になせり。一念の念佛の最初也。」日本往生極樂記。聖德太子傳云々。山背大兄王子六時禮拜。〔割註〕太子前世所持の法樂經也。」借四上人云、六時和讃は惠心の六時の和讃とて、最多き物にてはべるを、當門徒に言をつゝまやかになして、晝夜に歌歎するは、即五門の中の讃嘆門の心なり。是を書寫するものやゝもすれば、禮讃の次第に准ずるが故に次第をあやまれり。禮讃は日沒を初とし、日中の禮文を終とす。是は經論釋と次第し給ふ。殊に日中は觀經によるといへども、善導自身の禮文とし給ふ故に、終にこれを置也云々。〔割註〕晨朝、日中、日沒、初夜、中夜、後夜、これを六時といふ。」徒然草抄、晋の惠遠法師、蓮社を結びて、蓮花漏を刻み六時を禮せしを、六時念佛の權輿とす。唐の善導六時禮讃偈を撰びて集て日夜の勤行とす。安樂が作也と云は異說也にやと、淨土宗の人申き。安樂は法然の弟子也。後鳥羽院の時別時念佛をはじめ、六時禮讃を唱て、聽聞の貴賤群衆せしに、官女發心して出家せしかば、後鳥羽院逆鱗ありて、六條河原にて安樂を斬。法名如願。

○蘆花被　歸田詩話、丘彥能藏二蘆花被圖一、蓋摸二寫薩齋梁山濼故事一。貢泰甫首題二律詩一首一。

○六波羅　平治物語、重盛ハ虎口ヲ遁レテ六波羅迄ゾ落ラレケル云々。義朝ハ六波羅ノハタ板ノ際マデ懸寄テ云々。大將軍清盛ハ中門ノ廊ニ引寄テ、〔割註〕清盛の亭なり。」

古今の圖を照し合せて見れば、今の六波羅蜜寺は古の六波羅清盛公亭の地と見え、今の西福寺の邊、古の宗盛公とみゆ。其外今ろうの谷などいふあたり、小松内府の亭の地としらる。六道珍皇寺、愛宕寺等は古今沿革なきにや考べし。

○六地藏　源平盛衰記、西光ソノカミ有難キ願ヲ起セリ。七道ノ辻ゴトニ六體ノ地藏菩薩ヲ造リ奉リ、卒都婆ノ上ニ道場ヲ構テ、大悲ノ尊像ヲ居奉リ、廻リ地藏ト名付テ七ケ所ニ安置シ云々。四宮河原、木

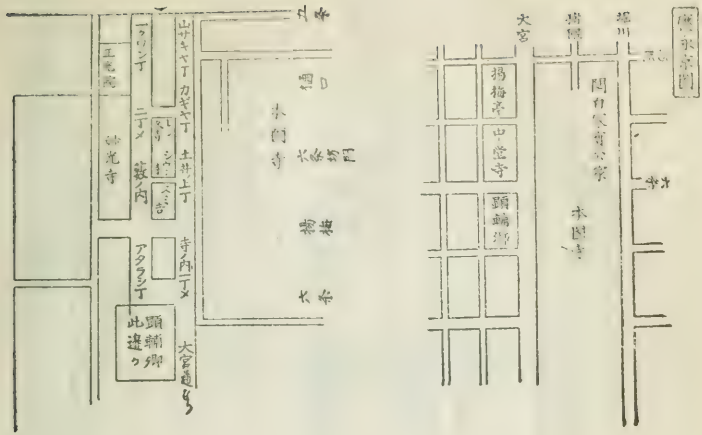

古圖
京都相國寺宝蔵
東
祇園社
今比叡
妙法院
小松
重盛第
鳥部野
法住寺殿
六波羅
建仁寺
念仏寺
七条石橋
西
今の京圖
祇園
安井
門跡
珍皇寺
六道
建仁寺
執行
六波羅寺
八幡
上行寺
妙法院宮
大佛殿

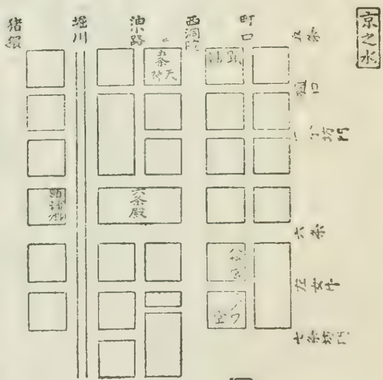
幡里、造り道、西七條、蓮臺野、ミソロ池、西坂本コレ也。」百練抄、承安三年三月十日、西光法師供二養木幡堂一。月卿雲客向レ訪有二舞樂一。世稱二過差一。〔割註〕木幡の地藏堂なるべし。」江戸砂子、慈濟庵空無上人勸化の助力を以て、金銅立像八尺の地藏六軀を造立し、江戸六ヶ所に安置す。元祿四年開眼供養を執行し、これをはじめの六地藏といふ。一番駒込瑞泰寺（淨土宗）、二番千駄木專念寺（淨土宗）、三番日暮里淨光寺（眞言宗）、四番池端心行寺（淨土宗）、五番東叡山慈濟庵（天台宗）、六番淺草寺境内正智院。」六地藏緣由、瑞泰寺（桂芳山）、檀陀地藏と云。中根氏の女性、腰拔本復せしことかや。專念寺（一心山）寶珠地藏と云。淨光寺（寶林山）寶印地藏子そだてなき人、眼病の人祈念すべし。心行寺（影向山）持地藏兩乳のいたみ、すべて乳房の願をかなへ給はんと也。慈濟庵（上野大佛の側）除蓋地藏と云。安産守護也。正智院日光地藏と云。」江戸六地藏建立略緣起、抑々予十二歲の頃古鄉を出、十六歲にして剃髮受戒す。其□□秋のころより重病をうけ、二十五歲の春の末に至て、醫術も叶難く死既に極れり云々。一心に地藏菩薩に誓願すらく、我もし菩薩の慈恩を蒙て、父母存生の內命を延ることを得ば、盡未來際に至まで衆生の爲に菩薩の御利益を勸め、多く尊像を造立して衆生に歸依せしめ、共に安樂を得せしめんと誓ふ。其夜不思議の靈驗を得て、重病速に本復す云々。諸人を勸め帝都の六地藏に同じく、御當地の入口ごとに一躰づつ、金銅一丈六尺の地藏菩薩を六所に補合六體造立して、天下安全武運長久御城下繁榮を祝願し、兼て諸國往來の一切衆生へ普く緣を結ばしめんと誓ふ。深川地藏坊正元〔割註〕小野篁地藏建立のことあり。たづぬべし。」江戸砂子、地藏坊正元法師建立。唐銅六地藏。一番品川（眞言宗）品川寺、二番四谷（淨土宗）大宗寺、三番巣鴨（眞言宗）眞性寺、四番山谷（禪宗）東禪寺、五番深川（淨土宗）靈巖寺、六番深川（眞言宗）永代寺、右六地藏の願主正元は、俗名吉三郎とて八百屋お七と云ものゝために出家し、此六軀を造立すといひつたふ。此說虛也。吉三郎にあらず。事長ければこゝに略す。寶永年中造立成就す。後の六地藏と云金銅丈六の六軀

也。

○六條修理大夫顯季　知譜拙記、左大臣魚名公九代春宮大進隆經男顯季號二六條一。和歌一道祖、修理大夫正三位、母大舍人頭親國女、保安四九六薨六十九。

- 顯季
  - 長實
    - 顯盛
    - 長輔
  - 家保
    - 家成（中御門）
      - 隆季（四條　大納言）
        - 隆房
      - 成親
        - 成經
  - 顯輔（▲六條家　▲詞花集撰者）
    - 清輔（▲續詞花和歌集　▲袋册子撰者）
    - 重家（從三位　六條太宰大貳）
      - 經家（正三位）
        - 家衡（從三位）
          - 家繼
      - 顯家
      - 有家（▲新古今集撰者　大藏卿）
        - 知家
        - 顯氏
          - 重氏
            - 顯教
    - 顯昭（▲古今集注　▲袖中抄）
    - 女（基實公妾　大納言忠良母）
  - 女（宗通公室）
    - 成道





○六十四卦を日に當ること、京房傳、其說長ニ於災變一。分ニ六十四卦一。更直レ日用レ事。以ニ風雨寒溫一爲レ候。」孟康注、分レ卦直レ日之注。一爻主ニ一日一爲ニ三百六十日一。餘四卦震離兌坎爲ニ方伯監司之官。所以用ニ震離兌坎一者是二至二分用レ事之日、又是四時各專主之氣各卦主レ時。其占法各以ニ其日一觀ニ其善惡一也。

命期略秘傳。〔割註〕文安年中に書きたる書と見ゆ。予藏古寫本也。」

	中孚	外	漸	解	革
公	艮宮遊魂冬至 十一月中 至廿一日	震宮四世從大寒 十二月中 至廿一日	艮宮歸魂從雨水 正月中 至廿一日	震二世從春分 二月中 至廿一日	坎四世從谷雨 三月中 至廿一日

	復	臨	泰	大壯	夬
辟	坤一世從十一月 廿二日 至廿七日	坤宮二世 從廿二日 至廿七日	坤三世 從廿二日 至廿七日	坤四世 從廿二日 至廿七日	坤五世 從廿二日 至廿七日

	屯	小過	需	豫	旅
侯	坎二世從廿八日 小寒至 十一月三日	兌遊魂從廿八日 至立春 正月三日	坤遊魂從廿八日 至驚蟄 二月三日	震一世從廿八日 至清明 三月三日	離一世從廿八日 至立春 四月三日

	謙	蒙	隨	訟	師
大夫	兌五世從十二月 四日至 九日	離四世 從正月四日 至九日	震歸魂 從二月四日 至九日	離歸魂 從三月四日 至九日	坎歸魂 從四日 至九日

	睽	益	晉	蠱	比
卿	艮四世 從十日 至十五日	巽三世 從十日 至十五日	乾遊魂 從十日 至十五日	巽歸魂 從十日 至十五日	坤歸魂 從十日 至十五日

小畜 巽一世從小滿 四月中至廿一日	咸 巽二世從夏至 五月中至廿一日	履 艮五世從大暑 六月中至廿二日	損 艮三世從處暑 七月中至廿一日	賁 艮一世從秋分 六月中至廿一日	困 兌一世從霜降 九月中至廿一日
乾 坤六世 從廿二日至廿七日	姤 乾一世 從廿二日至廿七日	遯 乾二世 從廿二日至廿七日	否 乾三世 從廿二日至廿七日	觀 乾四世 從廿二日至廿七日	剝 乾五世 從廿二日至廿七日
大有 乾歸魂從廿八日 至芒種五月三日	鼎 離二世從廿八日 至小暑五月三日	恒 震三世從廿八日 至立秋七月三日	巽 從廿八日 至白露八月三日	歸妹 兌歸魂從廿八日 至寒露九月三日	艮 從廿八日 至立冬十月三日
家人 巽二世 從四日至九日	豐 坎五世 從四日至九日	節 坎一世 從四日至九日	萃 兌二世 從四日至九日	無妄 巽四世 從四日至九日	既濟 坎三世 從四日至九日
井 震五世 從十日十五日	渙 離五世 從十日至十五日	同人 離氣魂 從十日至十五日	大畜 艮二世 從十日至十五日	明夷 坎遊魂 從十日至十五日	噬嗑 巽五世 從十日至十五日

六日七分圖

卦		日
大過	震遊魂從小雪	十月中至廿一日
坤		從廿二日至廿七日
未濟	離三世從廿八日	至大雪十一月三日
蹇	兌四世	從四日至九日
頤	巽遊魂	從十日至十五日

已上六十卦以配三百六十日。離坎震兌四卦主四方。仍除之。正義第五復卦注云。易緯稽覽圖云。卦氣起中孚。故離坎震兌各主其一方。餘六十卦。卦有六爻。爻別主一日。凡主三百六十日。餘有五日四分日之一者。每日分爲八十分。五日爲四百分。四分日之一又爲廿分。是四百廿分。六十卦分之。六七四十二卦。別各得七分。是每卦得六日七分也。(已上正義)

	一日	二日	三日	四日
十一月 大雪	未濟九四	六五	上九	蹇初六
十二月 小寒	屯六四	九五	上六	謙初六
正月 立春	小過九四	六五	上六	蒙初六
二月 啓蟄	需六四	九五	上六	隨初九
三月 清明	鼎九四	六五	上六	訟初六
四月 立夏	旅九四	六五	上九	師初六
五月 芒種	大有九四	六五	上九	家人初九
六月 小暑	豫九四	六五	上九	豐初九
七月 立秋	恒九四	六五	上六	節初九
八月 白露	巽六四	九五	上九	萃初六
九月 寒露	歸妹九四	六五	上六	无妄初九
十月 立冬	艮六四	六五	上九	既濟初九

五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日
六二	九三	六四	九五	上六	頤初九	六二	六三	六四	六五	上九
六二	九三	六四	六五	上六	睽初九	九二	六三	九四	六五	上九
九二	六三	六四	六五	上九	益初九	六二	六三	六四	九五	上九
六二	六三	九四	九五	上六	晉初六	六二	六三	九四	六五	上九
九二	六三	九四	九五	上九	蠱初六	九二	九三	六四	六五	上九
九二	六三	六四	六五	上六	比初六	六二	六三	六四	九五	上六
九二	九三	六四	九五	上九	井初六	九二	六三	九四	九五	上六
六三	九三	九四	六五	上六	渙初六	九二	六三	六四	九五	上九
九二	六三	六四	九五	上六	同人初九	六二	九三	九四	九五	上九
六二	六三	九四	九五	上六	大畜初九	九二	九三	六四	六五	上九
六二	六三	九四	九五	上九	明夷初九	六二	九三	六四	六五	上六
六二	九三	六四	九五	上六	噬嗑初九	六二	六三	九四	六五	上九

	十六日	十七日	十八日	十九日	廿日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日
十一月中 冬至	中孚初九	九二	六三	六四	九五	上六	復初九	六二	六三	六四	六五
十二月中 大寒	升初六	九二	九三	六四	九五	上六	臨初九	九二	六三	六四	六五
正月中 雨水	漸初六	六二	九三	六四	九五	上九	泰初九	九二	九三	六四	六五
二月中 春分	解初六	九二	六三	九四	六五	上六	大壯初九	九二	九三	九四	六五
三月中 穀雨	萃初六	六二	九三	九四	九五	上六	夬初五	九二	九三	九四	九五
四月中 小滿	小畜初六	九二	九三	六四	九五	上九	乾初九	九二	九三	九四	九五
五月中 夏至	咸初六	六二	九三	九四	九五	上九	姤初六	九二	九三	九四	九五
六月中 大暑	履初九	九二	六三	九四	九五	上六	遯初六	六二	九三	九四	九五
七月中 處暑	損初九	九二	六三	六四	六五	上九	否初六	六二	六三	九四	九五
八月中 秋分	賁初六	六二	九三	六四	六五	上九	觀初六	六二	六三	六四	九五
九月中 霜降	困初六	九二	六三	九四	九五	上六	剝初六	六二	六三	六四	六五
十月中 小雪	大過初六	九二	九三	九四	九五	上六	坤初六	六二	六三	六四	六五

廿七日	廿八日	廿九日	卅日
上六	屯初九	六二	六三
上六	小過初六	六二	九三
上六	需初六	九二	九三
上六	豫初六	六二	六三
上六	旅初六	六二	九三
上九	大有初九	九二	九三
上九	鼎初六	九二	九三
上九	恒初六	九二	九三
上九	巽初六	九二	九三
上九	歸妹初九	九二	六三
上九	艮初六	六二	九三
上六	未濟初六	九二	六三

かくの如く一年廿四氣へ六十卦を配當し置、風雨寒溫を變爻として占ふなり。たとへば天保五年十一月朔日は、十月中〔割註〕先月廿一日也。」より十一日めに當れば、坤ノ六五に當る日なり。然るに此日寒風頗る強し。六五を變じて陽爻とすれば水地比となる。〔割註〕坤五六は陰失位の商、比九五は陽得位の角。」陰位を失ひ陽位を得て、金(商)木(角)相制し、木既に得位なり。曉來雨降の兆と爲にたる。大抵此理にて占ふなるべし。たゞし此六十四卦を日に直すことも京房に始りしには非ず。」乾鑿度、卦主歲術曰。常以㆓太歲紀歲七十六㆒爲㆓一紀㆒。二十紀爲㆓一部首㆒。〔割註〕一千五百二十年也。」以㆓三十二㆒除㆑之。餘不足者以㆓乾坤㆒始數㆓二卦㆒。而得㆓一歲㆒。末算即主歲之卦。〔割註〕是は六十四卦を歲に直す算法なり。」

乾坤	屯蒙
甲寅	乙卯
丙戌	丁亥
戊午	己未
庚寅	辛卯
壬戌	癸亥
甲午	乙未
丙寅	丁卯
戊戌	己亥
庚午	寶曆辛未元
天明壬寅二	癸卯三
文化甲戌十二	乙亥十二
丙午	丁未
戊寅	己卯
庚戌	辛亥
壬午	癸未

需訟	師比	小畜履	泰否	同人大有	謙豫	隨蠱	臨觀	噬嗑賁	剝復	無妄大畜
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑	丙寅
戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌
庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午
壬辰	癸巳	甲午	乙未	慶長丙申元年	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅
甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌
丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳	丙午
戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅
庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌
壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午
甲辰四	乙巳五	丙午六	丁未七	戊申八	寛政己酉元	庚戌二	辛亥三	壬子四	癸丑五	甲寅六
丙子十三	丁丑十四	文政戊寅元	己卯二	庚辰三	辛巳四	壬午五	癸未六	甲申七	乙酉八	丙戌九
戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午
庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅
壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌
甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳	甲午

頤 大過	坎 離	咸 恒	遯 大壯	晉 明夷	家人 睽	蹇 解	損 益	夬 姤	萃 升	困 井
丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑
己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉
辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳
癸卯	甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑
乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳
己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑
辛亥	壬子	癸丑	甲寅	己卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉
癸未	明和元甲申	二乙酉	三丙戌	四丁亥	五戊子	六己丑	七庚寅	八辛卯	安永元壬辰	二癸巳
七乙卯	八丙辰	九丁巳	十戊午	十一己未	十二庚申	享和元辛酉	二壬戌	三癸亥	文化元甲子	二乙丑
十丁亥	十一戊子	十二己丑	天保元庚寅	二辛卯	三壬辰	四癸巳	五甲午	六乙未	丙申	丁酉
己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳
辛卯	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑
癸亥	甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉
乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳

革 鼎	震 艮	漸 歸妹	豐 旅	巽 兌	渙 節	中孚 小過	既濟 未濟
戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉
庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳
壬午	癸未	甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑
甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉
丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳
戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑
庚寅	辛卯	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉
壬戌	癸亥	甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳
三甲午	四乙未	五丙申	六丁酉	七戊戌	八己亥	九庚子	天明元辛丑
三丙寅	四丁卯	五戊辰	六己巳	七庚午	八辛未	九壬申	十癸酉
戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳
庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑
壬寅	癸卯	甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉
甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳
丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑

古暦便覽、凡以二六十四卦一毎年配當之說。未レ考レ所二由來一。然不レ加二自己妄意一。只隨二舊例一而已。

とあるは、乾鑿度に出ることを知ざる也。たゞし慶長元年丙申(同人大有)に當り、今天保五年甲子は損益卦に當るといふことをば、此便覽に付て推知るべし。

又曰、卽置二一歲積日法二十九日與八十一分日四十三二除レ之一。得レ一命二日月一。得二積月十二與十九分月之七一。一歲以二七十六一乘レ之。得二積月九百四十一。〔割註〕七十六年に九百四十月とするなり。」積日二一

萬七千七百五十九此一紀也。以㆑廿乘㆑之。得㆓積歳千五百二十積月萬八千八百積日五十五萬五千一百八十㆒。此一部首。更置㆓一紀㆒以㆓六十四㆒乘㆑之。得㆓積日百七十七萬六千五百七十六㆒。

一紀積日二萬七千七百五十九〔割註〕一年三百六十五日廿五分也。即七十六年の日也。」乘㆓六十四㆒。百七十七萬六千五百七十六日。〔割註〕四千八百六十四年なり。」

又以㆓六十㆒乘㆑之。得㆓積部首百九十二㆒。得㆓積紀三千八百四十㆒。得㆓積歳廿九萬千八百四十㆒。

廿九萬千八百四十歳を千五百廿歳づつ引ば、百九十二の千五百廿歳也。又廿九萬千八百四十を七十六年づつ引ば、三千八百四十の七十六歳也。

以㆓卅二㆒除㆑之。得㆓九千百廿周㆒。此謂㆓卦當㆑歳。

廿九萬千八百四十歳を卅二年づつ引ば、九千百廿の卅二年あり。卅二を周らすは一年兩卦づつ也(まゝ)はなり。

得㆓積月三百六十萬九千六百月㆒。其十萬七千五百廿月者閏也。〔割註〕廿九萬千八百四十歳に常月三百五十萬二千八十月あり。殘十萬七千五百廿月を以て閏月となすなり。」

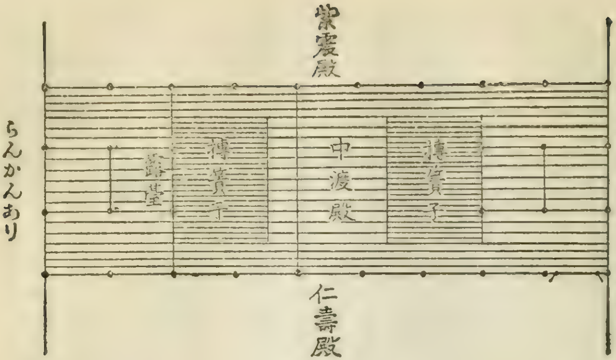
即三百八十四爻除㆑之。得㆓九千四百周㆒。此謂㆓爻當㆑月。

命期經、明應八年自㆓天元甲寅㆒二百七十六萬千九百廿六年と云に依て推せば、天保五年は天元より二百七十六萬二千二百六十一年に當る。〔割註〕乾鑿度に、今入㆓天元㆒二百七十五萬九千二百八十歳㆒と云に付て考ふれば、今より二千九百八十一歳前に書しものと知らる。」又廿九萬千八百四十歳づつ引て、九の廿九萬千八百四十歳を引去て、殘十三萬九千七百〇一年あり。千五百廿歳づつ八十九引ば、殘四百廿一年あり。〔割註〕八十九部の餘五紀を殘四十一年あり。」

八十九部の積月百六十七萬三千二百月

五紀の積月四千七百月

大内裏考證圖、露臺圖

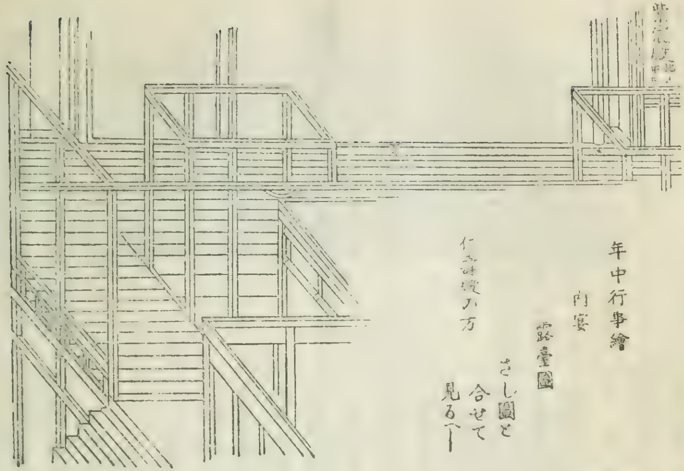


二章年の積月四百七十月
三年の積月三十七
都合百六十七萬八千四百〇七月〔割註〕これを三百八十四爻にて引去ば、不盡三百二十七あり。是乾坤屯蒙と數へ、豐の卦の九三に至て、甲午の歳の十月全く畢り、十一月に至つて豐の九四を得。十二月六五、正月上六、二月旅の初六、三月六二、四月九三と分配する也。」
陽折九、陰折六、陰陽之折各百九十二。以二四時一乘レ之八而小周。卅二而大周。三百八十四爻萬一千五百廿折也。故卦當レ歳。爻當レ月。折當レ日。
卅二年に六十四卦一周す。故卦當レ歳といふ。
卅二年に常月三百八十四なり。故に月當レ爻といふ。
卅二年に常日萬千五百廿なり。〔割註〕一年二百六十日也。」
故に折當レ日云。

○露臺　徒然草、おとろへたる末の世とはいへど、猶九重のかみさびたる有さまこそよつかずめでたき物なれ。露臺、朝がれゐ、何殿、何門などはいみじとも聞ゆべし。」江次第、後三條院仰云、仁壽殿露臺下有二小樞子一云々。」日中行事、露臺燈籠。」

○論語の選述　搜采異聞錄、論語所レ記。孔子與レ人語及門弟子拜辭其人問答。皆斥二其名一未レ有二稱レ字者一。雖二顏冉高弟一。亦曰

レ回曰レ雍。唯至二閔子一獨云二子騫一。終二此書一無三指レ名者一。昔賢謂三論語出二於曾子之門人一。予意亦出二於閔氏一。觀下所レ言閔子侍レ側之辭與二冉有子貢子路一不上レ同則可レ見矣。」論語古訓外傳、前十篇子張所レ記。〔割註〕牢曰是可レ證。」後十篇原憲所レ記。（憲問爲レ證。）



年中行事繪

内宴

露臺圖

さし圖と合せて見るべし

柳庵隨筆波字篇 卷之三

○八月十五夜　本朝本粹。八月十五夜侍二亭子院一。同賦三月影滿二秋池一。應二太上天皇製一。菅淳茂云々。高麗半暮之秋。漢月正圓之夕。云々。我后偏命二斯遊一。既而其屬事者千萬種。其應製者八十六人。賈浪仙集。千岩一尺璧。八月十五夕。淸露墮二桂花一。白鳥舞二虛碧一。」三代實錄。仁和元年八月十九日丁卯。行二幸神泉苑一。先御二釣臺一下レ網。所レ獲魚數百隻。御二馬場殿一閲二覽信濃國貢駒一。喚二文人一賦レ詩。預レ席者卅三人。木工寮左右京職各獻レ物。日暮鑾輿還レ宮。〔割註〕月見の事見えず。」田氏家集。八月十五夜惜レ月　八月十五夜宴レ月。」本朝文粹。陪二菅師匠一望月亭同賦二桂生三五夕一。紀納言　元慶元年後漢書竟宴詩序。菅師匠（是善）承二祖宗之後一爲二儒林之宗一。後漢書竟宴菅相公。貞觀六年八月十五日。

○濱名橋　三代實錄。元慶八年九月朔日云々。遠江國濱名橋長五十六丈三尺。高一丈六尺。貞觀四年修造歷二二十餘年一。既以破壞。勅二於彼國一。正稅稻一萬二千六百四十束改作焉。〔割註〕長五十六丈三尺は今の九十三間五尺に當る。六尺五寸間にては八十六間三尺也、幅は何ほどとも無れども、高一丈六尺とあれば、幅も大低其位より廣くは有とも狹くはあるまじき也。さて稻一萬二千六百卅束は六百三十一石五斗也。たゞし是は元慶の時の升法なれば、今升になして現米二百五十二石六斗に當る。一人五合づゝと定めて五萬○五百廿人の食料にあたれり。」濱名橋略記（多賀常政）。源重之が家集に、橋の燒し事みゆ。增基法師の遠江道記に、橋の崩れたるを見たる事記す。更級日記に、濱名の橋下りし時は、黑木をわたしたるが、此たびはあとだにみえねば、船にてわたるとあり。又阿佛の紀行にも、此橋の事みえたり。土人傳記に、應永三年八月十日波あれて、橋かけたりし所打破れしとあり。又云、永正七年八月廿日橋打破れあるを、地震にてその殘たる松原をもゆり崩しぬとありし。歷代備考云、

後柏原院永正七年庚午八月廿七日、大洪水高浪ニテ遠州今切崩ル。此時濱名ノ驛馬共ニ退轉海ノ中ニ入ト云々。」親行東關紀行。此橋及び橋本宿と云ことあり。」類聚名物考。古の濱名の橋の跡は、にしのかたは今の荒井の宿の西南に續たる所を橋本村といふ。是すなはち古の橋のありし處にて驛路なるべし。猶此所より出たる洲崎のありしなるべし。東方は舞坂の松原一筋さし出たる。是にて海と湖とをせきわけし堤の如くあり。其間、松原とはし本の驛との少し切たるに橋をかけて有しなるべし。高師山も則濱名郡にて、白須賀と荒井の間、海道より花の方に有り。歌に、

高師山夕越くれば麓なる濱名の橋に月をみる哉

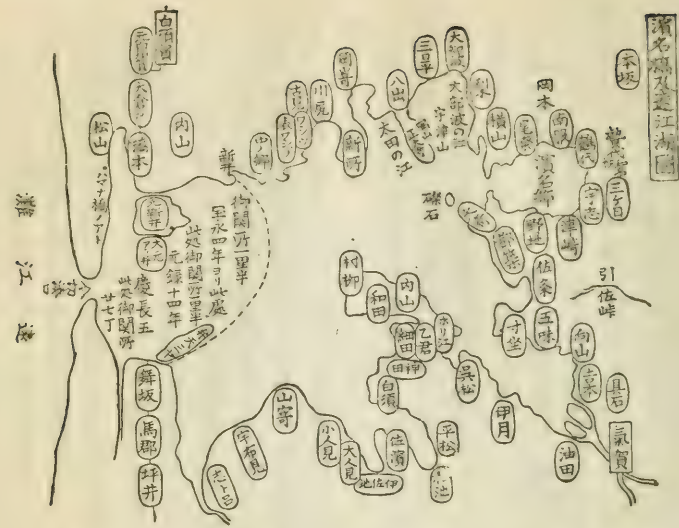
また

高師山松に夕いる鵲のはし本かけて月わたるみゆ

是らにておもひやるべし。其海中のなり出し道は舞坂より續きたる也。東福寺の虎關が紀行に、左海右湖同一碧、長虹井飲雨波濶。とも作れり。其さま古書にてみしに、丹波の天のはし立、駿河の三穗に似たり。文德實錄にてよく思へば、濱名郡ノ角避比古社の前湖ノ口ありて開塞し、塞れば民の口となれるよし見えたるも、其濱名橋の下のきれとの塞れば、北の湖水あふれて田をそこなふ故なるべし。今の驛の荒井は濱松庄にてふち郡なり。近江湖は京近き故にちかきあはうみと云に對して、此湖は都遠ければとほつあはうみといふを、音便にてとほたふみとは名付し如く、濱海によりて此處をば淵郡とも云べし。荒井も古は今の庄とはかはりて、濱名の郡にてや有しも知べからず。其濱名川の末にかけたるなれば、濱名のはしともいへる歟。三代實錄に云々。そ

濱名橋全圖





の後、土人の傳說には、應永三年八月十日波あれて橋かけたりし所打やぶられしを、又永正七年八月廿日地震にて、その殘りし松原をもゆり崩しぬ。それより西海北湖の隔うせて一つに成て、むかしの跡もなし。それよりして此所を今切の渡しといふ由聞及ぬ。是等のこと、人のいへると、又はしるしをきし紀行の類と考合せてしるし付ぬ。獨土俗に問て究め正すべし。」

土御門殿東行話說。嘗聞土御門帝明德四年乙卯。有ニ山崩成レ海變一。以來荒井舞坂之間。析レ地爲ニ滄海一。是舊志所レ誌矣。今幸問ニ其說於村人一。村人田叟聞。昔明應八年六月十日地大震。北山鳴而暴螺迸出畧。既而自ニ荒井一至ニ舞坂一。湯々海路凡一里有半。俗呼謂ニ今切一者是也畧。元祿中再有ニ地震洪波之災一畧。寶永二年乙丑更有ニ東議一。而命下精ニ水利一士上。測ニ其淺深一東鑑。建久元年十月三日甲午。令ニ進發一給云々。十八日於ニ橋本驛一遊女等群參。有ニ繁多贈物一云々。先レ之有ニ御連歌一。

はしもとの君にはなにか渡すべき

平　景時

たゞそまかはのくれてつきばや

十二月十四日前右大將家令レ下ニ向關東一給云々。十九日己亥。入レ夜令レ宿ニ宮路山中一給。廿日庚子。橋下。廿一日辛丑。池田。寛元四年七月十一日。入道大納言家（賴經）御歸洛云々。十八日甲戌。池田。十九日乙亥。橋本。」帝王編年記。仁和元年九月。遠江國濱名橋長五十六丈廣一丈三尺、〔割註〕三代實錄に、「此廣なし。」高一丈六尺破損。仍給ニ造料一。」〔割註〕去年造られし處なり。」富士紀行。永享第四のとし長月十日、公方樣富士御覽のために東國へ御下向あり云々。十五日遠江國鹽見坂にて云々。十六日橋本の御とまりを夜をこめて立はべりしかば、濱名橋をうちわたして、

忘めや濱名のはしもほの〴〵と明わたるより末の川浪

はま名川よる滿汐のあとなれやなぎさにみゆる海士の小舟は

云々。〔割註〕橋本の宿は、橋より西にあることあきらかなり。」廿三日はまなの橋もやう〳〵ちかく成しかば、

けふは又めにかけてのみいそぐかな濱名の橋の遠き渡りを

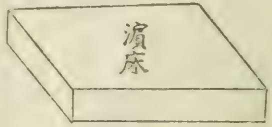
廿四日橋下の御とまりを立はべり。」〔割註〕橋下、橋本、互に通用せしとみゆ。」太平記（第二）。俊基朝臣は先年土岐十郎賴貞ガ討レシ後、召トラレテ鎌倉マデ下リ玉ヒシカドモ云々。又六波羅ヘ召トラレテ關東ヘオクラレ玉フ云々。アツタノ八劔フシヲガミ、鹽干ニ今ヤナルミ潟、カタブク月ニ道見テ、明ヌ暮ヌト行路ノ、末ハ何處ト遠江、濱名ノ橋ノ夕汐ニ、引人モナキ捨小舟云々。

○はまゆか　徒然草。德大寺右大臣殿檢非違使の別當の時、中門にて使廳の評定おこなはれける程に、官人章兼が牛はなれて廳のうちへ入て、大理の座のはまゆかのうへにのぼりて云々。臥たりけるたゝみをばかへられにけり。

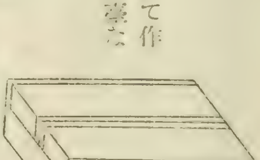
○白蓮の交　徒然草（百八）。寸陰おしむ人なし云々。謝靈運は法華の筆受なりしかども、心常に風雲の

思を謝ぜしかば、惠遠白蓮の交をゆるさゞりき云々。」東林蓮社十八高賢傳。慧遠法師　西林法師（慧永）　慧持　道生　曇順　僧叡　曇恒　道昞　曇詵　道敬　佛䭾耶舍尊者　佛䭾䟦陀羅尊者　劉程之　張野　周續之　張詮　宗炳　雷次宗〔割註〕白蓮社の十八賢と云。」

帳臺圖



板にて作りし臺なり



たゝみの下じき也

○はしらなしの土藏　長州萩某造營書。土藏は大かた朴の朽腐より土にゆがみ出來て、のちには大に破損するなり。然るをこの土藏はその患なし。尤調寶といふべし。その造りやうは長三尺、幅一尺、高二尺の箱に埴（へな）をつめて、杵にてよく築かため、日にほし、石垣を造るごとくかさねて、尾根をば材にて作り、瓦をふくべし。裏ぬり、裏返、表塗、腰瓦の組やう巧拙あり。〔割註〕圖式等長ければ是を略す。」扶桑略記。寬平八年菅家ノ祕記、備中賀陽郡賀陽良藤傳、其藏無レ柱。唯石上居レ桁　桁下去レ地纔四五寸。

（はぐろめ）海人藻芥。凡彼御代（鳥羽）以前は、男眉の毛をぬき、鬚をはさみ、金（カネ）を付る事一切無レ之。及ニ末代ニ每事矯飾至也。」和名類聚鈔。黑齒（ハグロミ）。」壒囊抄。齒ニ付ルカネトハ何ナル字ゾ。涅ノ字ヲカネトヨム也。」紫式部日記。寬弘五年十二月云々。つごもりの夜ついなはいととくはてぬれば、はぐろめつけなどはかなきつくろひどもすとて打とけゐたる云々。」取かへばや。かしらあらはせなどして、髪もかきたれなどして見れば、あきのほどぞふさ〳〵とかゝりたる。眉ぬきかねつけたどしてなごさせたれば云々。」枕草子。きゝにくき物はぐろめつけて物いふ聲。こゝろゆくものはぐろめのよく付たる。」源平盛衰記。薩摩守忠度は生年四十一、色白クシテ鬚黑ク生玉ヘリ云々。齒カ

味方カ名乘レト云。是ハ源氏ノ軍兵ゾト答テ、イトヾ駒ヲ早メテ落玉フ。味方ニハ立烏帽子ニカネツケタル人ハナキモノヲ、是ハ一定平家ノ大將軍ニコソ云々。無官大夫敦盛云々。既ニ首ヲカヽントテ内冑ヲミケレバ、十五六計ノ若上﨟薄化粧ニカネクロ也。廿二巻 右兵衞佐頼朝其時十三ト承ハリキ。カネ付タル小男ノ生絹ノ直垂ニ小袴キテ侍シヲ云々。」〔割註〕平治元年なり、天保五年より六百七十六年になる。」建内記（年山紀聞）。永享三年十二月云々。予女（九歳）有ニ袒着事ー。歯久呂美三筆予付ニ初之ー。眉毛ヌク事、母是ヲヌク。次ニ三献云々。〔割註〕私云、萬里小路内大臣時房公法名建聖院と云。故に建内記と稱するなり。時房公永享三年は卅八歳なり。」

○花胡籙　盛衰記（卅七）。梶原（景季）ハ心ノ剛モ人ニスグレ、スキタル道モ優ナリケリ。咲亂レタル梅枝ヲ胡籙ニソヘテゾサシタリケル。カヽリケレバ梅ノ花ハ散ケレドモ、匂ハ柚ニゾ殘リケル。

吹風ヲナニ厭ケム梅花散クル時ゾ香ハ勝ケル

ト云古キ言葉マデモ思出ケレバ、平家ノ公達ハ花胡籙トテ優ナリヤサシトロ々ニゾ感ジ玉ヒケル。」太平記。梶原彈正忠討死ノ條ニモ見ユ。

○はいがいの馬　盛衰記（卅七）。梶原（景季）少川アリテ方々ニ下居タリケルガ、御供ニサガリヌトー鞭アテヽ、打ホドニ、此河（マリコ河）ノ河中ニテ馳付奉タリケルニ、沛艾ノ馬ニテ、鎌倉殿ニ水ヲザブト蹴カケ奉リ云々。四十二ノ巻 那須與一云々。ソコシモ遠淺ナリ。鞍爪鐙ノ菱縫ノ板ノ浸ルマデ打入タレドモ、沛艾ノ馬ナレバ海ノ中ニテハヤリケリ。手綱ヲユリスヱ〳〵靜ムレドモ、ヨスル小浪ニ物恐シテ足モ止メズクルヒケリ。」徒然草。御隨身秦重躬、北面の下野入道信頼を落馬の相ある人なり、よく〳〵愼給へといひけるを、いと實しからずおもひけるに、信頼馬より落て死にけり云々。きはめてもゝしりにして、沛艾の馬をこのみしかば、此相をおほせはべり云々。」字典。沛艾姿容俊偉貌。司馬相如大人賦沛艾赳螑。

○針の身に立てぬけかねるをぬく薬　松井氏傳〔割註〕牛込御徒士、俗稱多田助二」古き竹の中にあるむしの粉を取、そくいにてねつてぬり付るなり。しばらくありてぬくる事は、はなはだ妙なりといへり。

○八條殿　武藏大河戸領志。八條村ニ八條殿ノ墓ト云アリ。古碑ノ長ニ梵字アリ。下ニ弘安七年ノ年號アリ。傍ニ又□□□十萬衆生ノ字モミユ。」上杉系圖。上杉修理亮重顯ノ男ヲ彈正少弼朝定ト云、其子中務少輔朝顯武藏國八條ニ住ス。依テ八條中務少輔ト稱ス。朝顯ノ長子滿朝（修理亮）、次男房藤（中務少輔）、房藤ノ子ヲ房繁（近江守）ト云。是八條流馬藝ノ亂ナリ。

- 上杉頼重
  - 重顯（修理亮）─ 朝定（中務少輔）─ 朝顯（八條 中務少輔）
    - 滿朝（修理亮）─ 滿定（中務少輔）─ 政定（改加々爪）
    - 房藤 ─ 房繁（近江守）
  - 憲房（兵庫助 扇谷祖）
    - 憲藤
      - 朝宗（犬懸祖）─ 氏憲 ─ 教朝 ─ 定政 ─ 朝良 ─ 朝典
      - 朝房 ─ 氏憲（禪秀）─ 持房
    - 憲顯（山内祖）─ 憲方（安房守）
      - 房方 ─ 朝方 ─ 房朝 ─ 房定 ─ 房能
      - 滿方 ─ 房實 ─ 定實
      - 憲定（安房守 應永廿三十八自害）─ 憲基（安房守）─ 憲實（安房守 大全）
        - 憲忠（右京亮）
        - 房顯（兵部少輔）─ 顯定（民部少輔）
        - 周清 ─ 憲房（右馬頭）

此系圖によりて考ふれば、弘安七年の碑は上杉の八條にはあらざるなり。

○八里半　心中大鑑〔割註〕寛永元年印本。」八里半といふ芋、くりに似たる風味ありとて、四國にあり

とかや。〔割註〕これは薩摩芋とは別なるべし。八頭などの類ならん。」

○八角井　長安志。景公寺前街中舊有二古井一。俗呼爲二八角井一。元和（唐年號）中有二公主一。夏中過見二百姓方汲一。令下二從婢一以二銀稜椀一就レ井取上レ水。誤墜レ椀經二月餘一出二於渭河一。〔割註〕井筒を八角にせしなるべきか。唐書に折々見ることあり。又鎌倉の井は大抵四角井なり。」

○八丈絹　東鑑。相摸國吉田御庄御年貢送文事云々。上品八丈絹六疋代百廿文。〔割註〕各廿文（）建久三年十二月の條也。」延喜主計式。小堅貲布〔割註〕長八丈爲レ匹。廣二尺。」薄貲布〔割註〕長八丈爲レ匹。廣一尺九寸。」望陁貲布〔割註〕長八丈爲レ匹。廣一尺八寸。」類聚雜要抄。帷八帖内云々　四帖各五幅。〔割註〕四面料長各九尺定。」料八丈絹四疋。四丈内面纐纈十八丈。〔割註〕長九尺物廿乃八丈絹定二疋二丈。」裏同前也。〔割註〕長九尺物廿乃。」面纐纈十四丈四尺。〔割註〕長九尺物十六乃八丈絹定一疋六丈四尺。」

九尺物十六乃は十四丈四尺なり。内六丈四尺引されば殘八丈あり　即一疋なり。

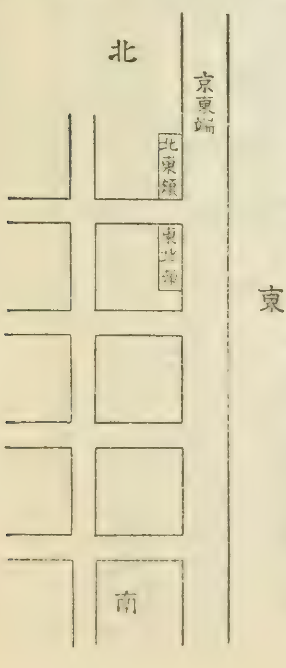
九尺物廿乃は十八丈なり。内二丈引されば殘十六丈あり。是を二疋とすれば、一疋は八丈なり。

右に依て考れば、八丈絹と云は一疋八丈のものなり。寛文の御定は絹紬共に大工曲尺に三丈四尺を一端とし、六丈八尺を一疋といふ。〔割註〕鯨尺の五丈四尺四寸也。」たゞし所謂八丈絹は大工曲尺の八丈なれば鯨尺にて、六丈四尺なり。」絹布重寶記。羽二重本直理幅鯨尺一尺二寸五分、長六丈五尺より七丈迄なり。中幅直理幅一尺二寸より一尺一寸五分迄、長は六丈五尺位。常幅と云は九寸、長五丈四尺より六丈くらゐ。縮緬六丈物、十丈物、七丈四五尺もあり。紹六丈物八丈物狹。これらみないはゆる八丈絹の遺制とも云べきか。

○原田甲斐　酒井家日記。寛文十一亥三月廿七日四ツ時御登城被レ成、同半過御老中御同道にて表御門より御歸、大書院え御通り、松平陸奥守殿家來出入之儀御穿鑿被レ遊候。則伊達安藝、柴田外記、原

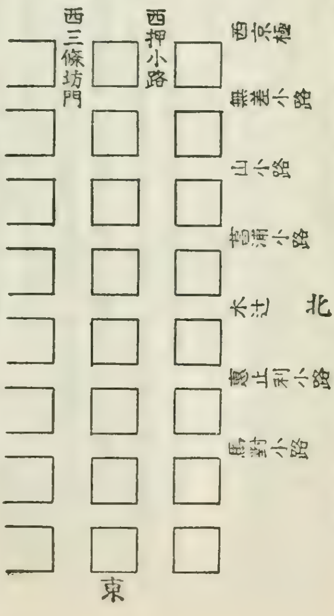
田甲斐、古内志摩、蜂屋六左衛門伺公仕候。替々御前え罷出委細の儀申上ル。其後御寄之間え何れも罷出、其席にて喧嘩仕出シ、原田甲斐、伊達安藝を二太刀にて打留ル。其より御廣間境之間え切出ル。柴田外記〔割註〕右の面一ヶ所、同肩一ヶ所、うでに一ヶ所。」蜂屋六左衛門〔割註〕右の後一ヶ所、左の肩一ヶ所、左の手甲一ヶ所。」原田甲斐〔割註〕頭三ヶ所、あご二ヶ所、首二ヶ所、むね二ヶ所、うでかけて後に二ヶ所、もゝ三ヶ所。」甲斐儀ははたらき、御老中様御前へも可ニ罷出ニ様子相見申に付、太田伊兵衛（袖下少々）、石田彌右衛門〔割註〕頭に一ヶ所手負也。」秋生六郎左衛門、川田金左衛門、野尻甚五兵衛、高須善太夫、井田茂左衛門討留。古内志摩は手も負不レ申。伊達安藝、原田甲斐死骸夜の四半過に、上田左太夫、三淵新左衛門、大鹽定右衛門、源左衛門、安太夫立合、右家來共錺籠仕相渡、柴田外記、蜂屋六左衛門儀九時分御相談の上にて被レ遣、何も表御門より出る。御門下迄圖書兵衛、岡忠右衛門罷出ル。此方よりハ御足輕も付不レ參候。古内志摩九時分表御門より罷出る。」伊達譜。綱宗、萬治三年七月十八日より逼塞。〔割註〕綱宗逼塞より十二年めの亂なり。」

〔坊門　京圖、三條坊門小路、四條坊門小路、五條坊門小路、六條坊門小路、七條坊門小路、八條坊門小路、九條坊門小路二」　大内裏考證。讓與七條坊門町地中合壹所、七條坊門町東北頬〔割註〕口肆丈陸尺、奥漆丈陸尺。」壹所、同坊門町北東頬〔割註〕口肆丈壹尺、奥捨丈四尺。」右件地者眞理重代相傳之私領也。相ニ副證文等一所レ讓ニ與甥三郎



貞綱ニ實也。雖ニ未來際ニ更不レ可レ有ニ他妨一。應安元年八月十八日眞聖判

此讓狀によつて圖すれば左の如し。

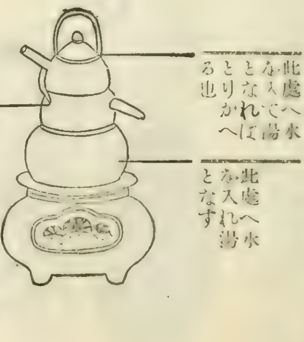


〔割註〕南北伍丈肆尺陸寸、東西玖丈漆尺。」六條坊門又。相傳地壹處事。至壹戶主餘二丈玖尺陸寸。右件地傳領年尙。而依レ有ニ要用一限ニ直上品八丈絹貳拾疋肆以南、猪隈以東、猪隈南副ニ渡本劵等一。右件地傳領年尙。而依レ有ニ要用一限ニ直上品八丈絹貳拾疋肆丈一所レ相ニ傳女房藤口氏ニ也。爲ニ後日沙汰ニ勒ニ新劵ニ如レ例。壽永元年十月十八日散位中原朝臣判。」三代實錄。貞觀十六年八月廿四日大風雨折レ樹發レ屋云々。朱雀大路豐財坊門倒覆。抱關兵士幷妻子四人壓死。」〔割註〕豐財坊は面三條坊門小路の通也、抱關兵士は坊門の兵士なるべし。」古劵文。私領田事合貳段者、〔割註〕在ニ右京馬對大路西面ニ字德大寺。」四至〔割註〕限東馬對大路、南三條坊門、限西他領、限北押小路。」右件乃田者源氏女先祖相傳乃私領なり云々。弘安七年六日十九日云々。

○はながら　色音論〔割註〕寬永廿年刻本。」ありし人こゝろざしとて、新發意に一錢あたへとほるとき、笠にてこれをうけとむれば、いかに新發意はなからを笠にうけとめ給ふことは、いかなることゝいひければ云々。」西行撰集抄、はなからのこと見ゆ。

○蓮葉に食をもること　北史〔藝術傳〕。李順興寒食。嘗家爲レ齋。方レ食器用不レ周。順興言。昆明池中有ニ大荷葉一。可ニ取盛ニ餅食一。

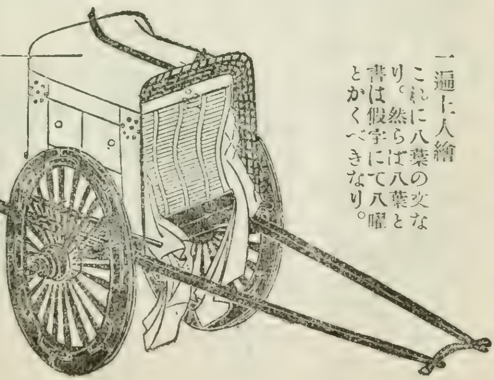
○はなの露　來舶人傳。薔薇花露水　豆のもやし（十六錢）酒石のこがしたるあぶら（八錢）朝夕顏にぬるべし。夜半ことによし。」化糚傳。此香藥水は化糚して後、はけにて少しばかり面へぬれば、光澤を出し香ひをよくし、きめを細かにし、顏の腫物をいやす。花の露とりやう、いばらの花、此花をつみとり、らん引にかくる。かくの如き器なり、中に湯を入てわかし、その上へかの花をいれ、その湯氣上の器にたまり、口より露出るを茶碗にうけてとるなり。扨この露を除け、丁子、片腦、白檀をらん引にかけ、此香具の香をとり、いばらの花の露に少し入て用ゆるなり。



○八葉の車　鹿苑院殿御直衣初記。康暦二年正月廿日巳刻。准后〔割註〕二條殿御名良基。」入二御幕下御第一。〔割註〕上北小路室町。」御烏帽子直衣也。〔割註〕御直衣指貫者志々良、練貫者令二下括一給云々。」御出立爲レ被二御覽訪一也。八葉御車番頭六人。御牛飼五人於二四足門前一御下車。其後御車自二閑門一被二牽入一。」海藻芥。大八葉車は俗中大臣以下公卿、僧中は僧正以下僧綱用レ之。小八葉は四位五位雲客、僧中有職非職等用レ之。」東鑑。建久元年十一月九日己未天霽、二品令レ參二院内一給。御家人警二固辻々一云々。申尅自二六波羅一御出。先御二參仙洞一。〔割註〕六條殿不レ追レ前。」直衣網代車（大八葉文）。

○半臂　延喜彈正式。五位以上聽レ着二半臂一云々。」政事要略。彈正式、凡滅紫色參議以上聽二通用一。五位上聽レ著二半臂一。滅紫雖レ讀レ音。古老稱二黑紫一。至二參議以上一可レ用二下襲一。」當時年中行事。王卿并侍

臣聽㆓禁色㆒之輩。著㆓蘇芳下襲㆒即用㆓黑半臂㆒。今件黑半臂已是黑紫色云々。」和名類聚鈔。半臂、蔣訪切韻云——〔割註〕此間名如㆑字、但下音比。」衣色也云々。」事物紀原。隋大業中內官多服㆓半臂㆒。除㆓却長袖㆒也。唐高祖減㆓其袖㆒。謂㆓之半臂㆒。今背子也。江淮之間或曰㆓綽子㆒。士人競服。隋始制㆑之云々。」西宮記。滅紫色綾半臂雖㆑冬。晴時襴必用㆓羅類㆒云々。」桃華蘂葉。冬は綾をふしかねに染て板引にして著也。滅紫色の半臂と名く裏あり。夏はすゞしの縠文三重だすきなり。又ふしかねにて染るなり。いづれも襴忘緒はうすきものなり云々。」飾抄。半臂。冬聽㆓禁色㆒人。襴忘緒羅身濃打文小葵。夏大文黑半臂。不㆑聽㆓禁色㆒人。冬濃打。夏二藍。」大塚嘉樹云。濃打と云は、濃紅の黑みたるを打たるなり。〔割註〕古に打と云は、今の板引也。」是も今は名のみにして、其ものは五倍子かねにて染て板引にするなり。」續世繼。大二條殿〔割註〕太政大臣敎通公」いつの事にはべりけるとかや。おほみ遊に、冬の裝束に半臂を著させ給へりけるを、肩ぬかせ給ふ時、宇治殿〔割註〕關白賴通なり。敎通公の舍兄。」より始下襲の身しろくみえけるに、此大臣ひとりは半臂を着給へりければ、御日記にはへたるは予ひとり半臂の衣を着たり。衆人はじたる色あり云々。」飾抄。半臂冬常不㆑着㆑之。袒裼之時。若騎馬時晴着之。」〔割註〕敎通公は承保二年八十歲にて薨御也。飾抄は其より遙の後なるに、冬常に着せずとあれ



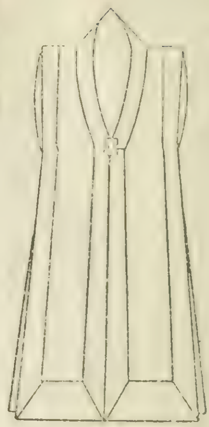
一遍上人繪

これに八葉の文なり。然らば八葉と書は假字にて八曜とかくべきなり。

此處は大きく八曜を書きしもあり。大八曜の文なり。

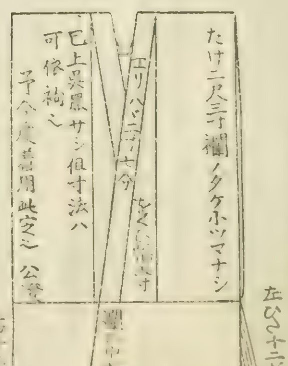
三才圖會

半臂



滋野井公澄卿半臂

元祿十年四月廿日公澄賀茂祭參向之時再興旛ニ用之。



なよたけ物語



おなじく裏



ば、既に久しく冬は用ひざるなり。」宸翰裝束抄。半臂。春冬尋常時近代不レ着レ之定也。如ニ五節一可レ袒之時必着レ之。調樣以下委細見ニ裝束抄一。仍略レ之。夏秋用レ之。大文綾色如レ袍。襴及忘緒半臂文同物ヲタヽミテ用。如ニ懸帶一。狩衣帶ノ如タ又結レ腰モノ也。

滋野井公澄卿は實高倉永敦卿男也

右中將 實光 ―― 權大納言 公澄 正二位 享保十六五八入道良寛(イ覺)寶暦六七十五薨八十六 ―― 權中納言 實全 ―― 權大納言 公麗 ―― 右中將 實古 ―― 正二位大納言 公敬 ―― 爲園

蓮阿口傳。袍ノ長ヲ五ニ折テ三分也。胸ノ折メヨリ也。此外ニ襴アリ。上下年少同事。廣サハ袍ノ身ニ一寸廣シ。袖ナシ。襴ノ高サハ袍ノ襴ニ五分オトルベシ。左右ノ脇ニ十二宛、後ニ大タハミ置間長サ一丈二尺、是半臂アラシト云。大クビノ事六寸アルベシ。上サマ次第ニセバシ。忘緒事、廣三寸五分、長一丈二尺、年少ヲ可ニ了簡一。帶ノ長サ可レ依レ腰。是ヲ引帶ト云。忘緒ノタヽミヤウアリ。二ニ折テワナノ片ヲ三分一ホドニ折テ、スソノ中ヲ引帶ニテ結ブ。胸ノ折目ノ事、袍ノハ頭帝ノ下ヨリサス也。是ハ襟ヨリサス間、頭紙ノ厚ヲ三寸バカリ宛テ、袍ノ胸ノ折目ヨリ三寸ニテモ、二寸五分ニテモ、寸法ニヨリテ長サ可レ定。」物具裝束抄。半臂、公卿夏三倍タスキ薄物黑染襴同。冬面小葵綾黑染打レ之、裏平絹木色張之襴羅單、但折レ端。非聽聞上人夏無文薄物色同レ前。冬平絹黑染打レ之。襴同上。」雅亮裝束抄。縫かしらをとりて、太刀の帶取の中より引通して、さきはたけとひとしくさぐべし。かく引通さん折は、はんぴの緒をぐして通して、此さがりたらん尻の上にさぐべし。これはわするゝこととなり。半臂はらんをよくあらしたるがよきなり。いたくさがりたるもおめてわろし。よこぬひめのかみ二三寸ばかりみゆるほどにをあつべきなり。冬のは打半臂也。上達部、内の藏人などは羅

の半臂也。夏は上達部、内の藏人黑半臂也。殿上人以下はうすもの下襲のやうに二藍なり。冬は上達部は常にはんぴきる事なし。諸社の行幸に片舞といふことあり。それには必きることなり。半臂の緒をば小緒と云物にてくびを結て、此頃の人は上下せられたればよし。たゞうるはしくはゆふやうなり。本をみるべし。習ふべし。裝束の祕する事なり。

○半臂の句　無名抄。遍昭僧正歌にはんぴの句といふことあり。

たらちねはかゝれとてしもむばたまの我黑髮をなでずや有けん

長明云、此歌とてしもと云に、むばたまのとやすめたるほどにて、殊にめで度はべれと云　月といはんとて久かたと置、山といはんとてあし引といふは常のことなり。始五文字にてはさせる興なし　こゝの句にてよくつゞけて、言葉のやすめにおきたるは、いみじく歌の品も出來ふるまへるけすらひともなるべきなり。古き人是をばはんぴの句とぞいひはべりける。半臂はさせる用なきものなれども、裝束の由にかざりとなるものなり。歌の卅一字いくほどもなき内に、おもふことを言極めんには、裝むなしき言葉をば一文字なり共增べくもあらねど、此半臂の句は必しなとなりて姿をかざるものなり。姿に花麗きはまりぬれば自餘情となると云々。」法性寺入道關白太政大臣、

和田の原漕いでみれば久かたの雲井にまがふ沖つ白浪

〔割註〕これもはんぴの句といふべし。」

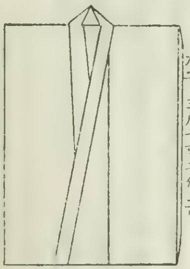
○八處諱處　續日本紀。天平六年四月戊戌。地大震。壞天下百姓廬舍云々。戊申詔曰。今月七日地震殊常恐動山陵。宜遣諸王眞人副土師宿禰一人檢看諱處八處及有功王之墓。」續日本紀抄。八處ノ諱處ハ皇帝親屬考妣ヲサス也。天平皇帝ハ聖武天皇ニテ、文武ノ皇子ナリ。皇高祖、皇高祖妣ニテ左世ノ視盡ルナリ。

○八處御靈　拾芥抄。吉備御靈　崇道天皇〔割註〕光仁天皇子早良親王是也。」伊豫親王〔割註〕崇道天

皇御子。」藤原夫人〔割註〕伊豫親王母儀。」藤大夫〔割註〕太宰少貳兼左少將藤原廣嗣筑紫鏡宮是也。座ニ肥前國松羅郡ニ云々。」橘大夫〔割註〕逸勢、恒貞太子依ニ此謀叛ニ被レ廢。」文大夫〔割註〕文室宮田丸。宇合第一子。」火雷天神〔割註〕北野御事也。」外記日記云。三所御靈云々。〔割註〕西寺御靈、堂上和御靈堂古祥院是也云々。」

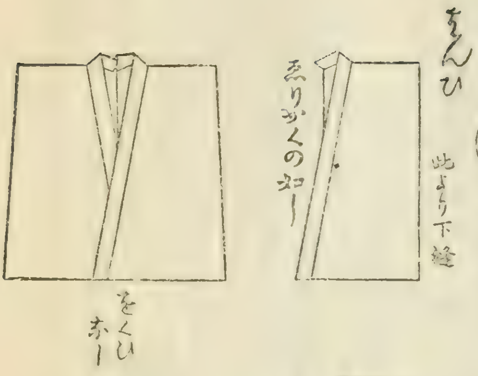
七 ▲皇高祖父 舒明天皇
八 ▲皇高祖妃
五 ▲皇曾祖父 天武天皇
六 ▲皇曾妃
三 ▲皇祖父 草壁太子
四 ▲皇祖妣
一 ▲皇親考 文武天皇
二 ▲皇親妣
―聖武皇帝

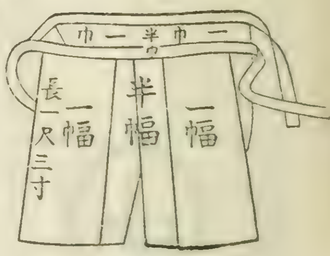
法被（はっぴ） 絆切（はんぎれ） 寛永板節用集。衣食。繻緒絆切。法被半臂。」延喜齋院式。荷領車副手振取物輿長等ノ服ニ、半臂絹二丈袴（細布七尺）トアリ。闕腋ノ下ニ五位以上着スル（彈正式）半臂ト、ヽヽノ半臂ハ同名異物也。二丈ニテ裁縫セシハ、マヅ長三尺一寸二分五釐トシテ、片身六尺二寸五分ナリ。兩幅ニテ一丈二尺五寸ヲ用フ。殘七尺五寸アリ。コレ襟トオクビノ料ナルベシ。

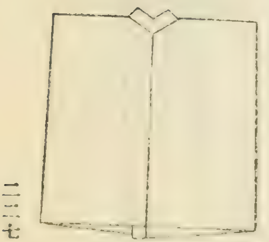


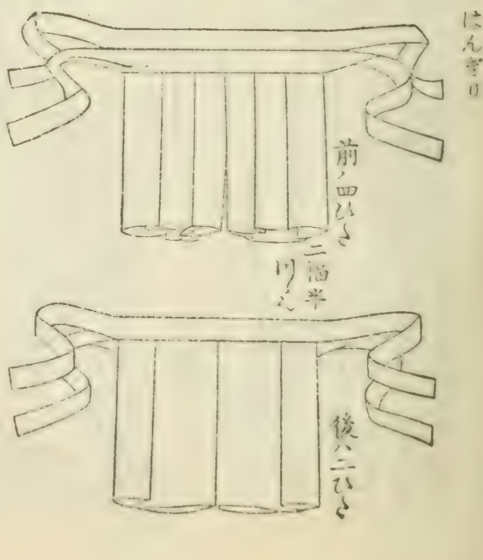
細布ハ幅一尺八寸アレバ、マヅ幅四寸、長七尺ヲ殺テ紐ノ料トシ、殘リヲ一尺三寸ヅヽ五幅トナシ、圖ノ如ク仕立レバ、猶幅五寸、廣一尺四寸ノ餘アリ。コレヲマチニ用ユルナリ。袴長一尺三寸ナレバ、僅ニ脛ニカヽルベシ。故ニ俗ニ脛切ノ袴ト云シヲ、後ニ絆切ト云シナルベシ。

松浦家藏。はんぴ、はんぎりト稱シテ、金襴ニテ裁縫セシモノアリ。普廣院將軍ヨリ拜領セシ所トカヤ。









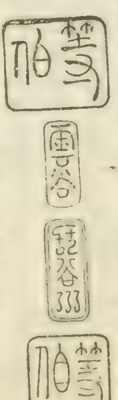
徒然草の繪は下に見えたる山野邊家藏のはんぴの如く脊に紋あり。盛衰記の繪は織物を用ひしものもありしやと見えたり。

山野邊家藏　肥前ノ名護屋ヨリ山形ヘ法被數不足セシホドニ、急ニ染仕立ベキヨシニテ手本ニ越シタル物トテ山野邊家ニアリ。



（於花見　百練抄。天治元年閏二月十二日。兩院（白河、鳥羽）臨二幸法勝寺一覽二春花一。太政大臣、[illegible]、搆鼓（忠通）以下騎馬前驅内裏中宮（璋子）女房連レ車。追從男女裝束裁二錦繡金銀一。於二白河南殿一被レ講二和歌一。内大臣（有仁公）獻レ序。」帝王編年記。天治元年閏二月十二日有二花見御幸一。兩院御同車。隨身各裁二錦繡一。月卿雲客着二狩裝束一。待賢門院（璋子也）同御幸。出車十兩打二出於金銀珠玉一。今日被レ講二和歌一。序者華園内大臣（有仁公）。」徒然草（百三十段）人あまたつれて花見ありきしに、最勝光院の邊にて、をのこの馬をはしらしむるを見て、今一度馬をはするものならば馬倒れ落つべし、しばし見給へとて立とまりたるに云々。」公任卿集。帥の宮（敦道親王）花見に白河におはして云々。

○長谷川等伯　天正慶長記。慶長十四年正月十九日ノ條。長谷川等伯七十餘。去冬從レ高麗有手下云々。」畫家系圖。長谷川五六。後二等伯。任二法眼一。其弟子二大雲仁春宗也。等作、等悦、等宅、等林（小野氏）、等薩（九州人ナリ）ナド餘多アリ。」印譜。長谷川等伯叙二法眼一。



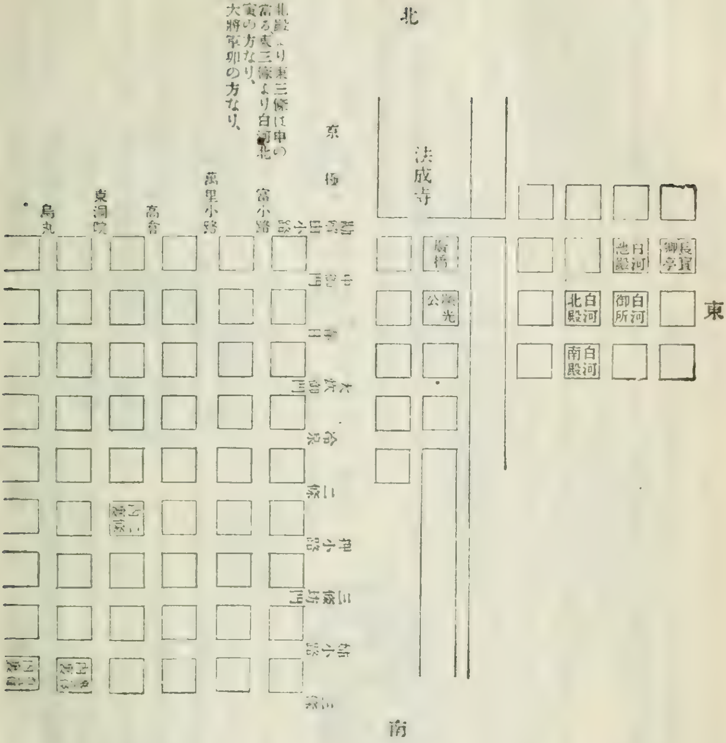
○長谷川等胤　松島夜話。瑞巖寺書院從二元和六年一至二八年一而成。左甚五郎、長谷川等胤、狩野左京、吉岡幸益云々。（樹註）此夜話は元文中瑞巖寺住僧天嶺和尚の著也。」

○長谷川光芳　巡見記。河内國平野村天源山大念佛寺什寶、片袖の縁起、詞書大覺寺宮御筆、畫長谷川左近衛光芳。住吉の社人山上松太夫といふものゝ妻の幽靈、元和三年六月三日箱根山の地獄に墜たりとて、奥根村の巡禮に託して、命終の時に衣たる小袖の片袖と香合を送りけるよしの緣起なり。

○長谷川五左衛門宗哲　日允上人本尊。長谷川五左衛門宗哲授與なり

○方忌　吉部祕訓抄。文治三年十二月廿七日。今日祇園社遷宮也。讃岐國司神殿外不レ及二造營一。然而自二明年一爲二塞方一之上。一ケ年不レ可レ御二假殿一之由。陰行良圓云レ之。神社方忌沙汰。尤以不審云々。」

文治四年は戊申歳なり。大將軍申歳午の方に徙り、西戌の歳を終るまで午の方にあり。讃岐國は京よ


北
東
南
法成寺
白河御所
白河北殿
白河南殿
白河北殿より東三條は申の方に當る、東三條より白河北殿は寅の方なり、此邊大將軍卯の方なり、
京極
富小路
萬里小路
高倉
東洞院
烏丸
大炊御門
冷泉
二條
押小路
三條坊門
姉小路
三條

り南の方午にあたれるなり。

百練抄。保延四年二月廿四日内裏燒亡。〔割註〕二條東洞院。」件所故博陸内相府（師通）第也。薨去之後度々火事。傳爲二白河院御領一。故長實卿造二進之一。爲二上皇御所一。天皇元東二東三條一。次行二幸白河北殿一。依二東三條方忌一也。公卿侍臣直衣帶二弓箭一。内侍所暫御二他所一。此事如何有二議定一。

○方丈　剪燈新話（卷二）。牡丹燈話注云、長老所レ居曰二方丈一。伽耶城有二維摩居士石室一。以二手版一縱横量レ之。皆十笏。故曰二方丈一。」方丈記（鴨長明）、その實のありさま、よのつねにも似ず。廣さはわづかに方丈、高さは七尺の内なり。所をおもひ定めざるがゆゑに、地をしめてつくらず。土居をくみ、うちおほひをふきて、つぎめごとにかけがねをかけたり。もし心にかなはぬことあらば、やすく外にうつさんがためなり。其改つくる時いくばくの煩ひかある。つむところわづかに二輛なり。車のちからをむくふるほかには、更に他の用途いらず云々。」〔割註〕大原山閑居の證なり。」字典。釋氏所レ居曰二方丈一。」杜工部集（卷八）、岳麓山道林二寺行。蓮花交響共命鳥、金榜雙迴三足鳥。方丈涉レ海費二時節一。元圃尋レ河知二有無一云々。」

○はな山　僧正遍昭の舊跡なり。古今集春下。はな山にて、僧正遍昭、

よそに見て歸らん人に藤のはなはひきつはれよ枝は折とも

同集別、人の花山にまうできてゆふさりつかた歸なんとしけるときによめる。僧正遍昭、

夕暮の籬は山と見えなゝんよるは越えじと宿り取べく

後撰集春中。花山にて道俗酒たうべける折に、素性法師、

山守はいはゞいはなむ高砂の尾上の櫻折りてかざさん

拾遺集雜上。花山にまかりて侍けるに、駒牽の御馬を遣はしたりければ、素性法師、

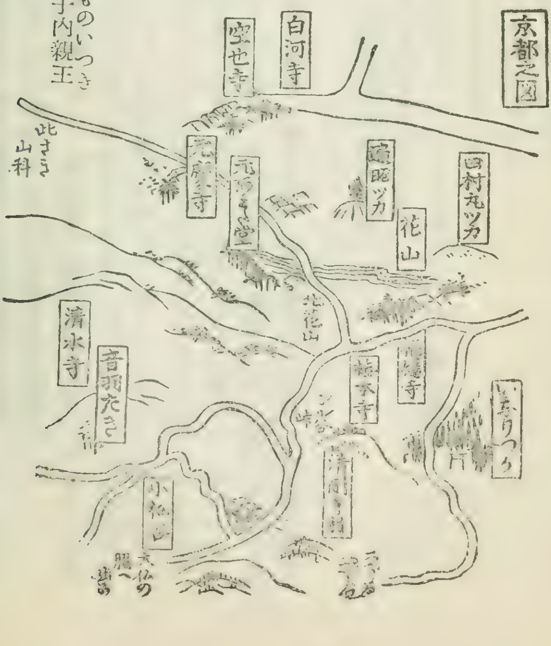
望月の駒より遲く出つればたどる〱に山は越ける

續古今哀傷。花山にまかりたりけるに、僧正遍昭の室の跡の櫻ちりけるをみて、津守くにもと、

あるじなきすみかに殘る山櫻
　哀むかしの春や戀しき

〔割註〕今按るに、しるだに峠の東に、花山北花山といふ處あり。そこに遍昭塚といふあり。山城國宇治郡の内なり。」

○はやあし　續世繼。堀川おほきおとゞ（宗輔公）はやあしにて供人追付申さず。〔割註〕菊牡丹を作る事と、蜂を飼給ふと、はやあしとを三の藝にかぞへたり。」



系圖

頼宗 堀川右大臣
- 女 後朱雀院麗景殿女御
  - かものいつき 正子内親王
- 女 後三條院未春宮御息所
- 中納言 兼頼

俊家（大宮右大臣）─宗俊（中御門大納言）─宗輔（承曆元年丁巳生、應保二年八十六薨、蜂飼大臣と云、堀川太政大臣從一位又號京極）
宗俊─基俊（前左衛門佐）
宗俊─宗忠（中右記は此公の記也、中御門右大臣）─宗能（又中御門とも云、當時の松木家の祖）

東鑑。寛元四年閏四月一日入道正五位下行武藏守平朝臣經時卒、〔割註〕法名安樂、三十三。被ㇾ申ニ京都一。件日可ㇾ爲ニ三四日一。八日六波羅以下御訪使者參向。彼卒去之事。去四日申剋未歸京著之間披ニ露洛中一。

今按ふるに、東都より鎌倉迄百十五里廿一町也。是を三日にわれば、一日卅八里十八町づゝにあたる。たゞし富士川大井川は渡れども、荒居は濱名橋あり。宮をば渡らず。淵股にかゝりて往來せしなり。

鎌倉記ニ、六浦上行寺の妙法房は、金澤六浦より下總の中山妙法華經寺日常上人の說法聽聞に、鎌倉後是跡はなて出立れ。說法はてゝ六浦に歸り給へりとなり。」〔割註〕金澤より江戸へ十四里、江戸より中山へ四里、合せて十八里也。奇異のはや足と云べし。」家是日記。慶長二年十二月十二日台德公武州稻毛ニ御放鷹、御狗猪ヲ須ヒ給フ。伏見ニ告ラル。十七日脚力伏見ニ至ル。〔割註〕道中五日也、神祖永井彌右衛門白元〔後監物〕ヲ東國ニ赴セ給フ。廿日白元稻毛ニ至リ、〔割註〕十七日より四日め也。〕公ニ拜謁シ、即日鷹ヲ賜リ、〔割註〕小袖を拜領す。〕二十五日伏見ニ至ル。〔六日め也。〕神祖其速足ヲ賞セラル。〔割註〕今云千卅石、永井監物白元の家也。」天正十七年六月六日大坂御出立、〔神君、十日駿府ニ歸御。〔割註〕大坂より駿府迄行程九十一里廿一町也。一日十八里十一町なりし也。〕

（　）幡隨意上人　年譜。智誉上人幡隨意白道、相摸國藤澤善行寺村川島氏子。〔割註〕上野國川島氏なりと云。」天文十一年十月十五日誕生。廿一歲の時に玉縄二傳寺義順上人に隨ひ剃髮す。〔割註〕永祿五年也。」天正三年三月より一向專修念佛のため諸國を遊歷し、慶長七年六十一歲にして京都智恩院卅三世の法燈をかゝげ給ひ、同九年百萬遍に移り、そのゝち關東に下向ありて、江戸神田台に寺建立あり。〔割註〕今昌平橋內紅梅坂の邊。」同十三年熊谷寺再興ありて、同十七年勢州山田入門寺建立。元和元年正月五日七十四歲にて入寂あり。〔割註〕神田臺に建立ありしは、即今神田山幡隨意院也。」檀林順路記。智覺上人主巽妙龍龍譽高天といふ。大龍神を利益し、きりしたん對治の命にて九州へ下向あり、〔割註〕私云、寛永島原の時にあるべからざる也。」後紀州萬松寺にて遷化。

○幡隨意長兵衞墓　源空寺境內。下谷源空寺境內に幡隨意長兵衞の墓といふ石地藏をほり付たる碑二基有。山脇惣右衞門といひしものゝ立てし由彫付けてあり。世の通りの地藏二軀あり。年號法名等全く同じくて、たゞ左右に書付しばかりなり。

高凡五尺許



地藏の古色實に奇古のものなり。〔割註〕殁日は四月十三日といへり、傳馬町村田長兵衞藥師といふもの今の施主なり。」

芝居年代記。寛保四(甲子)年春中村座、碩(サヾレイシ)末廣源氏江戸男立の親分ばんずい長兵衛、大谷廣次、小性梅之丞に玉澤才次、ばんずい長兵衛梅之丞に、むたいに無道をいひかけ、喧嘩の門兵衛と出入立合の所、大評判大當り。〔割註〕芝居狂言に、幡隨意長兵衛を出せしはじめなるべし。」

○馬場美濃守信房　治亂記。馬場美濃守氏勝とあり。甲州侍大將也。」甲陽軍鑑。馬場伊豆守虎貞、大永六年武田信虎のために殺され、その跡絶たりしを、當屋形教成石民部少輔景政に仰付られ、馬場民部氏勝とめされ、信濃國眞木島の城に置せらる。永祿の比は美濃守とめされしが、長篠にて討死也。」甲陽軍鑑。馬場美濃守百廿騎。□□一書。はじめ教成石民部少氏勝、天文十五年馬場美濃守と改む。〔割註〕或は尚房といふ。」と云。」佛祖統記。馬場民部少輔景政〔割註〕後改二美濃守信房一」子日壹上人、遠州端和(ハウワ)妙恩寺祖。」家忠日記。天正三年五月廿一日長篠ノ戰ニ甲兵多ク戰死シ、勝賴日記ニトスルノ處、馬場美濃守、内藤修理亮踏留リ討死ス。塙九郎左衛門ガ從卒、河井三十郎馬場ガ首ヲ得タリ。

○原美濃守虎胤　小田原記。原美濃守ト云侍、紺糸鎧ニ半月ノ二間許兩方ヘ出タル指物ニテ、日頭向ニ原美濃守虎胤ト書テ猪首ニ着シ、是ハ下總國千葉ノ侍ナリ。父原能登守友胤ト云者、小弓御所義明ノ頃、總州ヨリ牢人(本ノマヽ)シテ甲州ニ行、信虎ニ奉公シテ度々高名シ討死ス。其子美濃守信虎烏帽子トシテ虎胤ト名付ク。」治亂記。天文二十三年原美濃守虎胤、黑鞍ニ月ニ星金具ニ摺タル云々。原舊ハ下總千葉介ガ一族ニテ彼旗下也。先年生實御所義明鵠臺ニテ討レシ後、父能登守ハ臼井城ヨリ甲州ニ浪々シ甲州ニ來リ信虎ニ仕、終ニ討死ス。美濃守若年ノ時ヨリ大剛ノ聲アリ。信虎烏帽子ニシ諱字ヲ授シガ、近年聊事アリテ武田家ヲ立退。

千葉系圖・原氏流也

千葉介 ●頼胤 千葉介常胤六世孫也 ― 大隅守 宗胤 ― 大隅守 貞胤 一本胤貞 ― 胤高 ― 胤親 ― ●原豐前守 光胤 寬正三ノ七 ― 式部少輔 胤貞 ― 式部大輔大藏丞豐前守 胤榮 永祿三大岩寺開基

（貞胤）― 原與九郎 胤勝 ― ●原越後守 胤房 ― 能登守 友胤 ― 美濃守 虎胤

（頼胤）― 千葉介 胤宗 ― 介 貞胤 ― 介 氏胤 ― 介 滿胤 ― 介 兼胤 ― 介 胤直

（氏胤）― 次郎 氏滿 ― ●原次郎 常光 ― 次郎大夫 常重 ― 五郎大夫 清常 ― 與左衞門 三郎左衞門 胤重 仕二武田一

○放免　江談抄。賀茂祭放免着二綾羅一事被レ命云。放免賀茂祭着二綾羅一事被レ知哉如何。答云。由緒雖レ尋未レ辨。被レ命云。賀茂祭日於二棧敷一降家卿問二齊信卿一云。放免着二用綾羅錦繡服一。爲二檢非違使其人一何故乎。戶部答云。非人之故不レ憚二禁忌一也。公任卿云。然者雖レ致二放火殺害一。不レ可レ加二禁過一歟。齊信卿云。贓物所出來物染摺成文衣袴等。件日揭焉之故所レ令二着用一歟。四條大納言頗被レ甘心一云々。」徒然草、建治弘安の頃は、祭の日の放免のつけものに、ことやうなる紺の布四五端にて馬を作りて、尾髮にはとうしみをして、蜘蛛のゐかきたる水干につけて、歌の心などいひてわたりしこと、常に見及びはべりしなんども、興ありてしたる心地にてこそ侍しかと、老たる道者どもの今日もかたり侍るなり。此ごろはつけもの年を送りて、過差ことの外になりて、萬のおもき物をおほくつけて、左右の袖を人にもたせて、自は鋒をだにもたず、息つき苦しむさまいと見ぐるし。」源平盛衰記十八。此僧(文覺なり)伊豆國へ流罪の由にて云々。院より廳の下部二人付られたり云々。廳の下部放免二人も下向すべきにありけるが、文覺に語りけるは、廳の下部の慣、かゝることに付てこそ、白酒をも一度飮ことも候へ云々。下部悅て云々。〔割註〕こゝに下部とありて下に。」放免とも惡き僧の詞哉。奴原とは何事ぞ云々。〔割註〕こゝに放免といふ。然れば放免下部おなじものと見ゆ。」放免の中に刑部丞縣明澄と云ける男に、生年卅三歳に成けるが、文覺が弟子となり文明とぞ付たりける。

〔はす糸袈裟　池上寶物帳。蓮糸織高祖御袈裟一條、裏書云。〔割註〕地白に金糸にて葵御紋を縫たり。」

南無玄號如レ常　賜紫沙門日芳判

志　所

文昭院殿贈正一位大相國公

天英院殿從一位光譽和貞大禪定尼

智幻院殿露月凉華大童子

右三尊儀爲ニ成等正覺一。數年來躬延ニ蓮糸一以織ニ成之一。今宗祖靈像之袈裟奉レ之者也

寛保二年壬戌初春良日　法心院日諦

此法心院日諦といふは、太田内記政資の妹にて、文昭院殿に仕奉り、はじめはおこんどのと稱し、のちに右近局といふ。家千代君〔割註〕智幻院露月凉華大童子傳通院。」御持なり。御所に後れ奉りてのち、櫻田に住居し、また濱にうつり住し、明和三年六月二日八十六歳にてうせ給ひ、東叡山林光院にをくりて供養料三百兩給りしなり。〔割註〕享保のはじめ、法心院殿の御給、年に金四千四百兩、米八百廿五俵なり。」上野國にては法心院殿遍淨空覺大姉と稱す。」

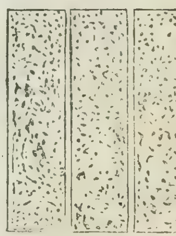
〇はじの木　農業益。櫨の蠟を制する初、本朝に於ては延寶の頃、薩州櫻島の小川村に清土鄭來の櫨の實を種て蠟を制せしより、次第に九州に弘まり、元文の頃より隆に弘まりしとなり。木の善惡により生實多少なり。たとへば櫨木百本の内〔割註〕手入をよく致候得ば、一」十五本二百斤より三百斤迄生。四十五本百斤餘、三十本五十斤餘、十本三十斤餘、平均一萬斤餘。

大坂櫨實直段一斤に付二分より二分五釐位、または二分八九釐の積りにては、一萬斤二貫錢より二貫五百錢二貫八百餘錢にあたる。

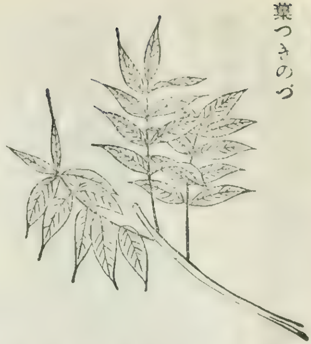
種子植の辨　春彼岸より十日以前、櫨子を臼にてつきふるひ、肉をさり實をとり、桶に入水にひたし

置。廿日程すぎて取出し、齒にてかみ試るに和らかになりて、種子の口を開くころ、箕器にあげ水をたらし、圖の如く蒔

乾地の上㕝（砂地よし）に地をならし芥の燒灰か小便なかけ置よく乾かし



晒て土は薄くかくべし、又まばらにわらをひろげ置べし、雨にて地かたまらざる用意也。



男木樹ぶり葉つきのづ



女木樹ぶり葉つきの圖

置かば追々に芽を生ず。其時に上覆のわらをとりのけ、凡五六寸になる頃、木の葉と芽にかゝらぬやうに、小便をうすく水を加へ懸べし。もし芽にかゝれば木かるゝゆゑ、五六月より先見合かくべし。餘りに肥しすぐれば、却て木の病と成べし。種子にいろ／＼わかちあり、丸實、安富、猪の爪、小川、田中、松上、松山等の七種なり。筑前、筑後、豐前、豐後にて栽る處なり。松山種を最上とす。

筑後國生葉郡龜王村官吏、〔割註〕高千石餘持たる人なり。年々櫨の實の賣德川銀三十貫餘收納有よしなり。」持の山にて字松山といふ處あり。其處に生長したる樹の種を松山といふとなり。」

雄木は苗の芽先幷に葉の裏表に白赤き毛ありて、木の白肌なるものなり。此は接木の臺木にすべし。雌木は延方遲く、葉くろく勢よく、少し葉小さし。長く葉茂く木は横にはびこり、木はだは虎斑にして芽先ふとく葉厚きものなり。種子にて見わくるには、水にひたしてはやく芽の出るは男木にして、おそきは女木なりとし

るべし。

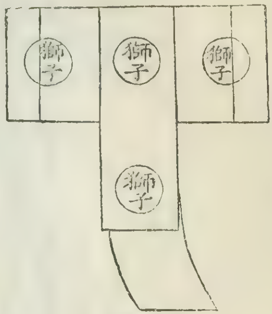
赭土地　泥地わろし。木かげあしく眞土實入極てよし。河砂錸込地實入中の下。黑砂地實入中。山附の段々畠の岸上に植てよろし。〔割註〕此說によれば、鎌倉の山々などかならずよろしかるべし。」野地は芝を打ほりて栽べし。尤木の根一坪ふかく堀り手ごろの石を多く入、元の如く地をならしおき、一雨降て後、枝多きかたを北へむけて栽べし。風の吹通す處よし。山かげわろし。〔割註〕此說によれば藻山の上などしかるべし。」下畠荒畑には一反に二十五六本より三十本迄植べし。一本に五十斤なる時は千五百斤より千二百五十斤あり。此を代銀三百匁より二百五十匁位迄なり。延喜縫殿式。雜染用度、黃櫨綾壙十四斤云々。赤白橡黃櫨大九十斤云々。

〇蠻繪　玉藻。建暦元年十月廿八日云々。蠻繪袍（獅子形、以レ墨摺レ之。日程聊添レ朱。」衣服細新生、冠（細纓緌）褐衣蠻繪、左近獅子、右近熊、或鴛鴦ナドヲカク。袴（或白又赤）石帶、糸鞋、紫壁巾、細劔、弓、壺胡六、右加茂祭近衞使の小隨身着用なり。又舞人蠻繪色紫色地紗喇呼の獅子を色糸にて縫、下襲生絹裏無色□□見蠻繪に同じ。袴白半絹〔割註〕指貫の如し。」

蠻繪にて舞ものは甘洲なり。されども略儀には鳥急萬歲樂などにも用ゐる事。

蠻繪袍

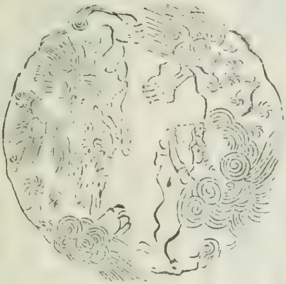
領袍の如し



後の方に（裾に）獅子五つ付

獅子かくの如し

紅葉山方伶人の相傳かくのごとし



天王寺方伶人某家に傳ふる處舞樂装束の蠻繪

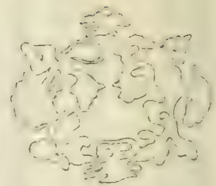


賀茂祭舊記所載勅使隨身の蠻繪



法隆寺

[illegible]所載　獅子



これらみなおしなべて畫繪と稱するなり

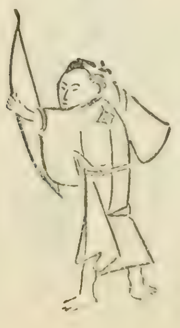
[illegible]

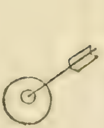
これは[illegible]といふべし



○はまなげ　上野國志。利根郡、勢多郡、山田郡等の小兒七八人、あるいは十四五人にても集りはまなげと云事をして遊ぶことあり。その法、まづ左右の列を定め東西に並びたち、兩陣の間に地に筋引て堺となす。筋より東は東の陣とし、筋より西は西の陣とす。次に濱といふものは人家戸足に付る木車を用ひたり。然してこの車を投れば轉び走りて、その筋をも越ゆるなりたるを、竹木をもちてうちとゞめ、その筋より内へ入ざるを勝とす。さて打とゞめたるかたより、またこなたへ投返すを、こなたにてうちとゞむることまた前の如し。たゞし車をとりてなぐるものをはまと稱し大將たり。こなたにてはうちとゞめしものをはまとす。もし投ることと高くして、筋を越しては、しるをこしはまといひ、敵の陣のうしろまでまろびはしりたるを、視はまと稱す。その外、時々小兒の意巧によりて勝敗のさだめかはるといへども、大かたこの定めなり。

寛文七年印本あと追の卷五そこの圖ありはまないろ圖なり。



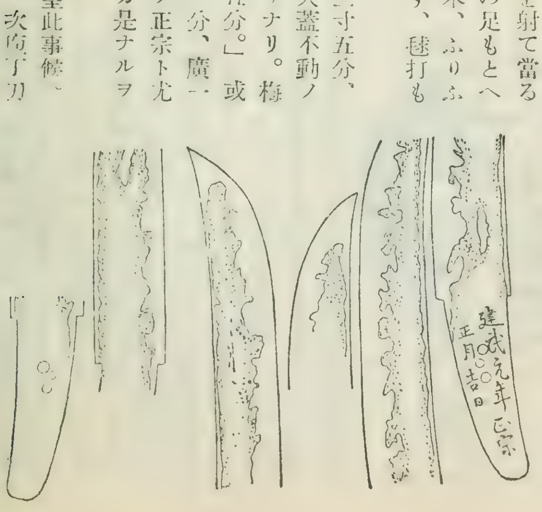


大和の國にていふはまころないろも是也

安齋隨筆。大和國吉野郡の人語れるは、正月小兒

の内に破魔弓をいるといふことあり。的は縄を卷て輪となし、徑一尺許も有べくす。これをはまと稱して投れば、くる〳〵とまろびゆくを、弓にて射て、その輪の穴へあたりたるをかちとす。たゞし左右かたわけて、はまのころび來りしかたよりまた打かへして、これを射ることはじめのごとし。これをはまころをいるといふ。はまころとは、はまをころはすといふことなるべしと記しあり。」俳諧五節句〔割註〕内田順也作、貞享五年本。」吾妻のかたの子ども、細縄をまろめて玉となし、打ときにはま參ると聲かけうつ。はま矢にて左右に立わかれ、玉を射て當るを勝とす。都にもむかしは射たるとなり。大路の禮者の足もとへたを射あつるゆゑ、正は不なり、棒、竹はふき、乳切木、ふりふりやうのものを持とむるなり。當時破魔ありて玉を射ず、毬打も玉をこなるなり。

○庖丁正宗　鎌倉荏柄社寶物。正宗作と云無銘、長一尺三寸五分、廣三寸五分、今の世に小刀と云製なり。指表梅、裏ニ天蓋不動ノ梵字倶利伽羅ヲホル。大進坊ガホリ物ナリ。鞘ハ黑ヌリナリ。梅ノマキ繪アリ。笄一本後藤祐乘ガ彫物梅ナリ。長九寸五分。」或家藏。建武元年正月吉日正宗ト銘アリテ、長一尺一寸一分、廣一寸八分、平作リノ刀アリ。守ヲ庖丁正宗ト云。此荏柄ノ正宗ト尤似タルモノ也。或ハ庖丁ニハ非ズ。北條ナリト、何レカ是ナルヲシラズ。



古文書。去年者以ニ使者ニ申候御馳走故、盛氏御入魂本望此事候。重而愚意之旨令ニ附與ニ。櫻田大隅上輔宜御取成簡要候。次庖丁刀

五枚進レ之候。猶期二來信一候。

三月三日　信玄

佐瀬大學助殿

盛氏は會津芦名修理大夫盛氏にして、遠江守盛舜の子なり。庖丁刀とは此正宗などの如きものを云にや。

(一)白田　晋書。傅玄傳、白田收至二十餘斛一。水田至二數十斛一。今之所獲其多亦不レ及レ此。〔割註〕其白田の字合して畠となりしならん。」

天長古文書。謹斛中賣進地事

合壹佰貳拾町〔割註〕在二近江國愛智郡大國郷高野村。」

野地五十七町

畠地三町

山六十町〔割註〕西限愛智河、北限岸堺上、東南限黑山。」

右件地以二錢壹佰貫文一充二價直一、賣二進无品俊子內親王家一既畢。仍錄二事狀一以解。

天長元年十月十一日　散位正七位下紀朝臣鷹守

相沽散位正六位下紀朝臣雅成

〔割註〕俊子內親王は嵯峨天皇の皇女、一代要記、帝王編年記には從子とあり。橘皇后の所生とす。日本紀略は綏子とあり。天長三年六月甲辰薨御と云。」

皆川文書。淡路國國領庄園田畠地頭注進

賀茂郷田廿五町六段廿步（下略）

貞應二年四月　日　散位藤原朝臣（下略）

醍醐寺雜事記。越智四至內事（但粉油畠定）
　合陸町賀郡布里廿二　廿三　廿四　廿五　廿六　廿七
　所當地子段別粉三升油三合也云々（下略）
天承元年辛亥以前の記なり。類聚國史。鎭祭ニ高畠陵ニ。」漢語抄。大田野老傳云。橫截レ山作レ畠。謂ニ之截幡ニ。其先燒後耕謂ニ之燒幡ニ。」延喜大學式。山城國久世郡畠一町永爲ニ菜圃園地ニ。
（）はしり水干　或記。牛飼舍人ナドノ着ル水干ヲ走水干トモ申ナリ。常ノ水干ノ下ヲカラゲタルナリ。」野宮卿說。はしり水干とて別にあるにあらず。常の水干なれども、供奉の先へ走るものゝ着するよりしていへるなり。
（）羽織　大內家壁書。夜中往來禁制條云々。笛、ハフリ十トク〔割註〕但是ははふり十德と云て、宗五大草紙にはなち十德は御禁制の內也、とあるとおなじことなるべし。是文明十九年の壁書なり。」風流曲三線。職人の弟子ども、節供正月御影供祭物日の体に、欄くさき布子を着し至り、大臣の仕出しを見習ひ、西陣をりの木綿の小倉羽織胸紐しめたは、きらくつさうに見えてをかし。〔割註〕羽織の胸紐とよべること、寶永の算迄しかりと知べし。」

大岡春卜が繪本手鑑に出たるに佐筆の圖中にあり、これいはゆるはなち十德なり、またはふり十德ともいひしなるべし、



柳菴隨筆仁字篇 卷之四

○二字 寄叢上人行狀記。保延五年ノ夏六條廷尉爲義二字ヲ掌テ上人ニ遣テ云。

正六位上　廷尉源朝臣爲義

保延五年己未六月十日

古事談。六條修理大夫顯季與二刑部丞義光一相二論所領一。白河法皇無レ何無二御成敗一。匠作心中奉レ愁之間。或日只一人祗二候御前一云々。爰匠作及二零涙一畏申二退出之後。招二義光一給レ謁日。彼庄非レ侍思給一。其文庄モ少々侍。因テ侍。貴殿ハ一所被レ憑云々。不便ニ侍ニ欲レ奉レ避也トテ、不日ニ書ニ避文一。取二其券契一與二義光一。義光有二喜悦之色一。起レ座移二居侍所一忽書二二字一獻レ之退出畢。」後三年合戰記「家衡が乳母千任と云もの、やぐらの上に立て聲を放て將軍（義家）にいふやう、汝が父頼義、貞任、宗任を討得ずして、名簿（割註）二字のことも。」をさゝげて、故清將軍をかたらひ奉り、偏にその力にて、たま〱貞任等を討得たり云々。汝既に相傳の家人として、忝なくも重恩の君をせめ奉る云々。」源重之集、故右大臣（實頼公）殿になつき（名簿なり）に弓そへ奉るとて、

みちのくの安達のま弓ひくやとて君にわが身をまかせつるかな

うつほ物語「藤原君」。宮仕のはじめにはべるに、名つきにも奉らしめんと云々。

○二字同字の重りたる書法　金石萃編　漢ノ石經論語の風兮鳳兮、曰是是知レ津。」史晨孔子廟碑の頓首頓首死罪死罪。」衛尉卿衡方碑の峨峨我君。競競業業。」闇闇侃侃。」建寧元年沛相楊統碑の明明楊君。」是等の重文を全く錄したり。相模國箕井縣碑に、北條氏に康々と書たるは誤なるべし。（割註）被行本はみな重文を全く錄せ共、書家はとかく略して書人多し。考べし。」

（日光御社參　柳營譜略。元和三年四月、同八年四月（割註）還御　宇都宮有レ故。」還御　後大納言家御

社參。同九年四月右大將家御社參。寛永二年七月十三日將軍家御社參。同五年四月御社參。十七日大御所御登山。廿五日將軍家御登山。同六年四月將軍家御社參、同九年四月十六日將軍家御登山、今日今市御着、御服儀如來寺御滯留御名代掃部頭。同十三年四月(廿一回御忌)將軍家御社參、新廟壯觀道春作レ記。公今市如來寺御滯留御名代。同十七年四月(廿五回御忌)將軍家御社參。同十九年四月將軍家御社參。御寶塔去年自二赤椰(ナキ)山一切二出大石一作レ之、〔割註〕石屋又藏奉レ之、賜二祿二百石一。」慶安元年四月(卅三回御忌)將軍家御社參。同二年四月大納言家御社參。寛文三年四月〔割註〕大猷院殿十三回御忌。」將軍家御社參。正德二年正月十五日來年百回御忌御社參被レ仰出一。其十月薨御。享保十三年四月十三日御社參御發駕。廿一日還御。安永五年四月十三日御社參御發駕。廿一日還御。」享保御社參記。享保十二年七月十七日總出仕、來申四月日光御社參被二仰出一候ニ付、御用懸リ御老中松平左近將監、若年寄大久保佐渡守、寺社奉行太田備中守、大目付興津能登守、御勘定奉行稻生下野守、御作事奉行間部隱岐守、御目付稻垣主馬、本多彌八郎。

來四月日光御社參之節御供之萬石以上

尾張中納言殿　紀伊中納言殿　水戸宰相殿　井伊掃部頭　御老中 水野和泉守

松平左近將監　若年寄 御供ノ殿 松平右京大夫　大久保佐渡守　水野壹岐守　御側衆 有馬兵庫頭

加納遠江守　御奏者 秋元但馬守　御祭禮奉行兼 本多豐前守　松平玄蕃頭　寺社奉行 松平左衛門佐

大田備中守

御在山中勤番

大澤ヨリ今市入口　松平隱岐守　今市ヨリ日光エ出口町之內ニ有之奧州道　井上河內守

橋町入口
宮光口、足尾口
龍圓坊坂
御老中御先御供 戸田山城守
御普請奉行 稻葉多宮
小出土佐守 有仍
山本織部
中野竹右衞門
御小納戸 菅沼主膳正 定虎
飯塚勘解由
鈴木忠左衞門
松下專助
浦上彌五左衞門
巨勢大和守
右衞門　芝田才右
衞門　落合鄕八郎

牧野越中守
松平周防守
板倉伊豫守
御側衆 戸田肥前守
御作事奉行 間部隱岐守
山木新五右衞門
小笠原石見守 政登
小出十右衞門
田屋仙右衞門
大島雲平
稻垣淸右衞門
長谷川吉右衞門
松平小膳
有馬六左衞門
羽目之間高家 中條大和守

瀧尾見義堂前行者堂
前入口外山迄見共
善信坊亘
土屋兵部少輔
御目付 稻垣求馬
土岐左兵衞
岡村丹後守 直純
長田庄九郎
矢部半左衞門
橋本覺左衞門
佐野新藏
桑島太郎左衞門
山本四郎五郎
御留守居被仰付候御小納戸九人河野猪部　岩田平十郎　小笠
原三右衞門　山本攝津守　中根半助　山本十太夫　伊丹[illegible]郎
長澤壹岐守

松平丹波守
內藤大和守
大目付 奧津能登守
岩本內膳正 正房
喜多村大之丞 [illegible]
田沼主殿頭 意行
能勢河內守 頼忠
土岐八左衞門
中島淺右衞門
中島久右衞門
山本八郎右衞門
佐野吉左衞門
山吹之間より菊之間かけて
仁木周防守 守豐

御勘定奉行 稻生下野守
磯野若狹守 政助
矢部庄左衞門
目賀田幸介 守處
中山三左衞門
神田數馬
竹本九八郎
黑田源右衞門
平井宮內
巨勢伊豆守
阿部出雲守 正興

酒井紀伊守
澁谷隱岐守
舟越五郎左衛門
小菅猪右衛門
松田善右衛門
中奧御小姓 柴田但馬守
日根野備中守
細井[illegible]次右衛門
高田忠右衛門
松前主馬
大岡[illegible]太郎
三宅平九郎
大久保彌三郎
石川庄左郎
小笠原[illegible]之助
池田數馬

内藤越前守
大御目付 上田主殿
藤掛民部
三枝左兵衛
蔭山數馬
青山丹波守
朝倉甚十郎
杉浦八郎五郎
佐々木五郎右衛門
御使番 高田平八郎 遠[illegible]御假御目付
遠御近假御目付 松平隼人
高城清右衛門
菅沼次郎右衛門
河勝主稅
蜂谷民部
岡野權次郎

御小姓組番頭 大久保豐前守
御旗奉行 水野伯耆守
御鑓奉行 建部志摩守
御持頭 小野次郎右衛門
火消役 松平外記
松平宮内
近藤十兵衛
田村主馬
御目付 長谷川與左衛門
同上 稻葉式部
同上 高林市左衛門
内藤傳十郎
御鐵砲頭 黑澤杢之助
佐々久四郎
赤井圖書
熊勢甚四郎

阿部大學
百人組之頭 堀田孫太郎
朽木大和守
渡邊下總守
朽木主膳
御先手頭 逸見源兵衛
山川安左衛門
桑原權左衛門
松平一學
服部仲
福島左兵衛
御小姓組々頭 堀八郎右衛門
御徒頭 吉田小右衛門
藤掛伊織
大久保甚左衛門 右同
渡邊左衛門

水谷出羽守
新番頭 久貝忠左衛門
大岡忠四郎
青山藤藏
儒者 林大學頭
建部甚左衛門
鳥井權之助
松平孫左衛門
本田彌八郎
堀三六郎
御書院番組頭 朽木修理
長坂市郎右衛門
白井兵庫
堀求馬
小十人頭 山岡源右衛門
掃方[illegible] 武島左門

新番組頭 國領彌次兵衛
大草彌五右衛門
御納戸組頭 長坂源十郎
御具足奉行 本庄五右衛門
奥御右筆 遠山吉十郎
長谷川半太夫
村松四郎
御細工頭 平賀甚右衛門
奥谷半四郎
數原通玄
島田幸祝

武川孫七郎
小川長左衛門
御簞笥奉行 加藤求馬
御幕奉行 海野新左衛門
堀内善次郎
飯高宇右衛門
御勘定組頭 坂本新左衛門
御臺所頭 小林定右衛門
御同朋頭 平田順阿彌
岡本玄治
眼科 長嶋安清

小笠原久左衛門
中奥御番 美濃部一學
矢代要人
諸那與一郎
坂原作左衛門
松井久左衛門
石原半右衛門
西村平吉
御數寄屋頭 野村久清
岡市庵
馬醫 本康壽仙

表御右筆組頭 蜷川八右衛門
前田忠次郎
御弓矢鎗奉行 本田權右衛門
御馬方 諏方部文右衛門
大橋藤九郎
御馬方 加藤傳右衛門
八木清五郎
御勘定 岡田市郎右衛門
御同朋 石川觀阿彌
外科 栗崎道有

御書奉行 青野庄太夫
村越彌十郎
江間平左衛門
御書物奉行 松村左兵衛
表御右筆 長野喜太夫
三橋兵右衛門
古郡孫太夫
大田十五郎
御醫師 今大路道三
針科 増田壽得

右來年四月日光山御社參之節御供可ニ相勤ニ旨、御老中被ニ仰渡ニ候。〔割註〕私云、萬石以上以下凡二百七人、御書院番御小性組八組四百人、新御番三組小十人組五組百六十人、御納戸都合八百人歟〔ニ

御徒目付組頭 荒川權六
大野權之丞
早川庄次郎
上遠野磯右衛門
宮田平四郎
兒玉喜兵衛
御徒目付 高木金左衛門
川勝江茂八
鈴木彌五郎
武島源太夫

岡田源七郎　堺權左衛門　猪飼源次郎　內田惣左衛門　中村傳左衛門
澤蒲三郎　芝山作十郎　田中金兵衛　小山金五郎　淺利文七郎
杉浦佐一郎　鹽藤右衛門　柴山七右衛門　駒井勘十郎　小田切源左衛門
大瀧平七　火之番組頭 齋藤幸助　火之番 野澤惠左衛門　下山權三郎　八木岡大助
服部源五郎　藤井利八　本多治部介　風祭甚三郎　土屋藤右衛門
杉浦彥五郎　高場三右衛門　御徒押 村山金右衛門　上野奥右衛門　山口儀右衛門
鈴木牛之介　神尾佐仲　服部喜兵衛　松下喜平次　長谷部安五郎
竹內源右衛門　御具役 湊五右衛門　小澤太右衛門　山田佐左衛門　御太鼓役 水谷文助
恩田九左衛門　黒鍬頭 服部半九郎　御中間頭 畔柳助九郎　大岡源右衛門　御小人頭 伴六左衛門
荒井岡右衛門　御駕籠頭 安藤源助　山崎八右衛門　常葉源七　御挑灯奉行 栗田吉太夫
村田兵右衛門

一御供被ニ仰付ー候面々ニ、先規之通被レ下物可レ有レ之候。此儀ハ至レ春被ニ仰出ー可レ有レ之候間寄々可レ被レ通候。

此度日光御社參ニ付御旗本之面々エ申通書面

一衣類紗綾縮緬ヨリ上之品無用幷徒若黨小者仲間衣類等常々御定之通リ、猶以かろく可レ仕事。
但袴地純子繻子之類無用之事

一鞍覆馬氈黒覆羅紗天鵞絨毛革無用、尤羅紗押掛紺手綱無用事

紬も附紐木綿之外無用之事
一乘掛馬蒲團等鋪結構成儀無用事
一騎馬御供之面々者桐油可レ用レ之。其外供ニ召連候下人一同紙合羽可レ用事
右書面之通相心得、尤結構成儀美々敷事堅仕間敷候

日光御供之面々人數積リ覺

一三百石ゟ五百九十石迄　鑓壹本　馬壹疋　人數十人
一六百石ゟ九百九十石迄　鑓壹本　馬壹疋　人數十二人
一千石ゟ千五百六十石迄　鑓壹本　馬壹疋　鐵炮壹挺　人數十三人
一千六百石ゟ千九百九十石迄　鑓壹本　馬二疋　鐵炮壹挺　人數廿人
一二千石以上ハ可レ爲ニ半役ニ事
一布衣以上之御役人五百石以上者鑓貳本人數十五人。千石ヨリ千九百九十石迄鑓二本馬二疋人數廿人可ニ召連ニ事。

未　八　月

一日光御社參留守中川筋御船手ヨリ船改之儀、大名之舟ハ兼而留守居ヨリ判鑑取置斷次第ニ手形ニ引合相改申事。
一手負囚人并武具之類不ニ相通ニ事。
一出家并女前髪有レ之者、其支配ヨリ手形取通候事。
右之通萬石以上者大目付ヨリ相達候間、可レ被レ得ニ其意ニ候。若年寄支配えも爲ニ心得ニ右之趣寄々可レ被ニ相達ニ候。以上。

申　正　月

日光御社參之節供奉之面々え金銀被レ下之

金百兩(枚カ)宛高家　金三拾枚ツヽ御側衆
金廿枚巨勢大和守　金十枚ツヽ有馬六左衛門
金百兩宛御小姓　金十枚ツヽ御小納戶
銀三百枚ツヽ御書院御小姓組番頭　金廿枚ツヽ大目付御旗奉行
金十枚ツヽ中奥御小性　金五枚林大學頭
銀二百枚ツヽ御勘定奉行、御作事奉行、御普請奉行、百人組之頭、御鑓奉行、新番頭、御持弓筒頭、火消役、御先手頭、御目付、御使番、兩番組頭、御徒頭、小十人頭
銀百枚ツヽ御鐵炮方御納戶頭　金五拾兩ツヽ新番組頭
銀五拾枚ツヽ　表御右筆組頭、御膳奉行、中奥御番、兩番、御納戶組頭、御簞笥、御弓矢鑓御具足、御幕、御書物等奉行、御賄頭、小十人組頭
銀(金カ)三十枚(兩カ)ツヽ諏訪部文右衛門新御番
銀卅枚ツヽ御腰物方、御納戶、表御右筆、御細工頭、御臺所頭、御疊奉行、小十人、御同朋頭
銀廿枚ツヽ御作事下奉行、御同朋、御徒目付組頭、火之番組頭、諸組與力、河合久圓
金卅兩ツヽ奥御右筆、御勘定組頭
金廿兩ツヽ御馬方、御勘定、馬醫、御數寄屋頭、千人頭
金三枚御大工頭
金十兩ツヽ御徒組頭、御貝御太鼓役、御徒目付、御徒押、御臺所組頭、奥坊主組頭、同組頭並、御數寄屋坊主組頭
銀十枚ツヽ火之番御挑灯奉行、御仲間頭、御小人頭、御駕籠頭、黑鍬頭、御賄組頭、御拔官、御徒、御休息ノ戶番、小間遣頭、奥御臺所人、御疊大工、大棟梁、御馬乘、表坊主組頭

金五兩ツヽ御賄方、御納戶同心、御腰物同心、御細工所同心、御作事勘定役、小役之者、奧坊主御數寄屋共

銀五枚ツヽ表坊主、御小人組頭、御仲間組頭

金三兩ツヽ諸組同心、小間遣組頭

銀三枚ツヽ御簞笥同心、御弓矢奉行同心、御具足御幕御書物御疊奉行同心、御手大工

金貳兩ツヽ小間遣平之者、御小人、御仲間、御駕籠之者、御臺所六尺組頭、御馬口附之者

銀二枚ツヽ千人同心、黑鍬(奧表)六尺新組　御數寄屋御路次之者、御大工頭支配定普請同心、御馬飼中間

金三枚ツヽ奧外科、寄合外科、小普請外科、寄合針醫、同眼科、同齒醫

金五枚ツヽ奧醫師、寄合醫師

日光御社參御發駕之日

晝御休、川口町錫杖寺(御賄伊奈半左衞門)御泊岩槻城永井伊豆守(御賄伊奈半左衞門)

二日晝御休、幸手町聖福寺(御賄同人)御泊古河城本多中務大輔(御賄同人)

三日晝御休、小金井町慈眼寺(御賄山田次右衞門、中島內藏之介)御泊宇都宮城戶田山城守(御賄池田喜八郎、鈴木平十郎)

四日晝御休、大澤町龍藏寺(御賄後藤庄左衞門、池田新兵衞)日光御本坊(御賄長谷川庄左郞、小宮山杢之進)

此度日光山御供之面々、於ニ御山下一宿之外ヱ家來等無用之者不レ可レ出レ之、若無レ據用事有レ之而於レ差出一者、主人以ニ證文一御番所え可レ通レ之候。此旨寄々可レ被ニ相達一候。

但主人召連候て通り候分者斷次第可レ爲事。

一日光御山中并泊々城々大手門内馬上停止事。
一日光御旅館迄〆切之木戸々々下乘之ために候得者、〆切之内者當地下乘之内之通可二相心得一事。
一御山口々暮六時閉レ之、明六時可レ開之事。
一日光御供之面々下々迄、晴天雨天共ニ一同菅笠用可レ申旨、面々え可レ被二相達一候。
一此度日光御成道中筋領分有之面々、又は近邊より老中若年寄共外え爲二見廻一使者飛札使等被二差越一候者不レ及レ申、用事之ため家來等差出候儀も堅可レ爲二無用一候事。
一御代官道筋え罷出逢候儀、且又手代等差出候事も右に准可レ爲二無用一候。尤寺院等も同前に相心得一切見廻等仕間敷事。
右之通可レ被二申達一候。
江戸御發駕三ケ所御旅館日光還御共御供揃卯中刻
右之通於二當地一可レ被二相觸一候。
御晝休にて御供中食事も大概相濟候時分、御供揃拍子木打揃等に被二仰渡一候間、拍子木打早速御先御跡之御供之分無二遲々一御行列之通立可レ申候事。

下乘之事

一三ケ所御泊にては追手より内者、御先手番所之外にて下乘候事。
但古河にては御持番所之外にて下乘事。
一日光御供に付て勤番之假養子願書可レ被レ出事。
一當日御供之面々假養子願書差出に不レ及事。
右無二急度一可レ有二通達一候。
日光御供之面々休之義、來十日より相休、還御以後者廿三日より罷出可二相勤一候。向々え通達可レ被

レ致候。

一日光御供之内御先番之面々は勝手次第、來十二日之晩戌刻迄之内不レ遲立拂候樣可レ仕候事。

一御道中御泊々より御先え罷出候面々者、子刻より段々罷立、寅刻迄に立拂候樣に可レ仕候事。

一御跡より立候面々は、松平玄蕃頭人數より先え不レ參候樣可レ被二相心得一候事。

一御泊三ケ所日光共御道中御通り道旅宿者迪御之内幕絞りあげ、町々者見世之内明置候樣可レ被二相心得一候事。

一岩槻に而追手門より内侍壹人草履取壹人可レ被二召連一候事。

但番頭布衣以上之分は挾箱可レ爲レ持可レ申候事。

右之通可二相心得一候事。

四　月

稻垣求馬

本田彌八郎

御橋之内にて可二召具一供者覺

一侍三人に過べからず。但四品以上者四人可二召列一。

一挾箱持壹人たるべし。但四品以上者貳人可二召列一。

一草履取貳人（内一人は雨具持）

一鑓持壹人たるべし。

一乘物かき四人たるべし。

一火之番之面々は馬率壹疋なるべし。

一御用有之面人多く不二召列一して不レ叶者可レ爲二各別一事。

日光御社參に付自然火事之節御旅館え參上之面々

水野和泉守　松平左近將監　大久保佐渡守　水野壹岐守　有馬兵庫頭
加納遠江守　戸田肥前守　土屋兵部少輔　澁谷隱岐守　興津能登守
上田周防守　御目付

以上

〔割註〕日光御在山中自然火事等之節は、御旅館え可レ有ニ參上一候。」　松平右京大夫

今度御道中曇候而降可レ申被レ存候程之節は、御供中馬上歩行共に不ニ目立一候樣に桐油腰附に可レ致候。尤晴天之時は附に不レ及候。且又雨具致ニ羅出、中途にて晴候はゞ見合腰付に可レ仕候事。
　但下々迄合羽腰付合同斷之事。
右之通日光御供之面々え可レ被ニ相觸一候。

條々

一今度御留守中平日之事、戸田山城守含候間可レ相ニ計之一。若異變出來候時者、大納言殿可レ有ニ下知一候條可レ存ニ其旨一候事。
一於ニ城外一何篇〔等カ〕之義雖レ有レ之、城中番之輩不レ可レ出、可レ相ニ待差圖一事。
一喧嘩口論猶又可ニ相愼一、若無レ據義は可レ爲ニ後日之沙汰一事。
　附、於ニ城中一萬一喧嘩口論有レ之時は、其近所之輩可レ鎭レ之、猥不レ可ニ出合一事。
一城中并所々勤番之面々兼而定置候法度之趣堅可ニ相守一事。
一火事用心別而可ニ念入一。自然城中火事於ニ出來一者殿中番之輩者、山城守、伊豫守并番頭差圖可レ伺事。

右之條々可レ相ニ守此旨一者也。
　四月

日光御社參留書。享保十三年四月五日御門主〔割註〕公寛法親王、東山院第三皇子、一品准后天台座主。」一 御發輿。十三日將軍家御首途。十四日從ニ老中一奉書到來。〔割註〕是昨十三日御發駕之由被レ裁レ之也。」一 十五日宇都宮御旅館、從ニ御門跡一爲レ伺ニ御機嫌一、御使從學院權僧正。十六日卯下刻例幣使御規式如レ例。將軍家御着。學頭兩執當兩別頭一山衆ヒ日代社家藥樹院假橋之內並居御目見。一坊樂人假橋之外ニ並居御目見。御着御歡ヲ使執當御門跡ヘ御使高家衆。〔割註〕上使御請執當也、」一 御三家ヘ兼而大桑村ヘ到着。今日着御前各入ニ來宿坊一。依而宿坊ヘ上使。〔割註〕御機嫌能御登山且又明日御祭禮可レ有ニ拜覽一之由也。」一 酉刻夜宮御神事、先神輿三社銅鳥居之內石階之下ヘ出御。次ヘ御門跡參向、〔割註〕一山衆徒銅鳥居之內左右列居。」一 御招請御作法畢退去。次ニ神輿新宮拜殿渡御。〔割註〕一山衆徒着座、社司伶人等出勤、七五三御膳獻レ之。」一 十七日御旅館ヘ從ニ御門跡一杉重被レ進レ之。〔割註〕御使御本坊御留守居法門院。」一 辰刻御門跡於ニ淨土院ニ整ニ行粧一、乘輿行列到ニ於新宮前一、御招請作法有レ之。次於ニ三佛堂前ニ延年舞、畢而退去。〔割註〕但淨土院御出門之時、御目付ヱ啓ニ案內一。」一 將軍家御三家御對顏、畢而御棧敷ヱ入御。（長袴）、祭禮上覽。〔割註〕御祭禮行列之兵士通候時御簾上レ之。」一 御次之間御三家、三之間井伊掃部頭以下伺公。御門跡於ニ淨土院假棧敷ニ御祭禮拜覽。〔割註〕一山衆徒詰ニ於次之間ニ。」一 巳ノ上刻御祭禮、（如ニ例年ニ。）御祭禮奉行〔割註〕本多豐前守、松平玄蕃頭。」一 衣冠、目代（山口新右衛門）。素襖供奉。神輿御旅所ヘ渡御。三本立御供獻レ之。伶人舞樂（東遊）、八乙女（神樂）、神輿還座先衆徒社司伶人等之諸役人參宮、次啓ニ案內一。御門跡昇宮御供、（三本立。）獻レ之。〔割註〕御社參ニ付臨時也。」一 還御之砌、將軍家御裝束供奉行列〔割註〕御三家裝束之案內。」一 案內啓ニ御目付一、御供（三本立）獻畢、衆徒西方瑞籬內庭上退下。〔割註〕御門跡伴僧坊官御宮役僧此處列居。」一 社司伶人東方瑞籬內庭上列居。〔割註〕社司前側、伶人後側。」一 御三家御拜殿ヘ豫參（束帶）、迎ニ台駕一唐門外石階下西方列居。御先立井伊掃部頭（銅鳥居外伺公、）御轅（束帶）、銅鳥居內下レ輿。御轅御簾松平右京大夫。

（階下御裾水野壹岐守、御太刀高家、御刀御小性、御沓御小納戶、隨身御使番二人、兩番四人束帶、陽明門入御ノ時、爲ニ御祈禱ニ於ニ護摩堂ニ三壇修法。〔割註〕衆徒三人出勤、助児一坊勤之。」於ニ御本地堂ニ藥師經讀誦、（一坊勤之）於ニ神樂堂ニ八乙女（神樂）、於ニ庭上ニ伶人（奏樂）、唐門外御三家御會釋。御門跡御拜殿階下御出迎、御會釋畢而御先進、御幣殿西方着座。〔割註〕學頭兩執當兼至ニ石之間ニ迎ニ御門跡ニ、相ニ詰幣殿西方ニ。」御拜殿入御、（御裾水野壹岐守）御幣殿入御、（御裾御自身）次御三家御拜殿入而右方南西着座。御進献御太刀目錄、〔割註〕左近將監廣前持參、大樂院請ニ取之ニ、於ニ石之間ニ修學院權僧正渡レ之、西方詰修學院御太刀目錄御幣殿御机之上献之、石之間復座。」神馬銅鳥居前牽レ之。〔割註〕諏訪部文右衞門役レ之。」次御膝突御着座御拜禮。御門跡持ニ御幣ニ御頂戴御復座。〔割註〕御三家方同御幣御頂戴有之ニ」奧院御靈屋御參詣略。

十八日還御。〔割註〕御道中始終御馬上在々者拜見被ニ仰付ニ。」十九日尾紀兩卿發途。廿日水戶御發途。

（仁王　長榮山志。三門の仁王は行基菩薩の作にして、もと古川藥師にありしを、日純上人の時、當山にうつせし也。和銅年中の作なり。」日顗上人過去帳。池上三解脫門密迹金剛神（右の方阿）御首ノ中ノ古札中ニ、

發起旦那上田左近大夫朝直　　並大河原侍從律師

南無密迹王　　日顗曰中首題斗純

南無妙法蓮華經

南無多寶如來　　師、脇書ハ現師也

日　純　判

南無釋迦牟尼佛　　同日越岩本和泉守
南無金剛王　・　　子息能化十三歳
純師六十七歳大坊役日現
天文十七年戊申十月五日　　大工　山本内匠助

裏書云
右金剛王再興發願之願主上田周防守後室
其外貴賤以助成奉造之也。佛所鎌倉住但馬守師弟三人
于時天正十五丁亥曆仲夏吉日　　大　坊
日　統



左ノ方畔
密迹王造立施主松山居住正覺坊
日恩佛所鎌倉住人但馬守作者也
南無多寶如來



如來秘密神通之力
南無釋迦牟尼佛　天正十五丁亥五月吉日
本門寺　日　統　判

池上三門掛札。此仁王尊和銅三年庚戌行基菩薩作。」〔割註〕此和銅三年庚戌作といふは、古川藥師にて云傳し處、池上に移し奉りしは、天文十七年のことなり。」身延三門仁王。金澤の六浦上行寺の仁

王尊にして、佛師覺增が作る處なり。然るに此仁王、身延に行んと聲を出しゝかば、六浦の妙法房みづから荷負して身延山に至れりと云。〔割註〕或は金澤稱名寺の仁王尊なりとも云。たゞし稱名寺の仁王は今に古物現在せり。」金石萃編(百廿)。南門樓三重通二三道一(去レ地廿丈)形製似二今端門一、圖以二雲氣一、畫二彩仙靈一、綺錢青瑣赫麗華拱、夾門有二四力士四獅子一。飾以二金銀一。加二之珠玉一。〔割註〕北朝魏の時なり。」

○人聞菩薩　豐後人田邊文三話。豐後國國崎郡二子寺開基人聞菩薩といふ。養老年中の人也。同郡西叡山圓力寺も、養老中同開基なり。西叡山もとは六鄕山といひしと也。

○二宮氏　親綱卿記。文祿四年十一月十五日、毛利諸大夫兩人御礼申入了。二宮受領信濃守豐臣就辰書出、中御門(資胤卿)上卿(晴豐卿)勸大勅許。〔割註〕文祿四十一六日。」

○にぎはひ草　著述只六。佐野紹益著。天和二年板本。

佐野系
- 佐野紹由（元龜年中生）
  - 紹益（隼人　聖護院宮候人）　此紹益はよし野大夫を請出したる人なり。其ことは別にくはしく記せし書あり。
- 女（大虚庵光悦妻）

○二位の尼　平家系圖。出羽前司知信の男兵部權大輔時信の女、太政大臣淸盛公室、二位尼御前。

葛原親王
- 高棟（大納言）―惟範（中納言）―時望（權中納言）―眞材（伊勢守）―親信（參議）―行義（武藏守）―範國（右衛門佐）
  - 經方（民部大輔）―知信（出羽守）―時信（兵部大輔）―女（二位尼）
- 高見―高望（上總介）―良望（常陸大掾）―貞盛（鎭守府將軍）―惟衡（上總介）―正度（左衛門尉）―正衡（右衛門尉）―正盛（從四下）―忠盛（刑部卿）―淸盛

八條二位殿
┃女 清盛公室 ─ 重盛
┃女 建禮門院 ─ 安德天皇

兵部大輔 時信 ┬ 女 建春門院 ─ 高倉院
　　　　　　　└ 大納言 時忠 ─ 時實

兵部卿 信範 ─ 內藏頭 信基 ─ 治部卿 親輔 ─ 正三位 時高 ─ 十三世 ─ 從三位 時當 ─ 從二位 時慶 ┬ 西洞院參議 時直 ─ 時良
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├ 平松權中納言 時庸 ─ 時量　時方
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　├ 長谷正三位 忠康　─ 行豐
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└ 交野大膳大夫 時貞

當時現存堂上の平氏は、二位尼と同じ流の家筋なり。將軍執權次第。平政子〔割註〕遠江守平時政女。」建保六年四月十四日叙ニ從三位一。同十一月十三日叙ニ從二位一。賴家、實朝母儀也。但不レ蒙ニ將軍宣旨一。賴經卿年少之間。爲ニ彼代官一所ニ成敗一也。嘉祿二年五月廿九日受病。七月十一日卒。六十九。」東鏡脫漏。嘉祿元年トアリ。」平氏系圖。平政子、從二位尼將軍是也。九年居ニ將軍職一。

㊟高望 ─ 常陸大掾 良望 ─ 鎭守府將軍 貞盛 ─ 肥前守 維將 ─ 上總介 維時 ─ 上野介 直方 ─ 上野介 惟方 ─ 北條四郎大夫 時方 ─ 四郎大夫 時家 ─ 從五下遠江守 時政 ─ 女 二位尼

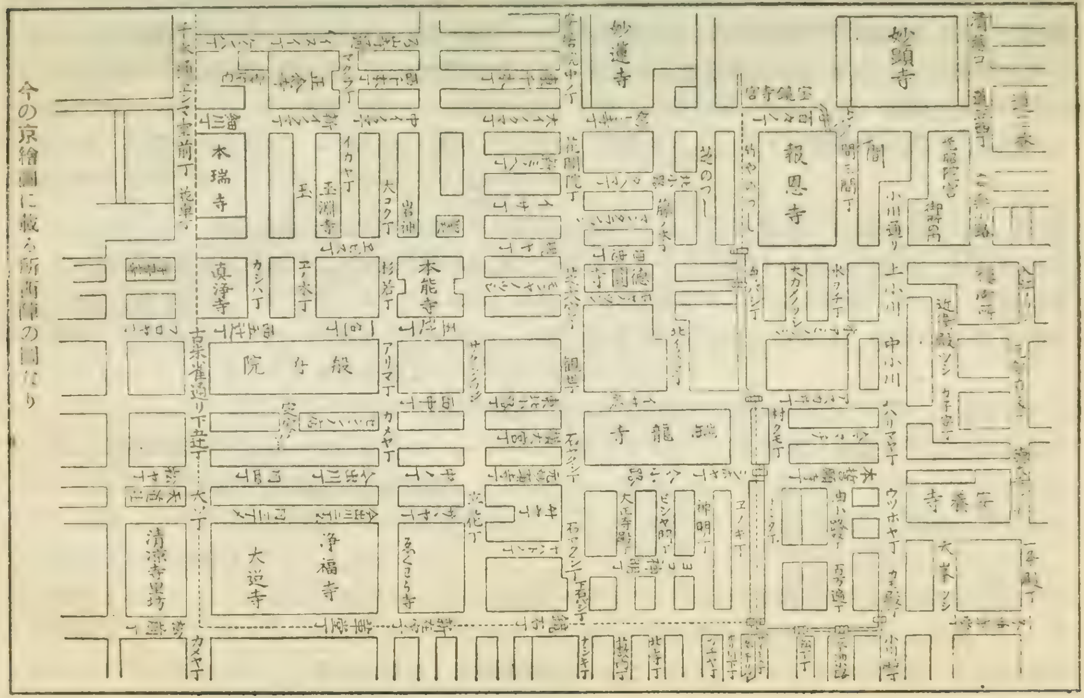
葛原親王十二世孫に二位尼あり。安德天皇の外祖母たり。また同く十三世孫に二位尼ありて、天下の成敗を專にす。奇と云へり。

錦の價　孫子算經。今有ニ錦一匹一。直錢一萬八千。問丈尺寸各直幾何。答曰、丈四千五百錢。尺四百五十錢。寸四十五錢。術曰置ニ錢一萬八千一以レ四除レ之。得ニ一丈之直一。退再退得ニ尺寸之直一。

今按に、算經は唐李淳風の注なれば、此一萬八千は開元錢と見べし。又算經に、黃金一斤、直錢一十萬一兩六千二百五十錢とあり。然れば一萬八千錢は金二兩半と二百五十錢也。但此金一兩は十錢(ジウモン)也。比せば金二十八錢八分に當る也。今時の金に直せば八兩也。〔割註〕小判壹兩參錢六分の積。」今小判金八兩を曲尺四丈にわれば、一丈は金二兩にして、一尺は十二匁に當り、一寸は一匁二分也。〔割註〕幅は一尺八寸也。」一寸四方は六釐六毛有奇にあたる、今と云とも大抵知同じき也。

延喜織部式。錦〔割註〕長四丈、廣二尺。」長幅錦絲十一斤十一兩。〔割註〕主計式によれば、上絲貳兩は正丁一人の庸錢百卅五文に比する由なれば、十一斤拾壹兩は百八拾七兩にして、九十三人半の庸に比す。即錢壹萬壹千六百八拾七錢半に當り、銀に直して拾壹兩貳分四錢有奇也。金にては參兩參分參朱餘なれば、卅八匁餘にし織手一人共、今金の拾兩餘にあたるべきなり。」織手一人、共作(アイ)一人、長功一尺八寸、中功一尺九寸、短功一尺二寸。〔割註〕長功二十三日、中功二十八日、短功卅三日餘に當れば、此織料正丁一人留役者滿二卅日一、租調俱免と云に比するに、正丁一人の租調各二百五十文として五百文に當るべし。是によれば織手の食料を除き、絲直と工料とにて壹萬貳千百八拾七錢餘にあたり、銀拾貳兩四朱半餘となれば、金にては四兩壹朱半餘也。今金に直レ之拾一兩に當る。是其大抵也。」緋地繡錦絲十斤。〔割註〕百六拾兩なり。此直壹萬錢也。銀拾兩に當り、金參兩參錢參分、今九兩餘。」織手共作各一人、長功一尺九寸、中功一尺六寸、短功一尺三寸。〔割註〕廿一日、廿五日、卅日餘に當る。」此外に十餘種の錦あり。絲重きは十六斤十四兩に至り、輕きは六斤一兩一分に至る。其價大槩推量すべし。故に今悉くこれをあげず。

○錦の御旗　原田系圖。太宰大監種村、天下無雙弓馬達者。後一條院寬仁三年、異賊襲下來九州上可二亂入一之由有二其告一。其時大藏種村蒙二宣旨一馳向。令レ退二治西戎一。蒙二征西將軍之宣旨一管二領九州一。依二祖父例一賜二錦御旗一。」〔割註〕祖父と云は大藏春實也。純友追討の賞なり。」太平記。村上義光大塔宮ノ



今の京繪圖に較ぶ所西陣の圖なり
妙蓮寺
妙顯寺
報恩寺
本能寺
般舟院
淨福寺
清凉寺里坊
小川通り
中小川
上小川

錦御旗ヲ取セシ事。備後三郎高徳ガ宮ノ錦御旗ヲ持テ落シ事。一宮尊良親王ノ錦御旗、是等ミナ日月ヲ金銀ニテ打テ付トアリ。」鎌倉大草紙。鎌倉持氏朝臣追討ノ爲ニ、永享十年後花園院ヨリ追討綸旨ト錦御旗ヲ、上杉持房ニ賜ハリシ事アリ。其旗ニ、禪振海中雲之幡之手仁東之塵於拂不秋風（チハヤフルヤエタツクモノハタノテニアヅマノチリヲハラフアキカセ）ト」云御製ヲ書サセラレシカバ、山内ノ上杉家ニ天子ノ御旗ト云傳フルト也。〔割註〕南朝紀傳、永享記等にこのことを載。皆同意也。」

○西陣　一書。京の西陣と云處は、東は堀川をかぎり、西は朱雀通りにいたり、南は一條の大路より北を云。すべて方内百五十町なり。」武家記。又堀川以東ヲ東陣ト云。出二應仁記一。西陣トハ千本北野西ノ京。マタ東陣モ上ハ犬ノ馬場西藏口、下ハ小川一條マデト云々。今東陣ノ稱號ナシ。」重編應仁記。應仁元年五月十日勝元方十六萬千五百餘人東ニ陣ス。宗全方十一萬六千人西ニ陣ス。西陣ハ千本北野西ノ京マデ、東陣ハ犬ノ馬場西藏口下ハ小川一條マデ云々。

○如意寶珠　四教儀集解。十二部經者此約大乘也。若約二小乘一只有二九部一。法華云。我此九部法隨順衆生說。入二大乘一爲レ本。以三小乘中無二如意珠身一。故無二方廣部一也云々。」月令廣義（廿三）。如意珠統志。日本國阿蘇山石火起接レ天。俗異而禱レ之。有二如意寶珠一。大如二鷄卵一。色靑夜有レ光。永樂初年對爲二壽安鎭國山一。」妙法蓮華品分別功德品。於二虛空中一天鼓自鳴。妙聲深遠。又雨二千種天衣一。垂二諸瓔珞、眞珠瓔珞、摩尼珠瓔珞、如意珠瓔珞一徧（遍カ）二於九方一。

○日蓮宗派　日觀上人傳燈抄。日昭門家ノ法式ノコトハ、都鄙トモニ、シカト法華宗ノ樣ニハ諸門徒ノ人々不レ存歟。其根本ハ叡山戒壇ヲ踏メル故歟ト覺タリ云々。然ル間、花洛ニモ、柳營ニモ、眞言ノ法華宗トハ不レ思、沙汰ノ限リ也。但シ日觀ガ三十三ノ時、今ハ相模律師日授ト云シ人、越後ノ國ヨリ來テ、關東鎌倉法華寺ノ貫首トナリキ。其後二十餘年中絶シテ、已後安擦阿闍梨日傳、後ニハ號二常樂坊一。此人又貫首トナリキ。日朗門家ノコト、比企谷ハ日朗ノ古跡云々。比企谷眞俗ハ日朗、日輪、

日山云々。日朗遺跡ノ日山ノ付屬ニテ云々。日朗聖人ノ御門徒種々ニ分タリ。今ハ廿派計モ有ルラム。其中ニ先三門徒ヲ以テ爲ニ長者一。所謂比企谷日輪、日像ト日印ノ三派也。六條門徒ハ日印ノ派也、日興門徒事ハ、源ハ富士大石寺ナレドモ、近来ハ派々數多ニ分レタリ。先富士大石寺ノ外ニ西山トヤラン一派アル也。關東ニハ鎌倉本光寺トテ小所有レ之シガ、今ハ絶テ無レ之。安州ニ磯村保田トテ兩所アリ。日向門家甲斐國身延山ノ門徒也云々。波木井殿ノ謗法振舞ニ依テ、聖人（祖師ヲサス）ハ御座不レ可レ有トテ、（老僧五人）御同心ニ身延山ヲ捨サセ給ヒキ。日頂ハ日常聖人ヲ六老僧ノ別數ト仰ラレシ時ニ、伊豫坊（日頂）ヲ代官ニ可レ被レ遊由被レ望申ニ云々。日什門徒ハ中山日尊聖人ニ歸依被レ申タリシガ、在所ヲ眞間ニトラレキ。或時ハ眞間ノ能化トモ稱シキ。」日興執筆番帳、六老僧、日昭、日朗、日興、日向、日頂、日持、中臈若輩十二人。

日蓮宗派の根源たる高祖の遺跡正統の寺院を知らんには、下の部わけにてみるべし。

高祖大菩薩

- 生處　小湊　房州　誕生寺は中老日家聖人の開基也、日家聖人は高祖入涅槃の時廿五歳也。
- 得道　清澄
- 轉法輪　鎌倉比企谷　文永十一年五月　妙本寺開堂
  - 付屬　日朗　高祖開堂の兩寺、付屬の本意所弘の妙法流布の最初たる比企谷妙本寺、能弘の日蓮終焉の本門寺、合せて始終一致全備の謂なり、
- 退藏　身延　輪番　文永十一年六月　久遠寺開堂あり
- 入涅槃　池上　弘安五年九月　本門寺開堂

辨阿闍梨　印東次郎左衛門尉

日昭
祐昭二男
元亨三年三月廿六日化

鎌倉濱法華寺

越後村田妙法寺

豆州玉澤妙法寺

二

日朗
筑後公大國阿闍梨
▲下總國匝瑳郡野手村印東氏ノ家ニ生
本門寺妙本寺妙顯寺等用之
▲下總國葛飾郡平賀庄平賀氏ノ家ニ生
本國寺一派印門徒用之
寛元三年四月八日誕生
建長六年入室
文應元年得度日朗十六歲
文永八年九月囚籠屋牢
文永十年五月廿八日出牢
文永十一年妙本寺付屬
弘安五年本門寺付屬
文保二年隱池上寺窟
元應二年正月廿一化名越ニ火葬、猿畠山ニ塔ス

兩山相續、宇都宮妙正寺、上總光明寺、房州榮泉寺
日輪　大礒妙輪寺

抄顯寺
日像

本國寺越後本成寺
日印

平賀本土寺
日傳

比企谷大巧寺、小田原蓮昌寺、尾州熱田本遠寺、
上總妙階寺
日澄

上野安中大法寺
日善

佐渡本光寺
日行

丹州常照寺、豆州本教寺、相州圓教寺、越後妙福寺
日範

猿畠山法性寺、中延法蓮寺、小田原妙福寺
朗慶

三

日興
今富士派ノ祖　伯耆公白蓮阿闍梨
安房保田妙本寺、富士大石寺、富士北山本門寺、鎌倉本興寺、元弘三年二月七日化

日目
蓮華阿闍梨
元弘三年十一月十五日圓寂

大成院 — 上行寺

日尊 京上行寺開山 — 日尹 — 日圓 — 日從

日大 住本寺 雲州處々富士門徒ノ祖 — 日頓 — 日元 — 日源 — 日長 — 日禪 — 日廣

日道 大石寺

四

日向 身延 佐渡公民部阿闍梨 祖師輪番ト被定シヲ引違テ住職ト波木井氏ノ定メニ從フ、依テ住職ノ初代ト云ベシ。

日進 身延二世 — 日善 三世 — 日臺 四世 是ヨリ相承シテ今ニ至ル

五

日頂 眞間弘法寺 伊豫房 中山日常上人ノ代リニ六老僧ノ列ニ入ル 弘安七年日常上人ノ勘當ヲウク、正安元年四月三日行末モナク成ラセ給フ識日ヲシラズ

日揚 — 日樹 — 日宗 — 日滿

日念

六

日持 貞松山蓮永寺 德治元年入唐

六老僧外

日常 中山ノ祖、居二世

日高 中山三世 — 日祐 中山四世 — 日尊 中山五世

日寂 淺草長昌寺祖

日貞 中山法宣院

日慧 中山安世院

日經 中山淨光寺

日薩 中山七世 ▲頂妙寺開山 — 日親 — 日沾 — 日珖 ▲堺妙國寺開山 油屋日珖コレナリ

日言

日暹 中山六世 — 日親 ▲本法寺開山 ナベカブリ上人コレ也

日什 ▲妙滿寺開山

日尭 本行院

一　日家　小湊誕生寺　佐久間兵庫重吉三男

二　日源　碑文谷法華寺、谷中感應寺、雜司谷法明寺、駿州正法寺　岩本實相寺學頭

三　日辨　鷲栖鷲仙寺　熱原甚四郎國重子天目上人ノ叔父也

四　日法　岡宮光長寺　信州佐野氏

五　日傳　小室妙法寺　眞言山伏

六　日位　駿州池田本覺寺　駿州人

七　日秀　庭谷妙福寺　墨田次郎時忠次男

八　天目　品川妙國寺　三浦氏

九　日得　佐州妙宣寺　遠藤左衛門尉入道爲盛也、阿佛房

十　日合　野呂妙興寺　工藤吉隆ノ弟筑前阿闍梨

十一　日賢　村松海上寺　淡路阿闍梨、雜司谷二世

十二　日高　中山三世　大田乘明子

十三─日保 上總興津妙覺寺 卿公美作阿闍梨
十四─日實 沼津妙海寺 但馬阿闍梨
十五─日禮 曾谷法蓮寺 曾谷次郎教信
十六─日祐 大輔公
十七─日恩 相州長福寺 日弁ノ弟天目ノ叔父
十八─日門 常陸妙光寺 常陸公一條阿闍梨 以上中老十八人也

城下谷出世寺大概 寺ャ ○ハ本寺 △ハ末頭

─○池上本門寺兼比企谷妙本寺 ○眞間弘法寺 身延末

○新會妙顯寺 身延末　○感應寺 池上末　谷中 修性院 身延末
─二本榎 朗惺寺 △池上末頭　中延 法蓮寺 池上末　大久保 法善寺
─同 承教寺　大崎 本立寺　牛込 善國寺
牛込 淨林寺　淺草 經王寺　同 實相寺
淺草 長遠寺　同 蓮妙寺　同 大仙寺
同 正覺寺　同 善慶寺　駒込 蓮久寺

淺草　眞間末　法泉寺
柳島　眞間末　法性寺
谷中　眞間末　神田感應寺
川越　池上末　行傳寺
高井戸　池上末　覺藏寺
上總行川　池上末頭　△妙泉寺
泉州堺　中山末　妙國寺

中臺出世寺大概

谷中　身延末頭　△瑞輪寺
麻布　同末　妙教寺
白銀　同末　本妙寺
麻布　小湊末　妙像寺
同　妙圓寺
同　大法寺
同　法典寺
千駄谷　同　立法寺

同　身延末頭　△善立寺
押上　身延末　春慶寺
同　京立本寺末　妙精寺
根岸　池上末　妙像寺
蒲田　池上末　妙典寺
同大野　池上末頭　△光福寺
長崎　本圀寺末　本蓮寺

金杉　身延末　延壽寺
日ケ窪　同末　長養寺
白銀　小湊末　覺林寺
同　本迹（通イ）寺
同　常泉寺
同　長幸寺
同　清德寺
牛込　同　大法寺

一本松　平賀末　本善寺
品川　池上末　蓮長寺
小山　身延末　摩耶寺
牟禮　池上末　眞福寺
谷中　新曾末　龍谷寺
伊豆　池上末頭　△清雲寺

三田　同末　長久寺
白銀　同末　妙圓寺
牛込　小湊末　幸國寺
同　一乘寺
同　圓眞寺
同　妙祝寺
四谷　同　圓通寺
高田　同　感通寺

飯高檀林

―○身延久遠寺

金杉　同　要傳寺
本所　佐野末　妙源寺
四谷　身延末　妙行寺
高田　身延末　亮朝院
谷中　常在寺
善性寺
身延末　○小湊　誕生寺

長坂　村田末　大長寺
白銀　身延末　玄照寺
同　正覺寺
谷中　同　延壽寺
妙運寺
身延末　○村田　妙法寺

櫻田　藝州國前寺末　法雲寺
四谷　身延末　戒行寺
同　榮林寺
同　養傳寺
經王寺
身延末　○佐野　妙顯寺

中臺松和田ヨリ代ル〲出世ナリ

松和田出世寺

―○身延久遠寺

身延末　○瀧谷　妙成寺
淺草　身延末　妙福寺
本所　本佛寺
雜司谷　法明寺
本清寺

身延末頭　△下谷　宗延寺
身延末　蓮光寺
三田　長運寺
本立寺
日慶寺

身　玉泉寺
中目黑　正覺寺
谷中　長久寺
眞養寺

池上 南谷 檀林

身延 西谷 檀林

本圀寺求法院檀林

長昌寺
市谷 小湊末 藥王寺
同 寶相寺
鳥越 同 正法寺
比企谷 池上末 本行院
御猿畠 法性寺
辻 本興寺
大磯 妙輪寺
曾谷 長源寺
三輪 妙福寺
金澤 安立寺

谷中 妙揚寺
谷中 小湊末 妙善寺
四谷 同 日宗寺
砂村 妙久寺
同 常住院
松葉谷 安國寺
亂橋 妙長寺
同 妙昌寺
瀨谷 妙光寺
藤澤 妙善寺
大町 常榮寺

堀內 妙法寺
小湊末 長光寺
關口 同 蓮光寺
小町 大巧寺
宿屋 光則寺
笛田 佛行寺
同 妙大寺
片瀨
南川原 本瑞寺

小西檀林出世寺

身延末　紀伊殿ヨリ住職被仰付
○大野本遠寺　御朱印四百石餘

本圀末
○小室妙法寺

身延末
○藻原妙光寺

淺草　本圀末頭　△幸龍寺　御朱印百七十石　繼目御禮
本所　本圀末頭　△法恩寺
深川　身延末　淨心寺
淺草　池上末　法養寺
池端　妙覺寺末　大正寺
谷中　藻原末　一乘寺

本所　同末　本法寺
淺草　平賀末　本法寺
池端　大野末　顯正寺
丸山　法恩寺末　淨心寺
谷中　大圓寺

同　同　大法寺
橋場　小湊末　妙高寺
四谷　平賀末　本性寺
谷川　法恩寺末　大行寺

中村檀林出世寺

○京本圀寺

可紀身延末
○京妙覺寺

○中山法華經寺

身延末
○京妙顯寺

可紀中山
○京頂妙寺

身延末
○玉澤法華寺

中山
○京本法寺

身延末
○平賀本土寺

身延末
貞松蓮永寺

谷中　本圀末頭　△宗林寺
淺草　同　本覺寺
牛込　玉澤末　久成寺
高田　同　妙泉寺

同　長明寺
谷中　玉澤末　大雄寺
市谷　同　蓮秀寺
谷中　同　養泉寺

谷中　同　本壽寺
市谷　玉澤末　惠光寺
高田　同　本松寺
雜司谷　同　寶城寺

谷中　同　上聖寺
谷中　中山末　△妙法寺
谷中　平賀末　本光寺
市谷　同　修行寺
西久保　同　眞淨寺
淺草　妙顯寺末　本藏寺
小石川　貞松末　蓮華寺
谷中　本法末　妙福寺
同　妙圓寺

赤坂　同　圓通寺
駒込　玉澤末　浩妙寺
同　常立寺
成子　平賀末　常圓寺
同　實相寺
谷中　同　延命院
大塚　同末　本傳寺
同　同末　安立寺
下谷　德大寺

牛込　同　長明寺
淺草　平賀末　蓮城寺
原町　同　經王寺
宮村　同　安全寺
同　本久寺
淺草　蓮永寺末　妙音寺
白山　同末　妙傳寺
同　同末　佛心寺

○水戸久昌寺　三昧堂檀林出世寺

駒込　久昌寺末頭　△大乘寺
丸山　大野末　興善寺
谷中　身延末　領玄寺
押上　身延末　最教寺

已上はみな一致の教刹なり。然して飯高檀林開山は、池上比企谷十三世蓮成院日尊上人と云。講釋の祖をば教藏院日生上人と云。次を心性院日遠上人と云。本滿寺十三世一如院日重上人の弟子にして、學業功德世みなこれをしればこゝにいふに及ばず。その法脉にて相續する寺院大むね、左のごとし。

本圀寺求法院祖
身延廿准曆
本滿寺十二
●日重　一如院

日乾　身延廿一　本滿寺十三　妙覺寺十九　寂照院
日遙　小西七　鷲峯二　身延廿六　智見院　後爲日遠弟子

日遠　飯高三　身延廿二　池上十六世　大野開山　心性院　西谷開山　本滿寺十四　妙傳寺八

日祝　身延

日要　身延
日勇　山科開山
日通　飯高十五　池上廿　身延廿八
日亨　身延

日暹　身延

日友　飯高七　池上十五　中正院

日達　飯高　玉澤

日忠　中山十九　西谷五　飯高九　頂妙寺六　水戸開山
日豐　中村七　西谷六　妙顯寺十四　池上十九
日政　深草祖
日燈　深草二

日東　池上
日孝　瑞輪寺十　小湊廿六　飯高卅一　西谷十五
日潮　飯高五十二　身延卅六

日明　本滿寺十七世　圓照院　飯高十一　大野貞松

飯高十二 池上 日耀

貞松 日閑 一源院 元祿二年二年十七日化

眞間 日立

眞間 日晴

眞間 日祐

- 池上廿一 日玄
- 日匠
- 日宣

飯高、玉澤 日通

飯高、玉澤 日叙

貞松 日長

貞松 日攸

駿州谷部 龍華寺開山 大野五 貞松八 日近

紀州養珠寺 日護 中正院

（日玄）

- 池上廿二 日潤
- 池上廿四 日等
- 比企谷 常住院 日宣
- 眞間 日貞
- 日眞
- 日柳

（日宣）

- 日眞
- 日海
- 池上廿五 日顕
- 日行

（日顕）

- 日永
- 日靜
- 池上 日章
- 池上廿八 日侃
- 日進
- 日健
- 日利
- 日昌
- 日好
- 日近

柳庵隨筆保字篇　卷之五

○本命　太政官式。凡内外諸司所レ申庶務。辨官總勘申ニ太政官一。其史讀申。皆依ニ司次一。若申ニ數事一。各先ニ神事一。中ニ神事一史不レ申ニ凶事一。御本命日〔割註〕中宮東宮亦同一。」及朔日重日復日亦不レ申ニ凶事一。」隋書。獨孤皇后崩。文帝令下蕭吉擇上レ地。及レ將レ葬帝欲ニ自臨一。吉奏云。至尊本命辛酉。今歳斗魁及天罡臨卯酉。謹案ニ陰陽書一。不レ宜レ臨レ喪。〔割註〕文帝大統七年辛酉歳に誕生なり。然らは蕭吉は誕生の歳を本命成と知る。」一　太上廣慧修心保命超刧經〔呂祖全書〕。闡明心迹章第四、日至三百六十七週乃一周天。其三百六十之數即有ニ三萬六千之度一。日行ニ一度一即有ニ一日之神一。隨レ之日行ニ一晝夜一。即有ニ數十日神一。爲ニ之人生出一作ニ入息一。如ニ日出沒一。即命ニ九天日夜遊奕天王一。分巡令ニ三萬六千甲子太歳一司下人間行中暗昧善惡上。即命下ニ人身三尸神一合中一刻之太歳上。一刻太歳合ニ一時之太歳一。一時太歳合ニ一日之太歳一。一日太歳合ニ一月之太歳一。一月太歳合ニ六十日花甲子之太歳一。於ニ庚申日一乃人心出神之期。是生身本命轉換之日各具ニ善惡一。」家語。本命解。孔子對曰。分ニ於道一謂ニ之命一。形ニ於一一謂ニ之性一。化ニ於陰陽象形一而發謂ニ之生一。化窮數盡謂ニ之死一。」持明院基春卿簡書。本命年日行年は未の日なり。別て愼べし。私云。戊午乙未癸酉此日也。或祕抄にありといへ共注し付着也。〔割註〕又名を貴曜似鳩抄といふ。基春卿は享德二年癸酉に生れ、天文四年濃洲にて薨、八十三歳。」一　曲洧舊聞。崇寧初。范致虛上言。十二宮神狗居ニ戌位一。爲ニ陛下本命一。今京師有下以ニ屠狗一爲レ業者上。宜レ行ニ禁止一。因降ニ指揮一禁ニ天下殺狗一。賞錢至ニ二萬一。」一　拾芥抄。本命屬星。子年人貪狼星。丑亥年人巨門星。寅戌年人祿存星。卯酉年人文曲星。辰申年人廉貞星。巳未年人武曲星。午年人破軍星云々。本命日一二種。或以ニ生年一〔割註〕板本中一年と有は誤也。」爲ニ本命一。或以ニ生日一爲ニ本命一。光支干相隔可レ爲ニ本命一。檢ニ國史一只以支内法本命寅年降誕以レ寅爲ニ本命一也。保憲說也。

五行大義（卷四）。黄帝斗圖云。一名ニ貪狼ニ子生人所屬。二名ニ巨門ニ丑亥生人所屬。三名ニ祿存ニ寅戌生人所屬。四名ニ文曲ニ卯酉生人所屬。五名ニ廉貞ニ辰申生人所屬。六名ニ武曲ニ巳未生人所屬。七名ニ破軍ニ午生人所屬。」又（卷二）。納音數者謂ニ人本命所屬之音ニ也。音即宮商角徵羽也。納者取ニ此音ニ以調ニ姓ノ所屬ニ也云々。」九條殿遺誡。先起稱ニ屬星名字ニ七遍（微音）。次取レ鏡見レ面。見レ暦知ニ吉凶ニ。次取ニ楊枝ニ向レ西洗レ手。云々。

○本卦　陰德太平記。毛利元就明應六年誕生。吉侍者ヲ以テ實名并ニ本卦ノコトヲ申入タリ云々。本卦八師ノ卦上六ニ當リ云々。」甲陽軍鑑。大永元年辛巳歳。源信玄晴信公誕生。是は甲州武田信玄の事也。本卦豐、享祿三年庚寅上杉謙信輝虎公誕生云々。本卦履。天文三年甲午平信長公誕生。本卦蠱。天文十一年德川家□（康カ）公誕生。本卦大壯」」命期經。推御軌積年法釋氏英命期經積卦術曰。置ニ伏羲命起天元甲寅ニ以來。至ニ始受命即位之年數ニ。以ニ三十二ニ除レ之。餘不レ足レ除者。位乾坤爲レ始。算盡之上即主歲之軌也。知ニ主歲之軌ニ即知ニ御軌之數ニ。以詳ニ陰陽命暦短長ニ。云々。

勘申（白川御文云）

周易　御命期運數事

白河院御降誕滅一ノ定　天喜元年歲次癸巳六月二十日戊子卦

遇謙豫　世屬ニ陰爻ニ

推易緯積年術

自ニ天元甲寅ニ至ニ于天喜元年ニ。積年二百七十六萬一千四百八十。以ニ紀法ニ除レ之。得ニ四萬六千零二十四周ニ。不盡四千即當ニ癸巳年ニ。

推御軌數術

置ニ天元甲寅ニ以來積年。以ニ元法三十二ニ除レ之。得ニ八萬六千二百九十六ニ。不盡八即入ニ謙豫軌ニ。軌

數六百八十八降誕生。六月既配ニ豫上六爻陰ニ得ニ正位ニ。

推御命限術

置ニ御執數ニ以ニ陰得位六ニ乘レ之。得ニ四千一百二十八ニ。豫上六准當レ徵。々數五十四以爲レ法除レ之。得ニ七十六ニ爲ニ御命限ニ云々。明年戊申御行年七十六當ニ御命期限ニ之運數也。黃帝ニ本條ニ曰。君德積善即得ニ其壽限ニ云々。重案。推ニ帝王興衰篇ニ曰。若有道之君雖レ遇ニ其災ニ々即消矣。更得ニ延期ニ而乘ニ運數ニ云々。是則積善之家有ニ餘慶ニ之故而已。右依ニ經說ニ勘申如レ件。

大治二年三月二十五日　　散位安倍兼時勘申

大治四年己酉七月六日白河院俄御不豫。七日崩御。

命期經の說によりて考ふるに、明應六年は丁巳の歲にして、天元甲寅より二百七十六萬一千九百二十四年に當り。三十二年づゝ八萬六千三百十周の餘不盡たゞ四あり。即八萬六千三百十一周に入て四年め、丁巳歲師比當卦なり。

師	三月 上六 得陰 角	正月 六五 失陰 商	十一月 六四 得陰 宮	九月 六三 失陰 宮	七月 九二 失陽 宮 反	五月 初六 失陰 羽
比	二月 反徵 上六	四月 九五 得陰 角	六月 六四 商	八月 變宮 六三	十月 六二 得陰 宮	十二月 徵 初六

毛利元就三月の生なるを以て、師上六に當ると云なり。大永元年は明應六年より二十四年後にして、辛巳年なれば豐旅兩卦の歲也。享祿三年庚寅は小畜履の兩卦。天文三年甲午は隨蠱兩卦。天文

十一年壬寅十二月は大壯上六陰得位徵に當る。

揲蓍圖法。人ノ本卦ヲ取時ハ、先曆圖ヲ今茲慶長十六辛亥年ヨリ跡ヘクリ戻シテ、其人ノイクツニナルト云處ニテ數ヘ留テ、サテ曆圖ノ同月ト云處ヲ見テ、節ノ入タル處ヲ考テ、卦ノ當ル處ヲ命期經ヲ見テシルナリ。本卦ノロノシタヽメ樣ノ事。

謹考周易之本卦。〔割註〕五字ニ書ク時ハ五行ニ象リ、周易本卦ト四字ニ書ク時ハ四時ニ象ル。」

誕生天正十五（丁亥）年六月十二（庚午）日（庚辰）時屋上土姓男〔割註〕此卦ハ節ノ九二ニ當ル。」

タトヘバ作庵御本卦ナラバ

謹考周易之本卦

誕生天正十八（庚寅）年六月廿二日（壬辰）日（己巳）刻松柏木姓男

大人本卦ヲシタヽムル時ハ、

欽奉卦周易之御本卦

御誕生天正十八云々、

天子ノ御本卦ヲトル時ハ

欽奉考周易之御本卦

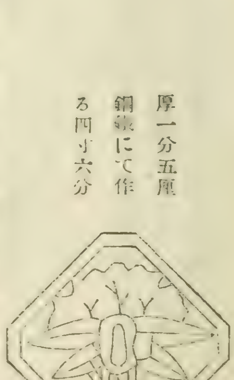
御誕生元龜二（辛未）年十二月十五（癸卯）日（ムム）時路傍土姓男

正當 ☱ ☴ 大過九三（陽得位羽）

九三ノ詞カラ次第ニ書スル也

本卦は生年の卦にして一代に渉り、當卦はその年々に變り行ものなれば、本卦當卦の占判斷を考て、日々の所作吉凶悔吝を知べき時は、此道もまた其利少なしと云べからず。〔割註〕命期經よく熟讀すべきなり。」

○本多中務大輔忠勝朝臣佩刀の鍔

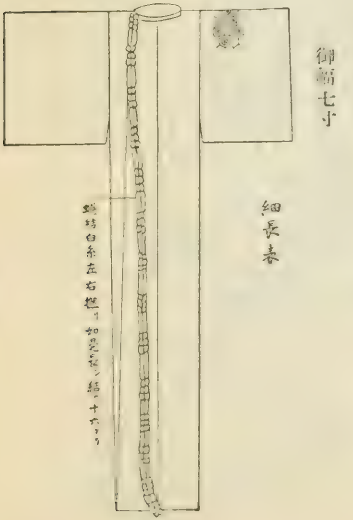


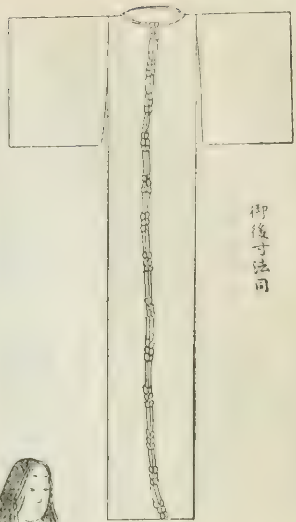
○反故　和名抄。北齊書。韓軌曰。安作ニ刀筆吏一披ニ反故紙一。」　徒然草。文の詞などはむかしの反古どもはいみじき、たゞいふ詞も口おしうこそなりもてゆくなれ。

○反故染　心中大全（寶永元年刻本）。紺屋平助傳、をぼろ染はやり出しはむかしに成て、遠山あけぼの反故染、次第に物ずきかはる人ごゝろ云々。〔割註〕親和染にはじまるにはあらざるなるべし。」

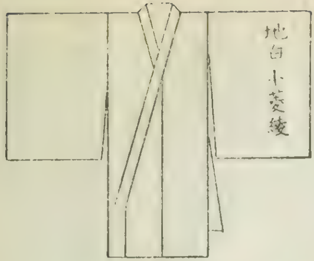
○本田善光　新撰和漢合運圖。舒明天皇六年阿彌陀信濃下向。本田善光供奉。皇極天皇二年善光寺立。」文安寫本平家物語。信濃國ノ住人オウミノ本太善光ト云モノ云々。」　眞片假名活字平家物語。大海ノ本太善光ト云モノ云々。」〔割註〕大海は麻績の假名なるべし。」

○細長　衣服知新集。細長〔割註〕表白龜甲、裏平絹白。」　二領〔割註〕内一領ハ裏表共ニ白。」　二重襷褁〔割註〕單〔割註〕表小菱單、裏無。」　二帖〔割註〕内一帖表裏共表龜甲、裏平絹。」





御單



御襁褓
二帖
地白龜甲団文
一帖
白平絹





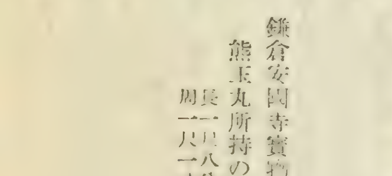
關東へ禁裏より御細長の下ろことあり、別に記あればこゝにのせす

平絹。」帶（穀織）二筋　入帷子〔割註〕表小葵堅紋、裏平絹四菱。」一裏（右同斷）。一帷　表白　染
〔割註〕覆穀織御締有。」花足〔割註〕角々に銀の松竹を立る。」右王子御誕生の時調進。將軍家若君
御誕生の時は公家より進ぜらる。內藏寮調進なり。」文政年中御細長。御細長御地龜甲岡文（白地）。
御裏平絹白、御長四尺五寸餘。〔割註〕御幅六寸左分餘」、御裄一尺七寸、
伊勢貞丈說。細長簀ノ緣ニ千鳥ノ形ヲ散シアル故ニ、御祝物ノ筐ニ千鳥ノ紋アルコトヲ常トス（多賀氏）
貞丈ニ尋ケレハ、左ノ一首ヲ書テ賜フ。是ニテ分明ヲ得タルモノナリ、古今集賀に、よみ人しらず、

しほの山さしでの礒に住千鳥君が御代をば八千代とぞ鳴

又同人書細長着用の體、〔割註〕たゞし。圖大きく此わくに納まらざるにより信充縮圖なり」

○法螺貝　法華經。序品雨ニ大法雨ニ吹ニ大法螺ニ。〔割註〕注云。吹ニ大法蠡ニ者。惟昔四衆見レ瑞歎喜。一撃レ鼓吹ニ角貝ニ。〔割註〕註云通典云、貝者大蠡也。可レ容ニ數升ニ。並吹レヲ以節レ樂ヲ。亦出ニ南蠻ニ。」一　三谷自休語。螺ノ大ナル男貝ヲ用ユ。吹口ノ緣ニハ張、上ニ眞紅ノ網ヲカケ緒ヲ付ルナリ。勿論生貝トテ紅貝〔巴〕ノ善貝ヲ用ユ。但元曆ノ頃マデハ無リシガ、建武ノ亂世ヨリ始レリトゾ。異國ニハ周武王ノ時ニ起レリト云フ。」佛像圖彙。法螺梵貝海中梭尾螺(サビフ)也。」訓蒙圖會。寶蝶(ハウラ)、法螺、梵貝並同。今按海中梭尾螺也。」



鎌倉安國寺寶物
熊王丸所持の貝
長一尺八分
周一尺一寸

枕草紙。あはれなるもの云々。日ごろこもりたるに、ひるはすこしのどかにぞ、はやうはありし。法師の坊に、おのこども、わらべなどゆきて、つれ〴〵なるに、たゞかたはらにかいをいとたかく、俄にふき出したるこそおどろかるれ云々。」春曙抄。むかし

は十二時に貝をふきしなり。千載集に、赤染衛門、

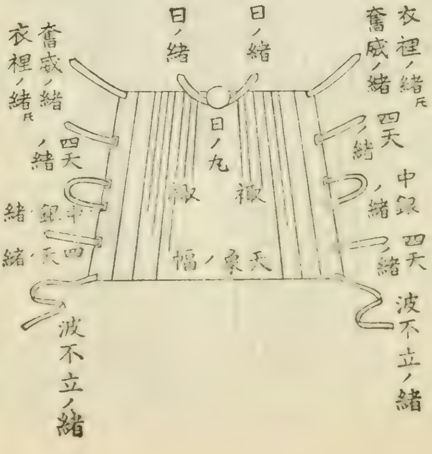
けふもまた午の貝こそ吹つなれひつじのあゆみちかづきぬらし

徒然草。かい香はほら貝の様なるが少さくて口のほどの細かがにして出たる貝の蓋」

○ほろ 扶桑略記。小野春風起請云々。介冑雖レ薄助以二保侶一云々。」壒嚢抄。武士臨二戰場一時。被レ幌以防二敵矢一。」下學集。縨作二母衣一。言孩兒在二母胎一時。頭戴二袍衣一以防二諸毒一也。今武士臨二戰場一時。戴レ縨以向レ敵。蓋喩二袍衣防一レ毒也。」小笠原宗信弓馬之書。縨之事。縨ト云ハ陰陽和合ノ袍衣ニ表スル也。帝釋ト修羅ト戰時、修羅眷屬ヲ集メ、帝釋ノ座マス須彌ヘ燒上ル。雖レ然帝釋王武羅(ホロ)ヲ着シ勢上給フ故、火繩則滅スルニ依テ、惡方ヨリ向フ時、武羅ノ勢ヒ上ル也。努々聊爾ニ武羅ノ勢ヲ上ル事不レ可レ有也。惣テ縨ハ法報應ノ三身之如來十萬億土ニ御座時、遍身隱給袈裟也。兵、軍場ヘ出ル事ハ討死ノ門出也。雖レ然此幌ヲ着セン武士ハ、貴僧高僧ト同事也。縱ヒ討死スル時雖二引導無一レ之、到二本來之往處一者縨ノ德タルベシ。赤白ニスル事ハ、自二神功皇后一始也。金剛界胎藏界ノ兩界ニ秘シテ作リ出ス事也。縨(張良流ノ字)、母衣(樊噲流ノ字)、武羅(蘇武流ノ字)、母羅(同)、保衣、保呂、倍羅、風纓、袰、鞢、縫、褓籠、又作二母衣一。言孩兒在二胎内一時。頭戴二袍衣一防レ毒。今武士臨二戰場一時。戴二母衣一向レ敵。譬二袍衣防一レ毒。母胎與二戰場一生死二也。」太平記(三十三)。京軍紺糸ノ甲ニ紫ノホロカケテ、黑瓦毛ノ馬ニアツフサ懸テ乘タル武者云々。此首トホロトヲ持テ云々。其ホロヲ取寄テミ給フニ、ゲニモ越中國住人二宮兵庫助、尸ヲ戰場ニ曬シ、名ヲ末代ニ止ムトゾ書タリケル云々。〔割註〕文和四年二月八日ノ時ナリ。」又那須五郎云々。是ハ元曆ノ古ヘ、曩祖那須與一資高ガ八島ノ合戰ノ時、扇ノ的射テ名ヲ上タリシ時ノ母衣ナリトテ、薄紅ノホロヲ錦ノ袋ニ入テゾ送リタリケル云々。又鹽谷伊勢守コキ紅ノホロカケテ云々。又芳賀禪可圓覺寺ノ長老ノ袈裟ヲ子息公賴ニ與テ、是ヲホロニカケテ後世ノ惡業ヲ助カレトテ、七條ノ袈裟ヲ取出シテ云々。」源平盛衰記（卅七）。平山ソノ日ノ裝束ニ

ハ、重目結ノ直垂ニ赤威ノ甲キテ、二引両ノ母衣ヲカケテ、目糟毛ノ馬ニコソ乗タリケレ云々。熊谷ハ褐布ノ鎧直垂ニ、家ノ紋ナレバ鳩ニ寓生ヲゾ縫タリケル。黒糸威ノ甲ニ、同毛ノ五枚冑、大中黒ノ征矢ニ二所籐ノ弓ヲ持、紅ノ母衣カケテ、權太栗毛ニ乗タリケリ云々。小次郎ハ練貫ノ面高ヘリタル直垂ニ、伏縄目ノ甲着テ、爪黒ノ征矢重籐ノ弓モチテ、是モ紅ノ母衣カケテ白浪ト云馬ニ乗タリケリ。」 保侶推考(伊勢貞丈著)。保侶考〔割註〕清水平三郎時亮著。貞丈ガ推考ヲ破ス。」 保侶邪說辨〔割註〕貞丈著、保侶考ヲ破ス。」 保侶辨難〔割註〕清水平三郎著、邪說辨ヲ破ス。」 貞丈曰授。清水氏保侶考解種致ニ返上ニ候。綾々一覽辱奉レ存候。先年拙者儀清水氏の說一應は難じ見候へ共、清水氏と拙者、元來主意大きに違候見識にて候間、何程相互に相論候ても、油水相和せざるが如く、清水氏は拙者が主意をば善とせらるまじく候。拙者は清水氏の主意を善とせず候。畢竟の處は、相互に何の益を得ことも無レ之候間、唯各其好處を主張する不能御座候。依レ之辨難の書再論ずるに不レ及候。貞丈主意小野春風起請云、介冑雖レ薄助以ニ保侶一。〔割註〕薄助の二字是字眼。」 壒嚢抄云、武士臨ニ戰場一時、被レ絓以防ニ敵矢一。〔割註〕被防の二字これ字眼。」 下學集云、戴レ絓以向レ敵。〔割註〕戴向二字是字眼。」 拙者の主意右之通に候。古書にも未レ見ことを臆度妄作するにては無レ之候。此明

私云これ當時のほろなるべし

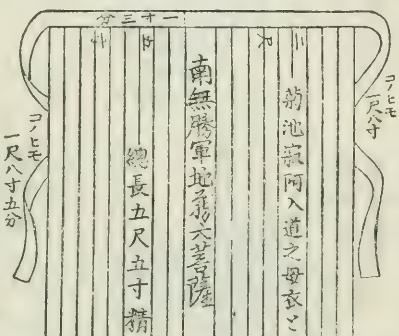


文を捨て、他の理をもとめ迂遠なる說を作るに不レ及候。

平藏

源太郎樣（新井邦存也）

三谷自休物語。母羅（又母衣）、口傳云、五幅五尺、七幅七尺、八幅八尺也。近代六幅七尺ニ調ヘ、奮威ノ緒指通ニシテ、中銀ノ緒波不立ノ緒ヲ付ル也。凡所々ノ緒寸尺流義區々ナリ。中銀ノ緒ハ上ヨリ三尺置テ付ル也。長一尺二寸、或二尺八寸、幅ハ六分也。旋風ハ上ヨリ五寸置テ明ル也。但其明五寸纐纈アリ。奮威ノ緒通一寸二分、緒ハ含幅六分也。長六幅ノ西方へ一尺五寸ヅヽ、餘ルベシ。波不立ノ緒長九尺、闊六分、打緒也。兩端小串アルベシ。裓ノ寄樣兩方ノ二幅ヲ除、中ノ四幅ヲ八幅ニスル也。縫樣ハ片糸ニテ針返シヲセズ、芝打ヲ外ヘ捲リ出シテヌフ也。色ハ上古赤白ノ二色ヲ用ユ。近代ハ五色間色、又ハ罫交等定ル法ナシ。昔縨ト云シモノハ當代ノ羽織ノ如クニシテ、單ニ襟袵ヲ付タリト云。鎧ノ上ニ着タリシガ今ハ廢タリト云。籠ハ骨三十本、鎭護番神ヲ表ス。十二本ハ十二天ニ准ズト云習アリ。今ハ大概三十二本串三處ニ穴アル也。母羅臺ハ高サ一尺九寸、上ニテ八寸四方、疊摺二尺五寸四方、請筒入ノ仕樣品々アリ。菊地武時入道寂阿は後醍醐天皇の宣旨を奉じて旗を擧し人なり、九州宮方の隨一、その系圖を考ふるに、



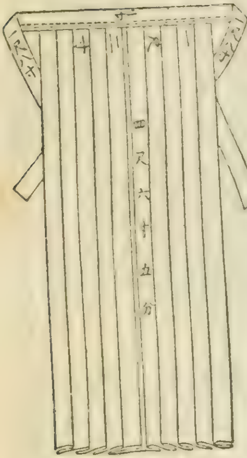
中關白 道隆 ── 太宰帥 隆家 ── 政則 ── 菊池 則隆 延久二下向 ── 菊地三郎 經隆 ── 山鹿大夫 經政 ── 島羽院武者所 經宗 ── 菊地太郎 經直

儀同三司 伊周

菊地九郎 隆直 鷹羽紋此代ヨリ始 ── 承久京方 隆定 ── 隆繼 ── 彌次郎 能隆 ── 隆泰 ── 武房

隆盛 ── 肥後守 武時 寂阿入道 ── 武澄
武重
武士
武光 ── 武政 ── 武朝 ── 肥後守 兼朝 ── 肥後守 持朝

大草三郎左衛門尉公經保侶

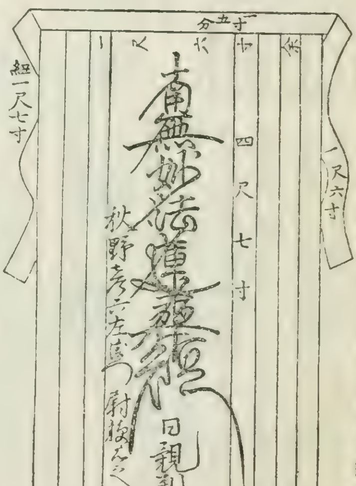


家世所ㇾ藏保侶衣一副。乃義祖三郎左衛門尉公經軍裝之物也。公經從ニ足利尊氏ニ。貞和五年正月死ニ于和州四條之戰ニ。事具ニ前史ニ。子孫遂仕ニ足利氏ニ。歷ニ數世ニ至ニ三河守公政時ニ。遭ニ室町氏之季ニ。天下分崩舊臣多散。公政乃歸ニ我烈祖ニ。而其子治左衛門公繼。慶長十五年始祿仕焉。實公爾七世之祖也。家舊多藏ニ古物ニ。今皆亡失。僅存ニ三四ニ。而衣係ニ其一ニ。以ㇾ今考ㇾ之。製作甚

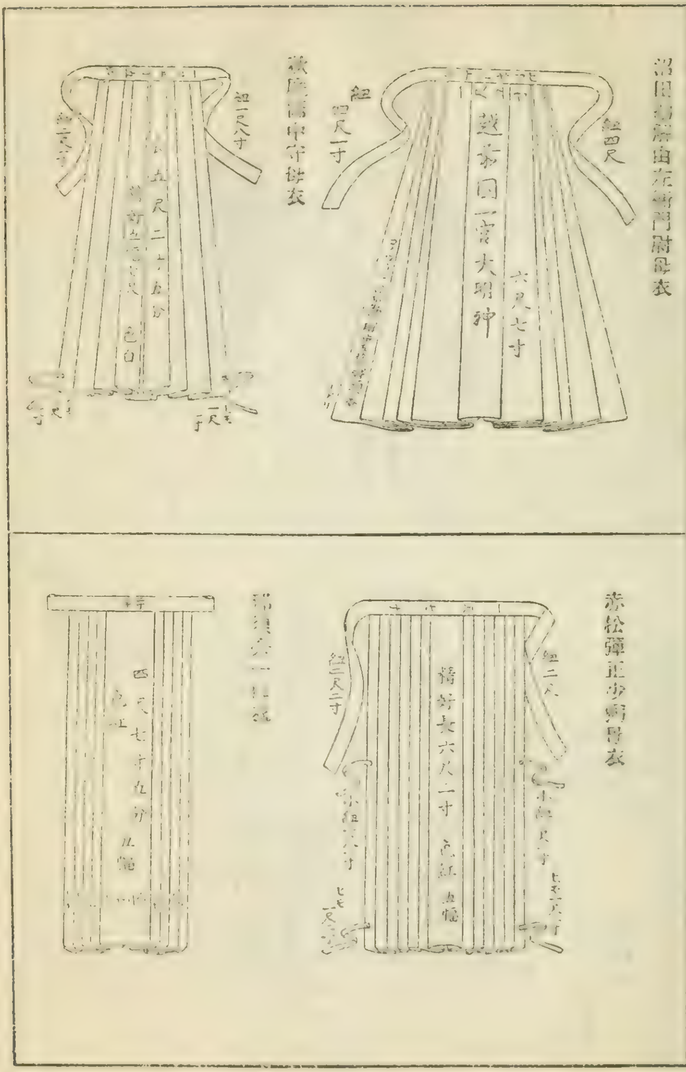
古。絹乃殆盡。色亦滅褪。固非近代之物也。因圖源君美所摸大塔王護良保侶圖。製與此稍同。而義祖又與王同于時世。則是其爲所用者無疑矣。或以其無據也。有疑焉者。然軍旅之具自非刀劍旌旗矢笴之屬。不必柔題刻姓名。且戰陣之法不唯尙首級。并獲其所佩以爲功。則雖或非自所負。亦安知非其獲于敵也。要之。皆義祖之物也。亦奚疑焉。顧衣距于今五百有餘年。質非金石。何以堪久。乃懼力之弗支幷製俱失。爰命良工。依其製裁以新絹。於是乎復五百有餘年。庶幾有繼而弗失焉。子孫其保藏之。文化八年辛未十月　大草公弼謹

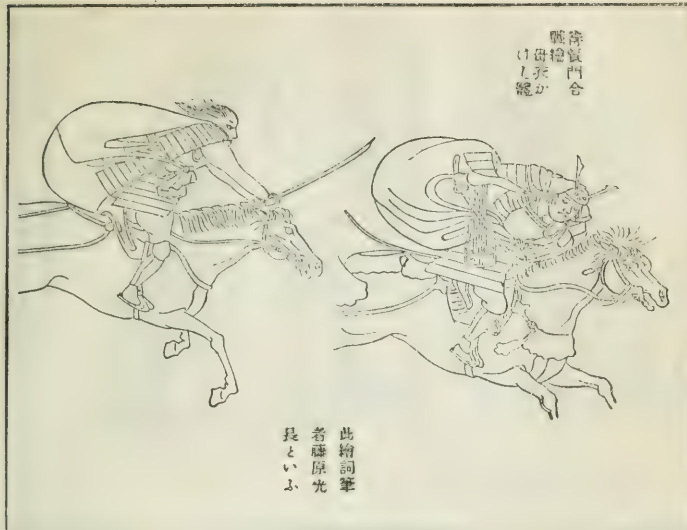
秋野彦六左衛門尉母衣

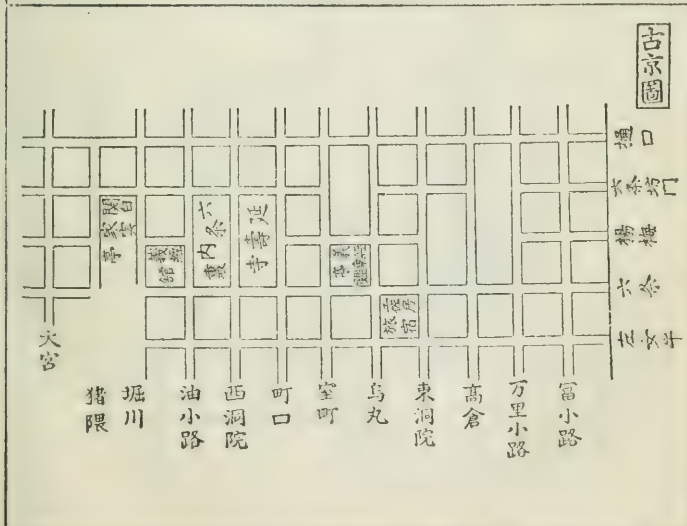
幅一尺三寸七分ノ絹五幅ヲ以テ六尺八寸五分ニ縫立ツ、諸潤損失



大坂戰記別本。慶長五年八月二十三日圍津城東西。二十四日毛利勢廻城西破南口亂入二三丸云々。秀元先登中川淸左衛門紫母衣ヲカケ討死ス云々。同十九年十一月二十六日佐竹小將澁江内膳(烏丸母衣)率士卒進先登。忽當鐵砲死。云々

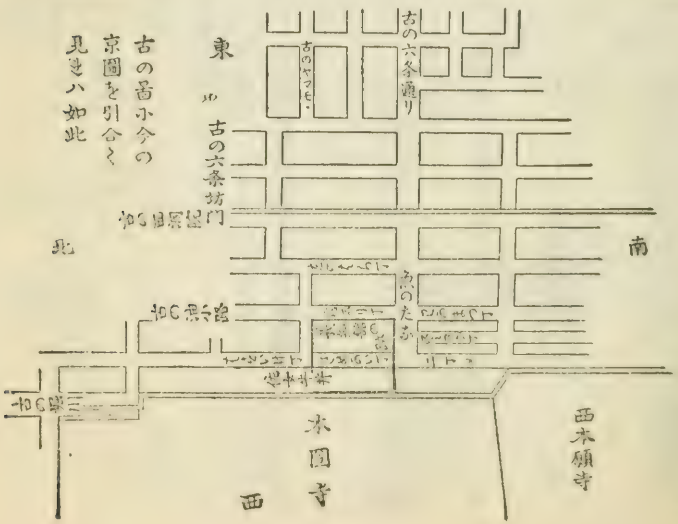

越前国一宮大明神
六尺七寸
紐四尺
紐
四尺一寸
色白
紐二尺
紐三尺二寸
六尺二寸


待賢門合戦繪母衣かけし體
此繪詞筆者藤原光長といふ


古京圖
樋口
六条坊門
楊梅
六条
左女牛
関白家亭
六条内裏
延寿寺
冨小路
万里小路
高倉
東洞院
烏丸
室町
町口
西洞院
油小路
堀川
猪隈
大宮

○堀川館　源平盛衰記。伊豫守義經ノ六條堀河ノ宿所ニ押寄テ時ノ聲ヲ發ス。館ノ内ニハ計ラザルコトナレバ、義經ヲ初トシテ僅ニ七騎ゾアリケル。」〔割註〕文治元年十月十七日堀川夜討これなり。」抄。義經の宿所の跡、今藪となりて泉水の跡あり。本國寺の東也。」東鑑。文治元年十月十七日丙寅土左房昌俊。先日依レ含ニ關東嚴命一相ニ具水尾谷十郎已下六十餘騎軍士一襲ニ伊豫大夫判官義經六條室町亭一。

○佛高力鬼作左　甲陽軍鑑十四。拙家一は義元討死より以降十年の内外の〔割註〕永祿十二年より元龜元年迄なり。」國持なるが云々。何のわかき家中付る三人の奉行に、三樣の形義をいひつけたると見えて、佛高力鬼作左とちへんなしの天野三兵と、濱松にて落書にたてたると云々。」家忠日記。慶長十三年正月廿六日高力河内守淸長卒。〔割註〕七十九歳、永祿元年は二十九歳なれば、十二年は四十歳なり。」系圖。高力新三郎安長男。天正十四年叙爵河内守。豐臣秀吉公賜ニ豐臣姓一御家人任官の始也。



高力新三郎
●平安長

清長　與左衛門　河内守　從五位下
永祿八年三月七日本多重次、高力清長、天野康景爲二三州三奉行一。天正十四年任官。同十八年八月賜二岩槻城二萬石一。慶長十三年正月二十六日卒。

正長　權左衛門　土佐守
慶長四年三月任官。四月二十二日卒。四十二歲。

忠房　左近大夫　攝津守
慶長十年七月左近大夫。元和六年改二攝津守一。明曆元十二月十一卒。七十三

長次　河内守
慶長十四五五化。同十九三四卒、二十二。

高長　左近大夫　攝津守
元和九年任官

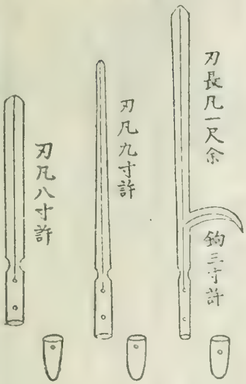
長房　兵部少輔

忠弘　伊豫守
寛文八年二月配流收二四萬五千石一。

○鉾　東大寺寶物圖。聖武天皇御鉾三枝あり

此圖精粗數本あり、一定せず

柄三枝共に竹十檀卷

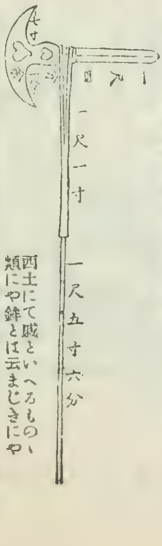


鐓又晋と云、いしつきなり

考工記に内廣、受挍と戈の條にあるすなはちふくろなり

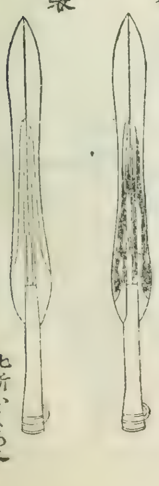
是によりて考ふればふくろ鉾といふ物も古きことなり

安藤治右衛門家藏ほうてん鉾圖



西土にて戚といへるもの、類にや鉾とは云まじきにや

豐後國の土中より出しとて或人の見せたりしほこ



此所ふくろ之



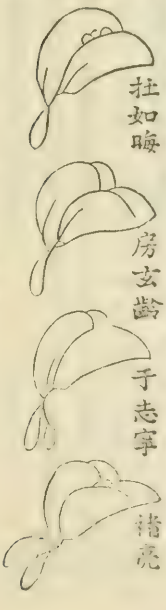
重繫前脚法二儀一。詔從レ之。」閻立本十八學士像。隆慶庚午余從二燕市一得二十八學士眞像摹本一。沈存中跋即筆□所レ紀。稍易二前數語一耳。都人傳レ卷藏二大內一。永樂中仁廟與二漢邸一韓相取玩。成祖乃收二行兵科一。時兵科官侍直也。以レ故卷至レ今置二兵科一云。

或云、これ神代の器なり。惣長二尺五寸を四つ合せて一丈なり。即いはゆる一本の首にておりしなるべしといへり。たゞしいまだたしかならず候、しらずとかや。

又一本の圖にはかくのごとくふくろの所に筋あり縄目な刻したり



〇幞頭（ぼくとう）　事文類聚。增類說牛僧儒曰謗服二鍾乳千金一。樂大獻曰。乳鍾三十行金釵十二行云々。幞頭古以二皂羅三尺一裹レ頭巾。後周爲二四脚一。炙轂子云。上古披レ髮服レ皮三代即有二衣冠一。皆列二品命一。無三敢惑二黔首之服一。以二三尺皂絹一裹レ髮。名二折上巾一。後周武帝裁爲二四脚一名二服頭一。但容裹レ髮而已。隋大業中着二巾子一以二桐木一爲レ之。內外皆漆。又賜二百僚絲葛巾子一。呼爲二高頭樣一。自レ後有二華昭樣僕體樣一。馬周上二議裹頭一。左右各三摺像二三才一。



即いはゆる幞頭なり

已持レ卷就ニ兵科都給事三原溫君純一質レ之云。卷誠有レ之云々。萬曆元年三月朔日也、吳郡周天球。

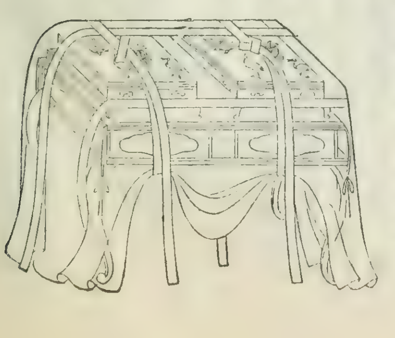
（）細立烏帽子　新井白石像〔割註〕水干に細立烏帽子なり。下に抄出す。」物具裝束抄。雜色事。平禮、白張（上下）、衣、單、下袴、沓、襪、或平禮上ハチ亂緒、或細烏帽子上紙、山藁沓或風流之時着ニ當色一也。以上依レ時可レ隨レ事也。





（）細長筥〔割註〕當時所用の物かくの如し。源禮記と引合せて考べし。

源禮記。元永二年五月二十八日癸酉天霽。申時中宮令レ誕ニ生皇子（崇德）一給。六月二日丁丑天晴。今日第五夜也。自レ院有ニ御養産事一云々。次御衣案一脚。宰相四人舁レ之。經ニ東臺南弘廂并西臺子透渡殿等一。立ニ寢殿階隱間簀子一。件御長筥（細長筥也）塗ニ銀泥一。其上付ニ銀洲濱一。同鶴龜小松折立。用ニ龜甲白織物一。下机花足面押ニ龜甲織物一。以ニ銀泥一塗レ之。付ニ貝小鳥一。鷺足案一脚。同以ニ銀泥一塗レ之。皆有ニ白銅金物一。四角付ニ白組總一。同面敷ニ白大文薄物一。有ニ下縉一以ニ白絲一縫ニ小鳥等一。筥一合納ニ織物御衣（細長也）一襲一。〔割註〕三重葵文重薄物在ニ薄物入帷一」一合納ニ綾御衣一襲一。〔割註〕三重葵文重小文有ニ入帷一」一合納ニ綾御襁褓二條平絹襁褓一帖一。〔割註〕各二幅長五尺有ニ入帷一」一合色目同前。已上各褁ニ白織物一。褁ゝ在ニ伏組一、案一脚置ニ三合一。各在ニ粑薄物單二幅一。長一丈二尺以ニ白絲一縫ニ小鳥折枝等一。帶一筋長一丈餘。近習受領各一人令ニ調進一。花飾之美敢非ニ俗眼之所一レ及也。



鳥羽院
待賢門院 ——崇德院 元永二年五月二十八日降誕

○細太刀の平緒　枕草紙。なまめかしきもの云々。ほそたちのひら緒つけてきよげなるをのこのもてわたるも、いとなまめかし。」一物具裝束抄。劍事。螺鈿細劍。〔割註〕木地公卿行幸日、若列見定考之日用レ之。殿上人節會日用レ之。」一蒔繪細劍。〔割註〕或有二銀樋一。若人用レ之、蒔繪樋者雖二老年人一用レ之。公卿並殿上人常用レ之。」黑漆細劍。〔割註〕諒闇之時用レ之。」金作細劍。〔割註〕大臣之外不レ用レ之。」裝束細新集。小隨身。冠(細纓緌)。褐衣、袴、石帶、細劍、弓、壺胡六、右節會次將召具之隨身如レ此。其外八幡放生會參向之隨身如レ此。加茂祭近衞使之小隨身細劍。大中納言にて不レ持二武官一人。晴之時有レ具レ之。武官に隨身の如き者あり、衞府長と云。〔割註〕俗に脊取官人と云。」府長に細劍。三本以上召二具之一。如木雜色も細劍。

○法華經新譯舊譯の異　法華傳二卷三一。僧祥、法華經後記云。弘始八年夏。〔割註〕後秦文桓帝姚興の即位皇初元年は、日本仁德天皇の八十二年に當り、弘始八年は反正天皇元年に當なり。」天竺沙門三藏法師鳩摩羅什(秦言二童壽一)於二長安大寺草堂之中一。與二生叡融叡等八百餘人四方義學英秀二千餘人一。俱再譯二斯經一。與レ衆詳究。什自執二梵本一口譯二秦語一。姚興自執二舊經一以相讎校二定新文一。文義俱通妙理再中矣。興善レ什曰。昔觀二所譯二十八品一。文義美明宗體自彰。乍觀二護經一以二序品一稱爲二光瑞品一。藥草喩品末徑二其半品一。化城喩品題二往古品一。富樓那及法師初增二數紙文一。闕二略普門偈一。囑累結二其終一。未レ測二旨歸一。其事如何。什曰善哉。明至二續法燈長炎一曉二暗夜迷景一。自レ非レ究レ疑誰可二深旨一。勸二衛梵文一宛若レ斯。予昔在二天竺國一時。遍遊二五竺一尋二討大乘一。從二大師須利耶蘇摩一飡二眞理味一。慇懃付二囑梵本一。言佛日西入遺耀將レ及二東西一。茲典有レ緣二於東北一。汝愼傳弘。昔婆藪槃豆論師製二作優婆

提舍ニ。是ニ其正本ニ莫レ取ニ捨其句偈ニ。莫レ取ニ捨其眞文ニ。予忝々忝ニ淺ニ受之ニ。負笈來到。今所レ傳良有ニ所以ニ。論ニ定宗旨ニ。不レ可ニ異途ニ。只恐ニ聖旨ニ待ニ其可否ニ。夢感ニ遍古稱ニ。可レ深ニ會佛旨ニ。其篤ニ釋義ニ。興至開ニ牒。義學伏膺。捨ニ舊本ニ甑ニ新文ニ。覆勘再授。今講肆次略記ニ由來ニ。冀通方之後賢不レ咎ニ其差違ニ。流行之處必有ニ感應ニ矣。

○北條家代々肖像　壬辰（天保三年）仲夏中秋の際、予數日鎌倉に遊び、一舊刹に客として、日々古簿蠹簡を探るを以て消暑の態となす。不レ測北條家累世の像を

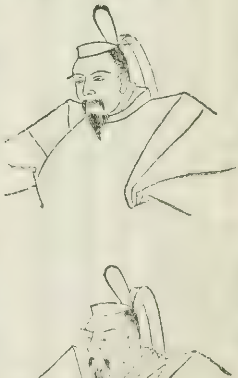
北條武藏守泰時朝臣
仁治四年六月十五日卒年六十



北條ニ近江守時政 從五位下
元久二年閏七月二十日出家六十八、建保三年正月六日卒七十八



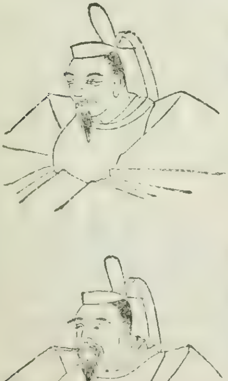
北條修理亮時氏 泰時一男
安貞元年六月二十二日下ニ向關東ニ寛喜二年六月十八日卒二十八



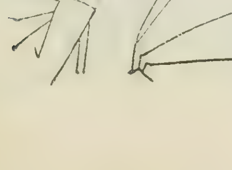
北條相摸守時頼 時氏二男
建長五年正四位下、康元元年十一月二十二日出家法名道崇弘長三年十一月二十二日卒三十七



貞時



宣時



以上六人みな全身なり今省冩す

得たり。是年古十種以下諸人いまだ模寫せるもなき見たり。

○ほや　ほや考。ふるき書に保屋といへる物あまた見えけり。古昔四方の國より貢物として奉りければ、高きみじかき人の常よくしれるものにて、其世いとなる物とも、つばらにいへる書のあらざれば、後の今になりては、これなんそれと思ひ定むべきものもなく、諸書の注者も得しられぬものから、それかこれかと定めかねて、をさなき說どもの多かるを、いかで考得てしがなと、年頃心にかゝりしを、文政四とせ五月のはじめつかた、ものへ行けるついでに、界隈の網引の業見んと、小桟橋の浦回に出立てしばしながめ居けるに、海原はるかに打はへし綱の揚網碇遇ちかく引よせ來れば、種々の魚に貝に雜ひよりて見るめもかひある計り、それが中に一尺ばかりなる緑の小枝にあやしきもののまとひつきたるありけり。取てみれば貝にもあらず虫にもあらず。さて海士どもに是はいかなるものにて、名は何といふものにやと問へば、たゞ穢物也と答へ名は得しらず。さて携歸りてつら／＼おもふに、古き世に保夜といへるやこれならん。されば名もはぬけふのさちかなと、雜々の書等より出てかうがへ見るに、いと能く書どもにかなへれば、是かならずそれなりかしとよろこばしさに、其圖かきとゞめつ。さて其物水もてあらひさゝやかにきりて、酢にひたし喰試るに、味、水母に似て少しなまぐさかれば、人々にもくはせなどしていたう興じたりき。文政八年二月卯の日平安河本人尙しるす。

萬葉集の歌に、

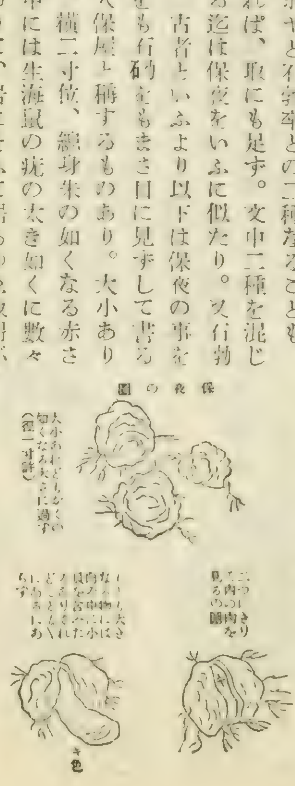
　足曳の山の木ぬれの保與とりてかざしつらくは千とせほくとぞ

又新撰字鏡に、「萬都交反。寄生。和名保與と見えて、古は保與ともいひしと見ゆ。又順和名抄には、寄生一名寓生、和名夜止里岐、一名保夜とあり。されば保夜はもと寄生の類を云の名なるを、貝にまれ虫にまれ。ものによりてやどるものにもうつし名づけて保夜とよぶと見えたり。貝にほや貝あり。のりに保夜のりあり。土佐日記、延喜式等に、保夜といへるは、水底に沈める木石のたぐひによりて生出

ける、梅ぼしの形したるものにて、其形恰も梅干に似たり。一種の活物なるべし。梅干をほやとよぶも、彼物に梅干の似たるによれるか。彼保夜に梅干の似たるゆゑに、梅干を保夜とよべるか。そは何れしるべからず。寄生を保夜とよぶも、背物によりて生出るものをいふなるべし。寄生は何れの木にもあなれど、其木の餘氣にて生るものなれば、老木にあらざれば生出ぬものにて、形はくさ〴〵あり。其木によりて葉のかたちもやたがへり。こは何處にもありて、皆人のよくしれるものなれば、つばらにはこゝにいはず。又茯苓をも保夜と云。そは松根のくされたるが、土中にあるにつきて、其蒸氣にてなりいづるものなればそれもおなじ。土佐日記正月十三日條に云、保夜のつまのいずし云々。北村季吟注して云、穂屋の妻の蝙蝫鮨なり。和名抄に、貝類蝙蝫（和名爲）、其貌以レ蚶而大者也。うみ邊なる芦の穂にてふける屋のはしつかたにあるものどもをいふなりと、此說いたくたがへるよし、先輩はやくいへり。眞淵は保屋は、延喜式に參河國保夜一斛とあるにて明らかなり。穂屋とてはなにともきこえず。いずしは蝙蝫にあらず。和名抄に、貽貝。爾雅云。貽貝一名黒貝。〔割註〕和名伊加比。」延喜式貽貝保夜、交鮨とありて、蝙蝫ならぬことしるしと、此說の如く、交は物に物を交へるをつまにするといへり。いずしは貽貝鮨にて、保夜を交へつけたる貽貝鮨なるべしといへり。宣長が玉勝間云、肥前佐伯の海に、ほやといふ物ありけり。紫色にて海鼠の如くなる形したるものなりと、佐伯の人かたれり。然らば土佐日記に、保夜のいずしとあるは、それを飯鮨にしたるなるべしと或人いへり。小野蘭山は、延喜式若狹國の貢物に、保屋交鮨といふ物を載たり。是保夜といふものを交へつけたるすしなり。保夜は奧州仙臺の名物なり。海中に産す。外は肉塊りたるがごとき物硬て薄し、これをきれば内に肉あり。此肉を食用にす。京に來るは鹽藏なり。生の時は礦くさし。此臭きを賞するなり。筑前にも糟漬とし献上とす。奧州にては春夏の間にあり。筑前にては冬多しといへり。今我取出たるものは、此蘭山翁の說と全くおなじものかり。眞淵翁は書の上をのみ見ていひ、宣長翁は書および傳聞の

説をもていひ、蘭山翁は書及び淹藏のものを見ていへれど、共にいまだ生物見ざれば其形をとくこといまだし。本朝食鑑云。老海鼠(保夜)。狀如レ言二老貝老䗅一。而一箇肉片色紫赤。外雖レ有下似二蟹蓋之殼一者上。而粘レ石匯去。肉味類二海鼠一而硬。或似二鰒肉水母一極堅。應レ節而生レ花。如レ披二人之指掌一也。江淹郭璞同言二石砌卒一。今芝品川間有レ之。相豆總之海濱亦希來。海西最多而送。傳之。古者若狭國作二交飾一貢レ之。而不レ知二造法一。內膳部有二參河國保夜一斛一。今未レ識二國貢一。氣味鹹冷無レ毒。主治利二小便一止二婦人帶下一。」この說、ホヤと石勃卒との二種なることも、形をも知ずして書るなりければ、取にも足ず。文中二種を混じて見ゆ。初の色紫赤といへる迄は保夜をいふに似たり。又石勃卒といふ迄はせいの事にて、古者といふより以下は保夜の事をいへり。野必たいまだ保夜をも石勃卒をもまさ目に見ずして書るなりけり。東遊雜記云、「土人保屋と稱するものあり。大小ありといへども、大概長四五寸、横二寸位、總身朱の如くなる赤さにて、目もなく口もなし。甲には生海鼠の疣の太き如くに數々あり。此其至て深き海底にありて、岩にそふて居るゆゑ取得がたきものと云。味至て上品の魚なりと、浦人の物語なり。日本の地にては目なれぬ魚にて、奥州東海の漁人は稀に取といへり。或人水虫といふものなりといへり。其もまた形をいへることと委しきに似たれども、浦人の語るまゝを記せしなれば、あげつらふにたらず。和名抄龜貝類云。漢語抄云。老海鼠〔割註〕保夜、俗用二此保夜二字一。」とあれども、老海鼠てふ名は漢籍に見えず。五雜俎に、海鼠一名海男子。其狀如二男子勢一。然漢菜之何也と見えたり。されど保夜のかたちは沙噀に似ず。この老てなれると云にもあらず。同一種の物なり。保夜の漢名は、雨航雜錄といへる漢籍に在に當れるよし、蘭山

保夜の圖



翁いへり。其文は石砌卒形短、圓三寸、長四寸。身赤服レ泡怠。甚形勃卒故名。一名來魚。或云石屑入レ水所レ化と見ゆ。當れるやいなやをしらず。おのれが得たる物は、圓三寸、長四寸と云に合はず。又東遊雜記の長四五寸、横二寸と云にもかなはず。更に思に、保夜の大さは、大きなる梅干ほどなるが數多むらがり集れるを見て、さいひけるにぞあらんかし。

老海鼠ノ字ヲ用ヒ、又梅干ノ字ヲ用フ。此物、東奥ニ多出テ中國西海稀ナリ。鹽藏シテ四方ニ送ル。其形如ニ白梅ウメボシ一色紫蘇葉色ナリ。故ニ梅干ノ字ヲ用フ。本草綱目介部、蚌蛤類ニ載ル處ノ石砌コレカ。和名鈔老海鼠ヲ以テ魚部ニ入ル。今按ニ貝類也。肉味海鼠腸コノワタニ似タリ。香モ亦海鼠ノ如シ、蔕ノ如キ處ノ性腹ノ耳ノ如シ。形粟粒ノ如キ毛ノ如キ物綴リ茂テ此貝ヲ包ム。此貝或ハ二ツ或ハ三ツ、又花ノ如キ物、形海鼠ノ疣アルニ似タリ。色赤シ。刀ヲ以テ是ヲ截レバ水ヲ出ス。亦海鼠ノ赤皮ヲ剝バ中ニ肉アリ。醋ニ浸シ生薑蒜根ヲ以テ是ヲ食フト。形味香コノ貝ノ肉ト全同ジキナリ。蛎肉苦差少ニシテ食ニ堪ズ。此物ヲ知ズシテ赤皮ヲ食フ昔アリ甚硬シ。野必大ハ石劫ノ以テ甫夜トス。今按ニ、石劫ハ春花發クノ諸說アリ。貝肉ノ精液春吐出シテ此物ヲ凝成コリナスト謂ベシ。タトヘバ鹽膚子生ニ五倍子、及ビ諸樹ニ贅瘤ヲ生ズルノ理カ。

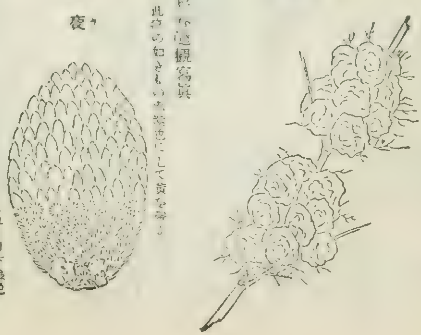
今按に、阿波の保夜と陸奥の保夜と同物にして、少く形狀同じからざるなり。

和訓栞。歌に信濃なる保屋のすゝきなどいふは穂屋也。諏訪明神の御射山祭に、長宮五官領家等の造

海底にしづみたる篠竹にやどりてむらがりあつまりたるの圖

後藤梨春[illegible]寫眞

甫夜



これより下赭色

る假屋なりと云り。今小縣郡に穂屋の地名あり云々。火屋と云は、香爐團爐などに蔽ふ物にて、金銀銅を以て作れりとも、又御射山の神事の行宮に似るともいへり。倭名鈔に寄生を訓せり。今の美濃、信濃にてはしかいへり。萬葉集には保與と見ゆ。諸木にあり。花鳥餘情に寢藏をもよめり。石葦に似たる小草なりといへるは別物なり。上野に柴をいへり。倭名鈔に老海鼠をも訓せり。延喜式に三河國保夜一斛と見えたり。今章魚枕に似て色赤く大なるものをいへり。海產錄に朱與と見えたり。土佐日記に、ほやのつまのいずし云々。季吟は交をつまとよみたり。麵のつま、喰もののつまなどの意にや。又五雜組に、海鼠一名海男子云々。余皇日疏に、文嚙似二女陰一と見ゆ。文嚙も淡菜なり。いがひをいふ。また東海婦人の名あり。海錯錄に誰謂二之東海婦人一耶。當レ謂二西施不潔一といへり。されば陰陽の形に似たるを以て、妻とは戯れいへるなるべし。多識篇には石砌をよめり。蝦夷にて數の子をよべり。相馬百官に梅干をよめるは、梅ぼしのしはみていろの赤きが、老海鼠に似たる故なるべし。

○奉書紙　文房品考（穂積保輯）。奉書紙大中小の名あり。越前、出雲（能義）、備後（三好）、筑後、伊豫、加賀、備中、丹後、但馬（引田）、土佐、播磨、安藝よりいだす。五色染紙墨流は越前よりいだす。

○北條安房守氏長　武家補任。初斯職、新左衞門繁廣子。承應二年三月晦日任官。明暦元年九月□日大目付。寛文十年五月二十九日卒。年六十二歲。」　系圖。北條上總介氏綱壻也。

（系圖）

北條綱成（實福島氏上總介）―氏繁（常陸介）―氏勝（左衞門大夫）―繁廣（新左衞門）―氏長（安房守）―氏平（安房守）―氏英（安房守）

　氏勝―氏重（出羽守三萬石　萬治元年絶家）

　氏長―長氏（播磨守）今千石　左近家

　綱成―女（北條美濃守氏親室）―氏盛（氏親子美濃守）―氏信―氏宗　今一萬石　北條相摸守家

氏綱女（妻北條）

氏康（左京大夫）―氏政（相摸守）―氏直（左京大夫　無レ子以二氏盛一爲レ後）―氏盛

氏□――氏興（安房守）――氏乾（筑後守）――釆女　三千四百石

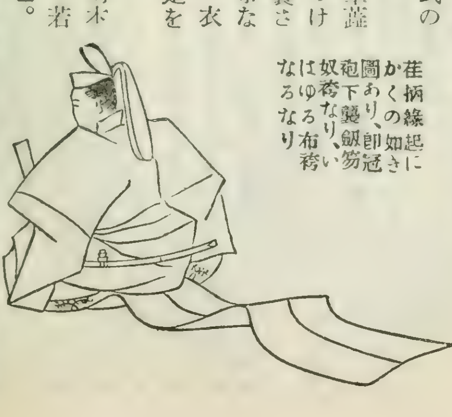
寛文十年六十二歳とあれば、慶長十四年己酉の誕生にて、寛永十四年島原一揆亂の歳は二十九の時なり。山鹿甚五左衛門素行の氏長主に從ひ學びしも、寛永十四年にして、素行十六の時とかや。同十九年素行を舉て氏長主の高弟とし賜ひしは、群弟子其上に出る者無りし故とぞ。氏長主の師範たる小幡景憲、此時壽既に高し。何ぞ其師を措て其弟子に從遊するや。今に於て頗る疑ふべし。

谷川士淸曰。北條氏長は武田家の傳を小幡景憲に得て、和漢文武の事理に精通し、加レ之紅毛國の戰法火術は其蘊奥を極む。

○布袴（ほうこ）　西宮記。布袴舊例上下着レ之。近年諸宮人着レ之云。」桃華蘂葉。常袍着ニ下襲一指貫。是布袴云。」飾抄。とのゐ装束にしりつけたるは、布袴とも催束帶とも云ふなり。」或云。直衣布袴は下襲さし貫を着するを云なり。壻とり、四方拜公事にはあらね共、此事なき時に着なり。」衣服知新集。冠、袍、單、奴袴を衣冠といふ、衣冠に下襲、劍、笏、を布袴といふ。直衣に下襲、劍、笏を着。是を直衣布袴といふ。」

○布衣（ほうい）　西三條家裝束鈔。布衣狩衣著色不レ定。若年ノ時ハ紅梅萌木ノ浮紋織物。盛年ハ堅織物ノ遠文。十五未滿ノ時ハ袖拔毛拔形、若キ人ハウスヒラ（青カ）ノ組萌木紫紅等ノ打交、次ハ紫匂、次ハ薄色等也。次ハ淺黃裏ハ表色ヲ可レ用也。」源平盛衰記。布衣ニ立烏帽子ハ覺束ナシ。太宰府ノ近クハ京家ノ人

在柄縁起にかくの如き圖あり、帥冠袍下襲、劍笏奴袴なり、いはゆる布袴なるなり



其思ノベキニ云々。タトヒ下繭成共、孃ガ見スル面倒也。イハンヤ布衣ニ立烏帽子、定メテ惟(唯カ)人ニハアラジ云々。又兵衛佐ハ布衣ニ軟袴ヲ着セリ云々。」和訓栞。當時布衣のよみくせなり。ほういとも見ゆ。倭名鈔にかりぎぬと訓す。裁縫もとよりかはることなし。さて院中に布衣始と申は、御讓位の後上皇はじめて御狩衣着御の規式をいへり。たゞ上下を分たんがために、今は青侍のきるを布衣の譜をよぶなるべし。」衣服知新集。關東諸役人布衣、〔割註〕御右筆の中に日記役、正月惣儀式にかり布衣とて布衣を着す。」烏帽子〔割註〕右上り飛折紙捻かけ緒。」内衣〔割註〕のしめ小袖。」布衣〔割註〕地紋斗目色目不定。」さしぬき（平絹淺黄）、小サ刀（糸卷小柄笄）、蝙蝠。

○ほた　安房。保田妙本寺トテ富士日興上人ノ遺跡アリ。」新撰字鏡。爍又熂煨、ホタ。」谷川士清。新撰字鏡のほたは、火立杭(ホタクヒ)の義なるべし。材木のきれをほたといふ。榾柮也といへり。歳華紀麗に歳除夜焼二榾柮一といへるも同じ。もと山里にてゐろりにくべる木をいへば、火立の義なるべし。歌にも山がつのたきすさみたるほたの火などよめり。尾張出雲にきりかぶ、伊勢に根こじ、安房にねつか、總州に木下、武藏にねつた、また根木といふ。また沉のほた、ほたくひなど云り。八瀬大原の里は、同姓婚姻して他郷に求めずといふ、其意をよめるとか。「親のをや子の子の子まで山賤のほたの火けたをかたみとぞする。秦國の朱陳村と同じ。そのはじめ亂を避しより起れるも相似たり云々。」

是等の説によれば、安房國に保田といふ所も、木杭などの多かる山際によりて名を得しか。あるひは戸令に、凡戸皆五家相保。一人爲レ長以相檢察。勿レ造二非違一云々。保内之人有レ所二行詣一並語二同保一知、とある保にして、保内の人の相互に助耕する田ゆゑに、保田ノ田といふ義より略して保田とよべるにや。

○菩薩　文化の末にやありけん。墨田川の東寺島に菊塢といふ者あり。大窪天民が詩佛と稱せるを學び、菊塢菩薩と稱しけるを、高田與淸松屋叢話に書載たり。然るを或人、菊塢にいへらく、菩薩といふ

ことは、勅號ならでは稱しがたかり。それを私にさる名乘せば、いかなる譴責を得んもはかりがたし。よく心せよと告しかば、菊塢大に驚き、與淸にこの菩薩といふ字をけづりて、たゞ菊塢とのみ記してよとあつらへたりしを、聞ぬふりにて過しけるにより、烏海松亭といふものを賴みて、ひたすら與淸にこの二字削り給候へと、汗を流して手のひらすりける事ありて、そのころはなし草となりにけるか。」遠江方言、米を菩薩と號するは、何の帝の勅許にや。更におぼつかなし。」雜林類事。白米曰ニ漢菩薩一。粟曰ニ田菩薩一云々。」（大和國友田の菩薩石をよび、能登國鳳至郡菩薩谷菩薩石は、色黃に佛の形なりといへり。是等また勅許のことおぼつかなし。類聚國史。行基云々。時人號曰ニ行基菩薩一。」北史。宇文顯三子導字菩薩云々。」維摩經（一註）。肇曰。菩薩正音云ニ菩提薩埵一。菩提佛道名也。薩埵秦言ニ大心一。衆生有ニ大心一。入ニ佛道一名ニ菩提薩埵一。無ニ正名譯一也。」大論。問曰。何等名ニ菩提一。何等名ニ薩埵一。答曰。菩提名ニ諸佛道一。薩埵名ニ成衆生或大心一。是人諸佛道功德盡欲レ得。其心不レ可レ斷。不レ可レ破。如ニ金剛山一。是言ニ大心一。如ニ偈說一切諸佛法智慧及戒定能利ニ益一切一。是名爲ニ菩提一。其心不レ可レ動。能思ニ成道事一。不レ斷亦不レ破。是心名ニ薩埵一。復次稱ニ讃好法一名爲レ薩。好法體相名爲レ埵。云々。

大論維摩經の義によれば、信心に佛門に入りし人といふことを、菩薩と稱するなれば、菩薩といふも、入道といふも、さしてかはることなきにや。然らば菊塢菩薩と號せしも、敢てとがむべきほどの事にはあらじかし。

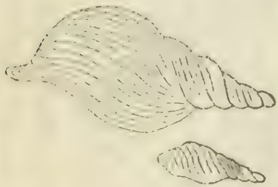
柳庵隨筆邊字篇　卷之六

〇へなたり　徒然草(三十)。甲香(かひ)はほら貝のやうなるがちいさくて、口のほどのほそながにして出たるかいのふたなり。武藏國金澤といふ浦にありしを、所のものはへなたりと申侍るとぞいひし。」抄。一本に、ばへとあり。ばいといふにや。おぼつかなし。今金澤にてたづぬれば、ばいといひ、またつぶともいへり。兼好が時には、へなたりといひけるにや。ばいに似てすこし大にして、口の細ながき貝あり。それをへなたりといふか。」藥名備考和訓抄。ヘナタリ、紀州和歌浦ニアリ。螺ナガニシノ如シ。大ナル者ハ長五六寸、小ナル者ハ二三寸、卷タル處ニ刺多ク、段々並着、色赤黒シ。又一種白色ニシテ疣高キアリ。此蓋ノ形、赤蟬ノ羽ノ如

紀州和歌浦邊にてへなたれといふ貝しろくして細き處あり

ばいなりといふはこの種を見ていふならん

癸巳仲秋於金澤一覽之寫眞　信充



小なるもの

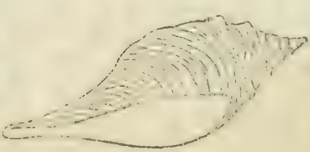
伊豫今治邊にていふへなたり







小なるもの



此二圖は金澤の違といさゝかたがへる所あり合せ見てしるべし

ク薄褐色ナリ。甲香ニ用ヒテ上品ナリ。和邦訛テバイノ蓋ヲ用ルハ非也。又サヾイ田螺等ヲ用ユ。皆非ナリ。本草香螺ニ充。〔割註〕海贏彙解に出。」又ヘナタレト云

○へそくり錢　日待草。〔割註〕寛永四年の春予が里の云々といふ語あれば、その頃に書しものなるべし。」よそへゆけばあとしたふてゆく。〔割註〕幽靈のはなしなり。」へそくり錢にて經よみもらへども云々。」老人物語。〔割註〕小野意全、慶安中人。」三四十年むかしまでは、麻にてよりたる細引のほそきほどのものに、錢を三百も四百もさし連ねてもち歩行、殊に道中する人は、一貫ばかりづゝもかたげあるきしが、近頃は胴卷といふ物を仕出し、人々錢をそれに入てはらに結付置、所用ある時は懷よりかぞへいだしてつかへば、へそくりの名をさへ蒙らしめて云々。

○平家物語作者　醍醐雜抄。〔割註〕隆勝私抄書之逢幸記。」平家物語作者事。或平家双紙奧書云。當時命世之盲法師了義坊（實名如一。）之説云。平家物語中山中納言顯時子息左衞門佐盛隆。其子民部權少輔時長作レ之て、又將門保元平治々々四部同人作云々。此時長前作二平家二十四卷之本一。籠二伊勢太神宮一訖。是作渡院之御時也。（順德帝是也）。後嵯峨院御在位之時。吉大貳入道輔常作レ之。平家物語民部少輔時長書レ之。合戰之事依レ無二才學一源光行誂レ之。十二卷平家質經卿書レ之。」日工集。文安五年八月十五日最一撿挍來。予又問下座頭語二平家一之由上。最一云。昔爲長卿者作二此書十二卷一。留在二播州一。其後曰二性佛一者上二之於音曲一而歌詠耳。性佛之後曰二如一撿挍一云々。」徒然草（九。十。）後鳥羽院の御時信濃前司行長稽古のほまれ有けるが、樂府の御論義の番にめされて、七德の舞をふたつ忘れたりければ、五德冠者と異名を付にけるを、心うきことにして、學問をすてゝ遁世したりけるを、慈鎭和尙一藝あるものをば、下部までも召置て不便にせさせ給ければ、此信濃入道を扶持し給けり。この行長入道、平家物語を作りて、生佛といひける盲目に教てかたらせけり。さて山門の事をことにゆゝしくかけり。九郎判官の事はくはしく知て書のせたり。蒲冠者の事はよくしらざりけるにや。多くのこと

どもをしゐしもらせり。武士の事。弓馬の業は、生佛東國の者にて武士にとひ聞てかゝせけり。彼生佛が生れ付の聲を、今の琵琶法師は學びたるなり。」尊卑分脈圖。高藤公三男、條右大臣定方公三男左兵衛督朝頼卿子孫、

●朝頼 ― 爲輔（正三位 權中納言） ― 宣孝（正五位下 右衛門權佐） ― 隆光（正四位下 左京大夫） ― 隆方（正四位上 左中辨） ― 爲房（正三位 參議）
- 顯隆（葉室祖）
- 爲隆（甘露寺祖）
- 長隆（因幡守） ― 顯時（中山中納言）
  - 行隆（母忠盛朝臣女）
  - 時光（初隆盛 母同上） ― 時長（民部少輔 平家物語作者）
  - 盛方
  - 女（時忠卿室 時長の叔母なり） ― 女（時長の從弟女也 源義經室）

九郎判官のことはよくしりてと徒然草にいふも理といふべし

▲忠盛（平刑部卿） ― 時長（祖母） ― 時光（時長父） ― 時長
- 清盛（時長父外舅） ― 重盛以下（時長父の從弟）

殿中申次記。正月十四日、今日者一獻有レ之。於二御會所一平家有レ之云々。惣撿挍懸二御目一平家申レ之。〔割註〕永正十三十六の頃のことなり。」太平記。師直所勞ノ段ニ有レ之往見。」寛文十年御日記。七月二十七日本多内記宅來撿挍被レ爲レ召レ之。酉後刻御黒書院出御。平家被二仰付一之。月見、のぶつら、右平家被二仰付一。戌後刻終る。八月二日及レ暮於二御座之間一。茨木撿挍平家文覺荒行。勸進帳被二仰付一之。十一日及レ暮於二御座之間一。茨木撿挍平家二句土佐房、すゝき、被二仰付一。事終而退去以後、於二

大納戸前ニ銀拾枚時服二ツ被レ下レ之。松平民部少輔被レ傳也。

○平人（へいにん）　簗田文書。覺

一知行分不入之事。〔割註〕付相定外非分之傳馬押立、雜色厩者餌指以下慮外之事。」

一秋務取納平町人以下可レ移事

一利根川舟路并古河え通商人船不レ可レ有ニ横合一

但、於ニ関宿一日前之沙汰いたす船役之儀者可レ被ニ仰付一事。

一簗田知行之内并於ニ古河一船役可ニ申付一儀も被レ任ニ前々筋目一事。

一御料所方諸奉公人之知行簗田成敗平人召仕間敷事。

附、百性等迄も致ニ他奉公一者知行之内に不レ可ニ指置一事。

以上

弘治四年六月十九日　義氏

〔朱印〕

簗田中務大輔殿　晴助なり

成田家中法度。一平人衣服絹紬布木綿以下隨分應相候共奢侈ニ不レ可レ仕候事、但、少分たり共役有レ之者は沙汰之外之事。

○へうたん町　瓢簞町記。〔割註〕得蕃作、寛文中。」攝之大坂有ニ傾城町一。號曰ニ瓢簞町一。其名因レ何云レ爾。入非ニ山椒一出非ニ胡馬一。祇立見時分依レ望ニ夕顔一爲ニ町之名一。彼町雖ニ狹少ニ一莫レ闕。若求ニ歌人一有ニ定家一。有ニ家隆一。參禪有ニ丹霞一。〔割註〕曹洞宗の祖に丹霞淳あるを以ていふなり。」歌書有ニ古今一。或寄ニ身於鹽竃一。或嘯ニ意於山歌一。朝乘レ馬而戻ニ上屋一。暮連レ袖立ニ家門一。契堅牢比ニ石竹一。壽延長鬭ニ鶴介一。昨日誓ニ比翼連理親一。今日變ニ天地雲泥交一。晝獨居ニ閑局一。身云ニ千話（チワ）一慕ニ眞夫（マブ）一。夜集ニ格子裏一。挽ニ

蛸二線一待二買人一。悲二葛城夜契薄一。祈二出雲神利生一。立思下待二採釆女士器一歸中主水寮上。終夜奏二浄瑠璃一。不レ知二東大白一乎。浮世五十年、、寸前闇。人更無二少時一。光陰如二箭弓一。不レ招人群。不レ畜銀半。何人不レ言レ財。不レ買二桃顔一。施無レ出案レ偏也矣。

○遍昭　續遍錄。桓武天皇第十六子、正三位大納言良峯安世男、頭左少將左中辨正四位下良峯宗貞、出家遍昭。

五十代
桓武天皇
- 五一 平城天皇 ― 阿保親王 ― 在原業平
- 五二 嵯峨天皇 ― 五四 仁明天皇嘉祥三三二十一崩、四十一、深草帝是也。
- 五三 淳和天皇
- 良峯安世 宗貞弘仁七年に生る、嘉祥三年三十五歳にて出家なり、由性は素性の兄にして、延喜十四年七十四歳入滅といへば、承和八年宗貞二十六歳の時に生れし人なり。
  - 宗貞 藏人頭、左少將、歌人、左中辨、正四位下。出家僧正遍昭是也、號二良僧正一又花山僧正一。慈覺資安然和尙師、寛平二正十九入滅七十五。
    - 素性 住良因院 歌人
    - 由性 慈覺の弟子とあれば、遍昭は天台宗なり。

遍昭集。かはらにいでて御ぶくぬぐ所に、あやしのほうししてつかはしゝ云々。かくていづこともなくありき侍て、はつせの御寺にさむらふほどに、さてまた、世にありとも聞えぬをのゝ小町こもれりけるかたはらに、經よむをたれならんとて、つれなく人してみせければ、みのひとつきたるほうしの、さすがにあてやかなんすみのかたに居てはべりといひければ、耳をたてゝきくに、いとたうとくあはれなり。たゞ人にはあらじ、中將の大德にやあらんとおもひて、いかゞいふこととて、此みてら

になんはべる、いとさむきを御聲をきゝてはべれば、いとたのもしくなん御衣ひとつかし給へとて云々といへる。たゞ少將なりとおもひて、たゞにもかたらひしなかなれば、物もいはんとて尋いきたりけれど、ふとうせにけりと聞いて、五條の后宮より內舍人を御使にて、野山を尋させ給ひけり云々。〔割註〕五條后宮とは、閑院大臣冬嗣公の御女、仁明天皇の后宮藤原順子の御事にして、文德天皇の御母におはしますなり。」和漢合運。元慶三年遍昭爲ニ僧正ニ。

○へりぬり　義貞記。鎧可レ着次第事。一番浴衣、二番小袖、三番大口（精好）、四番髮亂（緣塗）　五番以下略之。」伊勢貞丈鎧着用次第。へりぬり、又へんぬりとも云。一名引立ゑぼうしと云。うしろのかどのひらきたちたるなり。やはらかなるものなり。かぶりて後えぼうしのうしろの方を內へおしこむ。

隨兵日記。へりぬりは、出陣の時大將またはたさしなどきべし。おなじくはちまきをすべき也云々。〔割註〕たゞし騎馬の衆は、小結のなきゑぼしをきて、てうづかけをすべしとあれば、大將の外は折ゑぼうしときこゆ。」平器義談。往見。源平盛衰記。那須與一マコトニト思ヒ、冑ヲバ脫テ童ニモタセ、モミ烏帽子引立テ、薄紅梅ノ鉢卷シテ手綱カヒクリ、扇ノ方ヘゾ向ヒケル云々。平家ノ侍ニ伊賀平內左衞門尉ガ弟ニ十郎兵衞尉家員ト云モノアリ。黑革オドシノ甲ニ冑ヲバ着ズ。引立烏帽子ニ長刀ヲ以テ扇ノ散タル所ニテ水車ヲ廻シ、一時舞テゾ立タリケル云々。

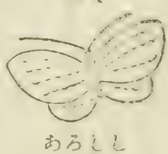


六波羅行幸繪　詞世尊寺行俊卿、繪土佐光顯

平治元年十二月右衛門督信頼朝臣左馬頭義朝以下謀反のときに、主上は太宰大貳清盛朝臣の六波羅の亭に行幸あり。十二月二十五日の夜の事なり。此繪は行幸によりて諸將士卒の屈したる體なり。前に座したるは主人にして後に座したるは郎從なるべし。主人はへりぬりを著して郎從は折烏ぼうしなきたる所にて、尚兵日記に符合せり。古人甲冑の時はみなへんぬりを著せしといふにはあらざることをしるべし。



〇へらこ　藥名備考和訓抄。ヘラゴ、蛺蝶、本綱四十、秋田品種甚多シ。桑蟲ノ化スル處ナリ。



秩府にていふ所のへらご

しろくしてくろき點あり



四國にていふへらこ

色黄にして點なし

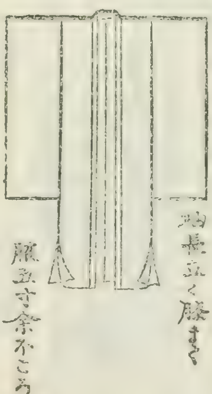
〇へちま　寛文五東海道紀行。袋井にとまり行水しけるに、むさきへちまをいたしければ、「こゝろなく〳〵むさきへちまをいだす哉おんふくろ井の宿のおかゝは。」（御）（母）農業全書「へちま、その上皮をさり、その筋あらき布の如きをもみ洗ひ乾かし、是にて器物を洗へば、たとへぬりたるものにても引めもつかず、物のあかをよく〳〵とり、又湯手に用ひて甚よし云々。」南宋僧爾雁。不レ成ニ蔬菜一、不レ成レ瓜。沿レ牆傍レ籬也開レ花。只與ニ詩人一除ニ垢穢一、不レ知ニ自己一團滓一。」本草綱目。絲瓜集解、時珍曰。絲瓜唐宋以前無レ聞。今南北皆有レ之。以爲ニ常蔬一云々。嫩時去レ皮。可レ烹可レ曝。點レ茶充レ蔬。老則大如レ杵。筋絡纏紐如ニ織成一。經レ霜乃枯。惟可下藉ニ靴履一、滌中釜器上。故村人呼

爲ニ法納羅瓜。

○偏無爲居士　葉所一覽。雜家依田貞鎭號ニ偏無爲居士ー。稱ニ伊織ー。明和元年三月十七日府中普明寺。」閑人小史。依田伊織貞鎭ハ天和元年ニ生レ、明和元年ニ歿ス。行年八十四歲。潮音ノ舊事大成經ヲ四天王寺ニテ講釋セシ時、聽衆日々千餘人ニ及ビシト云々。

○偏易子　朗詠卷軸跋。偏易子書以送ニ於淡齋老人ー。時年七十二歲。　京都龍安寺。偏易子。

編綴の圖



○編綴（へんとつ）　菴室袈裟。十德は直綴のうへなへそこなひ。されば十德のごとくして袖ながく、四すそを左寸ばかりづゝ縫はせたるを編綴といふ。」或書。「入道は廳の裘衣たゞ一つ袴かきたとて編綴はなし。

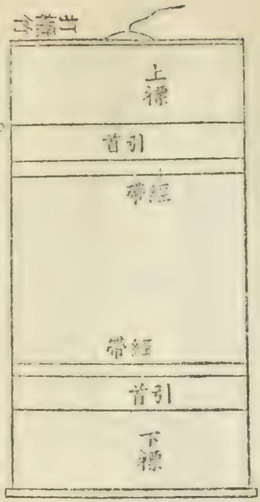
〔割註〕下學集に編裰は、律家の服とあり。」

○平絹（へいけん）　□鏡嘲笛。宿直（トノヰ）裝束トハ云々。傳法師御承仕ハ、平絹ヲ青ク染テ差貫ニスルナリ。　深窓秘抄。赤大口人ニ依リ差アリ。束帶ニハ生絹ヲ用ヒ、又平絹精好ヲモ用ユルナリ。御襪、諸臣モ用レ之。」押與裝束差アリ。錦練貫平絹等ナリ。平絹直衣。宿老着レ之。冬直衣ヲ夏用ユルコト老人用レ之。」抄。素服。〔見ニ後愚昧記ー〕冠。（蒼鈍、無文）袍。（平絹、黑色）袴衣。〔割註〕平絹黑色、冬練、夏生、共ニ着レ裏。〔見ニ長短抄ー〕凶服。（見ニ類聚ー）袍。〔割註〕黑染、平絹云々。」諒闇服。（見ニ類聚ー）冠。（無文、蒼鈍）直衣。（鈍色、平絹。）同束帶無文位袍、本儀綾也。平絹諒闇也云々。白絹平絹。心裏裝束樣。袍。以レ機染也。裏同平絹練張、薄鼠色平絹直衣。」裝束圖抄。里、地白、冬表綾、裏同じ

色の平絹、下襲。冬は表白平絹、裏黑平絹。表袴、表白平絹、裏紅平絹。赤大口、紅生平絹。襪。平絹または夏は生平絹、奴袴、侍從以上紫緯白の織物、裏平絹または表平絹裏色、裏同色平絹。四品は淺黃平絹を用ゆべきを、經淺黃、緯白の織物を用ゐる。〔〕裝束に用ふる平絹は、羽二重の極上品なり。」絹布重寶記「羽二重、大白、眞白、御召地、極上品の絹の惣名なり。加賀絹の上品を加賀といふが如し。元來唐糸にて織し故の名なり。別の子細なし。三四十年以來。〔割註〕天明八年よりかぞふるなり。」和產の糸格別に勝れ、舶來の糸にもまさるゆゑ、日本糸ばかりにてをるなり。然れども、名はかりは故實を失はず。

宋周密昭陵書畫記

掛軸式

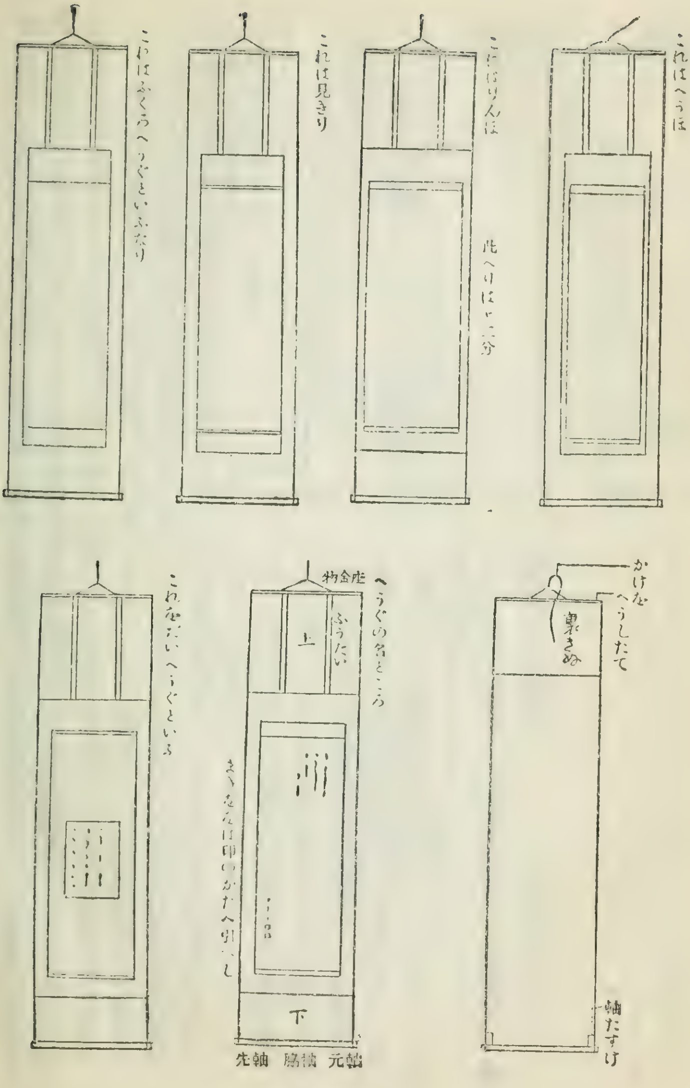




櫻井清八郎傳。へうぐいふ〳〵ふるが中にこれは

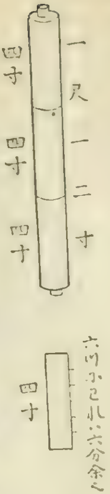
〇偏衫（ヘンサン） 格致鏡原。原始秘書、唐武后幸ニ僧懷義ニ。衣帽皆用ニ朝格ニ、衣用ニ大袖ニ、如ニ朝服制ニ。曰ニ直綴ニ、曰ニ一一一ニ。曰ニ寬衣ニ。加以ニ絛繡ニ。」世漢同會、直綴、今按。古僧服ニ偏衫裙子ニ。後世連ニ上下ニ爲ニ直綴ニ。」下學集。褊裰、偏衫、裳、以上三種。律家所レ用也。

〇へうぐ 下學集。表補繪（ヘウホエ）、表褙（ヘウホイ）、幀補繪。（幀猪孟反。）輪補繪。


これはふくうへうぐといふなり
これは見きり
これはりんは
此へりはゝ二分
これはへうほ
これをだいへうぐといふ
物金座
へうぐの名ところ
ふうたい
上
まゝをえは印のかた へ引…し
下
かけな
へうしたて
裏きぬ
軸たすけ
先軸
脇軸
元軸

三一四

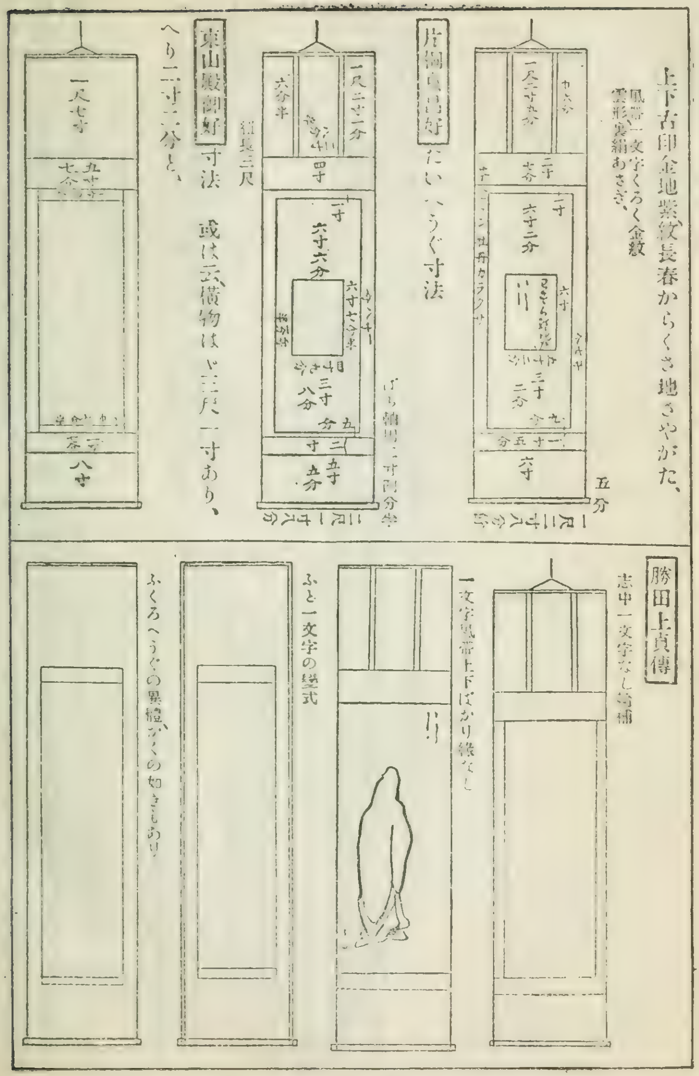
まきひも左右へわけて印あるかたより巻いだし被レ申候へば、自然左右わかり申候、座金物より三つにとり、一つをはゞにして、表紙竹の際にて切、三つ一つに折て、風帯にはさみ申候、外題の切やう押やうとて師傳あり。かけもの一尺二寸迄は、はゞ三つにとり、そのひとつを長さにして、はゞは右のひとつを六つにわり申候。



二尺に及は三つにとり、そのひとつをすてゝ、〔割註〕六寸六分餘をすつるなり。」のこるところを、〔割註〕一尺三寸五分餘をいふなり。」三つにとり、〔割註〕四寸五分餘なり。」その一つを長さにして、右のひとつを六つにわり、はゞにするなり。三尺に及は四つにおり、一つ〔割註〕七寸五分なり。」をすてゝのこる所、〔割註〕二尺二寸五分あり。」また四つにおり、〔割註〕五寸六分二厘五毛づゝなり。」そのひとつを長さにして、はゞは右同前六つとりなり。外題押やう、上一分あけ、わき表紙たけにつかぬやうに仕候 たゞし相阿彌はかくの如し。能阿彌は廣さ少々つよし。

鹿苑院殿御好軸表具

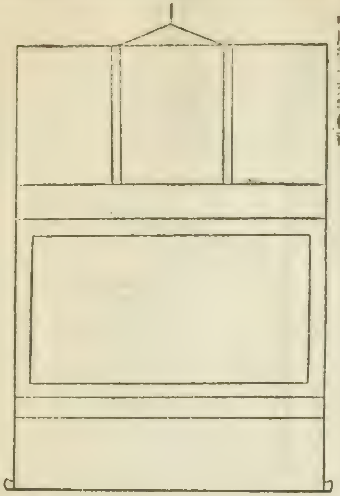
寸法左の如し。紙中小倉色紙なり。


上下古印金地紫紋長春からくさ地さやがた、
風帶一文字くろく金紋
雲形裏絹あさぎ、
片桐貞昌好
たいへうぐ寸法
東山殿御好
寸法　或は云、横物はゞ三尺一寸あり、
へり二寸三六分と、
軸長二尺
一尺七寸
八寸
四寸
三寸八分
五寸五分
六寸
勝田上貞傳
志中一文字なし綾補
一文字風帶上下ばかり縁なし
ふと一文字の表式
ふくろへうぐの裏檀ぶくの如きもあり

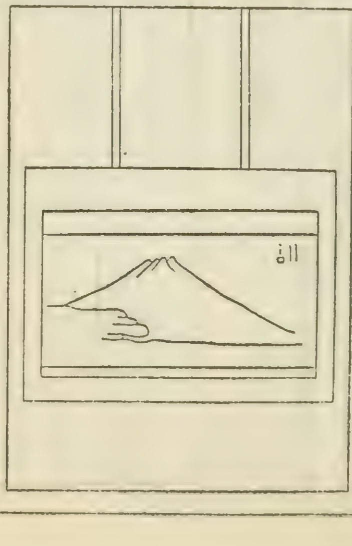
ふくろへうぐにかくのごとくすることは去宮方の御好なり、



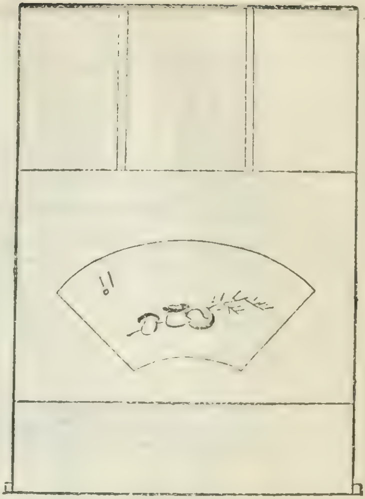
中風帶一文字輪補



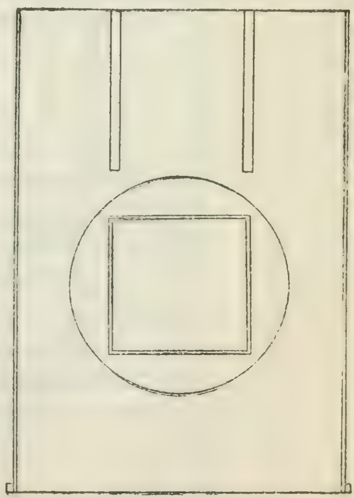
中上下ミはしへうぐ



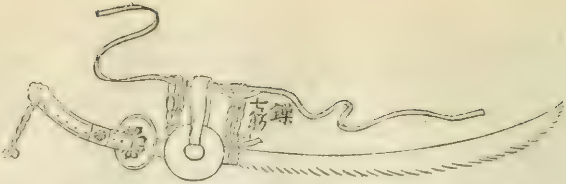
中切逆筌へうぐ一文字なし



四方一文字上下切逆筌へうぐ



○兵庫鎖の太刀　太平記異本。〔割註〕大塔宮至ニ吉野山ニ御合戰事。」大塔宮今ハ不レ遁攸(トコロ)ナリト思召切テ、赤地ノ錦ノ直垂ニ、緋縅ノ鎧(ヨロヒ)、マダ巳ノ刻ナルヲ草摺長ニ透モナク召レ、龍頭ノ冑ノ鍬形大ニ打テツケ、白檀ミガキノ臑當ニ、兵庫鎖ノ太刀ハキ、三尺五寸ノ長刀ヲ脇ニ挾ミ、不劣兵士二十餘人前後左右ニ立云々。」庭訓往來。（六月十一日）。太刀者兵庫鎖、鳥頸、皆彫物、染鑄幷金作左右卷云々。」太平記。〔割註〕公宗一統政道條。」大塔宮ハ赤地錦ノ鎧直垂ニ、緋縅ノ鎧ノ裾金物ニ、牡丹ノ陰ニ獅子ノ戲レテ前後左右ニ追合タルヲ、草摺長ニ召レ、兵庫鎖ノ丸ザヤノ太刀ニ、虎ノ皮ノ尻サヤカケタルヲ、太刀掛ノ半ニ結テサゲ云々。又、土岐存孝ソバヲキツト見テ、アハレ愚息ニテ候。悪源太云々。將軍シバシトテイツモハキ副ニシ給ヒケル、御所作兵庫鎖



鎌倉八幡宮寶物

源頼朝卿の御太刀兵庫鎖の太刀是也常のあしは革にて造立、あるひは銅具にて作るを、鎖にて作りたるを別とす。

ノ御太刀ヲ引出物ニゾセラレケル。〔割註〕隆寛卿從ニ八幡ニ被レ寄ニ候。」劍卷。建久四年五月二十八日夜、相模國曾我十郎祐成、同五郎時致ガ、親ノ敵祐經ヲ討ケル時、箱根ノ別當行實ガ手ヨリ、兵庫鎖ノ太刀ヲ得タリケレバ、思ノ樣ニ親ノ敵ヲ討タリケルニ」曾我物語。〔割註〕太刀かたなの條。」何を以てか、かたかたの門いでいられしで、まや卷・こしとりいだし、十郎にひかれけり云々。五郎にはいやうごくさりの太刀を一ふりとりいだしひかれけり。」今川大草紙。いかもの作りといふをば、今の人はしらず。虎の皮の尻ざやをかけて、足は兵庫鎖に七足なり云々。」或說。兵庫寮の工人の作れる形を以て、作りいだせしより名とせしものにて、その鎖を太刀の帶取に用ひしを、兵庫鎖の太刀と呼り。〔割註〕此說信じがたし。」鎌倉志。鶴岡寶物ニ、兵庫鎖ノ太刀二振アリ。其ニ一尺餘、無銘。兵庫鎖トハ云ドモ、古法トハ異ナリ。

反閉。東鑑。建保六年六月二十七日丁卯晴、將軍家任ニ大將ニ御之間。爲ニ御拜賀ニ參ニ鶴岡ニ給畢云々。先出ニ御南面ニ。文章博士仲章朝臣〔束帶〕上ニ御簾ニ。陰陽少允親職〔束帶〕參ニ東寄閒ニ候ニ反閉ニ。陰陽權助忠尙〔束帶〕入ニ廊根妻戶ニ勤ニ御祓ニ。」小笠原長秀記。〔割註〕三議・純とも云。」人の起居動靜に、五字の閉配とあるべく候。是則弓法の本意なり。かの濫觴といふは、黄帝蚩尤氏をほろぼし給といへども、彼眼ひとみをつらね、いきて人をにらむるやうによつて、人民憎亂す。物に寫して戰といへどもやぶれず。しかるに、天のあたへに、かの閉配を授給ふゆゑ、二人此足にて

射けるとき、かの眼つぶれて天下安全なり。五字といふは、天武博亡烈なり。陰のかよひは右のあしより二のあしをふみ、陽のかよひとは左よりふむべし。是を天武平眼のあしとも名付云々。」伊勢貞丈云。右長秀記の文言とるにたらずと云ども、閉配といふことは、あしのふみやうなりといふことをばしるべし。閉配は反閉なり。天武博亡烈と五足ふむことゝみえたり。拙家傳來の書の中、旗縫口傳といふ書あり。流儀の書といふにもあらざれども、ふるくより傳たり。その書に云、ヘンハイふむ儀式、ごへいをもち、九字の文唱へ、如レ此たるべし、唱る則めぐるあしの事。

〔割註〕前左足九、在左足八。」列右足七。〔割註〕皆右足五、陣左足六。」者左足四。〔割註〕闘右足三、兵左足二。」臨右足一。〔割註〕右足、左足。」左のごとく相見候。文を唱へながら足をふむ故、反閉をふむといふなるべし。九足の反閉、五足の反閉、七足の反閉などといふことあるよし、ある翁の申侍りしを、其聞し頃は、何の心もなくて、おし返しても尋ねざりし。今くやめどかひなし。五足半閉といふは、長秀記にいへる物なるべし。陰陽家に尋べし。東鑑卷五十一。弘長三年十二月二十四日庚午。天晴入レ夜雨降。今日評定衆等參ニ相州亭一。御産所并御方違等有ニ其沙汰一。召ニ陰陽師等一被レ尋ニ面々異見ニ云々。晴茂申云。當ニ閉坏八座方ニ有ニ其憚ニ云々。貞丈推量閉坏反閉同一か。閉坏八座と云は、あしき方角なる故、其方を蹈破る咒禁の方術を行ふ事を、反閉をふむと云ふにはあらざるや。將軍出行の先には、必反閉をふむこと古記に見ゆ。是惡方を破る儀か。閉坏八座の方の事、陰陽家に尋べし。〔割註〕右山岡明阿の問に依て、貞丈答レ之。明和八辛卯年六月二十日、右一通常政拜受寫レ之。」

多賀常政云。牧野氏正胤曰。曾有ニ永以先語ニ曰。九字反閉則所レ稱ニ世俗ニ九字也。臨兵闘者皆陣列在レ前。七字反閉貪巨祿文廉武破。五字反閉天武博暴烈云々。〔割註〕改按、反閉之一事者、出ニ陰陽家一。故難レ辨ニ其委者ニ乎。倘是ニ其道之博士一則可レ得ニ明辨一者也。是不レ有ニ我家事一也。于レ時明和八辛卯七月十三日記レ之。常政。」聖濟總錄。〔百五十五〕。護身法。〔割註〕以下并出ニ千金翼一。」咒曰。諸々惡

々。左帶三星。右帶三牢。天蘸地覆。九道皆塞。使レ汝失レ心。從レ此迷惑。以レ東爲レ西。以レ南爲レ北。人追レ我者終不レ可レ得。明星北斗却閉千里。六甲反張不レ避二禍殃一。乘レ車追レ我。折二其轅軸一。乘レ馬追レ我。掩二其兩目一。步行追レ我。腫二其兩足一。揚レ兵追レ我。刀反自伏。明星北斗却レ敵。萬里追レ我者亡。覓レ我者死。牽牛織女化爲二江海一。急々如律令。〔割註〕反閉の義は、六甲反張却閉千里の字に取れるならん。」

抱朴子。住二山林中一云々。禹步而行。三咒曰。諸阜太陰將軍獨開云々とあり。」字彙補。諸阜神名。酉陽雜俎有二諸阜記一と云。諸阜神ならんには、聖濟總錄の諸々畢々は、諸阜諸阜と連唱するを、右の如く書誤りしなるべし。又抱朴子に、六甲秘祝と云ものを載たるをみれば、臨兵闘者九字なり。禹步の法をみれば、即旗縫口傳のふみやうなり。然れば反閉は護身の咒にして、足ぶみは禹步なり。〔割註〕字字彙に云べし。」

○別當　純章紙。つくも所の別當する比、たれがもとにやりけるにかあらん。物の繪樣やるとて、これがやうに仕るべしとかきたる、まんなのやうもゝの世にしらずあやしきを見つけて云々。」春曙抄。細流云、金銀細工の所なるべし。拾芥抄。作物所(ツクモ)在二進物所西一。有二別當一預二熟食一。曲物云。時柄。康保五年正月二十八日美濃守。長保二年五月三日藏人兵部丞。被レ補二作物所別當一。」鹿島文書。

將軍家政所下二平朝秀一。

可レ令三早領二知常陸國德宿鄕內畑田富田大和田生江澤已上四箇村頭職一事。

右人任二親父秀幹去年十月二十一日讓狀一。〈四至載レ之〉。可二領知一之狀。所レ仰如レ件以下。

文曆二年閏六月十五日　案主左近將曹菅野判

令左衛門少尉藤原判(時房)　知家事內舍人清原判

別當相摸守平朝臣判

武藏守平朝臣（泰時）判

將軍執權次第。文暦二年の條に、將軍頼經(權中納言)。執權泰時(武藏守)。時房(相摸守)。とあり。將軍家令の外に、別に事を執行ふ職たるを以て、別當と云なるべし。

新田正木文書。左衛門督家政所下　上野國新田御庄　官等補任下司職源義重

右人依レ爲二地主一補二任下司職一。如レ件御庄官等宜二承知一。依レ件用レ之。敢不レ可二違失一。故下。

保元二年三月八日　案主宮内録菅野判

令前中務録山判

別當散位三善朝臣判

散位紀朝臣判。以下略之。

又將軍家（實朝）政所下　上野國新田庄内岩松下今庄田中參　箇郷住人　可レ令下早任二夫義兼讓狀一以二後家一爲地頭職上事。

右人任二彼讓狀一補二任件職一。於二有限之年貢課役一者。任二先例一可レ致二沙汰一之狀。可レ仰如レ件。以下。

建保三年三月二十二日　案主菅野判

令圖書允清原判　知家事惟宗判

別當相摸守平朝臣（義時）判

民部權輔兼遠江守源朝臣判。以下略之。

雲上明鑑。院執事二條左大臣齊信公(從一位)。院執權花山院大納言家厚卿(正二位)。院別當葉室頭辨顯孝朝臣(正四位上)。坊城大納言俊明卿(從二位)。櫛笥右中將隆起朝臣(正四位下)。六條左中將有言朝臣(正四位下)。庭田大納言重能卿(正二位)」　拾芥抄。綱所部寺務撿挍別當座主長者等。依レ寺不

レ同。院司都別當執事年預判官代。〔割註〕五位或四位六位。」 召次所仕所別納所御服所〔別當〕。御廐別當、國自家。〔割註〕大臣家大略同二攝關一。但無別當、文殿、藏人所等無レ之。近衞大將同レ之。」 執事、年預、辨、別當、文殿。〔割註〕別當、開闔案主。」 藏人所、侍所〔別當、職事〕。御廐。〔割註〕別當、預、案主、舍人、居飼。」 御隨身所。〔割註〕別當、內舍人、番長、近衞。」 云々。家司、下家司、政所。〔割註〕別當、家司、下家司。」 宮城部所々、內竪所。〔割註〕以二大臣中將□位一爲二別當一。有二頭執事一。」 進物所。〔割註〕以二公卿近衞次將一爲二別當一。」 御厨子所。〔割註〕四位殿上人爲二別當一。」 畫所。〔割註〕有二別當五位藏人一。預二墨畫等一。」 作物所。〔割註〕有二別當預一。」 樂所。〔割註〕有二五位六位藏人一。爲二別當預一。」 藏人所。〔割註〕有二別當一。左大臣一人。」 酒殿。〔割註〕有二辨別當預一。」 贄殿〔割註〕有二別當藏人預一。」 神泉苑。〔割註〕以二近衞次將一爲二別當一。」 勸學院。〔割註〕以二藤氏辨一爲二別當一。」 穀倉院。〔割註〕有二公卿及四位五位別當預藏人等一。」 學館院。〔割註〕橘氏諸生別當氏人補二別當以下一。」 奬學院。〔割註〕王氏、諸生別當也。」 弘文院。〔割註〕和氣氏、諸生別當。」 施藥院。〔割註〕以二辨及外記一爲二別當一。」 乳牛院。〔割註〕有二別當乳師預等一。」 北野。(有二別當一。) 園池。(有二別當一。)

熊野別當系圖。長保元年己亥歲。一條院以二奉救一爲二別當一。從レ是重代職(止余留)。

中將 實方 ―― 奉救(長保元二三 補二別當一) ―― 快眞(別當) ―― 長快(同) ―― 長範(同) ―― 行範(同) ―― 範典(同 母爲義女) ―― 義豪(別當)

湛快(別當) ―― 湛增(文治二 別當) ―― 湛眞(別當) ―― 祐豪(同) ―― 湛順(同) ―― 定湛(同) ―― 範快(同) ―― 範增(同)

快尊(別當) ―― 辨快(同) ―― 定快(同)

紀氏系圖

- ●紀御園
  - 石清水別當三　運眞
  - 別當一　安宗
    - 別當二　幡朗
    - 別當四　會俗
      - 別當六　總祐
      - 別當八　淸鑒
        - 別當十二　光勢
      - 別當九　淸昭
        - 別當十一　貞芳
          - 別當十六　摩雅
  - 石淸水神主一　御豐
    - 神主二　良範
      - 神主四　春實
      - 神主三　枝眞
      - 別當七　延晟
        - 別當七　定弼
        - 神主五　保別當始　良常
          - 別當十三　望淸
            - 別當十八　定淸
              - 兼淸
          - 神主六　安遠
            - 神主七　兼輔
              - 兼任
          - 別當十五　朝鑒

源平盛衰記(二十二)。中ニモ義盛。〔割註〕和田小太郎。」ニハ日本國ノ侍ノ別當ヲ賜リ候ヘ、上總介忠淸ガ、平家ヨリ八ケ國ノ侍ノ奉行ヲ給テ、モテナシカシヅカレテ氣色セシガ、アマリニ浦山シカリシカバ兼テ申入ルナリ云々。」東鑑。治承四年十一月十七日。和田小太郎義盛補ニ侍所別當一。是去八月石橋合戰之後。令レ赴ニ安房國一給之時。御安否未定之處。義盛望ニ申此職一之間。有ニ御許諾一。仍今閣ニ上首一被レ仰云々。

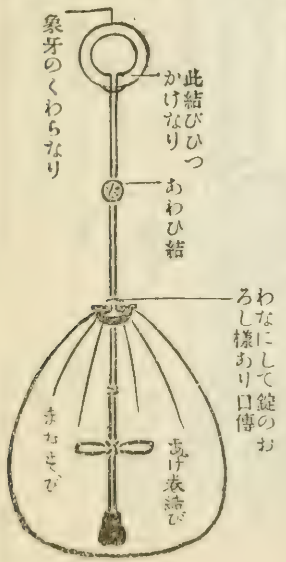
○瓶笙（へいしやう）　元謝宗可詩。瓶笙云々とあるは、釜の沸たつ音なりと、北窓瑣語に出たり。

○平等院　扶桑畧記。永承六年三月二十八日癸酉。左大臣捨ニ宇治別業一爲レ寺。安ニ置佛像一。初修ニ法華三昧一號ニ平等院一。」　拾芥抄。諸寺部平等院(宇治)。」　百錬抄。承安三年十一月七日。大衆。〔割註〕南

部大樂也。」昨日到宇治。以平等院堂舍人屋等為彼宿所。吉野大衆同心相從公家。遣武士於宇治。爲防大衆入洛也。引宇治橋以橋東岸結陣云々。」東鑑 治承四年五月二十六日、宇治合戰三位入道自殺云々。」京繪圖。京三條橋ヨリ宇治へ四里ナリ。宇治橋八十三間五尺、(幅四間)。平等院ハ、後冷泉院永承六年建立供養。御堂關白賴通公。鳳凰堂。扇芝、駒繋松、樓門跡。釣殿。

○ノ觀（へちくわん）老人雜話。茶の會にノ觀流といふあり。是は、上京に坂本屋とて茶の會を好むものあり。おどけたる茶の會をなす。初は號を如夢觀といふ。後に改てノ觀といふ。一溪故道三の姪壻なり、ノの字偏ばかりなり。イに及ばぬといふ心なりとぞ。宗易よりすこしのちなり。」長闇堂記。天正十五年十月、北野大茶湯の時云々。經堂の東の方原に、京の衆の末に當りて、へち貫といひしもの、一間半の大傘を朱ぬりにし、柄を七尺許にして、二尺ほど間をかきにして、よし垣にてかこひし。照日に彼朱傘かゞやきわたり、人の目を驚せり。是も一入興に入らせ給ひて、即諸役御免を被下云々。」茶湯書。ノ貫と云人は、伊勢國の者なり。常に牝馬に乗て何方へも行なり。牝馬はしづかなるものとてすきたり。然るにその牝馬死たり。ノ貫云、おのれ生てゐるうちばかり、我に奉公さすることにてはなし。死ても奉公させべしとて、皮をはぎなめしにして、袋に拵へて内に入様の道具を入て一生の内、何方へも持あるきしなり。むかしよりへちといふ字はなきを、林道春、この字に彼書たるなり。

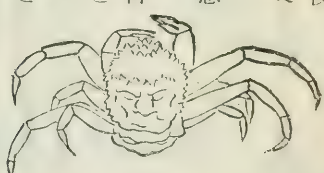
○へち馬の皮の牝の袋　茶湯書。袋の法は、馬の皮一枚を切まはして、かゝりを付、丸袋に

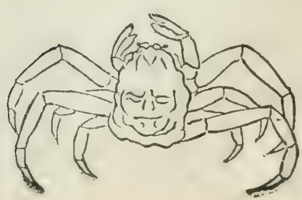


仕たると云なり。今は色々のきれをあつめて、つぎ合せて袋にも仕る。又一色の袋にも仕る。縫やろはずゝ袋のごとし。袋の緒をとほして、錠のおろし様に口傳あり。

○平家蟹　藥名備考和訓抄。ヘイケガニ鬼面蟹。（野記）。」後藤黎春隨觀寫眞。鬼蟹和訓平家蟹「一名長門蟹。一名武文蟹。一名島村蟹。一名長田蟹。一名姥蟹。一名一念蟹。

今案に、此蟹、長門國門司關の邊にては、平家の軍兵の一念の化せし處と稱して平家蟹と云。また兵庫の近邊にては、秦武文が、松浦五郎に主君の御息所を奪はれしを怒て、自殺せし。〔割註〕事は太平記に見ゆ。」怨念の化する處と云。又享祿四年六月四日、島村彈正、攝州野里川へ飛入り討死せし一念の化する處と稱して、島村蟹といふといへども、その實は鬼面蟹とて、異國にもあるものなれば、怨念の化せしには非るなり。





柳庵隨筆止字篇 卷之七

○屠蘇 延喜典藥式。元日御藥。（中宮准レ此）。白散一劑。〔割註〕白散、歲旦以二溫酒一服二五分匕一。一家有レ藥則一里無レ病、帶二是散一病氣皆消、若他人有二得レ病者一。便溫酒服二方寸匕一。若四五日以二散三方寸匕水三升一煮三沸、服二一升一取レ汗愈。」度嶂散一劑。〔割註〕度嶂散辟二嶂山惡氣一。若有二黑霧鬱勃及西南溫風一。皆爲二疫癘之候一。平旦以二溫酒一服二一錢匕一。辟二諸毒氣一夜冒レ霧行彌宜レ服レ之。」屠蘇一劑。〔割註〕屠蘇酒治二惡氣溫疫一。辟二邪風毒氣一。度二嶂山一三人、一人服レ粥、一人容服也、服レ酒者免、又往至二長安一中二時風一。不レ免者比門華佗、以二此方一與二曹武帝一作二此酒一。他分布者民家悉並看レ驗。及江東蔡司徒用至レ有二良驗一。名二屠蘇酒一也。」千瘡萬病膏一劑。供藥漆案三脚。〔割註〕一脚安二散膏一。一脚安二屠蘇鐺子一。花足一脚安二酒盞一。」十一月晦日卯一刻。宮內省并寮共候二延政門之外一。闈司奏訖。寮官人率二藥生等一。昇二御藥案一相共入置二庭中版南一。共以レ次退出。省奏訖。更入昇レ案退却付二尚藥一。共元日供二奉御藥一。尚藥一人。〔割註〕中宮東宮各典藥一人。」女孺五人。釆女二人。賜二潔衣一。各絁一疋。綿一屯。〔割註〕其色隨二御生氣一。預移二陰陽寮一。待レ報知レ之。然後請受、中宮東宮亦同（然後以下十字據二原書一補レ之）。」但屠蘇者官人將二藥生一。同日午時封漬二御井一。令下二主水司一守上。元日寅一刻。官人率二藥生一。就レ井出レ藥。即省（宮內）輔一人并寮（典藥）官人等持レ藥。共入進置。即用二銀鐺子一煖二屠蘇一。〔割註〕造酒供レ酒、主殿設二火爐一。」尚藥執二御盞一。率二女孺一昇レ殿令下二藥司童女一（殿上半定）先嘗上。然後供御。次白散。次度嶂散。三朝而畢。」年中行事。正月一日供二御藥一。〔割註〕三箇日、一日四位、二日五位、三日六位。」年中行事秘抄。供御藥事。〔割註〕平旦向二今日一三個日供レ之。」童女求二未嫁之者一用レ之。後取用二大飲人一。〔割註〕元日四位、二日五位、三日六位。」屠蘇白散事。金谷云。一人飲一家无レ病。一家飲一里無レ病。」後水尾院年中行事。四方拜終りて云々。あしたの御はん

を供す云々。陪膳の人はひさしに候す。二獻參る。〔割註〕初こんひしはなびら、二こんかべ。」女中にもたぶ。二獻の時、始て屠蘇皆散をちやうしに入、內侍これを役す。白散は、もとより上段の西北の隅に置。〔割註〕御鏡の前なり。」內侍れん臺（御右の方）をへて、皆散のもとにすゝみよりて、これを入て、本路をへて、陪膳の人の許にすゝみよりて、銚子參らす云々。」年中行事歌合（貞治）。一番〔右〕供屠蘇白散。新中納言（爲秀卿）。

春ごとにけふなめそむる藥子はわかえつゝみん君が爲とか

淸涼殿にてきこしめすなり。藥子とは、幼き童女にてはべる。是もとそは小兒よりのむといふ本文にてあれば、先御藤を是になめさせられてきこしめすにや。

修事祕要。屠に殺なり。蘇は復生なり。廣韻に、屠蘇酒は、元旦に是をのめば瘟氣を除くべし。潜確類書に、屠は鬼氣を屠絕す。蘇は人魂を蘇醒す。屠蘇酒の法。大黃（一錢）、桔梗、川椒（各一錢半）、桂心（一錢二分）、烏頭（六分炮り）、白朮（一錢八分）、茱萸（一錢二分）、防風（一兩）、縫囊に入て、井の中にかけ置、元日寅の時に取出し、酒を以て煎ずること四五沸、一二三杯をのむなり云々。嵯峨天皇年中にはじまる。

〔鳥羽僧正覺融　天台座主記、天台座主第四十七前大僧正覺融。〔割註〕法輪院、號二鳥羽僧正一。」歷三日。」宇治大納言隆國卿息智證門、覺圓僧正弟子賴豪灌頂。保延四年戊午十月二十七日宣命。（八十六）同二十九日辭退。同六年（庚申）九月十五日入滅。（八十八）。」尊卑分脈四。醍醐天皇御子西宮左大臣高明公子孫。

醍醐天皇―克明親王―博　雅―信　明―道　濟―能　賢―覺　融

號法輪院僧正　又號鳥羽僧正畫工

西宮左大臣
高明——俊賢——顯基 號宇治大納言
　　　　　　　——隆國 治暦三年二月六日權大納言 承保元年正二十七辭同四七九薨
（是によれば隆國朝の誰か）

今按に、鳥羽僧正の戯畫中に、山法師を闘諍せしなるべしと見ゆる一段あり。その何の意といふことを知らざりしに、僧正智證門人たるを以て、山僧と常に不快たるが故としられたり。よつてその一段を抄寫す。

○東大寺寶物　宗忠日記。慶長十七年十一月、南都ノ三倉ニ盗賊入テ寶物ヲ盗ム、後日賊露顯ス。勅封ノ時、寶物ヲ改ル奉行トシテ、永井輔右衞門白正南都ニ至ルト云々。」東大寺寶物圖跋。右東大寺勅封三倉寶物繪圖一卷者、元祿六癸酉年五月十六日御開封御寶物御改之時、所二圖書一也。仍今亦令二淸書一了。于時元祿六年癸酉九月日。執行都維那祐想判。」御寶物貫銘。

天平寶字二年六月一日
　　紫微内相從二位兼行中衞大將近江守藤原朝臣

天平勝寶八歳六月二十一日
　　從二位行大納言兼紫微令中衞大將近江守藤原朝臣仲丸
　　從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永手

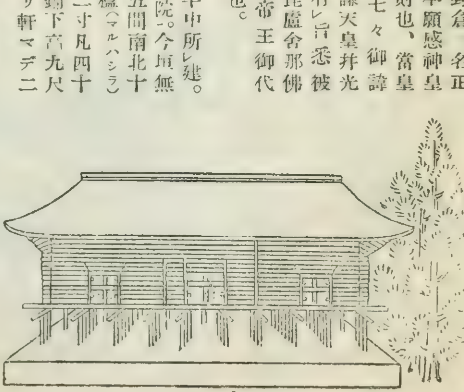

猿は山王の使者也といふにより、山僧に比したるものなるべし。

從四位上紫微少弼兼中衞少將山背守萬朝臣福信
紫微大忠正五位下兼行左兵衞率左馬監加茂朝臣角覺
從五位上行紫微少忠葛木連戸主

當時勅封倉、名正倉院、本願感神聖帝御遺財也、當皇帝崩後七々御諱辰、孝謙天皇幷光明皇后有レ旨悉被レ施ニ入毘盧舍那佛之寶倉ニ帝王御代々勅封也。

御倉天平中所レ建。稱ニ正倉院一。今垣無ヽ、東西五間南北十七間圓椽(マルハシラ)徑二尺二寸凡四十根、板鋪下高九尺板鋪ヨリ軒マデ二丈一尺。

貞幹誌



右之通御寳物横毎合誌有レ之。

一本校合

以ニ南都東大寺東南院本一交享和癸亥夏日　藤憲顯

天保四年冬御倉雨もりの由にて御開封あり。

○とし玉　世鏡抄。〔割註〕師弟法儀の條。」二季彼岸朔日毎之音信。納涼薄絹。寒天異服、初稲八木。節酒初尾。七月送物。臘月末。正月年玉。年貢最華。

○登蓮法師　登蓮法師集。刑部卿忠盛身まかりて後、長月のはつか頃に、かのあたりの人のもとへ申遣ける。

なげくらんすがたはみねど身をつめば
いかゞ露けき秋のゆふぐれ

徒然草。人のあまたありける中にて、あるものますほのすゝきまそほのすゝきなどいふことあり。わたのべの聖、此事を傳しりたりと語けるを、登蓮法師其座に侍りけるが聞て、雨のふりけるに簑かさやあるかし給へ、彼すゝきの事ならびに、わたのべの聖のがり尋まからんといひけるを、あまりに物さわがし、雨やみてこそと人のいひければ、無下の事をも仰らるゝものかな。人の命ははれまをも侍ものかは、我もしに聖もうせなば、たづね聞てんやとて、はしり出て行つゝ習侍りけりと云々。」詞花集。登蓮法師、

世間の人の心のうき雲に空かくれする有明の月

詞華集は、天養元年に撰進し、忠盛卿は仁平三年正月十五日卒去なり。」群書一覽、登蓮は西行同時代の人なり。

○虎　文政十年丁亥。今度朝鮮國より差渡商人共買請申候虎の子、自然御内上覽被レ遊候御儀も可レ被レ爲レ有者、商人共より取上げ、御當地え差廻し申段奉レ伺御内慮候處、上覽被レ遊間敷候間、御當地え差越候に不レ及との御事被二仰達一候就レ夫商人共、折角買入候儀と申、追々諸雜貨等も有之、甚難澁仕罷在候間、元來異獸には御座候へ共、人家へ相育人害を成候程の獸子にも無レ之、旁九州上方筋、可二相成一は御當地迄も差出し、一通り諸人見物致度旨願出申候。依レ之最早御不用の獸故買請候商人共、願望の通差免、一通り見物爲レ致候上は、早々對州へ取歸候段申付度奉レ存候處、日本に無レ之獸子□□を差免申候儀如何に付、各樣迄無二急度一申上候。不レ苦候儀に御座候はゞ願の通り申付候樣仕度、御序之刻御内慮御伺被レ下候樣致度候。乍レ然右樣の儀御内慮を得、却て御差圖も難レ被二成下一、一通り無二急度一入二御耳一候迄にて、可レ然思召候はゞ、書面御下被レ下樣致度、何れ共宜敷御勘考奉レ希候。以上。

閏六月　　宗對馬守内

仁部郡右衛門

御書取

覺

書面虎の子商人共買請候共、九州限り尤其場所々々に而、差支も難レ計候間、領主地頭へ懸合の上取計、其餘の國々へは無用に可レ致候事。

傳聞する處は、當歳の虎子、對州人釜山浦の倭館にて獲たりしを、商人金十兩に買請しを、又々陪徙して、大坂の商人は七十金に買入しとぞ。一人前二十四錢の積りにて、一萬八千四百八十人に見せざれば、まづ七十金を聚むるに足ず。其餘の雜費を加へては、十餘萬人に見せずば賺ひがたからん。後いかにせしや、更に聞ことなし。

(一)銅升　東寺文書。大山庄地頭請所御年貢支配事

合貳佰斛内(銅升定)

七石二斗　灌頂院西院御佛供
四斗五升　西院長日供養法御佛供
四石八斗　金堂常燈料油米。〔割註〕安井僧正御房寺務之時被ㇾ宛。〕
三石六斗　灌頂院常燈料油米。〔割註〕同御時被二宛行一。〕
六石　講堂修正饗料。〔割註〕但二十四石内三石樂人酒肴處追可ㇾ加ㇾ之云々。〕
十石　安居綵饗料、
捌拾二石九斗四升八合　貫首御分。〔割註〕但半分は現米、半分は以二色代一可二進辨一なり。〕
二十石　執行分
十石　下行事給物
三石五斗五升一合　灌頂院預食。〔割註〕上乘院前大僧正御房御時被二宛行一。〕
十一石二斗四升　職掌等給物眞乘院時。〔割註〕正嘉年中被二宛行一之。〕
十二石　網掌等裝束料。〔割註〕新熊野僧正御房御時被二宛行一之。〕
二十八石二斗一升一合　恒例庄立用
已上二佰石

右注進如レ件

　永仁元年十二月　日

按に此銅升と云もの、如何なるものにや。未レ考。但東寺文書の内に、竪二寸横四寸の升云々。年貢所ニ渡進ー者也、と云文あり。此升即銅升にや。竪二寸横四寸の積三萬二千分なり。〔割註〕寸法にて三十二寸なり。」即今京升の四合九夕五撮九有奇にあたる。然る時は、二百斛は今の九十九石一斗八升餘に同じ。三斗五升俵二百八十三俵一斗四升なり。貫首御分八十二石九斗四升八合は、京升の四十一石一斗三升三合九撮一三二となる。俵にして百十七俵一斗八升餘に當る。是東寺貫首の料なり。

○燈明油　東鑑(纂補)。延應元年七月十五日壬午。今日前武州以ニ田地ー爲ニ不斷念佛ー所限未來際令レ寄ニ附於信濃國善光寺ー云々。田六段は佛餉燈油の料田なり云々。夫燈油三斗六升、佛餉三斗六升なり云々。

一日一合づゝと掛て、一年三百六十日にて三斗六升と定めたるものなるべし。前武州とは北條武藏守泰時朝臣の事なり。

○木賊(とくさ)　延喜木工式。年料木賊大二斤。〔割註〕磨ニ床案等ー料。」源平盛衰記。播磨ヨネハ、木賊カ掠ノ葉カ、人ノ綺羅ヲツクルハ云々。〔割註〕木賊にて物をみがくも、既に延喜式に出たり。」

○ところてん　訓蒙圖會。石花、今按に、こゝろふと。俗云ところてん、石花菜也。或云ニ大凝菜ー。」倭名類聚鈔。本朝式云。凝海藻古留毛波。俗用ニ心太二字ー。云ニ古々呂布止ー。」延喜式、主計云々。調大凝菜。丁ニ卌斤。中男作物。上總凝海藻。安房凝海菜。」大寶賦役令。凡調絹絁(アシギヌ)云々。若輸ニ雜物ー者。鐵十斤。鍬三口。鹽三斗云々。凝海藻(コルモハ)一百三十斤云々。

今按に、大寶令に一百三十斤といふは、今の二十一貫二百六十四匁三分二厘なり。此貫目を以て、

鹽三斗、鐵十斤、絹絁八尺五寸と交通するを以て考ふるに、今絹絁八尺五寸は、銀十錢許にも當るべければ、大凝菜(コヽロフトウリ)一斤は銀七釐五毫五絲二三許にあたるべし。

職人盡歌合。心太賣。

我ながら及ばぬ戀(秘藏 隣)としりながら思ひよりぬるこゝろふとさよ

○となめき　異名分類。となめき。引歌木の部李の下にあり。李むめ(秘藏)つさを花。

となめきのさきさかまきの白妙の梅つさをはなまさかりに見ゆ

今按に、となめきは門並樹(トナミキ)なり。さきさかまきは既開(サキ)將開(サカマキ)なり。梅つさを花は梅牡花なり。梅の如くにて花頗る豐壯に、幹もまた强大なるを以て、しかよべるなるべし。然る時はとなめきは隣にあらず。

○常磐草　莫傳抄。

河すかきたちつる宿のときは草風も夏なき時にこそあれ

藏玉同じ。」江戸志。松の御門と稱しけるは、即今常磐橋御門と申なり。

○とんだ茶釜　稱覺譚。安永六酉年笠森稲荷境内水茶屋の娘を、笠もりおせんとて評判たりし。また其のち淺草觀音堂のうしろ楊枝店の女を、銀杏娘と呼て名高し。また後に、山下水茶屋の娘を、とんだ茶釜といひふらす云々。」里のおた巻評。〔割註〕安永三年甲午の秋。」近き證據は、山下にてとんだ茶釜と聞えしは、ひと比の大評判。能々きけば、吉原にて何とかいへる女郎なりしが、吉原にゐた内は、木の十把一からげ、なして目に立事もなし。廓外へ押出せば、掃溜の鶴、砂中の金、飛だ茶釜のほり出し者と大評判に及し也云々。」後見草、この比笠森おせん欠落して、茶みせに老翁出て居るとて、とんだ茶釜を藥罐とばけたといひし云々。〔割註〕此三節みな同時の人の草記なれ共、その區々なることかくの如し。」

○豆腐　下學集。（文安元年）。飲食門、豆腐。」　堺鑑。〔割註〕天和三年印本。」　何國ニモ豆腐ハアレドモ、別シテ當津ノヲ勝タリト、古人ヨリ云傳リ。紅葉ト云名ヲ知タルコトハ、堺ノ豊嶋ニモ不レ劣味ナレバトテ、角（カク）ニトゾ。花ニ對スル紅葉ノ縁成ベシ。又或人云、豆腐ヲ人ノ能カフヤウニ紅葉ト視テ付タル名共云リ。買様（カヒヤウ）ト紅葉（カウヤウ）ト音便成故歟。今豆腐ノ上ニ紅草ヲ印ス。詞ニ就形ヲ顯ス成ベシ。買用モ通テヨシ。」　堅瓠集。何仲默（景明）。少能レ文。善ニ於破一題。見者疑レ之。有下出ニ其鄕諺一侮上通。曰。張豆腐。一夜思量千百計。明朝依レ舊賣ニ豆腐一。破云。雖ニ姓異一。而業則同心。無レ窮而分有レ限。」　正視町公通卿眞蹟。それ豆腐は、我（ガ）形四角四面にして、威儀をたゞしく生れ付、和らかにして貴賤の交にきらはれず。その身は、精進潔斎なれども、和光同塵の花鰹に交はり。諸社の神前にて田樂を奏し、神慮をすゞしめ奉り、まづ春は、櫻どふふに祇園林の花にいきませ、二軒茶屋にかんばしき匂ひをこめ、曙の朧豆腐に、歌人の心を諫め、妻戀の雉子燒は、珍客の舌鼓にほろ〳〵をうたせ、雪月花に心をよする詩歌連俳の席に興を催し、其上六彌太といへる武士も、岡部と名乘風味にやはらぎ、寒夜には、餛飩豆腐瓢簞酒に一座を動かし、唐土にては、曹子建まめからを焚、豆を煮たる間に、四句の詩をつくらせ、兄弟の不和を直し、朝夕貴家高僧の列に連り、經文讀誦の聲を、布目の耳に聽聞し、身を油にして、齋非時（トキヒジ）の馳走を催し、南禪寺に參ては禪學をなし、葛たまりの衣を着し、旅人を教化し佛縁に引導して、豆腐のいたらぬ所なし。嗚呼哀哉。世くだり時移り、かゝる重寶の知識を還俗させて奴豆腐とは、さて〳〵無氣（ムゲ）なる浮世かな。」　隱元禪師贊。

世中は豆で四角で柔らかで又老弱に憎まれもせず

明史（百六十六）。王信字君實。歷仕五十七年。所レ處皆膏腴地。而自奉簡淡。日食止豆腐時。因以爲レ號。」　醮の花。〔割註〕好問堂主人著。」　俳諧當世男卷上。〔割註〕延寶四年印本。」　紅葉といへる題にて、重秀、

朝風や紅葉をさそふ豆腐箱

と見えたるにて、延寶の比すでに江戸にあるを見るべし。

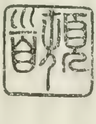
諸國落首咄卷四に、

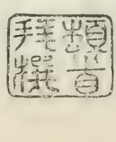
豆腐やの豆の喧嘩にかすて負

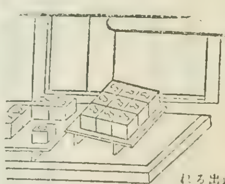
町の衆をおひやりしぬる哉（本ノマヽ）

といへる歌をのせたり。

○頓首といふ字の印　集古十種印章部。小栗宗丹印とて載せしを見るに、左の如く頓首の字なり。また歷史綱鑑の序に、萬曆庚戌年仲夏月之吉歸安門人韓敬頓首拜謹撰とありて、その傍にある印をみれば。







此圖は落首咄に出る分銅を付たるかめづらしければ載す。



好色二代男にのする處

○土中より魚を獲しこと　板谷慶舟。文化十年の頃にや、兼て拜領せし植木鉢の土を飜してみけるに、いさゝか動くものあり。何なるらんとおもひ、水鉢に入て土を洗去ば鮒なり。凡兩三年も水を離れて、土中に蟄せしこと奇といふべし。」松宮俊仍日新錄。享保十年二月十七日の條に、增上寺御靈屋御普請の時、三丈許も土を掘ければ河豚を得たり。奇異なりとして、海にはなちけるとなり。」五行記、土中獲レ魚。唐抗州富陽縣韓珣莊鑿レ井纔深五六尺。土中得レ魚數千頭。土有二微潤一云々。」上野志、利根郡沼田領硯田村農夫喜右衞門、持野地を掘て田となせしに、土中より泥魚、鰍數疋を得たり。けだし古池沼の草地となりしなれば、自然に潤濕ありて、魚卵化せしものならんか。

○とうれんぼ　色音論。（割註）寛永二十年刻本。」この町なみのならひにて、人に異名をつくるなり。あとに見えけるさぶらひの異名をたとへばとうれんぼ。あれに見える上ろうは、小路の君とぞ申ける。」或草記。とうれんぼといふは、當戀慕といふことにて、侍衆は花にたとへて戀慕べしとなり。

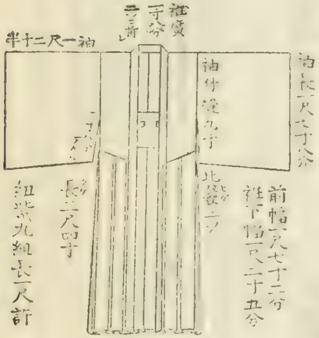
〔割註〕私言、今の武家のことをいふにはあらざるべし。」

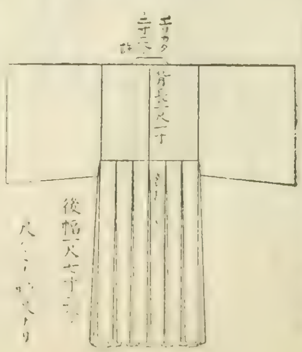
○都府樓　別源禪師東歸集。次韻圖衛侍者。消息重吾聽所聞。一心千里共徘徊。鎮西都府青山月向上壇中天只分。〔割註〕別源禪師、新羅人、笠禪子、吉法坊と、天童雲外雲岫の序に見えたり、宗派に就て考ふれば左のごとし。」

天童直翁德擧 ── 建長東明慧日 ── 建仁別源圓旨
　　　　　　 └ 天童雲外雲岫

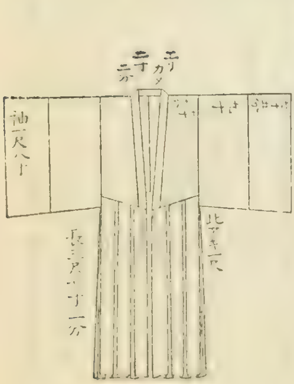
△唐人なれども、のち建仁寺の歷代なれば、都府樓も太宰府の都府樓にや。

○道服　深窓秘抄。道服ハ大臣ノ平服也。」近衛豫樂院殿下道服。（豫樂院殿下、家凞公）。享保十年十二月二十一日、准三宮宣下ノ後、關□ヨリ調進アリシ由ナリ。地濃淺黃色唐純子。紋中形唐草。

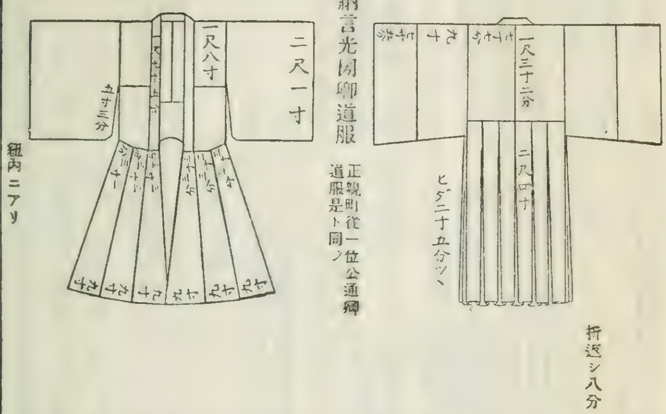




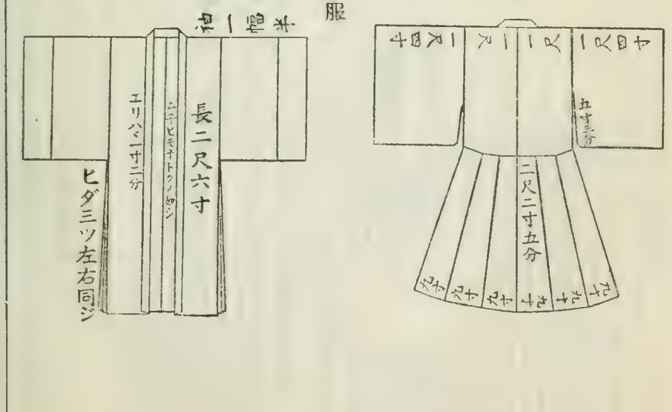
高倉家道服



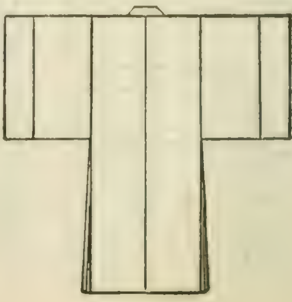
水戸中納言光圀卿道服



普通道服



此三種の道服は、大塚嘉樹著燕服小圖に見えたり。」太平記(十四)。将軍ハ矢矧ノ合戰ノ事ヲ聞召候ヒショリ、建長寺へ御入候テ、御出家候ハント仰候ヒシヲ、面々様々申止テ置參ラセテ候。御元結ハ切セ給ヒテ候へ共、未御法體ニハ成ラセ給ハズ云々。一門ノ浮沈、此時ニテ候ケル。更バカナシ。尊氏モ旁ト共ニ弓矢ノ義ヲ専ニシテ、義貞ト死ヲ共ニスベシトテ、忽ニ胴服ヲヌギ給ヒテ、錦ノ直垂ヲゾ召レケル云々。」伊勢貞順記。胴服ハ長短クテ、胴バカリヲ掩フモノ故ニ胴服ト云。上帯ヲセズニハフリテ着ルトキハ、ハフリトモ云。」塩嚢抄。道服ハ、乗馬スルニ上ニ打着テ帯セヌモノナリ。灰ホコリノ立テ、衣裳ヲ垢スヲ防グ心ナリ。」甲陽軍鑑(十八)。此以後。〔割註〕功力小宮山兩人許以後。」皮剝の道服、袖廣帷にて、半ヒ馬と兩方に、中には草履を付て、かならず着てありくべし云々。それより後は、道服帷のかたにてしるゝ様に、甲州信濃上野までも定あるは、今福浄閑工夫の故なり。」海人藻芥。道服は俗隱者用ㇾ之云々。〔割註〕俗隱居とは、何某入道殿下などいふ方々をいふなるべし。平人の事にはあるまじきなり。」

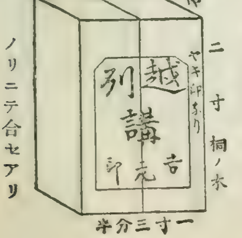


今按に、尊氏将軍のめさせられし胴服は、胴ばかりの物と聞ゆれば、かの半臂(松浦家)。の如きものの歟。皮はぎの道服は、塩嚢抄の道服と同じく、馬にのり旅行などに着せしものとしらる。海人藻芥の道服は、上に圖を出せし道服の事なり。かゝればドウフクといふもの、すべて三種あるなり。

○年男　役人系圖。御年男酒井雅樂頭忠清(此前ㇾ不知。)貞享元年十二月九日、御年男御祝御規式役大久保加賀守忠朝。元祿十一年十二月五日、御年男阿部豐後守正武　寶永元年十二月九日、御年男土屋相摸守政直　寶永六年十一月十八日、御年男小笠原佐渡守長重　寶永七年十二月四日、土屋相摸守政

直　享保三年十二月朔日、井上河内守正岑　同七年十二月九日、戸田山城守忠眞　同十四年十二月朔日、水野和泉守忠之　同十五年十二月朔日、松平左近將監乘邑　延享二年閏十二月朔日、酒井雅樂頭忠知　寛延二年十二月朔日、堀田相摸守正亮　寶暦十二年十一月十一日、酒井左衞門尉忠寄　明和元年十二月十五日、松平右近將監武元　安永八年十二月朔日、松平右京大夫輝高　天明元年十一月朔日、松平河内守康福　天明八年十二月朔日、牧野越中守定長　寛政二年十二月十一日、鳥井丹波守忠意　寛政五年十二月七日、本多彈正大弼忠籌　寛政十年十二月七日、太田備中守資愛　享和元年十二月三日、安藤對馬守信成　享和二年十二月三日、戸田采女正氏教　文化三年十一月五日、土井大炊頭利厚　文政五年十二月三日、水野出羽守忠成　御留守居御奥の煤納御年男被仰付候者　寛永十七年十二月二十日、酒井紀伊守忠吉初て被仰付。〔割註〕此忠吉は酒井備後守忠利次男にて、忠勝少將の弟當時酒井紀伊守家七千石なり。」　寛文二年十二月二十六日、本多美作守忠相被仰付。同十年九月十二日、御免、そのゝち貞享元年十二月二十六日、奥方御規式役杉浦内藏允（御留守居）被仰付。寶永五年十二月朔日、大久保淡路守教福に御年男被仰付。候以來之通之由。

○富　寐覺譚。安永六年芝神明に、百兩取の富興行はじまる。札金百疋づゝ、夫より所々に富時行（はやり）、札銀三匁位、その外所々に、御免富無之分數多有之候處、天明八年の頃、博奕嚴敷御制禁に相成、小富の分、また取拔無盡、また棒びき紋附等相止申候。谷中感應寺の富は、前々より有之候故、今もそのまゝ興行と云。……ツ目辨天の富は、芝の富よりは後に始る。」　越前の富。文化中かと覺えたり越前の國元にて興行のよしにて、人の見せたる木契めづらしければうつし置たり。」〔割註〕代は七匁五分なり。木契を二つにわりて、かたかたを講元へ遣して箱に入てつくなり。」　日次記事。正月七月箕面（ミノモノ）富。〔割註〕參



當の人の名を箭に入てつくといへり。當りし人は、其年運吉といふことなり。」或書。札一枚百疋を千枚費は、その價金二百五十兩あり。其内百兩一の富として渡り、その外百疋づゝ若干枚の分をわたし、殘り百兩もあるべし。さすれば、千人の内四百人は急度はづるゝものを、爭て買人のこゝろこそおかしけれ。

〔巴の紋　小山系圖。秀鄕依レ請二龍神一。入二湖中一射二龍敵一。龍王謝レ之賜二種々珍寶一。當家相傳。三巴之紋旗兵第一也云々。〔割註〕則詠に水巴ノ字をなすは初三日とあり。龍神の紋に三巴とは、是等の義を取るか。」諸家紋帳。天文八年卯月十九日。佐々木秀勝所レ記。一番秦公業會我。〔割註〕立浪に左三巴。」其平源氏。赤松兵部少輔政則。〔割註〕二文字右三巴。」宇都宮。(右三巴)。小山結城左近將監。(左三巴)。二番紫土肥右馬助清平、山下孫三郎秀忠、沼田孫太郎。(同上)。三番杉原。(角左三巴)。右京大夫勝元。被官香河五郎次郎和景。越後之長尾。(左三巴、九曜)。二番山田道祖千代丸。〔割註〕右三巴の韓形九ツ。」丸豐前七郎朝連。〔割註〕右三巴を三ツ。」二番芝山參河守持閑。〔割註〕右三巴を竪に三つ重ぬ。」山下左京亮。〔割註〕角折敷に左三巴。」金山。〔割註〕一文字に右三巴を二ツ並。」大野濃料。(四ツ左巴)。土佐之太平。(左三巴)。小早河。(左三巴)。





秀勝自筆右の如し。宇都宮の紋右巴ならば、小山のは左巴なる說をきたす。當時巴の紋を付る人々は、雲上明鏡、西園寺家。(左三巴)。小倉家。(左三巴)。橋本家。〔割註〕左三巴、西園寺の別なれは右巴なるべき」梅園家。(左三巴)。大宮家。(左三巴)。樋口家。〔割註〕丸内に十文字の上右三巴。」武家にては松平大和守。〔割註〕結城家相續によれば、左三巴ならんに、今は右三巴を用ひらるゝなり。」有馬中務大輔。(左三巴)。松平右近將監。〔割註〕左三巴、越前の紋か。」南部美濃守。

（左三巴）。板倉一家。（左三巴）。九鬼。（左三巴）。土方。（左三巴）。三宅。〔割註〕左三巴、六星の中に。」木下。〔割註〕扇車の中に右三巴。」林。〔割註〕丸內に左三巴、下に一文字。」萬石以下にては中條。（左三巴）。市岡。（左二巴）。皆川。（左二巴）。朝岡。（左三巴）。朝比奈。（左三巴）。村垣。〔割註〕角折敷に左三巴。」河尻。（右三巴）。筧、高山、太田吉五郎。（左三巴）。船越、柘植、山本。（左三巴）。吉江。〔割註〕六角內に左三巴。」村瀨。〔割註〕左三巴、九曜。」伊奈。（左二巴）。矢部。（左三巴）。芦野。〔割註〕一文字の下に左三巴。」小濱、久貝、水谷、平井。（左三巴）。曾根。〔割註〕丸の內に左三巴。」大森。（右二巴）。石坂。〔割註〕丸の內に左三巴。」鹽谷。（左三巴）。宇都野。（左三巴）。酒井市郞右衞門。〔割註〕六百五十石、左三巴。」芦屋。（左三巴）。守山。（左三巴）。境野。〔割註〕丸の內左三巴三ツ重ネ。」新村、山川。（左三巴）。辻、その外汎々たる諸家、殆ど算盡すべきにあらず。

○鞆袋　延喜式。鞆一枚。功一人。熊革一條。〔割註〕長九寸、廣五寸。」牛革一條。鞆手料。〔割註〕長五寸、廣二寸。」鞆袋紫表緋裏。〔割註〕長二尺三寸、廣一尺一寸。」鞆緒紫組二尺五寸。

○德日　拾芥記。〔割註〕五條大納言爲學卿記。」後柏原永正七年丁卯正月九日晴陰。室町殿每度十日雖ニ御參內ー。去年冬之負ニ御手ー。御平愈以後初御參之條。十日就ニ禁裏御德日ー。今日御參內也。」〔割註〕後柏原天皇は甲申の御誕生、此年寶算四十七卯酉御德日なり。」吉部祕訓抄、文治三年十月二十五日春日詣條々事。上棟正月二十九日之由。在宣朝臣勘ニ申之ー。而件日八神不レ入ニ吉日ー。又正月十三日乙卯上棟吉日之由。在宣勘申。而件日相ニ當後鳥羽公家御衰日ー畢云々。公家所レ被レ行之公事。皆避ニ攝政御衰日ー。」〔割註〕後鳥羽院天皇は治承四年庚子降誕。文治三年は八歲にならせ給ひ、離卦を遊年當卦とし、寅申日を以て德日とす。然るに爰に衰日とあるは、本名なり。」雲上明鑑。禁裏御所。〔割註〕御寶算三十五、御德日辰戌。」仙洞御所。〔割註〕御寶算六十四、即德日寅申。」大宮御所。〔割註〕御寶算五十五、御德日辰

戌。」女御御方。〔割註〕御寶算二十四、御徳日寅申。」

徳日一覽。〔割註〕一歳十六歳みな離卦を遊年當卦とし、寅申日を徳日とす。その外みな歳と卦と引合て考知べし。」

離 申寅	坤 酉卯	兌 午子	乾 戌辰	坎 未丑	艮 未丑	震 酉卯	巽 戌辰
一歳 八	二	三	四	五	六	七	
十六	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
二十四	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
三十二	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
四十 四十一	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
四十八	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	
五十六	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五
六十四	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三
七十二 八十八	六十五 八十九	六十六 九十	六十七 九十一	六十八 九十二	六十九 九十三	七十 九十四	七十一 九十五
八十 八十一	七十三 八十二	七十四 八十三	七十五 八十四	七十六 八十五	七十七 八十六	七十八 八十七	七十九 九十六

〔一〕藤樹先生年譜。序藤樹年譜一卷。蓋門人所レ錄。而闕二其名一。覃獲二諸友人山之君忠所一。按懶齋藤井

氏孝子傳曰。中江氏姓藤、諱厚、字惟命。江州高島郡小川人也。自レ少讀レ書。頗有レ所二發明一。其學宗二王伯安一。凡本朝諸州之王學惟命倡レ之。有レ母事レ田而存。嘗仕二加藤某侯於豫州大洲城一。欲レ迎レ母以就養一。母曰。吾聞。婦人不レ越レ疆矣。願守レ之。惟命不レ逆即請レ還レ職。以歸二田里一。主吝二其才一不二敢許可一。惟命勃然曰。我雖二不孝一。豈一日能忍三爲レ祿所レ縻以曠二定省一哉。乃爲二一書一具述下其不レ容レ與レ母索居之意上。留レ之潛遁遂歸二隱于小川一。以獲二母悅一。時年二十有八。寛永某年月也。事詳レ中而以爲二二十七歳時事一。當下以レ譜爲上レ正。藤樹寓二居于京師一條葭屋町一。其□尚存。嘗自二江州一乘レ轎至レ京。道謂二轎夫一。以二性善良知良能事一。轎夫感悟至レ垂レ涙。其實德如レ此。世人目曰二近江聖人一。譜逸二其事一故附二于此一。江戸大田覃識。

先生諱は厚、字は惟命、姓は中江氏、俗名は與右衞門。江西高島郡小川村の人なり。考諱は某、字は吉次、同郡北川氏の女を娶て、先生を藤樹の下に生り。先生幼より出て豫州に仕へ、後致仕して藤樹の下に學を講ず。門人從て藤樹先生と稱す。

慶長十三	三月七日誕生	
十四		二
十五		三
十六		四
十七		五
十八		六

十九		七	
元和		八	
二	養二祖父於伯耆一學レ書二文字一	九	
三	移二豫州大洲一居二風早郡一	十	
四		十一	
五	初思二食恩一	十二	
六	祖父吉長殺二臧願卜一先生從レ之冬皈二豫州一	十三	
七	入レ寺學レ詩。八月七日祖母卒六十三	十四	
八	九月二十二祖父吉長卒七十五	十五	
九		十六	
寛永	讀二論語講一求二四書大全一	十七	
二	正月四日父吉次殁五十二	十八	
三		十九	
四	講二大學一。以レ儒累二祖父一	二十	

五	著二大學啓蒙一後破レ之	二十一	
六	省二母於江州一	二十二	
七		二十三	
八		二十四	
九	省二母江州一仕二加藤織部正一	二十五	
十		二十六	
十一	十月致仕	二十七	熊澤伯繼仕二備前一
十二	通二筮儀一	二十八	
十三		二十九	小川覺從二豫州一來學
十四		三十	
十五	著二持敬圖說原人一	三十一	中川貞長、吉田氏來學
十六		三十二	山田權來學、中川熊來學
十七	每月一日齋二祀太乙神一著二翁問答一	三十三	
十八	詣二太神宮一	三十四	熊澤伯繼入門　二十三

十九	冬十一月嗣子虎生	三十五		二十四	中村叔貫來學
二十	翁問答刻成、撰小醫南針	三十六		二十五	中西常慶來學清水氏來學
正保	撰神方奇術得陽明全書	三十七		二十六	加世五來學
二		三十八	再仕備前	二十七	
三	正月十五日次男鑑生、見分部伊賀守嘉治四月晦妻高橋氏歿年二十六	三十九		二十八	
四	破翁問答板秋鑑草刻成	四十		二十九	
慶安	八月二十五日歿葬江西	四十一		三十	

柳庵隨筆知字篇 卷之八上

〇乳付（ちつけ） 中宮御産部類記。中右記、元永二年正月五日壬子。中宮初帶云々。五月二十八日未刻御誕生。御乳付幷臍緒奉レ切事。中宮自令（セシメ）給云々。」源禮記。元永二年五月二十八日。中宮令レ誕ニ生皇子一給云々。傳聞。母后御乳付幷令レ切ニ御臍緒一給。今日以ニ右兵衛佐忠隆室一爲ニ御乳母一云々。」同秀記。二十八日云々。今日酉尅御乳付幷奉レ切ニ御臍緒一云々。」源平盛衰記（卷十）。頭中將重衡朝臣。其時ハ中宮亮ニテ御坐シケルガ、簾中ヨリ出給ヒテ御産平安。皇子（安德）御誕生ト高ラカニ申サレタリ云々。即御臍緒ヲ切奉テ、闈恭手ニ錢出サレタリ云々。故建春門院ノ御妹、アノ御方抱キ上奉ル。平大納言時忠卿ノ北方帥ノ典侍殿御乳付ニ參リ給ヘリ云々。右大將宗盛卿ノ北方御帶參ラセ給ヒタリシカバ、御乳母ト成給フベカリシカドモ云々。時宗卿ノ北方即乳母ニ成給ヒニケリ。

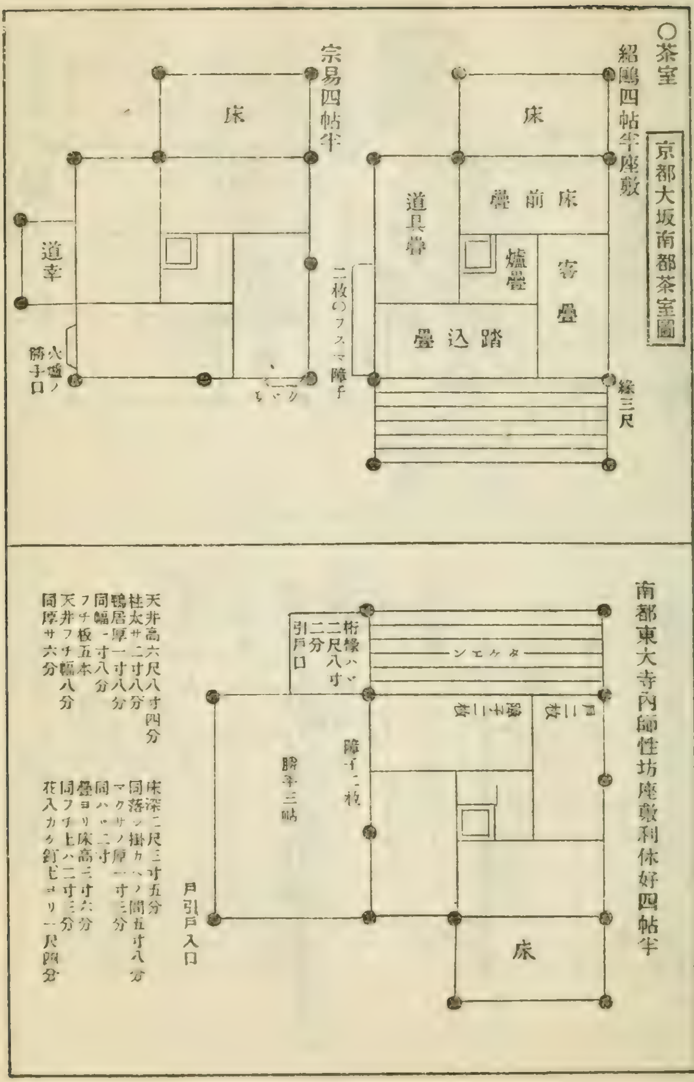
今按に、二十四時めに乳を付るといふは、古實ならざるにや。崇德院は未刻に降誕ありて、酉尅に乳を付奉る。僅に三時をへたり。安德天皇もまた、降誕の日直に乳付奉れり。」紫式部日記。寛弘五年九月十一日午時、後一條院むまれさせ給ひたりし時、御ちつけは橘三位（つな子）御めのともとより侍ひ云々。とあるも、御誕生の日直に御乳付給ひしなり。

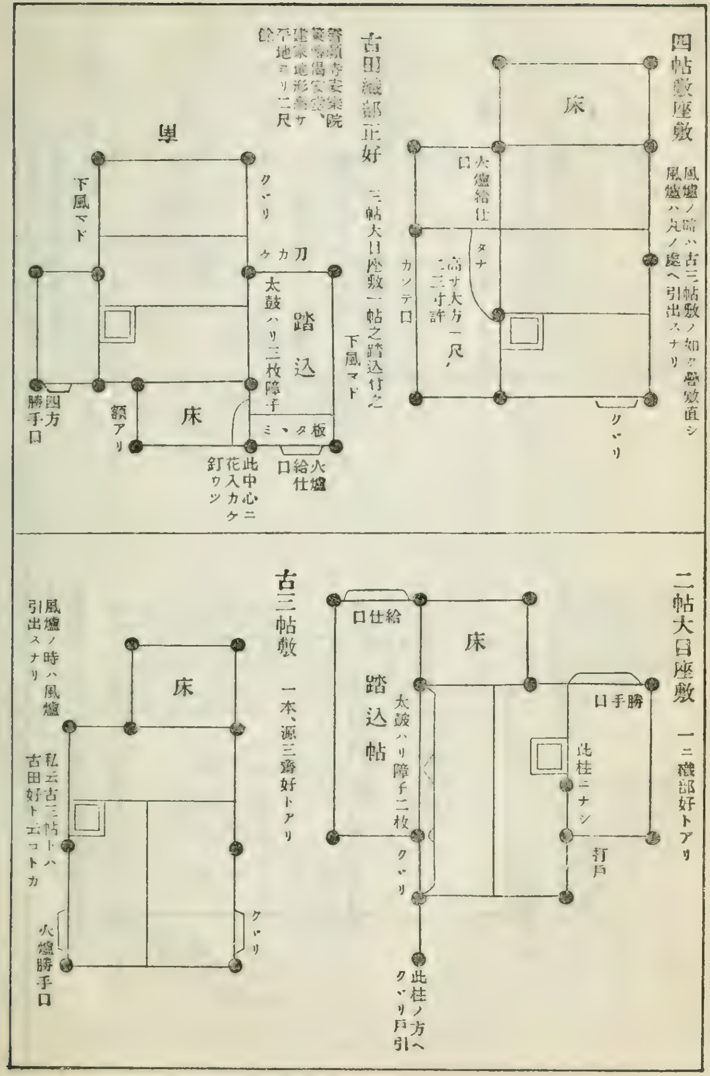
〇茶升 或書。此茶升、もとは尾州熱田神宮寺の藏なりしを、如何なる故にや。今は尾州の人某の所藏となりしといふ。八百年前のものといひ傳ふ。いにしへは、本邦も漢土とおなじく、抹茶のみ用ひて、これをはかりしにや。今の煎茶のごとく、精麁によりて葉の大小のあらんには、升を以てははかりがたかるべし。

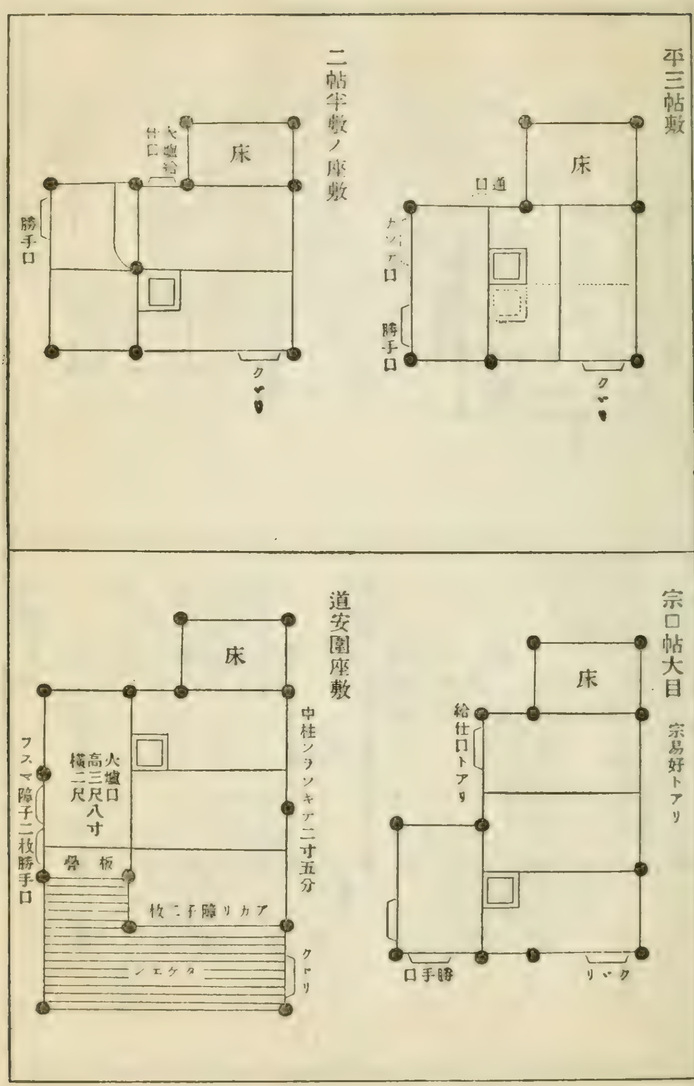
或云。名護屋齋藤氏所藏なりと、其詳なることを知ず。信充算法を以て此分積を考ふるに、二寸八分は深さなるか、弁なるかしれず。暫く弁として求れば、此升積九萬七千九百十六分あり。今京升の一升五合一勺有奇をいるべし。八百年前のものとあれば、後朱雀、後冷泉の御宇に當り、趙宋の仁宗にあたる。景祐三年に阮逸が校定せし嘉量と、大概おなじくおもはるれば、もしくは趙宋の一斗升にてもあるべきか。猶考ふべし。

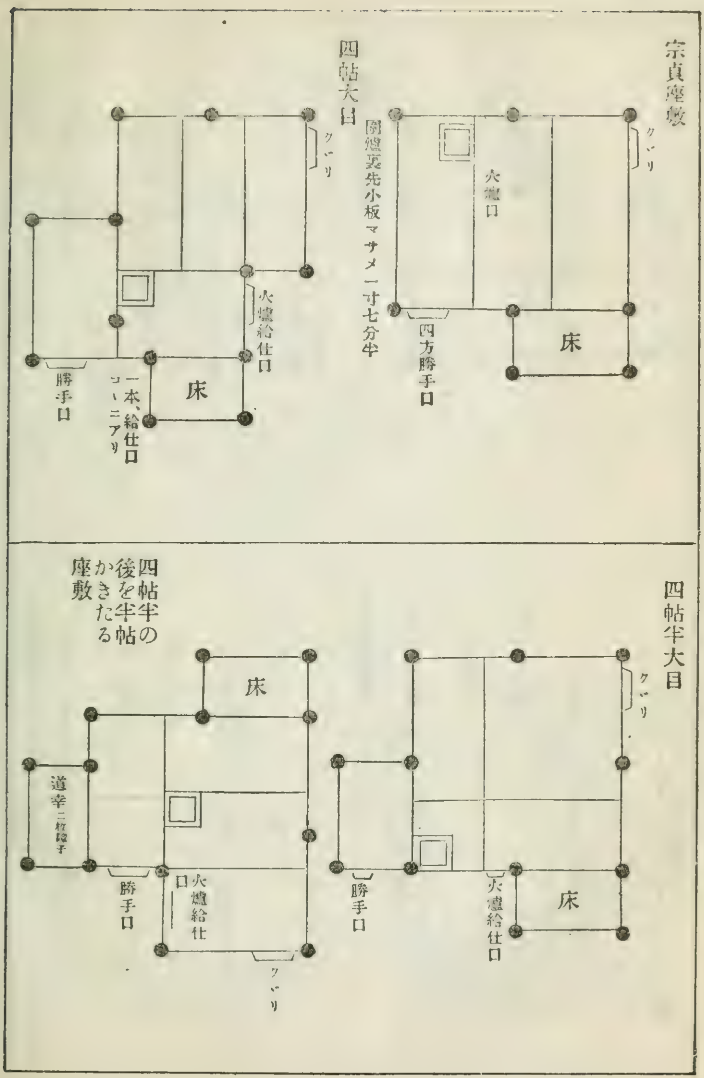
茶升圖

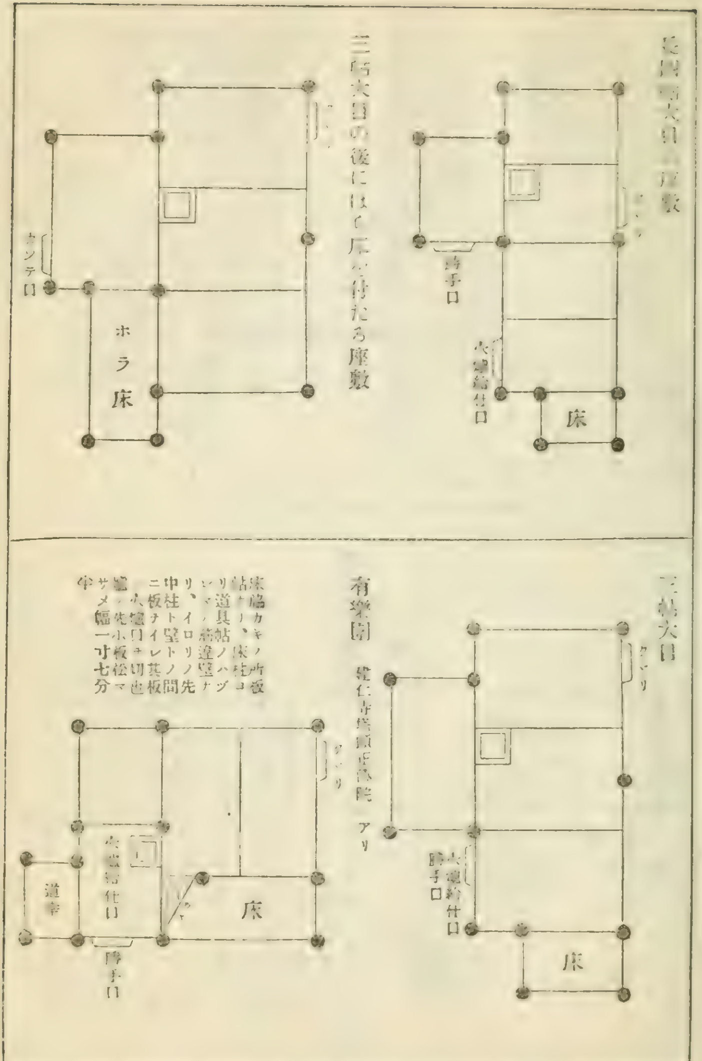



○茶室
京都大坂南都茶室圖
紹鷗四帖半座敷
床
床前疊
道具疊
爐疊
客疊
踏込疊
二枚ノフスマ障子
縁三尺
宗易四帖半
床
道幸
火燈ノ勝手口
南都東大寺内師性坊座敷利休好四帖半
タケエン
桁縁ハヽ二尺八寸二分
引戸口
戸二枚
障子二枚
障子二枚
勝手三帖
床
戸引戸入口
天井高六尺八寸四分
柱太サ二寸八分
鴨居厚一寸八分
同幅一寸八分
フチ板五本
天井フチ幅八分
同厚サ六分
床深二尺三寸五分
同落ッ掛カヘノ間五寸八分
マクサノ厚一寸三分
同ハヽ二寸
疊ヨリ床高三寸六分
同フチ上ハ二寸三分
花入カケ釘ヒヨリ一尺四分


四帖敷座敷
風爐ノ時ハ古三帖敷ノ如ク畳数直シ風爐ハ丸ノ處へ引出スナリ
床
火爐給仕口
タナ
高サ大方一尺ノ二三寸許
カソテ口
クヾリ
古田織部正好
二帖大目座敷一帖之踏込付之
平地ヨリ二尺
東
下風マド
クヾリ
刀カケ
太鼓ハリ三枚障子
踏込
下風マド
板タヽミ
床
額アリ
四方勝手口
此中心ニ花入カケ釘ウツ
火爐給仕口
二帖大目座敷
一ニ織部好トアリ
給仕口
床
踏込帖
太鼓ハリ障子二枚
クヾリ
勝手口
此柱ニナシ
打戸
此柱ノ方へクヾリ戸引
古三帖敷
一本、源三齋好トアリ
床
風爐ノ時ハ風爐引出スナリ
私云古三帖トハ古田好トエコトカ
クヾリ
火爐勝手口

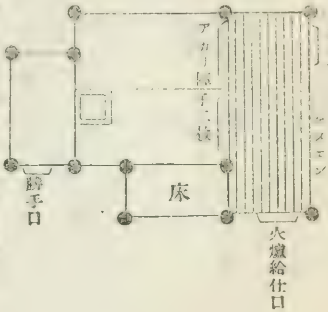

平三帖敷
床
道口
勝手口
クヾリ
二帖半敷ノ座敷
床
火爐給仕口
勝手口
クヾリ
宗口帖大目
宗易好トアリ
床
給仕口トアリ
勝手口
クヾリ
道安圍座敷
床
中柱ソヲソキア二寸五分
火爐口
高三尺八寸
横二尺
フスマ障子二枚勝手口
板畳
アカリ障子二枚
クヾリ


宗貞座敷
クヾリ
火爐口
床
四方勝手口
圍爐裏先小板マサメ一寸七分半
四帖大目
クヾリ
火爐給仕口
床
一本、給仕口
コヽニアリ
勝手口
四帖半大目
クヾリ
床
火爐給仕口
勝手口
四帖半の後を半帖かきたる座敷
床
道幸二枚障子
勝手口
火爐給仕口
クヾリ


長四疊大目の座敷
勝手口
火燈緣付口
床
三疊大目の後に床を付たる座敷
カンテ口
ホラ床
二疊大目
火燈緣付口
勝手口
床
有樂圍 建仁寺塔頭正傳院ニアリ
床脇カキノ所板
貼ナリ、床柱ヨ
リ道具帖ノハヅ
ヽマノ筋違壁ナ
リ、イロリノ先
中柱ト壁トノ間
ニ板ヲイレ其板
小窓口ヲ切出
壁ノ先小板松マ
サメ幅一寸七分
中
火燈緣付口
道庫
勝手口
床

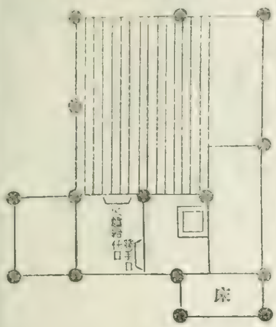
有樂京都二條の茶舗の座敷

常ノ二帖大目ノ座敷ニ杉ケタエンヲ付座敷トエノトノ間ニアカリ障子二枚イレ貴高人御出ノ時、障子ヲハヅシエンニヘリトリキシキ御茵作リ疊ニ置申ス



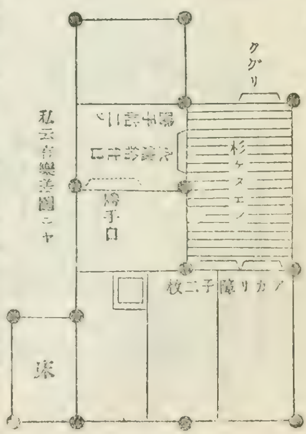
有樂大坂天滿の邸の圍座敷　私云九昌院ニアリ

丸タヽミ二帖ヲ長クシキ杉ノケタエンヲ付ケルモノナリ、ケタエント帖トノ間ニヌメシキヲ入申候椽先間半ヲ、通シ高二尺二寸許ニカトシカケ入、二尺二寸ノアキタル間、薄コキコロメル竹、三本入外ケタニノ間ニスダレヲ置申候

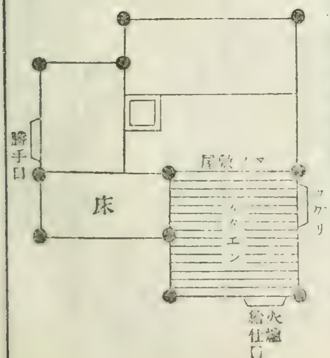


三帖大目　杉ケタエン付

私云有樂差圖ニヤ

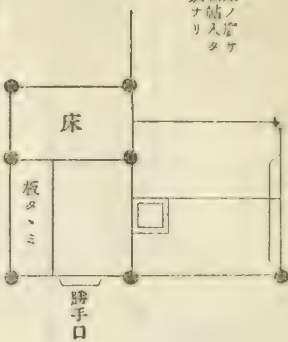


常眞二帖大目に杉桁椽付亭主の後に床付たる座敷



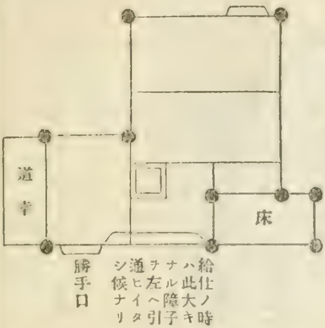
二帖大目

常ノ床ノ廣サホド板帖入タル座敷ナリ

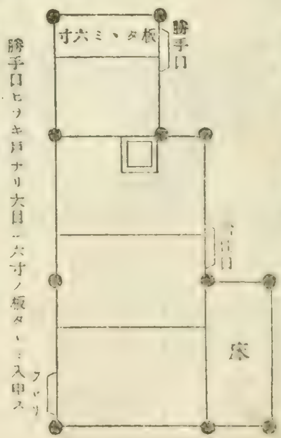


二帖半大目

一枚ハ太鼓ハリノ障子ナカクイダシ勝手口ノ障子ハ常ニ通リニテス



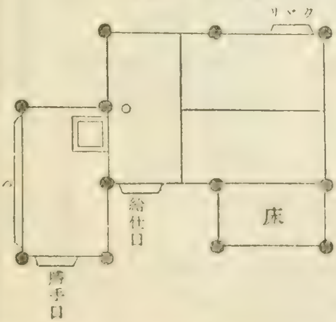
宗易二帖大目不審菴の圖



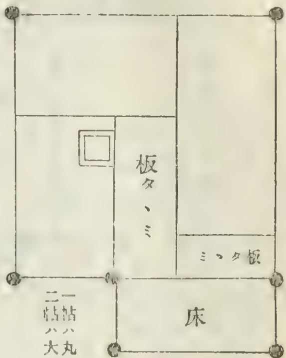
金森宗和好座敷

○此上三尺八寸ノホドノカイ

△二尺二寸許リ上ニ高サ一尺五六寸幅四尺五寸許リ大下地窓アリ外ヨリ掛障子其外庭ハ植込ナリ

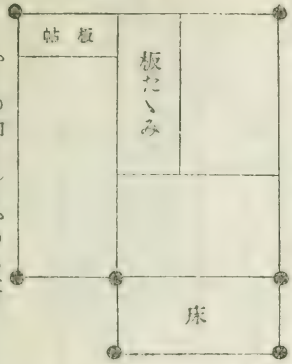


石州好座敷



一帖ハ丸タヽミ
二帖ハ大目ナリ

同風呂の時は

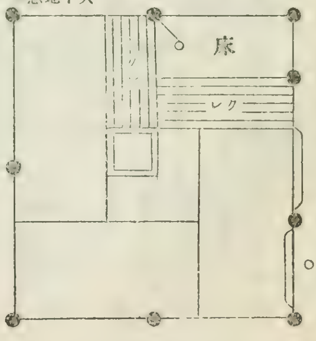


かくの如くしきかゆるなり

遠里彦兵衛智恩院袋町屋鋪

原叟好ノ圖

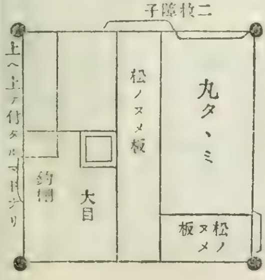
此床ワキノ處ニ高サ二尺餘カヘ下ケアタ

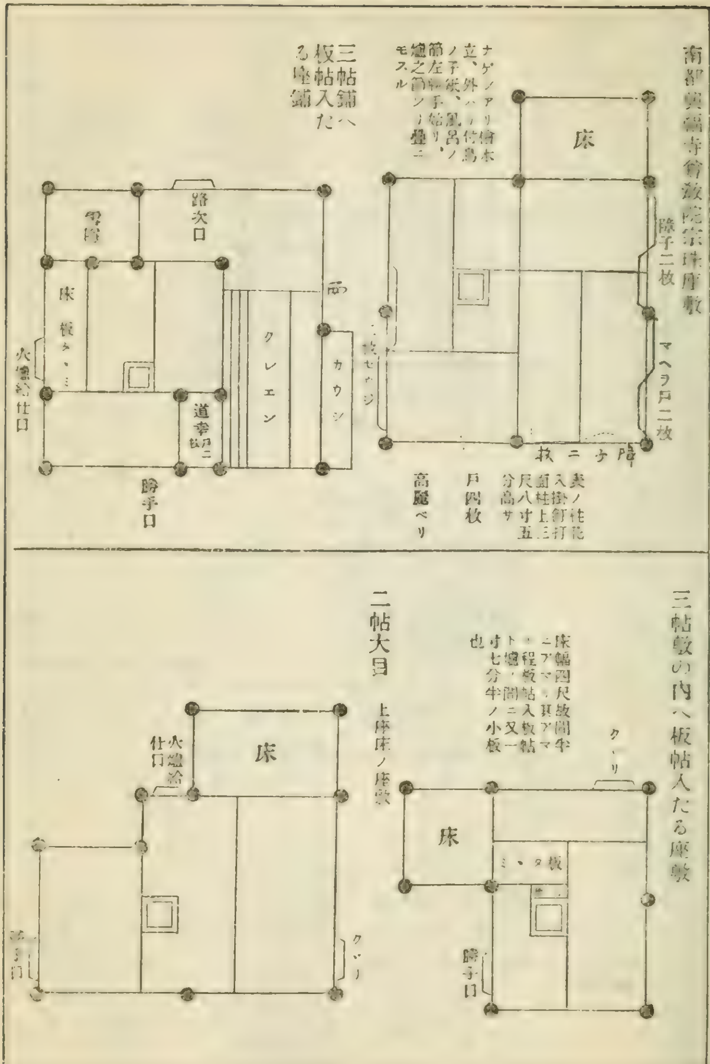


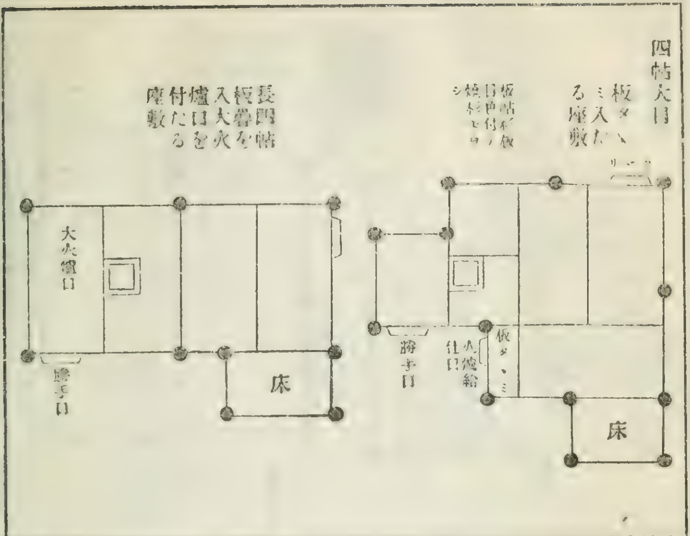
大宮菱屋三四郎宅

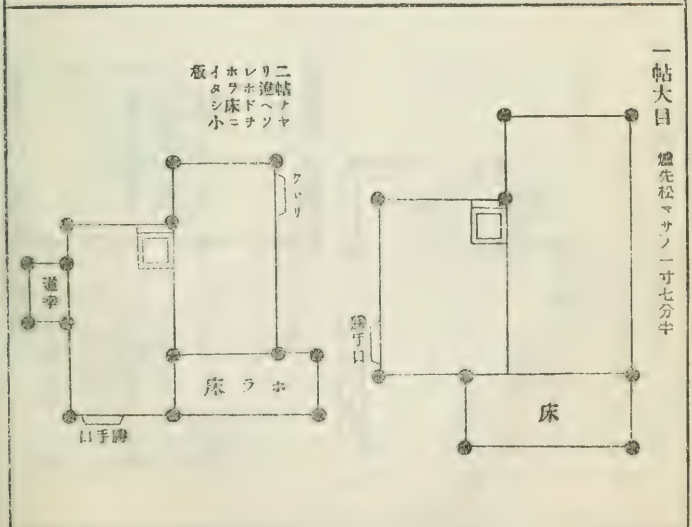
春叟宗安好

一間小間四方ニヌメ板入ナリ、板ハ何レモ一小間ナリ、妙喜庵ノ松木板ナリ、此松板有之故ノ好ナリ




三帖敷の内へ板帖入たる座敷
床幅四尺敷間半ニアマリ其アマリ程ノ板帖入敷帖ト爐ノ間ニ又一寸七分半ノ小板也
床
二帖大目
上座床ノ座敷
床
三帖鋪へ板帖入たる座鋪
路次口
床
勝手口
障子二枚
マヘヲ戸二枚
戸四枚
高麗べり


四帖大目
板タヽミ入たる座敷
長四帖板畳を入大火爐を付たる座敷
大火爐口
勝手口
床
板タヽミ
火燈給仕口
勝手口
床

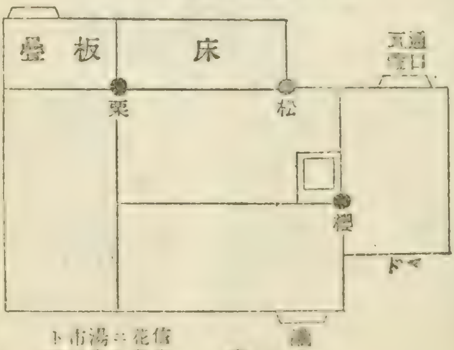

一帖大目
爐先松マサノ一寸七分半
二帖ナヤリ道ヘソレホドチホラ床ニイタシ小板
クヾリ
勝手口
床　ホラ
勝手口
床

茶席七十通圖。市川松齋座敷。〔三帖大目〕。京北野興禅院。〔同上〕三帖大目〕二帖踏手附。〔一升屋宗貞。
〔同註〕三帖二大目洞床〕。中京本坊　平野屋九左衛門。〔同註〕四帖大目板床板帖長帖入。〕四天王場
京絹屋半兵衛。〔同註〕丸三帖大目板帖入。〕　森加賀　山中善右衛門　天王休　山中了信　川内屋宗味。
〔三帖大目〕。山中善七　大坂高麗橋東口

市川松齋座敷

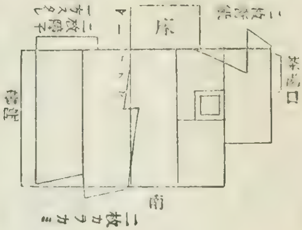
氏　天王寺屋利兵衛。〔三帖大目〕。住吉屋
葉右衛門　尼崎友作　淡路屋甚左衛門
海部屋半右衛門　海部屋某　肥前屋了牧
油屋彌右衛門　福島屋九兵衛　天王寺
村兼命院　安清養壽　藤林宗源　松屋源
之丞　円照坊　茶屋宗古　安樂院策傳
森直作　山中了信。〔同註〕二帖二大目。〕
森道作　南部彦〔門院三齋公御好　宗易二
帖大目　三帖敷板疊入　四帖大目　二帖
大目板帖入　二帖半大目　三帖敷　道安
圍　宗貞好京　四帖大目疊敷　四帖敷
有樂京二條之圍　織部二帖二大目　四帖大目。〔板疊入〕。
有樂圍座敷床脇カキ　金森宗和好　紹鷗四帖半　又　三帖
大目。〔脇付〕。三帖大目床棚付　四帖半後ヲカキ　四帖大
目後床　三帖大目　半三帖大目　四帖敷　長四帖。〔板帖
入〕。三帖大目。〔洞床〕。當頭二帖大目　二帖大目。〔下座床〕。利休三帖大目　南都轉法坊　四疊數寄
之圍　二帖　又洞床ヤリ違へ　大目二帖丸帖一疊　三帖敷。〔道幸板帖〕　二帖大目　半三帖大目上
座床。〔利註〕信充云、此七十通圖の中、京都大坂南都の茶室圖に出たるもの三十六、彼に無者四十四あ
り、次に寫し出す。又後にありて是になきもの十三、いはゆる古三帖敷〔三齋好　半三帖敷〕（上座床）二
帖半　宗易好三帖大目　四帖半大目　三帖大目　有樂大滿之圍　石州好大目三帖丸帖一疊　又　原叟
好三帖半　泰叟好一帖大門　三帖敷板疊入　二帖大目なり、都合二部合せて八十三通。

有樂翁御流大坂島屋町谷町エ出ル南側住（木戸際）有息新右衛門折屋町北側後東郡麻布一本松住吉浪華御藏屋敷後守殿御勤之節茶事申入一松齋ト云茶村後レ道

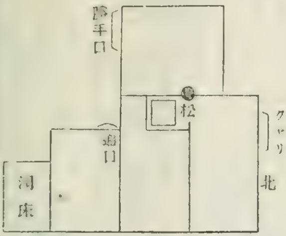


信充云記　花白大上茶　湯川星町　市川松齋　トアリ

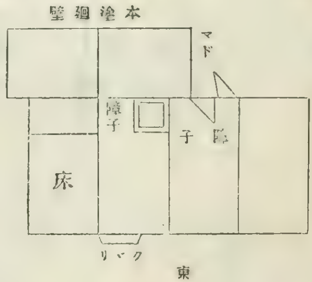
北野松梅院



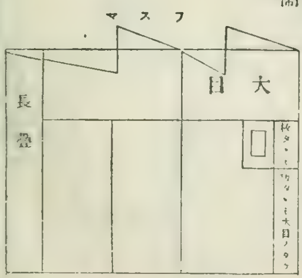
升屋好衛

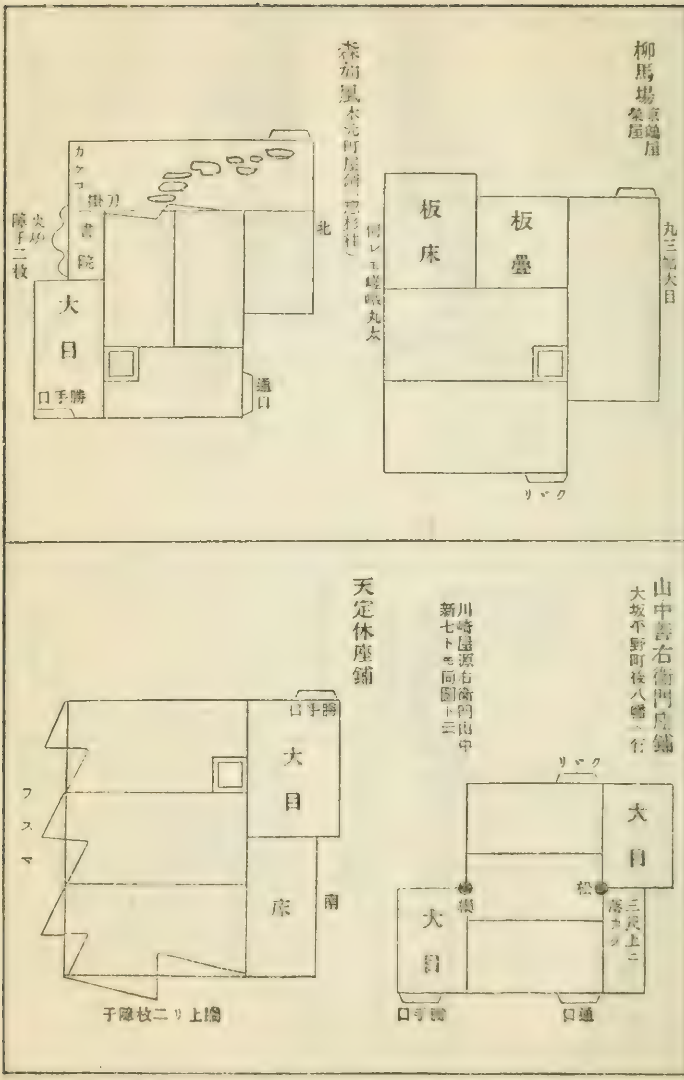


生玉櫻本坊宗和弟子



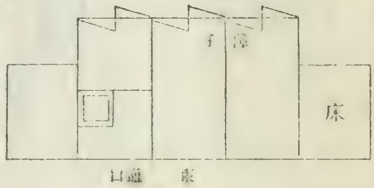
平野屋九左衛門堺宗牛好



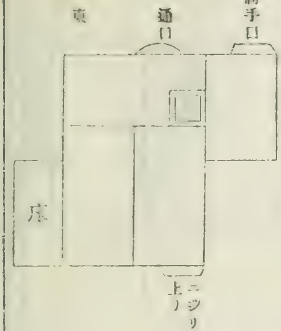


柳馬場
板床
板疊
九三尺大目
大目
書院
勝手口
通口
北
天定休座鋪
山中善右衛門座鋪
川崎屋源右衛門山中
新七トモ同圖ト云
床
南
フスマ
松
三尺上ニ落カケ
踏上リ二枚障子
通口

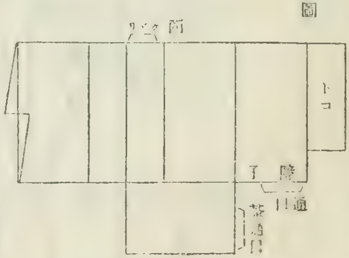
山中了信



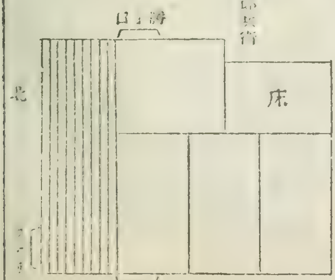
河内屋宗珠座鋪

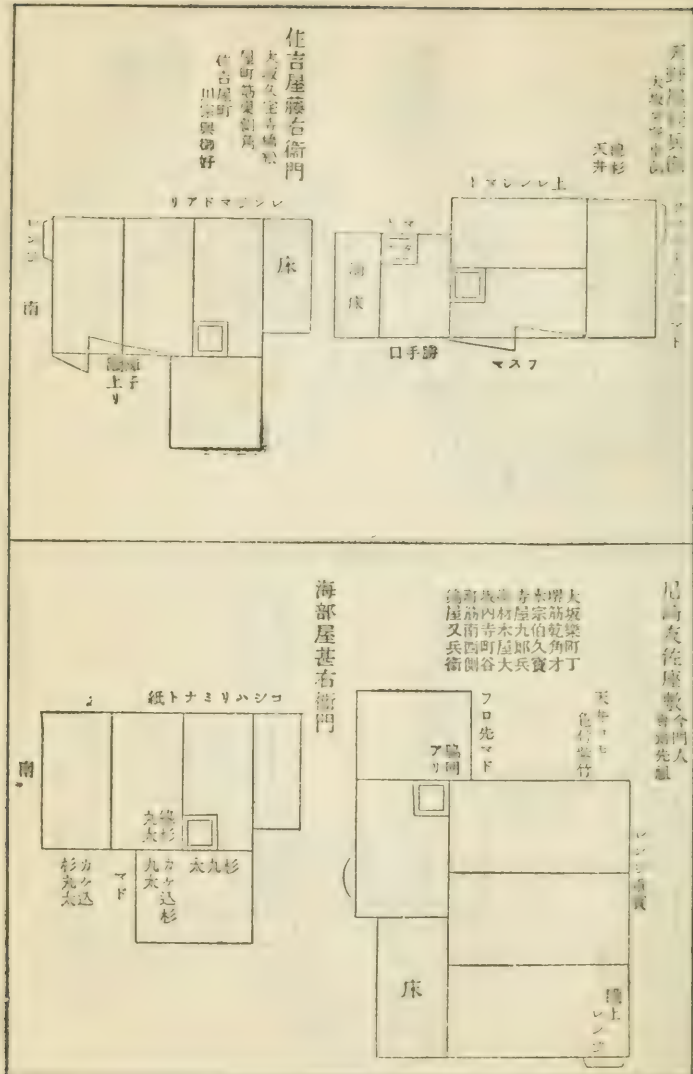


山中善七
小堀之圖



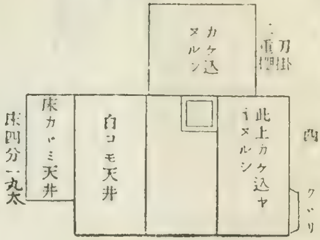
大坂高麗橋一丁目
坂口氏小橋屋座敷
有樂三帖大目爲
同人拳口ニ



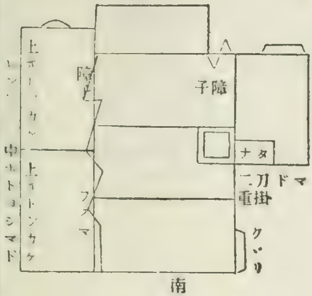

住吉屋藤右衛門
住吉屋町
川崇與御好
天井
レンシマドアリ
床
南
口手躪
フスマ
上リ
海部屋甚右衛門
紙トナミリハシコ
南
杉丸太
カケ込
杉丸太
マド
丸太
カケ込杉
杉丸太
大坂樂町丁
堺筋乾才
木宗伯賓
寺屋久兵
屋九郎大
材木屋
内寺町谷
筋南西側
屋又兵衛
フロ先マド
アリ
竹
床
上
レンジ

福島屋九兵衛大目ノ織部殿ニ同ジ

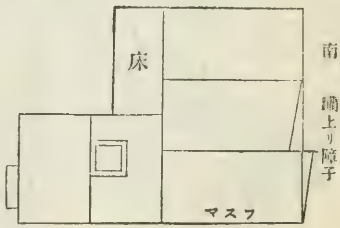
御座敷高島藤右衛門ニ取之間二枚障子床堅



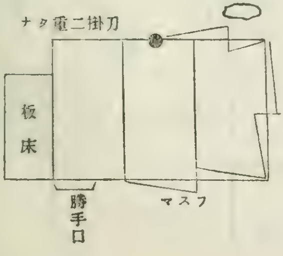
天王寺村乘命院杜野

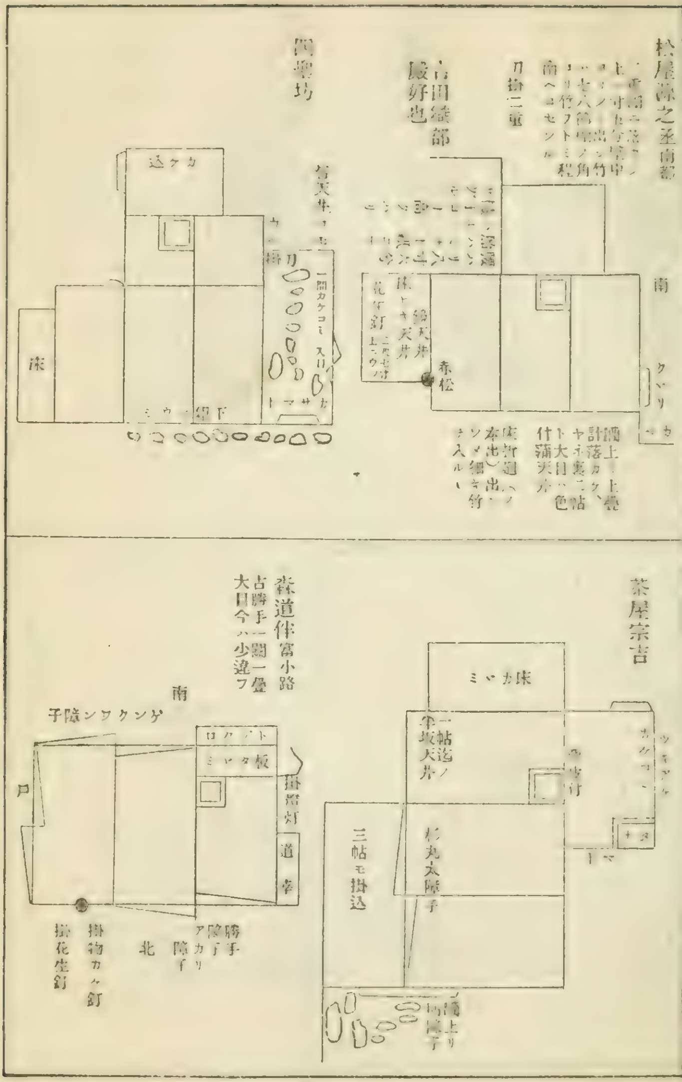


安達養莽

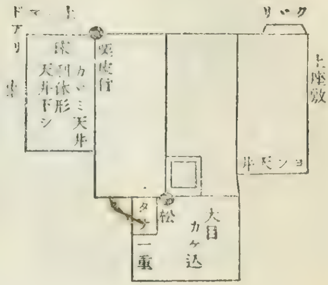


藤林宗深泉州横山庄小田野村穗莽

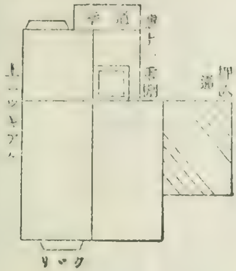



松屋源之丞南都
刀掛二重
古田織部殿好也
南
赤松
床
カケ込
刀掛
一間カケコミ入リ
茶屋宗吉
床カヽミ
三帖モ掛込
杉丸太障子
森道作 富小路
古勝手一間一疊
大目今ハ少違フ
南
ゲンクワン障子
戸
道幸
掛物カケ釘
掛花生釘
北
勝手障子

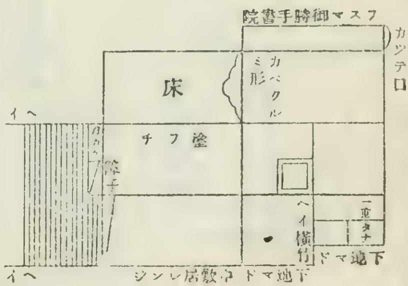
山中了信



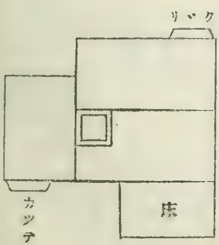
森道作

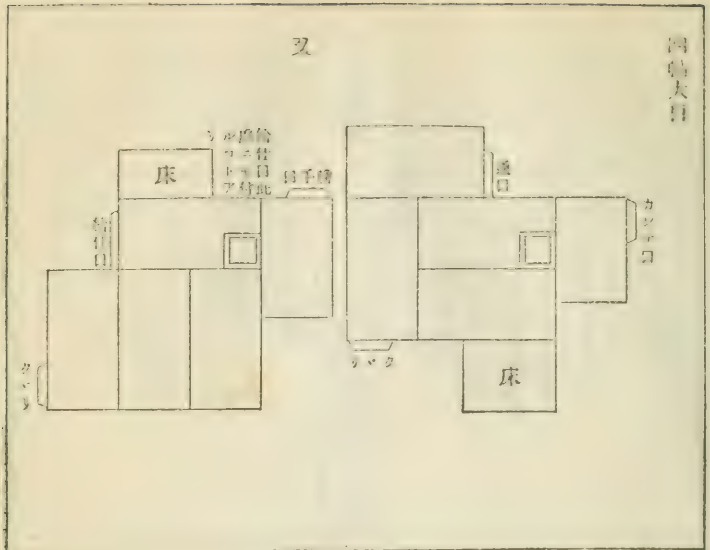


三齋公御手前茶屋有田一溪公相傳

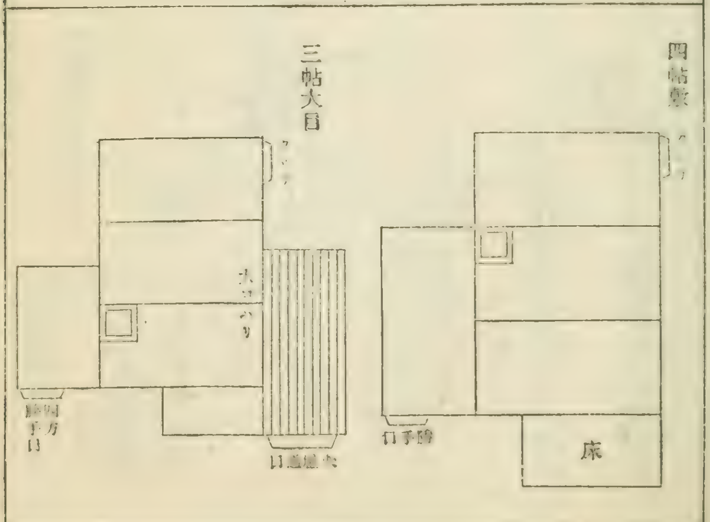


宗易二帖大目

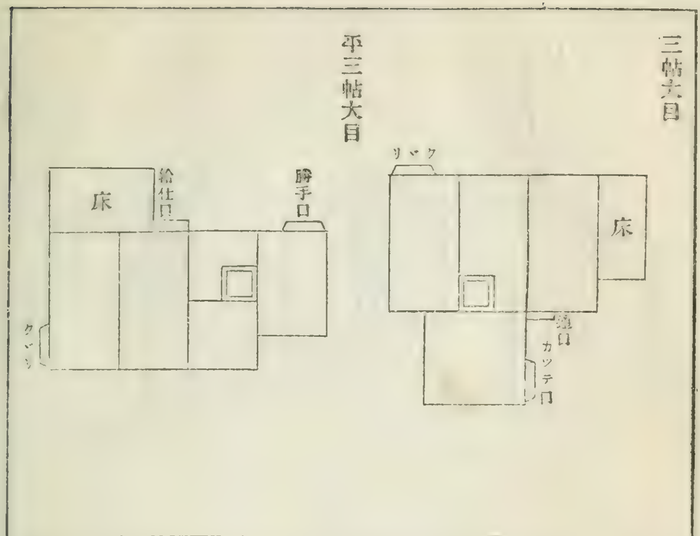


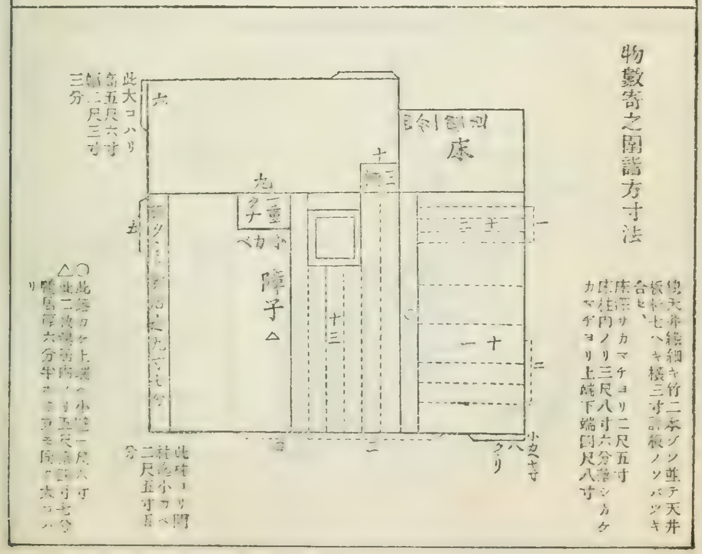


四帖大目
又
床
床



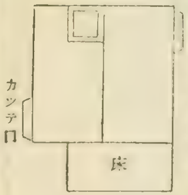
四帖敷
三帖大目
床


三帖大目
平三帖大目
床
給仕口
勝手口
床
カツテ口

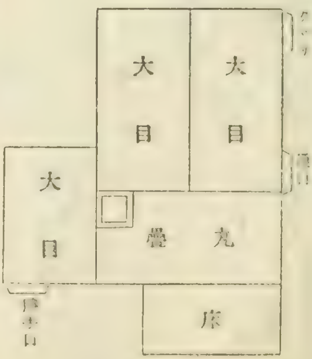

物數寄之圍諸方寸法
床
障子
床深サカマチヨリ二尺五寸
此大コハリ
三分

一此下地窓立一尺五分横一尺三寸五分高畳ヨリ敷居下ハ迄二尺五寸[illegible]障子敷居計
二同窓立一尺八寸横一尺六寸五分高右同所ヨリ二尺二寸五分
三此竹れんじ窓立一尺横四尺三寸
四此下地窓立一尺九寸七分横二尺高右同[illegible]
五同窓立一尺[illegible]寸四分横九寸八分[illegible]障子
六同窓立一尺一寸四分横一尺四寸七分天井廻[illegible]障子
七此化粧皮付一尺[illegible]四尺八寸
八クヾリロ高二尺六寸横二尺四寸石ヨリ敷居迄一尺四寸七分上ハ迄
九此棚一重長一尺一寸七分幅一尺厚三分半高上端迄[illegible]
十此棚以上三重下二重長九寸三分横七寸九分、一重ノ間ハ五寸五分高ハ畳ヨリ下棚迄一尺八寸但下端迄上丸メ下棚六分廣ク長ク床四分一迄下端サン二本
十一此上竹タルキ四本ヤネ裏
十二此處天井幅一尺七寸
十三此處天井高五尺九寸幅一尺四寸

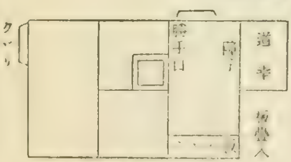
二帖



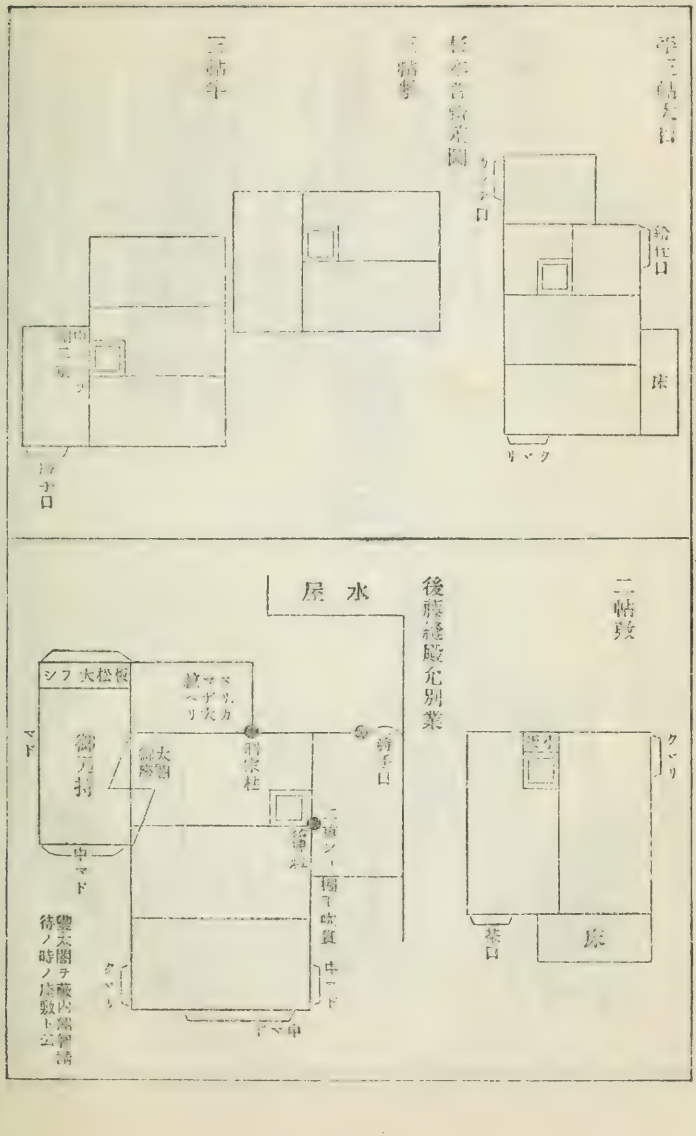
大目三帖丸帖一帖



三帖敷道具タヽミノ先ニ一尺九寸九寸三分



内壁二尺二寸上ニ横竹ノ[illegible]板疊ノ先ヲ[illegible]通シ入ル然ハ[illegible]ノ間半ノ間押[illegible]


給仕口
床
茶口
二帖敷
後藤縫殿允別業
水屋
板松大フシ
御刀掛
太閤御座
利休柱
給仕口
中マド
中マド
床
クヾリ
豐太閤ヲ被招請待ノ時ノ座敷ト云

○茶人系圖　茶道統係。〔割註〕和泉堺津茶人隱岐氏舊苗宗悔撰、元祿二年壬午書。」 南都稱名寺僧年二十五而來二於北京一。結二庵於三條街一。始啓二茶席一。又曰能阿彌爲二華之弟子一。

∴南都珠光

- 宗珠　珠光之子
- 天王寺引拙　舊都人　珠光沒後茶宗傳二宗匠一。壽七十。茶入能此所持之人也。後伊達忠宗爲二遺物一獻上。寬文四年保科肥後守正之歸拜受。
- 藤田宗理　下京人　引拙之後爲二宗匠一
- 竹藏屋紹滴　泉堺人　與二引拙宗理一齊レ名
- 松本珠報
- 志野道甘
- 粟田口善法
- 古市播磨　爲二興福寺之代官一。有二茶書一卷一。行二于世一。
- 石黑道提　京師千本街有レ宅。子孫仕二東都一。今紫野正受院有二所持之茶具一。皆南蠻之製也。
- 西福寺　興福寺塔頭　一作二西福院一。
- 尊光院　同上　一作二尊教院一。
- 大富善好
- 譽田屋宗宅　堺人

有茶杓德隣
|珠　德宅之後也。以二茶事一仕二東照宮一。其母德泉乃錢屋之女也。乃南宗寺德泉菴者是其功德所

|宗　悟

|宗　陳

●武野紹鷗　初名仲村　號新五郎　任二因幡守一　稱二一閑居士一　卽武田伊豆守信光之後也。
世家二東國一。幼而上二京洛一。就二陳悟之二居士一傳二茶傳一。又謁二西三條逍遙公一習二學和歌一。後移二左海津一。構二宅於四條夷堂之隣一。因扁二所居一曰二大黑菴一。皈二依普通國師一爲二俗弟子一。永祿元年十月晦日卒葬二堺南宗寺後林一。珠光之後以二紹鷗一爲二茶家之祖一。

堺人
●北向道陳　其祖先居二舳松北向家一。故以二北向一爲レ氏。與二紹鷗一齊レ名。鷗之沒後茶家稱二宗匠一。曾參二普通國師一。而爲二南宗外護一。

堺天王寺屋也
●津田宗達　世稱二富商一、號二大通一、

達之嗣子
●同　宗　吸　號二天信一、與二別休一同レ名、仕二豐臣太閤一領二三千石一、擢二法眼和尙位一、捌二大通菴于本府一。爲二父之菩提所一、請二春屋國師一爲二第一代一、天正二十年卒。世曰受世法眼、紫野江月和尙乃吸之子也。

●佐久間不干　織田信長公之臣右衞門尉信盛之子、號二甚九郞一、就二紫野石溪玉甫二和尙一參學、而以二茶事一有レ名。某年卒、神主表曰二不干齋松泉宗嵓居士一、紫野松泉院是其功德所也、按不干有二茶名一者卽利久已前也、然老年就レ休請レ益。

紹鷗嗣子
|武野宗瓦　方寸齋
　　　　|宗瓦塀　仕二尾州一
　　　　　瀧新右衞門

長基子長輝孫、諱之康
|三好實休

左海人
|辻　玄　哉

同
|椋　宗　理

- 山本助五郎
- 今井宗久　堺人　鳴之婿　仕二太閤一領二三千石一、任二大藏卿法印一、
- 千利休　左海人　與四郎、法名宗易、拋筌齋　天正十九年二月十九日自殺、行年七十餘
- 紙屋宗旦　筑前博多人
- 千道安　宗安
  - 道官
    - 十郎左衞門
- 少菴　寶宮主大夫子　母後嫁二利休一
  - 桑山左近　洞雲宗仙
    - 片桐石見守　貞昌　參二玉室和尚一　法名三叔宗關
      - 天方備前守
      - 藤堂主馬
- 平信長公
- 千宗淳　休ノ實子
  - 宗旦
    - 宗珠　仕二高松一
    - 宗左　仕二紀州一
    - 宗室　仕二金澤一
- 太閤秀吉公
- 織田有樂
  - 織田常眞
- 蒲生氏鄕
- 細川三齋
  - 淺野采女
- 勢多掃部
- 芝山監物
- 高山右近
- 荒木攝津守

牧村兵部
有馬玄蕃頭
山岡宗無
萬代屋宗貫
山上宗二
古田織部
台德院將軍家
雲龍院門主
大久保相模守忠隣　小田原城主
大野修理
大久保藤十郎石見守子
佐久間將監眞勝山隱宗可大德寺寸松菴
多賀左近
金森出雲守可重
金森宗和
瀨川左馬
小堀遠江守政一　初宗次　作助　宗甫　孤篷菴
正保四年二月六日卒六十九
船越伊豫守私云、諱永景、藤原氏
永井信齋諱尙政、從五位下信濃守、爲山城淀城主、
加々爪甲斐守私云、諱直澄、民部少輔忠澄子、祿一萬三千石
本阿彌持德齋

┌宮河大雲
├山室道旬
└紹　高

廣集茶人系圖。〔割註〕天明中好事閑人所修。〕 其統系案々によりて同じからねば、暫く予が聞る處をしるす。後人よくこれを訂正せば大幸なりとしかいふ。

柳庵隨筆知字篇 卷之八下

○茶の價　御茶目錄價附。御濃茶一文字初應。〔割註〕半袋(但掛目十匁を半袋と云)代七錢五分。」老まつ。(代同上)。蓬萊昔。(代六錢)。梅。(代同上)。初むかし。〔割註〕代五錢四分六厘。」後むかし。〔割註〕代同上、又代三匁九分。」祝の白。〔割註〕代三錢九分。」初鷹爪。〔割註〕代三錢九分。」火いわひ。(同上)、花の白。(同上)。浮ぶね。(代同上)。いノむかし。(代同上)。御薄茶極昔。〔割註〕一斤に付代七拾八匁。」別儀昔。〔割註〕代五拾貳匁。」一枚代。〔割註〕代四拾三匁。」好極揃。〔割註〕代三十二匁八分。」三十匁代(代三十匁)。極掛。〔割註〕代二十六匁。」二十匁代。(代二十匁)。吟茶。(代十匁)。御煎茶壽。〔割註〕一斤に付代三十匁。」白折。〔割註〕代二十五匁。」淸折。(代十二匁)。折鷹。(代十五匁)。雁がね。(代十匁)。右五品御濃茶薄茶より出申候葉也　玉簾。(代十八匁)。霜の花。(代十五匁)。華園。(代十二匁)。花橘。(代十匁)。上喜撰。(同上)。山富喜。〔割註〕代八匁六分。」池の尾。〔割註〕代七匁五分。」一森。(代六匁)。喜撰、〔割註〕代五匁五分。」龍門。〔割註〕代四錢五分。」朝日。〔割註〕代三匁五分。」葉茶。(同上)。薄山吹　粉茶。(共代三匁)。上飛出し。(代二匁五分)。右之外御濃茶幷薄茶直段に應じ詰上申候。以上。山上善大夫。」〔割註〕信充云、茶の一斤は二百目をいふ。故に一斤七十八匁の極昔は百目に付三十九匁なり。十匁は三匁九分なりと知べし。」茶道祕錄。宇治茶の初幷直段之事　一極上。〔割註〕一斤に付代六十匁、但二百目一斤なり。」一別儀。〔割註〕一斤に付代四十匁。」一極揃。〔割註〕一斤に付代二十匁。」一別儀揃。〔割註〕一斤に付代十匁。」一上揃。〔割註〕一斤に付代六匁。」昔より直段如レ此。寛永十二年より割のたり、右一斤と云は十袋の事なり。一ツ二ツ拾と云迄も同前。むかしは袋一ツに二十匁入申により、十袋が一斤也。當代は壹袋に十匁づゝ入申により、二十袋が一斤也。今宇治より參る袋は半といふなり。茶のこ

しらへ様、大昔　後昔　初昔　白鷹の爪　大鷹　小鷹　大白　小白　むし茶　青茶　是より外に茶のこしらへ様はなし。當代宇治より參る袋の書付に有レ之、珍敷書付共參り候へ共、是は私の名當あざ名にて候。〔割註〕承應四年正月、播州住人岡本休意判。」

○茶の德　源流茶話。「茶をすける人も是に同じ。指て我心より面白しとも思はね共、世上に交りて擷く思はれんも、心うき事とおもひてすく人あり。」又先祖より所持の道具もあり。他人は無レ之でさへ、求てもすき侍るになど思ひよりてすく人もあり。」又他の藝に勝り、清淨禮和の所作なりとてすく人もあり。」願はくは、樂天が水竹を翫びしに習ひ、此道を以て心の師友とし、身を修め道を行ふのたすけとせば、眞の茶の德と可レ申なり云々。」喫茶養生記序。「茶亦養生之仙藥也。延齡之妙術也。山谷生レ之。其地神靈也。人倫採レ之。其人長命也。天竺唐土同貴二重之一。我朝日本曾嗜愛矣。古今奇特之仙藥也。不レ可レ不レ摘乎云々。養生之術。可レ安二五臟一。五臟中心以爲レ主乎。建立心臟之方。喫茶是妙術也。厥心臟弱則五臟皆生レ病云々。」織田右府消息。「箕裘におこたり、朝夕露地に出て塵を拾ひ、すきやに入て堅茶を評し、いくばくの月日を空しくする事、無二勿體一事也。去ながら淺々すきなば、士たるもの氣味淸らに、其品尤佳なるべし。〔割註〕與二佐久間不干齋一。」夜會茶說。「茶は近世の藝なれども、頗る甚妙に通ずる所あり。まづ第一に和、和は種々に分別すべし。貴人として賤卑をいはず、その德を尙ぶに至ては、一室に入て自ら飮食を供す。〔割註〕經書を貴人の前に講ずる人、あるひは末座に見臺を設鋪する人あり。道をきくの際、猶貴賤の分を忘るゝこと能はざるは、能く和せざるがゆゑなるべし。」己欲せざる處ありとも、主人のために賞美し、上客のために甘心す。みな是、己を立てず、衆と共にすること、猶湯と茶と混和してあわたつにたとふ。第二に淸、淸また細かに分別すべし。あにたゞ露地の塵を拾ふのみならんや。門前の塵まで拾はんことを希ふ。門前の塵なきのみならんや。不淨處迄淸からんことを欲す。然もたゞ、作事の新造をいふにあらず。主人の心中の淸か

らんをむねとす。第三に閑、閑また熟思すべし。家僕あり共、右仕ことなく、自身に給仕し、炉邊に環座す。第四に雅、雅は正なり。万事に不正のことなからんことを欲す。古甆の藏を得て庭内を莊飾し、漁樵の具を態々求めて室内の器とするの類、何ぞ雅といふことを得ん。此四字を知ざる茶人は、更に言にたらず。春臺獨語に、茶碗は古くむさきを喜ぶと書たるは、茶をしらぬ茶人の所業を見ていふなり。旣に利休は古物を貴ばず。茶碗は長祐常慶に燒せ、茶釜は與次郎、彌右衞門、藤左衞門等に鑄させ、形まで時の好に應じ、古きを摸すを要とせず。花入茶杓は自身に作り、更に難レ得を貴ばず。墨蹟も當時の人を用ひたり。然るを、未練不學の人、誤て作意を旨と覺しより、大にその道を亂したり。古織の圓悟禪師の墨蹟を截斷して、二幅となしたるは深意あり。まづその掛物のことをきくに、如レ此の二行なるを、二つに切て二幅となしたりとかや。もし然らば深く甘心すべし。語は別想念處總想念處と、天台の想念觀心を書したるなれ

別想念處總想念處

共、茶室に掛るには、別想念處は甚よし。總想念處は茶室の外の事になりて甚わるし。よりて斷截せしならん。古織はよく此語意を解して切たるは、和にもなり、雅にもなり、中々普通の人の及ぶ處にあらずと、人掛物の語意を解さずして、徒にその名印を賞するは、眞の茶人に非ず。

○茶書　茶器備討集。〔割註〕一漏軒宗佺、天文甲寅書。」利休百首　長闇堂之記　北野大茶湯記　君臺觀左右帳記、茶道祕錄。〔割註〕承應四年、岡本休意。」杉木普齋茶書　槐記　名越家傳釜之圖　西村家傳道治釜之圖錄、名越家系　千家寸法記　京都大坂數寄屋圖差圖　千家起シ繪圖　石州流寸法記　數寄屋選合記　道具圖　茶入畫之圖　名物類聚　手前寸法圖　茶人系圖。〔割註〕此外板行の書數部あるべし。

○茶杓　續茶器備討集端錄。茶杓細工人　珠德　羽淵　紹鷗　利休　掃部〔瀨田〕　三齋　慶首座。千家

は道廉　少庵　宗旦　江岑　隨流　原叟　如心。同裏にては仙叟　常叟　泰叟　竺叟。武者小路は一翁　文叔、久田は宗全、其外は桑山宗仙　片桐石州（宗關）、松浦鎭信（徳翁）　佐久間將監　小堀遠州（宗甫）　蓬雪（小堀權十郎）　舟越伊州　金森宗和　貞置　庸軒（藤村氏、宗旦門人）　山田宗偏　杉木普齋　其外諸流の作彩數あり。略レ之。」「茶器備討集。茶杓（茶匙）象牙茶杓。〔割註〕昔ノ數寄者。周德所レ作之竹茶杓。當世言レ之爲二名物一。採レ竹有レ習。羽淵嘉齋習傳倒二竹茶杓一。亦人之賞物也。（此によれば嬉錄に、珠德とあるは周德の事なるべし。）」「鐵牛禪師自牧稿。大原休意行年八十、素嗜レ茶。善製二茶杓一。有レ名云々。」「山岡明阿說。禪聰。〔割註〕慈照院殿時人、茶杓ノ作者。」「惠比須堂。〔割註〕紹鷗時代人、茶杓作者。」「養仙坊。〔割註〕堺法華坊主、宗易同時、茶杓作者。」「尼川。〔養仙坊弟子〕。」「一阿彌。〔割註〕住日井寺人、豐臣太閤より御朱印を賜ひ、天下一と云。珠光寺に住する故に、珠光・阿と云。」「和漢諸道具見知抄。茶杓之次第　能阿彌眞能と稱す。〔割註〕將軍公方家に仕て童坊たり。」　相阿彌（茶杓）眞相と稱す。能阿彌が孫なり。珠光（茶杓）。南都光明院住持　宗珠（茶杓）。珠光が一男也。紹鷗（茶杓）。後奈良院御宇弘治元年十一月二十九日死去せる人也。茶杓に節なし、又象牙あり。利休（茶杓）。天正十九年二月二十八日死去す。茶杓貝先すこし長し、筒にけら判あり。古田織部（茶杓）　小堀遠江守殿（茶杓）。すぐなる物なり。筒に名あり。或は歌あり。又は銘あり。道庵（茶杓）　宗旦（茶杓）。道安が子也。茶杓小ぶりなり。筒の前後けづりてある也。又大ぶりなる茶杓もあり。少庵（茶杓）。利休女房の弟なり。向井將監殿（茶杓）　多賀左近殿（茶杓）　桑山左近殿（茶杓）金森宗和（茶杓）　片桐石見殿（茶杓）　船越伊豫殿（茶杓）　堺市竹（茶杓）　北向道陳（茶杓）　瀨田掃部（茶杓）。利休之弟子。大德寺江月和尚（茶杓）。」　國花分明集和泉國。市竹（茶杓）本は利休より傳受す。古田織部正また是を恩寵し賜へり。或時台德院殿へも召出されて御茶杓を獻ず。今に子孫市竹と稱してこれあり。△山城國茶杓井自在竹師數寄屋一齋。〔割註〕寺町二條上ル。」　田中元齋。〔割註〕綾

小路室町東。」覺淸。〔割註〕萬竹細工四條御旅。」

〔割註〕茶の歌　一條禪閣藤河記。野上の茶屋にこしをたて丶、またざれ歌を。

旅人にめざまし草をすゝめずば野上のさとにひるねをやせん

醒睡笑、茶是釣レ睡鈎とあり。また食を消するともいへり。

わが門にめざまし草の有なべにこひしき人は夢にだに見ず

などいふて、人々ほめそやしのむ。末座に百姓の候て、それならば、我々は一期茶をたち申さん。終日骨をりても、夕とくと眠り候て、辛身をもわするれ、又たまくとぼしくて、喰ふめしの消ては、何の益かあらん。あらいやの茶やと頭をふりたれば云々。」春雨抄、茶の歌とて、

くもるなり雨ふらぬまにつみておけ栂尾山の春のわか草

日重上人聞書。めさまし草といふは茶の事なり。

○茶の詩　經國集。與二海公一飲レ茶送レ歸レ山一首。太上天皇　道俗相分經二數年一。今秋晤語亦良緣。香茶酌罷日云暮。稽首傷レ離望二雲煙一。雜言。和二出雲巨大守茶歌一一首。惟氏　山中茗早春枝。萌レ芽採擷爲レ茶時。山傍老。愛爲レ寶。獨對二金爐一炙令レ燥。空林下。淸流水。沙中漉仍銀鎗子。獸炭須臾炎氣盛。盆浮沸浪花。起鞏縣垸商家盤。吳鹽和レ味味更美。物性由來是幽潔。深岩石髓不レ勝レ此。煎罷餘香處々薰。飲レ之無レ事臥二白雲一。應レ知二仙氣日氛氳一。」　性靈集。〔割註〕弘仁五年閏七月八日。」　獻二梵字幷雜文一表云。茶湯坐來午閑二振旦之書一云々。」　文華秀麗。夏日左大將軍藤原朝臣閑院納涼探二得閑字一應レ制。嵯峨天皇時皇太子令　制、此院由來人事少。況乎水竹每成レ閑。送レ春薔棘珊瑚色。迎レ夏岩苔玳瑁斑。避レ暑追レ風長松下。提レ琴搗レ茗老梧間。知貪二鸞駕一忘レ囂處。日落二西山一不レ解レ還。題二光上人山院一一首。錦彥公　梵宇深峯裡。高僧住不レ還。經行金策振。安坐草衣閑。寒竹留二殘雪一。春蘿採二舊山一。相談酌二綠茗一。煙火暮雲間。」　田氏家集。乞二滋十三一摘レ茶。不レ勞二外出一好二居家一。大抵閑人只愛レ茶。見我銚

中魚失レ眼。四百州禪苦待レ茶。詩行許僧何妨レ淡。使レ人ニ益智可レ得レ茶。麾樹近來在欲レ華。莫レ教テ一容腹ニ猶存る花。」 鄒氏文集ニ魏子建支鏡多煮二茶一。飲去如何和尚。但内散レ団除レ新。」 本朝續文粹茶讃。宗孝言。蜀山所レ産自有ニ昌明一。煙波味潮兵蘭花生。煮來虛眼息浸人情。散レ団之計乃切不レ輕。」 小補集。横川景三。一椀春黃風味新。重陽無ニ復曾レ囊人一。提レ茶乃費自家上。鼠矢恐成ニ讀焙春一。（割註）壬辰重陽茶貴菜、按文明四年壬辰也。」 菖蒲佳レ由纔過レ旬。有レ茶無レ酒過ニ佳辰一。茶貴重九菖蒲右。一椀中嘗萬斛春。（菖蒲茶）」 東遊續集。横川 雲脚暮澆天一方。曉傾ニ北斗ニ酌ニ銀潢一。茶星全似ニ酒星好一。伴入ニ帝傍ニ餘喜香。（茶星）」 翰林胡蘆集。紅雨斑々日脚斜。一瓯桃夢小僧家。春風無レ奈色究外。亂後無レ花有ニ草茶一。（桃花茶）

茶詩歌此に限るべからず。後日又補ふべきなり。

○茶にする　或家由緒書。

光秀が持し熊毛の茶筅せり人を茶にしてつゝたてゝやれ

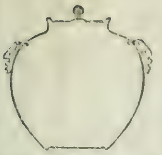
と云御うたを、東照大權現の御自筆に遊ばして賜はりしなり。（割註）此こと又富士の煙にも見えたり。」

○茶筅賣　下學集。茶筅。」 國花萬葉記山城。高山茶筅師、蛸薬師御幸西へ入町ニアリ。大扇や、三條釜座、竹座、四條御旅町。大和名物。▲高山茶筅。（割註）大和國圖を檢するに、高山と云は、添下郡の内にて、河内國と山城國に境たる處にして、傍に平尾、中村、蔀田、高山と五村を云とあり。田原と云處も高山の近處なり。宇治よりも程遠からぬ處なり、こゝの茶筅師に左近蓬萊などと銘を箱にしるせしあり。猶よく尋ぬべし。」 茶具備討集。茶篗　奈良茶篗　幡枝(ハタエダ)茶切リ尾張井加賀。（割註）昔ハ用、今廢ル。」 和訓栞、空也の流をくむもの、茶筅を賣も、竹籟より起りたるにや。」 高崎志、鉢打(ハチタタキ)ト云ハ、遊行上人ノ門徒ナリ。茶筅ヲ作ルヲ業トス。

○茶釜　茶具備討集。釜　眞釜　肩衝釜　圓釜　茶磨釜　甑釜　二重釜　富士形　覆籠釜　婆口　折葉　几帳面　撫葉　筧葉、（無葉也）　平釜　茶屋釜　葦釜　鶴頭釜　極古釜　新釜　鑄膚　鑄懸　朽日　荒膚　霰　梨膚　撫膚　鐵斑　鐵色　音曲　鐵氣　釣物　蒲團形　柚押形　葉落　蟇月形　手取。〔割註〕土瓶也、必有レ口。」評強評張。〔割註〕當世數寄者所レ言有レ弦無レ口也。」高麗釜。（同ニ手日本ニ）唐釜。（未レ見）。鐶付　爪取　松笠　竹節　鉦鼓耳　鹽吹貝　鬼面　鬼耳　蝦　龍頭　鍜冶　蘆屋釜。（西國）。天明釜。（東國）。京釜　伊豫釜

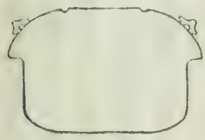
名越家傳御釜圖

東山殿御好浪龍



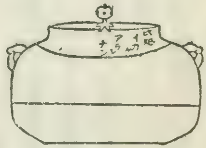
此御釜高
六寸二分
口徑三寸
四分
底徑三寸
四分
腹徑六寸
六分
鐶穿ノ處
徑六寸一
分

大久保蘆屋御釜



口三寸三分
腹九寸八分
高六寸六分
火請五寸一
分
鐶付口ナシ

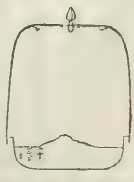
大霰　玄蕃



口五寸五
分
腹九寸九
高四寸
分
火請五寸
四分

眞鍮

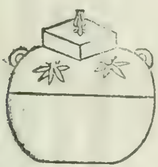
妙門跡御釜　御風爐釜



元文四年十月御
修復之節寫之

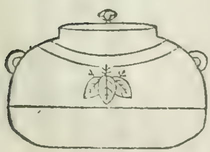
姥口徑三
寸九分八
盤
腹七寸二
分半
鐶付鬼面
甲高六寸
四分

四角口

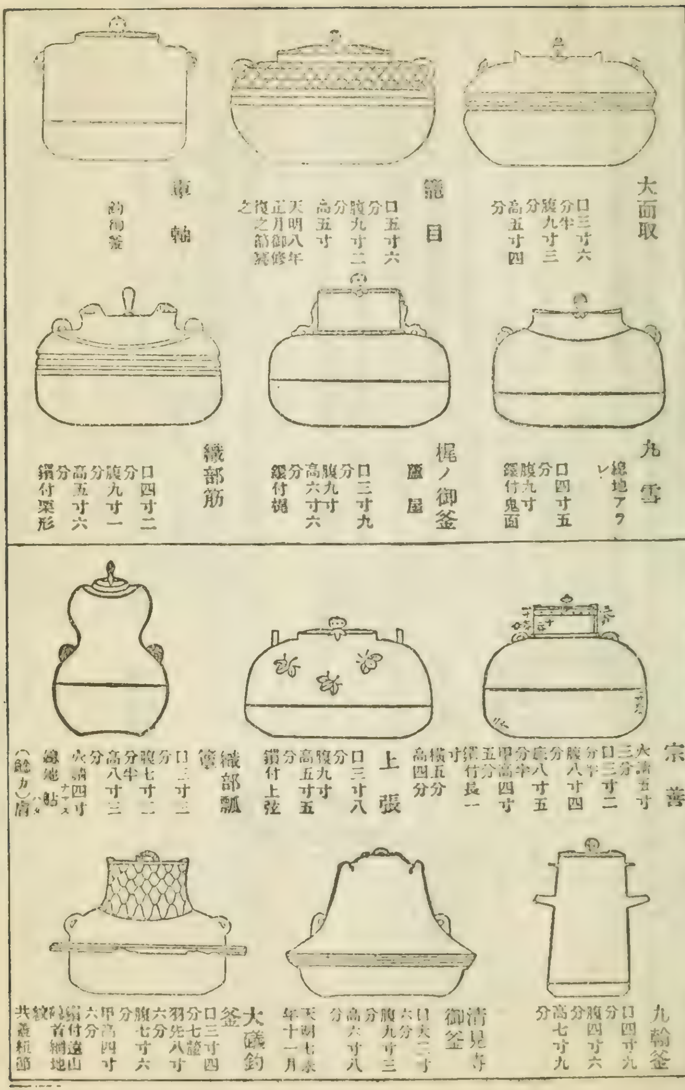


口三寸二
分
腹七寸七
分
高六寸六
分
鐶付ツマ

桐ノ紋　天明上作

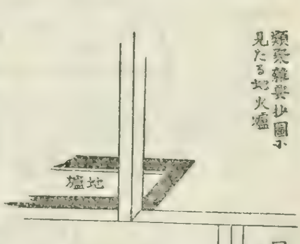


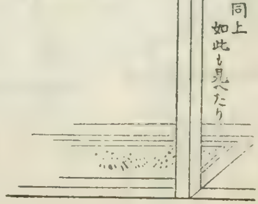
口四寸
腹九寸九
高五寸
分
鐶付遠山
桐前後ニ
アリ

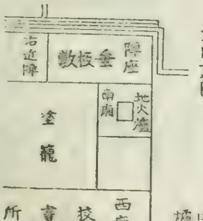

大面取
口三寸六分半
腹九寸三分
高五寸四分
籠目
口五寸六分
腹九寸二分
高五寸
天明八年正月御修復之節蓋之
車軸
釣御釜
九雪
總地アラレ
口四寸五分
腹九寸
鐶付鬼面
梶ノ御釜
盧屋
口三寸九分
腹九寸
高六寸六分
鐶付梶
織部筋
口四寸二分
腹九寸一分
高五寸六分
鐶付栗形
宗善
大講五寸三分
口三寸二分半
腹八寸四分
底八寸五分半
甲高四寸五分
鐶付長一寸
横五分
高四分
上張
口三寸八分
腹九寸
高五寸五分
鐶付上弦
織部瓢
口三寸三分
腹七寸二分半
高八寸三分
六満四寸ナヲス
總地貼
（鯰カ）肩
九輪釜
口四寸九分
腹四寸六分
高七寸九分
清見寺
御釜
口大三寸六分
腹九寸三分
高六寸八分
天明七未年十一月
大礒釣釜
口三寸四分
七羽先八寸
六分
腹七寸六分
甲高四寸六分
鐶付遠山
首綱地
紋
共蓋節

玩貨名物記。〔割註〕萬治庚子歳板本。」御物御茶釜　すち。〔割註〕織部、圖前ニ見ユ。」　のみそ　そうせん。〔割註〕即宗善ナルベシ。」　大あられ。〔割註〕圖前ニ見ユ。」　しなのかま　たいかうたう　ロなし。〔割註〕大久保吉屋ノ御釜、鐶付ロナシナレバ是ヲ云フカ。」　へんたんふろ釜。〔割註〕織部所箪ナルベシ。」　めうもんふられふろ釜。〔割註〕圖前ニミユ。」

〔一〕地火爐　大内裏圖考證。後涼殿云々。右近陣南廂。（下板敷）。地火爐　別板敷　侍從所南廂北面西第一間壁西面壁地火爐南面壁腋（カベワキ）。」　後三年合戰記。地火爐ついて。〔割註〕按に、ついては築てなり。今も竈をつくと云ふ語あり。」　思合すべし。


類聚雜要抄圖に見たる地火爐


同上　如此も見へたり


大内裏圖


春日御驗記圖に見へたる地火爐なり

○中間（チウカン）　布衣記。〔割註〕永仁年中の書なり。」　中間事、折烏帽子小結常なり。柿直垂に大帷子を重ね、袴に大口をかさね云々。〔割註〕是中間の服飾をいへり。」　東鑑。弘長三年八月八日云々。御中間信濃判官明清。」　源平盛衰記。宮。（高倉）。ヲ女房ノ形ニシタテ參ラセテ、亮ノ大夫宗信ニケシカル。直衣小袴キセ奉リ、黒丸ト云御中間ニ、ウハ差シタル袋モタセテ、御所ヲ出シ參ラスル。」　鹽囊鈔。寺家年頭ニ武家御所ヘ參ル時云々。若黨中間アリ云々。」　海人藻芥。〔割註〕宣守僧正、長享年前の書。」　門跡人數上下事出世者。〔割註〕大臣の息より殿上人の子稱レ之。」　禪侶。〔割註〕自二諸大夫子一至二北面等之侍子一稱レ之。」　坊官。〔割註〕自二大臣息一至二殿上人子一稱レ之。　是在家

法師也。限二貴所門跡一被レ召二仕之一」侍法師。（勤二雜色一）。中童子中間法師。（勤二承仕一云々。」武家記。天正二年七月六日書注文。（中間）。彥六。（苗字なし）。」宗五大草紙。公方樣御中間とてはなく、武家に雜色と申候は、中間より下り、馬屋の者より上候。公家には中間を雜色と被レ仰候。」奇異雜記、足輕一人あり。朝倉いぜんに隔子（カウシ）の紋の帷子に、萌黃のもじの十德に、かたな脇指にてかどをいづ。中間はかた衣よの袴にて、主の笠を頭にかけ、手やりをかたげて跡にゆく云々。

（近松門左衛門　或書。相國寺宗長老の弟を杉森門左衛門と云。長州萩人なり。其弟を岡本一抱子と云。其妹を錦江と云。俳諧師たり。」音曲道智篇。爰に天和の頃、近松門左衛門と云人出て、新作を書たり。京都の産にて、姓は杉森氏なり。始は堂上方に仕官して、其後近江國近松寺に遊ぶ。故に是を苗字に呼けり。都萬太夫が歌舞伎狂言を書たり。竹本座の新作を百餘番作りけり。義太夫が妙音に移し、聞人感通す。文體拙からず。儒佛神に能わたり、譬ごとに故事を引き、貴人高位の御耳にふれさせ賜ひしより、お初德兵衛が道行の文に、智識も耳をそば立給ふ事、擧て算がたし。終には天下に名をなし、はやる事數十年、爰に詞書の讚す。

堪能の人言しは、ふしにはふしなし。言葉にふしは詞にふしなし。節に語（カタリ）て節（フシ）に語（カタル）なと言ことあり。此六の者は、得安きさまにて得がたきに、能得たる人はたぞや。

前筑後掾藤原博教

近松門左衛門平安堂

一ふしを語り殘してうつし繪に今も聲ある竹の面かけ

花林子讚之

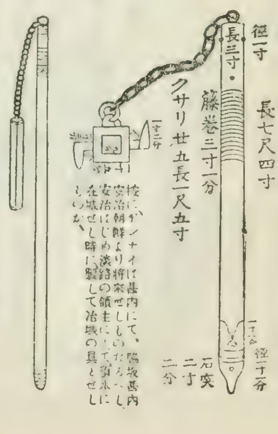
此讚大和掾有隣子が繪絹に染て、末弟白水舍松主に讓り置れ、江府狩野梅笑、筑後並竹本二代目播磨・翁大和掾が、たしかなる年に似せて物しけるを、此道の家寶にして藏す。近松作右大將鎌倉實記を筆の名殘として、享保九年甲辰十二月二十二日、七十餘歲にして泉客となりける。世諺。

去程にさても其後のちにのこる櫻ははなし花は匂はし

法名阿耨院穆矣具足居士。」本化正宗㚑簿。阿耨院穆矣日一具足。〔割註〕近松門左衛門、享保九年十一月二十一日。」〇〔割註〕肖像は人知たれば略レ之。」

ぢんない　阿波少將齊昌朝臣手書。先比のぢんないの出處は、何にもみえ候にはなく、先比進じ候圖の品、いにしへより城内に有之候が、古來よりぢんないと唱へ來り候事に候。

三才圖會。鐵鏈夾棒本出₌西戎₋。馬上用レ之以敵₌漢步兵₋。其狀如₌農家打麥之枷₋。以レ鐵飾レ之。利₌於自レ上擊₋レ下。故漢兵善用者巧₌於戎人₋。〔割註〕此器などの轉ぜしものか。」



〇茶式部　晉無川。〔割註〕寛永五年の書。」聚樂の茶亭の女、常に歌を好み、折にふれたる事など、三十一字につゞりて口ずさび、人にも語り慰みしを、誰いふとなく、多くは他の詠る歌なりといひふれしを聞傳へ、口をしくやおもひけん。或時、人の袖を引とゞめて、是非に題をと請ければ、古の小式部がふるまひに似たり。さらば我等が身の上〔割註〕火事に逢だる人々也。」をよめといへば、しばし案じて、

古郷は燒野となりし人と聞ばさぞ早蕨の名をも厭はむ

と書したる手跡もいつくしく、仰そむかぬ迄に候。是より世に傳へて茶式部といひける。

〇茶神　全唐詩話。陸鴻漸始創₌煎茶法₋。至レ今鬻茶之家陶₌爲其像₋。置₌於湯器之間₋。云宜茶足利云々。今爲₌鴻漸形₋。因目爲₌茶神₋。有レ售則祭レ之。無則以₌釜湯₋沃レ之。」國花萬葉山城。通圓茶屋、宇治橋の東に、古へ通圓法師と云者、宇治川の傍に茶屋をかまへ、往來の諸人に茶を施して結緣とす。近

世又人有て、其前に茶店を構へ、簾を設け、古の通圓像をかけ、往來の人に茶を賣て便宜をなす。

○茅の輪　法性寺關白御作。〔割註〕藤原忠通公、近衞九條兩家大祖。」六月祓詩。世上久傳流例態。禊鎮晦日夜深景。詠無二他詠千年頌一。期有二定期六月風一。若地蘋蘩迎レ夜處。石灣水冷欲二秋中一。未レ知何物殊二常候一。結レ草如レ輪令二首蒙一。〔割註〕此詩の意にては、茅の輪を首に載きしなるべし。」後水尾院年中行事。六月晦日云々。御藏みな月の輪を調進す云々。中臈臺盤の本によりて輪をとる。瞿の葉さしたる竹をぬきて、瞿の葉ばかりを輪にとり添て、御前にもて參る云々。上臈輪のはしをもたぐ。先左の御足をふみ入賜ふ。次に御右。

みな月の名越のはらへする人の千とせの命のぶ

と云歌を、御口の内に唱へ給ふ。此等も俗に習ふことにや。されど後成恩寺關白の公事根源抄にも、此事書れたれば、いかさま、昔より世俗に有けることゝ見えたり云々。輪二つを越て、御うしろざまに出おはします。〔割註〕此後此輪を女御以下みな越ことをかゝせ給へり。」次第に入はてゝ後、輪を東の簀子に差出て簾書たる。六位の藏人參りて、輪の本に候す。内々の男衆次第に入終りて、藏人退く。又とり入て下々へくだす。釆女女官女嬬お物し、局々の官女に至迄、みな入終りぬ。服者月のさはりの人はいらず。」同抄。みな月の輪、ちがやにて造る。輪ふたつをまげて如レ此つくるなり。茅の下の輪に、御膝をかけてふみて入給ふ。上の輪を御冠の上よりかけてくゞらしめ、御もどりには二つ共にふみて出給ふ也。すべて三度なり。堂上など所勞の時は、裝束をくゞらしめ給ふ。

○注千字文　灑觴抄。李邏注千字文云々。注千字文。序梁大夫内司馬、李邏云々。〔割註〕梁書に大夫内司馬と云官名見えず。天地玄黃注。玄黃本作二元黃一。避二御諱一以レ玄代レ之也。〔割註〕宋眞宗元の名は元侃、即位の後恒に改む。」

○ちは　[illegible]篁町之記。〔割註〕寛文年中の記。」昨日者契二比翼連理一親。今日者變二天地雲泥一交。昔獨

居閑局。身云千話。慕眞夫云々。

○地子錢　古文書。定　京中地子錢永代令赦免畢。若從公家寺社方地子錢內收納有來分者相計替地。以可致沙汰事。諸役免許事　鰥寡孤獨之者見計。扶持方可令下行事。天下一號取者。何道ニテモ大切ナル事也。但京中諸名人トシテ內評議有テ可相定事。儒道ノ學ニ心ヲ碎キ、國家ヲ正サント深ク志ヲ勵ス者、或忠孝烈之者、尤大切ナルコトニ候條、下行等于他異可相計之。其器之廣狹能遂聞可告知之事。右條々相計可申付者也。

元龜四年七月七日　信長判

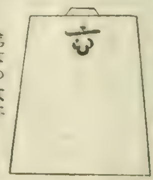
村井長門守

信長譜。天正元。〔割註〕即元龜四年。」信長命所司代村井長門守赦京中地子錢云々。天正十年六月光秀置所司代免洛中地子。」醍醐寺雜事記。越智四至內事。〔割註〕且粉油品定。」合陸町。〔割註〕買郡布里二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、所當地子段別粉三升、油三合也。」延喜主稅式、凡公田穫稻上田五百束。中田四百束。下田三百束。下々田一百五十束。地子各依田品令輸五分之一。」

○血を合す　江記。赤染時用女也。依歷右衞門志尉等號赤染衞門。實兼盛女也云々。離別彼母後稱有女子。欲請取之處。母惜而稱不然之由。相論之間。爲遣檢非違使時用沙汰之間。與彼母密通相住之間。稱非兼盛之子由。深稱時用云々。兼盛可令合血之由申云々。其藝能尤可謂兼盛子歟。」類書纂要。[illegible]葉兄渡海傾命時。依此者五六十人。骨肉消□不可辨別。業仰天誓后土曰。冊視成旨必有異焉。因割臂流血以酒骨上。應時飲血餘皆流去。」群國志。陝西西安府同官人孟姜適范植。僅三日植赴役長城。姜送寒衣至城下。植已死。姜尋夫骨無辨。嚙指血驗之得云々。」內訓。〔割註〕明太宗后著。秦范杞梁妻孟姜嫁三日。夫赴役長城。久不還。節已寒冷。

姜送二綿衣一得レ信。赴二夫死一。姜哭泣之二長城一尋二收夫骨一。骸骨盈レ野無二辨別一。嚙レ指流レ血洒レ骨驗レ之。纍々枯骨中得二血澁拭レ之不レ流者一。收二得之一。首戴還レ鄕。至二潼關一。身疲力盡困死。土人哀レ之葬レ之。造レ像立レ廟云々。」文化丁卯。永代橋の崩にあたりて、死せしものゝ屍たゞれて、見わきがたかりしものも多かりしに、身よりのもの出來りし時は、その屍より鼻血したゝりしといへり。」又、近き比、予が許へしたしく來れる大工の弟子、いかなる事にや。井に入て死しけるが、日數へてとりあげつれども、たゞれて誰とも見わけがたかりしに、その師匠の大工ゆきしかば、屍よりはな血ほとばしり出たりと云り。

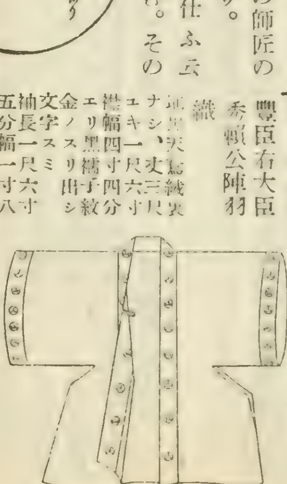
○陣羽織



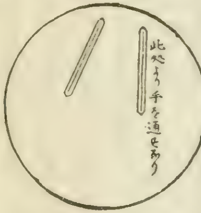


豊臣右大臣秀頼公陣羽織 【鈴木氏家藏】

地黒天鵞絨表
ナシ、丈三尺
ユキ一尺六寸
襟幅四寸四分
エリ黒襦子紋
金ノスリ出シ
文字スミ
袖長一尺六寸
五分幅一寸八
分
紋表裏ニアリ
袖口同



城氏家譜。城和泉守昌茂、はじめ武田大膳大夫晴信に仕ふ云々。晴信着する處の陣羽織を與へて、その軍事を勇しむ。その羽織今猶その家に傳ふ。明智譜。明智左馬助。永徳が書たる雲龍の陣羽織着て、三山の中にて湖水をわたし、坂本に入と云。」九鬼家傳。九鬼家の陣羽織にて、或家に傳へたる物を見しに圖の如し



○中和節 唐書。李泌傳。德宗以二上巳九日一皆有二宴樂一。而寒食上巳同時。欲下以二二月一名上レ節。泌請以二二月朔日一爲二中和節一。貞元間中書門下中和節。初賜二金銀一給二百官宰相以下一。於二曲江一合宴云々。」一

月朔日民間以二青囊一。盛二百穀瓜菓種一。相問遺號爲二獻生子一。閭里釀二宜春酒一。以祭二句芒神一祈二豐年一。百官進二農書一以示二務本一。乃著レ令與二上巳九日一。爲二三令節一。

○ちよのふ　夢窓年譜。康永元云々。正脉菴者尼如大爲二佛光一所レ建也。佛光與二如大長老一。手書并手染牌額等諸大字。收在二本菴一。其書略云。汝受二吾夜法一。道風大行。老懷懽喜。骨髮少許分留與レ汝。汝爲二安奉一。別置二一小禪刹一。代レ吾分化。須當レ竭レ力。不レ得レ違二吾之志一。今寺之興莫二是祖翁冥有一レ所レ侍也。」國花萬葉山城。千代野井。洛北口蓮宗本隆寺にあり。古金澤越後守顯時が女。足利讃岐守貞氏の後妻、尊氏卿の異母に、夫人千代野と云ふ女、剃髮して如大禪師無着尼と號す。東西の諸禪に參し、日夜坐禪勤行す。美濃國松見寺の老尼に仕へ、賤婢となり、諸尼のために薪をとり水をくみて仕ふ時、かつぎし桶の底ぬけて、水とと〴〵くつきければ、忽然として大悟し、則和歌を詠ず。

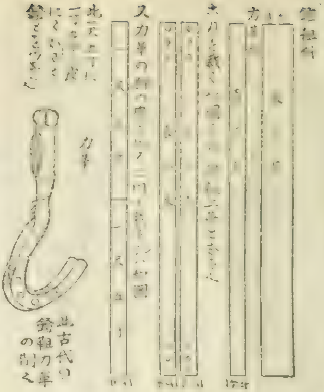
とにかくに賴みし桶の底ぬけて水たまらねば月もやとらず

鎌倉に歸り、佛光國師の許に剃髮して、諸寺を經て京師に入り、高族の財施を得て、洛北の松木島に一宇を建立し、景愛寺と號す。是尼寺五山の甲に位す。本隆寺の地松木島の內にして、景愛寺にまたがれり。故に此井を稱して千代の井と云。」應永宗脈。圓覺。（開山無學）。祖元景愛尼如大。〔割註〕○按に、無學祖元禪師は、弘安九年九月三日入寂なれば、此禪師に剃髮を受たらんには、如大は尊氏卿未生以前に出家せしなり。」

○兒の髮　文晁所傳兒髮圖



○ちから革　延喜左馬寮式。牛革四條。各長四尺已下。二尺四寸已上。廣三寸已下。一寸已上。鐙靻并力革料。長三尺、廣三寸鐙靻料。長三尺、廣一寸五分力革料。



○知久家旗　寛永系圖。室町將軍の君達より、錦の旗あたらずに車の輪の紋を賜はる、その書狀、今猶家に藏す云々。」知久家譜。享保七年三月二十一日、知久監物頼久家傳の錦旗衣并車輪の旗を上覽に備奉る。」浪合記。應永三十一年三月二十四日。尹良親王。〔割註〕後醍醐天皇ニハ御孫、宗良親王ニハ御子。」下野入道政滿ヲ召テ、其方ハ下野國落合ニ行、此由ヲ良王君。〔尹良御子。〕ヘ語リ、再往田使良田宮方ノ一族ヲ集メ合戰可ㇾ然樣ニ仰付ㇾ、又使ノ知久四郎入道祐超ニ遣ハシ、車ノ紋ノ御旗錦旗衣ヲ賜リ給ヒ、其軍勞ヲ賞美セラレ、甲斐シクモ御生害アリ。

○持明院家　知譜拙記。大織冠鎌足——不比等——房前——

眞楯——內麿——冬嗣——良房——基經

忠平——師輔——兼家——道長——賴宗

俊家——

俊宗　嗜弓馬好鷹犬號持明院

基賴　中務大輔　鎭守府將軍正五位下　武略達人辭爵不ㇾ昇　保安二五二十七卒八十三——通基　大藏卿　正四位下　久安四十十卒　五十九——基家　權中納言正二位　元□基　建保二□□十六卒八十三　西園寺弓馬爲家業

女（後堀川院）

基宗—家行—家定—基盛—基世—基兼—基清

二男 基長—基久（四世孫□領丹波 大澤稱大澤）—七世—基宥（實基定父）

入木道祖行成卿十三世 ○行俊—基親（爲行俊弟子學入木道）—基綮—基信（從三位）—基春（參議 爲行季弟子學入木道）—基規（權中納言 一忍軒 於防州山口討死）

十四世 行豐—十五世 行康—十六世 行季

基孝（權中納言）—良恕法親王（竹內 入木道相承）

基久（左中將 元和元五七横死）—基征（侍從從五位下）—基定（實基宥子 權大納言正二位 入木道中興大祖）

基時（入木道郢曲相承）—基輔—基雄—家胤—宗時—基武—基敦

基貫（大澤下野守 侍從）—基清—基業—基年（從四位下 下野守）—基靖（下總守）—基延

基隆（左京大夫）—基休（修理大夫）

○地頭得分　東鑑纂補。延應二年六月十一日。於二前武州御亭一有二臨時評定三ケ條事一。一新補地頭得分田畠加徴物事。於二未年貢一斗所一者可レ爲二參分一一者。」東鑑、文治四年三月十四。前廷尉康頼入道捧二歎狀一。是去年拜二領阿波國麻埴保保司職一。仍雖レ遣二使者一。地頭野三刑部丞成綱不レ能二許容一之間。乃貢空手由截レ之。當保者內藏寮濟物運上地也。成綱固抑留之間。度々被レ下二院宣一訖。然者除二件所濟一而康頼可二中分一之旨被レ下二御書一云云。

此條を熟讀するに、阿波國麻埴保は、內藏寮の領地にして、康頼入道その地の保司職たるなり。次に野三刑部丞成綱は麻埴保の地主たるなり。さては年貢は麻埴保の田畠より出す處を按りて、租税の法に依て內藏寮に運上す。〔割註〕此內藏寮運上の內にて、保司職の分を取なり。」其殘りは地主たる成綱が所務にして、また其內より百姓に與ふるなり。たとへば麻埴保水田白田合四拾餘町、〔割註〕但一町獲稻上中下平均四百束。」

獲稻一萬二千餘束。〔割註〕此粟、今京升二千四百餘石あるべし。」

五分之一稻二千四百餘束。〔割註〕內藏寮運上分　此粟今京升四百八十餘石三斗五升俵として、千三百七十餘俵に當る。」　保司職進退分

殘九千六百束餘　至地頭分

內〔割註〕農民所得四千八百束餘、成綱所得四千八百束餘。」

如レ是なるべきを、成綱內藏寮運上分地子を抑留して運上せざるによりて、康頼歎狀を捧げし也。よりて關東の下知として運上分を除きて、成綱が所務の分を中分せしめたるなり。

二千四百束　內藏寮濟物

二千四百束　康頼得分　成綱抑留過怠

二千四百束　成綱得分

四千八百束　農民得分

二千四百束抑留したるにより、四千八百束過怠を請たるたり。賴朝卿の頃は、如レ此なりしを、延應の時には本年貢の三分一を、新地頭の所務とせし也。

二千四百束餘　本年貢

八百束餘　新補地頭分

百三十三束除　守護給

八千六百六十束餘（地主農民）分

是は前の廨垸保の勘定なり。猶別に租税考に云べし。

○地藏菩薩　地藏佛感應畫賛。詞書作者兼好法師。繪土佐光康。足水軒所藏。」地藏菩薩祕記。〔割註〕元祿三年沙門淨慧刻本。」地藏尊祕中深祕。在二蓮華三昧經一。蓮華三昧經。今我朝相傳由來者。予養父西園寺入道前太政大臣。爲二孫竹園院禪師一。齎二三千五百兩金一。投二異朝一。欲レ覓二天台聖教甚深祕密妙旨一之意也。時淸涼山大聖竹林寺長老澄湛和尚。爲二五臺修造一替二五百兩金一。開二不思議童子寶藏一。送二此蓮華三昧經一云々。地藏以二諸地獄一爲レ藏。地獄本來常寂光淨土云々。

○糂太瓶　字典。糂潭滓也。」徒然草、糂汰瓶一つも持まじき物なり。」或書、我家の庖下よりは、隣の糂汰瓶。

○塵取輿　春日記錄。至德二年三月二十七日の條取輿あり。

○知行　正徹書記ナグサメ草、近江の小野の庄、播磨の細川庄は、和歌所の知行（永領イ）にて、五條の三品よりかはらざりしを云々。」東鑑、文治廿二年三月十七日。陸奧國白河領。〔割註〕元信賴卿知行、後小松內府領。」事。此處不輸知行候。但未レ辨二本家一。若爲二院御領一歟。可レ濟二年貢一候歟云々。

○中宮　職員令。中宮職。〔割註〕謂皇后宮、其太皇太后皇太后宮亦自中宮也。」扶桑略記。長保二年二

月二十五日爲皇后宮藤原遵子爲皇太后。世謂之四條宮。同日中宮定子改爲皇后宮。同日彰子爲中宮。「割註」一條院二人の后を立られ、一を皇后宮と云、一を中宮と云なり。」

○陸德澤一書贖、臨清陳德澤筆

○千葉系圖「增上寺本」。

常胤——胤正——成胤——胤綱

時胤——賴胤——胤宗——貞胤——氏胤 千葉介

滿胤 介 初賢胤——實胤——守胤 弘治二年十一月八日卒、總泉寺殿長山昌快大居士。——惟胤 二郎——正胤 二郎 天正元於古河城討死

胤明 母新田左中將義貞女、幼名德壽丸、後出家大蓮社酉譽上人聖聰大和尚、增上寺開山

兼胤

胤直

門秀 千葉介 永正三年丙寅六月二十三日卒、松月院殿南宗玄參大居士。

門胤 中務少輔臼田川三跡城主

「一本」

葛原親王——高見王——高望——良文——忠賴

忠常 上總介——常將 千葉次郎——常永 イ長——常兼

常兼——常家 上總介——常隆 上總介——廣常 上總介

常兼——常重 千葉下總介——常胤 下總介——胤正

一本
- 頼胤
  - 宗胤 介
    - 胤貞 大隅守 宮方
      - 胤高
      - 胤義 金澤瀬戸神主
      - 日祐 中山三世
  - 胤宗 介
    - 貞胤 介 尊氏方
      - 氏胤 介
        - 満胤
          - 康胤 馬加陸奥守 入道常輝
            - 胤持
          - 白秀 七郎 初石濱ニ住
          - 兼胤 介
            - 胤直 介
              - 胤将 新介
              - 胤宣
          - 賢胤 中務少輔 入道了心
            - 實胤 康川正元市籠城
            - 貞胤 介
        - 酉誉 増上寺開山

○千葉寺　檀林巡路記。千葉寺觀世音、坂東札所也。此寺は増上寺開山酉譽上人眞言宗に剃髪し給ひし古跡なり。坂上まで二町、此村を千葉寺村といふ。

○ちはや　服飾備考。襷チハヤ、巫ノキルモノナリ。

○ちぎり　或說。男女の間に交連するちぎりといふに比して、石にもあれ、木にもあれ。つなぐものゝ間に⧓の如きものをちぎりといふ。

○博風　神武紀。搏風。」延喜祝詞式。皇神能敷坐下都磐根爾宮柱太知、高天原爾千木高知氐云々。眞淵、チカヘ木ヲ略ナルベシ。

（乳付の旗　畠山譜。政長、義就家督爭論により合戰に及びし時、政長はじめて乳付の旗をさゝせける云々。

（ちりめん　華夷通商考、南京土産云々。縐紗（チリメン）云々。浙江土産白糸縐紗　福建土産白糸綾子縐紗　廣東土産縐紗　東京交趾土産縐紗　前漢書。江充傳。充衣二紗縠禪衣一。註師古曰、紗縠紡レ絲而織レ之也。輕者爲レ紗。縐者爲レ縠。増韻。縐紗爲レ縠。紡レ絲而織レ之。釋名。縠粟也。其文足々、而踧々視レ之如レ粟。　絹布重寶記。縮緬。〔割註〕六丈物、十丈物。」大廣貳幅物。〔割註〕金尺二尺、二四寸幅。」中廣。（同一尺幅）。唐西庄縮緬。（同斷）。屋形常幅。〔割註〕同一尺六寸宛。」狹十丈物（同）。唐縮緬　上州縮緬　丹後縮緬　京縮緬　同紋縮緬。〔割註〕美濃濱よりも出せ共、京におよばず。」山繭縮緬　濱縮緬。〔割註〕江州長濱より出、丹後の極上に准ず。丈は六丈物、七丈四五尺まであり。」美濃縮緬

（晝三（チウサン）　寶暦四吉原細見。曲輪（クルワ）品定、太夫八十二匁。〔割註〕江戸町一丁目玉屋山三郎内。」花紫、濃紫云々。　印さんちや、ちうや金三分。〔割註〕江戸町一丁目六上總屋内。」あげまき、よしまき、玉芝、染衣、はた巻。〔割註〕同大滿屋内。」かた岡、かよひぢ、小式部。〔割註〕同巴屋内。」豐浦、あふさと、そのはら、とみずみ。〔割註〕同ゑび屋内。」卷絹、しゆん山、まき芝。〔割註〕同松葉屋内。」瀬川、初浦、はつ浪、その梅。〔割註〕同萬字屋内。」吉十郎、やくも。〔割註〕同二丁目きつかう屋。」きくぞの。〔割註〕大わかなや。」わかな。〔割註〕つる蔦屋内。」若紫。〔割註〕丁子屋内。」てう山、ひなづる、みなとぢ、そめづる、かほる、しげ浦、ときはづ、しら玉。〔割註〕半野屋内。」てう山、今紫。〔割註〕仲町ひしや内。」右京。〔割註〕中萬字屋内。」れん山、たち花。〔割註〕山口屋内。」ふた卷、みつ花。〔割註〕京町一丁目たはら屋内。」よしの。〔割註〕かな屋内。」こしきぶ、なを波、さくら人、なみ江、小紫、しまの介。〔割註〕同二丁目かなや内。」かすがの、勝山、二の江。〔割註〕中近江屋。」すみのゑ、半太夫、龜づる、あふみ、みやこぢ、若くさ、くれなゐ、にのまち。

〔割註〕（）すべて三書五十七人あり、盛なりといふべし。」

柳庵隨筆利字篇 卷之九

○りんだう 徒然草。家にありたき草は云々。かるかや、りんだう、きく、きぢく。」古今集。りうたんのはな、とものり。

龍膽花

我宿の花ふみしだくとりうたんのはなければやこゝにしもくる

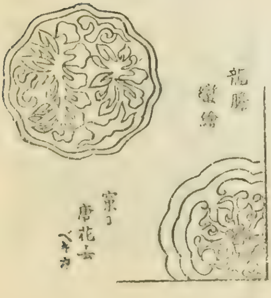
枕草紙。草のはなはかるかや、りんだうは枝さしなどもむつかしげなれど、こと花みな霜がれはてたるに、いと花やかなる色あいして、さし出たるいとおかし。」春曙抄、りんだう、龍膽也。古今の物の名に云々。其俊の惔日抄に、りんだうの花を手むくる、きほうしの經よむ聲は、たふとかりけり、と俳諧歌によめり。」拾遺和歌集(物名) りうたん。

川上にいまよりうたん網代にはまづ紅葉ばや
よらんとすらん

藥草略譜、龍膽。和名クタニ、又リントウ、花九月開、碧白二種アリ云々。」本草綱目(十三) 山草 龍膽(本經上品)。釋名、(割註)志日、草如龍葵、味苦如膽、因以爲名。」陵游云々。」雲上名鑑(村上源氏)、久我家(割註)紋龍膽車葉五枚(花五)。」中ノ院(割註)龍膽車花六(葉九)」六條、(笹龍膽)、久世、岩倉、千種、海溪、愛宕、東



右龍膽立涌古錦



龍膽蠻繪

宗ノ唐花ト云ベキカ

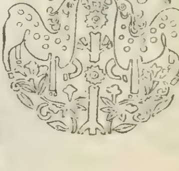
久世、植松（宇多源氏）、庭田（笹龍膽）、綾小路、五辻、大源、慈光寺（清和源氏）、竹内（笹龍膽）。」或家記。龍膽は利刀の音にかよふが故に、武勇の家の紋とすと云。

○麟角筆　拾遺記、張華造博物志。奏於武帝。帝賜麟角筆。以麟角爲筆管。遂西國所獻也。」淵鑑類函。王勃春日孫學士宅宴序。且傾鸚鵡之杯聊擧麒麟之筆。」李嶠咏筆詩。握管門庭側。含毫山水隈。霜輝簡上發。錦字夢中開。鸚鵡摛文至。麒麟絶句來。何當遇良吏。左右振奇才。

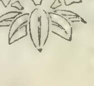
○龍鱗月硯　陶穀淸異錄。開元二年賜宰相張文蔚楊涉薛貽實相使各二百龍鱗月硯各一。鱗石紋似之。月硯形似之。欽崖也。

○龍尾硯　王氏彙苑。蒯鰲畜龍尾硯。友人欲之而不言。鰲心許之。友人不告而去。乃徒步追及送之。」曹繼善歙硯說。按、龍尾山在婺源縣長城里。亦名羅紋。山下名芙蓉溪。石坑最多延曼百餘里。取之不絶。」山堂肆考。宋張仲幾有龍尾紫石硯。東坡以銅劍易之。」蘇易簡硯譜。歐陽修云。歙石出龍尾溪。以金星爲貴。在端溪上云々。青州紅絲石爲第一。斧柯山第二。龍尾石第三云々。

○龍燈　東奥紀行（割註）水戸赤濱長玄珠著。」府城（岩城平）之西二十里有阿伽井嶽。毎夜有如燈者來。俗謂之龍燈。余嘗親覩之。初昏戴星時。四倉海上火光浮出。泝瀧川及溪水。至此山麓。飛懸大杉梢。又飛入森中不見。又續來者亦然。自海至杉火點累々。相追自昏至曉。不知其數幾許。凡月夜則光微。暗夜則如螢。或多炬。蓋陰火也。但此火坐此山岬燕石上而觀之。從他


日野俊光卿狩衣織紋龍膽鹿

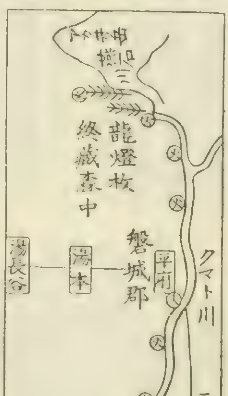

久我家


高倉　六條　庭田等家


中院家


堀川千種等家にて用之紋

處復レ古。無二一點光影一亦奇也。如夫時珍所レ載蕭丘澤中寒炎。羣洞所レ謂浮海陰火。或蜀川虛山神燈。其事雖二相類一、至下於毎夜不レ愆二星辰運行一、不上レ知二果同否一。可レ謂二陰火中之尤奇者一矣云々。」木下川藥師緣起。〔割註〕嘉曆二年淨光寺住持沙門義純書。」慈覺大師東方行化之時。暫留二淺草寺一。一日有二白髮翁一來曰。東北有二靈地一。吾安二置靈像一。彼像傳敎大師所レ造也。言已形隱。慈覺大師便出臨二東北一。忽然起二瑞雲一。青龍現二雲中一。覺大師潛出レ寺有二青龍一。到二庵所一拜二佛像一。而青龍猶現在。覺大師向二瑞雲一告二青龍一曰。吾有二一言一。神龍聞レ之。吾欲レ建二寺於此一。神龍能加二護之一。莫レ令二不祥一。自レ今以後。卽龍爲二護伽藍神一。青龍不レ動垂レ頭而聞。言已龍形隱。覺大師爲二青徵一、即名レ山以二青龍一。至レ今時々有二龍燈奇瑞一者。其此謂乎云々。」江戶名所記。木下川淨光寺。いにしへより毎月八日、ならびに元三の朝には、かならず本尊の御前に龍燈のあがるをはいする人少なからずと云々。」富岡八幡社記。寬永元年の夏、弘法大師の靈示あるにより、高野山の兩門主碩學の外、東國一派の衲僧、此永代島に集會し、一夏九旬の間法談あり。別に弘法大師の御影堂を建て、眞言三密の祕賾を講ず。それより以後、神前に龍燈のあがる事ありと云々。」慈眼大師傳。寬永二十年十一月二日黄昏。於二仙波喜多院一特修二法事一云々。于レ時自二西一星來。龍燈挂二於客殿南面杉之枝頭一。道俗驚見各作二禮拜一。即時以二走疾步卒一注二進此旨於日光山一。諸人感激不レ止云々。」遠西名物考補遺（卷八）。湖澤、沼池、曠原、山寺、墳墓等ノ鬼火龍燈ヲ現ズルハ、動物植物ノ腐敗質ヨリ水素瓦斯（ワアトルストフ、ガス）迸逸シ、凝聚ノ浮游セル者ナリ。濕蒸ノ穀類、獸骨ノ堆積ヨリ燐光發スルモ同ジ。

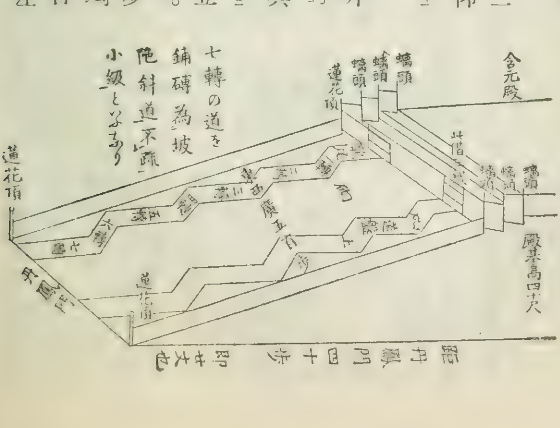


○龍尾道　龍尾道者。含元殿正南升ㇾ殿之道也。賈黃中談錄曰。含玄殿前龍尾道。自二平地一凡詰曲七轉。由二丹鳳一北望。宛如二龍尾下一垂於地一。兩垠欄悉以二青石一爲ㇾ之。至ㇾ今石柱猶有二存者一。兩京新記曰。含玄殿左右有二砌道一。盤上謂二之龍尾道一。按。此即龍尾之形像石實皆昭然矣。康駢劇談錄曰。含元殿左右立二栖鳳翔鸞二閣一。龍尾道出二於閣前一。殿門去二南門一二里。元會來朝者仰觀二玉座一。如ㇾ在二霄漢一。

華録（宋程大昌）唐含元殿龍尾道圖



含元殿南流階升ㇾ殿。凡爲二三大層一。自ㇾ下而上。其下兩廂皆培ㇾ土鋪ㇾ塼、爲二坡陁斜道一。不ㇾ疏二小級一。其鋪ㇾ磚處逶迤屈曲。凡七其轉。故自二丹鳳門一北望。則如三龍行而垂二其尾一。是以命爲二龍尾道一也。龍尾云者。亦附二並龍首山一。爲ㇾ義而立爲ㇾ之名也。比二之龍尾一也者。其培ㇾ土處合爲二一階一。階上所ㇾ鋪磚道。則分爲ㇾ兩。可三以列ㇾ班對二上一。故仁祐曰。階兩面龍尾道凡六七十步也。龍尾道者。其兩畔亦有二石欄一。石欄柱之頂止刻二蓮花一。不ㇾ刻二螭頭一矣。（割註）泊宅篇に引ところも同じ。」長安志（宋敏求）。大明宮云々。丹鳳門内當ㇾ中正殿曰二含元殿一。即龍首山之東麓也云々。殿左



右有二砌道一、鑿上謂二之龍尾道一。〔割註〕今按に、砌は階甃也と說文に見ゆ。又は壞二通すと云。城は階齒とあれば、今いふきざはしのことなり。」

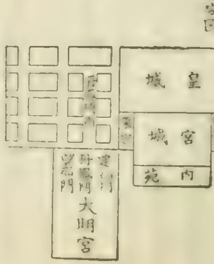
類聚國史。延曆十八年正月壬子。豐樂院未二功成一。大極殿前龍尾道上構二作借殿一、葺以二彩帛一。天皇臨御。」續日本後紀。承和十二年正月乙卯。外從五位下尾張連濱主於二龍尾道上一舞二和風長壽樂一。」拾芥抄。大極殿云々。蒼龍樓〔割註〕東謂二之龍尾道東樓一。上多二小閣一八間。」白虎樓〔割註〕西謂二之龍尾道西樓一。上多二小閣一八間。」大嘗會御禊記。大嘗宮は大極殿の龍尾道の前に是を造立す。又其北三丈許を去て廻立殿を立。」夫木集、

とねりめす豐の明に月さえて宮人わたるたつの尾のみち　法性寺入道關白

○梁年　百練抄。久安四年閏六月十五日。諸卿於二殿上一定二申諸道勘申一。當地梁年可レ有二造營一哉否云々。〔延久元年己酉二月十日依レ爲二梁年一。今年不レ可レ作二內裏一之由。諸道勘申。〕」後漢禮儀志。梁神名能食レ鬼。」五行大義。日月會二於大梁之次一。大梁酉也。斗建在レ辰。故辰與レ酉合。〔割註〕此によつて辰酉年を梁年といふならん。」

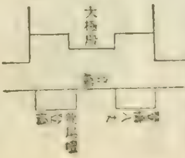
○了然詩　眞跡。少年頃歲事難論。歷二抑塵中一發レ興多。只任悟迷壽端的。〔壽作レ算〕十方諸佛不如何。大休庵了然書。」墓所一覽、了然禪師、名元總。泰雲二世。正德元年九月十八日化。葬二於落合泰雲寺一。」傳記。葛山十郎義久の子長二郎某女、〔割註〕長二郎はじめは駿河國富士大宮司たりしが、後京

唐長安圖



拾芥抄。太極殿龍尾道圖

今按に、皇朝の大極殿は殿基四丈に及はず。依レ之七曲の龍尾道を作るによしなし。故にたゞその行をうつせしのみ。眞の龍尾道はなきなり。登橋を龍尾道なりといふ人あれども謬なり。全く維錄を解ざる故なり。



にして書畫の長原と稱す。又茶事に堪能なりとか。」幼にして大内に入て、名を寄生(やどりき)といふ。延寶六年正月十五日、東福門院崩後の後に、大内を出て松田晩翠といふ者に嫁し、男女三子を生む。終に世塵を厭ひ、禪林に入る。天和元年冬江戸に下り、白翁道泰和尚に見え法を傳ふ。〔割註〕いける世に捨て燒身やうからましの歌、此時なり。」同二年七月三日、白翁和尙遷化。〔割註〕大休菴は白翁の菴室なり。」

若むらさき〔割註〕元祿四年立春印本。」了然尼記レ之。

了然花印



君があたりさらぬ心を殘しをく筆の跡まで形見とも見よ

〔割註〕井上正利、齋藤三友、奧山立菴、板垣重治、菅治正氏、松平昭重、田中定賢、清水宗川、岡本宗好、かくれがの茂睡、武藤安清、靑木泰臨、中山道軒、吉益豐滋、有馬重廣、山名光豐、原安適、小玉某、田付國方、よつ　りん、風也、久松定延、中山信久、城親昌、鈴木重親、伊達秀宗、小山朝三、源光通室、内藤義概、磯田正隆、秋田俊季、光政娘、日光新門主、田村宗永、本多正昭、跡部良隆、鈴木重榮、田中宗格、田村直平、本田重世、やつ　友益、土屋　國枝直旨、狩野常信、くめ、奧山良和、新庄直賢、白鬪、菅沼正氏、平塚良重、後藤常廣、榊原政房、中山信治、佐野綱道、山田敎重、宇都宮隆綱、渡邊正、毛利玄橘母、山名矩豐、福住江菴、林直秀、最恩法師、日永可敎、石原泰忠、奧山良和、淺野長治、天方供通、景齋俊益等の歌なり。」

○柳枝貫魚圖　檜山成德記。此圖安永天明の頃、多く摸寫し、元來宋の徽宗の圖なりと傳へたり。然れども、其眞蹟の何方にありといふことも定かならず。近年或諸侯の藏に、明の宣宗の畫に、柳枝貫魚一軸あり。其形様大體相似て、只柳枝と竹條のかはりのみなり。仍て此圖を案ずるに、宣和畫譜に、竹貫魚、竹穿魚、柳穿魚の三圖なり。筆者は五代の袁嵩顧德謙滕昌祐、又北宋の徐崇嗣等なり。然ば徽宗以前より此圖あり。因て思ふに、徽廟の魚を畫かれしこと、諸書に見えず。但名畫の事なれば、



鳥獸の外に魚介も自在なるべきなれども、いかにも見當らず。宣宗また花卉翎毛等をよくせらるゝ所より、前年も、徽宗と云傳へし宣德の筆あらむ事、二三度見及しゆゑ、疑くは其畫よく似寄り、共に帝王たる所より、宣和と宣宗を相混じて、此貫魚圖を宣和と申誤りしにや。

信充云、宣德六年は皇朝後花園院永享三年に當る。柳枝貫魚は立志官御の隱語にや。

○劉聰眞跡。劉主聰凰儀之營|敷元達力諫。犯ニ毒龍之鱗一編ニ猛虎之鬚一。亦岌々乎其殆矣。世咸謂元達之生賴ニ劉娥手疏一而免。余竊以爲レ非。娥六劉之豈非レ有ニ淑德可ニ稱也。蓋色足下以蠱ニ聰之心一悅中聰之目上。言聽計行無ニ乎不ニ可。豈徒一手疏之容ニ言ニ而奚乎。惟聰之所レ重者色。娥之所レ恃者色。元達之所ニ籍以生ニ者亦以レ色。孔子曰。吾未レ見ニ好レ德如レ好レ色者一也。其斯謂乎。嗚呼使下ニ聰之重ニ者一果以レ疏而不上ニ以レ色。則任顗等之言已先レ之矣。嗚呼幸而全ニ元達之生一。使ニ娥得ニ名於後世一。不幸元達之生不レ籍ニ校任顗等一。而籍ニ於娥之色一也。逮下夫靳準之謀遂弑ニ聰子粲一。發ニ聰陵一。戮ニ聰屍一而焚中上其廟一。劉氏亦爲レ之赤族矣。嗚呼兇暴之德、孤媚之容。千歲而下若ニ草木飄ニ風兮。而煥然載ニ青史一。與ニ朱雲輩一相頡頏。垂ニ名於無窮一也。元達之爲□亦賢矣哉。至正十四年三月二十有二日。虎林李華在ニ草閣上一書。」（劉註）文化中此眞蹟を一觀せしが、今その在所をしらず。」　劉淵。晉惠帝永興中僭稱レ趙。改ニ元光熙。永鳳河瑞淵子聰字玄明淵第四子。」　晉書。聰拜ニ大保劉殷二女一爲ニ左右貴嬪一。位在ニ昭儀上一。又納ニ殷女孫四人一爲ニ貴人一。位次ニ貴嬪一。於レ是六劉之寵傾ニ後宮一。聰立ニ左貴嬪劉氏一起ニ凰儀樓（一作レ殿）於ニ後

庭ニ。廷尉陵元達諫。聰大怒將ニ出斬ヒ之。時在ニ逍遙園李中堂ニ。抱ニ堂下樹ニ叫曰。臣所レ言者社稷之計也。聰怒甚。劉氏時在ニ後堂ニ。聞レ之密遣下ニ中常侍ニ私勅ニ左右ニ停ヒ刑。於レ是乎。手疏切諫聰乃解。引ニ元達ニ而謝レ之。易ニ逍遙園ニ爲ニ納賢園ニ。李中堂爲ニ愧賢堂ニ。聰子粲立。靳準爲ニ大將軍錄尚書事ニ。準執レ粲數而殺レ之。劉氏男女無ニ少長ニ皆斬ニ于東市ニ。發ニ掘元海聰墓ニ焚ニ燒其宗廟ニ。

○唎々囉々　護國院開基生順眞跡。天安囉々地平唎々。北斗七星如在影向。一心三觀自在無礙。不生一念自受法樂。「法の種心のまゝにつゞけなん年のはじめの字賀の神塀。天地開闢の砌も今日の朝哉、正保五之暦正月大吉辰餘上御歳德神　〔割註〕東叡覺成院所藏。」澤庵眞跡。

靈山一會儼然未散北斗七星如在影向天安囉　地平唎々天海大僧正被染毫。「鳥かへる山はかすみのあなたにてのこすやあとを形見なるらん、咄々囉々唎禪子訝中眉垂　澤庵老拙(宗彭)。」

囉唎

悉曇體文。唎々囉々　」句雙紙。三言囉囉九言囉囉唎。」字典。正字通。唎語餘聲亢人詞曲借爲ニ助語ニ。廣韻囉歌詞。集韻囉歌助聲。

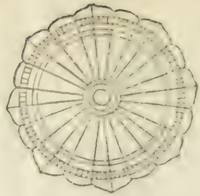
○輪寶紋　春日系圖。春日兵庫助行高入道は春日九郎行宗の長子なり。小栗合戰に功あり。鎌倉持氏朝臣より感狀を賜はる。

去年五月廿八日武州府發向以來令ニ供奉ニ在々所々陣。就レ中同八月二日常州小栗城合戰之時、致ニ忠節之由、安房四郎憲實所ニ注申ニ也。尤以神妙。向後彌可レ抽ニ戰功ニ之狀如レ件。

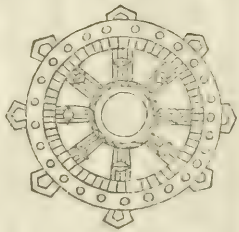
應永二十一甲辰年五月廿一日　持氏判

春日兵庫助入道殿

此時輪寶紋之指物を添て賜はりしなり。」」見聞諸家紋〔割註〕天文八年卯月十九日佐々木秀隆寫本」」



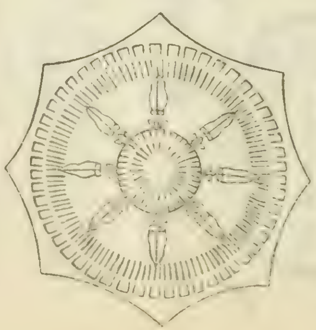
輪法　三宅



醍醐佛方具圖

輪徑三寸三分減金

天福元年十月十一日遍智院僧正調レ之トアリ法具ナレバ、今ヨリ六百九年上ノ物ナリ。



梅尾高山寺寶物

十輻寶輪 [illegible] 一面、

直緣厚一分半許、

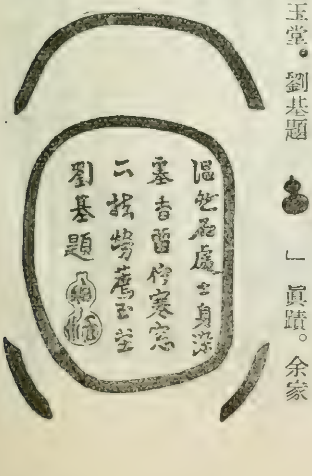
○律衣尺　四尺分律行事鈔（唐僧道宣著）云、且因法尺寸從レ俗不レ同。而用ニ律歷ニ定判。則以ニ姬周尺斗ニ爲レ定。通古共遵百王不レ易。故隋煬帝立ニ斗尺釋ニ准レ古立レ様。余親見レ之云々。佛ノ搩手准ニ姬周尺二尺ニ。」集韻。搩手度レ物也。」行事鈔、搩手者謂展ニ大拇指與ニ中指ニ相去上。〔割註〕今此説によつて圖をつくる。」



日本曲尺一尺	六寸一分
佛一搩手	
周尺一尺	周尺一尺
唐尺一尺六寸七分	實一尺六寸六分 六六不盡ナリ
西域一肘	一半肘

一肘を二十四指と云。一指とは日本曲尺の四分四釐七毫二二不盡なり。これを三つにして一つを一指節と云。日本曲尺の一分四釐九毫餘に當る。猶肘尺の條に委細にす。」日本曲尺の八寸〇五釐を周尺として其二尺が律衣尺の一搩手なり。

○劉基硯　背銘。溫然石處士、身染墨痕香、留佇寒窓下。扶勞薦玉堂。劉基題　」眞蹟。余家藏ニ劉伯溫硯一。其背有レ詩。因追和レ之。古珍溫潤硯。千歳美名香。鈍靜知ニ其壽一。傳來在ニ草堂一。咸休（前橋拾遺忠擧）有ニ古硯一相傳曰。漢劉燕物。或曰明劉基。皆莫レ可ニ考按一。基也近矣。若レ燕則年代遠甚。雖レ然硯壽世計安知レ不レ近レ之。非而遠レシ之是哉。均之不得不以人重レ之。是硯也有ニ三絶一焉。形狀溫雅一也。適用快利二也。出係ニ名士一三也。頃命レ工依レ式爲レ之者二三輩。使レ康爲ニ之銘一。銘曰。爾愛在レ形。匪レ矩匪



レ現。商賈以レ人、貨殖攻來。玄津一滴。雲行雨施。琢工纖畢。乃重周界。篠本康。

今按に、現昔銘に劉基伯溫とあれば、劉瀰に非ること明なるに、篠本のかくいふは怪しむべし。

王世貞名卿蹟記。劉基字伯溫。卒年六十五。遺命焚レ屍。揚レ灰無レ得レ葬。」一 漢書一平林姓氏。劉基字伯溫。青田人。御史中丞贈二誠意伯一諡二文成一。」一 夏日離興。劉基　會稽迢遞倚二清郊一。天際群山羅外交。日暖水禽鳴哺レ子。風輕沙燕語尋レ巢。綠荷雨洗藏レ龜葉。翠竹煙寒集レ鳳梢。可レ嘆仲宣歸未レ得。苦吟終日倚二衡茅一。」 菱葉荷花漸滿レ地。紅榴綠條正相宜。天邊日出園畫覺。地底雲生柱礎知。長夏未レ應二炎暑過一。薄寒恰似二晩秋時一。朝來苦怪雙青鬢。輒向二風前一學二素絲一。（唐明詩類函）。發二安仁驛一。鶴鳴發二山驛一。天黑路偏險。煙樹出二猿聲一。風枝落二螢點一。江秋氣轉尖。嶂濕雲難レ斂。佇立山雨來。客愁紛冉々。」夜泊二桐江驛一。伯夷清節大公功。出處非邪豈必同。不三是雲臺興二帝業一。桐江無レ用一絲風。」一 過二圜闠一。建溪灘箭向レ西流。石齒如レ鋒閉二客舟一。篙子踏歌渾不レ畏。行人遙望替二生愁一。」一 晨詣二符祥寺一。上レ馬雞初鳴。入レ寺鐘未レ徹。草際起二微風一。林端落二斜月一。僧房湛二幽寂一。假寐待二明發一。松徑斷無レ人。經聲在二清樾一。」一 宮怨。何處春風拂二苑牆一。飛々片々入二昭陽一。多情尙有二池邊柳一。留二得啼鶯一伴レ日長。

○隆達節　恨の介〔割註〕慶長十四年に書たるなり、考證はう字篇にいふ。」當世流行けるりうたつぶしとおぼしくて云々。」一 小歌與書。依二御所望一節付進候、併捨御嘲笑耳候也。〔割註〕文祿三暦二月日與九右衞參、自菴隆奉（山崎美成所藏）、文祿三年九月日自菴隆達としるして花押ありといふ。此本は隆幸とあり、隆達とは別人か。隆幸いは百首あり。」一 國花萬葉記。高三隆達、もとは日蓮宗の僧、當律顯本寺の内に住す。還俗して高三氏の家に往て藥種を商ふ。年を經て小歌の節を一流うたひ出すより、世俗隆達流とて諷ひ賞翫す。

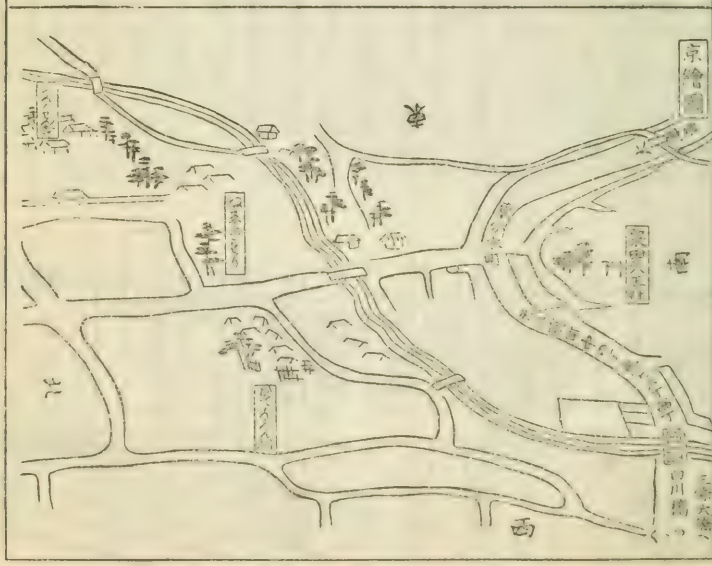
柳庵隨筆奴字篇　卷之十

（ぬえ　字鏡。鵼（ヌエ）、鵺（ヌエ）。」拾芥抄。鵼鳴時歌、

ヨミチ鳥我垣下ニ鳴ツナリ人マテ聞ツエリ魂モアラジ
八雲

異名分類。よみつ鳥、よみつ鳥とは、徒然草に云、眞言の書に、鵼のなく時招魂の法を行ふ次第ありといへり。招魂の法は、死者の復生を祈ることにて、鵼のなく時行ふといへば、冥途の鳥などいはんが如く、よみつ鳥とはいふか。萬葉に黄泉をヨミとよめり。〔割註〕黄泉をヨミと訓る萬葉を引んより、神代卷の黄泉平坂を引べきなり。」字典廣韻、鵺、羊謝切。」集韻、黄謝切並音夜。鳥名似レ雉。」山海經。單張山有レ鳥如レ雉。文首白翼黄足名曰ニ白鵺ニ。食レ之已ニ嗌痛ニ。」廣韻、鵼苦紅切。怪鳥出ニ字統ニ。」藥名備考。ヌエ〔割註〕漢名未詳、和名抄作レ鵼、未レ穩。」源平盛衰記。南殿ニ鵼ノ音シテ一ノ鳥ヒメキ渡タリ。殿上ヨリ人ヤ候。罷出テ搦メヨト仰ス。左衞門佐（平淸盛）音ニ付テ宣旨ゾト申テ跳掛ル處ニ、此鳥騒テ袖ノ内ニ飛入テケリ。則取テ進ラセタリ。叡覽アレバ老タルモシユウナリ云々。〔割註〕ぬえの鳴音ねづみに似たるものと聞ゆ。」又云。平治二年五月、東三條ノ森ヨリ黑雲一叢、御殿ノ上ニ引キ覆ソ。鵼ノ音ヲ鳴ル時、必ツルヒタマギラセ給フ云々。」國花萬葉記。鵺森。東三條鳥居小路の西にあり。東三條の林頭といへる是なるべし。今民間に椋の木の森といへり。」鵺石。西洞院通り二條下る二丁目なり。此ことは古藤原冬嗣公の家にして、泉石に鵺の躑躅して休らひし石也と。其鵺の通路なればとて、押小路は烏丸を限り、西の方ふさがれたると云。〔割註〕烏丸を限り押小路はふさがれたりといふこと不審なり。諸圖を合せ考ふるに、押小路は室町に至て鴨井殿に當る。鴨井殿より西は東三殿、閑院殿、堀川殿、みな南北二町に


虎ツグミ
一名鵺


京絵図
東
北
西
白川橋

亘りて押小路ふさがれたり。然れども堀川より西は神泉苑まで二町の間あけられたり。

○布直垂（ヌノヒタタレ）　逍遥院内府装束抄。布直垂ハ諸大夫着ス。是ヲ俗ニ大紋ト云。大キナル紋付タルニヨリテ云カ。緒ハ打紐ナリ。前ニテ結ビテ下ル。下モ上ニ同ジ長キ袴ナリ。素襖袴トノ替リメ、胸紐革ト打組ナリ。〔割註〕按に、こゝに諸大夫と云は、五位諸大夫を云ふにあらず。職原抄にいはゆる公卿諸臣の中に、公達諸大夫侍とある諸大夫にて、六條修理大夫顯季の子孫、勸修寺、葉室、日野家、または中納言親宗子孫、平氏、南家、式家、菅江の家、武士の中に

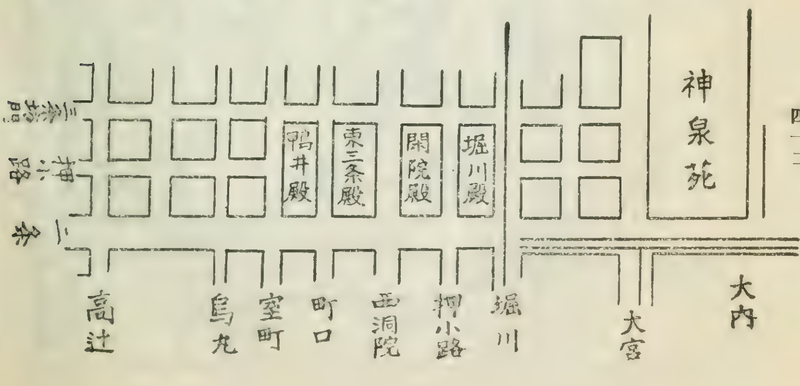
陽明家
享祿三年春日詣圖巻に載たる中間百人の内二人を抄出也



或家藏
一遍上人傳所畫
布直垂

これ布衣記にいふ所の中間折烏帽子小結染直垂に大帷子をかさねといふにもよくかなへり。

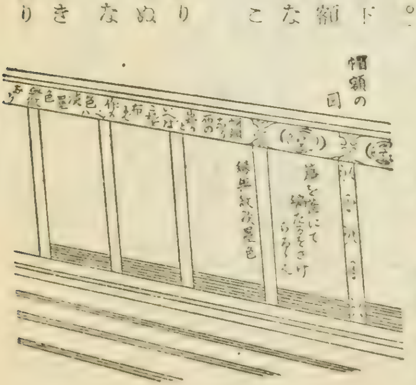




は頼義、義家の子孫、正盛、忠盛の流、上北面、官外記、醫師、伊勢齋主等、みな諸大夫の一列なりとあるにて辨ふべし。」源平盛衰記。年五十バカリナル男ノ貲布ノヌノ、直垂ニ、長刀杖ニツキタル男云々。〔割註〕土肥次郎實平ガ郎從ノ男也。」布衣記。中間事。折烏帽子小結當ナリ。染直垂ニ大帷子ヲ重、袴ニ大口ヲ重ネ、直垂ノ色幷地褐布ニ紋ヲ書ク。〔割註〕布に紋をかくとあれば、今の大紋に相違なし。」又云。調度懸の事。折烏帽子に小よりの小結に赤皮のゐぼしかけ、褐布直垂に赤革のひもなり。袴も括を入て高く上、矢を負ひ弓を持ことあり。〔割註〕布衣記は永仁三年に書たる書なり。天保十二年より五百四十七年前なり。」或云。布直垂といふもの鹿苑院將軍家の時にはじまる。〔割註〕源平盛衰記に、貲布の垂直あれば、此說信じ難し。」

○布帽額　徒然草。諒闇の年ばかり哀なることはあらじ。倚廬の御所のさまなど、板敷をさげ蘆の御簾をかけて、布のもかうあら〳〵しく、御調度どもおろそかに云々。」類聚雜要抄。面額の幅は常絹弘一尺五寸許也。中折ニシテ折目ヲ下ニス。〔割註〕これは御帳の料なり。下に圖す。」五丈四尺八寸面額料額。」枕草紙。なまめかしきもの云々。夏のもかうのあざやかなる、すの外の高欄のわたりに云々。」又、もかうのすはまして、こはきものゝうちをかるゝいとしるし。

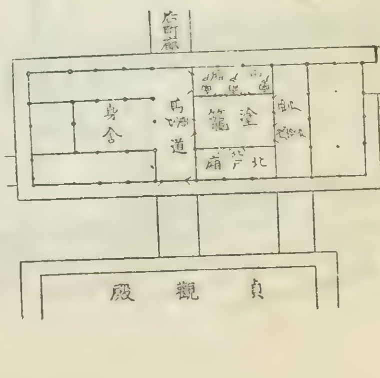
○ぬりごめ　枕草紙、五月の御精進のほど、職におはしますに、ぬりごめの前ふたまなる所をことにしつらひしたれば、れいさまならぬもおかし。」同抄。稱名院云、塗籠は帳臺のやうにしてをく所なり。文庫などやうなる體なり。」源氏物語抄。御なやみにおどろきて、人々ちかうまゐりて、しげうまがへば、われにもあらで、ぬり



帽額の図

ごめに押いれられておはす云々。きみはぬりごめの戸のほそめにあきたるを、やをらをしあけて、御屏風のはざまにつたひいり給ぬ云々。」大内裏圖考證。神嘉殿身舍塗籠（中三間）南面戸　北面戸　東面戸　西面戸　身舍塗籠（西二間）南面東戸　南面西戸　北面東戸　北面西戸　西面北戸　西面南戸　身舍塗籠（東二間）南面戸　南林舍身舍御藏（即身舍塗籠）常寧殿身舍塗籠西面戸　東戸、西戸　南戸　北戸　飛香舍身舍（西二間）塗籠　職御曹司母舍塔籠　校書殿塔籠

常寧殿圖

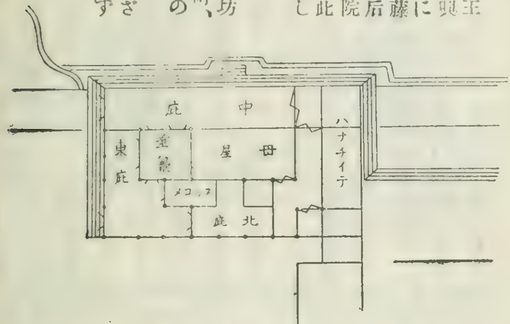


東三條殿圖

東三條殿は重明親王の家なりしが、法興院攝政關白兼家公に傳はり。その御女藤原詮子は圓融院の后にて、後に東三條院と申す。一條院は此御所にて降誕ありしなり。

占地南北二町
二條の南、三條坊門の北。東西一町、西洞院の東町口の西。

帳臺におなじからざることは辯をまたずして明かなり。



○ぬかつき虫　枕草紙。むしはひぐらし、ぬかつき虫、またあはれなり。さる心に道心おこしてつきありくらん。又おもひがけずくらき所などに、ほとめきたる、聞つけたるおかしけれ。」和名抄、叩頭蟲（ヌカツキムシ）。虫細微者觸レ之輙叩頭云々。」〔割註〕本草化生類に、叩頭蟲を出す、俗名コメツキ虫とも。」淵鑑類函。異苑曰。有ニ小蟲一。形

色如二大豆一。呪令二叩頭一。又呪吐血。皆從レ所レ教。如レ似二稽首一。其俗呼爲二叩頭蟲一。畢睿辟犀曰。叩頭蟲亦能入レ耳爲レ患。有ン人爲レ蟲入レ耳自謂二必死一。乃極二其食所一有忿レ情。纔爲凡數年其蟲走出。蟲出疾愈乃叩頭蟲也。晉傅咸叩頭蟲賦曰。蓋齒以二剛克一而盡。舌存以二其能柔一。强梁者不レ得二其死一。執レ謙者物莫二之讎一。無咎生二於惕厲一。悔吝來亦有レ由。仲尼唯二諸於陽貨一。所三以解レ紛而逆レ尤。韓信非レ爲二儒兒一。出二胯下一而不レ羞。何茲蟲之多レ畏。人纔觸而叩レ頭。犯而不レ校誰與爲レ讎。人不二我害一我亦無レ憂。彼螳螂之舉レ斧。豈患禍之能禦。此謙卑以自牧。乃無二害之可一レ賈。將斯文之爲レ貴。貴不レ遠而取二諸身。雖レ不レ能レ觸レ類。是長且昔レ紳以自示旨。一日而三省。恒跼蹐以祇畏。然後可以蒙自レ天祐レ之吉無レ不レ利。

○雜價　東鑑。建長五年十月十一日丙辰。被レ定二利賣直法一。其上押買事同被二固制一。小野澤左近大夫入道・內島左近將監盛經入道等爲二奉行一。薪馬駄直法事。

炭一駄（代百文）　薪三十束（一把別百文）　萱木一駄八束（代五十文）　藁一駄八束（代五十文）

糠一駄（俵一文代五十文）

作レ雜物近年高直過レ法、可レ下二知商人一者云々。」

同六年十月十七日丙戌。雜物等依レ有二高直之聞一、被レ定二其法一。今日所レ被二施行一也。炭・薪・萱・藁・糠等高直過レ法之間、依レ爲二諸人之煩一、先日雖二已定一下直一、於二自今以後一者、不レ可レ有二其儀一、如レ元令レ賣レ買二交易一。但至二押賣并迎買一者、可レ令二停止一者也。以二此旨一可レ被レ相二觸相模國一。如レ然之物交易所一也。依レ仰執達如レ件。

建長六年十月十七日　相模守

筑前前司殿　陸奧守

相模守は時頼、陸奧守は重時なり。○糠一俵一文といひ、炭一駄百文と比接して、今日に考合するに、今炭一駄は銀凡三十匁に當る。然る時は、建長の百文は今の三十匁と比すべし。五十文は今の十五匁たり。

糠の價今升六升を百文に代として、五十匁には一石〇五升に當る。又延喜式に、一駄の米二石五斗なり。但此一石五斗は、今の一石四斗ばかりに當るときは、建長の一駄も今の一石四斗と大異あるべからず。

（一）拔鉾の神　延喜式神名帳。上野國甘樂郡貫前神（名神大）。」上野志略。甘樂郡貫前神社（名神大）。」菖蒲庄一ノ宮と云。俗說に、昔礒部に貫前社あり。今略して前の宮と云小社殘れり。安閑天皇二年當國に現じ賜ふ。經津主神。貞觀元年正月二十七日授二正五位下勲八等貫前神從四位下一。十八年四月十日授二從四位下貫前神正四位下一。元慶三年閏十月四日授二正四位下勲八等貫前神正四位上一。四年四月二十五日授二正四位上勲八等貫前神從三位一。延喜十六年正月二十八日上野貫前名神授二從二位一。天慶三年正月六日正二位。永保元年二月十日從一位。永治元年正一位。慶長年中大相國御造營也云々。」國花萬葉記。拔鉾大明神（甘樂郡に在）。社領五百石。〔割註〕又云百二十六石、可レ考。」神主尾部、別當光明寺。祭神經津主命。當國の一の宮也。當神は安閑天皇の御宇に現じ給ふと云々。」山吹日記。一ノ宮に詣で奉る。式に見えたる貫前の大神なり。今はぬかさきとのみ聞ゆれども、己おもふに、ぬきのさきとこそ申べけれ。古より此國第一の御社なれば、我二子山にのぼりまします大神の御時、昔の跡をたづねて崇させ給ふあまり、新たに宮造せさせ給ひしを、後に寛永十二年に、公より更にまた朱の玉垣いよ／＼光りをみがきそへさせ給へば、增見の鏡益々に曇なき御代の榮を照し守り給へる成べし。去ば御社の粧ひ日もあやなれといゝけんも更なれ。右に經藏あり。是に籠たる世に類すくなき物なりと、道士（淨聖院）かたれり。又什物に古き類のもの殊に多しと兼てきけり云々。鐘樓の傍に花表あり。正一位勲五等拔鉾大明神と、揩字にて二行に書たる額かゝれり。此宮處をあやめ谷と傳いへれど、夫も猶後の名にて、古は礒部谷となん呼たりけるとかや云々。此國の古き神名記（神宮寺什物）に貫前の神、拔鉾の神と、二つの社おはしますは、如何なる事ぞや。和名抄に、甘樂郡の內、此二つの鄕名を擧たれば、さは一つ神にて在すならんとおもへども、續日本紀に、拔鉾の神、赤城神、伊

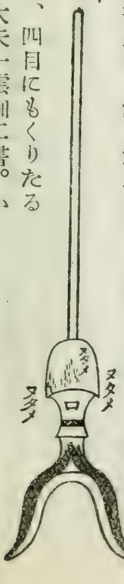
香保神等に從五位下を授奉ると見えたるは、此國の三つの大社の、最も初めに書れたれば、此一の宮の御事成べきは明らけし。其後三代實錄に、正五位下勳八等貫前の神に從四位下を授奉ると有は云々。承和の比迄は、拔鉾の地にいましたるを、其後貫前に移し奉りて、其古き跡にも、さながらにて猶齋まつりけるを、式には只拔鉾の本社のみをのせられ、此神名記には、すべて古き社を記せるほいなるは、共に收入たるにや有けん。赤城、伊香保の社は、承和の後しば〳〵神階を進めさせ給へる由見えたれども、拔鉾の神に、都てさることのあらねば、いよ〳〵貫前ののもとつ社にてまします故ならん」。上野神名帳。鎭守十二社正一位貫前大明神　甘良郡三十三座正一位拔鉾大神。」和名抄。甘樂郡貫前　酒井(村存)　丹生(村存)　那非　端下　宗伎(村存)　端上　有只　邦射(村存)額部　新庄　小野(村存)　拔鉾

〔沼津繪　續五元集(元祿十三年)。沼津繪の腰は破れて古御堂、あの石とつて齒のぬけた庭、菅子に歌仙額裏書。甲州八代郡二宮村(小石和筋)美和大明神神前歌仙裏書。當國第二宮大明神奉納歌仙三拾六枚之處、源朝臣晴信大旦那御武運長久子孫繁昌之處也。時之神主勝義。筆者沼津之忠久、時于永祿六年(癸未)林鐘二十八日書之。(左方裏書)。當國第二宮、、、處大壇那源朝臣義信御武運長久御子孫繁昌之處、時之神主勝義。筆者沼津與太郎。時于永祿六年(癸未)林鐘二十八日書之。(右方裏書)。十七將圖、沼津壽昌寫レ之。(七十八歲筆)又寬永三年四月十七日沼津氏乘昌、行年六十六歲筆。〔割註〕此二圖はかつて眞蹟をすりしが、其所在をしらず。」

○布の價　嘉祿三山口祭記。御柚初一番食付机勤行國々下行云々。白布二端。〔割註〕但以ニ別代錢二百文一也 ○信充云、嘉祿三年は後堀河院御宇にして、安貞と改元のとしなり、錢は乾元大寶、及びいはゆる渡唐錢にして、開元元寶大觀等の錢なるべし。」　醍醐寺雜事記。延長元年の條云々。次男源氏八所調布三百段、五所各五十段、准女八親王弟女源氏川ニ代錢五十文。〔割註〕信充云、延喜通寶五十文

なるべし。」續日本紀。和銅五年十二月辛丑。制、諸國所ㇾ送調庸等物。以ㇾ錢換。宜下以二錢五文一准二布一常上。〔割註〕信充云、常は二丈六尺なり。一端は五丈二尺なり。五丈二尺は十六丈二文五釐に當る。但錢は和銅錢なり。」天平元年四月庚午。諸國兵衞資物共輸法云々。庸布四段、米一石并充二銀一兩一云々。〔割註〕信充云、養老六年より銀一兩に銅錢四百文交易なれば、庸布一段百文に當るとしるべし。但一段は二丈八尺なれば、一端は百八十五文餘に當る、和銅の直法に比すれば十倍に及ぶ。」法曹類林。天曆三年八月八日官符云、調布一端直百三十文云々。應和二年四月七日官符云、調布一端直六十文云々。」關布令。假令一旬沽價上布一端、或錢三百、或三百五十、或四百、即依二中沽三百五十一。立二沽價法一。(義解)。」治部式。絹三疋、調布十端。〔割註〕或以二庸綿五十斤一代ㇾ之。」絹二疋、調布六端。〔割註〕或以二庸綿三十斤一代ㇾ之。」調布二端。〔割註〕或以二庸綿千斤一代ㇾ之。」商布一端。〔割註〕或以二庸綿二斤一代ㇾ之。」又。陸奥出羽調布(五十束)、太宰及管內調布四十束。伊賀伊勢志摩相模三十束。畿內十五束。畿內庸布一段九束。伊賀伊勢志摩相模庸布二十束。陸奥出羽太宰及管內庸布三十束。〔割註〕主計式に、凡諸國輸庸一丁、布一丈四尺二丁成ㇾ段、三丁成ㇾ端とあり。然らば一段は二丈八尺、一端は四丈二尺なるべし。」

○ぬため　弓矢細工の書。かぶらは鹿の角にて作る。ぬため三方にあるべし。大抵しかの角の太さ一寸回りばかりの處をけづりて作るなり。」弓馬聞書武田一流。かぶらの長さの事、三つふせなり。目八目なり。鹿角にてくりて、三方ぬにたを殘すべし。是は當流のかぶらの本なり。根本は八目、其後五目、四目にもくりたるなり。今は二目を本とするなり云々。」上田次大夫一雲細工書。かぶらの長さ三ふさなり。目は二目なり。鹿角にて操て三方にぬたをのこすべし。



柳庵隨筆　終

柳菴隨筆餘編

柳庵隨筆餘編

栗原信充著

四十餘年前、豊河臺下紅梅坂の家に柳一株を植て、柳庵と號しつる時、相識いづれも柳を以て號とす。所謂柳亭(高屋氏)、柳塢(山口氏)、柳園(海野氏)也。其後鎌倉より鶴岡柳原の柳を移し、京に遊て六角堂、嶋原の出口、金閣寺等の柳を採來りしほどに、狹き屋敷すべて柳となりたり。然るに今年家を移しゝは、向柳原柳川町なり。姑く柳庵に因ありと思ひけるに、東隣に柳十餘株あり。又舊主人の植置し柳一株と、槐、銀杏等ありて、彌我號に由ある心地して、

　里の稱を柳と云は豫て我住べきことを神や知けん

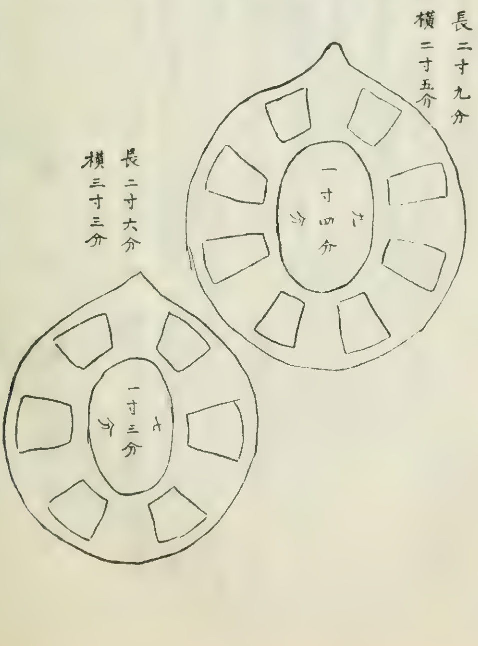
と口號しつゝ、筆を取ことゝはなりぬ。萬延元年八月又樂老人記。

○武藏國横見郡久米田村と云處に住る內山某訪來りて語けらく、我村の民勇助と云もの、去年初秋の頃、畑の內なる塚を穿て刀五口を得たり。其刀二口には左の如き鐔あり。

刀は反なく、大鐔打たるは長二尺六寸六分、横一寸三分、忠は折て二寸許殘る。小鐔打たるは、長二尺四寸五分、横一寸二分忠五寸八分と云。五寸八分を以て二尺四寸五分を歸ば、忠四より聊長し。是は朽腐りたるものなり。分釐の長短は云に足ず。只上制劍の法に因しものと知べし。然は二尺六寸六分の忠は六寸六分五釐有しならん。又此刀長短と鐔の大小とに因て考ふるに、日本紀に所謂勾鸞都々伊、異志都々伊なるべし。予按てカフとは頭也。長也。大也。イシとは稚也。小也と注しつれども、其大小劍

の確證を得ず。日頃尋求めしに、今此大小劍を得て、予が說も誣ざることを覺ふ。〔割註〕十握劍、八握劍にて大小の名は定れども、正しき器なきを慨きしなり。」鐔の透、八は八當にして、人身の丈の數なり。六は步尺の數也。昔陸奥の白川郡船田村にて掘出したるは、鐔長二寸六分、透六つあれば、所謂稚劍なり。但船田村にて得しは、欛頭に圓く椭き玉あるに、久米田にて得し刀には其物なし。互に照し合せて、大小劍の全形を知べし。

又此塚より韓轡一つを得たり。承鞚の長六寸五分あり。和名鈔に、一云七寸とあれば、承鞚は七寸作ること明けし。六寸五分を七寸とすれば、一尺は今の九寸二分許に當る。隋書に載し十五等尺の中尺と全く同じ。中尺は後魏の景明中、公孫崇が修めし黍十二ヲ爲ㇾ寸と云尺なり。但此尺永平二年に至て廢せし由なれども、景明より永平まで八九年の間行はれし尺にて、皇朝の小泊瀬稚鷦鷯天皇の御代より、男大迹天皇の初に當る。然ば此轡は、新羅智證王、高麗文咨王、百濟武寧王の時に作りしものか。此三王共に景明永平の間在位なれば也。又轡のみに非ず。刀も此間の器なるべし。



依古器新製カフツ、キイシツ、キ

○下谷寺町正業山專修院と云淨土宗の寺に、晝行靈社と額を掲げし仁祠あり。其鳥居の柱に、

晝行靈社。天文十丑正月十五日降誕。年十八。爲二天下泰平萬法衆生一。承二父母之命一爲二行者一修二難行一。凡八十八年至二正保三年戊六月三日一。入二于人穴淨土門一。于レ時年百六歳と二行に識す。又

循俐大領妙玉照體拾坊光俐心南月大我日不二法家開山晝行靈社廣前二百廻忌爲二報恩一再建　總同行中と、是も二行也。〔割註〕筆者は二文字久兵衛と云もの也。」

是記文に依ば、晝行の行者となりしは、永祿元年也。夫より正保三年までは八十九年也を、八十八年と書しは誤也。併不二行者と云ものは、是より前に在しこと身祿傳に云り。

○今より三十餘年前、江戸にて松葉蘭を翫ぶこと流行たり。此草、人の翫弄に連て、種々の變出來しが、多くは大坂及び紀州の種藝家の丹誠に出づるに、雲龍獅子と富士雪東麒麟等兩三種は、江戸にて變りしもの也。因て江戸の種藝家せ、此二三品を上方の上坂。〔割註〕又玉光とも云」の上に立んことを思ふ。上方の種藝家江戸に來り、雲龍獅子を殘りなく購求んと云。其價十株にて三千兩なり。雲龍の主且喜び且驚き、金と引替に雲龍獅子を渡さんとす。上方の種藝家根を改めんとて土を除き觀れば、根生二本四分餘白々と出たり。賣主是は約束の外なり、一本殘し玉へ。其代として五百兩進ずべしと云。買主云く、いや是は某が幸福なり。然りと云ども、此代七百兩を進らせん。江戸に根を殘すことは思も寄ずと云。此爭、双方言募、遂に破談となりたり。然れども當時世上の富貴の態を知に足ば此に記す。〔割註〕此一章、予正しく取扱ひしことなれば、更に謬りなし。」

()松葉蘭に次て、鴎蘭、ビロド蘭の二種を江戸にて賞翫す。初は纔に五六種なりしが、後には七十餘種に及べり。中に就てビロド蘭は、安房國清澄の妙見山に自然生ある由なれば、遙々と思立、上總國小田喜より松野、植野、臺宿、市坂を經て內浦、小湊に至り清澄に登りしに、折しも妙見堂普請成就して、山上へ登ることを許す。因て予も登山して、心のゆく限り取返し培養しかば、霜降斑、覆輪斑の二種を出したり。此序に房州富山に上り、カモメ蘭を千餘株取來りつる中に、中斑爪斑などもあり。又鹿野山にて黃カモメ蘭を得たり。其後上京の路次、美濃國大湫にてビロド蘭一種を覓得たり。今所謂鷓鴣斑なり。然るに何頃となく、是等の玩物世に棄られ、今程は其始末を知人さへ少くなりたり。

○甲冑の古物總てツヤナシ塗なりと云人あり。但一わたりの說にて深く考ざる處也。予薩摩の國府に備置れし腹卷一領を藏す、打見にはツヤナシ塗なり。然れども此腹卷、白革にて縅したれば、五行陣の內、金行陣の具なるべし。〔割註〕五行陣のことは、續日本紀に見ゆ。」蓋延喜前の物たること疑なし。其縅したる白革の下を見ればツヤアリ塗也。是に因て思へば、上古の甲冑最初は總てツヤありしも、歲月を經て自然とツヤの消し也。然るを態とツヤを消は、茶人の所謂サバシたる也。自然とツヤの消たるはサビタル也。能々心を用ふべきこと也。先師の雜記に、烏帽子塗樣の事、黑塗、椋實、サハシの三品有。黑塗とは漆にて黑くツヤある樣にぬりたるを云。椋實とは黑く光なく、さら〳〵と塗たるを云。

○今川了俊大草紙に、引目の漆色は、何程も黑くすべし。椋實色とて光は無て、色の黑くサラ〳〵としたるは善也。能漆に蘩縷をしぼりて、能々合て塗たるが、椋實色にて早く乾也。灰墨を入る人も有。はこべらは美敷也と云にて心得べし。サバシと云。今俗に柿實を皮引、簷に遶して乾たるをサハシと

云。〔割註〕本に結たるまゝ、講の腕に喰べきを本ザハシと云。左に發明すべき也。」黒き内に赤みあり、漆ばかりにて、ざつと塗たる色に似たり。

○鎭守府將軍秀郷朝臣は、寛平元年己酉に生れて、父林雄四十七歳、母十九歳の時と、佐野氏の古系圖に見ゆ。卒去は康保二年乙丑三月十九日と云。備前國邑久郡長沼に田原氏あり。七月廿三日に秀郷朝臣を祀る。文化十一年甲戌八百五十回忌なりと云ば、康保二年に卒せしことは慥なることゝ聞ゆ。然るに下野小山祇園山天翁院の位牌に、香雲現鄕大居士、天德二年二月十七日秀郷公と有と聞り。實に然らば康保二より六年前なり。」將門の誅せられし天慶三年二月十四日は、將軍五十二歳なり。但香雲現鄕大居士と云名は、天德年に付し名に有ぬことは論なし。然ば天德二と云も信じ難し。

○本居宣長先生は享保十五年庚戌に生れ、享和元年九月廿九日歿す。行年七十二歳。門人諡して秋津彦美豆櫻根大人と云。墓は伊勢松坂山室山妙樂寺なりと云り。先生は皇國學の先達なるに、如斯の事實だに知ざるにや。怪敷こと也。抑諡と云ことは、藤原宮に御　宇せ玉ひし天皇の大寶三年十二年癸酉、諸王諸臣奉レ誄ニ太上天皇一。諡曰　大倭根子天之廣野日女尊とあるぞ始なる。其世四十二代の天皇を天之眞宗豐祖父天皇と稱し。〔割註〕文政と云二字は、所謂唐名にて文章の上のみ也。」四十三代の天皇を日本根子天津御代豐國成日女天皇と稱し、四十四代の天皇を日本根子高瑞淨足日女天皇と稱し、四十五代の天皇は佛法に歸依し玉ひしかば、諡を奉らず。在世に聖武皇帝と稱す尊號を奉りしを、後々迄も稱し奉る。四十六代の天皇も同じく佛法に歸依し玉ひしかば諡を奉らず。孝謙皇帝と稱す。尊號は在世に奉りし也。四十七代の天皇は廢し奉りつれば、諡の議に及ばず。四十八代は重祚なり。四十九代の天皇は日本根子天宗高紹天皇と稱し、五十代の天皇は日本根子皇統彌照天皇と稱し、五十一

代の天皇は日本根子天排國高彦天皇と稱し、五十二代の天皇は遺詔ありて謚を奉らせ玉はず。山陵國忌をも止め玉へば、賀美能天皇と直に御名を稱し、又は御在處に依て嵯峨院天皇とも稱す。五十三代の天皇も日本根子天皇高讓彌遠尊と尊號を奉りつれども、入道まし〳〵しかば、謚山陵國忌の議なし。只西院帝または淳和院の太上天皇と稱す。五十四代の天皇は日本根子璽豐聰慧天皇と稱し、又は深草天皇とも稱す。仁明と申は御實錄の名也。〔割註〕日本仁明天皇實錄と申しつるなり。尊號にも謚にもあらず。」五十五代の天皇に謚を奉られず。御葬地に依て田村山陵天皇と申す。文德と申は御實錄の名也。五十六代の天皇を清和院太上天皇と稱すは御在處の名也。是より後代々の天皇に謚の議なし。〔割註〕初は御在處を以て稱し奉りしが、後は夫にも拘はらせ玉はず。只院號の御議定のみと承はる。」但是は至尊の御上也。人臣の謚は藤原贈太政大臣の文忠公を始とし、其後四代は謚なく、五代染殿の准后の忠仁公、六代攝政關白准后の昭宣公、七代小一條殿の貞信公など皆勅賜也。又藤原朝廷より前の蹟を考ふれば、恐けど神大倭磐余彦火々出見天皇と稱も、御即位の時に、民の尊み稱せし御名にして謚にあらず。然とて至尊の御上也。人臣に然例なし。然るを秋津彦とは何ごとぞや。只法師の授る戒名也。儒者の私稱を學びしと聞えたり。皇國の古學びの先達には願はしからず。

○筑紫箏の名人山田撿挍を、萬延元年七月、今の千代田總錄より京都へ申て、山田靈神と崇め、山田流と流名を立しと也。〔割註〕總錄屋敷に、山田靈神と云小祠を立たり。」撿挍の歿し文化十四年四月十日より四十四年也。〔割註〕撿挍の墓は、山谷の源照寺なり。」又俳諧の宗匠芭蕉翁をも、天保十四年田川鳳朗と云もの、明神號を請求て其祭祀を主ると云り。其歿せし元祿七年より百五十年なり。又長沼澹齋を會津にて神と崇めしは、山崎垂がの餘響と知べし。是等皆神祇道の家より許狀を出さるゝこと

也。然れども私の神にして、朝廷奉幣の神と同じからず。

○紫野大德寺中瑞峰院に住ける時、大綱宗彦和尙の黄梅院と四尺の間なれば、夜明ると和尙の來りて、湯はたぎりたるぞ。早々といはるゝから、頓に注て薄茶を喫し、朝の粥など行ふこととなり。然るに和尙茶と云ものは面白きものなれど、今人は茶の面白いと云ことを知ず。茶を苦の媒とし、又は闘の本とす。抑珠光の茶を喫し、茶を樂みしは、狹き室を憩と好みしに非ず。狹ければ掃除も一人にてなすべし。庭も夫に應ずべし。小庭は心〆りて善れば也。又落葉を賞する時あり。靑苔を愛する時あり。花を看べきあり。雲もよし。月もよし。又廣きを狹く取なすあり。狹きを廣く見するあり。室中に爐火釜湯水指の水二升に過ず。茶入の茶一啜に餘なし。掛物一幅花筒の花時を得たるを賞す。是茶の一意なり。假令ば冬の曉に老人を招く時、路次の點燈明らかに、湯桶の湯ちと暖かなる方よし。掛物も一行書か、又は二三字の橫幅よし。何となれば眼鏡なくて讀得べきを主とすれば也。然菓子并鱠炙まで、骨なく柔かなるものを用ふべし。寒温よく心付べく、珍敷くとも老人の知まじと思ふものは用ふべからず。茶内釜入など新きを善とす。古きものには差合あり。心を用ふべし。昔一老人を招きし時、御本の茶碗銘七夕と云を用ひしに、老人茶を飲終りて、何となく顏色宜しからず。無興にて退出したり。主人も本意なく思ひ、細々と其家內へ密に尋しかば、老人聞て、いや餘義に非ず。七夕の茶碗は本何某の珍藏なりしが、予弱年の時、此茶碗故に思はぬ災に罹りしこと有き。其後茶碗の本主も滅び、久しぶりにて見つるより胸塞り、主人の心遣に及びしこと氣の毒やと云しと也。天晴新敷茶碗を用ひたらんには、此心配は有まじかりけるものをと云れたり。

○藤田能登守重信、慶長四年七月會津を立退、紫野大德寺金龍院に入て薙髮し源心と云。同五年本多佐

渡守正信を以て召つれども、御斷申しにより御書を賜ふ。

佐渡守方迄、以₂誓詞₁申越候趣、左に被₂思召₁候。一應味方に屬、彼地え下向可ㇾ給候。ひさ〲の蟄居、さぞ不自由に候はん。支度の事は佐渡守に申付置候。此鎧呆はい荓太刀は、着用のをよくり候。貴所無₂和利₁歸國心底きのどく察入候。むかしのさね盛にあらねど、古郷の一戰おかしく候。此よろひを着、實盛には勝て鎧の袖を翻され候へかしく。尙々此度は是非々々たのみ入候。委細佐渡守可₂申伸₁候。

五月九日　　御諱

坂本武若所どのへ

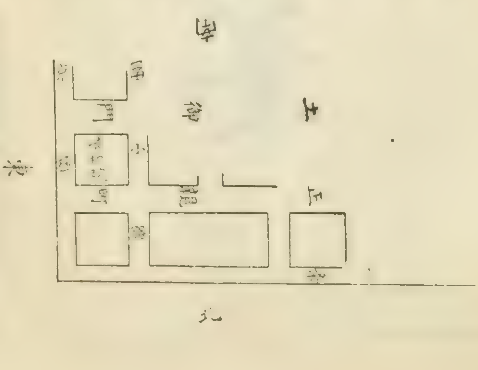
此年藤田四十三歲、關東へ御供、關原にて自身の働ありしかば、下野西方一萬五千石を賜はりけるが、元和二年七月十四日重信信州榆井にて卒、家絶たり。重信の妻は武田勝賴の養女、實は海野龍寶の女也。〔割註〕龍寶は天正十年越後へ落行と云。〕其腹に左馬允重雄あり。其子は卯英とて盲人也。西方村に閑居せしと也。

信濃國小縣郡吉田村に、潔泉山全宗院と云禪刹あり。割菱の紋を付て、潔泉院隆峯全宗大禪定門と云位牌あり。海野三郎龍室御曹子のこと也。龍寶失明の人なれば、家臣春原若狹守を陣代とせしと也。若狹守の弟を宗左衛門と云。長瀨村を知行せしと云。後は小諸に移り住す。氏を小草野と改めしとかや。龍寶御曹子は越後へ遁れ、寬永七年に卒すと云。

淸和天皇は淸和院の天皇と稱し奉るべきを、三代實錄に淸和と二字に記せしは編修の誤なり。淸和院と云は、拾芥抄京程圖に、在₂正親町南、京極西、土御門北、富小路東₁。淸和母后御在所、或本染殿

同所とあり。

清和院占地東西四十丈、南北四十丈なり。丈積百六十あり。三十六尺一歩の法にて、四千四百四十四坪十六尺あり。今の京にては御築地の內仙洞の北、禁裡の東、堂上衆宅となれり。元太政大臣(良房)、東京染殿是也。文德天皇仁壽三年閏三月丙午朔。鸞輿幸ニ太政大臣東京染殿第ニ云々。天皇御ニ釣殿一觀ニ釣魚一。遷ニ射殿一御ニ弓矢一云々と〔割註〕類聚國史、文德實錄閏三月闕。」あれば、染殿の第すでに、文德の御代より忠仁公の第となりし也。三代實錄廿九、貞觀十八年十一月廿七日庚子。車駕幸ニ染殿院一とありて、廿九日壬寅。皇太子出レ自ニ東宮一。駕ニ牛車一詣ニ染殿院一。是日天皇讓ニ位於皇太子ニと記さる。然れば十一月十七日よりして、此染殿院を仙洞となされしこと明けし。然ば卅卷元慶元年閏二月十七日の條に、太上天皇染殿宮と云。卅五卷、元慶三年二月廿九日の條に、天皇遣ニ參議正四位下源朝臣舒於清和院一奉レ表云々と云。共に太上天皇の仙洞にして、清和院も染殿院宮も同じ。卅六卷、元慶三年十月廿日、勅令ニ大和國進ニ米百斛於清和院一。奉レ充ニ太上天皇頭陀山中之費一と云も、太上天皇の仙洞をさして、清和院と稱せしこと明けし。又卅八卷、元慶四年十二月の條に、自レ遜ニ皇位一御ニ清和院一云々と云ば、清和院を略して清和となしゝこともなし。且太上天皇は只一方なれば、清和院の太上天皇と稱し奉るに及ばず、然況



草紙に、家はせが井院とは稱ず、セガヰと唱へしと聞ゆ。其セガヰと唱へし義は、大原に清和井の清水と云あり。此水を飲ば女人貴子を産と云俚諺によりて、良房公の家に此水を移されしかば、果して水尾の天皇、陽成院の天皇と二代の君を産奉りし也。又染殿と云も水深良と云より名付玉ひしなり。

柳庵隨筆餘編 終

曲肱漫筆

曲肱漫筆叙

隨筆の書は、學問の淺深を掩ふべからざるものにして、末學の隱娘劍なり、隱娘劍は數寸に充ずして、功の速なる長戟大刀もおよばざる事あり後進にして諸子百家を渉るは、長戟大刀を學ぶにひとしく、隨筆の書を視るにおとれり。しかあれど儒士の筆記は儒に編し、佛法の談叢は佛に淫して、編集博からず。此書や經子百家に渉りて、言語鄙近を旨とし、よく末學後進に利益ある、則隨筆中の隱娘劍といふべくにや、と春樹閑民しるす。

天保十四年卯孟春

曲肱漫筆總目

曲肱漫筆巻之一

著者不詳

○窓の月

世の中に、山のおくにも、鳴鹿の聲きかでだに、此頃は心寂き秋の空、我身ひとつにあらねども、ふせやの軒は、ことさらに、荻の音づれ、身にしみて、曇る心の鏡にも、すぎしは移る世のうさや、愚なる身を思ひみれば、この身公卿大夫の家にも生れざれば、詩歌管絃の翫ぶにもあらず。藩屏の家にもあらざれば、孫呉の書に心をつくすにもあらず。英才博識の器にもあらざれば、諸子百家の書を解するにもあらず。浮圖氏にも入ざれば、出離生死のことわりをもしらず。神職にあらざれば唯一の秘事をも知らず。有職の家にも生れざれば、節會儀式の故實をもしらず。樂工の家にもあらざれば、南風の占をもしらず。申樂の家にもあらざれば、能はやしの事にも疎く、醫家にあらざれば、靑嚢の術をもまなばず。卜巫家にも生れざれば、卦象の占もしらず。農家にあらざれば、耕耨て豐年の秋を樂もあらず。匠家に生れざれば、公輸子が工もなし。商家にあらざれば貨殖にうとく。陶朱が富もなし。宋朝が美にもあらざる身は、妾女妓女の樂みもすくなし。士農工商をはづれし、あやしの一匹夫にして、なにをなし得し事もなく。いたづらに暑往き寒來て、白頭の悔ひ忽にいたりぬ。嗚呼悲ひ哉。然れども熟世のありさまを按るに、天子の御身にも患なきことあたはず。逆徒の爲にくるしめられ給ひし事、代々の實錄に載られしごとく。其ためしすくなからず。逐一にいひのべんもかしこし。いはんや公卿以下をや。菅丞相つくしに左遷せられ、篁遠流の罪をえ、行平須磨にさすらへ、業平の東下り、藤房の遁世。楊雄閣より投じて死し。楊修漢中に殺され、孔明功を半にして五丈源に死し。范增諫をふせがれ、空く行路に死し、項羽

股夫の爲に烏江に亡され、呂布曹操がために害せられ、張飛縊首をかゝれ、關羽臨沮に斬せらるゝ處。和漢擧てかぞふるに遑あらず。聖賢のうへにも患難をのがれがたし。西伯羑里に囚はれ。孔子陳に困らる。伯牛癩風を病み子路衞に死す。釋門に入る事は頓阿西行等のごとき人はいふもさらなり。世上におほく姿かたちのみを墨染によみするといへども、心の迷ひの凡俗にかはらぬは、鵜の眞似をするからすとやいはん。鵜ならましかば、水にいりてもよしとせん。出家の戒行苦みすくなからず。人を救ふの醫術はねがふべきことなれども、扁鵲秦に殺され、華佗曹操がために害せられ、倉公少女緹縈が孝を以刑を免る。農家は井を掘て飲み、耕して喰ふやうなれども、朝には霧を冒し、夕べには星をいただき、旱魃をなげき霖雨をうらみ、耕し耨て草莚に飲食し、手あしを泥にまみれて稻田姫を育。稅務にたしなめらるゝ事おもひ幾何ぞや。工商の器財をつくるも、おもひをつくさゞれば、人これを愛せず、寒夜にともし火を揭て、深夜に至り、長日に汗を流して、昏に及ぶ。職のために寸陰をおしみ、月の夜雪のあしたの樂みもまれなり。商家の人は貨殖をなすに、貨物の貴賤に心をくるしめ、人々の直ならぬにおもはぬ散財をなし。蓄積の功を折く、此苦幾何にかあらん。神職有職樂工等の人々も、各其道の苦み少からず。美子假も寵おとろへては刑せられ、楊貴妃馬嵬の土となる。かくいへばうらやむべき人もなくして、予がごときあやしの匹夫をよしとせんや。否もの各陰陽の道理をはなるゝことなし。苦樂得失は陰陽なり。樂みはこれ伸にして陽なり。春夏の生長する處。苦みはこれ屈にして陰なり。秋冬の收藏する處。陽は伸て人の好むところ、陰は屈して人の惡所。天地の内に生をうけ、なんぞ苦のみにして樂なきことあらんや。またたのしみのみにして苦みなき事やあらん。苦みあれば必ず樂みあり。車の兩輪のごとし。陰陽かた〳〵立事なし。我もし公卿大夫の家にうまれなば、其苦みを勤て其樂みを樂まん。我もし工商の家に生をうけなば、其苦みをくるしんで、其樂をたのしまん。黄金をもつて刀を作り、鐵をもつて箔にのべんに得べけんや。黄金のたからたるも、劍を得ざるの不德あり。名劍の德をうるの黑金も、錆を得るの不

背あり。天下の人くるしみなき事あたはず。樂なき事なし。しかるに世人己がくるしみを知て、たのしみをしらず。他のくるしみを察せずして、たのしみをうらやむ。愚がごとき心よりおもひみれば、うらやむこともなく、かなしむ事もなし。君子は入るとして、自得せずといふ事なしとかやきゝぬ。家居を廣く建つらね、よろづの物にきよらをつくし、山海の珍味を集ても、膝を容れ口に適ふにすぎず。佛の貴きも人を救ふの願ありときく。閻王なを罪を改むるの役あり。螻蟻も己が樂みあらじ。人として生を樂まざらんや。古人いへることあり。分を安しもつて福を養ひ、胃を寛うしてもつて氣を養ひ、費を省いてもつて財を養ふ。愚がごとき者は何事を望とも、かなふべくもあらぬ身の、よはひもはやかたぶきぬれば、何をかのぞみ、何をかなげかん。天地の始終、一身の生死、有無の由てしかるゆゑんは、痴人のかるがるしくきはめ知るべき事にあらざれば、何とおもひよりてゝも、心一すじにおもひ定て、すゞしからんことをねがふのみ。西行法師も讃岐院の御墓にまいりて、

よしや君むかしの玉の床とてもかゝらんのちは何にかはせん

とよみぬ。年々春草を生ずる墳墓も、終にはすかれて田となる。あゝ死をかなしまば生をたのしめ。予がごとき蕎麥好は、死後に百味の祭を得るとも、生前一器の蕎麥にしかず。貧しといへども、春は山路の蕨を尋ね、春ふかく日數をさへもわかず。五月雨のころは、餘所にすぐる郭公のおとづれをまち、橘の花の香にふりにし人をしのび、秋はよすがら虫の聲にこゝろをすまし、泣まさる月にこしかたをおもひ、軒のしぐれに哀を催し、雪のころに成ぬれば埋火のもとにより、薬廠の美に夜寒をわすれ、一二の友に教を聽、うき世のくるしみをつとむるのいとまには、又己が心にかなふのたのしみありと、ふつゝかにおもひとりたるより、人のみるべきにもあらぬもしほぐさ。かきつゞくるも愚がたのしみの一つに侍る。

世の中は心からなれたのしみもうさもつらさも宮もわがやも

○傾城の辨

世人傾城といへば、遊女の事なりと思ふ人あり。大なる誤なり。今戯場の雜劇に遊女のことをけいせいといひ、狂言の外題に、けいせい佛の原、けいせい二神山などいふゆへに、さやうにおもふ人あり。近世目笑なんどが契情といふ文字をこしらへて、專らけいせい〳〵といふ。夫ゆへ世上傾城を遊女のことゝおもふやうになれり。傾城といふは美人の通稱にて、遊女にあらず。其始、漢の世より起れり。前漢書に、武帝の時、李延年といふ者、音律を得てよく歌ふ。常に侍して君恩を蒙る。或時帝の前にて起て舞ふ。うたに曰。北方有佳人。絶世而獨立。一顧傾人城。再顧傾人國と、武帝歎じて、今善く世に豈かくのごときのひとあらんやと、平陽公主の言ふ。李延年が妹なりと、武帝即刻召て見給ふに、實にたぐひなき美人なり。しかもよく舞曲をなせり。こゝに於て恩寵を得て、李夫人と稱せらる。これ其始にて、其後美人の通稱となれり。遊女のことは浮女とも云。又戯女とも云。いにしへこれを傀儡といふ。遊女傀儡二つながら古く和歌の題にも出たり。白川殿七百首の內、前左大臣の歌に、船中遊女といふ題にて、

心から哀あだなる契かなゆきかふ舟にかはす心は

同七百首のうち、爲氏の歌に、岸頭傀儡といふ題にて、

河岸の波のよる〳〵契にてつままちわぶる笘やかた哉

又順和名抄に、漢語抄を引て曰。晝遊行謂之遊女。待夜而發淫奔者。謂之夜發。又曰傀儡子。唐韻云。傀儡和名久々豆樂人之所弄也。顏氏家訓云。俗名傀儡子。爲郭禿。遊女のすがたを木偶につくりて舞せしものを、傀儡師といひしなり。玄惠の庭訓にも出たり。今世上にいふでこのぼまはしなり。これ人形戯場のはじまりなり。又ながれの女といふは、或說に平家八島にほろびてのちに、宮づかへせし多くの官女共、身の置所なきまゝに、長門の赤間、播磨の室の津などにて、旅人に身をまかせ、情をうりしより、つゞゐて津の國神崎、江口、三島などすべて津々浦々にて、小舟に乘て淫をうるゆへ、流

れの女とは名付そめしなり。流といふより川と縁をとり、うきふしといはんとて、川竹とつゞけて、遊女の事にいひならはせしなり。又今祇園町の白人といふものは、遊女ならぬ白徒といふ心にて、名付そめしより、名目となりたるなり。世俗云町出等の心にて、そのはじめ遊女の諸藝にうとき白徒と云心なり。白徒白人相通ずればなり。管子の注に、白徒は不練の卒、武藝なきなりと有。相通ずるなり。今言契短とは、みな卑賤の遊女の通稱なり。辻君は文字の通、町小路の辻に立て淫を賣ゆへにいふ。ソウカとはいかゞ書くや。愚いまだしらず。ある說に惣嫁と書といふ。是非をしらずと云。島原の大夫といふは、むかし京の六條三筋町に、第一の女郎を五拾三匁に定、五三の借といひける。其頃女郎に能をさせけるに、大夫の役は第一の五三の君の役なるゆへに、人々大夫々々といひけるより、今にいひならはして稱號となれりとぞ。松の位といふことは、もろこし秦の始皇帝、泰山にのぼりて下るとき、暴風雨至る。始皇松樹の下に宿りて、其樹を五大夫に封ぜしこと、史記に出たり。故に大夫といふによりて、松の位といふ。天神を梅の位といふも、松に次て梅の位といふに付、梅は菅家の紋所なれば、天神と名付けたるなるべし。扨亦今の舞子藝子は、いにしへの白拍子のことなりとおもはる。平家物語にいはく、我朝に白拍子の始りけることは、昔鳥羽院の御宇に、島の千歳、和歌の前、彼等二人舞出したりけるなり。始は水干に立烏帽子、白鞘巻をさゝて舞ければ、男舞とぞ申ける。しかるを中頃より、烏帽子刀をのけられて、水干ばかり用ひたり。さてこそ白拍子とは名付けれとあり。また徒然草には、磯の禪師、又其女の靜より始るといへり。清盛の妾、妓王妓女も白拍子なり。其後加賀の國より佛御前といる白拍子のぼりて、相國の御前にて今やうを舞うたふ。そのうたに、君を始てみる時は千代もへぬべし姫小松、御前のいけなる龜が岡に、鶴こそむれゐてあそぶめれと、推返し／＼三返うたひすましたりければと云々。今の藝子舞子の舞うたひ、三味線等の事からおもひ合すれば、三絃は信長已後のものなれば、三味線とてはなし。さて／＼おもしろからぬ事なれども、堂上堂下ざゞめき立ておもしろがりしとあれば、世の風

のうつりかはる事しるべきなり。今の世にさやうなこと、たれかおもしろがるべき。色めきたる事もなし。古風なるものなり。妓女と書てみちの女ともよみ、妓婦とも書。それゆへ遊所を妓館とも、又青樓ともいふ。遊所の客を漢名に、標客といふ。㑁儡の役者野良を、戯子とも男倡ともいふ。野良は冶郎なり。李白が採蓮曲に岸上誰家遊冶郎と作れり。女の形のごとく作り、なりふりよき男を冶郎といふ。今のやつなり。故に今色どる男子を遊冶郎といふも、この故なり。又遊所にて物事なれて功者なるものを、粹と云。悴に作るべし。悪ずいなどいふときは、推の字なり。わるく推量するといふことなり。又島原新町葭原等の遊女町をくつわといふ。今にては女郎屋をくつわといふ誤なり。類書纂要曰花柳苑。〔割註〕遊女町の事也。」行人忘二孝弟忠信禮義廉耻八者一。かるがゆへに忘八と云と、これもまた非なり。五雜俎には、「畜夫したる女を忘八といふといへり。和邦遊女町をくつはと云は轡の字也。伏見の遊女町よりいひはじめたり。伏見の遊女町はじめは圓形のかこひにて、其郭中に十文字の道ありて轡の形のごとく。故にくつわと號たり。後に十文字の道をふさぎて、其形丁の如し。よつて撞木町とは名付しなり。元來雷とは郭の名也。又遊所客屋の妻を花車といふ。是も間違なり。今島原なんどにて、大夫天神に附てゐるやりての事なり。もとこれを罔兩といふは、めつたに抓たがるといふ心なり。本草時珍曰一作二魍魎一好食二亡者肝一。唐土にて葬るときに、方相とて鬼の面をかぶり、罔兩をふせぐ事なり。周禮にみへたり。それを今艶にやさしく、花車の字に取替て、花車さん〳〵とよびて、客屋の嬶のことに成來れるなり。

曲肱漫筆卷之二

○易學の辨

往昔東武の人に何某とかやいふ人、易學に長ぜるといふを以て、東都京師に名高く行れ、射覆の古と號し、一家の筮法を立、朱子或は梅花易等にならはず。古易一家言を著し、筮竹も別に製し、卦象を作る。算木等ありて、好事の者此を翫び、老若となく古易の會よ、射覆會よと寄合には、或は古人の名を書、又は當時名譽の學者藝者の名を書て筥に納め、人物なりとて出せばこれを筮し、某の人とさす。或は煙管資墨筆硯等の小器をさゝしむ。古易の意趣なりとて、卦面の表側の卦象をとり、又裏面の卦象をとりてこれを占す。少しにても文學にたよる人はこれをしらねば、すきこのむやうにありしも、星うつり物かはり、徂徠學のめいりしとおなじく、今時はいつとなくすたれて、誰か專ら翫ぶ人もなし。まことに世の中の常なきさまなり。其外易學に心をよする人も、とかく失物、待人、獄訟又は其身に望む願事、或は疾病婚姻等の吉凶を占ひあてんことを專一とし、陰陽の理に通ぜんと學ぶ人もなし。天地の道日月の運旋陰陽吉凶の本を辨へ、數を極め來を知るにあらずんば、古法の變に通じて吉凶悔吝の樣をしらんや。蓋易學は多端なり。そも〳〵子夏の傳を初とし、王弼が注、朱仲晦の啓蒙、徐紹錦が斷易、京房が易傳、邵子の梅花心易、經氏の傳、焦延壽が易林。或は左傳の易、其外管輅、郭璞、翟浩、戴洋、晁以、道呂、東萊が輩。各易に名あるものは、一家の學をとなへて異同あり。古易の一爻變も朱子の六爻變も、邵子の先天の易も、諸家の異說も吉凶悔吝の理を知り、嫌疑を定め、惑を決するより外はなし。史記曰庖犧氏有聖德。仰則觀象於天。俯則觀法於地。旁觀鳥獸之文與地之宜。近取諸身。遠取諸物。始畫八卦以通神明之德。以類萬物之情。造書契以代結繩之政。神農氏遂重八卦爲六十四卦。とこゝをもつて先天の方位已に定る。其時いまだ易に文字なし。文王後天の方位を定め辭を

築。周公爻を作り孔子象を製し、繫辭の傳を述ぶ四聖人の手を經てなるものにして、天地の道を彌綸す。繫辭傳曰。吉凶者失得之象也。悔吝者憂虞之象也。變化者進退之象也。剛柔者晝夜之象也。六爻之動三極之道也。是故君子所居而安ニ者。易之序也。所ニ樂而玩一者爻之辭也。是故君子居則觀ニ其象一而玩ニ其辭一。動則觀ニ其變一而玩ニ其占一。是以自レ天祐レ之。吉无レ不レ利。彖者言ニ於象一者也。爻者言ニ乎變一者也。吉凶者言ニ乎其失得一也。悔吝者言ニ乎其小疵一也。无レ咎者善補レ過也。是故列ニ貴賤一者存ニ乎位一。齊ニ小大一者存ニ乎卦一。辨ニ吉凶一者存ニ乎辭一。憂ニ悔吝一者存ニ乎介一。震无レ咎者存レ悔。是故卦有ニ大小一。辭有ニ險易一。辭也者各指ニ其所レ之云々。これらの意趣を以てみれば、これを學で幽明之故を知。始を厚ね終りに反りて、死生の說を知、鬼神の情狀を知、事の成敗を占し、惑を定めてこれを行ふときは悔すくなし。蓋盈滿を愼み嫌疑を決す、卜筮の書たるべきなり。然れども王世貞史記の評に、伏きの八卦を畫するば筮の爲に設るにはあらず。後の聖人理の數と合するを見て、卜筮を借て其理を明す。理を學てこれを卜筮に歸するにはあらずといひ、又論語述而篇に、夫子の言、易に及び、五十以學レ易　可三無ニ大　過一矣。と此章何晏、皇侃、刑昺、朱熹、陳氏、仁齊、徂徠、谷子等の諸儒其說紛々たりといへども妙解なし。いづれも教の書として辭を述る趣おほし、仁齊のいへるところ、易は陰陽消長の變をきはめ、進退存亡の理を明にし、其教をするや貴處を退き損し、盈滿は居するを惡む。故にこれを學べば、則よく大なる過ちなき事を得るなりといへり。程子、王世貞、仁齊等の儒、其外の諸佛もさきにいふごとく、教の書と見るの趣おほきほどの書なり。然るに今時賣卜の者、司馬季主のごときにもあらず。宋忠賈誼が言の如く、多く誇嚴を以て人情を得、虛く人の祿命を高くして、以て人の志を說ばしめ、擅に禍災を言て以て人の心を傷り。矯て鬼神を言て以て人の財を盡しめ、厚く拜謝を求て以て己に私するの黨のみ、今世上に易をいふものは、巫祝と趣を同ふし、聖人の書名を汚す。何某の射覆の會のごときも卦象を知り、其決斷に功を積むの、切磋琢磨の爲なるべけれども、四聖の手になるも

のを以て戯れに玩ぶ。嗚呼これ愚が惡む處なり。たとひ浮譽の名ある易者たりとも、拜謝を貪る賣卜の徒となんぞ殊ならんや。此等の人は巧詐を述て虛名を飾り、空利を導て愚人を誣、權門に媚へつらひ、財ある人には高禮す。何の識あつてか鬼神幽明の理に通ぜんや。世俗皆墨色人相筮法いづれも相同じき類なりと思へり。大なる違なり。人相の辨に委しく述たれば、今こゝに辨ぜず。墨色人相は其身の將來をうらなひ、しりてこれをしめすなり。易は疑を鬼神にたゞしとふて、其事の吉凶利害を聞て、凶を棄て吉を行ふなり。惣じて人事の利害得失、大抵七分三分、或は六分四方にかゝり、七分道理のよきかたありて、三分あしき事なれば、たれかその三分のかたにつく者あらんや。人の思慮工夫にてもよろしきことはおほき方につくはなる事なり。十指のゆびさすところ、十目の見るところは勿論の儀なり。尤千人の諾々は一士の諤々にしかずといふ事もあれども、それは常の規矩にはあらず。大抵世上の事八人よしといひ、貳人あしゝといはゞ、多分につくとて多き方になるものなり。今五分五分の理ありて、甲の方も一得一失、乙の方も一得一失成ときは、いづれか將來の吉になるべきや。人の思慮に及がたし。かゝるときは鬼神にたゞしとふて、甲乙其占の吉なる方に從て事をなす。これ易の易たるところならんか。都て將來を占するは皆此意なり。人事を盡したる上にて、鬼神にたゞしとふなり。今世上にするがごとく、その身いさゝか事を盡すといふこともなく、いさゝかの物の失たるにも易、おのれが勝手づくの私欲にもそれ占ひと、鬼神にたゞすといふわけにてもなく、賣卜の者にあつらへきく。禰宜山伏祈禱坊主のたぐひ、前に云ごとく其禮物を貪り、自身にも易の道理のはしさへ、わきまへぬものども占ひをなして、今日を送る。それゆへ辨をたくましくすれども、言信あらず行驗あらず。故に卜筮者は世俗の賤み汚はしき業とするところなり。今の易學を唱ふる衆中、何程高慢せられても、拜謝を求て占をなすときは、五十步百步のみ。その人各司馬季主がごときにはあらざるべし。愚かがおもふ所は、其事の可否を鬼神にたゞしとふ時に當て、信心堅固にして、其身齊潔、戒愼恐懼敬を致して疑ふ事なくば、朱子の筮法にて

も、古易の趣にても、何某の占法にても、假如蔡氏の洪範九々八十一の占法にても、いづれそれには拘るべからず。俗にいふ疊算をおくとも、鬼神これを祐んや。いはんや易の占法をや。青銅十二錢の禮を怙み、賣卜にあつらへ、卜者も亦禮物を貪るのみにして、主人も筮者も鬼神をなれあなどり、各おのれが利をのみおもはゞ、汚はしきの業にして鬼神なんぞこれに告んや。如レ此の事なれば、今世上に占ひ占ひとやかましくいふは、聖人の易の形によつて、巫祝山伏の渡世をなすわざとおもふべきなり。まことの易學をまなびえば、天を樂み命をしらん。子曰。夫易開レ物成レ務冒ニ天下一之道。如レ斯而已者也。是故聖人以通ニ天下之志一。以定ニ天下之業一。以斷ニ天下之疑一。

○仙人の說

天狗の辨にいふごとく、日本にはむつかしき天狗といふものを、色々と大事にかけことはれども、漢土にはなし。漢土には又仙人といふものを尊び、大事にかけれども、日本には久米の仙人ならではさたもなく。列仙傳などゝいふ書もなし。我朝の天狗もふづまりな事のみなるが、唐の仙人も不尤なるものなり。天原發微に西山の眞氏いふ神仙の說は、齊の威王、燕の昭王のころより始り、秦の始皇、漢の武帝に至て盛なり。皆方士のなす所なりと、秦の始皇帝、長生のしたさのあまりに、徐福といふ方士にだまされ、大分の財寶をやり、寶萊方丈の島へ不老不死の藥を求めにやつて、間もなく其身は崩御。徐福は仕合して日本に渡り、紀州熊野浦に着船し、定て樂で天命を終りつらめ。今は熊野に徐福の宮とてありときく。西漢の武帝又仙術を好み、夥敷物入をして、承露盤をこしらへたり。さまざまの事を信用ありしゆへ、仙術を奉る方士かはるがはる出て、やかましくいろいろと仙道をせんぎありしかども、いたづらにその身は崩御なりぬ。此じぶんより段々神仙の事を奇妙にして、仙家の書といふもの出來たり。劉向葛洪が輩、抱朴子神仙傳等の書をこしらへ、黄帝老子を祖とし、黄老の術を學ぶなどゝいふ。にくむべき事か。黄老はともに說かた孔門の教へとはちがへど、仙術の祖とするは取ちがへたる事なり。黄帝は上

古の事なればさしをきぬ。老子は長命たりといへども、終る所をしらずとこそあれ。仙人の元祖たりといふ事もなし。後にかれは前の老子に、これがそふよといふ事あれども言がちにて、何をそれとたしかなる證據もなし取にたらず。老子の學は其意を熟得すれば、世上の儒者の思ふてゐるやうなものではなく。甚尊ふべき道にて、仙道の祖人なりといふは、あやしむべき事なり。仙の事六經にいでず。列仙傳にはじまる。それ〴〵に得ての術を書きのせ、或は風に御し、雲を翔り、或は龍に乘り鶴に駕し。又は鯉に乘、劍に乘など、さま〴〵の事あれども、誰ありて實にみたる物もなし。又は正史實錄にものせず、劉向葛洪が徒、言出したる事とみへたり。霞を喰ひ氣を呑み齡かぎりなしと、然れどもかぎりなき命をたれがつき從ひて見たる證據もなし。周の穆王の兒童世にしる迹、酈縣山に流れ穆王のさづけられし釋迦の四句の文のおかげにて、七百歲を經て三國の末、魏の文帝の時、名を彭祖とかへて出たりといへる類も、何をたしかなる證據として、兒童の長生したるものなりとするや。愚は信じがたし。昔ごとに信ぜば昔なきにしかずとやらんにて、和漢ともに歷々の書籍嘘だらけなり。夫人は上壽百歲前後なる事、和漢ともに凡二千有餘年、大抵同じ趣なり。漢土にして上古の人壽一萬歲、あるひは幾萬歲などいへるは、子細こそあるらし。實事正史に載するところへきゝ候ては俄にどか落して、百歲前後になる事樣子有そふな事とさつすべし。惣じて萬物始あれば終あり。生あれば死あり。不可思議の天地にさへ、邵康節其道理を付て、天地の始終十二萬九千六百年、一元の數と立たり。いはんや人壽をや。仙人に成おほせても一度は死すべき事なり。つら〳〵おもひみるに、死でしもふた後にて見れば、彭祖が七百歲も七夜の内に死だ赤子も同じ事なれば、死生は天にまかせて然るべきなり。扨長命のうれしいといふも何ぞなれば、ながふ浮世の苦かくるしみたひといふて、長生したがる者もなし。古人いへるごとく、人安なれば生を樂む。痛めば死をおもふとまことに然り。かくまで衆人のおしむ命なれども、あまりに難儀かさなりてくるしければ、最早死たひといふ。長病の人、色々藥をのみさま〴〵養生しても、病苦やまざれば凡人ながらも、死

覺悟よきものなり。貴人はもちろん平人にても、財寶たくさんに持、何事も心のまゝになる人の死覺招ときはまれなり。貧苦にせまり種々の難儀するものは、何もしらぬ人も覺悟よき人多し。浮圖の教に財寶をいやしめ、色欲等をいかふしからるゝも、此世に念の殘らぬやうにさせる教には尤成事なり。如し此の世界の有樣なれば、長生したひのも生てゐて、面白めに逢たきのと、死じなのづゝなそふながきみのわかきとの二つにてその事にあらずや。いかほどいやがつても、一度は終にのがれず。たとへ仙人でも終には死ねばこそ、三千歲の又は七百年のと、それ〲に長生のねうちがつゐてあり。其上人界のたのしみといふものは、男女の淫樂仙人さへ通を失ひしあたりを、心のまゝに欲情を動し、酒宴の興を催し、口に魚肉を喰ひ、美味を樂しみ、眼に華美の飾を見、耳に琴三味線の色音をきゝ、或は猿樂白拍子淨るり音曲又は茶香諸藝の樂しみ。或は衣服家宅の結構。またはその身の立身に權威をとるの類。人情大略相同じく、人々の心に覺への有通りなり。然るに仙人の長生するやうすをきけば、喜怒哀樂愛惡欲の七情を離れ、穀食を避け、身には木の葉をまとひ霞を喰ひ、氣を呑み、深山幽谷に住と、しかれば右言立たる人情の樂しみ一つとしてする事ならず。うまくも有そみなき霞を喰、渴のふせぎにも成そむなき氣を呑。裸身に錯きたやうにさむそふな木の葉を着て、風に御し雲に翔り。何用が有てどこへ行くのか。人情を離れた身には、何を樂しみにずるやと、たしかな息子持た親父が身上わたし隱居してさへ、生てゐるうちは人情にまじはらねば、枯木死灰のごとくしていられぬものゆへ、年齡相應に寺參り、佛なぶり、或は碁將棊茶香のるい。何なりともせねば一日もおくれず。仙人は人情をはなれてのたのしみ何やうの事にや。愚が心にては老衰して人にあかれてさへ、おもしろからぬ事とおもふに、人倫をはなれて深山幽谷空中を翔りあるき、中を飛だとて見物のない輕業師のやうにて、さして面白き事も有そむなくおもはるゝに、何が樂みに成やらんとおもふ。さやうに不自由なめしして數百歲も生のびなば、せいがつきて仕かた有まじとおもはる。愚やうやく五十餘年の齡なれば、仙人から見ては小兒同前の事なれども、

次第に何事もめづらしからず。樂みすくなしとおもふに、此うへに酒ものまず、芝居へもゆかず。蕎麥もくはず、女のそばへもよらず、魚鳥野菜の膳にもすはらず。中を飛たり雲に乘たりするばかりを、たのしみにして、五百年も生て居よといはゞ、折角の難儀さら〳〵望なき事ぞかし。千年生ても迚も終には死ぬる身ならば、命を天にまかせ、人界の苦樂を人なみにして、よいかげんに終をとげ、あとから生るゝ人と入かはりして、あと札を乾坤にわたし、生死の木戸を出て、歸根復命世路を休せば、天地の至樂たらんか。それともに仙人の仕かたたてもくるしからず。長生がしたいとおもふ人は、其日から先三度の喰物や、酒魚肉等をそろ〳〵とやめかけて、稽古し給ふべし。此方ごときの俗情の者はさやうの事にてはおもしろからず。男のとしの寄たる給仕人より、わかき女の給仕は喰ものもうまし。次酒より諸白はうましといふこゝろなれば、なふいやの仙人にてこそ有なれ。

曲肱漫筆 卷之三

○酒茗論

春雨のいとしめやかにふりつゞき、霖雨さびしき賤がふせやに、ひとりふたりの友人尋きたり。浮世がたりなどするうちに、鍑の泌音のしきるに促され。建城を開て茗を烹、徒然の眠をさまし、杜康をまねびて、以て風塵をわする。友人のうちに茶を好く人あり。酒を好人あり。酒を好人、愚にすゝめて曰、老兄酒を飲めども樂むに至らず。足下のごとき性質沈重にして、若冠より沈痾常に聚をうれふ。それ聚の疾たるや、七情の氣鬱結するに因て痰飲を聚。或は飲食停積し、終に能堅硬杯塊のごとくなる氣あつまれば、心下否便し、氣散ずれば柔軟なり。其上足下わかかりしときより、夜常に寢覺多し。茶を嗜で心を澄さば、いとゞ衛陽のめぐり滞て、ねざめ多く、聚をうれふるにあしかるべし。兄のごときは酒を嗜で大に其益あるべし。酒は血脉を通じ、腸胃を厚ふし、皮膚を潤し、憂を消し、脾氣を養ふ。折ふしに沈醉して、鬱滞を散ぜば生をやしなふの助ならんと、茶を好人のいはく、これ大成僻事なり。彼人自己の好む所にひかされ、酒の徳のみを舉て、其害をしらず。酒は大熱にして毒あり。其氣の猛冽なるを以て、よく氣をめぐらし鬱を散じ、憂を破り、破憂將軍と名付れども、頗る怒氣を發し。久く飲ば神を傷り、濕熱腸胃を腐爛し、筋骨を軟かにし、終に壽を損ず。ことさら主人聚をうれふる。因て時々氣急痰氣の疾あり。所謂喘息に似るの痾なり。其時は一滴の酒をも飲ことかなはず。物各其性あり。鶴の脛鳬の足もうけ得たる所なり。酒を好人の曰、生茶を好む故に酒の小害を舉て大徳を貶す。天に酒星あり。地に酒泉あり。本草已に酒名を著し、素問亦酒漿あるときは、其始黄帝のころにして、出てきたることひさし。漢土にしても冠昏燕卿いづれか酒にあらざるなし。吾朝にても素盞烏尊、脚摩乳、手摩乳をして、八醞八甕の酒を釀さしむと舊事記に見へたれば、神代よりのことなり。今世俗の上にても貴賤となく、

日出度事にも、喪祭の事にも、吉凶とも酒を用ひずといふことなし。君臣夫婦師弟、其外何事のかためにも、盃をとりかはし、約をなすのしるしとす。禮記にも飲酒のれいはあれども、茶禮ある事なし。茶を好人の曰、生酒を好むゆへに茶禮なしといやしめ、我酒をたしまざるを以て、酒の事をしらずとする歟。生の爲にわれこれを辨ぜん。足下のいふ天に酒星あり。地に酒泉あるは、いづれも人意にいへるところ、いづれの神あつてか、天地開闢より、其の星酒星たり。それがしの泉、酒泉たるを告んや。本草已に其名ありといへども、これ亦炎帝の名をかるといへども、三國六朝あたりの書なり。その書、近世始て附見するものあり。地名又前後漢の時分に名付し處をしるせり。内經亦黄帝の名をかるといへども、其文章を見るに、六國秦漢の間に僞作したる書なりとおもはる。或說に少康より始るといひ、文選の注には、杜康黄帝のときの人なりと、又黄帝内傳にも、王母會山にして黄帝にさけをすゝめし事をいふ。又容桑稷麥を醞して、醇醪をなすと、又戰國策に、儀狄は帝女酒を作て、これを禹にすゝむ。禹これを甘じて遂に儀狄をうとめりと云。古史考呂氏春秋亦同。博物志、玉篇、陶淵明集、各杜康これを作るとす。魏の武帝の樂府にも、何以消レ憂惟有ニ杜康一とつくれり。杜氏はもと劉累のすへ。商の時豕韋氏たり。武王これを杜國に封ず。後宣王のために誅せられ、子孫晉に奔て杜を以て氏とす。杜氏周の時にはじまり、其後杜康といふものよく酒を釀すを以て、世にしられたるならん。此人始て酒を作るにもあらざるべし。右諸說紛々たりといへども、いづれもたしかなるよりどころもなし。又堯酒千鐘といふこと、孔叢子にあれども、委巷の說なれば信ずるにたらず。貝原子曰。いにしへの智者これを作りて、天下後世に傳へてよく廢ることなし。故に聖人も人の好む所のものを絕さず。郊廟享燕に用て以て。禮の常とし給へり。いにしへは飲食するときに臨で、飲食をはじめし所の人を祭る。然れども其始て酒をつくれる人を以、たゞ先酒とのみいひて、誰とすといふことをいはざるときは、いにしへより其事詳ならざるなるべしといへり。我朝にも舊事記に出たるおもむきは、神代の事はかるべからず。これを始ともしが

たし、古事記には神功皇后三韓退治ましく〜て後、譽田皇子氣比大神を拜禮の留主に、酒をかもして皇子歸りたまひしときこれをすゝめ、皇子歌をよみ給ふ。武内大臣答歌し給ふ。これを酒樂の歌と云。又應神天神の御時、百濟國より酒を釀すことをしる。須々許理といふ人をわたし、酒をかもして獻ることあり。是より酒製法くはしく成たりとみへたり。これも始る所を詳にせず。漢書食貨志云。酒天之美祿。帝王所下以頤二養天下一。享祀祈レ福。扶レ衰養レ疾。百禮之會非レ酒不レ行。又云。酒百藥之長。これ皆酒を賞して其能をいへるなり。篤信曰。誠に酒は賓主歡を合親疎情を慰し、衰を助け、病を養ふの具愁をやぶり、藥を作るの物なり。故に少飮む時は則經を通じ、氣を壯んにし、甚人に益あり。おほく飮時は則、火を助け痰を生じ、大に人を傷る。且久しく酒を飮む時は、神をそこなひ壽を損ず。しかのみならず、酩酊甚しき時は謹直の人も變じて狂妄の徒となり、志慮を昏し、時を廢し、事をうしなひ、其職業に怠り、財をやぶり、家を亡し、或は醉に乘じては、言ふまじき事をいひ、すまじきことをなし、身のわざはひをまねくことおほく、其醜態備り極るときは、妻孥のために姍笑はれ、親戚に忌にくまる。古人酒を稱して狂藥といひけんは宜ならずや。しかるに酒は量なし。亂に及ばずとて、聖人もすてたまはざるは此ものもと、祭祀のそなへとし、地に灌ぎ神を降して、其馨香の下に達するを取る。これ陰に求るの儀也。後にそのよく陽を養を以て、故に親に奉じ、老を養ふ。又よく歡を合するを以のゆへに、これを冠昏の禮、賓客の會に用ひ給へり。しかれ共賓主百拜して酒三行と云。又終日酒を飮んで醉ことをえずとて、未曾て過飮に及ばず。しかれども吾儕は慾を懲すことを得ずして、やゝもすれば盃を擧て、平生の懐をわすれ、可なるにかなふてやむ事なく。沈醉に及で常度を失ふこと多し。凡人の病も酒によりて成るもの多し。竊に見るにおほく酒を飮すごして、穀を少く食ものは每々壽みじかし。禹の旨酒をにくみ給ひしも、後世に禍多からんことをはからせ給ふなるべしといへり。誠に世上酒を嗜で常に飮ば、酒毒に腸胃を腐し、内損するに至る。人又は過酒によつて身をあやまる人、目前みる所のごとく、如レ此德あり

といへども、其害また甚多し。われ常にこれをいやしむのみ。酒を好人いはく、生のいふ所、われこれをきゝぬ。生のたしむ茶の徳及び其禮を聞かん。茶を好人のいはく、茶は寒にして毒なし。煩熱を去り氣を下し、食を消し、志を悦ばしむ。唐土にては、神農氏より起ると茶經に書く。和邦にしては、上古よりの事にして、挽茶の節會とて内裡に於て行はるよし。海人の藻芥に出たり。陸羽が茶經、清逸高遠上は王公に通じ、下は林野に逮ぶ。亦雅道なり、和邦にしては足利将軍義政の頃より、茶禮起て千利休に至て大に備る。世人のしる所なり。今貴賤となくこれを翫で、茶禮に於ては尊卑のへだてなく、官武ともに盛にして、賓主禮を正し、親疎情を和し、大人といへども、手づから茶を進めて鄙人に謙讓す。和國の一大禮となれり。當に老兒などこれをたのしめば、人に睦じく、徒然の憂ひなし。酒の痰を生じて、氣急に害あるにまされりといふのみ。酒を好人のいはく、生茶を好むを以て、茶の徳をあげて害をいはず。われこれを解して、足下が酒の辯に答んのみ。それ茶は神農本經に載るといへども、足下の辯のごとく、六朝の頃の書なるときは、往古よりともいはれず。茶經に神農におこるといふも、本經にのするゆへなるべし。茶經に又周公より世に聞へ、晏子揚雄司馬相如韋曜晉の劉琨張載遠祖納謝安左思が徒皆これを飲めりとあれども、周に始るともなし。晏子春秋吳志韋曜が傳、各茶の事あり。春風堂隨筆には。漢に始るといひ、家禮考証には、晉より始るといひ、洛陽伽藍記には、梁の天監年中よりはじまるといへり。しかれども始る所さだかならず。周のすへよりすこしづゝ用ひ來り、漸以盛に成たるならん。和邦海人の藻芥に上古よりといへども、何をそれと證據もなし。弘仁六年四月嵯峨天皇江州滋賀韓崎に行幸なりしに、崇福寺大僧都永忠、茶を煎じて奉りし事、日本後紀に出たり。又後朱雀院のとき雅宗孝言、茶詩を作りて其能を賞しこと、續文粹に見へたり。然れども蜀山の産する所とあれば、是唐土よりきたる茶を賞するならん。茶湯記にいはく、建仁寺開山千光國師、栂尾明惠上人同船して入唐し、同時に歸朝しけるが。茶の種を持かえりて、筑前國背振山にこれをうゆ。岩上茶と號す。上人これを栂尾にうつ

し、又宇治に移す。其事、鳥鼠同穴集にあり。是日本に茶をうゆるの始にして、それより所々にひろまりけるならし。仁和寺醍醐葉室般若寺神尾大和の室生、伊賀の八島、伊勢の河居、駿河の清見、武藏の河越、江州信樂の數品、世人の知る所。高雄にも數種あり。東鑑に葉上僧正、茶一盞を大將軍實朝に獻り。喫茶養生記をそえて捧しことあり。これは日本の茶を稱するなるべし。今は上王侯より下衆民まで、口として茶を用ざることなくなりにき。春雨抄には、栂尾山の春の若くさなどいへる歌もあり。又今和國の風に、婚姻の結納等の時、茶を副ることを禮とす。これ明の陳晦伯か天中記に、凡種レ茶必下レ子移植則不二復生一。故聘レ婦必以レ茶爲レ禮。義固有レ所レ取也。とかきしより俗この禮をとり用ゆると見へたり。右の諸説を以ておもふに、後堀川院の御宇前後より日本の茶は植初しなるべし。茶說は唐土より來る所の茶の事とみへたり。篤信曰、茶を飮こと、唐も大和も已にひさし。しかれども是をことに賞翫する事、もろこしといふとも、我國に及ぶべからず。あさけのけふりはすでになびきながら、夕のかしきに心あてなき人も、茶をのむ事は腹に見たずといふことなし。こゝを以て考みれば、今の世に甚茶をこのめる人は、朝より夕に至るまでたゆることなし。煩を除、膩を去の功あれども、又疾飮痞脹腹痛洞泄等の憂をなす。茶禮は後土御門院、文明十一年、足利將軍義政、東山東求堂に閑居し。銀閣を作て、北山の金閣に准ず。東山殿と號す。古器古畫を玩び、茶器を集て年月を送る。茶會の禮式等みな、東山殿よりはじまる。飮食するに禮なくんば有べからず。されば義政卿の茶會の禮式を立られしは、猗利あるに似たりといへども、褻汚たる古器を玩びて其弊を後世まで殘されけるは、大なる罪ならずや。紹鷗までは器物も有にまかせて用ひ、さのみに奇を好まず。近き世にいたり、千利休と云もの出て、茶禮を興行し、無益の事を增添し、千貫二千貫の財を費して、茶器を交易せり。今世に及で、唐ものゝ茶壺、あるひは古き茶器一ツを、千金を以て買求る人あり。抑何の益ぞや。我その用たることをしらず。凶年飢歲に逢て、これを以て、寒士貧民を救ふといへども、一掬の米にしかざるべし。兵役

軍陣に望で、これを以て、敵をふせぐとも、更に一矢の用に代べからず。長病沈痾を得て、これを煎じ服するとも、命を救ふべからず。然れば則用る所、何事ぞや。新しきこそいさぎよくよけれ。古き器は口のけがれ手のけがれ、いときたなし。ことに貴人などの玩ぶべきものにあらずといへり。人にむつまじくせんとて、閨へ帯劔を禁じ、人の飲さしをのんでいとはず。茶の香氣に、うき世の醉をさまし、釜の沁音に、心氣の濁りをすまし、禪道にたよりて、物我へだてなきを樂むこそ本意ならめ。つら／＼近世の茶道をみるに、社を結で相會し、たがひに其あやまち、又は物ずきをそしり、茶具を閙弄するを以てことゝし。其具の德をも辨へず、名に耽、名聞になづみ、いかほど茶の本意をしる人にても、大金の道具あらざれば、いやしめあなどり、わきまへしらぬ人にても、價の貴き道具多く所持すれば、これをおそれ、茶事は元來脩身齊家に益なきをさとらず。東山殿銀閣に退居ありしも、家臣山名細川の大亂をしづむることあたはず。其身將軍職にありながら、茶道坊主の仕業を玩び、天下の亂をのがれかくれしやうにて、風流のみにその身の本意は、とりうしなはれしに心もつかず。國家の大事のやうに、大切になづみおもふは、まことに千家の奴婢となるやうなものなり。今時茶事に拘泥したる人は、多くの財寶を器物又は風流の遊びに費し、先祖よりの家產を破り、貧窮に及ぶ人すくなからず。誠に大なる害といふべし。狂藥の害なしといへども、これ又ゆるがせならざるのことなり。つゝしむべきにあらずや。日兩子あらそふことなかれ。酒の德茶の害、茶の德酒の害、各これ酒にあらず茶にあらず。用るところの人にあるのみ。方物皆しかり。金銀財寶は身をたすくるの物にして、富家は心もやすく、貧家は心もせはしきならひなれども、その良所をしらざれば、却て欲心に身を亡し、または財寶のために命をとらる。米は命をつなぐのものながら、飽食すれば食傷食滯の疾となる。惣て才能多きものは、害もまた多し。禮は身を約にするものにして、人身禮にあらざれば、上下尊卑老少親踈の差等みだれて、國家おさまらざる程の事なれども、和を知て和せざれば、先王の道もおこなはれずとかやきゝぬ。茶を飲で茶の

徳をしり、心をさはやかにし心氣をすまし。清幽のたのしみをなし、茶禮によつて人にむつまじく、器物に混まず。あるにまかせて用、茶にのまるゝ事なく、酒を嗜で酒の徳をしり、憂をやぶり、血脉をめぐらし、養老のたのしみをなし、歡を合て人にむつまじく、酩酊を禁じ、燕郷の禮をわすれず、酒にのまるゝ事なくば、兩生のこのむところ、各是なるべし。惡めども其善をしり、好めどもその惡をしるといへば、われは兩生の好をかねてたのしまんか。都て万物の害と益と用る人の巧拙にあつて、その物にはあらざるべしといへば、兩子いはく、おもはざりき。老兒の生をやしなはんことを告て、酒茗の功をあらそはんとは。こゝろある人これをきかば、貝原先生の口眞似なりとやいふべきなれど、これ又、春雨のつれ〴〵を消するの、たのしみとするなればとて、うちつれ立てかへりぬ。

曲肱漫筆 巻之四

〇奢の辨

華言無レ實曰レ夸。これ俗云借上いひなり。自賢なりとて自負し、心にたかぶるを矜といふ。威厳を好み衣服家宅を飾るを莊といふ。表を張り身分不相應に萬事を泰にして、過分の暮かたをするを奢侈といふ。儉約の裏なり。人として儉約をわすれては、上王侯より下庶人にいたる迄身おさまることなし。子曰。奢則不孫。儉則固。與二其不孫一也。寧固。又曰。如有二周公之才之美一。使二驕且吝一。其餘不レ足レ觀也。已注才美謂二智能技藝之美一。驕矜夸。吝鄙嗇也。和邦にしては、北條時頼、青砥左衛門、細川頼之、楠正成等のごとき人々。唐土にては、堯、舜、禹、湯、文武周公は勿論の事、唐太宗齊晏子、董仲舒、魏徴等の如き、治世治國の政をなせし人々、何れも儉約をまもらずといふことなし。桀紂、或は周幽王、源實朝、北條高時、高師直、師泰等のごとき、家國を失ひ身を亡せし人々、皆各奢侈矜夸ならずといふ事なし。和漢各其史によりて考へ見るべし。唐土の事はさしおきぬ。和邦上古人王のはじめ、神武のころには、庶民穴居野處上古の遺風、殘りありたりと見へて、詔にも巣に住穴にすむ。是習惟常とあり。俗説に往古火の雨降たるとき、人皆逃籠れる穴なりとて、山きはなどに大なる岩穴田舎にあり。これ皆上古穴居せし跡の、すこしづゝ殘りありと思はるゝなり。如レ此の事故、萬事の質素とつすべき事なり。神武よりは今にいたりて、凡二千四百有餘年を經歴して、次第々々に文華ひらけ、物事華美に成、今のごとく成たるなり。むかしは家居さへさだかならざる事にて、今常に成たる事も、無ものだらけなり。今如レ此華美盛なれども、已に信長、信玄の頃迄は、淨瑠璃といふ事も、長歌小うたといふ事も、三味線も一向なかりしなり。纔に二百年ばかり、以前の事なれども、かくのごとく今下民一日もなければならぬ木綿も、やう／＼文祿年中に、其種日本に渡り、朝鮮へは洪武二十二年、大元

より種來る由、東國通鑑に出たる由、大和本草に見へたり。文祿は人王百八代、後陽成院の年號なり。秀吉公朝鮮攻の比なり。大和本草又曰。木綿なき時は、貧士賤民皆麻布を重て寒をふせぐ。近世木綿の種渡りて、南北共に土地に宜く、四民寒苦をまぬがる。誠に萬世の利、郡國の寶なり。中華にも宋の頃、南蠻より種を傳へたりと、日本にも桓武のころ、崑崙人木綿種を持來る事、本邦類聚國史に出たり。今の木綿と同物なりや。いぶかしといへり。古より大和うたに、麻のさ衣、麻のふすまなどよみならはせしも、賤民の寒をふせぐに、麻より外なかりし故なり。稍二百有餘年ばかり以前には、このごとく不自由なりしなり。百五十年ばかりいぜんまでは、戯場といふものもなし。烟草といふものもなし。漸く慶長年中に日本に渡るたばこなければ、烟草入煙管きせる筒等の、花美物好の程もなく。百年ばかり以前迄は、鬢付の伽羅油といふものも一切なし。水油と五味子とにて、女中も髪をあげしなり。八九十年已前より、鬢付あぶらとて少づゝつけておくれの髪をつけし事とて、七八十年已前迄は、半季居の奉公人下男下人に、雨ふりに傘をさすといふ事なく。小者などの類は、皆竹の皮の法性寺笠といふをかぶりあるきしよし。京都などは、半季居の出かはり、三月と九月となれば、上巳重陽の頃、降雨を前だれかづきといふ、俗間の鄙語あるも、傘なしに、前だれをかづきて、雨を凌て目見にあるくといふ事より出たるなり。今世は女の半季居などは、少よろしき奉公人なれば、めい／＼青天上の紅葉がさを所持して、小者下人までも竹の皮所にてはなし。世上貴きも、賤きも、次第に洒落て來て、男女共に若きものは、戯場をうつして、不相應の奢をなし、武家出家醫者等のもの、或は富有株の町人などは、香よ花よ茶の湯抔とて、身上不相應の道具に金銀を費し、奢の沙汰多し。下賤の者にても、夫は布風呂敷をかたげ、商内にありく身分の人も、妻は外へ出れば、純子綸子の衣服を着し、もふるびろどの帯をし、奢ともおもはず。其夫も妻は其奢のやうに心へ、教訓を加へてほどよくする事もなし。富有の家の町家にては、奥様よ御内よともてはやし、召遣ふこしもと、皆綸子縮緬を着るゆへ、奥様は唐物のるいをきるや

うに成、町人は數千貫目の金持にても、武士と違格式なければ、貧窮の者も同じ。四民の内にて同格成といふ心持もなく、かり初に出るにも乘物よ宥輿よとたかぶり奢る。それに應じて御大名諸役人も、亂世とちがひ御治世久しき事ゆへ、戰國の時のごとくにはあらで、萬事おも〳〵敷、物事華美にて上も下も費用たらず。國主は國用たらず。知行取は知行にて身上の物入たらず。萬民は各其家業の金もふけの足と、その身分奢の物入の足とかけあはず貧窮に及び、上下ともその費用の不足するより、いろ〳〵の不實をたくみ、借用の貨を返濟せず。上は下より金銀を取上たがり、下は領主地頭を敵のやうにおもひ、いかにもして一錢も出さゞらんことを手柄として、日を掠ても、姦曲の富をなさんことをのみ工夫してたくむ。其害何より出るや。上下各儉約のしかた本道ならず。其身の奢を愼むことをせざるより出來るなり。當時何方の地も、儉約をいはざる處もなけれども、まことの儉約にはあらず。各吝嗇也。恤むことはめぐみ、せねばならぬことはして、己が身分の奢を愼むを、眞の儉約といふなり。儉約は貨殖の地道なり。なんぼ何がよくても、儉約をわすれては、はじめいふごとく、家國もおさまらず。貨殖もできず。いかほど吝嗇にしても、貧窮はまぬかれがたし。貨殖の辨にいふごとく。禮は有になりて、無にはいす。義理のかけるも不實の出來るも、國用費用のたらざるよりおこる。まづ貨殖するにあらざれば、教もをこなひがたし。論語子路篇。子適レ衛。冉有僕。子曰。庶矣哉。冉有曰。既庶矣。又何加焉。曰富レ之。曰既富矣。又何加焉。曰　教レ之。金銀錢三ツの貨も、愚が著す所の數學夜話にくはしく辨ぜしごとく、往古よりは民間通用の貨は錢のみにして、金銀は七寶の内に有て、器財にはつかへども、通用の貨今のごとくにはあらず。王代の時金錢銀錢を鑄られし事あれ共、大切なる事にて今の如くにはあらず。慶長已前の頃より、金銀に形を鑄て三貨の通用となれり。稍二百年餘のことなり。其已前は錢ばかりにて通用の貨は事欠もなかりしことなれば、人々己が奢を愼み、儉約の正道を守り、それ〳〵の身分相應にくらせば貨殖をもなし、費用たり貧窮せず。俗語にいふ貧の盜の不實なる事もする

心いです。身も修り家國も全く、衆人も歸伏すること、唯其身の奢侈矜夸を愼む一ツにて、萬事本道にかなふやうに成事なり。子曰。其身正不レ令而行。其身不レ正雖レ令不レ從。しかれ共其身の奢は、どれほどなるが奢やらしれぬものにて、隨分愼むこゝろにて、おごらぬとおもふてゐても、われしらずに奢はあるものなり。今世上木綿河内島を着て、よきくらひの人は、大月島紬を着、紬ぐらゐを着てよき人は、加賀絹、郡内位を着る。加賀絹郡内くらゐ相應の人は、羽二重、縮緬、綸子を着る。金壹兩の玳瑁の櫛をさしてもよき人は、小判七八兩もするのをさす。萬事かくのごとくなりて、身上の費多くくるしきなり。奢をつゝしむは、身を修るの根本なりとおもひ、妻妾の華美を禁め、其身分の程奉公人ならは、本道の身分の位どのくらゐにて、奉祿何程の身上、または町家百姓ならば、其身の家產いかほどの身上にて、いかばかりの費用は潰しても不足なしと、よく／＼心計をくはしく、身をかえりみて、つゝしみを第一とせば、修身齊家の根本を全ふして、上をうらみず。生涯心をやすふ終らば、すこしは正道にもかなはんかと、愚昧の人ために奢の辨を述るものなり。

○夜話の三笑

夏の黃昏に士朝遊車の兩人尋來り。あれまさる庭などながめ居りて、うき世語をするにつけ、名は時過し山吹の茶の花香におもひ出て、すぎし春雨の頃はことなきせり合なりしが、こよひは答論もなきやとわらへば、遊車曰。こよひは鶯信の口眞似すべき程もなし。かくいへばかたりがましけれど、答論はなきやとの尋に應じて、老兄にとはましといへば、士朝いはく。げに是は面白かるべき趣向なり。遊車何をか問ふや。遊車曰。世上の人身昇進をのぞまざるものもなく、譽を人にかゞやかし、世上におこなはるゝを、このまねものもなし。然るに老兄のなすところをみれば、何に付ても名利を踈み、とかくして世にまぬかるゝ事をのみ是とす。しからば又岩ほのうちにも、のがるゝかとみれば、さもなくて、中年までも仕官のはしをけがし、技藝に心をゆだね、血食のまつりを大事におもふ事、世人にこえたり。いづ

くやまことの心ならましとおもふのみ。士朝曰。遊車のいふところ、われもおなじ。幸によひ、その志をかたれ。愚曰。兩友のいぶかるも、老夫をおもふより、一にこゝに居れといふぞかし。まことをもてかくいふことを、のこすべき心かは。ふつゝかにおもひとるあらましをかたらまし。人さの／＼其性あり。孔門の弟子すら柴也愚（サイヤグナリ）。參也魯（シンヤロナリ）。師也辟（シヤヘキナリ）。由也喭（ユウヤガンナリ）。いはんや吾儕斗筲の人をや。出身仕ては國家を利すべきの能もなく、退ては事務を料て、貨殖すべきの才識もなし。惟鈍を以て體とし、靜なるを以て用とし、拙を守るの外他なし。熟今時の世上を見るに、仕官の人は上となく下となく、寄謀を獻じ、勝負の數に爭あり。聚斂をよくし、利を嗜、恥なきものにあらざれば志を得て、青雲を凌ぐことかたし。農を待てこれを食ひ、虞してこれを出し、工してこれを成。商してこれを通ずるの人は、各貨殖せんと欲し、たがひに智計を鬪はしめ、各其能に任へ、其力を竭して欲する所を得。あるひは時勢のしからしむるもつて詐僞を以て人を欺き。貨殖の利を得、姦富の業をなす。吾豈名利を欲せざらんや。若冠より技藝に心をよせ、五斗米の爲に腰を折しも、名利を望にあらずして何ぞや。しかれども、中年後吾性のしからざる事を知故に、致仕して拙を守る、鷄は晨を告、犬は門を守る、各これその性なり。性に背て強てこれをもとむれば、ならざるのみにあらず。害を招き身を損ず。聖人の教に、祖宗の祭の絶るを以て、不孝の第一とす。吾故に時務をはかり、吾才のたらざるを省て、吾一身の名譽を捨て、守を本とし、先祖の祭を子孫にわたし、一代の臨番をつとめて、こゝろよく天下の至樂に歸せんと欲するのみ。今世人の業とし、名譽とするところも大なる處よりみれば、齒牙にかくるにたらず。嗚呼百年三萬六千日にすぎず。人世七十古來稀（ジンセイシチジウコライマレ）なり。吾已に耳順に近し。齡に乏しといふべし。日月しばらくも不レ住。河水しばらくも不レ留。塵埃となく、不淨となく、流れ／＼て跡なし。逝者如レ斯のみ。蓋人世の盛衰や、治亂かはる／＼めぐり、運數つきぬれば、阿房宮も一時の火となり、漢にうつり、晉にかはり、代々萬世に主たるものもなし。いはんや我々ごとき、滄海の一粟なり。いふにたらず それ大なるものは天なり 際限もな

く、終始もなし。不可思議といふてやみなん。地はこれに比すれば、甚小し。その地に五大州ありて、一大州。地球に比すれで小し。唐土、天竺、日本、みな一大州の內に有て、一大州に比すれば、各甚小し。日本の內六十餘州にわかれ、一州また日本國に比すれば小し。山城の州の內に八郡あり。一郡また一國に比すれば小し。一郡の內に洛陽あり。華洛また一郡に毘すれば小し。華洛の內、縱橫の町々あり。一町また華洛に比すれば小し。一町の內數十軒の家あり。一家また一町に比すれば小し。一國の主唐土の主といへども、右のごとく見れば小き事いふばかりなし。いはんや一家の主をや。ほまれを唐土日本につたふる人も、なを一大州にだにみつる事あたはず。釋尊、天竺唐土日本三國に、たつとぶといへども、蠻國しらざる所おほし。名譽きこへし人も、かしこにしりてこゝに知らず。われらごときのそしりほまれ、不朽につたふるとおもふものも、京師に見つる事だにかたし。その一家のしるべ〳〵に、かゝる人々のみしるべなきものは、隣町にて尋ても、これをしらず。ほまれをとるものも死し、ほむるものも死し、きゝ傳へるものも死し、終に知る人もなくなる。我いとけなかりしときの事をいへば、わづか五七年にすぎず。それさへもあるはなく、なきは數そふ世の中にて、親類朋友も次第になくなり、すぎしはなしをすれば、年寄のむかしばなしと、若き者にわらはるゝ、まのあたりおもひみるべし。せんぐりによめは姑となり、丁稚は伴當となる。每年春草を生ずる墳墓も、終にはすかれて田となり。それとしる人さへもなし。それとおもふ人も死し、ながれ〳〵てとまらず。治亂興廢得失盛衰生死晝夜をはる〳〵往來するは天地の道なり。我のみうき世なりとおもふは愚なり。正直をまもり、世上のそしりほまれに、心をくるしむ事をすつ。君子は其ひとりを愼むとかや。おのれひとり心に潔く、天道にむかふてはづる事なければ、世上の譭譽は、規矩とするにたらず。非義にして名の譽ある人もあり。義をまもりて譭をとる人もあり。其是非は天ならでしるものすくなし。奢を愼み冥加をおもひ、己に克てひとり心を守るの外、他にもとむる事なし。吾に相應の名譽をとるべくば、天よりこれをゆるさんか。己が性を守て、人事を

盡すのうへは天なり。天にさかふて名利をもとむることをせじとおもふのみ。兩子あやしむことなかれといへば、兩子なを物がたらんとするに、みじかよのふけゆくにいそがれて、一笑なき問答も心あるさまに人やおもふらんとて、兩友もたがひに一笑を催して、虎渓ならぬ三笑にふたりはいぬる。我はいねぬ。

曲肱漫筆 大尾

薫風雜話

薫風雜話序

矮屋夏日不レ堪ニ炎蒸一。高ニ枕窓下一而午睡。適有レ客來訪。忽然驚覺。時薫風生レ涼相與喭々然。清談無レ餘。頗慰ニ鬱情一。譚酣偶論ニ近世所レ稱鎧製之正法一者頗有ニ妄意杜撰之紕繆一。既レ議ニ當時軍師與ニ技藝者流隘陋一。傍及ニ二三人事之是非得失一。言訖夕陽在レ山。客驚將ニ辭去一。顧而謂レ余曰。今日之話說固非ニ無根游談一也。唯恨耳根軟弱不レ得ニ一々記レ之。冀賜ニ筆以見示一幸甚矣。余曰。吾曹雖不レ善ニ文筆一。何敢得レ應ニ子之需一。客請而不レ已。乃舉下終日所レ談者上。以ニ國字一漫錄以貽焉。客謝曰。恩倍ニ瓊琚一感佩尤深。且請爲ニ之名一。余曰。瑣々襍記胡以名爲。蓋鄉有ニ薫風之助一興而譚及ニ若干條一。若強欲レ命レ之則曰ニ薫風雜話一而可乎。客曰。固善矣。乃以名レ編云。

寶曆九年己卯閏七月

澁川時英識

薫風雑話巻之一

澁川時英記

一凡甲冑製の法は、中古以來明珍家を正作の家と立置れたる故、今に至ても明珍家を離て、甲冑の正製を求る事を得ず。もとより鐵の精錬、仕立の故實等者、古より受傳ふる所の正法ありて、他家にて倣ふことあたはず。予が家君壯年の頃、日々に明珍大隅守宗介に出會、古作の目利、仕立の故實等巨細に學び得たり。目利の事は、中興元祖出雲守紀宗介よりして十代の内の物、其外義類信類等、皆其人々の手癖のきつかけ有レ之、それを能く見覺ゆれば、眞贋新古各々分明に知る事なり。故實の事は、神功皇后の三韓御征伐の事の權輿にして、都て甲冑の製法の事は、八幡坐の飾、九重坐上玉を始て、四天の鋲、裝束緒、瑞籬篠垂、龍頭、總角等、其外、身甲、頬甲、臂纏、髀褌、脛當等の飾に至るまで、皆それ〲の據ありて、徒に設たるものにあらずと云々。然れ共その故實とする事の中には、ふかしぎ事共十に七八にて、畢竟して見れば、是はかう、彼はかうと、上古より指定たることにてはなく、人々の好に任せ、時々の風俗に隨ふごとく見えたり。予細は、家君は往年雄德山に詣て、所縁ありて寶藏に納らるゝ義家公の鎧旗等を一々手に取り見たりしに、今明珍家に受け傳へ、軍學者流に習ひ來る所の故實を備し製にあらず。頭甲は勿論、中興宗介よりも以前の宗丸、宗次などの類と見ゆ。大星の笊鉢なり、星の大サ、今の烟管の火皿（星カ）ほどもあり、表方より鋲にて打付て有。八幡坐今の式裝の九重坐上玉に非ず。やはり古法の三重計の座也。高勝釻も今様とちがひ、外繋の釻ほどもあり、甚だ丈夫なる物なり。毛は二百年計も以前に引直したるものと見ゆれども、それもはや悉く朽て、鼎明

のごとく成居たり。小手鍮の形今様とちがひ、内の方眞直にて、外の方は成程今様の通に壺の形を横さまに見るがごとし。大袖の笄の板裏に打て有。又南都の興福寺にある義經公の鎧、享保年中淺草寺にて開帳の序に見せたりしに、是も兜牟(カブト)の飾なく、今様の故實を備へず、吹返を見れば、いかにも古き唐眞鍮にて作り、眞の山水の模様を裏より打出して、其上に滅金を以て、丸の内に三菊の紋の活透にしたるを打付てありしとなり。是等を以て推し考れば、今様の故實々々とて大切にする事共、多く近世好事の者の妄意杜撰に出て、上古より指定たる事とは請取にくし。義經公、義家公など、其時の惣大將なれば、鎧の飾などは善美を盡し故實を備ふべき事なるに左なかりしは、今様の故實其頃よりの故實にあらざる證なり。又安藝侯の家士森島求馬が曰、嚴島の寶藏に藏、小松中納言の鎧の小札は、今の藏半紙を四ッに折たる程の幅也。又足利尊氏の鎧の小札は、藏半紙を八ッ折にしたる程の幅なるべしと、四ッ折といへども、大抵二寸四五分の幅なるべし。八ッ折ならば大抵一寸四五分の幅なるべし。當世の小札は一寸三枚重を大法とす。しかれば後世ほど小札の幅せばくなりたると見えたり。是亦今様の古實の疑べき一證なり。又曰、近年新井白石先生の撰なる、本朝軍器考といふ書あり。古今軍器の製を擧て、その故實沿革を具に記せり。人々白石の說を正當として信用すべし。都て今軍學者流の談ずる所、禮家者流の述る所を見るに、先その初め其說を立る人々、國習の麁陋に狃て、何も不學短才なれば、廣く古記實談を考へて、其眞僞邪正を辨じ、故實沿革を審にすることあたはず。徒に多を貪り得ることを務め、妄意に杜撰して一家の說を立置たるを、往々異見を加ふ者とてはなく、只そのまゝに受傳へたるものなれば、十に八九は疑しき事のみなり。又白石は本博學の大儒なれば、和漢の典籍を併せ考て、古今の沿革を審にし、家々の故實を究め、そのうへ國家の力を藉て、諸寺諸社幷諸侯大夫の家に藏る所の古物迄を、一々親見して折衷討論せられしものゆへ、其述らるゝ所詳悉精當にして、眞僞邪正おのづから分明なり。大凡軍器の製法故實の辨にをいては餘蘊あるべからず。

よく〳〵熟翫すべし。

一凡近世の軍學者流、甲冑の製法に就て、第一に矢玉の通貫を厭出て、鐵厚なる道具を好む事は、誠に沙汰の限りの僻事なるべし。都て射手打手の習に、必貫く術あり必徹る理ありて、いでといふ日に成て、極めて貫ぬかぬといふことなし。其上兜鉢、頬甲、身甲など、眞を上鍛にして鐵厚にせば、成程矢玉を受ても貫徹せざる様はあらんなれども、思に目など大切なる物なし。この防様を如何すべきや。鎧五體をば殘所なく防たりとも、目を失ひたらばいかなる勇者も、人一人の働なるまじ。況や人々の生付强弱の別あり、剛强なるものは重鎧を着て達者に働らかんなれども、並々の者は成がたし。去れば眞の軟堅を揀ぶも好程のあるべきことにて、矢玉の貫徹の論は姑く置て、自己の勇氣を蓄て、氣の炎先の尖に烈き場は、おのづから矢玉も前切て退く、此處の修錬を第一に務たきもの也。さるゆへに吾黨の習は、强く鐵厚を好まず、手輕して自由の働らかるゝ様を專とする也。さて〳〵、今の士大夫鎧製にのみ心を盡して、身の練習をするすべを知らず。厨子ばかり結構にて、中は出來合の佛なる者十に八九もあるは、尤可レ笑事歟。

一凡太刀の長短大小并飾なども、右に論ずる甲冑と同例にて、好程のあるべき事也。子細は何ほど上作の丈夫なる道具にて、さて强力なる者にても、中々六具の上より容易に截らるゝものにあらず。又小兵非力なる者などは、長大の太刀刀を自由に使ふものあるものにあらず。しかれば是も人々の生付の大小强弱に應じて、自分の心に是でならば如何様の働もと、思ふ程を考へて帶するが肝要なり。されば吾黨の習にて、從來鐵拵を用て隨分丈夫に作らすれども、是も妄に丈夫を好むにあらず。柄を鐵にて張るは、糸がきれても跡の用立ためなり。雨に値ても魚皮のごとくほとびぬため也。鐔を鐵にてするは、何程勤ても銅のごとく切上りて竅かぬため也。その外緣頭鞘などの製法利方とも、皆古今を考へ合せ、實用を吟味して用ることにて、徒に道具の丈夫を恃み、無益の威猛を觀ずにあらず。しかる

に今の士人をみれば我が腕の程も辨ずして、猥に道具の丈夫を好み、我が腕を習すことを捨て置て、腰物の刄性吟味計を務て居る也。何樣の上作名劍にても、自に拔出て働くものにあらず。何程丈夫なる業物なりとも、跡退りしながら振舞しては用に立べきものに非ず。下手の道具ゑらみと云諺實に戯言ならじ。

一今日の理窟をいへば、右いふ通なれども、都て武の事は先强味が本にて、丈夫を專にする事なれば、二ッ取には丈夫なる物を用ひ、成長は丈夫にして、その丈夫なる物を自由につかふ樣に修鍊をすべし。先條の說は、當時我が腕の程をも勘辨せずして、徒に道具の丈夫を好と、我が腕をならすことを務めずして、刄性の吟味計をする不覺人を戒たるもの也。一偏に心得て本立の强味を取失ふことなかれ。昔、牛尾四郎左衛門といふもの、一生に七度まで捕者などして、至て功者なる男なりしが、常に人に諭して曰、拔さへせば成長長刀を帶すべし。つかわれさへすれば隨分丈夫なる物がよろしと、流石場を踏たる者の詞と思はる。

⦿又曰、古老の說に、都て太刀刀の類を摺上げて用る者は、必武運に盡ると實に左もあるべきとなり。都て太刀刀を造るに、其初劍匠(カヂ)の意に長(サ)を何尺幾寸、幅を幾寸何分、重を何分何厘、反恰好をかく〳〵と思究て、切物業物にせんと精神を入て打立るものにて、旣に制しては靈のあるもの也。然るにそれを摺上げれば、その精神が脫て死物になる道理なり。武士の命綱にする腰物の性根をぬくからは、自然と冥理に戾る筈也。又出雲守吉武も必摺上物をし給ふべからず。譬ば人の長か高過たりとて、足首より切詰るが如し。反離者(カタハ)になりて全體の釣合がちがひ用立まじ。長きをば長を好む人に用ひさすべしといひしとなん。

一某侯の宰臣何某といふ者、同家の器功者某が傳授を受て、明珍大隅守に命じて過分の費用をかけ甲冑を製し、旣に仕立が出來しゆへ、さゝ着し試んとて、其師を招て手傳をたのみ、先犢鼻褌(フンドシ)、襯衣(ハダギ)を始

て六具をしめ、小袴を着し、履をはき、前楯、脇楯をつけ、前立物脇立物を装ひ、太刀刀を帯し、妻手指をきめ、懐劔を用意し、腰兵粮を齎ら、其外小遣の金銀、用心の薬物等を佩き、さて釆を執て床机に腰をかけたる所は、いかにも一家の宰臣、一手の大將と由々舗見えたり。時にその師いざ歩行て見給へといふ、心得たりとて敵に臨む心を以て、床机をはなれて進んとせしが、痩馬に重荷とやらん動らく事は扨置、やう／＼に座敷の內をゐたり／＼と、纔に三足ほどならでありくことならざりし。是上に記す厨子ばかり結搆にすることを知て、中の佛を吟味することを知らざる故也。よき後世の鑑戒なるべし。

一軍者その主君の命を承りて、廣き河原におゐて、師傳の押形を以て物見井樓を組せ試みたりしに、思の外にふら／＼として登りたらば倒るべく見えしゆへ、輕卒等を呼て、先のぼり試みよといひしかば、輕卒等が曰、いや甚あぶなく見ゆるにより、其等登ること成がたし、貴公の命じ給ひし事なれば、貴公先登り試み給ふべしと、彼軍者理に屈して呵る事もならず、もとより登る事はならず、大に窘りしとなん。家君曰、是等の誤、今の軍學者に數多ある事にて、畢竟その師傳の押形といふ物、本小利口なる理窟を考て、巧置たる迄にて、實に仕て見たる事もなきを、只その口上のみにて受取、うか／＼と共通に成る事とのみ思ふて居たるものゆへ、理窟は聞えて誠の用には立ぬなり。笑ふべきこと也と。先條の痩馬に重荷も此類にて、すべて治世に當て、軍術を講じ武備を務る者のよく／＼心得あるべき事なり。

一家君曰、佐賀侯の長臣鍋島能登は、武備を務ること精密にて、左官の士これは江戸が上手也とて、小者に云付江戸にて土こねを仕習せ、國に備へ置たるほどの人にて、扨形も大兵に力量もありしよしなるが、往年その着料の具足を明珍が許にて見れば、至て鐵薄にして手輕く作らせたり。因てその故を問へば、明珍が曰、能登殿の御了簡都て鐵薄なるは、働は自由をせん爲となり。是等はさすがの了簡に

て、右に記す軍者の類にあらず。

一孫子曰、善戰者先爲レ不レ可レ勝以待ニ敵之可レ勝。又曰知レ彼知レ己百戰不レ殆と。是萬世勝敗の道を論ずるの規矩準則なり。都て此處に心付なくては、一人合の事も、大人數の上も、實に勝敗の道に徹底し自得して、百戰百勝の功を立ることは成難かるべし。然に今の世の軍學者流、武藝者流の講習する所を見聞すれば、多くかうした時はあゝするの、あゝした時はかうするのと云て、只俗にいふ手前勝手のよき事ばかり見えて、人の上を測ることなく、己が節制を調て、己に誤所のないやうにすれば、だまつて居ても人に勝道の有ことを知らずして、只管に人の隙透間を覗ふことを務て居也。是亦可レ笑事也。

一軍學の外に、當時武藝の要として、第一に講習するもの五ッあり。一ッには弓術、二ッには馬術、三ッには劍術、四ッには槍術、五ッには砲術也。もとより是を學ぶに、緩急先後の次第あるにあらず。又藝の甲乙上下あるにあらず。何もせねばならぬ事也。されども又一人にて、悉く兼備らるゝものにあらず。人々の好に隨ひ得手に任すべし。然に近世の流風にて、人々多藝を喜び、一人にて諸藝を兼んとするゆへ、俗に云石臼藝になりて、何れの藝も修行がなましくて、能く其術を盡し、其妙を究むることあたはず。下手計が殖て來るなり。予深く是を歎きぬ。

一右いふ通、一人にて諸藝を兼ることは勿論ならぬ事なれ共、何れの藝者も學ばずして叶はぬものは劍術なるべし。子細は弓、鐵砲の間に合ぬ場と、槍、眉尖刀の用ひられぬ事とありて、其時に至て身の爪牙となつて敵を拂き難を遁るゝものは、實に太刀の德也。又馬に乘て逃て居ても濟むまじければ、理窟をいふても聞入れぬ相手とがあるべし。よく〳〵慮べし。序に記す。往年槍術者家僕を手討にするとて槍を提げ出たり。長道具の事なれば、狹き家の內にて前後左右を顧望せ振舞す內に、僕は門外へ走出て遙々と逃行、つゞいて追行しが、某侯の辻番所に一見咎、拔身を提給ふ人を其儘通しては、

辻番所の作法立ざるほどに、暫時待給へ官員へ告げ、其うへにて通し、いか様の事ありての事歟と問ふ。かく／＼の次第也と答ふ。番人其次第を官員へ告げ、官員來て直に又とくと其子細を聞屆たる其上にて、漸く家に歸したり。その間半日ほど槍を立て辻番所に留られたり。勿論僕は何へか逃行たりとなん。いかに槍術者なればとて、家の内にて手討するに槍を執てかゝりしも、餘り律義過たる事にて、世話に馬鹿の唐名とやらんいふも、畢竟是等の事なるべし。常に此事を思ひ出せば、獨り居ても腹筋をよる事なり。

一凡古より弓馬幷鐵砲等の技藝は、世に名人上手と呼るゝ者が餘り多く出來て、扨今に其立置たる教が殘り、道筋が傳はりて、此已後とても其機を得たる者ならば、如何樣にもその術を盡し、好を究めて上手名人にもならるべく見ゆるに、槍術劍術に於ては、未其道筋を付て教を殘すほどの人の出ざるは如何なるゆへぞ。怪べき事也。先一應いふて見たる時に、弓は的といふ相手を設て、己が業が其道筋に叶へば必中り必貫き、道筋に叶はざれば中らず貫かぬと云。眞劍勝負をして常に稽古し、馬は又獨生物を相手にして、此方の充行か其道筋に叶へば、彼が納得し順ひ、道筋にたがへば驕て手に入らぬといふ。眞劍勝負をして稽古するゆへか、或は又弓は、何をいふも道具を使ふこと、馬も鞍鐙手綱などいふ道具をつかふて乘責する事にて、生付のそこに器用なる者は成易き故か、誰も其譯を辨說するものなし。予思に、弓も馬ももとより道具を用る事にて、其志ありて其術に聰敏なるものは、その生付の得たる所にて、いかやうにも其道盡すことが成れども、劍術槍術に至ては、只道具の振舞しやうや、使樣計の事にあらず。同じ人を相手にして、鷹の鳥を摶つ如くによつて見ると、彼を二ッにして置く事か心に乘り氣に得手は決していかぬ事也。扨そこの修練の方術をば、古より誰一人如レ斯といふ心付のある者なき故なるべし。されば木生十平、宮本武藏などが類、亂世近に生れて、生ながらに其氣筋を得て居たる者、父に勝たて物をしたる例もあれども、その本の氣筋を取立る練習の仕方をば

知らぬゆへに、人を敎てそこを合點さすることとならざるにより、其直弟には大概その眞似をする者有しが、その再傳に及んでは、一向所作のみに成て道筋が廢り、後は棧關(カラクリ)像人の業を見るやうに成行なり。歎しき事なり。

一或人曰、一槍術者の弟子某といふ者、有時思付名を先にして、左勝手に長劍を執り入身せしに、其師突手になりて六本まで入りつけられ、後に漸く一本突たりとなり。思に今の技藝者の習ふ所皆この趣也。槍術にても、劍術にても只是ばかりするもの、あれはあゝする物といふて、今日差定たる形の切組を手馴れ、受流、打播の立廻りを仕覺たるのみにて、本立の氣差しあいやいに至ては、一ッも践しめたる事なし。さるゆへに其藝術皆死法となつて、機に臨み變に應じて活て働くこと能はず。槍をすて劍術を離れて見れば、やはり徒(タヾ)の男なれば、右の槍術者のごとく成事あり。是を吾黨におゐて仕形藝と云て大に笑ふなり。

一藝州の佐々甚作、一日家君に語て曰、頃日同僚どもの槍術の演習(ケイコ)して入身をするを見たりしに、成程いつた／＼といふて手際に入付々々すれども、またあの先が餘初ありそうなもの也と。家君曰、貴方の不審いかにも至極なる事にて、都て今の槍術者に於ては、頂門上の一針なるべし。子細は入付突たりとて、それ計にて實の勝負の分るゝものに非ず。相互に首を取るかやるかして、何方ぞ一方の息が絕てしまはねば、勝ちでも負でもあるまじ。然ども此處の僉議をする者は聞えず、只入付突付するまで也。貴方の不審返す／＼も頂門上の一針なるべし。

一大猷廟の時、上總の何とやらんいふ所に罪ある山伏ありしを、劍術者某に命じて討せ給ふ。是郎官某氏の采地なりしゆへ、其地頭も立合、百姓ども大勢警固して居たりしが、彼山伏至て剛强なる奴にて、踏込々々斬るほどに、劍術者もあひしらひながら跡退去にしさり、堆へ踏外して、仰のけに落たりしを、山伏上より乘かゝり討んとせしゆへ、地頭見兼て傍より槍を以て突倒せり。その間に劍術者

起上りて、山伏を討留たり。これによりて先劍術者のうちあたる分に成たれども、實は地頭の助情がなくむば、中々首尾能く討おふすべき様子にあらざりしゝ也。時に其山伏の死骸を見たれば、切先外にちよこ〳〵と小手打たる跡夥く有しとなり。是彼峯谷の目付などいふ習を覺え居て、其通を働ては見たれども、何をいふも一體の氣勢が格別にちがふたるものゆへ、平押に押潰さるゝ場有レ之、件の次第なるべし。是後世劍術を習ふ者のよき鑑戒なるべし。

一古松本侯〔眞田氏〕の宰臣に、矢澤但馬といふ者あり。一日松本侯を請ぜり。既に矢澤が宅に至り問て曰、何を饗やと。矢澤が曰、麥飯に里芋の羹を進らす。侯の曰、それは珍く佳からん。扨なぐさみは何かある。矢澤が曰、御慰には臣が軍馬を仕て御覽に入れ申さんと。侯の曰、それは一段の事也。とても事に寡人が譜代の臣を出さんか、相手にすべきやと。矢澤が曰、誰なりとも被仰付べしと。乃宗嗣大内記、次子河内守出てられて、馬の左右より對せらる。矢澤時に六十計左振の鎗を以て縱横左右に衝撃し、兩人の衆を馬の側へ寄付ざりしと也。侯感じて曰、但馬が軍馬はいかふちがふたる者也と。矢澤が曰、是になくてまさかの用に立ものにあらずと云に、然に大内記は何ほどの器量かも知らざれど、十五歳にて大坂夏陣に働らかれたれば、並々の人にはあらざるべし。河内守は至て多力にて、人引馬の有しを抱へ留めんとて乘れしが、馬駈出し既に門を出んとせしゆへ、不レ得レ止冠木へ取付、足にて馬をはさみ上て留られしと也。さばかりの人達を對手にして、矢澤件の如く働は、誠に抜群の事にて、其時分にも餘り澤山にはあるまじき也。因て思ふに、今の槍術者、劍術者など、皆己が手の中に似合たる者を叩きまはして見て、自ら上手と心得て居る也。右の矢澤、或は後藤又兵衛、加藤清正など云類の人の物をする氣勢ぐあいに成ては、いかふ段のちがひたる事にて、中々大抵の分にては面向する事なるまじ。然るに昔は猶其上有て、木山彈正は清正を打伏せ、既に首を取らんとせしを、庄林隼人が助けたるゆへ、清正、彈正が首を取られしといへり。故に時英が所志は不レ及ながら、

今日槍術劍術の稽古をするに、誰にてもあれ、右の矢澤、或は後藤などを相手にする意持にて骨を折るなり。さなくては皆眞似事になりて、實力の用に立まじき也。或門の子弟、よく／＼此旨を佩服受用すべし。

一凡今の居合を習ふ者、多く居合の名目に拘泥て、本居合の稽古といふ者は、彼死物なる太刀刀を、我手に入て手先になす迄の修練なることをしらず。或は差詰たる場にて手早に拔く、或は狹所にて長刀を用立る、或は途の折曲などにて、誰ぞ不意に斬掛る時分に、此方も又急に拔て間を合するのといふ事を、居合の專務と心得て、鯉口のはなれ腰のひねりなどを、彼の是のといふは大なるとりそこないにて、それが爲に悞らるゝ者有。歎しき事なり。頃年・銃伍長士某といふ者の所へ、同僚の何某といふ者來りて、相互に火踏に倚り語り居たりしが、彼客人不圖亂心して亭主へ斬掛たり。亭主とりあへず脇指拔て打放したり。客人もとより何も意趣ありて斬掛たるにあらず。誠の亂心なりしを、亭主うろたへて斬掛たるなり。是に因て官廳喧嘩の沙汰に成て、双方ともに家を沒したり。旣に差向て火踏にあたり居たる間ならば、其脇指を拔く手にて直に向を倒すか、或は其脇指をもて彼が脇指を打落して置て取鎭たらば、却て首領(カシラ)より褒美にも預、人も譽べき事なるに惜事にあらずや。思に卒忽の由て起る所は、皆かの居合といふ者を惡く心得て、それが爲に誤りたる者也。是亦後世の鑑戒也。

一凡世の武藝者、我修行の長を試るとて、他流の人と仕會を好む事、何とも心得ぬこと也。心得ぬといふ譯は、先人と社會を仕て勝負を試事は、國家の停止の事なれば、決してせぬ筈の事也。其上他流と仕會して、我藝の程を試ると云となりては、理窟詰をいへば、日本國中のあるとあらゆる人に出會、あるとあらゆる流儀をながして試みたる上でなくんば、安心ならぬ筈にて、一生かゝりても其試をすますといふことは成まじ。然ば纔に五人か七人の人に勝ちたればとても、其者が格別に我に劣りし下手ゆへか、或又時の幸なる歟。たしかにはとりがたかるべし。然ば何とも不落着なる物にあらずや。

思によく／＼天地自然の勝敗の道に徹して、そこに踐しめが出來さへしたらば、別に人と仕會をして、是非を質し優劣を爭ふには及ぶまじき事たり。往年、佐伯侯の家士に某といふ者あり。劍術の達人なり。或人聞及て仕會を望しかば、いや／＼御邊と仕會をして、勝負を爭ふために習たる劍術にあらず。何その時分、寡君の用に立んとて嗜み置たれば、愚に仕會する事不ㇾ成といふて取合ざりしと也。是等は流行に踐しめありし者と見えたり。〔安田六左衞門〕

一或人、宮本武藏が流儀の劍術を究め、それより諸國を遍參して諸流を稽古し、後に彼是十七流を極て一門の藝也しが、尙其上にも諸流を探る志ありて、筑前に何某とやらんいふ劍術者の達人あることを聞及、彼國に至り緣を求て、何某に謁し仕會を望しかば、何某、貴方は此地に緩々逗留して稽古せらるゝ了簡歟、但し又、仕會一通の望か、ゆる／＼稽古せらるゝ料簡ならば、成程仕て見せ申さん、左もなくは入らぬ者也。先これへと云ながら、彼人の手をとり引寄せしが、そのつらだましひ中々仕會のなる相手にあらず。因て彼人も意に若受で負ては、今迄十七流を究たるが皆無になるとおもひ、いや／＼逗留して修行する志はなし、只承り及し故、御手筋を見申さん爲也といふ。何某しからば無益なる事也。立合て見せまじと云しを、幸に暫時物語などして歸りしとなり。思に彼人などは、常に口を利て腕をこく劍術者なりしが、既に仕會を望むほどにて、彼が勢に畏愼して仕て見ざりしは、何とも口惜事にて、すべて常に踐しめのなき者は、是等の類、不覺の臆病を發する事、古今とも毎々あること也。人々平日の覺悟肝要也。

一凡今の武藝を稽古する者、その教閣の形を手馴て、大抵其立廻る功者になれば、はやその許印可をほしがり、許を取さへすれば、それにて人に勝たるものゝ樣に思ひ、甚は最初入門の時に、大抵何年ほど稽古すれば許を授るなどと問てかゝる者あり。是亦何とも心得ぬ事也。自分に勝敗の道は如ㇾ此といふ踐しめなく、只師の許狀を授り、藝術の系圖を受る迄にて、人にかたるゝ者ならば、初より心を苦

め骨を折は無益なることにて、畢竟其許印可を貪るの根本は、都て名聞を第一にする世風になりし故也。悲しき事にあらずや。

一凡今の武藝者流、その門人弟子へ許印可をあたふるに就て、その師匠と五分に劍術をつかふたのといふ僉議をする事、是亦可レ笑事也。都て一人合の勝負といふ者は、日に百度あつてもいつも初手にて、二度めといふものはなき事也。然ばその四分五分の勝の中が、若一本その初に付たらば、其師匠は必負てしまふべきにあらずや。なにとも不僉議成る事也。

一古は君父師を並稱して、君父につゞきて師恩の深く重き事を人に示したり。是本聖賢の意に出る事なれば、尤なること也。子細は先學問の事は始置て、今日武士の武藝を習ふに就ても、弓馬劍術を始、何の藝術にもせよ、それを仕覺えたるにより、武士の一分を立て、尸位素餐の誹謗を免かれ、さて明日にも事に臨て、拔群の手柄をし、高名しに末代まで人にとりはやされまじきものにあらず。是皆師恩の致す所也。然ば君父につゞきて尊べきものは師也。然に今世の師といふものは、多は祿仕の者の故ありて仕を致し、或は少祿の者の庶子などに生れて、分地をもらふ餘計もなく、然とて流石に工商の業を務て、武士を止るも口惜く、爲方なく何ぞ仕覺たる藝術を售て、衣食を營み世を渡る者共なれば、其間には未熟などにて、售かねて貧窮に困む輩は、只その售易らん爲に、必阿諛逢迎を事として利欲を貪より、自師の場に居る事かならず、威嚴を失ひ禮義を亂りて、遂に師の體輕くなり、其流の弊、弟子たる者の恩を蒙りて恩を知らぬやうにしなしたる也。悲べきこと也。

一凡世の武藝を教る者の常言に、平氣にて物をせよと云事あり。その初古人の人に示たる所と、今の藝者の習ふ所とは、餘程の相違あり。能く辨べし。先古人の平氣と云は、都て勝負の事に臨て、敵が强暴なれば、必その氣勢に奪はれて周章により、前後を忘じて事を誤るほどに、よくとくと魂を委決て、敵の氣勢に奪れぬやうにし、目を明て慥に物をせよと云事也。然ども亂世の人と今日の人とは、

本の氣分に違ありて、其處のかんべんがなければ、其習の用立ぬ也。子細は亂世の人は、常に殺伐の氣ざし心持にて居るゆへ、本の氣勢の練習に及ばず。又治世の人は今日互に寒暖の安否を訪ひ、國家の無事を賀する和順の氣さし心持にて居るなれば、先この常を變じて亂世の氣さし心持に成た上でなければ、亂事の取扱はならぬ事也。然に今時の人は、そこの辨なく、平氣といへばやはり今日の氣ざし心持にて居て、只敵を何とも思はずに、偶然として物をする如く心得る也。是を以て、其習ふ所皆虛妄にして實用にうとし。笑べし／＼。いかんぞ今日の氣差心持にて亂に處することを得んや。思に亂の事には、彼王赫として斯に怒てといへる場の亂世に入り、殺伐の氣に成たる上の平氣あるべし。よく／＼勘辨して修行せずんば有べからず。

一凡今の武藝者流を見るに、一體志概孱弱にして骨折が足らず。さて物の僉議が麁略也。さる故に、その習ふ所を見た時に、何をするも何をいふも、此畠水練也。取越問答也。一として慥に踐ふたる事は聞えず。子細は、今我が居らずば、天下に射藝の教が斷絕せん、我が居らずば馭馬の道が退轉せんと思ひ、道を以て己が任とし、さて海内に傳來る所の射藝の大事、馭馬の祕術を悉く極盡さんと志して、身を捨て恥をすてゝ修行し、實に天下第一の名人上手にならんと入て居るほどの器量なる者は、一人もなし、是又歎しき事也。

一家君曰、昔紀州の角觝夫に荒砂長太夫と云者あり。彼が存生の間は、他國の相撲取ども紀州へ踏込では相撲取にくしとなん。相撲取風情すら如レ此。いはんや武門に立て家藝を事とする者の、實に英雄豪傑の士とも成て、國家の干城とも賴まるゝ樣にならひては、口惜かるべき次第也。然ども今の藝者、その志ある者は千百に一二も聞えず。

一今の士人、角觝夫などの大兵多力なる輩を見ては、心に勝負の事を恐れ、甚きは口外する族あり。未練至極の事也。武士の精神にて物をする場に至ては、何ぞ形の大小、力の強弱によらんや。古薩摩侯

の柄臣に二色武藏〔割註〕新納武藏忠光。」といふ者あり。勿論强勇の士なり。一日薩摩侯角力興行ありしに、自國の角觝夫皆他國の相撲に負たり。侯武藏を召て曰、國の角力者皆他國の相撲に負たり。甚無念に思ふほどに、年寄て太儀ながら、汝一番取勝てくれよと。武藏が曰、安御事なれども、臣が取らば必定怪我を仕らんと。侯の曰、相撲取どもの事なれば、怪我をしたりとも苦しかるまじと。然らば迚、武藏立向ひけるが、團扇をあぐると其儘首をねぢてねぢころし。人に語て曰、某關ヶ原其外の役に於ても、此相撲に取負ぬ。思に今六十歳に成、如レ此無事に存て居ると云々。然ども此武藏は其頃も拔群の者なれば、中々大抵の者の目當にはしにくかるべし。

近歳阿波侯の臣に齋藤見齋に云茶道坊主あり。是も勝れて氣丈なる生付なりしが、國に勸進相撲興行ありし時、國の相撲取ども皆負たりければ、某が取勝て見せんといふ。皆曰、御邊今迄相撲のけいこの沙汰を聞ず、無用也と押止しが、不レ聞立向しが、手も無く突出し勝たりし故、人皆目を驚し、如何なる術を以て勝たるやと問ふ。見齋が曰、某相撲は不鍛錬の事なれば、自然負る事あらん、左あらば彼が喉へ咬付て咬殺す覺悟也と。扨又彼の相撲取に何して負たるやと問。相撲取が曰、あのやうな見脉のおそろしきを見たる事なし、それゆへ負たりと。惣じて人の魂を以て物をする場は皆如レ此也。況武門に立つ者の、此場の踐々に自得なくては口惜かるべき次第なり。

一關ヶ原の役に島津義久、石田方にて同く敗走し、僅に主從十九騎にて退れしが、右の二色武藏、駕の先肩を舁たり、時に義久、武藏が弓を射折たるを見られて、義久それではなるまいと云て、自の弓を與らるゝ。此弓九分三厘ありしが、武藏肩人をして、このやうな弱き弓は用に立ずとて、片邊の山中にて鋒を三寸切詰たりといへり。武藏平生の弓は一寸二分ありしと也。然に其初秀吉公薩摩を攻從へ給ひし。義久、禮に出られし時に、武藏も從て目見に出たり。秀吉公、武藏を見給ひて、武藏またいくさがしたき歟と宣ふ。武藏、答て曰、主人正齋、御敵對を仕る了簡に御座候へば、いくたびも軍は

仕る存よりに御座候と也。秀吉公、流石の勇士なりと宣ひて、召されたる陣羽織をぬがせられ賜し。武藏、御前へ進出て受取、次の間へ退し時、まだやるものがあるとて、後に立て置たる抜身の薙刀の螻蛄首をとり、石突の方を差出して渡し給ひしが、武藏ぶる〳〵とふるへながら進出て受取しと也。既に歸宅せしかば、若キ者ども、武藏殿、けふは如何めされたるやと問。武藏答ふ、いや〳〵中々手指しのなる人にあらず。けふは武藏も腰がぬけたりといひしと也。是は武藏が今度目見に出なば、如何にもして秀吉公を討たんと心掛て居ると、同僚どもに語しゆへ也。時英意に、武藏が心掛さもあるべき事也。扨右に記す相撲の次等、并一寸二分の弓を引し事、彼是考へ見れば、武藏は實に拔群の强勇者なるべし。然に秀吉公へ目見の時に、件の如くなりしは、秀吉公は又餘程の段の違ひたる事と見えたり。古義經公五尺にたらぬ小男と云傳へしが、秀吉公も至て小兵なりしといへり。然ども勇威の勝れたる所は、實に古今絶倫の人にて、事蹟を聞く毎に、其時の形勢を想像で快活也。されば武道の勝負、形の大小力の强弱に拘はらずして、心の勇怯明暗に因ることを知て、只幾重にも能く我か魂を磨立るやうを、人々油斷なく修練工夫すべし。然ども修行は中々一通の刀の振廻、槍の遣ひ方、於教のみにて成る事に非ず。もとより成箇之事ならねど、そこの修練の方術がなければ也。されば我が門の子弟、柔心先師の賜、ことの深重なるを欽み思べし。

一往年森文次郎と云者、山野甚十郎が弟子になりて、居物を切習、頗上手に切しゆへ、外の弟子ども、森氏の切らるゝは、どれも能切るゝと譽たり。山野が云、土桑のごとく喧嘩眼にて切れば、竹箆にても切れぬと云事なし。汝等が切るは左にあらず。道具の丹性一盃を切試ることとなり。又その時の司にて、北條氏安房守より、古身の細き脇指にて、二胴を試よと命ぜしが、山野見て使者に向ひ、是にて二胴を切れとあるは無理なる事也。然ども切ずば定て叱り給ふべしと云ながら、二ッ胴を仕掛させ切は、乞食ども意得て、小キ胴をしかけたり。山野見て是にてはあしゝ、その最大なるを仕掛よと云て、當

日の中にも、大男の胴を居させ少し退去て、すか〳〵と進みなりに、やあと云聲ともに、土壇を拂て切落したり。弟子共さても能く切たりと云。山野が云、見ると二ッにして置て切るに切れぬといふことはなきもの也と。是山野風情すら、其技に長ずれば、魂にて物をする場を呑込居たり。然に當時の歴々の藝者、其處を合點したる者少し。是亦悲しき事也。

一有徳廟の時、伊豆の船兒某を召し、日和見とし給ふ。三十年ほどの間に一日も見損なし。其子、其父の業を繼て、今の日和見たり。然に度々見損あり。是父は元來船兒にて多年海上を往來し、命を賭して日和を見習たる者ゆへ、自然とそこに妙を得て上手なりしを、子は父の讓を受て衣食が豐なれば、おのづから修行が疎かになり。さて父の傳のみを受て見習ひ、自分に困みたる事なければ、精く心を用て稽古せざる故なるべし。通家武藝者など尤心得あるべき也。

一三浦平質、予に語て曰、聖人も大抵見て置るがよし。さのみ格別に替りたることも有まじ、と確言なり。都て武藝の事に就ても、小器狹量なる輩は、唯古の人ばかり名人上手にて、今の人の分にては、中々眞似もすることのならぬやうに心得る者多し。腑甲斐なき次第なり。子細は古の人も今の人も、左右の手を以て業をなし、左右の足にて道をありき、目にて物を見、耳にて物を聞、心にて物を思ひ、喰ねばひだるく、着ねば寒いといふ場を、何のかはりたる所があるぞ。然ば古人々々とて猥に畏るゝ事にてもあるまじ。今の人とても志次第修行次第に、名人上手になられぬと云譯はなき事也。古も曲たる物は曲て見え、直なる物は直に見え、今もその通なり。よく〳〵物の大則を心に濟ませ、三千世界を一日に見渡して、骨髓そこに打入て思を懸し骨を折者ならば弓でもあれ、馬でもあれ、其道を盡し妙を究るに至て、何の古人とかはることのあるべきぞ。奮發興起して稽古修行すべし。又森愚然曰、すべて古書に載する名醫の奇妙なる事蹟ども、皆その人々の一生之間の稀なる手柄噺にて、さして驚に足らぬこと也。某なども五度や十度は、奇妙なる療治をしたる覺ありと、誠に一器量ある論

なり。諸藝ともに此心得あるべし。

一凡武藝といふものは、理窟を說て聞せても、道理を論して見ても、一向に善惡の辨なく、理非の合點なくして、天下萬民之大厄難となるあくたれ者の出來たる時に、それを取治るの術たれば、都て武士の身の上は、たまやさしき成事にても、決していかな事也。然るに今の大將達を見れば、多く音曲亂舞の業に耽り、茶香蹴鞠の遊を事とし、甚きは新米の飯をくへば、胸につかゆるなど云人あり。若今にも國家の大事ありて、俄に野に伏し、山に臥すことあらば、その時の有様いかゞあらんや。今から思ひやられるといたはしくこそ侍れ。

一或予に語て曰、某侯、弓馬その外武藝を家士に習はるゝに就て、都て世上を見るに、寡人等に類の稽古事をば大名藝とて、その師も一通りに淺く敎へ、學者も一通に淺く修行する事、今の流風たり。それにては手薄くして、何の役に立たず。汝等がごとく其者になるやうに造就る、その場を寡人にも敎へよとて、何れの藝者をも打入て、身を捨て稽古せらるゝと。是等は流石の心付、誠の武將といふべし。思ふに眞盛の場に至て、大名とて敵がいたはりて用捨すべきやうなし。尙々油斷のならぬ事なり。よくよく心得らるべし。そのうへ今世祿の家も、その祖先たる人々は、文官の事は姑置て、その一體の武藝が人にすぐれて、實に一騎當千の士ゆへ、業をしたがへて大身にもなられたる者也。然ば先成れ成らざれ、その祖先に劣らぬやうにと志を立て、武を磨かれいでは、所謂尸位素餐の人也。然ども今の諸侯はその心付なく、柔弱に持成し、すべて歴々はかやうなる物とのみおもふ。俗に云あんめうに覺て居らるゝなり。せめては此道理は知らせたきものなり。

一大津貞林が曰、有德廟のその初、紀伊侯にてましますとき、歴々中の日に居て御退出を見奉しに、御長袴の股立などは必みづからとらせ給ふ。いかにもかひがひしき御擧動なりしと。今の諸侯を見るに、帯をだに自分に結ばぬ人あり。餘りなる事歟。

一凡今の諸侯大夫は勿論、中人以下の者にも、柔弱に生長したる輩多く、武藝の稽古を、ぶながりて勤ず。又少は勤ても、時として打撲(ウチミ)、折損(クジキ)等の怪我などあれば、必それに懲りてひしと稽古を打止める者あり。是亦國家承平久の姿といひながら餘なること也。たとひ今日稽古事の上にて怪我などをするとても、それは只少計手足を傷くか、筋骨を引違る歟といふまでにて、命に氣遣はなき事なり。然どもそれを勤ず、うか〳〵して居たらば、眞盛の場にて首を失ふべきにあらずや。是あぶなき事の類をしらざるもの也。

一一閭官下三百石を給せし人、生付柔弱にて、安樂に斗り遊藝にのみ打掛て、武藝の稽古事などは一向に勤めざりし故、家長某と云者諫て曰、すべて武藝の稽古を、一遍に名人上手にならねば叶はぬ事と思召ゆへ、大儀になりて後は稽古がいやになるなり。何程思召ても上手名人にとては容易くならるゝ者にあらず。只師家の御祈禱と思召、武藝の定日には必師を招て稽古し給ふべし。是大般若經の轉讀、理趣分の讀行よりは遙に增したる祈禱なるべし。何ほど貴僧高僧を請じて、大般若經の轉讀をさせ、理趣分の執行しても、武士の家にて武藝の稽古を怠るは、禍を招くの媒也とて、度々諫めたりしが、とかく柔弱にて引立なく、音曲亂舞、その外茶道、蹴鞠等の遊にのみ日を暮せしが、果して後に亂心して室(オクガタ)を斬殺し、男子なかりしゆへ家斷絶したり。家長が諫言誠に思ひ合せたり。

一或予に語て曰、何某とやらん云者、はなはだ鐵砲の音を嫌ひ、鐵砲の稽古場抔へ交る事あれば、前日より顏色青ざめ、或は不意に玉音抔すれば、驚て飛上る。予思に、是等の類近世數多有。畢竟國家承平久しくて、人の志氣なきゆゑに隨ひ、漸々に士風が頽れて、幼年より父母の教誡もなく、生付のまゝに生長して、かやうに有ては、武士の一體がすまぬほどに、是非々々思ひ直さんと云心なく、生付に任せて取直さゞるが故なり。歎はしき事なり。直らぬといふ事あるべからず。若直らずんば、迚も武士の勤はなるまじければ、速に業を改るがよろしかるべし。又世に雷を嫌ふ人あるものなり。是も同例

にて、幼年より父母之教戒なく、生の儘に育て取直さゞる故なり。又昔、加藤清正の蜘蛛を嫌はれたる類の、魚鳥草木等の常にあるものを嫌ふに、その甚に至ては、觸れば死に及ぶ者あり。是は生來體の甚患所あるゆへ也。予もまた見及たる事あり。是は又格別の事にて、強て武士の恥辱となるまじ。

一凡今柔弱なる者の武藝を學で、武備を務むることを嫌て、今如レ此靜謐なる時節に、何の左様に武の世話が入るものぞといふ者多し。誠に俚諺に云、掛潰とは是等の事なるべし。よく／＼料簡して見るべし。當時かやふに世の中の無事なるは、末何故ぞ、國家の武威が盛にて、武備が調ひ、國々端々までも、その餘光が殘る所なく行渡て、誰人逆意を挟む氣も付ずに居る故にあらずや。古人の天下雖レ治忘レ戰則危、と戒置れしは、此時節などの事にてこそ有べけれ。然るに已一人家業を怠るのみならず。子弟朋友迄の害になる妄言を吐くは、無二物體一次第なり。縦我は柔弱にて一生を終る共、責て子孫へは勸善の心ありたきもの也。

一凡幼年より武藝事を心掛たる者の、妻妾を帶て子女などを生ずれば、多くその容類撫育にのみ打掛て、稽古事などをば一向に打止め、又老年に及で隱居すれば、必用立刀脇指を帶さずして、相くち拵計を帶するが、大抵十に八九も有也。何とも心得ぬ事也。妻子を持たればとても、年が寄たればとても、虚事があるまじきか、人が敵して置くべきか。今死ぬまでも負てすまぬ武士の身の上なり。油斷大敵の基といふ世話を忘るゝことなかれ。

一簡林侯の柄臣松倉止行者、或人の甚老衰せしを見て、戒て曰、何ほど年が寄たるとても、武門に立て物の修行をもしたる者の、左様にくつをるゝといふ事があるものの歟と、誠によき戒にて、今日武門に立つ者の、年がよりたればとて老耄をしたり。又壯者にても亂心するといふは、皆心氣の操守をたしかにする修行がなきゆへなるべし。人々自戒むべき事なり。

一凡少年の輩の色欲に耽り、宴樂に溺て、身を失ひ家を敗りなどすることのあるは、皆心氣の血氣に克ことがならずして、一應は心に放蕩を警るの念あれども、血氣の盛なる方へ引付られて、心氣を取亂すより事起るなり。さる故に中年にも及て、血氣の定る頃には、大抵中人以上の資なる者は、必とりしまりが出來て、身を失ひ家を敗るほどの事はなきものなり。是者その血氣の漸く定て來るに、心氣はますく募るを以て、心氣の抑が血氣に克ゆへ也。されば人々たとひ若年なりとも、よくく此心氣を以て血氣を抑て、血氣の爲に心氣を取亂さぬやうにと云場を心掛て、平日そこに工夫を用るが宜しかるべし。又幼年より武藝の修行にかゝりたる者などの、壯年に及ぶ頃に多く情氣に成て、最初の志を變じ、遂に逸遊宴樂に傾て、始終その業を仕遂ざるも、そのしかる所以はなにかと見れば、皆彼が血氣の募るに隨て、色情を發するもの、色欲に陷溺して本心を梏亡すれば也。若能是心氣を以て血氣を抑る所に、平日工夫を用て五度に三度も、そこの行はるゝやうになり、さて武士の身之上は、今事の出來ざらんも測られぬといふものを、心の置所にするほどになれば、それからは情欲に蔽はれて、懈惰の念を萠し、志を墜し、業を惰るやうなる事はあるまじき也。勿論、色欲といふものは、有心無心の差別なく、生物の心あるべき事、況人は萬物の靈長にて、神智を具足するものなれば、尙更萬物にすぐれて、色欲も深切にあるべきものなれば、一向に色欲を絕て、木石のごとくにせよといふにはあらず。本より成らぬ事なれば、色欲はそのまゝにして置て、只我勤むべき場をよく勤て身を立よと云事也。

一凡何にても武藝の稽古をするに、其初教閫の勢法などを覺る間は、格別の事既に其所作をも手馴てのうへは、必度毎に演習と思はず、實の戰陣に臨むと心得て業を肆ふべし。是一切の武藝稽古に就て肝要の心持也。よく此心得を受用せば、武藝稽古に就て、假初にも怠惰の念を萠し、未熟の振舞はあるまじきなり。

一或日、昔某侯至て武備をたしなんで、馬を養は軍用專一なりとて、常々圉司に命じて躍足ばかりを乗せ、もとより水罕水飼なり。然るに圉司何某躍足計を乗ては、馬の口の入らざる事を知て、遠乗抔號して他所へ出て、よく／＼馳拍子乗り口を入置しゆへ、數多の馬ども心も治り、足も慣て用に堪しが、その圉司死して後、外の馬役共は、命に任せて一向に躍足計を乗しほどに、良馬ども皆廢れりといへり。世俗の何かに就て、大名藝とて嘲弄するとも理也。予思に一切の事ごとに、我が偏意地を立切、人のいふことを聽納れず。我計才智あるものゝやうに覺て居る時は、貴賤上下共に必かやうの誤ある者也。就二修行者一抔の氣儲が有ては、廣く衆益を攬る事ならずして、誠の上手名人と云には成られぬ也。各自戒むべき事也。右の人など大舜の己を捨て人に從ひ給ひしとは、實に天地の隔ある歟。

一右之某侯ある時、馬にて箱根山を越られたること有。或人是を聞て、臨レ事而懼。好レ謀而成。とある聖人の教を不レ知して、匹夫勇を好み野鄙の至り、無二物體一次第也と評する者あり。予が曰、貴方の評判一應は聞えたれども、其事計は又左樣に一概には論じがたし。都て柔弱なる人の、常々駁馬の稽古を勤めずして、平地の乘馬にもたま／＼躓てとなどあれば、忽落馬する類から見れば、成程あぶなき事のやうなれども、右の人などは平素さやうな場にても、あぶなふなき樣の修練をして、自分にあぶなき場を踐〆て居られしものゆへ、時にとりさやうの事をして見せられたるものなるべし。邇近には左樣の事をするも、武士の上は公家上﨟などとちがひ、士氣を勵して宜きこと有、強て野鄙の僻事と計はいはれまじ。この類の事古の名將の上にも多くあること也。

一右に類して、大人君子の體を失ひ、德を傷ること有。是も昔の事にて、大國の封君なりしが、その伯姉同列の封君へ嫁し居られたるが、故有て自滅せられ、其事注進ありしかば、直に只一騎乘出して、彼の屋敷へ往かれ、事の樣子を尋られしと也。是は右の箱根山を馬にて越されしとちがひ、大なる誤なり。たとひ其身がゆかるれば、死せる伯姉が蘇生せらるゝ迚も、大國の主たる人の、只一騎乘付て

往るゝと云事は有まじきこと也。それが爲に當々それぐの手當をして、當日の番士を定供支度をさせて、何時も急用之辨ずるやうにして置にあらずや。然ばいかやうにも、供立の間に合はぬ事あるべからず。思に肩輿をば止て、小馳にて急がれたるなど云體はさもあるべき事也。只、騎乗付らるなどいふは、其身の輕脱ばかりにあらず。一家それぐの有司等も、皆その職を失して、其輕脱を諫る心付なかりしか、知るあるものは笑ふことにて、大勢の家士までの恥辱になる也。或人曰、貴方の論議に至極せり。若その伯姉が父母ならば如何と。予が曰、それは尋らるゝにも及まじき事也。假令ば非常の事あらば、父母が害にあはるゝとても、其身計往て何ほど思ふても、其場の取掛の不レ成事あるべし。如何僉議して見れば、とかく大人君子は、大人君子の場を踏ねばならぬなり。

一某侯の家士南與三兵衛といふ者、ある時居風呂に入居たりしが、同僚二人口論して刄傷に及ぶ者ありと聞て、直に裸體の儘にて往き、その切詰たる間へはいりて、双方を抑へ理を諭して取鎭たり。然るに後日に至り、外の傍輩共、その丸裸にて往たることを笑ふ。南が曰、笑ふことなかれ、其時何れも律派なる裝束つきてはありしが、外から見て計居て、側へよる事もならざりしに非や。某が往たればこそ、士兩人の命を救たり。然に我を笑ふは何事ぞやとて、却て大に笑しとたん。是南はさすが用立士と見えたり。他之同僚の笑しは大なる誤にて、世にこの類の笑そこなひ數多ある事也。

一某侯の家士何某と云者、麻布邊の下屋敷の長屋に居たりしが、一日孫女を携て、その營前の小圃に遊居たれば、隣邸より垣を越て白刄を提げ來る者あり。折節無刀なりしゆへ、側にありし竹箒を取てその者を打伏せ、捌置て官員に告げ隣邸へ送返したり。その取捌一も無二殘所一。さすがの士と見えたり。然るにその主君、自分の營前ながら、既に家を離れて外へ出るに、無刀にて居たるは不心掛なる事也と云て、暇をやられしと也。予思ふに、是はその主君の不僉議なるべし。勿論家とはなれて外へ出に帶刀せざりしは油斷なれども、直に自分の營前ならば、時として無刀にて出まじきものにもあらず。

然ば常々の事を云て、一言の叫なとにあるべき事なれども、直に取とあるはおしき事也。是等は上に立人の心得あるべき事也。但又今の主人を見れば、家に居て我が眼前の目に居る者多し。是は最遣ふなき時節に生て、武備を忘れ、油断の至り、大害の基なるべし。愼むべし。愼むべし。

一其後往年阿波の鳴門の邊にて難風にあはれ、船舶破損したり。安国寺士以上の者五十人程乗居たりしが、常に游泳の達者たる者ども皆溺死せり。又平生游泳の不レ達者は、却て死を免れたり。その達者なると云は、その在所に浮上り暫時かへたてゝ、何とやらん云島迄、其島へ一息に泳付け、或は其島迄往て、直にて湊へ帰着する程の勝たる游泳者なり。然に其者共皆溺死したる其訳を尋るに、游泳達者たる者は、何卒礒へ游着んと非たる故、却て力盡息切て死に及り。又游泳のならざる者は、とても溺死を免れまじ、然共先成たけはと思ふて、板子抔に取付居たりしが、却て波にうたれて礒へ上り死を免れたりと也。因て宗旨曰、是その游泳の達者なる者は、日頃の稽古は変じやと思ひ勵み游たるならんか、その難をのがれんとする心より心動き氣上て、平日の調子を取失たるものはへ、平日の游泳とちがひ、衣にさからひて力を竭し息を切たるなるべし。若能平生の如く、心氣を治め息合を調て、波にしたがひ游泳せば、溺死する事あるまじ。又游泳のならざる者は、迚も必死と覚悟したれば、さのみ騒ぐ事なく、波に随ひ居たる故、力を費さず息を切らずして、却て死を免れたるなるべし。呉子曰。必死則生。幸生則死。とは誠に確言にて、今日武藝の稽古修行をする者の心得有べき事也。子細は平日嗜不力抔にて氣遣ひのなき打合稽古をすると、眞盛の場の一拍子ちがひは、首を失ふ時の心持とは、大に相違あるべし。と意を着くべし。

一昔和州の何とやらん云所へ夜々異物出て、さまざまの怪事をなし、往来の人を悩すと風聞せし事あり。血氣の若者ども四五人寄集ての評議に、狐狸の所爲か、但し魍魎の類の業か、何にしても憎い奴也と云中に、某が往たらば出まじと云者あり。又側よりも某が往たらば出まじといひ、それならば誰

がゆかん、彼がゆかんとて、何れも氣丈なる樣子也。時に弓場政武といふ者、いや／＼何れも往事を止らるべし。左樣に化物と腕張肱張をする了簡にては、彌〻化物が面白がりて、狂言の仕組に增補をして、尙々頻に出べしと云て大笑ひせしかば、何れも閉口せしとなん。家君曰、すべて勝負之事に就ても、又右の類の事にても、何の物奪はれまいと云もの、はや物に奪れて居る也。此處人々合點ゆきにくし。

薫風雜話　巻之二

一或人曰、世俗將棊をさすに、待駒を打て勝を制するを黒手なりとて、相互にこれを禁ずる也。一日予是を棊工に質せしかば、棊工が曰、是は世俗の僻也。昔より上手名人の待駒を以て勝を制したる例數多あり。都ていかやうにせふとも、敵手のこまる所、兎角よき手也と云々。因て思ふ、すべて武藝の上にも、此類の世俗の僻多くある事なり。よく／＼心得べし。されば孫子にも兵者詭道也と有て、兎角どのやうにしてなりとも、先負けぬやうが肝要なり。然るに世に謬に、尋常にするの、神妙にまいるのといふ事あるを、人々幼年より耳熟居て、實に武士の習と心得て、勝負の事は、只其にすきのなきを第一にする事を知らず。事に臨てよき機を失し、人を討とて、却て人にうたるゝもの有。皆無藝の俗諺、草双紙の筆辯などの爲に、あやまらるゝなるべし。是等亦大可レ笑。

一昔關口彈伯壁を横に歩むことを善すと云沙汰あり。或人聞て、その技を見んと懇望せり。彈伯やすき事なり。然共今日見せにくし、近日改て參るべしといへり。或人大に悦び、日を約して彈伯を請じ、種々饗應ありて後、いざ御技を見申さんとありければ、東側に仰臥し、壁を踏て横ざまにころり／＼ところげて見せらる。或人見て、是は如何と尋ぬ。その時彈伯が曰、某は鼠にあらず、鳥にあらず、壁を横に歩むことは、此外に何も術なしと、或人漸く浮説の誤りをしれりとなん。今も此類の浮説數多ある事也。よく／＼審にすべし。

一或人家君に問て曰、都て日本の武藝皆流に、必道を私して秘事口傳を立置て、妄に人に傳ふることを忌む事流風となれり。是聖人の教にたがふ事也。不審如何と。家君曰、貴方未此意を理會し給はざる歟。凡聖人の道は人の人たる所以の道なり。爰を以て上王侯大人より下匹夫匹婦に至るまで、各々敎諭して其身を修めさするが肝要なれば、もとより秘するといふ事なし。又武藝は本不仁無道の惡人盜賊を

征伐するために設て、人を殺すの術なる故、妄に人に教て害は、彼悪黨盗賊がそれを覺れば、譬ば虎に翼を添るがごとし。さまぐ\の利方を習ひ、重寶なる仕形を覺るなど、人の害になること速し。是を以て、古より武藝の大事をば、極て祕して人品を撰で教ることなり。是等中國の風俗と趣向相違あり。

一或人はなはだ園碁工に從て、その法を學べり。一日碁工諭して曰、すべて何ほど不器用者にても、出精して稽古すれば、手直までには成らるれども、名人にはなられぬもの也。名人になる碁は、初より碁の筋がちがふもの也。迚も尊公の碁にて、名人上手と云程にはなり給ふまじ。然ば餘り心勞し給ふ不レ可と。因て思に、都て文學武藝の大事と、園碁、將棊、音曲、亂舞の類の小技との違目あり。よく\辨ふべし。子細は園碁、將棊、音曲、亂舞、或は蹴鞠、楊弓等の遊藝、上邊の器用の入る事は、生付のそこに疎きものは、何ほど精勵しても、成就しがたき場あり。さるゆへに古より詩酒有二別腸一といひ、俗にも碁知恵酒力などいふて、格別の事にして置たり。又文武の大業に至ては、眞知の明暗と心氣の强弱とに係て、縱上邊は不器用にても、眞知の不昧者はよく\心を用て稽古修行すれば、いかやうにもその生付を變化して、上手名人の場を自得し、その妙を究ることあり。されば孔子の參は魯なりと宣ひて、曾子は不器用なる生付ありしが、だん\學問して、後々は大賢の場へ至られしとなり。是學問の生付の魯鈍によらぬ證據なり。武藝もその通にて、眞智の不昧して、魂の丈夫なる者でさへあれば、たとへ手足は不器用にても、始終は變化して成就せぬといふ事なし。但し好かぬ者と勤ぬ者は論の外なり。

一凡今公朝の諸士より陪臣の輩に至まで、武藝を學ぶ者、常はいふに及ばず。冬に至れば必寒稽古とて、三十日の間未明より起て、右の業を肄ひ、骨を折ること、當時の流風となれば、是古よりの事といへども、取分有徳廟の教化はよりての事にて、誠に目出度事なり。然どもよく\執る者なふして、有

中の質朴を遁し、自分の氣丈を出して、徃々名人上手にもならず。身を殺して而も仁を成さずに終るもの者多し。予これを評して曰、都て武藝の稽古をするは、本何のためにする事ぞ、眞實の場にて首に押付を見せず、實死を遂さへすれば、武士の一分は立やうなものなれども、死ぬまじき場にて死ぬは、俗にいふ犬死なり。死まじき場は千騎が一騎になるとも、死なぬやうにしたきものゆへ、武藝を稽古する事也。然ば稽古事をするとも、其仕形の有べきものにて、猥に無益なる氣丈を出して、寒天に薄着をしたる、飢に物を食はずに居たりする類、多く客氣より出る。上達の氣丈にて、昔人の十九二十より中年頃までは成れども、生涯つゞかず、何の益なき氣丈也。實はその氣丈を貯置て、心に懈の出來て、もはや稽古を止んと思ふ時分に、奮發興起と勵して出精すべし、成就せぬと云事有べからず。一切の事一旦は誰もが自ら引立て、力を盡し精を出せども、始終を遂る者少し。是皆氣丈の出し處を不レ知して、自心の未熟を戒めざるゆへなり。勿論出す處のちがひなりにも、氣丈を働くは懦弱なるよりは遙に増らんなれども、迚もの事に勞しては功のあるやうにしたきもの也

一森川調兵衛の曰、予が父調兵衛は、紺谷左近が射藝の高弟四人の内也。上手なりしが、一日予に語て曰、左近常に云き、予思に、堂いるといふものは世にひよんな事が出來て、後世射者の大將とならん。某も若干程まで射は射たれども、人の精力の程といふものが有て、大抵若干程までは誰も成る事なれども、それより上は決していかぬ事也。然るに古今とも名利を求る世情なれば、人々矢數に目が付、矢數をせるによつて、往々弓の道筋は廢れて來る也。ひよんな事也とて、屢ゝ歎きたりとなん。

一昔星野勘左衛門堂射の惣一をせし已後、近世の射者、その右に出る事あたはず。予思に、昔前にも云ごとく、志氣が脆弱にて、さて修行の仕處がちがひたる故なるべし。子細は先我が一個の射術を、星野にも劣らぬほどに修行を盡し置て、さて惣一をせば、星野が矢數の上に五十七十を射越すは、たやすき事なるべし。只あの矢數に目を付て、射越して名聞にせんと思ふ了簡にて、一寸つゝ力をたの

み、矢束をたよりに修行して、我が魂に覺の出來るやうをせずんば、實に七生をかけても成就する事有まじ。納屋が歎誠に理なり。又思に堂射は射させやうにて、後に射の巧拙の誠によろしく、さて後進の修行の勵にも成るべきもの歟。

一同人京に居る時、愛宕山に何やら怪異の物出て、夜々ぎい／＼と鳴と云沙汰あり。星野人に問て曰、それは誰が往ても出る歟。人の曰、然りと。星野が曰、某今夜往て試ん。某が往て出でずんば、必怪物なるべし。若やはり出るならば、怪物にあらじと。すなはち弓矢を帶し、山に至て考居たれば、夜半過る頃に、果して樹上にぎい／＼と鳴聲あり。星野すなはち一矢射たれば鳴聲息止ぬ。歸て人に謂て曰、今夜異物を射留置たり、明日往て矢を取來り給へ、大事の矢なりと。翌日その人往て樹上に升り見れば、木の枝の重り居る處へ矢を射付置たり。畢竟その重り居るが、夜嵐にて搖ぎ、ぎい／＼と軋る音のしたるなり。すなはち矢をとり歸て、かく／＼と告。星野が曰、さこそ有べし。此異物ならば某が往たらば出まじと決斷して居たる處、實に射者の標準として、修行すべき場なり。されども射者そこに心付のある者は、千百に一二も逢ひがたし。

一昔藤井蘭齋、長沼澹齋を請ぜり。佐枝先生從て伴食たり。既に膳の出べき頃、勝手甚さはがしくして遲りし、澹齋も肚飢に堪かねられ、良久して漸々料理出たり。澹齋歸て佐枝先生に謂て曰、今日請食に値て、却て肚飢をしたり。御邊もさありなんと、又從僕に問て曰、けふ饌の出る前に、勝手さはがしく聞えたり。如何なる樣子がありしぞ、汝しらずやと。從僕が曰、今日勝手の騷しきは、御饌の初穗を先御親父樣へ進らるゝとての事也とぞ。澹齋、佐枝先生と共に笑て曰、須臾之敬在二於郷人一。といふ事をしらぬ儒者なりと、予觀に近世朱學之流弊如レ此の癡漢を生ずる事多し。實に笑に餘れり。

一長沼澹齋名は宗敬、字外記といふ。資性聰明にて强記博學にして識多し。後に握寄八陣の敎に根據し、和漢諸家の說を折衷し、且古實を講究して兵法を製作し、遂に一家を成して門人に敎授せり。赤

石候の家士井上新助。〔割註〕名賓、下句庵號。〕その高弟たり。佐枝先生。〔割註〕名は尹重、字政之進碎玉軒卜云。〕上野侯に仕、その初勿齋に學びしが、勿齋不幸にして潜齋に先て死せり。是に因て、後に潜齋に從てその許可を授かれり。我を以てこれを見れば、すべて古今の兵法、長沼流の上に出るはあるべからず。もとより瑣々たる得失は論にあづからず。予が家君は碎玉先生に從て、その書傳を究たり。碎玉先生も亦博學高才にして、潜齋を羽翼せし人也。一日尾州の某といふ人、碎玉先生に簡して曰、凡世に流布する武田楠流、足利流等を始、越後流、甲州流等の軍法は、皆その場を踏たる人の立たる法なれば、其長を學ば自ら其道に叶ふべし。又長沼は何を云も治世に生て、その場をふまざる人なれば、極て畠水練の過ありて實用を悞らんと、碎玉先生答ふ。長沼治世に生て、終に戰場を踏ずして製作せし兵法なれば、眞盛の用度は如何と思はるゝ事、成程尤至極也。さりながら、昔孔子はやう〳〵魯國の大夫にて天下を治給ひし事はなかりしが、今天下を治るの道を學ぶに至ては、必孔子の敎に由らざる事あたはず。然ば長沼がその場をふまぬとても、古實を考究して立たる敎なれば、一向に用立まじきもあらずと、彼人再び返答にあたはざりしと也。

一或人父の大祥忌に當て、生時の嗜（スキ）なりといひて、白強飯を供せり。後藤左一郎これを聞て笑ひて曰、是皆婦人女子のしわざにして、丈夫の道にあらず。若父が淫亂ならば如何せんやと。所識某予に語て怪て曰、誠に左一郎は兼て學識ある醫生と聞及しが、いかなる學問をしたるやらん、豺狼の心なりと。予思に、近世の儒學者流皆是等の過失あり、歎しき事なり。朱學に拘泥する者は、矜持束縛の弊ありて、右に記す蘭齋がごとくになり。又それを看破たる輩は、一向放蕩婬酒に流て、所謂忘八とも稱すべき柄に成行也。左一郎もその類なり。中庸に依るの難を聖人の歎き給ひしも、誠に理なり。

一道策本因坊は、圍碁に於ては實に古今の妙手にて、世に碁聖と稱せり。一石づゝ僉議しつめたる上は、とかく一石づゝ强かりしとなり。予思に、勝敗の事に於ては、別して此場が大事にて、同じやう

にその道を學て、同その事理に達せし間にて、相互に敎讓しつめたる上にも、又一分づゝ人より立越る。そこに自得徹底がなくては嬉鋪はなき也。又詩策等の規矩を出し置てより已來、後世の者その規矩に由らざる事あたはず。たとひ何ほど聰敏なる者にても、その規矩をはなれて、自ら才智を奮ひ、妄に其技に達せんといふことは、はや今では決して出來ぬ事なりと、ある人云り。

一佐々木玄龍は近世の仙手也。常に尖頭齋と云筆人に命じて筆を造らせしが、一枝の筆にて僅に二十字を計を書けり。是都て筆をつかひならして、至極のつかひ心なる場は、二十字計を書に過ざるを、初よりよく其處に叶ふやうに造らせたるもの也といへり。然るに往年增上寺の僧尖頭齋が、廛に來り筆を求るとて、汝が造る佐々木玄龍が流の筆は、成程好筆なれども、可惜には早く禿るゝといへり。尖頭齋笑て曰、僕は多年玄龍先生の筆を作れり。玄龍は只早くきるゝやうにとこそ作らせらる。今上人筆のはやく禿るゝを惜み給ふは、能書にあらず故なるべしと、因て思に、すべて物の上手名人と、又不案内者とは、武藝の上にもかやうの間違ありて、人の嘲弄に逢ひ、恥辱を得ること毎にあるもの也。能々心得居るべし。

一或人渡邊由翁と云者に謂て曰、昔楠正成千劍破城を守て、敵の爲に屠られず。威を海内に振ひ、遂に天下を征す。世々その神武をしやうせり。然ども某その遺蹤を見れば、今の鐵炮を用る上からは、中々正成の業もなるまじと。由翁笑て曰、此方に鐵炮を用るほどなれば、正成も亦才覺して警備すべき間、中々あたりへ寄付るものにあらじと。或閉口せりとなん。

一佐々木玄龍の弟文山は、玄龍に賢りたる筆虎なり。一日家君に語曰、一切の技藝、その事理の趣はかはりなきもの也。貴方などの方にては、劍術などをつかふに、敵を見ると二ツにして置て、切跡へ太刀刀をやることを修し給ふ。某等が文字を書くも、その意持は同事にて、紙に臨むと、先あり〳〵と文字が出來て居る。その跡へ筆をやるでなければ、誠の能書と云にてはなしと。又曰、すべて日本人

の華様を學ぶに、その成法に由て修行して、其の病を去き、よく筆道に達して、己が氣象を書て、文字の活るやうには成らざれども、華人の形像をその儘に寫して、色濃いきごみまでも能似するやうには成られぬなり。子細は義之々々徴明の輩にもせよ日本へつれ來り、御實本日の和佳を學ばせて見よ、何と出精したりとも、日本人のごとくに能似することは成るまじ。然ば日本人の華様を學ぶも、宛然たる華人のごとくにて、何としてもたらられぬ筈のこと也。然ば成る〳〵と云て居る和漢の水土の差別を知らぬといふもの也。可笑し。又たとひ至て微なる者にて、たま〳〵似するもの有りとも、夫は彼の華人の糟粕を嘗て居るといふ物にて、筆道を自得したる人とはいはれまじ。されば某抔が云も、中華の法を學て、中華の文字を書くて、世俗に華様〳〵とはいへども、畢竟は日本様なり。然ども鎮釘の打を糸にてつゞりたるごとくにもへ、字を作れば、皆華様と心得て、さて己に一體の法が調たか調はぬか、筆道に達したるか達せぬかと云所を、眼も具はらずして、只一分の物數寄に合せて、誰は能書也、彼は見事也といふ評判、つまる所筆の高き氣丈なる者が、當世の能書になるべし。歎しきこと也と。又常に謂て曰、某は物を書が天職分なれば、たとへば味噌屋招牌にても、淨瑠璃本の外題にても、人がたのみさへすれば書てやる也。世には手惜をして容易に書てやらぬ輩もあり。何とも心得ぬことにて、畢竟は世俗にいふつけ物體をして、禮遇を重じ幣帛を厚ふせしめんと巧たるもの也。鄙むべき事也と、予思に、一體の見識にいかうちがひたる所有し人也。然るに知る人少く。是古今の通患なり。

一或曰、日本にも寺刹があればこそ、まだしも居めきて尊し。若何れもなからんは、埒もなき物なるべしと。是既同前にいひたる說なれども、大抵當時の儒者も、皆この了簡にて居る也。さるにより經濟の事に就ては、一切の事、食の數やう、水の汲やう迄、華風にしたがり、又物を書に華樣といへば、華人の朱色墨迹も能似ざれば、能書でないと心得る也。皆かの賢智の過て、却て天地の大則理筋を忘

却したる物なるべし。

一荻生氏蘐園隨筆に曰、禽獸有二偏智一。夷狄有二偏智一。浮屠之說心。西學之說數是已と。いかにも確論なり。されば都て日本人の武ばりたるも、畢竟國柄の偏性なれば、一向の華樣には決してならぬ事と合點して、無益の世話をやかぬが宜かるべし。然るに往々徂徠が立敎の趣、此前言と違ひ、動もすれば彼の食の炊やう、水の汲やう迄を、生寫の華人にしたがる氣癖ありて、それが爲に惧られし人數多あり。予を以て是を觀れば、それもやはり國柄の偏性にて、畢竟學問修爲、その己が偏性變化するほどになかりし物と見えたり。可笑し。又夫とは沒交涉の事ながら、隨筆の中故、序に記す。荻生氏の說に、近世天學家以爲、地形至圓、上下八面、皆有二人民一以處レ之。殊不レ知。凡有レ形者皆有二表裏向背一。如二果蓏一至圓亦有二帶處一。可二以見一焉。朱子謂。地如二饅頭一。崑崙其極尖處。此迺有レ理。世俗或以二西人舟行一窮二天地一而信レ之。夫天地可二以レ足窮一レ之。何以得レ爲二天地一と。予思ふに、さばかりの大儒にして、是等の事を明らむる事能はざりしは怪しむべきこと也。子細は日月星辰の東に昇り西に沒して、晝夜明暗の別あり。春夏秋冬の互に往來して、寒暑の廻日の長短あり。是則天は地の外を包み地は天の內に在りて、其地と云ものは、彼の天學者のいへるごとく眞丸なる物にて、さてその天と地との間を、陰陽の二氣がぐる／＼と一息間斷なく運行するに因て致す所の故にあらずや。又この道理を以て日食を推して毫釐も差ず。節氣を定て、各々其時に應ずるを見れば、天學者の說想像の見に似たれども、是を事實に徵すに、鑿々として據有ること也。又朱子の說に依て、表裏向背の論は、彼の愚癡盲昧の族の天堂地獄の沙汰に似たり。學者のいふべき事にあらず。子細は先地を表裏向背ある物にしたる時に、彼の饅頭のごとくなる天地を、又外に如何なる物がありて、是を載置くことぞ。又日月の出沒、寒暑の往來に互にくる／＼めぐり來たる處の機會をも、何と片付て置くべき。又天地にして足跡を以て窮むべく、人は何ぞ天地たることを得んといへる、是又儒者のいふべき事にあらず。

都て人といふ物は、天地と並立ち、三才の名を得て、天地の道を裁成輔相する程の萬物に勝たる靈あるものにあらずや。其うへ天に升て天の外を見んなどいふことならば、いかにも人力には叶まじき事なれども、既に舟行といふ巧術を設て、古今數多の人が度々往來して、其事實を踐行ひ、窮置たる事なれば、強に成らぬ事と計もいはれまじ。思ふに地形至圓の論は、却てかの無極大極の說、有の崑崙極尖の處の言などの想像臆度に出て、學術政治に益なれるとはちがひ、日食を推し氣節を定るのよき據にして、知らずんばあるべからざる事也。されば一切の事、古は疎にして今は密になり。古は略にして今は詳になりたる事甚だ多し。地形至圓の說などは、實に前聖の未發せざる所也。

一或曰、世に云今の太平は全く鉄炮のあるが故なりと。家君笑て曰、近世銃者の論皆然り。皆纔に寥子に一ッほどの智より出る短策なるべし。國の興廢存亡何ぞ鳥銃の有無に關係すべきやと。或人愚昧にして一向に其意を了せず。因て又家君の曰、予の先人常に勝敗の道を說、友求の教を施して、弟子の會得せざることを歎じて、世人は皆聾にて我は啞子也といひしが、御邊も餘程の聾也と。或人憫然として去りぬ。笑べし〳〵。又三浦半質曰、元來鐵炮といふ物は、臆病道具にて、日本の武士の用べき者にあらず。然ども當時は向に用るゆへ、是非なく此方にも用る事也と。是的當の論也。

一昔某侯常に輕卒等に命じて、鐵炮の早打を習せらる。一郎官某氏見て、人に謂て曰、嚮に某氏の早打教閱を見たりしが、予は傍よりその實用を懊らんことを歎ぬ。予壯年の時、島原の役に臨み、屢ゝ强場を見たりしに、都て會戰に臨んでは、甲士すら周章て平生の志を失ひ易し、況や輕卒等の事なれば、苦口しつめても猶早くなりて、徒に打放し、照準を失ふもの也。然にその心得もなく、猥に早打の巧ならんことを責らる。思に實戰に用ひば極て徒放しらんと歎しきこと也とて、予憤に某氏の說左もあるべき事にて、すべて鳥銃を習ふ者の心得あるべき事也。嚮に佐枝先生鳥銃茶話を著して、是等の粗陋を辨說せり。人々懇翫すべし。

一昔川中島の役に、謙信の一騎にて引るゝ處を、甲州方の士凡十八人にて取圍み討んとせしが、謙信に斬拂はれて寄付こともならざりしといへり。謙信ならば左もあるべき事にて、扨今日霜辛雪苦を犯して、心を苦しめ骨を折るかはりには、誰々もその場を自得したき者なり

一桂川先生曰、昔大猷廟の時、鄕渡莞之助と云人に品嘗官を命じ給ひしかば、臣ははなはだ脾胃弱き生付なり。極て奉職亡狀ならんと云て辭せられ、すなはち砒霜一錢を飮て、その實を呈ぜられしといへり。又黒田長政の家士某と云者、一生笑ふことを知らず。人の可レ笑物語抔をして笑ふを見ては、それは可笑〳〵と、只口にのみいひたりといへり。予思に、此類もたま〳〵有る事にて、畢竟偏きを稟て生れ、天地の大則をば外れたるもの也。されば彼不義無道の悪賊理非の辨なく、誠に首を刎られたる上も、その罪に服せざる輩に至ては、是悪の偏氣を受て生れたるものにて、さやうの輩は手にとり次第刑して衆に示すか、悪を懲し害を去るの術にて、却て國の爲なるべし。然るに古今懦弱の庸吏は、是等の卓識なし。得ては姑息を行て、往々民の蠹害を生ずることをしらず。可レ歎可レ惧

一昔石川五右衛門釜煎になる時、初の程は孩兒を頭に捧げ居たりし、段々油が沸立て、もはや堪がたく見えし時、下に敷て殺したりといへり。或人この事を評判して、流石の五右衛門めも最期の場に未練といへり。家君この事を聞笑て曰、貴方の評を聞ば、五右衛門地下に在て定て涕泣して寃恨を懷くべしと。或人茫々として其意を了せず。因て又家君の曰、五右衛門ほどの奴が、中々さやうに未練なる心をさくるものに非ず。そこが人間の情實にて、聞たる通の劇賊なれども、さすがに孩兒をあはれみ、初より下にしかば長く苦しまんことを憂ひ、最早是にてはたまられまじと思ふ場になり、只ひとおもひに敷殺したるなるべし。貴方抔五右衛門づれが爲人さへ知ることあたはず、いはんや英雄豪傑の志に於てをや。窺測ることあたはじと、或人嘘て赤面せり。

一昔鄭官某氏罪ありて、豆州の八丈島へ流刑に處せられしが、勝たる大力にて、大風の時を待て、山よ

り大なる材木を根引にして來り、それを海上へ押立て、風に隨ひ海を渡り歸られしと、古老の物語あり。とかく生物に油斷すべからず。國の費を慎者は戒心肝要の事なり。

一昔中山氏勘解由江戸の都宰たり。其頃迄は江戸に巾着切の行兇者夥しく得たりしゆゑ、中山氏工夫せられ□□賊とさへいへり。其處置を穿議せず、直に獄に下し首をはねさせらる。夫より以來江戸に巾着切少く成たりといへり。是所謂誅二一人一所以全二千萬人一也の意にて、その虛實を糺明せずして刑せられしは、不仁に似たれども、天下後世のためには大なる幸にて、實に英雄のしわざ、後世暗吏の及處にあらず。

一常憲廟の時、下代姫君加賀侯へ嫁し給ふにつゐて、道を造らるゝとて、本郷にて糀屋どもの居たる市街を官に納られて、代地を下谷にて賜る。然るに下谷へんは甚濕地にて麴室を作ることならねば、仕習たるきん業を營む事ならずして、何れも饑死に及ぶ間、何れも糀室を作らるゝ所にて、代地を拜領したき旨願出たり。其時の都宰松前氏伊豆守、彼糀屋共を呼て、汝等今迄國家の恩澤により、代々妻子を育居たる事なれば、今度國家への報恩とおもひ勝手次第饑死すべし。少も此方に貪着なし。都て國家の爲には歷々の者も命を捨る習なり。況汝等式の者、公事に就て命を捨るとあるは、上聞に達しても却て奇特に思召す事也。實に俗に云けんもほろゝなる詞にあきれて、何も共まゝ退たり。又其後芝切通の地屋の居たる市街を官に納れられ、代地を向柳原にて賜りたる事有。此時も以前のごとく願に出たりしかば、松前氏嚮に本郷にて糀屋共の居たる町屋を召とられし時、饑死に及ぶとて訴出しゆへ、兩々の旨云付たりしが、その後に糀屋の行倒とて屆たる者一人もなし。畢竟汝等がおまへごとなりといはれしかば、糀や共いふべき詞なくして退たり。是酷吏の不仁に似たれども、彼抑侮て欲を肆にせんとする徒を制するに至ては、又一ツかやうにふみ切たる場を取て例は、さぞては骨が立ずして、成が行はれず。後には上を犯す者が出來るやうになるなり。松前氏抔後世吏士のよき手本成るべし。

一福島様或人への示に、都て百姓と云ものは、飢へず寒へず、爪紅さゝぬやうに治るもの也と、誠に確言と云べし。すべて農夫耕作して年貢を出す筈のものといひさま、妄に取稼を強くすれば、衣食足らはずして、往々飢寒に及ぶなり。さる故に程よくして出したる跡も、困窮せぬやうにせねばならぬ也。又めぐみたるが好とても、餘りにゆるやか過れば、彼が手前勝手計を巧て出すべき物も出さず。後には押侮て害を生じて來るにより、又惣體の事にきつと制度を立て儉約を示して、彼爪紅さすやうなる事のないやうにせねばならぬなり。是百姓の上計に非ず。都て四民ともに此意持を以て治めねばならぬ事にて、況は馬を馭る者の、つめゆるしおさへとへあげさげ手綱かきかねは、手に入がたきがごとし。國政にあづかるもの心得有べき事也。

一大坪流の馭馬の教に、是なる事は是なれ共、是ならざる事はこれならずと有、よき戒なり。都て道藝の上に自らかうじや〳〵と思て居るを外より見れば、是でなき事あるもの也。能々省るべし。又當時一箇國二箇國ばかりの城下などにて、武藝を修行したる者の、自分にも此上はと思ひ、人も達人上手と稱するを江都へ出して見れば、田舍藝にて採るにたらぬが多し。是皆大勢を相手にして、博く修行をせぬゆへ、稽古が乏しくして、骨折の十分を盡さず。さて秘の大則を辨て、そこに踐〆の出來るやうをせぬゆへ、自ら是とするに是ならざることあるゆへなり。

一福田先生は馭馬の名人也。一日予に語て曰、世に成程大體は達者に馬を馭る者もあれ共、譯の立たぬ馭手が多くある也。某壯年より數百人の門弟に此事を諭せども、さて〳〵誰もとくと此迄を了せず、歎しき事也と、予思に、實にとは此所に目が明かずして、其道の正きを守志ならんは、達者に馬をのりても、誠の上手名人といふにては有まじ。又曰、すべて古より傳來る上手名人書たる馬書にも、多く悞たる事あり。能々害にすべき事也。予觀に、段の馬の圖書に、駈飛の馬に求食の策を打と云事あり。是大なる悞なり。都て段の馬といふになりて、必上肝なる物也。上肝の馬に何とて策をうつ事が

なるべき、誠にあしき息づかひもならぬもの也。思に壯老の違にて、修行の功不功、上手下手の差別あれば、上手名人の書ともいへども、或は不功未熟の時分に慢て記置たるを受傳たるも有べし。この段は某なども、今まで履歴の覺有ること也と、誠に確論なり。又曰、馬のふりを乘るは、武士のせぬ事也と。此一言にて、今世俗の喜ぶ馬喰乘と、又誠の武士の馭方との美惡是非分明なり。予嚮に先生に從て馭術を學ぶこと、既に十年ほど大坪流の教に於て、頗其鞭を受く、今年三月先生簀を易らる。近來往々その遺言微旨を錄して、後裔に貽さんと欲す。又先生の子満玄、その箕裘を繼て名達たり。予に諭して曰、すべて馬はあぶない所を馭るでなければ面しろくなしと。是又名人の場也。

一荻生氏曰、人之至性雖二聖人一不レ能レ及と。是亦確言なり。古より無レ所レ不レ通之謂レ聖とはあれども、孔子とても兵の事を孫子がやうに上手に取廻し給ふ事も成まじければ、射の事を揚由基がごとく、心中貫徹し給ふ事もならぬ者なり。されば大禹も愚夫愚婦皆一能勝予と宣り。又世の技藝者などの上を見るに、餘多の中には至性の得手にて、人のならぬ奇妙なる事共をするあり。是を中庸の教を施す者に質せば、或は一偏に意得て、決して人のならぬ事ないといへり。思に決して無といふは、皆寡學狹識の過なり。時英も亦見及たる事あり。往年河越侯の家士正木内藏は、志津麻手様の能書なりしが、當用の尺牘（テガミ）などは、人に紙を持せ置て、向より順逆竪横自由自在に書たり。是正木が至性得手にて、衆人に責らるゝ事にあらず。さる故に又左樣の場がならぬとても、能書ならぬといふ事はなし。又口に筆を銜（クハヘ）て物書き、足の指に筆を扐（ハサミ）て畫をかく者を見たり。是も右の正木が類也。又作州の津山に青山作兵衛といふ馬術者あり。命しらずに馬を乘る事を得手たる者にて、堀際にて馬を拘込みて、前足をば揚させ、後ろ足計をふみ付させ、堀の上へ馬をのぞませなどして乘り、或は地に書きして二間或は三間ほど前より走を追出して、その筋際にて留て見せ、或は板塀などより僅九尺ほど間を置て、馳を乘出し塀へ鼻頭をつけさせずに留て見せなどしたるを、安住孫平。〔割註〕松平攝津侯園司。」

大野與茂八。〔割註〕芝十番馬場馬醫。」など、同く作州の産にて、屢その技を見たる由、兩人ともに二三度も物語あり。是等も皆至性の得たる妙術にて、大坪父子もなるまじき業也。然ども畢竟する所がてんごう事にて、有用の實藝に非ず。放下藝と云ものなり。

一孔子曰。衆好レ之必察。衆惡レ之必察焉と。すべて今の人の一切の藝者などの巧拙の批判をするを聞に、大抵偏見陋識衒售の三病はて、好惡取捨みなその實に當らずして、是非得失分明ならず。其上に又雷同探像の過ありて、よく〱精察すべし。偏見は我偏意地を立て、天地の大則へ合せて見たる時に合ふ歟、合はぬかを審にせず。只妄に某は上手、某は下手と、我が物數寄に合へば好と心得、我が氣に入らぬは惡といふ事なり。陋識は我が未熟にて及ばぬ目から見て、某は名人、某は達者といふ也。衒售はかの卑劣なる輩の、我が産業を售て名利を求んとて、他の事を貶しなどする也。又雷同は右の病ある事をしらずして、何の辨もなく浮說の尻馬などに乘、是非を云なり。探像はたとへば十の中にてわづか一二ッを見聞し、その全體を知らずして、妄に是非得失を論ずる也。よく〱心得べし。今予が記す中にも、定てその病を免れざる事有べし。若見付給へる人あらば、願ば速に告げ給ふべし。是偏に望む所也。

一或曰、昔日蓮が石に題目を書置たる中まで透り、今に其石を磨するに、字形の存在するは、是ひきの尿を以て書たるものなりといへりと。都て是等の類、世俗の耳目を驚す事、皆この心得なるべし。人々惑ことなかれ。又光題目光名號は、墓の膏を取て書たる物といへり。又桂川先生曰、昔弘法は生ながら入定せしとはいへども、實は匿穴を掘置て、それより旁出し、人を欺たるなりといへりと。又山伏抔の鎮火を握り、或は火の上を歩み抔するは、是小便壺の垢を塗り事を行ふ也と或人いへり。何れも心得て居べき事也。

一家君曰、古老の曰、元龜天正の比、妖作鬼犬神の類、人の心を誑す術はなはだ世に流行せしが、參河

越後甲斐等の三箇國へは入る事ならざりしと覺。上に道理明らかなるゆへ、下に邪說行はれざるなるべし。

一桂川先生曰、昔增上寺の雄譽僧正は、台德廟御前に十念の奇特ありし事を、さま〴〵自慢して言上ありければ、半井驢庵側より、某も往年何處とやらんの海上にて難風に逢し時、風藥を調合して龍神へあたへければ、忽風止波穩になりたりと云崩されしとなん。

一當時原芸庵は、時疫傷寒の治方に仕覺ありて、勝たる上手にて、世に傷寒醫者と稱す。往年一富商某が、傷寒を藥せし時、一日見廻に行たれば、折節山伏來て加持をする樣子なりしゆへ、芸庵聞て、道理こそ〳〵、此頃今少し早快復すべき者成が、如何してはか〴〵となきやと思ひしに、其山伏めが邪魔を入るゝ故、某が祈禱をすればこそ、御造の藥も早く廻りて、病人段々快氣に趣けり、然に邪魔をするゆへ藥がまはりかぬると、如何したる惡口ぞやと云。芸庵いふやう、いや〳〵昔より加持祈禱にて病のなをりたる例なし。若直るものならば、醫者輩は入らぬもの也。御自分も今迄不快なる時分は、藥を飲たる覺あるべし。されどもかく云計にには、水灌論になりて、そのけぢめが見えまじ。因て法力と藥力との仕會をして見すべし。然ども今此病人此名醫にはなれたる時は、忽死に及ぶべし。先々其藥を以てとくと快復させての後、定て床上の祝儀に御自分も某も招請あらんほどに、その時の事にすべし。其仕方は先御自分に一貼のませ試むべしと、山伏も腹の立まゝ、いかにも心得たりと、いふ程なく病人快復すれば、果して床上の祝儀とて、芸庵を招く、彼の山伏を呼にやりしが、恐來らざりしとなり。世俗の神佛いのりをして、法力に惑ふ者の愚さ腹筋をよる事也。又序に曰、黒田長政の家士某と云者、老年に及し時、女房娘杯打寄て、壯年の頃は度々の武功に數多の人を殺し給ひし事なれば、後世の程いかゞあるべきやと、何れも心元なく氣の毒に存する間、何卒念佛を修し罪障を滅するやうにし給へと勸めたりき。初の程は中々承引せざりしが、ひたすら勸めければ、さらば念佛を申さ

ん間え、扣鉦を拵させてくれよと、勿論隨分大く作らすべしといふ。妻ども悦びて鉦を拵へさせ進たり。やがて翌朝未明に起て手水抔つかひ、さて彼鉦を扣立、大音をあげ、なまいだあゝ〳〵と朝飯時になれ共食もくはず、夕飯時に成てもやはりかまわず右の通りなり。これによりて又妻女打寄て、さようにし給ふ事にてもあるまじ、朝夕の食事をもとくと調へ給ひて、好程に念佛し給へといひければ、いや〳〵此年迄油斷して申さゞりし念佛なれば、中々大抵の事にては行屆まじとて、又やはりかまはず右之通りにして居たり。妻女とも大にこまり、託言して念佛を止たりと也。又此者臨終に又妻女ども阿彌陀を持參りて、今はの時なるほど、此御佛を念じ後世をたすかり給へといひければ、扨々口惜敷事かな、某關ケ原陣其外戰場にさへ、人の介抱に逢ひ奉公したる事なし。今死となれば此二三寸の木切めに助らるゝ事歟といひざま、手を出して阿彌陀の天窓を擲りたりとなん。此等も亦奇話可㆑驚㆓醒坐睡㆒。

一又曰、元明の諸儒多く邪蘇を兼て居たりと、因て憶に、今日本に佛法を便にする武藝者、兵學を兼たる儒者數多あり。一ツは不學盲昧中に出て、一ツは產業を傳んとて兼たるなるべし。但しこの佛法を賴むに二種あり。禪學の向上なる理窟を聽て、何やらん面白おもひ、傅會牽合して、己が藝術を飾るあり。又眞言の九字護身法等の奇特を見て、己が技の窮たる場に、その法力を藉て事を濟さんとて嗜む者あり。卑劣淺陋の至、もとより採るにたらず。又或曰、宮本武藏は頗る幻術を善せり。是彼は功利を貪て機智奸計を事とするものなれば、其術の行はるゝ人に對しては、種々の奇妙なる事をして見せて、人の耳目を驚し、己が藝術を衒ひたるなるべし。又塚原木傳者飯綱使なりといへり。都てかの時代の藝者に、右の違の怪者どもあまた有。皆其道の正しき場を守るものにあらず。學者の審に擇ぶべき事にて、扨てその場を看破て、天地自然の武の大道を教ふるものは、廣き日本なれ共多くはあるまじ。

一右にも記す後藤左一郎は、一見所ある大醫にて、さて灸治を專一として教を立たり。左一郎は頗良醫

なれば、神見ありて見定たる所へ灸治を施せしゆへ、その功驗ありて死を起したるならんが、何をいふも堅執なる立派なれば、其末々に至ては、下戸に酒を強るやう成る間違ありて、死ぬまじき人を死なせ、都て人の大厄となる事あり。予は天下後世の爲に甚これを患る也。所識に關蘭五右衛門と云、舘林侯の臣ありき。丁丑の冬勞疫を受るなり、療を左一が末弟某と云者に委ねたり。去年戊寅の春より秋に至るまでに、灸を十萬壯すゑさせたり。然ども其功效なし。却て元氣衰へ危く見へしゆへ、或人異見を加て、暫時は轉藥せしが、大病の事なれば、五日十日の間に癒べきやうもなし、いかなる所存か、又初の醫に委ねたり。彼醫曰、とかく灸のすゑやう不レ足、今五萬壯すゑて見られよと、因て勞苦を忍て、又五萬壯すゑたりしが、その灸をすゑ終ると死するが一時也し。是は予が親く見及たる者也。此外に五六人も彼が末弟どもの手にかゝりて、所謂非業の死を遂げたる者を聞及り。可レ惧事也。思に右の病人抔へ夥しき灸を勸めたるは、畢竟下腐の九死一生の者の爲に、百萬遍おくるに似たり。

一靑木再董曰、たとひ病ありとても、四華の灸をば猥にすゆる事なかれ、時として脊骨火の付事あり。勿論消しやう有て消る事なれども、一旦燒たるものなれば、必ず胴骨が弱るもの也と。左もあるべき事也。武士の身の上は取分心得有べし。

一昔上野侯ははなはだ石佛を愛す。庭前に居置て常に樂まれしが、臨終に及て家嗣其侯に謂て曰、我等壯年より石人を愛する事、心に誠に是を好むにあらず。故ありての事也。故といふは外間より貫通られまじき爲也。御邊なども左樣に心得らるべし。都て此方の家抔、外樣より貫通るやうになれば、必ず國家の害になる事出來る也。是を以て我等壯年より石人を愛翫して、外樣よりの賄賂手管のみちを防たり。石人なれば何ほど好物に聞ても、封國采地の土産とて贈物にもならず。暑寒訪問の贈答にもならぬなり。よく〳〵心得らるべしと。又昔忍侯甚だ鶉を愛せり。因てそのかみ、一封君より遺物を彩籠に入て數羽を贈られければ、忍侯自ら其使者に謁せられ、好鶉を贈下されて忝く存ず也、おん蔭にて能く

心付をいたし、御心入の段別て淺からず存ずる也。此趣を歸て能々申給れとて、その使者のみる所にて、籠を開て悉く、右の鶉を放し、又餌て養し鶉をも殘らず放されしと也。兩侯ともに誠に大賢とも云べき人也。すべて格別に物を嗜む所には必ず過失あり。流石の忍侯さへ、其贈物を得て始て悟られしと也。況尋常の人の國政に關るに就ては、殊に心得あるべき事也。

一太宰春臺が著せる赤穗四十六士の論あり。大石等が復讐の擧、其怨る所を怨みずして、事義に當らず、且その策を失する事を非議せり。予是を讀て歎息に堪ず。實に天下後世國士の風俗を破らん事を恐るゝ故に、今子弟朋友の爲に、其義不義と彼が失策にあらざる事を辨說す。凡人の無所矯揉造作してすらりと見え渡りたる所の情實と、元來の日本の士風とを立置て、一國の諸侯の君臣の間に就て是を論ずるに、其家士たるもの私の忿怨ありて、その同僚の者を殺さんと思ひ、既に双傷に及て、其事を遂ざる者あらんに、其國君その仕掛たる者を死刑に行て、其事をむかへたる者の死をなだめ置んは、其仕かけたる者の子弟從僕となりて、其國君を怨るを以て義とせんか、其事を迎たる者を讐とするを以て義とせん歟。本より多辯を待ずして、其理明白成事にて、必ずその事を迎たる者を怨て、其讐を報ぜざれば、日本の士風今日武士の一分の立ざることにして、大石等が吉良氏を殺せし事など、誠に飢て食に就るごとくせねばならぬ場也。せねばならぬ事をすれば、即義士といふものにて、もとより爰に於ては中華の風俗と頗る趣向の異れる所あり。然るに赤穗侯が傷られたるのみにて、手づから吉良氏を殘せしに非ず。然るに死を賜ふは、刑が過當なれば、大石等としては、吉良氏を閣て國家を怨奉るべき事といへるは、一向に義理を知らざる論也。既に君臣と立たる間において、假令その君臣が不義無禮を行ふとても、今日臣士となりては膜拜てその命を受ねばならぬ事にて、そこにまた日本の士風の、萬國にすぐれて物のかど／＼しき場あり。されば赤穗侯の臨終にも、吉良氏をこそ嫉み思はれつらめ、上を怨み奉る念もあるまじければ、又官斷る偏頗にて、吉良氏が存在せるとても、黃泉の

下に於て上へ對し弓矢を取らんとは思はれまじ。何箇何ほど心中に怨奉るとても、弓矢を取る道はなき事也。所謂雖レ君不レ君臣不レ可二以不一レ臣といへり。然れば、古事となりしには、必ずその罪を迎たる吉良氏を讐として撃ずんばあるべからず。又人生朝夕を謀らざるに、老衰の吉良氏、翌年の冬まで存へ居て、大石等が爲に殺されたるは誠の幸なり。若先立て死せば、その功を立ることはなるまじといへるは、甚だ拘りたる論なり。凡その場に至ては、野州は姑置て、自身の上も知られぬ事なれば、そこはもとより命に任て置て論ぜる事にて、さて若不幸にして先立て死せば、大石等が心、宜て頼朝公の平氏を亡せし例に倣ひ、たとひ野州が死後たりとも、一度はその事を遂て、その憤を解べし、畢竟その志、吉良氏の家を亡すにあり。野州の存亡に拘るべからず。されば大石等が事のごとき、今日一人合の上の事は、同例に論じ難し。一人合の上は速に事を果すべし。左なければ、かの病死の患あり。況や吉良氏などの采緣からは、又許多の家士もあれば、何樣の長策を回らして、何樣の義心ある歟も、具に測知るべからず。されば卒爾に發作して、若くは事を過り、再その志を遂べき道がなければ、一年の事はさて置、五年が三年も怺て深謀遠慮する筈の事也。又城を枕にして討死すべしの說は、一向論に及ばず。誠に徒死をする也。又城を枕にして討死するに宛て、良雄等が義を以て、是に先立るは、誰もそれに與く者があるまじければ、戰士も四十六人にはなるまじといへるは、是自ら紛紜の妄說に眩せられて、眼前の事蹟に暗し、而三百八人の中にて、わづか四十六人が志をたてたるのみにあらずや。彼是併論して見れば、その舉はもとより義のある所、その城を去しは、決して失策にあらず。又我東方の士風、君長の死を見て立所に心亂て狂を發し、頭を燒らさずして難に趨き、死を以て義とし、その當否を問はずといひ、又大義を假て利欲を濟すなどいふ論に至ては、彼漢が是非好勝の鬩鬪にして、聖人君子の口氣にあらず。都て論ずるに足らず。只恐るゝ所は、若はその說を信ずる者ありて、倶天同讐の大義を擯し、その流弊國士の風俗を敗らんに至らん歟と、吾も筆もまたらぬとも、

子弟朋友の爲に如レ此に記置く也。勿論わづかに四書五經の素讀のみに止る某が分にて、博學高才の春臺と抗する事はならぬ事なれども、武義の大則に於ては、曾祖父已來三世僉議し置たる餘慶にて、少し踐みたる所あれば、敢て讓るべきにあらず。猥に云々することしかなり。又曰、川口子深字穆仲の著せる四十七士の論あり。一々春臺が僻見曲折を辨析して、諸子のためにその寃を釋し、詳悉精確誠に儒者の論なり。且その末に附著せる有人謂、予曰。世之士夫嘆二慕四十七子一。願爲二執鞭臣一而死レ忠。蓋其職也。人々能レ之。何稱レ之有。予應レ之曰。唯能守二其職一。乃爲レ可レ貴。人々能レ之。故人々慕レ之。慕レ之者已有二其志一也。非レ之者已無二其志一也。非以二其不レ可レ能而後深慕レ之也の說は、實に萬古の至言といふべし。又その發端結語の甚哉小人不レ欲二成人之美一の嘆も、誠にしかりと感じぬ。人々川口氏の論を以て正當として、よく〳〵熟讀翫味すべし。

一或人曰、都て人の見識伊達をして書たる物に、多く畫空事があるもの也と。誠に然り。近世仁齋先生の道を闡かれしよりこのかた、數多の儒輩出來たり。道德仁義を談じ、經世利民の術を說き、數千百卷の書をあらはす。然共その取て實用に施すべきものは一二三策に過ず。餘は多く畫空言なり。動もすれば世教の害になる事あり。右に辨ずる四十六士の論のごとき、その尤甚きもの也。但春臺が著せし經濟錄と云ものは、大に治道の裨益となるべき書にて、斟酌して取用たき物なる歟。又經濟錄の中に、近世出家の從者などに帶刀をさする事を非議せしは、至て尤の事なれども、武士も庶人の輩は兩刀を止め、輕人などは無刀にして宜からんといへるは、大なる惧なるべし。子細は今のごとき兩刀を帶する事は、もとより近世の風俗にて、古よりの事にあらざれども、一刀にては內外の用を辨じがたし。そのうへ太刀を失て、刀を以て難を遁れたるなどいふ例多くある事也。又鳥獸馬蟲の類は、生付たる爪牙あつて、それにて業をなし害を捍けれども、人は生付の爪牙なきものなれば、智を用てさま〴〵の器械を制し、それを以て害を捍き難を遁るゝ者なり。されば農工商の輩といへども、山野に往來し河

海に臨むに至ては、鳥獸魚蟲の害を避んには、一刀ヅヽは帶すべきもの也。況や武士に附屬する者は、たとひ雜人たりとも、不虞に備ふる爪牙なくんばあるべからず。是亦日本の他國とちがひ、武の一方へ偏り勝なる所の國魂より出る計策にて、何處までも爰計は立置ねばならぬ事なり。もとより孔孟の治め給ふとても、夷國の自勝の性なれば、爰を改易給ふ事は成まじ、改るといふは不智なるべし。又按ずるに、君子當二安平之世一、刀劍不レ離レ身。と云事あれば、唐土にても、上古の聖人は身の爪牙を備へられし事明かにて、誠の聖人の教は、中古已來の學者のごとく、うかとしたる事にてはなかりしと見えたり。

一諺に曰、士は喰はねど高楊枝と云。此言實に士たる者の心を設るの要德に進むの基なり。都て士たるものは、貴賤上下共に此言を以て心法として受用すべし。彼君子小人の情狀意態の美惡の分るゝは、只常に此意を心の置所にするとせぬとの差別なり。されば子弟の輩を教ふるに、この意持を行し繹て見たらば、數萬言の好家訓も出來すべし。又世の士大夫の利欲に耽り、金銀を貪て賦斂を厚し、賄賂を事として民を虐げ亂を招き、孔子の所謂鄙夫なる者、これを以て心法とする事をしらざるが故なり。誠にいやしむべき事なり。

一一儒生某と云者、某侯に仕へしが、何事やらん同僚と確執ありて暇をとり、在所を退く時に、城下より一里計も去て茶店に休居たれば、かの意趣ある者追來て討んとす。彼儒生臆して挨る氣力なく、茶店の內へ逃込しを、彼者踏込て斬殺したりとかや。勿論儒者の事なれば、何も常に心掛けたる事も有まじけれども、餘り未練なる死樣にて、所詮孔子の桓魋其如レ予何と宣ひ、曾子の雖二千萬人一吾往矣といへる場などの事をば、只口にいふのみにて、己に自得する了簡なく、うか／＼として居たるものゆへなり。都て今の大儒先生達を見るに、多く詩文に溺れて實德を脩むることを務めず。たま／＼非常の變に逢へば、皆この儒生が類なり。又一儒生の子に狐の付たる有。是も右同樣也。笑ふべし／＼。

一桂川先生曰、往時仁齋先生の許へ窮士四五人行乞に來りて、資粮を闘頼る、家僕など斷いふても聽納ず。終に仁齋にその事を告たり。折節講日にて、門生十人計も會集せり。仁齋その中を何某と呼る、すなはち其人來れり。いや御邊にては埒明まじとて返さる。又某と呼る、すなはちその人來れり。いや御邊にても埒明まじとて返さる。唯彼といふと不レ殘呼付て見られしが、有之通いふて返され、予が往かずば成まじといひながら、脇指を提て出られ、彼ものどもに向ひ、各は無心に來れる由なるが、先要は貧家なり。そのうへ何ほど澤山に金銀米錢が有ても、又一ッ義といふものが有て、與へまじき人へは決してあたへられぬもの也。とく〳〵歸らるべしといはれければ、何れもはい〳〵と云て歸りしとなん。予思に、是仁齋の盛徳一言義を流れしに、寶に螢燭の光を太陽に失ふがごとし。彼者ども惘然として、暴惡の念を忘却したる也。所謂聖人にして且豪傑なる人といふべし。又曰、仁齋先生の面相いかにも人にかはりたる所有き、所謂表異なるべし。第一目の横へ長き事、常人よりは五六分も長くして、頗る顴骨のいかりたる顔なり。又一體の長も五尺八寸計りもあり。餘程多力にもありしとなり。常の詞づかひ甚だ俗にてありしと也。又曰、仁齋は日本の儒宗にして、徂徠はその過を規し闕たるを補ふたる人也。又長短ありて、畢竟して見れば長短五分々々なり。されば道徳の事において、聖人の宗を得て經義を明にし、誠の大賢君子といふべきは、仁齋又經濟の事に就て、聖人の意を酌て時務に精く、誠の豪傑たるものは徂徠なり。若し用ふるならば、はわけにして其長短をとるが宜かるべし。又曰、徂徠が文識あつて、仁齋の文の慢を悉く正し置たり。然るに近來天野氏某といふもの、頗る華音を悉く學しが、彼が所持の譯文筌蹄を觀れば、一日家君に語て曰、某頃年朝鮮人と對話せしに、何やらの事に就て、朝鮮人和語を以て對するとて、虎のひげ、孔雀の尾との〻字を入るべき所、虎ひげ、孔雀尾との〻字なしにいひたり。因て吾儕が唐音も定て彼がごとくならんと思ひ、それより止めたりと、是を以て見れば、とかく日本人の唐音は、何とやらん覺束なきもの也。所謂唐人を雇ひ吟味さ

すゝにしくはあるまじ。又云曰、仁者も術者も、その言を立て書を著す。時に當てその相手になりて討論上下する者ども、皆目下の者共計りにて、何事も左様御尤にて埒明なれば、心を用る事の精からずして、さようそのこしたる事ありと、實にとはその場もあるべきもの也。されば一切の異者を習ふ者、彼の好ン學好レ問。舍レ己從レ人。不レ恥レ不レ問ニ等の教を、よく〳〵受用して、自の心を師とせず。予常に只々己が道を皆る者に近付て、非を改め疵を直さずんば、奈き名人上手には成がたかるべし。又文昭廟の一日新井白石に、汝がごとくには如何して成るぞと問給し、白石數年に班民を出來しさへいたせば、かやうに成申すと言上ありしと、流石の云分なる哉。

一或人三浦半質に語て曰、昔朱舜水初て水戸侯へ謁せし時、首に輕肱、痤瘡、好色の三事を擧ぐ、公極て此三病あるべし。甚大人の瑕疵なりとて屹と諫られたり。因て水戸侯もその聰明に驚玉ひ、往々甚だ崇敬し玉へりと、是を以て見れば、舜水はすぐれたる人と見えたりと、半質笑て曰、それは甚だ淺き見やうなり。都て戰國策などにある左樣の類の聘見のやうなる事ども、皆その主君などの過失を止んとて、内意をいふて置いはせたるもの也。御覽それを實事と取らるゝは、可レ笑ニ一噱一。予時にその側に居てこれを聞り。因て思ふに、このたぐひの事、吾儕朋友の間にも有ことにて、世に處る者は心得あるべき事也。

一凡君に事へ父に事る性にして、其誠を盡すものは上なり。思て其道を行ふものは次なり。故に曰、誠は天の道也。思レ誠者人の道也と。然ども性にして其誠を盡すは、中人以下の者の及びがたき事なり。爰を以て中人以下の者の修行は、先一ごよく〳〵その誠を盡さんと志を立置て、扨人のすべきほどの事あるべき道をよくとくと勘辨して、縱その實心實情からは出ずとも、是は人たる者の作法と思ひ、何かなしにその事を執るべし。左すれば先人間の一體がすむといふもの也。此は實心實情から出ざる

事は、僞貌飾情なれば行ふべからずと心得る者あり。是朱學の理窟詰に浮て、常人の受用に疎く、君父に事るに就て、一々に實心實情から出て事を行ふは、是即聖賢なり。始より論ずるに及ばず。さる故予が教は、完くその虛實の沙汰を捨置て、只人のすべき事あるべき道をよく考て、よくそこを勤るやうにせよとなり。子細は己が心にいやと思へば、父母の事にても捨置て勤めざるは、是禽獸の事也。たとひ片心にいやと思ても、又片心にて思直して、其道を勤行ふが、即人心の靈の萬物に勝れて有難所なり。そこに又一ツの心持あるべし。心持と云は、畏敬の二字也。先君父に對しては、かくある筈の事、如ㇾ斯せざれば必天理に背く、天理に背けば忽天誅を受ると、そこに一ッの畏みをなし、扨君父は大切なるもの、君父の事大切に勤る筈と、又ッそこに敬を用て物を大事に掛るやうにすべし。敬とは即物を大事にかくる事也。左すればおのづから、人がましき物に成るべし。是畏敬の二字、君父に事るに就て、至て肝要の心持にて、忠孝を維持するの術也。書曰、以ㇾ義制ㇾ事。以ㇾ禮制ㇾ心と。是すなはち右の場にて有難教なり。

一或人曰、衣食住の三ッの物は、重きものゝ輕い物也と。是後世俗儒軒冕を錙銖にし、富貴を塵芥にするの見より出たる說なり。予然りとせず。子細は今日上に立つ人の、政教號令の世話をしたり。下に居る者の文學武藝の修行稽古をする本、何のためにする事ぞ。父は父、子は子、君は君、臣は臣の、それ〴〵の有べきなりふりをして、五倫の間に何事なく衣食住を營み、各ゝ樂て百年の生を終るやうの爲に非ずや。然ば道德仁義と云ものも、畢竟衣食居を安ずる也。是衣食居の三ッの物、輕物といふべからず。若し猥に衣食居を輕じて見ば、何の樂有てか、浮世に存て居るべき。死するのか安にしかず。但し義と道とを廢して、衣食居を安ずるは、是禽獸のしわざにして、人のせぬ事なり。せぬ事といふ譯は、義と道を廢て見れば、五倫の夫々のなりふりを取失へばなり。惡く心得て軒冕を錙銖にし、富貴を塵芥にするを高い事と思ひ、傲世驕慢の流に陥ることなかれ。

一凡煖衣飽食逸居は、禽獸すら倚樂む。況や人をや。只その樂を得るの本を勤るが肝要也。本と云は已々の職業なり。よく／＼己々の職業を勤めば、必ずその樂みを得べし。若本をつとめずして、其末々にのみ目をつけば、後には盜もすまじきものにあらず。恐るべし。

一小野小町の歌に、

　俤のかはらで年のつもれかしたとひ命はかぎりありとも

と最人情の正中をよくも眞率には述たり。予は甚だ此歌を愛す。然るに世俗情慾に溺れたりとするは、佛光の僻見なるべし。この情慾があればこそ、浮世には樂はある也。されば堯舜より塗人に至るまでかはりなきは只この情慾也と心得べし。仁齋先生曰。書曰。以レ禮制レ心。以レ義制レ事。孟子曰。君子以レ仁存レ心。以レ禮存レ心。苟有ニ禮義以裁レ之。則情即是道。欲即是義。何惡之有。

一俗に云、とらをうつに樣々あり。色欲に虎をうつものあり。賭博にとらをうつものあり。音曲亂舞にとらをうつもの有。淨瑠璃三絃に虎にとらをうつものあり。茶番蹴鞠にとらをうつ者有。圍碁將棊にとらをうつもの有。學問にとらをうつもの有。書畫にとらをうつものあり。和歌連俳にとらをうつもの有。漁獵にとらをうつ者有。細工にとらをうつ者有。猶この外にも有べし。とかく今日本の士として、我本職分の武の修行を疎にして勤めず。他事に入精するは、皆是淫と云ものなり。各自戒むべし淫とは都て義の變じたるものを云。即俗にいふとら也。

一凡人妖物怪の類のあやしき事ども、和漢古今とも史冊に載せし所夥しくして、もとより實にありし事にて、又もとよりあやしき事共なり。是に因て不學愚昧なる輩は、多くそれが爲に惑されて、甚は禮法を亂り、節義を失ふ者あり。家君曰、都て人妖物怪の類、その勝る所以の理に於ては、勿論測知らぬ事なれども、その所當然の故に於て、成程あるべき事にして怪むに足らず。子細は一滴の精が化して形を成し、而智愚あり力ある人を生ず。是造化の妙用の致す所にして、その然る所以の理は、もと

より聖人といへども知り給ふ事は成らぬ也。怪事にあらずや。然ども是は常にある事故、人々驚く事なけれども、彼の人妖物眚の類は、非常の事なれば、格別なるやうに思ひ、そこに疑惑を生ずるなり。思に人妖物眚の類は、皆是氣化のなすわざにて、畢竟して見れば、陰氣の遊劇に似たり。但そこに偶然として然ると、偶然とせざるとの差別はあり。各〻その遇ふ所に因るなり。さる故に修行者の上は、よく〳〵眞智を磨き、物の大則理筋を明にして、如何樣の事が有とも、それはその故に任て置て、今日の上は唯義のあるまゝに處置くが聖人の教なり。されば聖人さへしり給ふ事あたはざる、其然る所以を穿鑿するは、無益の剩論にて、さて彼の惠迪徒逆捷ニ於影響ニ。治亂得失信ニ於金石ニといへるは、實に聖人の天を敬ひ給へる場と知るべし。

一往年古老予に語て曰、中古何者の創意たる事にや、拵馬とて馬の足の筋を切て、生來の足並を矯直す事はやりしが、嚴く國家の停止ありて其事止ぬ。そのかみ何者の書たるやらん。此假名物ありとて、予に惠めり。予これを讀むに、もとより不文字なる者の書たる物にて、文章は採るに足ざれども、全體の理合に於ては至極せるものゆへ、當時さやうの惡事を行ふ者はなけれども、これに類したる事は、世に多く有る事なれば、聊か子弟朋友の爲に表して玆に出すなり。

漫筆　不知作者

夫人は萬物の靈也とは、聖人の仰ながら、實に尤といふもおろかなり。都て天地の間に於て、人より智ある者もなく、又人より貴き者もなし。上日月星辰より下禽獸艸木に至るまで、皆この人といふ物生じて、是は日月星辰、是は禽獸艸木と知りて、日月星辰はかくある筈、禽獸草木はかくあるものと一々名さし任さすにより、各〻その所を得る也。若人の生がなくんば、日月星辰もその名分を失ひ、禽獸艸木もその性分を空して、天地萬物皆その所を得ざるべし。然るに斯人にして耳目の欲のため、物をそこなひ、仁をやぶる事あり。怪べき事にあらずや。いつの頃より始たる事にや。馬の足の筋

を截て、生れ付の足並をためなをし。齒をすりて年をかくし、尾骨に針して尾振をつくろひぬる事を業とする者あり。其事の起を考るに、凡馬體の善惡によりて馳驅の遲速ありて、進退の用甲乙の分るゝ事なれば、馬を求る人は必上體をえらび、迅速を好を以て、馬を鬻て世を渡る輩、足合のくつろがずして、運のかいなき馬は、買人の價を賤ふすることをうれば、何者か思付しにや、筋をきりて前足をとりあげさせ、後足をはたらかせて、見せ馬なんどの折節、色足をよく見せ、わづかに金一枚、或は二枚に求むべき馬を、五枚十枚にも賣らんと巧たるものなり。その畢竟は、かの口體の奉のために、得がたき金銀を貪るもの甚しさに、人の本心を梏亡して、殘忍を事とし、終に靈妙の過て、却て物を暴ふに至れるなり。悲しむべし／＼。すは今其馬をこしらゆる人をとらへて、手足の筋をきり、齒をそろへて慰とせんに、その心持いかならん。其進退いかならん。もとより久からずして死に至るべし。思に馬の性至てつよく、四足の釣合よきものなれば、苦みながらも歩むことをすれ。されば今人の恰ぶ拵馬の足合のくつろぎてしなやかになり、前をとりあげ後をふみひらき、風情の見事に見ゆるは、恰も趁跛(チンバ)の腰をひねり、身をふりて歩むがごとし。其心の中いかばかりの苦なるべきぞ。尚そのうへにも、口にあたり腹をうち、思ふ儘にならむ事を責るは、是いかなる心ぞや。繋て放さず、一生牝牡の道を絶しめ、起居其所を得ざらしむをだに、いとあはれむべき事也。されども是は本人の足に代らんとて生じたる物なれば、一應は乘責にあふは彼が天性なり。せめてその足に代り、勞を扶る恩を思ひ、飼料なんどに心をつけ、病勞をいたはり、報謝の心はあるべき事也。爭か彼をうちなやまして苦ましむるの理あらんや。又その馬を拵ること、いやしき博勞なんどの、馬一疋を鬻て大勢の妻子を育んとする族は、もとより東西の辨もなき者どもなれば、まだしもの事也。歷々大名高家の馬役を勤る者として、その業に倣ひ、その主君にまで其業を勸め、主君も亦不學愚昧なる人は武用を忘れて、かの趁跛馬の苦み排ぐを見て、日を悦ばしむる人は、君臣ともに天地の罪人といひつべし。抑ゝ馬

を食ふは是何爲ぞや。是にかへて勞を扶け急に應じ、人に先だち敵を亡し亂を撥る用に非ずや。その時に至て、彼筋を延たる馬にして、何ぞ險難をしのぎ、海川を渡す事を得ん。不覺の至也。昔大坪の教に、馬を我が一子のごとく憐み思はざる者は、誠の馭馬の道に叶はずといひ傳へり。いかんぞ人として我が一子ともおもふべき馬をとらへて、四足の筋をきりて支離とし、苦み搾ぐを見て足並が見事也。足元がにぎやかなりとて悦び樂むの道あらんや。實に彼に劣れる虎狼の心也。況己が馭方の、その道に叶はずして、時として進退の心に應ぜざる事あれば、咎を彼に歸して畜生なんど呼び罵る族多し。若馬をして人の詞に通じ、理をつめて居らしめば、又何れの話を以て彼と爭ふべき。獸のかなしさ、人の暴にあへども、その寃を述ることあたはず。終に横死を遂ぐ。嗚呼悲かな〳〵。天なんぞ是が爲に淫に殃するの行と事と示さゞるや。うらめしかりき事にこそ。

一孔子曰。有㆓文事㆒者必有㆓武備㆒。有㆓武事㆒者必有㆓文備㆒と。都て國家を治るに、文武の二ッは車の兩輪鳥の兩翼のごとく、偏廢のならぬものなれども、彼直情徑行の自然にて、元來日本は武の方へ偏なる所ありて、とかく刄物でなければ治められぬ國也。是人の物數寄にて拵へたる事にあらず。一體さやうに出來たる國の性也。是を以て中華と違ひ、武を右にし文を左にして、綱紀法度を建て、政教號令を施し、一切の事をかど〳〵しくして見せねば、民の心服せざる場有て治りがたし。矧や中古以來武家に依て天下を治め給ひ、天下國家に歸して、凡士たる者皆武名を冒して武を專一とすれば、殊に中華の俗とちがひ、第一に武事をつとめざれば成らざる事に成來れり。然るに又近來文學盛に行はるゝに就て、一切學問にのみ打掛り、或は心を詩文に溺して、本職分の武業を廢し稽古事を怠る者あり歎しき事也。

薫風雜話　大尾

立路隨筆

立路隨筆目錄

卷之一

立路隨筆卷之一

林　立路著

一木綿種　桓武帝延暦十八年七月、外國の人小船に乘て、三河國海濱に漂着す。年廿歳計、身の丈五尺五寸、耳長サ三寸餘、布を以て脊を覆ひ、袴を着し、左の肩に紺の布を着す。其形ち袈裟に似たり。時に唐人居合て僉いふ、崑崙人也と。自ら天竺人といへり。常に一弦の琴を弾ず。歌聲哀楚也。其將ひ來る資物を閲すれば、物の實あり。是を綿實といふ。其者願に依つて河原寺に住せしむ。即其隨身の物を沽却して、西郭の外へ家を造り居らしむ。其後近江國分寺に移り住す。明年四月、其種を以て南海道六州並太宰府の國々に種植せしむと。類聚國史に見えたり。異稱日本傳にも是を始とす。然者後中絶して、今の木綿は、文祿天正の頃より日本に廣まりぬ。桓武の時の種にあらず。〔割註〕但是は木綿成べし。今は草綿なり。〕新撰六帖に、衣笠内大臣家良公綿と云題の歌に、

敷島のやまとにはあらぬから人の植てし綿の種はたへにき

と、しからば六帖の時代、既に木綿廢絶すと見えたり。

一和幣木綿(ニギテノユフ)　按、令下長白羽神種レ麻以爲青和幣上。〔割註〕古語爾伎氐(ニキテ)。〕令下天日鷲神與二津咋見神一穀木種殖レ之。以作中白和幣上。〔割註〕是木綿也。以上二物一夜蕃茂也。〕此日神天窟ニ隱給時の事に付て註せり。又建二都橿原一。經二營帝宅一云々。仍令下天富命率二日鷲命之孫一。求二肥壤地一遣二阿波國一。殖中穀麻種上。其裔今在二彼國一。當二大嘗之年一貢二木綿麻布及種々物一。所以郡名爲二麻殖一之緣也云々。是穀ヲ木綿ト云證據也。外夷ヨリ來ル木綿ニテハナシ。古語拾遺ニモ穀木トアリ。則楮ノ皮ノ事ナリ。穀ト楮ハ

同物也。延暦ニ種植タル木綿ニテハナシ。其後天正ノ比渡リタル木綿ニテハ決シテナシ。惑フ事ナカレ。今木綿襷トテ、木綿糸ニテ八ツ打ニシテ首ニカケルハ、後世ノ作ニテ、ユフノ音ヲ借タル物ナリ。夫故、麻ノ皮ハ青シ、故ニ青和幣ト云。穀ノ皮ハ白シ、故ニ白和幣ト云。又ハ白木綿ト云成べシ。今世紙ヲ用ルハ、穀ヲ以紙ヲ製スル故同物ナリト知ルベシ。尤本朝ノ土楮ヲ殖ルニ宜シ。故ニ上古ヨリ麻ト通用シテ以テ、祭祀ニ供シ嘉幣ニ充ルノミ。後世檮漉ノ法ヲ知テ、紙ヲ造リ穀ノ皮ノユフニ易ル。是其古雅ヲ考知ルベシ。

一一軒茶屋〔割註〕俗ニ祖父ガ茶屋ト云。」目黒道玄坂にあり。將軍家御鷹野の砌御休息の所也。依レ之御書上にも一軒茶屋と記し有レ之。大猷院樣御代藤を植よと上意ある由、今以て少き藤棚有レ之。其後有德院樣御休息の砌、櫻を植よと上意有レ之。大木の櫻木有レ之といふ。今は枯てなし。

一十二月魂祭　（三十日にする也）

なき人の來る夜と聞と人もなし我住宿や玉なしの里　和泉式部

是十二月廿日の玉祭りの歌也。徒然草に、なき人の來る夜とて靈祭る事、此頃都にはなきを、東の方に是れ猶もする事なり。八王寺邊より甲州へかけて、卅日の夜みたまとて食をうづたかく盛りて、箸を數々さして備ふる事也とかや。清少納言も枕草子に、楪（ユヅリ）の事をいふとて、なべての月頃は、霧もみぬものに、師走の卅日にしも、時めきて亡人のくひ物にしくやと哀なると見えたり。報恩經に、亡者の魂の來る日の事あり。

二月十五日寅の時來り　翌日午の時歸る
五月十五日卯の時來り　翌日巳の時歸る
七月十四日卯の時來り　翌日午の時歸る
八月十五日辰の時來り　翌日申の時歸る

九月十六日未の時來り　翌日申の時歸る
十二月卅日午の時來り　元日卯の時歸る

一粥杖　紹巴法師下級云、粥の木にて打事、禁中にもあり。男子生産とこそ祝ふ也。又大貳三位狹衣云、年もかへりぬ。十五日には若き人々。爰かしこにむれゐつゝ、おかし氣なる。〔割註〕是今云俳かけなり。」粥杖引隱しつゝ、かたへに伺ひ、又折れじと用意したるすまひ、おもはく共も各おかしう見ゆるとあり。又美濃國褁(クヽリ)の宮にて、正月十五日粥の木にて女の腰を打に、大(たい)の男(なん)十三人と唱へて戯打也。

一犬神人　是を弦めそと云。古へ祇園祭犬神人百人とあり。牛頭天王下界へ天下り給ふ時、白き牝牡の犬を二ツ連給ふか、子を産て漸々と人の形に變じ、身のたつきのために、弓を作り矢をはぎ弦をよりて世を渡る。弦桶を持て賣歩行つる。めそといふ。そとせと同音なる故、寔は弦を召しませといふを、略してつるめさうやといふを、また略してつるめそと云。祭に出る行裝、棒を持白絹にて頭をつゝみ、小具足に小手さし赤き帷子の袖をくゝり着る也。見る所法師武者の如くなり。

一千團子大明神　是は俗稱也。四月十六日江州三井寺の鬼子母神へ千團子を備ふ。是を俗に千團子の大明神と呼とかや。

一阿蘭陀旗合　毎年九月十二日、阿蘭陀舟入津の節、長崎より船を沖へ乘出して旗を合せ、相違なき時は入津させる也。旗合なき內は、入津する事叶はざる定なり。

一古代吉原のはやり唄　春の日に糸ゆふ柳手折は誰々ぞ、白き馬にめしたるとのことよな。此唄をうたひ相の手にすがゝき曳しとぞ。明暦大火以後、三谷へ通ひたる時は、何れも馬にて通ひたる由なり。其後永祿の頃、長吉舟出來、夫より二挺立、三挺立といふ船出來。是も御停止に成りたるなり。馬にて通ふ節は、淺草御門外に乘馬おびたゞしくありとぞ。又明暦已前の郭中のはやり唄に、道のちまたの

二もと柳風に吹れてどちらへなびこ。おもふとのごのかたへなびこよ、などいふ唄はやりしなり。此二本柳は、古來柳町。〔割註〕今云道三がし。」此所に有りし二本柳なりとかや。

一吉原中の町櫻を植し事は、寬保元年酉三月初て植しより、恒例となりしとかや。

一黄卷　書を黄卷と名付る事、古人書を寫すに、皆黄紙を用。是れ黄檗を用て紙を染る事、蠹を避ん爲也。故に黄卷と云。誤り字あれば雌黄をもつて消え、紙の色と相類する故也。是故に、文章を可否する事を、雌黄を入るといふ。と書言故事に見えたり。

一板行　北溪含毫曰。唐以前。凡書籍皆爲ニ寫本一。未有ニ模印之法一。以ニ藏書一貴不ニ多有一也。五代馮道奏請。始官鏤ニ六經之板一印行云々。

一戒定慧　唐宣宗曰。何名ニ戒定慧一。弘辨禪師對曰。防レ非止レ惡名レ戒。六根涉レ境心不レ隨レ緣名レ定。心境俱空照覽無レ惑名レ惠云々。釋氏稽古略ニ見エタリ。

一琉球國の胞衣　琉球國ノ婦人、產乳(子ヲ產事)。すれば、必子衣(胞衣なり)。を喰ふ。張師正が倦游錄曰。八桂獠人產男以ニ五味一煎ニ調胞衣一。會レ親(親戚)。啖レ之。此則諸獸生レ子自食ニ其衣一之意。非ニ人類一也。隨筆に見えたり。

一晝飯點心　輟耕錄曰。今早飯之前及飯後。午後晡時之前以ニ小食一爲ニ點心一トアリ。又鄭傪江淮ノ留後タリ。家人夫人ノ晨饌(朝飯)ヲ備フ。夫人其弟ヲ觀テ曰、粧(ヨソホヒ)ヲ治ル事未レ果。我未レ及レ餐爾。且可點レ心云々。唐史ニ見エタリ。則此語唐ノ時已ニ然リ。

一俊成卿、定家卿の歌　醒眼記に、五條三位俊成卿老後述懷の御歌を、定家卿の許へ遣さる。

定なき世にも若きは賴ありとにもかくにも老の身ぞうき　　俊成

御返し

とにかくに老はあまたの年もへつ定なき世に若き身ぞうき　　定家

逍遙院實隆卿、此歌兩首を常に感吟ありしと、雜々集に見えたり。

一僧正永緣　清輔雜談集に、南都花林院僧正永緣歌を好けるを、同學の人、學文觀念の障り、愛着執心の基と成るべしと諫られしかば。答曰、和歌は佛道の便りと成る事知らざる故に、さ宣ふ。戀慕哀傷の風情を吟じては、皆我心に歸すれば、唯識の悟り爰に開けぬ。心の外に法なし、いと無下に侍るといはれ、却て感心せしとぞ。

一見猿、聞猿、言猿　或書に、傳教大師天台の不言不聞不見とて三體に表し、三ツ申の形を作り、妄語、妄聽、妄見の戒也。不見、不聞、不言との事、不ト猿ト和訓相同じ。又申と猿の字義相同じ、故に庚申の日に祭るとかや。

一平家物語　公卿補任に、勸修寺良門十三代孫葉室時長、平家物語之作者隨一たり。然共是は四十八卷の源平盛衰記成べし。平家物語廿卷は、徒然草に見えたる信濃前司行長作なり。是は琵琶法師平家物語也。今世に行はるゝ平家物語は別人の作也。又長門本は十六卷あり、主馬判官盛國、同三男八郎左衞門盛久が事出たり。是は赤間關阿彌陀寺之藏書なり。

一金に成る　是は熊野山にて死する事を、金に成ると云なり。沙石集に見えたり。

一撰集歌直し　清輔袋草子に、

後拾遺、嘉言が歌

　梅が香を夜半の嵐の吹ためて槇の杉戸の明る待けり

經信公軒の嵐の吹ためてとこそ聞えしか、夜半の嵐の吹溜ては荒凉なり。又あくるは夜の明るにそへんとや惡也。と尤いはれ有事か。

又金葉集撰の時

　播磨路や須磨の關屋の板庇月もれとてやまばら成らん　師俊卿

此歌播磨路にくし、播磨潟と改て可ㇾ入と、撰者基隆申されけるを、作者しからば集に入るべからずと云。清輔是を聞、播磨潟は勿論神妙、播磨路にても是も除くべからず。相互にこわき事なりと宣へり。

又同時に金藏が歌に、

唐のから紅に咲にけり我日の本のやまとなでしこ

撰者云、我日のもとの詞、作者によるべし。直して集に入べしと云。作者いはく、此日の本に生れて、我日の本何條作者に依べしとて、終に集に入れずとなん。

又拾遺集撰の時、公任卿の歌に、ちる紅葉ばを着ぬ人もなきといふ歌を、花山院仰に、紅葉の錦と直して入べき由、公任卿承り、然るべからずのよし申されければ、元の儘にて集に入給ふとかや。

一義堂詩　相州金澤文庫の藏書を觀て作る。義堂の詩、（日工集ニアリ）

觀ニ金澤藏書一作

玉帳修文講武餘　遣ㇾ人求覓舊藏書　牙籤映ㇾ日窺ニ蝌斗一　縹帙乘ㇾ晴走ニ蠹魚一。

一尊圓親王之狀　天文雜記に曰、靑蓮院尊圓法親王は、御在世おとなしき御行狀にて、世擧て譽奉る。元弘騷動の前方、關東奢侈之趣最も淺間敷事に思召、聊のへつらひなく、時々北條が親戚執權等に付て諫遣し給ひけれど、其事空しくして、終に大亂に及べり。或古寺の屛風に押たる親王の眞筆の文あり。

去十六日晩景。齋藤太郎左衞門訪ニ第院一之處。折節閑暇。居室之間。席近與ㇾ之語訖。抑近年關東之風味。超ニ過先代一。而行跡奢侈之趣。時々達ニ叡聞一。殊毎度蔑ニ如朝威一。万端輕忽之旨。以之外所ㇾ及ニ逆鱗一也。向來於ㇾ無ニ遠慮一者。天下騷動之基歟。宜ㇾ達ニ執筆輩一頻加ニ諫言一條。密々示ㇾ之。于ㇾ時齋藤畏悅而退畢。嗟呼一人意味深可ㇾ愼云々。此一通努々不ㇾ可ニ外見一者也。

御判　赤塚とのへ

三月十五日（印）

一大樹　後漢書列傳七馮異傳云。軍中號曰二大樹將軍一。

一南鐐又軟挺（トンテイ）〔割註〕ハイフキトモ云。」銀ノ軟（ヤハラカ）ナル物ナリ。

一日次字　朔日。〔割註〕月朔　月旦　吉日　死魂　月蘇　初吉　上日ト云。」初二日。〔割註〕旁死魄、已朔ト云。」初三日。〔割註〕哉生明、如生明、哉生魄、月朏ト云。」初五日。〔割註〕皇極日、洪範、九疇、皇極居二其五一ト云。」初八日。〔割註〕上弦。初弦。」十五日。〔割註〕望日、月盈、三五中月ト云。」十六日。〔割註〕既望、二八ト云。」十七日。〔割註〕既生魄。」廿九日。〔割註〕月令廣儀曰、小ノ月以二此日一爲レ晦。」卅日。〔割註〕晦日、月朓、大盡、漱石閑談云、月滿三十日爲二大盡一。小日爲二小盡一。提月、灰月、釋名、晦月盡之名也。」今日。〔割註〕是日、此日、茲者ト云。」明日。〔割註〕來日、來辰、翮日、翌日。」兼日。（當日也）併日淹宿。（經宿也）間日。（隔日也）連日、累日、積日、盈旬、彌旬、剋日。〔割定朝日）繼日。（稱後日）越宿、信宿、幾蓂、多日、屢日、前日、向日、曩日、嚮者。（昨之時）逝日ト云。盈旬。（滿十日也）浹旬。（十二日ヲ云）浹日、浹辰。（十一日ヲ云）周旬。（十日也）周辰。（十二日也）上浣。又曰上旬。〔割註〕初一日ヨリ至十日。」中浣。〔割註〕自十一日至二十日。」下浣。〔割註〕自廿一日至三十日。」浣與レ澣同。沐浴也。古訓朝臣。十日一度給レ暇。沐浴一月三給暇爲二浣沐之期一。

一輻稱二一日一爲二一輻一。老子曰。三十輻共二一輻一。據此以稱二一輻一也。

一蓂稱二一日一爲二一蓂一。是據下于帝王世記云。所謂堯帝庭生二蓂莢一之說上。〔割註〕今云大小也。」吉日、元辰、穀旦。（穀ハ善也）良辰、令日、勝日。（トモ云）

一佐々木四郎兵衛　此者武州八王子村の百姓にして、毎年嘉例にて、京極家へ門松を納るとぞ。

一唐法（どうさ水）。膠十匁、水一升、明礬三匁、膠水にひたし置て、水一升を熱湯にして、能ふやけ

たる膠にかけ交て、明礬を入、直に紙に引也。煮るといふ事はなし。

一太閤秀吉公御辭世

　露と消つゆときえぬる我身哉難波の事も夢のまたゆめ

一鰹の烏帽子　三浦三崎の浦に、此烏帽子流寄時は、鰹烏帽子ぬぐと云て、夫より初鰹を釣に出るなり。此えぼし寄らざる内は、鰹取に不レ出由。

　其形　色白ク水月（クラゲ）ニ似タリ、紐ノ如キ物紺色ニ光ル、針アリ、至テ毒アリ、人手ヲ著レハ忽痛ミハル、ト云。

　如レ此 

一八人藝　此藝は、常陸國潮來（イタコ）と云所の座頭取立しよしなり。

一鶴の庖丁　禁庭にて正月十七日御厨子所預り高橋氏の人、清涼殿の東の廂に圓座を敷て、玉階近く參りて庖丁仕候。相濟て末廣を戴て退出す。次に伶人舞樂あり。此舞樂の内鶴をきこし召すと語りし人有り。又安永四年十二月廿五日將軍家に御所望にて、此庖丁有。御臺所頭松尾彌兵衛相勤候也。奥御殿にて仕る。將軍家御下段に出御有。德川民部卿殿を始め、執事の面々以下出席、御俎板御小納戸兩人にて持出、彌兵衛御前に出、片膝を立、庖丁俎箸を左右の手に取、頭上に差上げて打合、例之通取直し、俎板の上奉書の紙あり。此紙一枚を俎箸と庖丁にて細く裁切疊み、鶴の上を一遍渡し、其上にて庖丁なす也。庖丁銘は千代鶴と云庖丁のよし、鶴の羽躬頭足俎板の上にならべ様、千年と云文字の形に双べしと也。終て退座。御勝手にて時服頂戴也。是よりして諸家招請之節、御料理人の上座に在て師範と尊敬なすとなり。〔割註〕紙を九ツに折るは、九字法の傳たるべし。耳土器を置て、鶴の血付たる紙を入て退く也。」

一白鷹（オホタカ）。〔割註〕朝鮮より來る。鶴雁鵠鳧を取る。〔鷂（ハシタカ）。〔割註〕ハイタカトモ云。」兒鷂（コノリ）の雄也。逸物は鴨鷺を取る。兒鷂はいたかの雌也。雲雀を取る。〔小隼（サシハ）。〔割註〕コハヤフサ也。鶉を取、海青とも云。」大

明一統志曰。海靑小而捷。能擒二天鵝一。省鵤(ツミ)は小鳥を取、省蔵(ホッサイ)つみの雄也。總じて鷹は、夏の末より毛落、冬新毛生るを鳥屋と云、二年を二鳥屋と云。網掛は網にて捕る鷹也。巣鷹は雛の時取、養飼をなす。此巣鷹を取時、鷹の子を取て、跡の巣に刄物を入置時は、人取しと心得て、翌年に其所に巣をなす。刄物を入れざる時は、鷲に取られしと心得、翌年に其所に巣を掛ずとなり。又隼(ハヤブサ)の初て鳥を取たるには、鳥の味ひを知らず爲に、心儘に鳥を飼也。黄鷹鳥屋をすれば大鷹と云。始て提飼には鴨一寸程飼ふ。その上にて丸(鳥の膽也)を飼ふ。是をくはせと云。其後は丸斗を飼ふ。又鷹の鳥を摑みし時に、彼鳥の腹を少し破りて膽をぬき鷹に飼ふ。是を丸あく〳〵といふ。

將軍家の放鷹に始て鶴をとりし鷹には、紫の大緒を給はり、直に狩場より退座する事也。

一三門佛　東叡山は（大乘上座）文珠菩薩　增上寺（小乘上座）賓頭盧尊者共十六羅漢也。淺草寺も上野同斷文珠也。

一歷々と云事　人間の眉骨の根に歷と云骨所有。此歷迄冠の纓を下げ、此れきにて留る故に、上﨟を歷々と云也。

一御羽織屋　駿州宇津谷の邊にあり。名は石川忠左衛門と云。永正年中京都公方より、白紙子の御胴服頂戴す。襟紐は菊桐を縫にしたる切なるよし。神君より拜領の繪、吳州の御茶碗此二色重寶也。神君小田原御出陣の砌、御馬の沓三足を奉る。依レ之吉例にして、諸侯方旅行の節被二立寄一候時は、馬沓三足ヅヽ差上る也。先祖忠左衛門より當時迄十三代相續して、田畠は作り取被二仰付一由也。

一辟邪(ヒジャ)　圓機活法云、謝二辟邪惡一。新年長命盃。元日に梅花酒を飲事也。今田舍にて、祭の時寄合酒宴をひしやと云。

一靑馬節會　白馬を云。正月七日十二日馬を見れば、一年の邪氣を拂とかや。

夫木

嵯峨の山雲井の春に曳始て絕すもけふは渡る靑馬　爲家

見わたせばみな青鷺のけつるめの引つらねたる馬司かな　　信　實

青馬をみな引物とおもふまに忘やすらんけふの子の日は　　出　羽　の　辨

青山美濃守幸亮大番として二條に在務の折柄、比しも八月朔日將軍家より禁庭ゑ御馬御劍進献の御使を勤む。御目錄は御太刀一腰。〔割註〕白太刀ナリ。」御馬一匹、以上楷書折紙也。尤毛附の御目錄は立紙也。當日朝施藥院に參て役を伺ふ。尤禁裡附より左右有て參内す。裝束布衣、袍、くゝり袴、太刀、素足御免下駄也。〔割註〕此御免下駄と云事、高と中とひきゝと有。あかきにして草履に付たるは下なり。」供の侍は、家老用人白帷子、麻上下、下帷子を着す。家老用人之外は、供之侍下帷子不ニ相成。太刀の持やうは、左の帶の下通りへ付て、左に持、鐺（コジリ）を下る。右の手は廣げて右の腰に付て歩行する也。〔割註〕是は自分はき候太刀なり。」御進献の御馬、清涼殿の御庭にて叡覽也。左馬寮少橡（淺黃袍）。右馬寮大橡（赤袍）。兩人共卷纓、老懸、裾を引て先に立、諸大夫兩人大紋にて御馬攏（クチトル）なり。素袍着の者兩人、諸總を扣て、叡覽終て諸大夫の間と云所に、御使着座し罷在る所へ、傳奏衆出られ、叡覽相濟候段演說有。是れ御返答成よし、退出之砌御鳳輦拜見致候。尤御鳳輦の片々の柱は取置也。御膳被レ遊候時は、此柱拔取とかや。清涼殿の脇に三尺程の潜り有。配流之人爰にて冠を落すとぞ。亡父之物語のまゝ記し侍る。

一猫をこまと云又かなと云事　和名抄云、ネコマト訓ズ。又かなと云事、武州金澤文庫に唐より書を渡せし時、船中鼠の守の爲に唐猫を添渡すを、金澤猫と云しより、金と云とかや。

一馬撿印（ジルシノイン）國々の馬に燒印を押す事也。往昔戰國の時、千萬騎の馬飼置事は、大身の大將にても難レ成事なれば、馬を能しこみ、その上にて野山に放ち、野飼にして置、折々取寄て仕込ては又放置也。尤野心付て不ニ用立ニ馬は、返印と云を押て放ちやる也。印は上馬、中馬、下馬の差別あり。印形は其國々の記をなす。秘事なり、と齋藤白人物語なり。

一駿府御城北の御門枡形は、往昔京極家御手傳有しと也。枡形之脇に大キ成石を建て、表に京極之紋四ツ目結を彫付、裏に京極さいしやうと平がなにて彫付てあり。又清水口御多門の天井板、いか程御造作有りても、一枚通りは代々はなれてなし。御城は當時御玄關、御鈴之間、遠侍、御書院、番所、御小姓組番所、御座之間計なり。御城内に蛙一切住ず。たま／＼住ても鳴ず。御門外は蛙有て夥敷鳴也。御城内鈴虫能鳴也、一度に十二かさねてふり鳴也

一猿をましらと云は　梵語也。摩斯吒(マシタ)と云を以て也。又猿曳の厩に祈禱する事は、馬徑に厩に猿を飼時は、馬の疫病を除と見えたり。

一砂金筒　會津中將正之卿時分、御領内石ケ森と云所より砂金夥敷出るよし。依レ之江戸より三谷三九郎、海北半兵衞兩人彼地に下り、木綿を商ひしが、國人皆砂金を以て調ふ。今に會津領内には古之砂金筒と云物を持傳へし者あり。今の香煎筒の如くにして振出し、目方を以て分量を計り、諸品を調へしとなり。此故三谷、海北共に、甚利分を得て富家と成る。其所謂を以て、今以此兩家、會津金銀の御用被ニ仰付ニ候由也。

一鷸蚌(シギハマグリ)　戰國策の燕策にあり。

一林道春號羅山ト云事　是は惺窩先生名付給ふ由也。昔羅豫章在ニ羅浮山ニ。通ニ春秋之義ニ。而今林氏能明ニ春秋ニ。略似ニ豫章ニ。自レ是與レ書。毎云ニ羅浮氏ニ云々。

一沙石集　梶原平三景時ガ甥三井寺の花光坊無住ト云人、入峯の跡に、馴睦たる兒のはかなく成しかば、世をうしと思ひ捨て、尾州木の崎と云所に引籠りて、沙石集十卷を作りたるとあり。

右開書廣本に見えたり。

一夫木集　爲相卿の時の人作る。（名不レ知）。是を作りて後夢を見る。其夢を爲相卿に語る。爲相卿云、扶桑の字を略して夫木といへど云々。此書秘して出さず。高師直執事の權柄を以て初て寫す。其後人

是を知ると道春物語也。

一玉珠。草木子曰。玉珠。寶中之至貴也。且以二一身一求二天地之理一。玉者則髓也。金者筋也。石者骨也。水者血脉也。草木者毛髮也。土者肉也。山者頭也。澤者腹也。蓋髓者一身之元氣也。爲二至貴一故也。故君子比二德於玉一。行則珮琉有レ旨哉。

一元日大服　上古ハ茶者無レ之。梅ノ湯トテ、元旦ニ素湯ニ鹽梅ヲ入テ飲事也。是和朝ノ風也。

菅家の御歌に、

梅の湯をすき人ならば花も見よこの實のたねをわりてすつるな

一血合　血脉あやしき時は、血を水に浮め見るに、血脉同姓なれば、血ひとつに交り、血脉ならざれば血分散す。是を血合と云。

江記に、赤染右衛門は赤染右衛門時用（モチ）が女なり。然れども平の兼盛が娘と云々。彼母は始兼盛が妻たり。離別の後、兼盛女子有と稱し、是を請とらんとする所に、母惜みて然らざるよし（無レ之と云事）を申に付相論に及ぶ。檢非違使赤染時用を遣はし沙汰する所、彼母に密通する故、彌々兼盛に非ざる由深く陳ず。時用稱し申云々。其時兼盛血合すべきよし申となり。又白骨の見分がたきには、血をかけて見るよし、血脉なれば染み込、血脉ならざれば染み不レ入と云々。

一千慮一失　史記韓信傳廣武君云。知者千慮必有二一失一云々。

一以レ血洗レ血　唐書源休傳ニアリ。

一福餅　攝津國一ノ宮住吉（古名墨吉）。大明神の神事に、大和國畝傍（ウネビ）山の土を取團子となし、八橋の前の門に懸け、十一月初の丑の日の初更に、是をとりて社前に供なり。土團子の起り。

一五大力之像　中古海中應護ノ守札ニ、住吉大明神、五大力菩薩ト認候起リ、此像ハ住吉大明神ノ寶物ノ繪也。今モ住吉什物ノ内ニ有レ之由。社傳云、昔明神松葉ニテ認メ給フト也。五大力之名ハ、仁王

經云。大王若未來世有諸國王。受持三寶者。我使五大力菩薩。往護其國。一、金剛吼菩薩。〔割註〕手持千寶持輪。」二、龍王吼菩薩。〔割註〕手持金輪燈。」三、無畏十力吼菩薩。〔割註〕手持金剛菩薩。」四、雷電吼菩薩。〔割註〕手持千寶羅綻。」五、無量力吼菩薩。〔割註〕手持五千劍輪。」是五大力大士。五千ノ大鬼神王。於汝國中大作利益。當立形像而供養之矣。

一慈心大姉　坂上田村丸の女也。〔割註〕桓武天皇寵妃也。」天皇崩じて後女院と成り給ひ、攝津國平野の庄に王舍山長寶寺と云寺を建立也。今は眞言淨土兼學也。此寺に田村將軍の木像有り。田村丸の男廣野卿の作也。寺中六坊有。此六坊は坂上家臣七番頭の何某等の末孫とかや。今に平野侍と稱して鄕士有るとぞ。

一遠里小野　津の國住吉の東也。昔此所と山城國山崎と始て燈油を絞り出す。住吉の神燈の油は、今も遠里小野より供るとかや。

待宵は遠里小野の油うり曉方の波音の聲

又城州山崎の油賣は、建保職人盡歌合にあり。

一能因法師雨乞歌　伊豫國越智郡三島社にての事也。

早乙女が苗代水に降くだせ天くだります神ならば神

又三圍にて其角が雨乞に、

夕立や田を靐(ミメグリ)(雷ノ古字也)の神ならば

此神ならばとは、能因が歌を取たるなり。

一讃州象頭山金比羅忌穢解　川魚五十日、蒜三十五日、海糠(アミ)三十日穢なり。

一二間供　禁中二間、禁祕抄云、北ノ間向妻戶敷阿闍梨座半疊。南間ハ如御講時。懸本尊寄障子也。拾要集曰。二間御本尊事。有兩說也。所謂正觀音十一面二說也。大師御歸朝。船中觀音顯現忽

然迅(マヽ)ニ去五色雲上ニ云々。其出現形相正觀音結ニ鍵印ニ是也。或說曰。白雲中正觀音云々。是二間本尊也。玄宗皇帝持念正觀音也。不空三藏每月十八日供レ之給云々。元亨釋書曰。二間供。寛治六年僧都經範奏曰。昔我祖弘法大師奏置ニ此供ニ。爾時仁壽爲ニ常殿ニ。故修ニ仁壽ニ。近世淸涼爲ニ常殿ニ。仁壽雖レ未レ成爲レ宜。何以故當レ近ニ帝居ニ而修ニ此供ニ因ニ是言ニ。假令仁壽成未レ如ニ淸涼之近密ニ云々。至レ此修ニ于淸涼殿ニ。于レ今不レ絕。俗曰ニ二間供ニ。

新後撰集　御持佛に加りて二の間(夜居)に侍りけることを思ひ出て、

　天の下千世にやちよを祈ることそよゐの昔にかはらざりけり　前大僧正禪助

一十符の菅薦(スガゴモ)　陸奥國十符の里の名產菅にて十符に編也。

　玉笹のあられたばしる夕暮にいとゞそさゆる十符の菅ごも

一大坂御條目　此條目に御城代衆とあり。一人役の御城代を御城代衆と有事不審也。或古老の曰、以前御城代は諸大夫にて、御定番二人に御城代、都て三人共に御城代也。故に衆の字有り。土岐伊豫守賴殷年久敷勤にて四品に被レ敍。是に仍て後々御城代四品たる故に一人役に成しとなり。

一御判物(御花押)　御朱印　將軍家より賜る所也。十萬石以上は御朱印也。執事職は三萬石にても御判物也。十萬石の上座をもするなり。

一入江殿　入江の府生　入江殿は三時知恩院と稱す。上立賣南室町に有。親長卿記曰、文明五年六月廿四日、於ニ三時知恩院ニ(入江殿)。有ニ御經供養ニ。帝王編年記云、承覺法親王。〔割註〕梨本號ニ入江宮ニ。入江の府生は、袖中抄、童蒙抄云、(入江)、左近馬場の南洞院より東に入江たる所あり。今按、三條西洞院云々。私云、洞院より東は人家を引入て作りたる事必定也。隨身秦兼成が家も夫にあれば、入江の府生と申けり。

一大極殿　大極の名は易繫辭に出たり。大極殿と名付る事は、三國魏明帝の時より始る。唐類函に出た

り。然して已來唐世迄、天子の正殿を定て大極殿と名付たるなり。本朝にも此號を用ると見えたり。宋已後は聞えず。

一長上　長上は分番に對して云。替り番に勤るを分番と云。平詰に勤るを長上と云。都て上と云は、仕官の人番を勤る事也。故に番日を上日と云。長と云はトコシナヘと訓じて、常住不斷の事也。故に交代なしに番を勤るを長上官と云事有。又宋の故事に、侍讀更直侍講長上と云事を引て、長上を更直に合て云時は、本朝分番長上と並て云が如し。然は此事晋唐よりの制度にて、本朝にも是を用られしと見えたり。然るを今卜部の長上といふ時は、禁中詰番之卜部龜卜の役人多き中に、吉田は平詰といふ事成るを、夫を伊豆、對馬、壹岐三國優長成卜部の者をとりて、禁裡の卜部となすといふより、吉田家は三國卜部の中にて、長上の家と唱たる物也。其上神祇官卜部の長上成るを、いつしか潛號して、神祇長上卜部某と名乘、神人共へ授候免許狀にも書渡し候は、神祇伯を蔑にするに非ずや。夫を伯殿は夢にも不ㇾ知して差置は、是ぞ誠に白河夜舟なるべし。

一壽安鎭國山　是は大明の永樂帝、日本の鎭山を封じて號たる也。明の諸書に見えたり。日本の鎭山ならば富士山などを封じたるかと思へば左はなし。是は往昔明の時代、菊池氏九州の探題職にて、征西將軍懷良親王を取立王とするによつて、明より肥後の阿蘇山を封じて、此號を付たる也。明薛俊が日本考略に見えたり。御製之碑の文もあり。

一犬の子　司馬相如がいとけなき時、其親相如を愛して犬の子といひける事、史記に見えたり。

一諸所（シカソ）因來（ヨリクル）　無名抄に云、是にて見れば、喜撰が歌、都の巽しかぞ住能、應諸して住む心也。應諸は能合點してうけがふ心なり。

立路隨筆卷之二

一古今集傳授道統之傳　貫之　基俊　俊成　定家　爲世　頓阿　經賢　孝尋　尭惠　尭孝（東野州）　常緣　宗祇　實隆（逍遙院）　公條（キンエダ）（稱名院）　實澄（三光院）　玄旨（細川）　謂ニ之二條家傳授一爲ニ道統傳一。

一印可　藝術を極る時、師より弟子に免許を云。維摩經曰。若能如レ是。宴座者佛所ニ印可一也。

一封レ松爲ニ大夫一　史記秦始皇帝本紀ニ出タリ。

一案山子　添水（ソフツ）　引板（ヒタ）　鳴子

一蘆庵靑天が白尾鷹と云書に、季吟曰、かゝしは鳥おどしの人形也。添水は水邊にしかけて、水の力を添て音を出す、鹿おどし也。引板は板に木を添て繩を引て鳴すものなり。是も鹿おどし也。鳴子はよのつねの事なり。かゝしと添水は別の物なれども、玄賓僧都の山田守るそうづと、僧都に准へ讀給ふゆへに、鳥驚しと心得て、古歌などにも讀給ふ事多し。然れども別の物なりとあらはせり。

一擔（ニナヒ）　古本に云、擔と申事は、加茂祭りの行列の中に、韓櫃を持人を擔夫とあり。

一蓋（キヌカサ）　是も加茂祭りに、神馬の上へさしかくる笠をいふとかや。

一白重（カサネ）　更衣の時の衣也、と貞德說也。

一由旬　圓覺經云、一由旬則四十里。一云十六里。但四十里ナラン。天文家一度則四十里也。

一匹　前漢書藝文志、布帛廣二尺二寸爲レ幅。長四丈爲レ匹。六書正譌云、馬影四丈亦借用曰レ匹。用レ疋非也。

一一向　語錄義解云、一向正一直也。一般一樣也。一概。楚辭卷四曰、一概而相量。註云概平ニ斗斛一木也。〔割註〕俗云升カキ也。」

一連歌師宗砌法師（宗匠也）。高山民部入道砌也。連歌の書の跋に、

此道は濱の眞砂を行なれば不審の數はよむと盡せじ

一石なとり　童の遊び也。いしなごといふ。後拾遺詞書に、石なとりとあり。又赤染右衞門の家集に、女院の姫君と聞へさせ給ひし比、石なとりの石めすを參らす迚と云々。小大君家集に、おほん石なとりの石をつゝませ給ひけるに三十一ありつればとあり。西行家集に、石投子なり。

石なごの玉の落くる程なきに過る月日もかはりやはする

一紫時服　將軍家玄猪の御祝のせつ、御熨斗目の御下召に、地色紫の御紋付たる御小袖を召せらるゝと也。

一乾之字　易經大象六十三卦、皆卦名ヲ出ダス。唯乾ノ卦計リ、乾ノ字ヲ出サズ。天行健君子以自彊不レ息云。先儒云。乾ニ卦名ヲ不レ顯ハ是乾ノ尊故也トノ說アリ。然ドモ六十三卦名ヲ出シテ、乾計名ヲ不レ顯譯ナシ。健ノ字ハ乾ト音同ジキ故、誤テ健ト書タルナルヘシト云。其後易古義ヲ草定スルニ、即此說ヲ著シテ云、健當レ作レ乾トアリ。果シテシカリ。此說秉燭譚ニアリ。

一行幸問答　四條大納言隆季卿、或人に問曰、行幸の字を用は、是何の故ぞや。其人答る事なし。傍に中納言長方在て云、夫は本文あり。天子行所必在レ幸といへり。故に幸の字を用ゆと讀、故事談に見ゆ。

一三十六歌仙　具平親王と四條大納言公任卿選び給ふといふ說あり。不審。

一錢に當十、當五、當三、折二、小錢　宋明代折二錢といふ事、明の時當十、當五、當三、折二、小錢の五等あり。小錢と云は、今の開元永樂の如き常の錢なり。折二といふは少し大也。一文にて二文の代りをなす。當三と云は又大也。一文にて三文に當る。又折三とも云。當五は五文に當る。當十は十文にあたる。又折十とも云。折と云は、准折などつゞきて物に替る義なりとかや。

一折棒　折支米　折税　折乾　折博務　俸祿に絹布を渡すを折俸と云。米にても替りに渡すを折支米と云。年貢に他物を納るを折税と云。音物の代りに金銀を遣すを折乾と云。珠璣數に、折乾の註に、以レ銀準ニ折禮物一とあり。又役所に折博務といふあり。交易の所と見ゆ。博も替る儀也。杜氏通典七卷に曰、唐麟德三年米每斗折五文とあり。是等にて折の字義を知るべし。秉燭譚ニアリ。

一甲州金　世に甲州判と云極印に甲重と有るは、則信玄時代の金也。甲定の極印有るは、近世の金也とぞ。瀨名氏物語也。

一唐庇。〔割註〕牛の名とは誤也。附牛華蔓之事、車の名目也。此唐庇の車にかけたる牛也。」則安嘉門院御寵愛の牛也。駿牛繪詞云、唐庇は安嘉門院の御牛にて北白川育ち也。勢もおほきに、牛の容儀も類ひなき程の上牛也。女院御祕藏の次第のべ盡しがたき物也。眞影を華幔にうつされて、清涼寺の本尊の帳にかけて今にありといふ。是則牛華幔の本說なり。然るを浮屠氏の例の妖言にて、此嘉門院を勿體なくも地獄へ墮して、畜生道にて牛に生れ給ひ、清涼寺の釋迦堂再興の材木を引給ひたる功德によりて、命終て淨土に往生し給ふ故、其牛の皮を剝、其皮を以華幔をこしらへ、佛前へ備へ給ふと、急度したる傳來を演べたるは、淺間敷錢取病の取つきたるなり。尤此妖僧の皮を剝て華幔に造りたき事なり。

一深川鶴步町　深川平野町名主平野甚三郎俳名鶴步が、支配の町也。此鶴步は寶井其角が門人にて、

日の春をさすがに鶴のあゆみかな　　其角

此發句を直に俳名とす。則今の辨內祖父也。

一枝折　予が親類之方へ、花の下里村昌桂贈れし物あり。五厘ほどの木地板にして、長サ七寸餘、幅一寸程。

（枝折）



一石町鐘　元祖南都辻圓齋といふ者始し也。今は辻源七と云。

一一升六枚　大内の事也。内裡御表にて、公家衆酒給候事、五攝家昇進の時也。常はならず。右一升六枚と云は、酒一升、土器六枚の事をいふ也。是を調ふるに非藏人出て行事々々と呼ぶ。喚鐘を打て唯と答ふとかや。

一日本國名　後漢書曰、耶馬臺國、大倭王居二耶馬一。〔割註〕註一作二耶馬堆一。今按大和國也。

一木生　植物去レ皮枯氣在レ外也。動物敗レ肉死神在レ中也。故木空穴者不レ枯也。

一供養　俗ニ先祖ヲ祭リ佛ニ物ヲ供スルコト抔ニ用ルハ非也。禮記月令ニ、供養ノ字アリ。陳註ニ、供養ハ膳服之具也。日本紀ニイタハリヤシナフト訓ジタリ。

一對食　果國ニテ女ト女ト契合ヲ云。兄弟分ト云。

一辟陽侯　異國ニテ密夫ヲ云。

一味噌ヲ蜩（ヒグラシ）ト云事　名香ノ伽羅ニ蜩ト云香アリ。此香ヲ薫ズレバ、シミ入タル匂アル香也。味噌ハ物ニ移リテ香深シ。其意ヲ以て味噌ニ名付クル也。

一採花金　大内毎年節分の日に、終日夜に入候ても、内侍所へ貴賤の參詣群集して、御打豆を此所にて頂戴して歸るなり。則其節内侍所へ奉る散錢を採花金と云て、諸役配分の由也とぞ。

一黄檗山より井上氏へ書簡。（寺社奉行之時）

維時畏日暑威漸至以領聞

台下崇　命司僧道法門所倚頼

例幸如之餘不悉奉

黄檗照漢和南

井上河内守台下

七月廿日

此和南と云は、敬白頓首ナド、云コトナリ。

一今様朗詠　中御門内大臣宗能公、知足院の御時九十句撰定、其後妙音院殿亦百二十句撰し加へさせ給ふ也。

一丹後國峯山　此在家に人死すれば、其死の限りを見て、家の棟に上り、一升舛を持て、其底をたゝく事久し。是にて一村へ不幸を知らするとぞ。

一鬼灯　丹後の國最上の名物也。大坂にてはほうづき賣、丹波々々と計呼なり。とうがらしを南蠻といふにおなじ。

一奥州方言　フルタヒキ　蟇ノコト○ホイト　乞食ノコト○ウルイ　簪草ノコト。

一萱鯉　美濃國谷汲観音に、木作の鯉魚有り。按、是は禪家の雲板（魚版乎）なるべし。西國順禮此所に至れば、精進落とて是を甞るなり。三十三所納の靈場故也。

一回祿　春秋昭公十八年左傳曰。鄭子產禳二火於玄冥回祿一。（註）回祿ハ火神也。

一無墓　寢覺記云、昔の人は父母の墓をいみじく拵るを孝養とす。彼恩の志なき愚者を云初てより、愚なる人をはかなしといふ也。

一御　本朝文粹第一菅公詞、閭巷稱二辨御一。（註云）俗謂二貴女一爲レ御。蓋娶御之儀也。能の狂言に、女房の事をおごうさまと云は、此お御といふの誤り歟。猶可レ尋。（謂女房者非也）。娘謂二之御一也。

一首引　首引は首の力をためす也。留青日札に、拔河之戲と見えたり。

一舟の走る　艀　五音集韻ニ見エタリ。

一腹ふくるゝ　眉山蘇氏忍レ事腹如レ囊。

一勢州神宮　遷宮の時御神寶方道具師。
　安川五郎兵衞　坂本彌兵衞　此者代々調進なり。

一及第。〔割註〕官ニ進ムコト。」事物紀原云、及第。漢之所士。其射策中者謂二之高第一。隋唐以來進士諸

科逢有ニ及第一。

一椒房　拾遺故事云。漢官儀。皇后所レ居宮曰ニ椒房一。蓋以レ椒塗レ壁。取ニ其温一辟ニ惡氣一。或曰。取ニ椒實蕃衍之義一。本朝ニモ女御ノ御殿ニ淑景舎有。

一博奕　論語註。博局戯也。奕圍碁也。

一芭蕉柱　井伊家糀町清水谷屋鋪長屋に、此名目の柱あり。此家中に蕉門の俳士あり。名は森川與左衛門俳名許六と云。高弟也。〔割註〕當時與左衛門三代目也。」彼宅へ芭蕉入來る時は、極めて寄掛り居る柱有しなり。或時此柱に一句を帖す。

此柱客か亭主か秋のくれ　芭蕉

此屋鋪は往古加藤清正の第宅也。國初以來燒失なし。故に今に至て柱有と也。

一拜領　類聚纂要云。拜而領ニ人之禮一曰ニ拜領一。

一神祖御諱　或人問、白石答曰、御諱、御元服之時、今川義元ノ元ヲ授ケ奉リテ、元康公ト申奉リシ、後ニ改サセ玉ヒシ時ニ、八幡殿ノ御諱(義家)ノ下ノ字ヲ上ニナシテ、宜キ字ヲ撰テ參ラセヨト仰ラレシカバ、伊東法師ト申者、家康公ト名付參ラセ候。是ハ書經洪範ニアリ。家用平康（イヘモツテタヒラカニヤスシ）ト云詞ノ上下ノ熟字ヲ取用タルト見ヘシ。是則故人ノ名ノ字ヲ撰ン例ニシテ、今モ異朝ノ人名ヲ命ズル事如レ斯。誠ニ目出度御諱也ト答シト也。

一雷　博物志曰。夫雷萬物留滯ヲ通シ。旱ニ雨ヲ降シ、陽氣ヲ行ヒ、陰ヲ助ル物ニシテ、稼穡ヲ救神物也。雷無レバ自ラ稼穡實ノラズ。蒼民穀ニ饑ベシ、是氣血流行ノ藥也。日本紀香來都過命ナリ。

一宇治通圓の茶屋　宇治橋東の橋詰に在り。近世通圓といふ者、茶店をかまへ、往來の者に茶を施す。通圓の像あり。なげ頭巾に立付をはきて居るとぞ。此茶や宇治橋御懸直しのせつは、橋の古木を以て、公儀より修覆をなして下さるゝと、今は其事なし。

一伶倫　文選注云、伶倫。古之善レ音者トアリ。サレバ伶人ノ通稱ナリ。

一波返　青海波ハ盤渉調之樂也。此樂ニ太鼓ノ撃樣ニ千鳥掛ト云事ヲ打、後ニ波返シト云事ヲ撃也。

一邪久國（ヤク）　今薩摩ノ管內ニ屋久ノ島ト云地アリ、則其所也。推古帝廿四年ニ、夜句ノ人七口來之。又云、掖玖人三口歸化スト。又本攘錄ニ、養久山居ニ海中一。周二一百餘里云々。何れも文字ハ替れども同じ事なり。日本紀の書法を考れば、往昔別に一國と見ゆ。化外之地未日本の版圖に入らずと見えたり。秉燭譚に見えたり。

一衞門　凡官府を通じて衞と云、衞門と云。唐の時、南衞と云。後世本衞と云。今に至りても其通りなり。本朝にて牒ニ延曆寺衞一（衙カ）といふ抔の朝廷の詞を借り用たる也。天子の正殿を正衞と云。是に近づくを近衞と云。又蜂衞と云事あり。是は蜜蜂の窩の際に二疋ツヽ蜂番をするをいふ也。花の露を含來らざる蜂をば穴へ入ざるよしなり。

一源賀　北魏の時、源賀に始て源姓を賜ふ。源賀は本ト魏の皇族にて、源を同じうするによつて、初て源姓を給ふ事、此源賀の傳にあり。本朝にても源氏は皆皇族より出る。和漢同一儀也。

一かまいたち　伊勢、美濃、駿河にては一目連と云。相摸國にてはかま風と云。門外のみに非ず、家の內にても手足など破らるゝ事あり。古き曆を燒て付候へば痖愈申事妙也。

一猫塚　吉原土手道哲境內にあり。是は新吉原三浦や抱薄雲と云遊女あり。此女の猫にて、元祿の頃は、太夫格子京町の女郎は、揚屋入の時猫を懷せ、おもひ／＼の首玉抔付て寵愛す。其頃すべて女郎の翫物としけり。此根元は京町三浦屋四郎左衞門方抱遊女薄雲といふ女、元祿七八年の頃より仕始し事とかや。其角が五元集に、

　京町の猫通ひけり揚や町

とあり。其頃は專ら流行しと見えたり。此猫の事に付物語あれども、尾州頭犬の祉と同日の談故しる

さす。

一西瓜　寬永年中、西洋國より始て渡る。薩摩に植るに依て、さつま種を上品とす。江戸に來りしは、慶安の頃にて、由比正雪一亂の翌年のよし也。世田ケ谷大丸北澤より出るを西と云上品也。砂村、亀戸、西袋、鷲沼、馬加り、金町を東と云也。又大森、羽田を南と云。

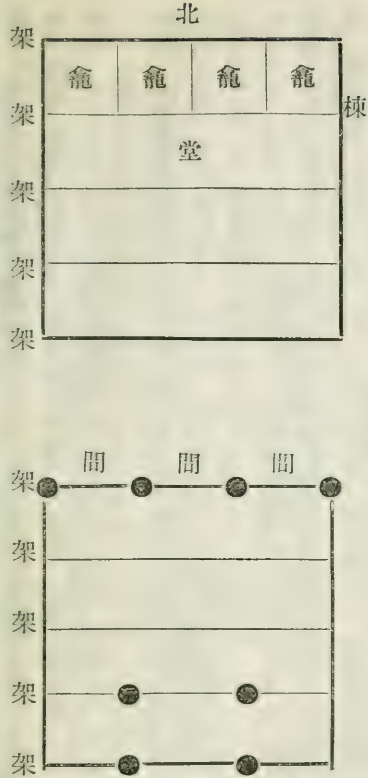
一釜鳴　居家必用云。釜ノ鳴其鬼名婆女呼其名不爲災。却爲吉。又凡入夜鍋釜洗淨不乾。若乾主人心焦。

一隱簑　俗ニ隱簑ヲ畫ス。此木名隱躬術ト名付。隱簑ト和語ノ近ヲ以、簑トスルカ。華嚴經云。有藥名安卷那。塗目隱身令人不見。抱朴子曰、千歲栢木下根如坐人。有長七寸。刻之血出。以其血塗身。則隱形。欲見則拭之。

一打出之槌　西陽後集曰。新羅國有一貴族金哥者。其遠祖名旁㐌。有弟一人。甚富。其兄旁㐌。因分居乞衣食。或人與田一畝。於是求蠶穀種於弟。弟無道私蒸與。旁㐌不知此。以蠶生時而一蠶生。見其蠶。日長一寸餘。生十日許大如牛。其弟嫉之。閒窺殺其蠶。奇哉數日在百里四方。蠶飛集旁㐌家。衆意蠶王。其時四鄰集繰。旁㐌不與。稻唯一莖種。忽鳥來。此穗折銜去。旁㐌逐上山五六里。鳥入石罅。日暮徑黑。故止石側。夜半月明。乃着赤衣小兒群來戲。一小兒曰。何願。一曰。希酒。小兒乃出一金椎打石。乃酒及肴悉具。一曰。我欲食。即又撃之。餅及炙者等羅石上。良久飲食去。以金椎挿石罅。旁㐌大喜取其椎歸。所願物隨打出。因家大富。侔國。以財寶賑弟。於是弟悔。嚮蒸蠶欺弟。謂旁㐌曰。試以蠶穀欺我。我如兄得金椎。旁㐌悟其言。弟蠶唯得一蠶。而常蠶。又穀一莖。種之如常。將熟。爲鳥所銜。弟喜隨鳥上山。至鳥止處。群鬼怒曰。是竊金椎者。執曰。爲我築塘三版乎。將蘭鼻長一丈乎。弟築塘三版。乃三日飢困。對鬼求哀鬼拔其鼻。鼻如象歸。國中人怪聚觀。慚恚死。其後子孫戲打椎求

狼藉ニ。因ニ雷震一。稚失ニ所在一。

一間架　宮室制有ニ五架三間一。或七架五間一。唐徳宗之時。間架除陌税アリ。文章家、間架布置法アリ。或人間架ト云譯ヲ辨ゼズ。架ト云ハケタナリ。凡テ家ノ造リ様ハ、南向ヲ本式トス。棟ハ西東ヲサシ、正中ニ在リ。是ヲ脊中ノ架トス。棟ノ北ニ二架アリ。南ニ二架アリ。合テ五架トス。何レモ棟ヲ中ニ取テ南北ニ並ベリ。扨其中ヲ東西三シキリニスルヲ三間ト云。北ニ柱四ツ立、柱ト柱ノ間ヲ一間トス。四柱ナル故ニ、其間三間。性理大全ノ中、家禮補註ニ云。古者堂屋五架。中脊架曰レ棟。次レ棟架曰レ楣。後楣下以レ南爲レ堂。以レ北爲ニ室與一レ房。今當下以ニ近レ北一架一爲ニ四龕室一。以ニ前四架一爲レ堂。近レ北一架也。



五架三間ノ制如レ此。七架五間モ是ニ準ジ知ベシ。小々ノ屋宅ニモ、此積リハ有事也。唐ノ徳宗ノ時、聚斂ヲ務メテ架ノ數間ノ數ニ依テ、運上ニ取ルニ依テ間架ノ税ト云也。又文章ノ内ニ章法句法ノマクバリ宜キヲ、宮室ニ譬ヘテ間架ト云也。

一華形　院の御所より御壺の召次花形と云者を、八島酒へ遣されてし事、盛衰記にあり。女の務る職、御壺の内の呼繼を勤る也。今は男の職となれり。平家物語を讀て垂水の廣遠がうた、

いかならん世を浮草のねにかへる身に何咲ん花形の名は

一奪衣婆（ダツエバ）　俗に三途川の婆と云。黄門讀志に見えたり。

一光明院講　是は鎌倉稲荷山淨妙寺に、足利義氏の娘の碑有りて、光明院殿本覺大姉、裏に法樂寺殿嫡女、八月廿日逝去とあり。此義氏の子日光山中興昌宣と云僧は、則光明院の弟なる故、日光山光明院講といふ。

一花垣の庄　伊賀國にあり。爰にやんごとなき名花ありて籬をなし、守護伊賀權守成忠制札を建、筆者僉舒法師也。

此花もし折とるものあらば、若木のさくらの故事に任せん。其時花ぬす人申わけは聞とゞけまじきを書たり。

一斯文　東人詩話ノ內ニ、諱斯文ト云人アリ。斯文ト云ハ、人ト稱呼ニ似タリ。珠璣數ヲ見レバ此事アリ。稱ニ提學ト曰ニ文宗ト。泛稱ニ斯文ト。亦曰ニ文宗ト。又云。文凡稱ニ斯文ト。然レバ斯文ト云ハ、秀才、茂才抔ト云ガゴトク、學者ヲ呼ト見エタリ。此事論語ニ本ヅク。近代ノ書ニハ見アタラズ。

一七寸五分（クツワタ）　上杉彈五郎家老七寸五分監物ト云者アリ。此苗字何ゾ可レ有レ謂事也。尙可レ尋トナリ。

一五明扇　揚雄方言曰。扇自レ關而東謂ニ之箑ト。自レ關而西謂ニ之扇ト。五明ト號クル事、所謂骨水、要地、繪火、風ヲ出スハ風紙空也。是地水火風空ノ五ツ也。火ヲ畫ニトル事、繪ハ心ヨリ出ヅ、心ハ則火也トアリ。此說非也。五明扇ハ風ヲ出スモノニテナシ。雉尾扇ノ類ニテ掩フ器物也。アフグモノニテハナシ。夏扇ハ蝙蝠也。別物也。

一傘　蓋ノ別稱也。器物編論云。蓋爲レ言覆也。形圓ナルハ象レ天。橑（タルキ）廿八以象ニ列星ト。蓋之爲レ部非レ部。無ニ以納ニ橑於其旁ト。下爲レ柄非レ柄無ニ以含ニ斗於其中ト。華蓋乃張レ帛爲レ之。一曰レ傘。皆蓋別稱也。又雨傘別物也。

一小豆粥太刀　上杉謙信川中島ニテ、武田信玄ト太刀打ノ刀也。鎌倉行光作長三尺一寸也。

一鳩車戲　竹馬戲、鳩車戲ニ五歲、竹馬ハ七歲也。と後漢書又世說ニ見エタリ。

一酉（割註）晉祕也　二百也。」瑯耶代醉ニ見エタリ。

一古酒新酒　京童の古酒を祇園會と云。其意は古酒は味ひよく、身體を上下共に濕して醉事、祇園會に上京下京共に賑ふごとしとも、新酒を御靈祭と云。味ひ薄し、頭上計醉て下寂かなり。御靈祭は上京計賑ひて、下京は靜なるがごとし。

一上若下若　酒ノ名也。輿地志曰。若溪有ニ長興縣一。南漢曰ニ上若一北曰ニ下若一。村人取ニ下若水一以釀レ酒。浮美勝ニ雲陽一。

一欵狀　通鑑唐則天紀（注ニ）、獄辭之出ニ於囚口一者爲レ欵。欵ハ誠也。言ニ所レ吐皆誠實一トアリ。亦本朝今ニ至テモ、下ヨリ官位等ノ事ニ付、少譯有事ヲ朝廷へ願上ルヲ欵狀ト云體アリ。兎角下ヨリ上へ申上ル願之詞也。

一上大人丘乙巳　上大人　丘乙巳　化三千　七十子　爾小生　八九子　佳作仁　可知禮　此三字ヅヽ八句末ニ皆也ノ字ヲ引テ、小兒ノ手習ヲスルニハ、唐ニテ天下一同ニ是ヲ學ブト、祝枝山ガ猥談ニ水東日記ヲ引テ悉ク云ヘリ。孔子其父ニ上ル書也ト、大人ニ上ル丘一身ノ化スル所三千人、其內ニテ八九七十二人更ニ佳ニシテ、仁ヲ行ヒ禮ヲナス事知ルベシト也。筆畫ノ少キ字ヲ合セ、小兒ニ教ル也。

一詩ノ字　詩ト云文字ハ、寺ニ言ヲ書リ、寺ハ局ト讀リ。禁中ノ局々ヲ云。宮中ハ地狹キ故ニ、一寸土ト書テ寺トヨム。後漢ノ代ニ、天竺ヨリ梵僧二人渡リ、禁中鴻臚寺ト云ツボネニ居セリ。夫ヨリ自然ト僧ノ居所ヲ寺ト云習ハシタリ。又詩ハ日本ノ小唄ノ類ニテ、周ノ代ニ其國々ノ事、內裡ノ內ノ事ヲ唄フタル詞ヲ集置テ書タル也。故ニ寺ノ言ト書テ、三百十一篇ノ內六篇ハ逸詩トテ失ヒタリ。今ノ詩經三百五篇有也。

一道具屋の鏡　小道具屋は皆誰にも皆鏡の小きな懐中せり。銀銚子など拂物に出る時、此鏡を銚子の中へ入て錫鉛など引侍る也。否をみる爲也とかや。

一將軍家の御草履　呉服師後藤縫殿介より納る。茨緒の御草履也。御三家へも納るとかや。

一匹如　白香山が詩に、匹如身後有二何事一。應下向二人間一無上レ所レ求ト云句有り。古來するすみの身の後何事が有るあしふみたてぬ世の中もとむる所なし。と讀と云傳ふ。匹如をするすみといふ訓は、何樣の事なるを知らず。小補韻會を考るに云、又譬也。唐詩、匹如元是九江人。叢書、徐訓猶レ匹也。此亦轉相二爲訓一之義ト。是は匹を譬と訓じ、譬を匹と訓じて互に注をするとかや。是にても慥には不レ濟也。匹如は單匹の事にても可レ有にや。

一永井肩衝　神君御譜代永井善左衛門、小田原御陣後、蒲生氏郷に奉公す。氏郷死後上杉へ出る。元來大剛の者也。後に御旗本に被二召出一。御鉛奉行也。後に上州深谷に閑居し道存と云。其頃旗本衆より瀬戸の茶入を貰て祕藏せしを、下女取落して打破る。道存大にいかりければ、下女櫛箱の中より五倍子入たる古き壺を取出して、その代りに贈て道存に遣す。後に小堀遠州彼壺を一覽ありて稱美せり。唐物に極り、則永井肩衝と名付て、後に公儀の御物となるとかや。

一瓢簞茶入　紹鷗所持にて、大明より渡り、東山義政公の御物也。其後紹鷗所持、又大内義隆の手に渡り、天正十五年大友義繼より秀吉公へ差上る。聚樂にて太閤より中納言景勝に被レ下。息彈正大弼忠勝迄、五十年が間所持。年數久敷を以て、終に上杉瓢簞と名付られ、忠勝逝去の後、遺物として公儀へ獻上す。又加賀中納言利常に被レ下。利常逝去後、又公儀へ獻ぜしを、紀伊大納言賴宣卿隱居の時、御手づから賴宣卿へ進ぜられ、今に紀伊家に有て、希代の珍器也。

一小堀遠州一政、茶亭の水屋の定式、書校に書て水やに掛置也。本書松花堂の筆也。今小堀和泉守宗に其寫有りて、水やに懸らるゝ也。

一汁
三菜附香物
外
蒸物一可レ依レ時
客四人外不レ可レ有
椀折敷五人前
常住物悉記レ之
轉合菴住物
不レ可レ在ニ懈怠一矣

一最中の茶杓　小堀宗甫作也。錆竹にて節の際に〇如レ斯ほどの虫喰の穴あり。其筒に宗甫筆にて、

水の面にてる月なみをかぞふればこよひぞ秋の〇〇也けり

と認られ、最中の文字は、筒の口〆の所に認められたり。風流いはんかたなき茶杓也。中島道具屋福島屋忠衛と申者持來り見せし也。

一佐伯肩衝　天正十五年三月十七日、島津家久遂避ニ日州一。班ニ軍於薩州一時。佐伯太郎惟定の小性於ニ鳥銃一以遂レ之。（中略）。此時薩州軍遣ニ駄物一發レ之。見有ニ肩衝一箇一。此物源義輝將軍之室物而。曾賜ニ大友義鎮一。義鎮授ニ之臼杵紹丹一。薩州軍剰ニ掠里村一之時偶得レ之。今再入ニ佐伯惟定手裡一是天乎。其後入ニ大權現寶庫一名ニ佐伯肩衝一者是也。

立路隨筆　終

嵩蹊伴大人閲
北巠先生著述

奇談
北國巡杖記

皇都書林大西堂合刻

北國奇談巡杖記序

世に脚のすゞやかなるも、意に風流といふものゝあろしなければ、あたら海山の望みも、月花の情もしらず。ひとへに旅はうきものとのみおぼえて、いたづらに行めぐる人は、寶の山に入ながら、手をむなしうすともいふべし。おのれわかき時より、遠くあそぶことをよみせしかど、いさしらぬ所の多きなん、老の今さら悔しきことにおぼゆ。されどおしまづきをすみの山になして、吾すめみぐにならぬ所々をも、文のうへに見るをたのしびとす。はたむかし神代に山田のそほどゝいへる神の、あしは行ずして、天が下のことをしるといへるも、わがたぐひなりと、心驕りして獨ゑみせられぬ。こゝにこの巡杖記は、北の國々の名だゝるわたりのけしきをはじめ、そこゝにありけるあやしくをかしき物がたりどもをさへつどへられたるなん、ことさらによき眠覺しにて、うちも置れず、見終り侍るが、何ごとにまれ一筆を添よと需めらるゝまに〳〵、頓てありのまに〳〵一言をはしがきす。

洛南　閑田盧蒿蹊陳人題

小子田春耕書

自序

非情を動かし隱るゝを露はすは、理外の理ならずや。予四隅に杖引こと廿とせあまりにして、草鞋朽跪を破れども、其功俳諧の外なし。その俳諧につけて、眼にふれ耳にふれ、こゝろにふるゝあしたゆふべのくさ〴〵を、紙裂に書あつめ、脊に負ひふところに抱つ。終に帙にあまれり。されど再び見るにもあらず、窓下に打やり、蠹魚の爲に損ふるに、大酉堂老父來りて、冊子に續ることに及べり。是なん校訂規學のふみにもあらず、齊旅せぬ人のもとに告て、遠き近き海山の景光を知らしめ、あるは道する人の栞ともなれかしと速に題す。

陳士鳥翠臺

北國奇談巡杖記目錄

卷之一　加賀國之部

卷之二　越中國之部

卷之三　能登國之部

越前國之部

以上

北國奇談巡杖記　卷之一

鳥翠臺北茎著

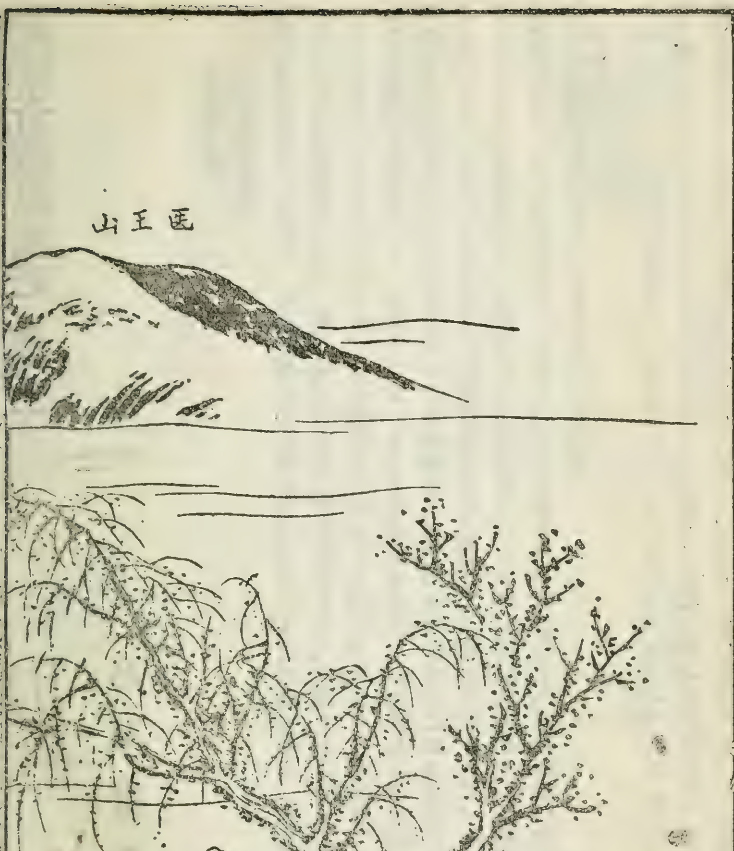
加賀國之部

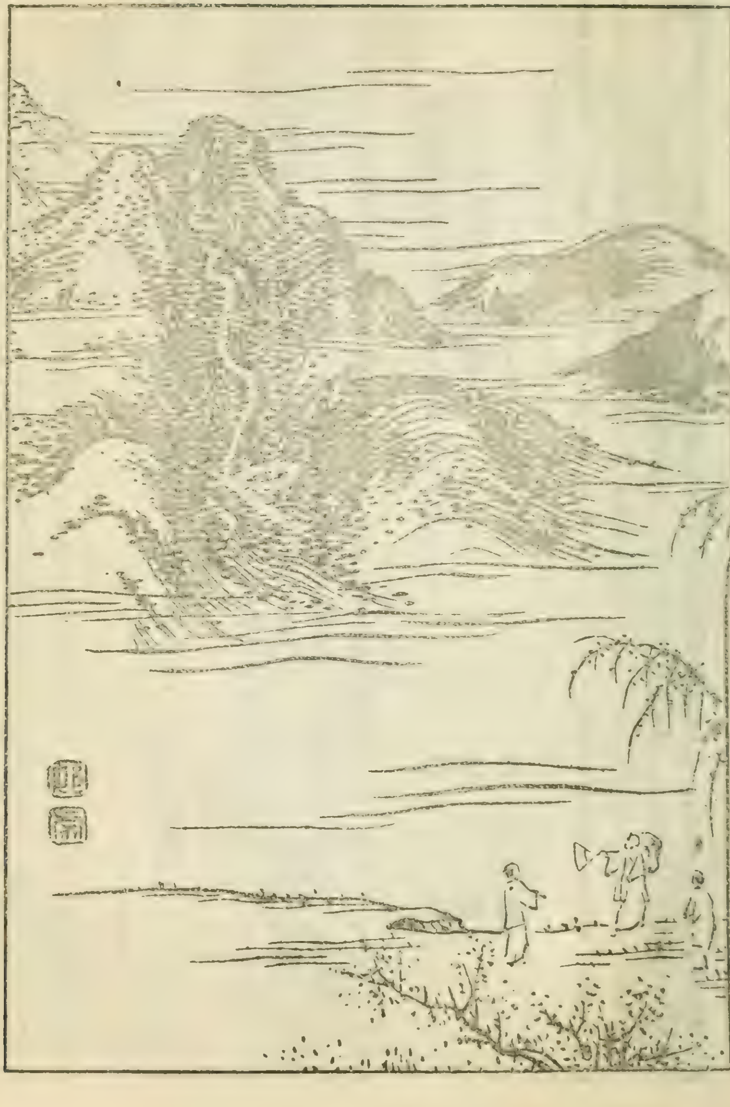
○菊酒の故實

加州金澤淺野河の水源に、白菊の淵といふ所あり。四時ともに白菊咲あひ、芬芳として常に眞人住み、まことに我邦の仙境とかや。ある時、大守より役士數歩をして、此菊を召さるゝに、人數時をつぎ、しば〳〵水原をつたひ妾にいたるに、俄に霧ふりて同士をうづむ。からうじて長柄二ツにしたゝか折とり、いそぎ城内に荷ひかへり、君にたてまつらんとて蓋とりのけ、取出さんとするに、一枝もあらばこそ、白露みだれ、にほひのこりて片腹いたき振舞なり。此由、大守に言上におよびけるに、定て仙客のおしむなるべしとてかされて止みぬ。この川水に菊の滴り流こみて、藥の水なるとて、金城の酒家に汲み運び、普く是にて酒を製すれば、盃にうけたる酒の滴りのこりて、菊の文あざやかに殘れば、さては藥の菊の水なりとて、人々菊酒と稱し、國産の隨一とはなり侍りぬ。此こと、異朝の說に似て甚だをかしければ、こゝに慈童がふんでをそゝぎてかいつけ侍る。

○槌子坂の怪

おなじ城下、小姓町の中ほどに、槌子坂といへる、なだらかなるあやしき徑あり。草しげく溢水流れて、晝もなにとやらんものきみあしきところなり。每に小雨ふる夜半など、たま〳〵不敵の人かよふに、ころ〳〵と轉ありく物あり。よく〳〵見れば、搗臼ほどの横槌あり。たゞ眞黑なるものにして、あ


医王山



なたこなたとめぐり〳〵て、既に消なんとするとき、呵々と二聲ばかりわらひて、雷のひゞきをなし、はつと光りうせぬ。此怪を見たるもの、古より幾人もありて、二三日毒氣にあたり病ぬ。故に槌子坂とよびて、夜はおのづからゆきかひも薄らぎたり。いかさま古妖と見えて、むかしより人々の沙汰することとなりき。

○みうらやの路

おなじ城下の東北にあたりて、鶴舞谷といへるあり。淺野川の水上にして、鈴見村といへる里の上に山あり。きさらぎの末より彌生のはじめ、春草わづかに萠出たるころ、鶴舞谷にのぞみて遠く見わたすに、あざやかにみうらやと假名文字のやうにあらはる。されば年毎の天作にして、かゝるをかしき一興なれば、貴賤酒肴を携へ遊參しあひぬ。やよひの半になりぬれば、はやくさ〳〵伸たちて失ぬ。是よりみうらや路と申あへり。又鶴舞谷の地藏薩埵は、いにしへ行基ぼさち醫王山をひらき、七堂伽藍のいとなみありて、其滿願にこの像をきざませたまふ。今にいちじるき靈驗をたれ、衆願をめぐみたまへるとかや。

切れ凧やみうらや路になくれ行　　北　巠

引鶴の休らふかたや鶴舞谷　　佛　仙

ルウフルにみうらや登る人呼ん　　闌　叟

○九人橋の奇事

おなじ城下に、味噌倉町といへる武士町あり。こゝに九人橋とて小橋ありけるが、晝夜をいはず此はしを十人並びてわたるに、一人の影見えず。殘り九人の影のみうつれり。いかにもあやしとおもふ人々、さま〳〵とわたり直してみれども、其數不足せり。猶もふしんにおもひ、何の人影のうつらざるやと、銘々に並びあひてかよふに、右の端左の端、あるひは中に居る人影のうつらざるもあり。一度々々にた

がひけるぞいやまさりておそろしうおぼゆ。故に九人橋と稱すと、又ひとり／＼わたるときは、何のわづらひもなし。たゞ十人打そろひて、手に手をとりあひわたるときのことなり。いかなる妖怪のなせることにや。又此所、人家二三軒ありて、その向ひ一方は竹藪にして、殘は皆武士屋敷なり。少し廣みたるところなれば、地氣陰なるゆゑに、庭の欠たる故にや。考ふるにいまだ不詳はれず。

〇鉦鼓が淵

おなじく茶臼山のほとりに、貝やき溪とて、とし／＼貝の灰をこしらふ。其うへに捌り二丁あまりの深地あり。濁水をたゝへ草蘩茂したる古境なるが、毎夜々々初夜過より、丑みつ過るころまでも、鉦鼓を叩き、池の汀をめぐる音せり。里人等あやしみのぼりて求るに、何等の人も見えず。しば／＼くだりて聞くに、又もとのごとく、鉦鼓うちならしめぐる聲のあり／＼と聞ゆ。此故は往昔のことにてありけん。山隣に長谷山觀音院とて、眞言古義の密閣あり。十一面の尊像まし／＼ける。此堂守に大圓とかやいへる老沙門ありしが。生前毎夜々々、此山々を廻順し奉り、大悲の稱號を修せられけるに、山賊ども、この僧の衣服を剝ぎ、法施をうばひとりて、死骸をこの池に沈めけるとなん。されど殊勝の僧にして、賊徒に身をまかせ、則ち即害水定の念をいたし、此願望を果さずんば、生々世々怠るまじとて、命終られけるとぞ。今に其執願のこりけるが、かゝる奇特をなしけるぞ、いとあはれなることにこそ侍れ。

〇野田山の燈籠

おなじく石川郡に、野田の山本とて、一山古松枝をまじへ、風景すぐれ面白き佳地あり。いにしへよりこのところは前田家の廟所にして、歷代の古墳ところせきまで連立し、ひとつ／＼奇石をもて塚を築き、石の柵をふり、石燈籠數基並べたて、玉門、石橋、手水鉢など結構をつくし、堀深く、掃除嚴重に守らしめたまへり。其外七手の廟、人持馬廻諸士の墓、幾千萬ともなく、一山に築あひ、四隅奥深く分入とも其かぎりをきはめず、眼をおどろかすばかりなり。毎年于蘭盆のころ、十三日より十六夕まで、大

寺の御廟をはじめ、諸末寺の諸々より、其所々々に切籠燈供を捧げ、假の番所をしつらひ、其分限に應じ寺閣の役人を置、暮ごろより數萬の燈火を點じ、靈迷を照して、晝よりもあかく、更にたとふべくもなき法莚なり。おの〳〵信參の引をたゞし、從者櫛の齒をひくがごとく、道の非情を守らしめ、馬ものゝ具きらびやかに天に映じつ、花々しき行粧なり。此御墓番に、高德山桃雲寺とて曹洞派の禪刹あり。凡百萬石餘の諸士、入かはりたちかはり、晝夜をわかたず參詣のあることなれば、他に越たる群集推ても知るべき事にこそ侍れ。

○鳴はの瀧

鳴はの瀧は、河北郡森目の社境にあり。いにしへ源伊豫守九郎義經、背山伏となり、奥へわたりたまふける時、富樫の某、賴朝の命に隨ひ、國國の要害に新關を建て、毎日山伏を止めけるに、武藏坊辨慶が忠謀の厚きことを感じ、富樫が情にて落しぬ。拔群に逃伸て、卯辰山古毘沙門の社地にかゝり、今は心のまゝなればと、鈴掛を脱て傍の松がえにかけたまふと、今に一本松とて古松一樹あり。さてしばし下りて、森目の宮を伏おがみ通給ふに。富樫酒肴を携へきたりて、此瀧の平岩に圓居して、さて酒宴をなし、譏者のため、かゝる御身をしのばせたまふことの、いたはしさよと、慇にもてなしける。辨慶一曲を奏で、鳴は瀧の次とうたひしより、今にかく呼ぶとぞ。今の所はいにしへの舊跡にあらず、此奥に舊地あり。忠臣等皆も此行末いかゞせんとつどひて、談合せしゆゑ、談義所といへり。又あたかの關は、星霜つもりて、今にはあたかの沖とぞなりにける。

○那谷寺の略記

此寺のはじめは、元正天皇養老元年、越路の大德、泰澄大師開闢したまふところにして、大悲の靈告により、みづから千手の尊像を冶工に命じて、是を鑄さしめ、岩窟に安置し、其外、七堂、三門、鐘鼓樓等坊舍數多造立ありて、自生山那谷寺と號す。そのゝち寬和、永延のころほひ、花山法皇叡願まし〳〵

て、西國卅三所の靈場を巡詣なしたまひ、猶北國に下向ましく、卅三所を草創せんと欲したまふ。路次に獨の老翁あり。容貌頗る尋常ならず、法皇を誘ひたてまつりて、此山に入る。法皇もおきなの異相なることを感悟したまひ、則ち履を脱て隨行したまふ。〔割註〕今はだし坂といへり。〕谷口にいたりて、忽然と翁の相を失す。法皇増々奇として谿流に溯り、物色し給へば、あるひは路を孤岩に通じ、又は陰を岑洞の中に匿せり。林巒の幽邃最も叡慮にかなへり。近從に勅し、此山は眞に天僊の窟宅なり。朕が所期の三十三所を、都てこの山にとゞめん、他を求むべからずと、則ち勅して、號を那谷寺と改めしむ。こは是西國卅三番の首は紀伊の那智、終は美濃の谷汲の一字を摘てかく號したまふと、かくて法皇隨身の三國傳來閻浮檀金御長一寸八歩の如意輪大士の尊像を奉納し、〔割註〕今内佛是なり。〕供料いくばくを寄て、永く國家を守らしめ、勅願所としたまふ。それよりこのかた、北陸寶刹の壯觀たり。惜哉。天正分烈の時にあたつて、戰鬪に入、精藍こと〴〵く燒土となりぬ。そのゝち寛永十七年、加越能大牧黄門利常卿、この山に詣てたまひ、堂塔の陳跡をみたまひ、法務の斷絶たるを愍み、頻りに再復の志願をいたしたまひ、堂塔をいとなみ庭造の奉行として、別部卜齋、おなじく入唐御大工山神善右衞門に仰て再建あり。善美おろそかならず、其うへ本往來小松より一里上口、今江村より砦の西をかよはせ、南方へ行く一里の間、左右に熊野杉をうつし植、その外石の舞臺、傘の亭、三佛石、胎内潜りなど、自然石をたゝみ奇石をつらね、數日ならず成就せり。又畋田若干所を納て、今に大祈願所と成したまへり。

元祿のころ芭蕉翁行脚したまひて、

石山の石より白し秋のかげ　　芭蕉

此山を尋て法のすべらぎもおもき誓の石や立ける　　加府　衆好

わけ入ればいしとなり鬼あきの宵　　希因

何となく蹄りけりあきのかぜ　　佛仙

道中駄賃馬の切手

馬封

皇帝聖旨。差人員。經過驛。分持此符。驗方許應付馬疋。如無此符。擅便給驛。各驛官吏不行執法。循情應付者。各治以重罪。宜令準此。

弘治拾肆年月日。



寶とはけふのいのちや初ざくら　千代尼

こゝろなき石にも露やきり〴〵す　麻父

秋の松見直せば雲となりにけり　松非

こもり人や是もさくらの夜の家　一抄

白雲やけふのさくらに山古し　車大

玉椿ほとの花も八千代ふる　北茎

草枕はなは石から咲にけり　楚雀

又此寺に靈寶數多あり。大守より寄附せられし。そが中に馬封といふものあり。唐布に馬形を摸し、こまやかに彩たるに、某よしを書つけたり。いづれめづらしきものゆゑ左にしるす。

西樹老訓譯

弘治は、明の孝宗の年號なり。十四年は本朝後柏原院の文龜元年なり。そのうちに、後奈良院の御宇に、同文字の年號あり。

○長家の清水

長の清水は、表門前にあり。いにしへ長谷部の信連勳功によつて、能州穴水をたまはり、十萬石餘を領し、武門の榮あること、盛衰記等にもしるしていちじるし。この穴水にありけるころ、館地に清水ありけるに、其後金城に館をうつして、いよ〳〵武榮の譽ありしが、門前に彼清水、一夜に涌出せしこそ奇特なれ。今に四時清水出て、しかも濁水とひとつに流あへるに、水脈つぶさに分ち、清く漲る。いかなる旱暑にも潤ることなく、水舍の邊をわたる者、十歩を盡すことあたはず、冬は湯のごとく水氣のぼり、夏は凉々として誠に稀なるいづみなり。又玄官の棟頭に飛龍あり。飛驒の內匠が作にして生る勢ひあり。夜は此泉にいでゝ、熱氣をうるほすとなんいへり。其外、此家の武德につけて、區々奇事ありと

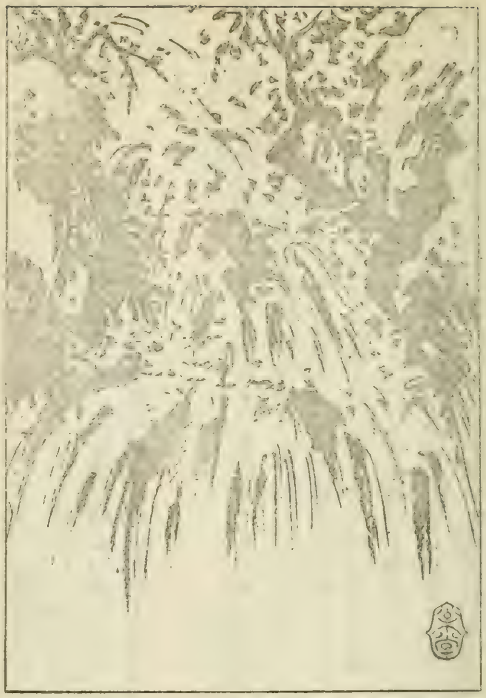
ぞ。又馬洗とて例年正月十八日、仲間數多出、三疋の馬に跨り、其儀式をつとむ。一家中參着ありて、いさましきためしなり。此日累代の軍器など、千疊舗に床をもうけ、諸人に見物を許したまふ。その結構世に勝れて、長氏のさかえ目出たき御武運にこそ侍れ。

○石　麪

石川郡に鶴來といふところあり。いにしへは劍と書り。こはこのところの氏神を、金劍宮と申奉りて巖洞にたゝせ玉ふ故にかく號けるが、中古改めて鶴來と稱す。一とせ大飢饉の事ありしに、土民はなはだ愁ひ、此神の祠前にまうでゝ、活命をいのること日あり。或日、俄に空かきくもり、石のごとくなる眞白きものふりける。是を喰ふに甘味にして乳のごとし。これにて續命するもの、幾ばくといふ數をしらず。不思議の感應とおもはる。私曰、本草綱目に、時珍がいへる石麪のたぐひなるべし。越中守江の山世より出るといへり、これらのたぐひか。其後もたび〳〵降るとぞ。今に此品をたもつ人ありき。

○山中の溫泉

おなじく江沼郡山中の溫泉は、天平年中、行基ぼさち北越順歷のみぎり、靈泉あることをさぐり、一字をひらき、醫王山國分寺と號け、そのうへ、塚谷の郡司加納遠久といふものに命じて、溫泉をまもらしめてよりこのかた、功驗世に越て諸病を治す。されど霜ゆき星くだちて、終に廢地となる。しかるに治承の春、長谷部の信連、此ところに狩したまふに、白鷺矢庇をかうむりしが、この溫泉にイみ補ひけるを見て　靈泉あることをしり、再び國分寺を志立ありて、白鷺の湯と呼びたまひしより、今に盛んにして、遠近の客、日夜につどひ、北國第一の繁榮こゝにあらはる。名品には湯漬艾、桑のねぶりこ、木地細工のうつりもの、さま〴〵美作をつくす。そのほか、胡蒐の實、かた子山の薯、煎茶などを製す。又十二景の佳所あり。道明が淵、桂淸水など面白きところなり。



山中や菊は手折らじ湯の匂ひ　芭蕉

篝火に河鹿や波の下むせび　同

人につれて温泉さやを潜るつばめ哉　北笠

又ある狂歌師湯治のみぎりよめる、

山中の湯にいりあひの聲きけば諸病無ひやうとなるぞうれしき

○翠簾瀧

みす瀧は、山中より越前國丸岡へ越ゆる間道にあり。その幅七尺ばかり長さ二間餘の小瀧なれども、この水源は嶺上より流激して、化岩千筋にみだれ、時に霧のごとく、岩石をくだき、草木を拂ふ風あるにまかせて流轉じ、岨に不動の相二童子左右に現前すと、凡夏三伏の時だも、此瀧壺に臨めば、冷風凉々然と起りて身を潤せり。まことに畫工、文人にいたるまで、終日のたのしみ、こゝに盡さんや。この岩頭に鳥玉といふもの生ず。色しろくして湘簡の蕪せるごとく、透とほりてあざやかなる玉石なり。されど岩角古木のまだ高くつらなり、たしかなる道徑もなくして、得ることはなはだ難し。たまたま土俗のもの拾ふことあれども、しらずしてむな

しくあつかふとぞいへり。

○萬年氷

雪のしら山は、加賀越前美濃三國に跨りて、四時共に雪のきゆることなし。されば本山の雨水四隅ともに、加州手取川に流れいでゝ、一滴も他に落ちず。山内十六箇邑は、同國能美郡に屬す。しかるに天正のはじめ、越前の國主、柴田勝家の下知として、佐久間玄蕃政盛といふもの、加州石川郡、吉野、佐良、瀬波、市原、木滑、中宮、尾添、荒谷、この八ヶ村一圓に、柴田に從はざることを腹立して、牛首といふ所より、險難の溪嶺をしのび越、謀ごと揣く、放火して十里餘の民家を一時にやき拂ひ、そのうへ男女ひとりも不レ殘殺害す。ゆえに亡所と成、一草も見ず、曠野累々たり。此あたりは古き世より數峯並びあひ、白雪積つて石玉のごとく、多年消ることなければ、凝りて斧の刄も不レ及、水晶をもあざむく。是を呼で萬年氷といふ。隨一の石寶なり。是を含む時は口臭を去り、眼にあつるものは、銀海すごやかに精力を補ふ。されど服するときは脾の臓を破り、便道を閉しむるとぞ。能毒かくのごとしと、國手岡部氏が說なり。

○九十九谷

同國白山禪定道に、九十九所の名岐あり。そが中にも、世にきこえて名にたてるは、歌占の瀧、佛がはら、鞍が嶽など、彼富樫の左衞門、身をうしなひしところなり。又吉野といへるは、たばこを製して、世に高產とす。予も一とせこゝにあそびて、吉野の春に增るたばこの秋を、

おなじ名の花とたばこを競ふれば薫りよしのゝ是は名葉

鶴が橋は、深淵にかけわたして、さながら畫に畫ける唐橋のごとし。橋上より三升の水を樽の口より盈すに、いまだ其央にいたらずといへり。又太鼓野といふあり。行人步むに隨ひて、地中鳴わたること、太鼓のごとくどん〳〵とひゞくなり。その外千蛇が池には、黑百合生じ。木滑といへるところには、似

我峯を食ふとぞ。あるひは黄蓮人參山藥を出す。この外奇川名趾擧るにいとまあらず。かゝる雪國のうちに佳景あること、崎中の奇、志しあらん人は、たづねてみつべきところか。

鞍が嵩蕨折さへひじきけり　　北枝

北國奇談巡杖記　卷之二

越中國之部

○臼中村の古器

越中礪波郡、醫王山の麓に臼中邑といふあり。打保川を隔て、南岸に人家七十二軒あり。昔、平家の後胤このところに寓居せり。こゝにいにしへより名主たるもの、長持一棹あづかる。何のおさめあるとも村中に知るものなし。代々つたへて嚴敷重封せり。寶暦年中謂有て、村民うちより開封するに、その中に十二品あり。所謂、烏帽子二冠、海老の太刀一腰、笏二手、笛一管、日本琴一挺、樂の譜三卷、燧倂一ツ、古履二足、神作の面一掛、以上。これを收めたり。いづれの代いかなるひとの、かゝる邊土にいまして、是(マヽ)つらのものをのこされけるにや。いとなつかしきためしなり。今に名主たるものゝ家につたへてかりそめにもせず、守れりとかや。さてこの氏神とて小社一字あり。東帶の木像にして、何神とも不レ詳ず。さま〴〵と尋侍れど、年月つもれる事にして、あとかたもなき、越路の白雪に降埋みたりけり。

○靜御前の上着幷園子の來由

同國新川郡、常願寺川の北岸に、畑等四郎左衛門尉といふ一村一人の百姓あり。この者の先祖を尋るに、保元年中に、讃岐院の御味方に候したてまつるゆゑ、亂世のゝち都を落て、爰に來り住し、農業しありけるに、文治年中、源の義經主從十四五人ばかり、僞相の山伏となりて、此ところに來り、四郎左衛門尉に淺瀨をとひたまふ。四郎左衛門瀨踏して、淺瀨を越さしむ。後世このところを海士が瀨と號けるとかや。是よりいかなる洪水にも此瀨を涉るもの、誤つて水に溺るゝことなしとかや。しかるに其夜四郎左衛門の家にとゞめて、ひそかにもてなし、御名をあかさせたまへと申けるに、義經も共志ざしの深き

にめでゝ　しか〳〵語りたまふ。左衛門憐愍甚だしく、其弟なるもの、滑川浦に居住しありけるを招きて、斯のよしをかたらひ、擬ひして、越後國寺泊といへる所まで送りとゞけ奉る。義經、四郎左衛門が情を感じ、御身にそへたまひし、守佛十一面觀世音の像、御厨子とも三寸六七歩ばかりなるを贈りたまふ。靜御前も唐綾の上着一衣に、唐の鏡一面、覆は堆朱のごとくなるを四郎左衛門にたまひしとぞ。〔頭書〕蒿蹊按に、靜は北國には從はれず。童形の體にて從はれしは、平大納言時忠の女、御本妻の卿の君なり。かゝれば恐らくは靜にはあらず。卿の君なるべしや。いぶかし。〕かく名殘おしみて藤の實を搗き、團子となして門出を祝しけるとぞ。今に二月下旬このところに祭りて、家毎に團子をとゝのへ、軒端々々に三方に餝りまうけぬ。是を藤團子と稱す。烟筆が家今に榮て、唐鏡と御佛とは存傳せり。彼上着は小祉にまつれりといへり。志の人は尋ね行てその實蹟を見たまふべし。

○人形山の雨

人形山は同國となみのこほり、五箇山のうち田向村のうへにあり。雪この山につもりて、人の形相に見ゆるゆゑに、かく號け侍るとぞ。いにしへよりこのところは、四時ともに雪ふりて、例年梅雨に入る日より、明る日まで雪ふらず雨ふるとなん。ゆゑに薪をもて此寒を防ぐなれば、毎春家ごとに薪を樵るなり。一家に一丈四方の積を、十餘遠山のごとく貯ふといへり。食物わさびをとりて食ふとなり。都て北山の寒苦いはんかたなし。予も此山にのぼりて、雪の積れるを見、からうじて下りける。

○鳥の地獄

同郡五箇の庄、林道といへる所に、聳峰あり、そくばね山といふ。此半腹に泉澤といへる池あり。常に酒の香ありて、落水淸らに見ゆれども、毒泉にして空をかける翼、地をはしる虫、生を失ふこと一日に幾千萬に及べり。諸鳥上がうへにかさなり死して、臭氣充滿せり。故に鳥の地獄と呼ぶとぞ。たま〳〵木樵など此氣にあたるもの、三時をまたず死すといへり。かゝるためしは、下野國那須の原の殺生石のほと

りにも有ことなれど、此所にはしかず。假初にもあやまち山にのぼり玉ふなと、里人のかたるをきくも身の毛のいよだちておそろし。又林道の跳松とて、數樹夜毎に生を變て、音頭囃子の聲ありとぞ。加賀の麥水老人もこの所に一夜あかして、此松聲をきゝ侍ると、予にかたられける。

颯々の外に聲あり秋の山　　樗亭麥水

配嗅き紅葉やいつの燒殘し　　白達磨見鳳

○兼好が夢塚

元文二丁巳の歳、越中安居寺の門前に、和泉屋市右衛門といへるものあり。葉月のなかば、秋風も身にしむ頃、山刀など携へ、管の山谷ふかく分入り、古木を伐とらんずとて、土をうがつこと三四尺あまりにして、鍬の刃にものゝあたる。是をみるに鉦鼓と錫杖一ふり掘出せり。いかなる人のものならんと、家に持歸りし其夜の夢のうちに、ひとりの法師、いづくともなく來りイみて、我いにしへこゝに埋み置たりけるとて、一首のうたを吟じける、

世の中の秋田刈までなりぬれば
露もわが身も置どころなし

と打ずして消にけり。夢さめてふしぎに覺えければ、安居寺の良宥法印に謁して、しかじか語り侍るに、それは貞治の頃かとよ。兼好法師のよみし歌なり。家集に出たりとかたり、其二品を一掬の

於矢部川水源産
馬腦玉髓之圖



丘に築きこめて、秋の田塚と號けたまへり。かゝる事のいと殊勝に侍る。

○安居寺の濫觴

彌勒山安居寺は、中天竺善無畏三藏一夏安居のため、我朝に御來あつて、この越中國菅の山根に、紫雲たなびくを見て、一夏九旬の間、當山に安居したまひける。本尊は正觀世音、御長二尺二寸にして、釋尊みづから赤栴檀の香衣木にて、一花一香一刀三禮の尊容なり。これは御母摩耶夫人の御追善を祈りたまふ。又末世衆生の菩提をしめしたまふゆゑなり。開基は、行基ぼさちにして、人皇四十五代聖武天皇の勅願所たり。三藏すなはち此寺に安置したまひ、安居寺と號けたまへり。前佛は釋迦、後佛は彌勒をすえたまふ。そのいにしへは、七堂伽藍にして、二十四院ありしとかや。所謂、弘法寺、安養寺、海敎寺、專德寺、眞東寺、明敎寺、萬福寺、成就寺、普滿寺、本敎寺、善應寺、妙相寺、善法寺、香城寺、歷劫寺、無盡寺、金剛寺、觀音寺、神通寺、即現寺、功德寺、福聚寺、應頂寺、普門寺、右廿四院舊跡今に存せり。人皇六十一代朱雀院の御宇、承平、天慶のころ、東國、北國鬪戰の折から、其難をさけて今の本堂より卄餘町奧、瀧寺に安置す。こゝに長者塚といふあり。むかし持丸長者といふありて、金玉一千壺こゝに埋むといへり。今に金氣瀧壺に赫く見ゆることありとかや。又こゝに茱萸谷といへるあり。さて其のち治國に任せて、今の蘭若へ移し奉るとなり。人皇六十五代花山法皇、諸國巡幸の折、この山へ登輿ましく、一とせあまり玉趾をとゞめたまふける。御所山とて其脇にあり。そのゝち每年七月、小原左衞門淸原の節光をして、勅使をたてられしに、この行徑、加州より越す中へ越す近みちあり。螢谷といふ、今小原越とよぶなり。盛衰記に木曾義仲、礪並山に戰ふとき、根井小彌太、二千餘騎を卒して、この山に陣すといへり。貞治年中、桃井播摩守、北國合戰のとき、此寺を放火すと、悲しきかなや。兵火飈風の災、これにつけても仰ぐべきは治國の恩なるべし。當院中興開山權大僧都宗祐法師、諸堂造營ありて、慶長十七年十一月七日寂眠したまへり。又權律師、慶秀法師、當峰八景の和歌、

安居の春花

おさまれるくには安居のてらの庭花もさかゆく萬代の春

川崎の清流

山川の水のこゝろの清ければうきよの塵も流てぞゆく

彌勒山の月

夜もすがら月とみろくの山端に其あかつきを松の下庵

平田の落鴈

常世より君がみくにゝこし路なる田ごとになびき落る鴈がね

田家の秋興

たみぐさのなびくもかくや秋風に門田のいなばほなみよる頃

寺前の紅葉

世をすくふほとけに手向く山寺の紅葉の錦とばりとやみん

東嶺の松雪

松がえのみどりの色もしろたへに雪の花咲く山の朝明

山寺の晩鐘

なにとなくこゝろのすみて山寺の入相の鐘の聲ぞみにしむ

又本堂の西南に一岳あり、こは人皇九十八代崇光天皇の御陵なるよし、古松などこも〳〵ものふり、さびしき御ことなり。龍燈の松は、仁王門の正面にあり。往古より今に龍燈あらはるゝとかや。又こゝの二王天は、大古の作にして、一天は赤色、一天は黑色にして、怒相殊に勝れて、世に稀なる奇特をたれたまふとなり。名所は、菅の山、木葉の里、にしき山、袖河、みどり山、音吹梅、藪波のさと、團扇

野、遊仙池、柳原、源氏かみね、硏岩頭、金峰坂、萩原、ともへ塚、梨塚、弓のしみづ、などあまた古歌あり、これを略す。

○鈿橋

かんざし橋は、菅の川の下、神河にかゝる小橋なり。古、天正のころ、能州畠山の一族、東下野守常綸の寵妾に玉の井の前とて、いと貞烈の人、郷民撫育の志ざし深くして、常に輦輒の往来をいたはり、金のかんざしを里人にあたへて、此橋を懸そめ、往来を化度ありしよりかく號けけるとぞ。宇田友次が屋舗跡も、下川崎村の南端畠の中にあり。天文の頃、このところにて名作を冶ふ。世に川崎うちといふとぞ。莿波の神社は岩木邑にあり、本社富士大權現、別社は八幡太神を祭る。莿波櫻とて古木あり。別當をば石黒山寛勝寺と申す。すなはち礪波七社式内の一社なり。

○神樂踊筑子唄

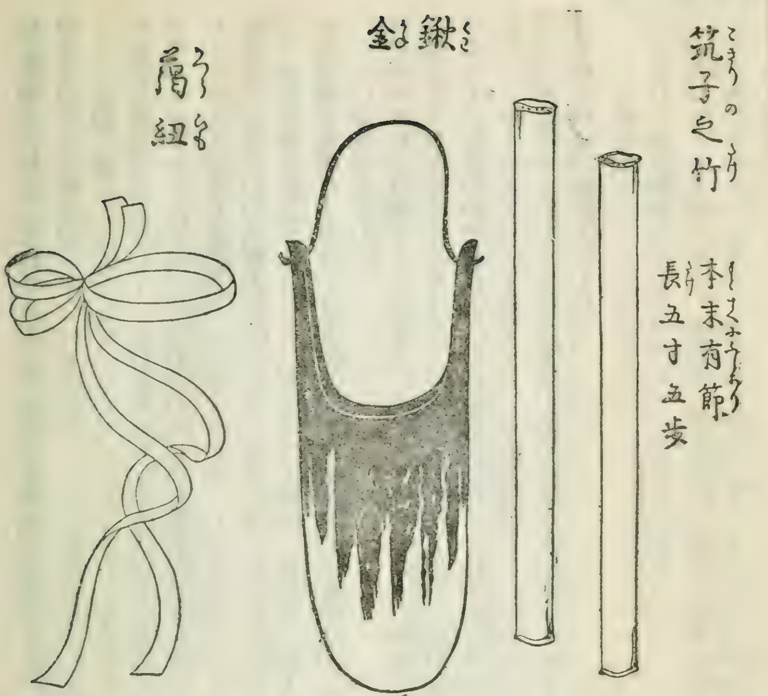
越中五ケ山に、邑數七十二郷あり。こゝにいにしへより、神樂をどり、こきりこ唄とて囃しものあり。女は常にも白絹の蔦ひもを頭にかけ、うしろへ結びたれ、白絹の石帯をかけて人にまみへ、踊ときもかくのごとし。平家の類葉落居して村民となり、今に子孫あまたある事にて官名を名乘る。されば毎仲秋のころ、こきりこ踊といへるを催すに、笛太鼓鍬金にてこれをはやす。筑子竹のうちやう、七五三、五五三、うちはやす女竹の長さ五寸五分、丸竹二本なり。是をこきりこのふたつの竹といへり。いと鄙めきて古雅なれば、左にしるし侍る、

○筑子唄

○思ひと戀と笹舟に、乘せりやおもひは沈むで戀はうく。

○波のやしまを逃れ來て、薪樵てふ深山邊に、烏帽子狩ぎぬ脱すてゝ、今は越路の杣がたな。

○むかひの山に啼く鴫の、鳴てはさがり、鳴てはあがり、朝草刈の眼をさます。



○向ひの山をかつごとすれば、荷繩がきれて、かづかれぬ。かづかれぬ。

○をどりたか踊れ。泣子をおこせ。さゝらは窓のもとにある。

○向ひの山に光るものなんじや、星か螢かこがねのむしか。今來る嫁のたいまつならば、さしあげて燃せやせやせをとこ。

○繩池

越中蓑谷山の絕頂にあり。其廣さ三百七十間四方にして、漫水藍のごとく湛へたり。此池に神蛇住むで、毎年七月十五日の夜、容顏美麗の女體とあらはれ、池上に一夜遊樂するとて、人を制して登山を禁ず。又此池に不思議のことあり。むかし、此さとの土民豐作のねぎことありて、村長およぴ古き老友など饗應せんとおもへども、家貧にして宴をなすべき器も

なく、ある日この池のほとりに彳みて、ひとりごとしてつぶやきゐけるに、俄に池波動搖して、池上に朱椀朱膳十人前浮出たり。このものおもへらく、是こそ池主の感應ありて、我に惜たまへりと、厚く禮拜して明後日まで貸たまはれ。この方の用事濟次第、返し奉るべしといひて、家路に荷ひこみて、その饗應をとゝのひ、かくて其約日に、またもとの池邊に運び、恩を謝し返しけるに、ずる／＼と沈みうせたり。其後このこと村中に流布し、人々奇特に信をのべて用要の時は、この池邊に、其前日まうでゝ、明日は何人前貸たまはれとひそかに祈り、明る曉に行てみるに、何ほどにても願ひ入し數ほど、かならず浮出ありとなり。よて里人等、呼て家具貸の池とぞ號けゝる。そのゝちひとりの朽尼有て、三人前かり入れ、十日ばかりも返さず、終に中椀一ツを損ひて、不足のまゝに戻せしが、池浪頻に荒鳴し、大雨をふらし洪水を出し、老婆が屋敷逆溢に流れ、いのちもとられけるとぞ。其のち家具をおしみ、いのれどもたのめども出さずとなり。只おしむらくは此瑞品なりけらし。今は蓁々と生茂して、物すごく、深さは千尋に及び、常に日影も至らず、梟松桂の枝にかくれ、狐狼の臥戶となりて寂寞のところなり。

○地　縮

礪並郡、倶利迦羅山の邊に、地ちゞみといふことあり。はれやかにもあらず曇もなき、靜なるころ常に見も聞もせざる、遠谷幽峯おのづから、眼のあたりに見なすことにして、山樹の數々、谷水の流るゝ音までも、手にとるごとくに聞へて、鳥獸のすがた、行人の行方まで、こと／＼く知られける。誠に仙境に飛行して、眞人どものいふに相似たり。按ずるに、陰氣水煙の氣をかりて成る故にや。雨降んとする時、遠島などの近々とみゆる類ひなるべし。されどいぶかしきは、松聲水音の聞ゆるのみ。いまだ他邦になきことなり。

○鱒の魚舟

同國於矢部川は、水流激して勢ひはやし。此川に鱒魚多し。毎年卯月のころ盛にいづるを、引あげしま

ゝにて、脊腹ともに斷て、内に鹽をしたゝかふくませ、そのうへを靑竹幅一歩に削たる簾にまきしめ、靑苧にて三ところむすびて、川中に積置、三十日ばかりをへて、引あげもてなすに、味きこと朧のひしほに越ゆるとて、國主へも貢し、諸士にも配りて後、郷民等この川邊にいでゝ、酒琴の遊宴を催す。これを鱒のなぶねとぞ申侍る。

○倶利伽羅不動の來由

抑當山明王は、昔、中天竺善無畏三藏、我朝延暦帝の御宇、日本へわたりたまひしに、帝、詔崇ありて天竺の上人と稱したまふとぞ。養老元年當國を歴巡したまひけるに、ひとりの老翁出あひ、〔割註〕今の津幡八幡太神なり。」彼三藏にむかひ、これより東に嵩山あり、此山に魔事ありて劒鉾を降し、人民をなやます。これを鎭めたまひて、靈場を開きたまふべしと告させたまふ。上人それより高峯によぢ、順廻ありしに、傍に古き池あり、池中にあやしき物あり、これを見たまふに、ひとつの利劒なり。定めて此所爲なるべしと、三藏かの倶利伽羅龍王を招請有て、三昧の法を修念したまふに、池浪ゆるぎたちて、龍王忽然とあらはれたまへり。其とき此劒に卷つけたまふ。今の明王の御相なり。これより龍王山長樂寺と號したてまつる。脇士千手千眼の觀世音、善無畏の自作なり。一方は愛染明王にておはします。行基ぼさつの御作なり。什寶には頼朝公の寄進狀一幅、おなじく蜀江のにしき、不動の御影、兆典司の筆なり。出山の釋迦、普賢、文珠三幅對にして雪舟の筆とぞ。又善無畏三藏の自作の像、高德院殿加賀大納言利家卿の御太刀一腰。このほか珍寶靈品あまたあり。就中、前田家より再建ありて、金銀鈿錦の粧ひ、莊嚴巍々たり。則ち百三十石を下したまひて、今に法燈をかゝげ、魔災鎭護し、國家を安堵なさしむる靈院なり。卯の花山關のしみづなど見ゆる。一騎落はこの國の難所にして、むかし義仲、平氏の八十萬騎を防ぎたるところなり。

花ちるや瀧はしらみて雲を吐く　　北　至

北國奇談巡杖記　卷之三

能登國之部

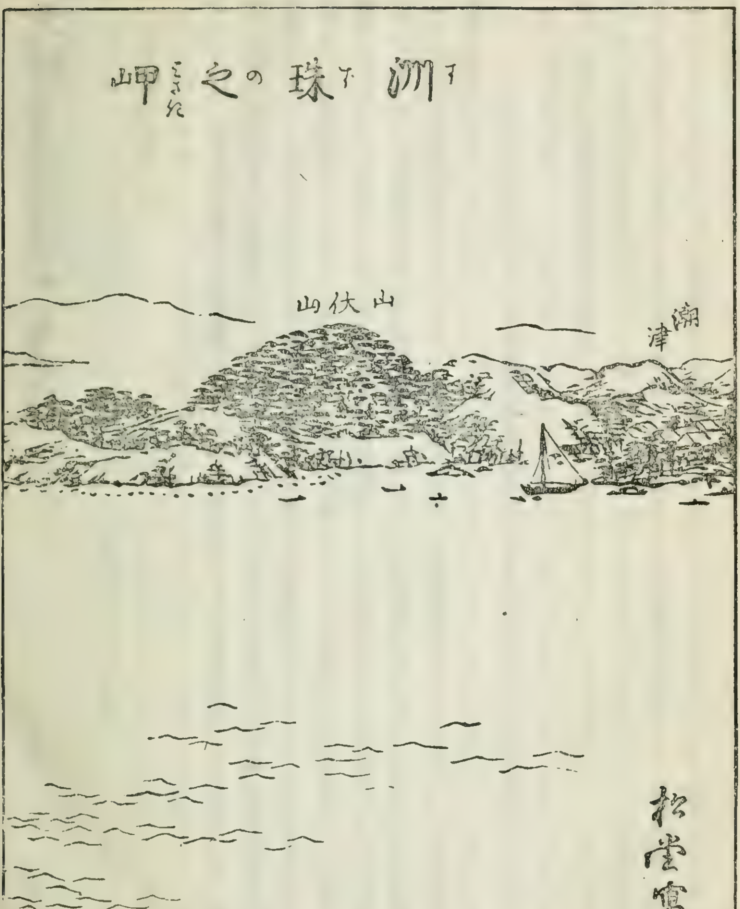
○三國峠

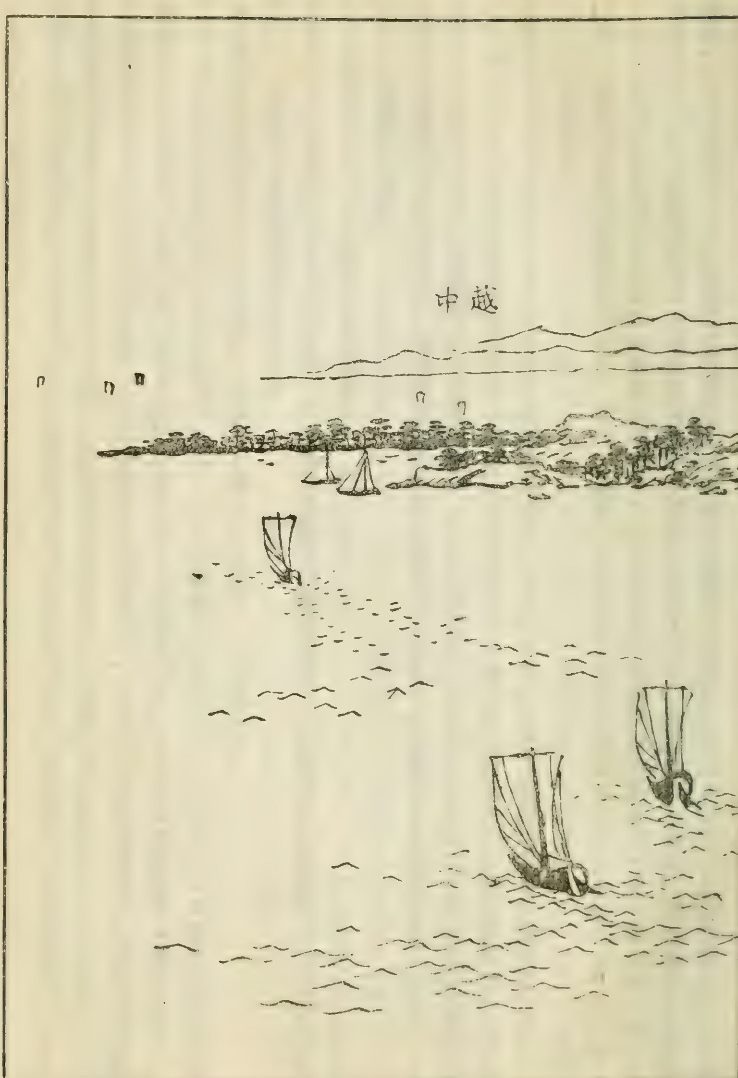
三國峠は、加賀能登越中三國の界にありて、その形兀として登十六丁、しば〳〵いたるに、山嶺わづかに三間四方ばかりの平地なり。こゝに坐して四方に望むに、東南は越中國礪波郡荒間村、西は加賀國河北郡青倉村、北は能登國羽咋郡河合村に屬す。まことに娥眉臺山も外ならず、さながら仙地靈峰とやいはん。彼金剛寶石のおもひいでゝ、こゝろ澄み眼おかしく、笈を休め琴を抱くに、蒼海近く、脚下に白雲幽石をつゝみ鳥沖り、景光尤も愛すべき岐なり。土民の諺に云、三尺の繩をもて牛を繫ぐに三州の草を喰ふとなり。松風法を說き蘿月空を談ずとは、かゝる寂寞のところなるべし。是より嘉例谷へ十八町あり。此所の氏神は應神天皇にして、すなはち太古の木像鎭座しまし〳〵ける、名主甚左衞門といふもの是を守る。

山ふかくわけいるうさもめぐみあれやあふぐもたかき神のみしめは　　笞露葊

○蛇の鮓

蛇の鮓は、能州鹿島郡田鶴が濱より、涌浦の溫泉にかよふ、中ほどに松百といふ所あり。此入海五十町計に、長さ四間の橋を以て渡す。この橋もとにて製す。名品の一種なり。都て此邊勝景の美境にして、穴水への往來こゝに集り、又七尾石動山への旅客もつどひて繁花の岐なり。此蛇の鮨といふは、伊勢鯉といへる魚の鮓のうへに、海馬ひとつ置て、もてなすところの佳物とて、献上におよぶ。味ひも至極なり。睦月半に出すとぞ。


洲珠の之岬
山伏山
湖津
松堂寫


越中

○沖　塗

能州鳳至郡、輪島といへるところあり。北陸の船着にて數戸建ならび、旅客米魚の賣買日夜をいはず、榮民甚はだしきところなり。こゝの産物、索麪を製す。又家具、辨當ぬりものをいとなむに、夏日大船に木地をしとゞ積いれ、職人等かの船に數日の糧を貯へ、遙の沖中に碇をおろし、數多塗物を拵らふなり。大海蒼波のうへに、一塵あらねば、ほんのりと出來あがり、心のまゝに不凡事名器をなせり。これを沖塗といへり。されば盒子盌のたぐひ、投るに憂慮なく堅固なり。しかも一日に數百壺の漆を費すとなり。いにしへより今に絶ず。諸國へも聞えて名高きうつはものなり。

　沖ぬりや薬等が喰ふ沖なます　　北　　至

また此所に、重藏の宮とて大社あり。例年七月廿四日祭禮神幸あり。神職能登の宿禰、これを亟に請じて竟口丹誠をこらし、祈祟をなせるなり。

○妙成寺の塔

同國羽喰郡瀧谷といへる所に、金榮山妙成寺とて日蓮宗の天闢あり。日像上人を開祖とす、いにしへよりこゝに寺ありしにや。飛彈のたくみが志立せし三重の塔あり、はなはだ古雅にして、桁梁の間狹廣なく、鹿に削りたるにおのづから妙工あらはれ、いと殊勝なる奇造たり。懸魚につらなる寶鐸は、曉風にひゞきて妙法をしめし、まことに此一宗の靈閣とやいはん。毎年六月廿六日祭莚ありて群をなせり。

○岬權現

同國洲珠郡、山伏山に鎭座まします、すべて能登の州は海中に金龍の横臥せしごとき地形にして、岬より加州さかいまで行程七十里におよぶとかや。この長洲より、佐渡の國へ海上四十里、越後國へ海上八十有里あつて、三國の岬たり。風景他にこへ、帖兀と横折ふして、哀猿月にさけび、萬木滑らかに枝葉伸び、燒く鹽竈口にそひ、遠村に滿のぼり、春秋のながめ等しからざる中にも、この山伏やまは、ことに

神古て、その山のすがた頭巾の形ちに見え、あるひは聳え、あるひは隱れ、蒙蜜として鼎歯のうちに近たり。この祭神を金分高座の神と申たてまつる。又こゝに三ツの小島あり。所謂神島、姫島、岳島と號く。その外鹽津、大泊などゝて、泉郞人すめるうら〳〵、かぞへがたき風景なり。

○平氏の餘類

保元、壽永のころほひ、源平大に戰ひ、平氏散々に打負け、諸邦に隱奔せり。中にもこの能登の國は、島山陰ふかく、海陸のたよりあればとて、おもひ〳〵に峯越するもあり。航たりするもありて、あまた住かくれぬ。今に子孫那邊這邊にのこりて、實名を呼ぶもの、おほく鄕士となり、十邑の長をつとむ。羽咋郡のうちには、菅原村の行長、宇出津の源五、三階の源右衞門、小山村の高右近、皆月の彥。鹿島郡には鮫日の太間、武部の彌右衞門。珠洲郡には鹿野の常方、大谷村の賴兼、あるひは蛸島の川端、上戸村の眞瀨、若山の延武、そのほかにも黑丸の市、正院の宗、高屋の三郞、笠師喜八等、代々通稱してみな〳〵姓氏正しく、加賀侯より扶持せられ、諸政忽緖に務む。この人々の家に、上古の樂器、武具等を祕めもてるとなん。何とやらんいにしへの事おもひやられて、流石になつかしきまゝ、こゝにしるし侍る。

越後國之部

○生ぬきの地藏

越後のくに柏崎といへる驛の徑路に、生ぬき地藏とて、一丁ばかり隔て二尊ましします。一ツは立像、一ツは座像にして、大石にきざめるが、半は土中に埋たまふ。いつの頃かとか里人等堀出さんと、石を壓みるに容易からず。地中數十丈穿てども、其際限をえずして止にき。其尊容、古代の作にして尊敬に任せ、利益一かたならず、石老くろ〴〵と苔むし立せ玉ふ。又いにしへ、柏崎殿と申て領たまふありしが、遁世し給ふにより、其室、夫のわかれをかなしみ、物狂はしく轉出けるとぞ。今に狂出の橋とて存せり。こ


奉納常

の館あとは一宇の禪刹となりて、柏崎殿累代の靈位を奠れり。

○和野の怪事

同國彌彦より一里北に、和野村といへる小邑あり。爰に權七といへるものゝ家にてありけるが、ころは神無月廿日あまり、素雪ふりうづみて、寒氣つのり、いろりに語らひ、夕暮より雜炊をこしらへ、節く煮へるまゝ、攪擾さんとしけるに、俄に屋上鳴動して、顯山なる手を伸、彼杓子を奪ひとり、鍋ともに引上てけり。家内のものども消かへる心地して、わなゝき恐れ、倒れつるもあり。逃るもあり。さるほどに一村寄集りて、區々に評議し、家内へいらんとするに、砂石いづくともなく投いだして、手足に疵をかふむり、頭にあたることしきりにして、暫時に砂石庭中をうづむ。雪中のことなれば、あたりには礫のあるべきやうもなかりしに、あやしき侃言をなし侍る。半時ばかり屋上鳴動して止ぬる故に、强勇の若ものども進みうかがふに、もとのごとく空敷虛鍋爐上にありけり。その翌晩に、又茶を焚て汲んとするを、前夜のごとく鳴出るゆゑ、兼て逃仕度せしゆゑ、こゝろえて走り出ける。又翌日も試むるに、以前のごとくなれば、終に虛家となして、みな〳〵他に出けるに、何の煩ひもなし。いかなることにや。いまだ不審に侍ると、ある人語らひ侍る。

○本久寺の牌銘

同國蒲原郡吉田村といへるに、妙音山本久寺とて、日蓮宗の道場あり。中興日殊上人の住世に、故ありて上より石牌文を賜ふ。其銘に曰、

一念佛無間與申事者不有近代日蓮宗始五百年來宗派說弘者也於日本國中在誰不可有妨者若於違背之輩有之者可爲曲事者也

享保十三年申八月

越後國蒲原郡吉田

妙音山本久寺日殊上人

○柴田祭

同國柴田諏訪まつりは、毎歳七月廿六日なり。貴賤群集して溝口侯の警固嚴重なり。爰に元祿のむかしの古き額あり。芭蕉の翁の月花の句は、世に布袋の畫の讃といふは是誤りか。又印袋のそこねしときの句とて消息にみえたり。

笠鉾
かさ鉾や日ほひを配る帶ふくろ　城主 梅郊

布袋
ものほしやふくろの内の月と花　芭蕉

高砂
蓬萊のまつにたてばや曾根の松　其角

西王母
桃咲やかれにそよめく若くぬぎ　沾德

五福神
惠方から光る客あり五人連　長花

漢文帝
鄧通かやぶれ布子やはれ小袖　百川

神功皇后
御手に入朝鮮筆の吉書哉　京 某

獅子

くるひ獅子からうべめぐらす牡丹哉　　浪華　才麿

御輿　　梅郊

我髪にゑぼしや祭る御こし舁

今に連々引出傘鉾などはなやかなる神幸まします。

猫多雑天女の事

同國彌彦のやしろの末社に、猫多雑天女の禿とてあり。此はじめを尋るに、佐渡國雑太郡小澤といへる所に、一人の老婆ありけるが、折ふし夏の夕つかた、上の山に登りて涼み居けるに、ひとつの老猫きたりて、ともにあそびけるが。砂上に臥まろびて、さま〴〵とあやしきたはむれをなせり。老婆もうかれて、かの猫の戯れにひとしく、砂上に臥轉びて是を學びしに、何とやらん總身涼敷、快よきほどに。又翌晩もいでゝ此業をなしてけるに、又化猫來りて狂ひ、ともにたはむれつゝ、斯のごとく數日におよぶに、おのづから總身輕く、飛行自在に成て化通を得て、天に洞溯し地とはしり、倏(たちまち)に隅目ち、預(はげかしら)と成、毛を生じ、形勢すさまじく、見る人肝を消して遽くに絶たり。かくて終に發屋て虎空にさる。房面鳴雷して山河も崩るゝごとく、越後の彌彦山にとゞまり、數日靈威をふるひ、雨を降しぬ。里人時に丁つて難澁するにより、これを鎭めて、猫多雑天女と崇む。これよりとしごとに一度づゝ佐洲に渡るに、此日極めて雷鳴し、國中を脅かすこそ情き還迹なり。

○大甘藷の事

同國村上邊に、猿澤といへるところあり。百姓五助といふものゝ畑に、大きなる薯を生ず。その色殷幻のごとく斑にして三尺あまり。重きこと百貫、寔に奇なるものにしあればと、公解へ訴へ、伊等あつまり、稍く堀たてゝ貢したてまつるに、渇も世に稀なりとて、此ものともに黄金許多をたまはり、何の料理もなく、其まゝにかへしたまはりぬ。耘耔ども手もちぶさたに罷きける。卑賤のうへにしあれば、能

毒を味色も不含甑食すべきに、上つかたはかうやうの化物に、きはめて毒あることを賺し見たまへば、必ずも嘗みたまふことなくして、下したまふけるこそ、朝饑暮悔のためしに侍れ。

○宿屋作の事

此くにゝ、あまた宿家作とて、人がたちに棟を横向に建て、棟頭に鎌を一挺宛かざり置たり。此くには風常にあるゝ。時々魔事ありて屋上を宿ませ、糞灰を降らして、人を愕かすこと度々なれば、是を退けんために斯なしけるに、此刄に恐れ災を除くとなり。又此宿屋作りも故あるよし。皺古内匠の書にのせ置けり。

北國奇談巡杖記　巻之四

佐渡國之部

○蓮華峰寺草創

佐州加茂郡、小比叡にあり。抑この小比叡山蓮花峰寺と申奉るは、かしこくも嵯峨天皇の勅願により、大同年中空海當山をひらきたまふ。日域三峰寺の隨一也。〔割註〕所謂大和國佛峰寺、紀伊國高野金剛峰寺なり。〕國家鎭護の靈場にして、大師眞跡の額文にいはく、此是求佛神一以眞言寺廣明護國祚。〔割註〕この額今に祕藏せり。〕すべて此山は高野山に等しく、八葉の蓮華に表せり。故に花形に餘りたる所を華端といひ、開きそめし所を八割と號く。則ち七堂伽藍諸宇金銀をちりばめ、瑰々圓滿し。山美ことごとく充塞せり。しかるに承應元壬辰年十二月十四日、辻藤左衞門一亂によつて、本堂庫裏炎上におよび、先規の什物緣起等ことごとく滅亡せり。されど諸堂あやまちなく、其上大せつの神殿佛殿などは、ことごとくあらたに造營ありて、粉彩彫こまやかにきざみ、そのほか本堂、奥院、八祖堂、觀音堂、三重塔にいたるまで、再建ましまし、當國第一の靈地にして、寺格も亦格別なり。さて此山一里有餘は、むかしより寺領にして、小比叡むら等は、此院に屬す。又一山の鎭主は、白山大權現、山王大權現、天滿天神是三者をまつる。正月元朝に、社司墓目の儀式ありて魔災を伏す。院主、諸堂の咒經終りて、山内の坊を隨へ、此社檀にて三々九獻の式あり。百姓等此夜田植をまなびて、神慮をすゞしめ。又節分の夜は諸神を請じ、衆病の災を祈伏あり。此山門の二尊天は飛彈のたくみの作、諸堂の額は角倉與市なり。さるほどに當住、觀海阿闍梨、〔割註〕字は惠教といふ。〕破壞を歎き、先奥院燈籠殿を再建ありて、御廟のはしを化渡し、日夜の常燈おこたることなく。諸堂連々に修覆したまひてより、いよいよ眞

言清浄の密閣うや〳〵しく、毎歳三月廿一日、御影供嚴重に法務まし〳〵て、一國の貴賤あるひは都鄙遠郷の旅客まで群集せり。四月十七日には御宮祭禮。その外、時々行事あり。總じて三鈷の松、獨鈷水、姿見池、密嚴屈、八角殿など、不簡靈所なりけらし。



右蓮花峰寺の什品之內、奇なるものは、三足之蛙、唐金にして上下に穴あり。圖上之ごとくこゝに記す。

○神軍

いそのかみ、ふるきいにしへより、年每のきさらぎ十日は、神軍ありとて、山海に歩行することを製す。この日快天ならず、荐に飆起り、竟日天地動淫し、倉卒に窔のごとくになりて、揭焉るためしなり。不レ知して山野海濱にいづるもの、霹靂の戰災にあたり。眯あるひは礫膸にあたり、石劍耳髓をくだきて、死せるもの其たぐひ少からざれば、不凡事と口を听人も、おそれて出ざりける。さて翌日、石の矢の根、雷斧石、國中に散捨あり。これを捃ふに、そのたくみ奇にして凡作ならず。尖矢、鏑矢、蟆目狩叉をの〳〵石晶五色のかはりあり。其倘屑まで散亂せり。諸邦に矢根石といふものあまたあなれど、此國の品は他に越て、かゝる畸事あることにして、甚だ珍寶とやいはん。予も此國に三度わたりて、五六品を得たり。中にも金北山の本社に、この日射こみありしを、眞光寺住侶より贈られ。今に懷寶とせり。

○萬兩水の事　黃金水ともいふ

こがねはなさくとよみしは、ふるきいにしへのことにして、今のよに絕ず。こがねを貢するは、此佐島

なり。まことや蓬萊の地炭面にして、神國の富徳あふぐべきの隨一なり。こゝに年々數萬金を製し、これを淨水に浸して、武火をもつて燂槌（わかしかため）せり。此鑠湯を黄金水と稱す。腫病を治し、酒毒を解し、鬱氣を補ふこと神のごとし。誠に他邦には、肖僞することあたはざるの靈水なり。

〇根本寺の由來

同國加茂郡に、大野村といふあり。文永八辛未のとし十月廿八日、日蓮上人遠流の身となり、主從七八人にて、此ところに住たまふ。すなはち塚原山根本寺と號けて一宇をいとなみ、布檀金といへるに住居をしめて、

佐渡しまやをしほのなみを漕わけてはじめて見ゆる先崎のみや

とよみたまひて、日夜朝暮、法華三昧にいり、妙法の床に座し、種々の奇をあらはしたまへり。同十一年甲戌三月八日、日朗鎌倉より赦免狀を持來りける。今に存せり。かくて日蓮、三とせこゝに住馴て、あまたの敎化をなし、歸國ましましける。今此寺に八箇の靈場とて古跡となる。其外、阿佛坊、妙宣寺、妙經寺などとて、國中に此宗繁昌せり。總末四十六寺あり。

〇順德院御遷幸の事

當國に御遷幸は、建久八丁巳のとし、御降誕ましまし寶算二十五壽、承久三年辛巳五月廿五日、此くにへ渡御ありける。供奉の公卿、冷泉中將爲家卿、花山少將能氏朝臣。武士には甲斐右兵衛佐範經、上北面には藤左衛門大夫康光、女房には右兵衛佐局、以下官女五人かしづき奉るに、こゝかしこにて失せけるに、いとゞ新院御心ぼそく、路次より九條殿へ和歌を遣りたまふ。

ながらへてたとへば末にかへるともうきは此よのみやこなりけり

戀のうらといへる所に御着岸ありて、新院、

いざゝらば磯うつなみにことゝはん沖のかたには何事かある

これより賤が伴伏にやすらひたまひけるに、あるじのもの、あつものを焚くを御覽じたまひて、何といふものぞと問せたまふに、こは稗の粥とて、いやしきわれらごときの、身命をつなぎ侍るものに候へと答へければ、是へも進めよとありて、

　これほどに身のあたゝまる草の實をひゑのかゆとはいかゞいふらん

又御船の中にて、

　いかゞして此二もしを契りけむ土佐をかへして佐渡へ舟行け

さて眞野のさとに皇居をしつらひ奉るに、ほとゝぎすのあまたなきけるを、

　聞たびにいとゞ都のこひしきにこの里過てなけほとゝぎす

とあそばしけるより、聲を止めけるとぞ。又いとはせたまひて、

　おもひきや雲のうへをばよそにみて眞野の入江に朽はてんとは

　もゝ敷やふるき軒端の忍ぶにも猶あまりあるむかしなりけり

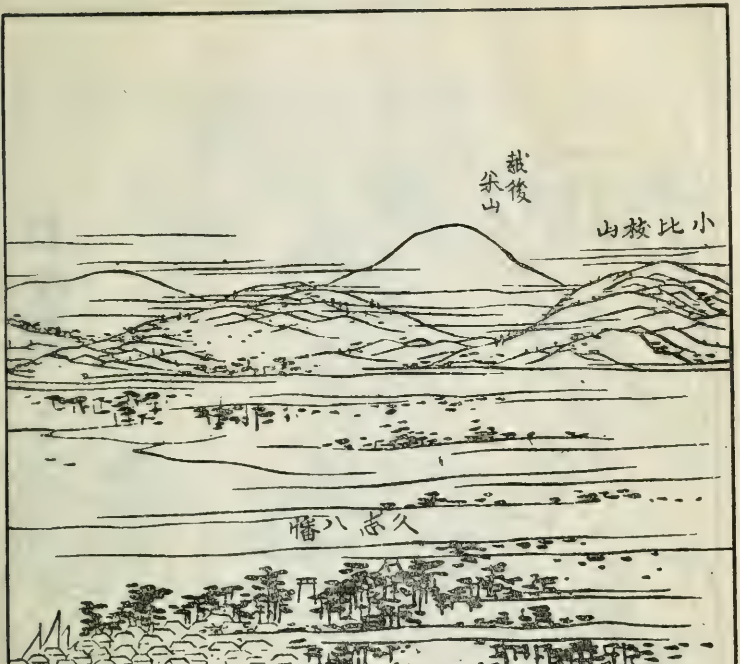
其後、仁治三年壬寅九月十二日、御壽四十六算にして崩御まし〳〵けり。さて御陵をば、國分寺末眞輪寺守りて、今に現然たり。

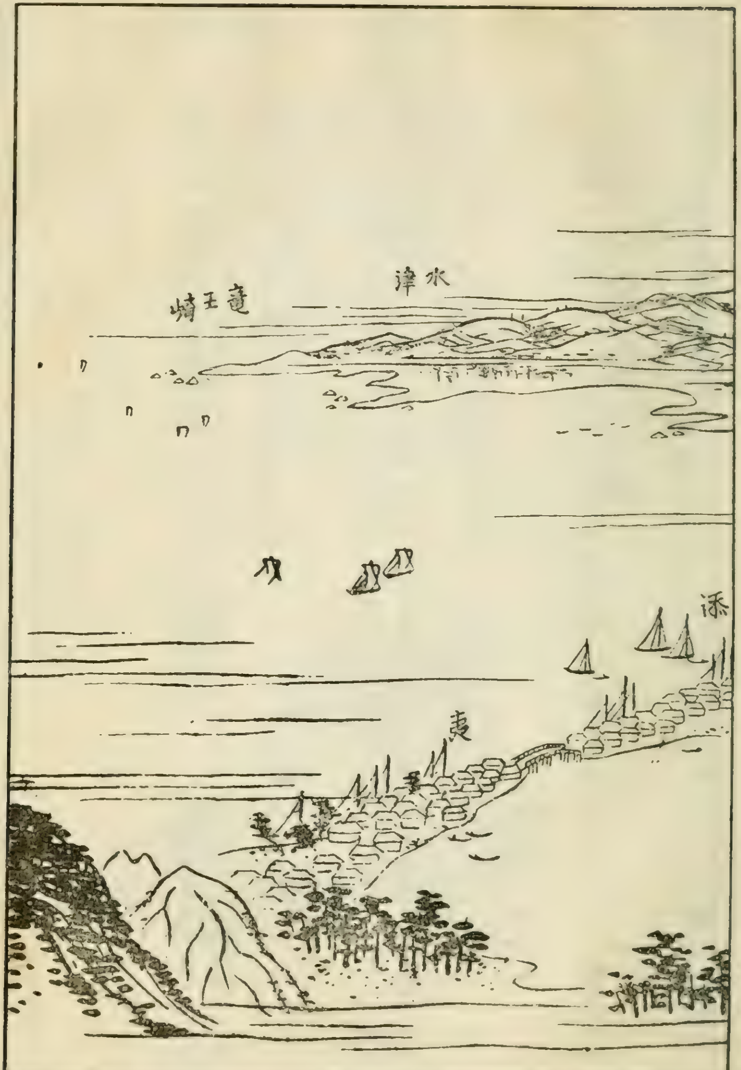
○五十猛神社

伺國羽茂郡、飯岡村にあり。當國一宮にして、度津神社と申奉る。九社の隨一なり。別當を神宮寺といへり。日本紀和解にいはく、素盞烏のみことの共子、五十猛神を帥て新羅國にわたりき。はじめ五十猛神天降の時、多に樹種を以て降ます。しかれども韓地盡さず歸りたまひ、遂に筑紫よりはじめて、凡て大八洲の國內に播殖て、靑山をなさずといふことなし。このゆゑに五十猛神命を稱して、有功神と號く。〔割註〕以上大巳貴命の兄命也。」

○龜　石


松堂


越後米山
小比枝山
久志八幡
弁天
越之湖


竜王崎
水津
添

同國雜太郡、相川の往還に龜石あり。其圍七尺許、龜甲手足鮮に備り、自然にして刻めるごとく、苔むして六ツを鎭めり。これに類ひするは、山城宇治の川中にもあれど、かくのごとくにはあらず。誠に天作の一寶なり。是に行かふ樵田夫、此脊をかりて休らひ侍る。

龜石に節わすれたる出初かな　　北　巠

○紘　藻

此くにの產物とて、藻類にして鹿尾菜に似て節有り。漢名を海腸といへり。至て强きものにして、其ながさ六七尺におよぶ。これをとり茹あげてあつものとし、或は灸りて茶菓子となすに、甚だ味輕く、紫共にひとしきものなり。いにしへより生じて名に高し。

時雨るゝや海士の藻蔓のたすけ買　　北　巠

○越の湖

同國加茂郡にあり。竪一里十七丁、横十八丁ばかり、湖水にして海際僅に隔てゝはしをわたす。此左右に一方は夷町、一方は湊にて、千戸をならべたり。是を兩津といへり。總じて風景速にして世に秀ず。

俊成卿のうたに、

うらみても何にかはせん逢みての越の湖みるめなければ

紀のつらゆきの歌に、

汐のぼるこしの湖ちかければはまぐりも又ゆられきぬらん

又大原三吟の連歌に、宗祇をはじめとして、宗長、櫻井基佐三人會したまふとき、二十一の問答に、

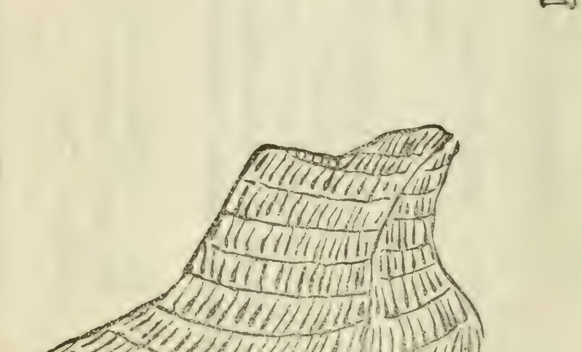
おもはぬかたにひらふはまぐり

といへる句に、

汐のぼる水うみ際に風たちて　　宗　祇

佐州山田笠之圖

藁にて造る此地の土民専寒を凌ぐの便となして古代より用ひ来る遺風の品なり



と附けられけるを、その時、長、佐兩人いはく、蛤を水うみとあそばし候事來例いかん。祇云、貫之の歌に、しほのぼるこれを以てつけたり。このこゝろは、佐渡に越の湖といふあり。湖と海とわづかに隔つゆゑに、折には蛤もゆられ行べきを、思はぬ方のはまぐりを湖際によみたりとなん。

〇遠流の次第

そもゝゝこの地、遠流のはじめは、續日本紀にいはく、人皇四十五代聖武天皇、神龜元甲子三月、諸國に配所をさだめ、勅定の國々を撰せたまひ、伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐、この六ケ國を遠流の地となしたまふ。又周防、伊豫を中流と定め、越前、安藝を近流としたまふなり。因レ玆當國へ左迁人來る。

天平十四年壬午十月依ニ鹽燒王謀反一河邊朝臣釆女を、當國へ流罪なさしめたまふ。是はじめなり。

人皇四十六代孝謙天皇、寶字元年丁酉七月、安宿王および妻子を流罪せしむ。

藤原仲光流罪年暦しらず。仲光を小木津人置に住す。これより人居るのこゝろにて、此ところを大沖となづくるなり。

藤原の千時、田原太郎相摸佐、鎭守府將軍と名乘る。〔割註〕父は鎭守府將軍藤原秀鄕の嫡子なり。藤原秀衡はこの千時より九代目の孫なり。」千時六十歲にして、由比介房に生捕られ、佐渡に遠流せらる。

人皇六十三代冷泉院安和二年、己巳六月十四日なり。

人皇七十五代鳥羽院の御宇、天仁元年甲子二月、加茂次郞義綱流罪、源の賴義朝臣の二男、後左衛門尉美濃守といふ。

人皇七十七代後白河院御宇、保元元年丙子五月廿五日、盛則入道流罪せらる。其ゆゑは崇德院の一戰によつてなり。

人皇八十代高倉院御宇、安元二年丙申十二月卅日、山本兵衛尉義經流罪せらる。

同治承元年丁酉六月三日、近衞中將入道遠流。趣意は、源氏方の士、都鹿ケ谷にて平家を亡さんとの隱謀露顯せしゆゑなり。

人皇八十四代順德院御宇、建曆二年壬申六月八日、伊達四郎流罪せらる。

人皇九十代後宇多院御宇、弘安四年辛巳七月二日、佐介修理助時光配流、後北條時盛といふ。時政が孫なり。

人皇九十一代伏見院御宇、永仁元年癸巳、平左衞門尉宗綱、父を果圓といふ。天下に恣威をふるうゆゑ遠流。

同六年戊戌二月、冷泉爲兼卿、鎌倉より北條召捕流迁あり。

此外、遠藤爲盛、あるひは新羅王渡海あり。また連歌宗札など左迁せり。

〇碁盤浪

同國海邊に碁ばん浪とて、すこしの渚に四方より波のうちよせ、さながら盤面のごとく、いかなる高浪にも雲霤にも猶豫不定て、風景めづるに隘しくもあらず。おのれはじめてまかりしころ、めづらにしかも十とせあまれり、むかしの三五夜にて侍れば、

碁ばん浪影をうちこむ月夜かな　北 巠

などすさびて、それより河原田といへるころの、風子だちを訪らひける。

〇藏人左衞門の姓氏

同國雜太郡、片貝といへるところに神職あり。本間藏人左衞門尉といへり。此先祖は、この國河原田の城主、本間佐渡守山城入道高統とて、おさ〳〵しき家柄成しを、藤原景勝がために押領せられて、類族滅亡す。その末葉神職となりて、爰に居せり。祕藏のものとて、順德院の太刀、菅相公自畫の像、日蓮の自筆、その外種々の古器を存傳せり。たづねて拜見する人を、愍にもてなし侍る。

○資朝最後の事

日野中納言資朝卿は、鎌足廿一代の孫、正二位權大納言俊光の二男にして、文章博士たり。後醍醐天皇の寵臣なりけるが、帝に御成敗をすゝめ奉りし科により、北條高時召捕て、正中元年甲子二月七日、當國に遠流し、本間山城入道にあづけしむ。それより同二年乙丑五月、誅し申せとの御教書を下すによりて、同月廿九日本間の城外、北竹田といへる所にて誅す。資朝卿最後のみぎり、法華を讀誦し辭世す。

五蘊假成レ形　四大今歸レ空　將レ首當ニ白刄一　截斷一陣風

と作し、又自筆の妙典一部を供養せり。〔割註〕今阿佛房に納祕せり。〕資朝の男阿新丸、渡海して、父に對面叶はざる、その遺恨によつて、忍謀をめぐらし本間三郎を仇討し、終に隱奔して、この國の修驗大善坊法印をたのみ、馳船をいのり戻し航して、名を寰中にとゞむ。又驗者の法力をはかつて、人僉感仰せしゆゑを、觀世世阿彌檀風といへる謠に作す。されど太平記によるゆゑに誤る。

○爲兼卿禊歌

毘沙門堂大納言爲兼卿、この國に遠島ありて、三十一首の歌よませらる。此うたの上下又二首に成て、三十三首の和歌、外にゆふだすきの和歌よませたまひし。其とくにより、喜元元年に歸洛あり。〔割註〕別記にしるす。〕

○金北山開闢

人皇四十二代文武天皇の御宇、この山に御垂跡まし〱ける、金北山大權現、本地は將軍地藏にておはします。此やまは國中隨一の高山にして、越の高根といへり。別當を眞光寺と申て、眞言十箇の檀林の一なり。

○享和三年の地震

同國羽茂郡、小木の湊は、此國第一の大湊にして、船客遊君四時の繁華、依稀するゐ岐もなかりける。し

かるに享和三年癸亥十一月十五日の事なりしが。降しきる雪に、人みな衣をかされ頤の鬚をそらして居けるに、沖のかたより、荐に地震鳴動して、潮汐ほてることすさまじく、暫時に干潟となり、天地もくづるゝかと、人みな魂をうしなひ、痛憂ともいふひまなく、譟騒あへり。そが中に、あたりの端家より火出て、倏にひろがり、おもふまゝに飈炎すれども、周章て不管。老髐たるものを見捨、嬰兒を逆に抱きて走り、岩の硲に隱れ、あるひは跳レ地轉レ天。日ごろ貯へたる七珍萬寶も何にかせん。命あればと足はやみし。蚫山に逃るもあり。さるほどに、震彌增につのり、今や津浪もくべきやと憂慮して、活るも死せるも見もやらず、棟落て死するもあり。煙にむせびて死するもあり、其數をしらず。かくて山野に迷ひしもの、飢につかれ、寒氣にとぢられ、あたりちかき小比山に便り、歎くにこの寺も諸堂斜み、もはや法滅のときにやと、衆僧謳きあへり。かくあるうちに、礫崩れ庭中阱となるに、院主惠教こゝろえて、門前に寄寓をしつらひ、こゝに集る數百人のものを愍み、寺領の收米を開藏して、酒飯饘をほどこし、幾の飢を助けたまふ。その外、一山の百姓をして人歩を出し、公用の人馬の勞を補ひ、草鞋を施し。三日三夜の飢難をすくひ給ふゆゑに、公儀の御感に預りたまへり。さて小木の津、三日にして漸くしづまりしを見るに、町替り海ひあがり、地上七八尺ばかり躋りて、更にもとの皃はあらざりけり。其外、岩裂連木椅殺てあらぬところに、囦潰出おそろしかりし天災なり。彼長明が方丈の記にも、世にたぐひありしためしを書置たりければ、都鄙をいはざるうきよの遺迹、岌面にしていふもおろかにこそ侍れ、

北國奇談巡杖記　卷之五

若狭國之部

○上下大明神

上下大明神と申奉るは、當國第一の宮にして、世に知るところの靈社なり。そも此神のいにしへを尋るに、龍宮城より夫婦の神あらはれて、此國に年久敷住たまひ、淺からざりける契りをむすび、數歲を經たまひしかども、不老無病にして莊美端正まし〳〵ければ、人皆嘆崇して、君等の齡貌の若さよといひしより、この國の名となりにきとぞ。或說に、若狭國より、人魚といへるものいづる、其形花の有る時の顏ばせにして、兩手も又人のごとく、腰より魚鱗こと〴〵く生じ、鰭尾備り、あやしきものなり。是を喰ふもの長壽せると、古書にもしるしはべる。これらも若狭の稱にたよりあるにや。龍宮といへることと佛說にして、神代卷にも出たり。こは琉球の由を桂秀樹の〔割註〕京、桂周樹のことなり。〕書には顯はせり。

○蓮如上人帖外の話文

同國に了念寺といへる一向宗の寺あり。いにしへ文明のころ、蓮如上人より、住持これを授かる、此文にいはく、

一日のうち、十分を七分は佛法にこゝろをよせて、殘り三分は世間渡世のことを思ふべし。しかしながら凡夫なれば、十分の內、三分も佛法に心つかず。唯同じ妄念に日夜を送りける。妄念は凡夫の自體なれば、離るゝことかなふべからずと仰せられしに、或人申上るやうは、御恩を忘れまじきとおもへども、一坊も預る身にて候へば、寺役又は世間のことにまぎれて、數かしくも懈怠になりやすき條申

されければ、仰に、坊主は世間はいらずと、又あるひと申上けるは、坊主も世間を勤めざれば、寺相續なりがたし。別して寺破損すれば、佛祖におそれありと申す。其言下に仰られけるは、世間をして寺相續は佛智に叶はず。自身に世間をやめて、法義を厚くよろこべば、自然と寺も相續して公儀外様よりも重んずべし。わがへつらひて、寺相續は覺束なきこと、よく〳〵思量すべきとぞ仰候ひき。

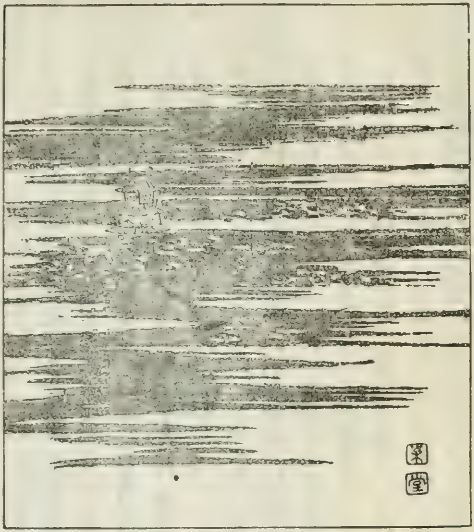
○海虎の膦

同國北方に能登野といふ所あり。爰に山田玄立といへる外醫ありけるが、あるとき、門前に立出休らひけるに、南の方より鳶ひとつ來りて、何やらはたと落してさりにき。あやしくおもひて是を窺ふに、大きさ七寸ばかりなる毛巾着なり侍る。これをひらきてみるに、内に玉印二ツと、金の銑ひとつあり。玉印には、唐太子劉王武の文字六字と篆書にて彫りたり。ひとつは龍翼麟羽の四字を刻む。其雅品なること、よのつねならず。きんちやくは、海虎といへるものゝ革なるよし、古き物産家の目利せり。いかなるゆゑありて、かゝる岐に落せしやいぶかしく、いづくよりひろひて來るぞや、何くれと詐せしかども、不レ知故家藏となしてけるよし、さる人のかたられける。

越前國之部

○霞が城

越前の國、坂井郡豌子岡は、今丸岡と稱ぶ。いしへは鐙岡、籍岡、豌子岡、これを三丘といり。繼體天皇の御子豌子の皇子、このところに御座せしゆゑ斯く號く。此ところに、今は有馬侯在城したまふ。この城の天守は異にして、四方階ごとに高欄あり。これ他に免許なき故法とぞ。つねに天守のうへ雲のごとく、霞四壁をうづみ、雨添雫て晴天を墻す、されども退き遠く眺むに、樓臺天にさゝやき、日に映じてほがらかに見わたさる。希有のためしなれば、霞が城と號くとかや。天正四年丙子の秋かとよ。柴田勝家が弟伊賀守勝久、この城にうつること、七國志に見えたり。すべて平地なれども、山麓ちかく河水



四時に絶えず。松風淋漂たる古地にして、要害爰にあるべきところなり。

○豐原索麪

同郡豐原山華花院は、天台宗にして、開基は越智の泰澄大師にて、其いにしへは千坊を置き、日夜の傳燈怠ることなし。しかるに天正のころ、信長の兵亂によつては放火せられ。今わづかに法務を嗣ぐ。この坊中より索麪を製するに、凡そ白糸をみだすがごとく、細美密工に味ひ尤も絶品の最上なり。是を豐原索麪と稱して、世にしるところなり。今は絕て丸岡なる、堀氏代々手製して、公邊に貢ぐばかりとぞ。

○黑丸權四郎嘐ニ斑狐一

同國坂北郡三國の入江は、人王二十七代繼體天皇いまだ大跡邊の王子と申せし頃、まし／＼ける舊地なり。今は北國第一の大湊にして、娼家粉頭店軒を並べて繁花たり。爰に出村とて續て私科子、遊君、粉黛を粧ふ。中に黑丸權四郎といふ。しば／＼角力に名を振ひたる若ものありけるが、夜行大酒を好、あるとき細呂木といへる驛に用要ありて、晝より出けるに、用談に日を暮し、既に夜半におよびし故、人々とゞめしかど、かの不敵なるものから、山路茂林不管犬狼の患も知らざれば、闇夜に馬撾打てほゝゑみかへりしが、半道あまり過つらんとおぼしきころ、こなたの松原に鬼火をてらし、斑毛の狐、薜茘を身にまとひ、ひとり躍を催しゐける。黑丸も、あまりの怪しさに箝レ口て通りけるに、黑丸を見るより一揖して、

若衆と變ず。黑丸もこゝろにそれとしりながら、態と何の樣子もしらざるけしきにて過行けるに、かの若衆脂顏して、中々と聲かけたり。もとより强氣の權四郎なれば、躇とゞまりて、何事候といふに、われは大聖寺のさる町人の悴なるが、三國迄に金錢を弃しものなり。何卒親元まで送りとゞけたまはれといふ。黑丸いふやう、是安きことなり。しかし餘ほどの道程なれば、この先の茶屋にて支度して送りとゞくべしといふ。さらば我も連てともに酒にてもたうべしといふに、點き、村端の茶店を打き起して、黑丸いふやう、三國通のさる有德の人の嫡子なり。此御客酒一獻くみたきよし、はやく調ひ出すべしといふ。亭主心得顏にて、先鯉の薄味噌、鮭の鱠、松茸のあつものに、摺柚よ、澀滲めよといふまゝに、家内婢も呼起し、一間に請じて若衆を伴ひ、黑丸とふたり、數盃を別盃にかたむけ、珍味飽くまゝに喰ひつゝ、時分は爰ぞと黑丸、勝手に逃足して、我は少々用事ありて先に行くべし、拂は御客よりたまはるべしとて、我屋をさして逸足にたちかへりぬ。跡に若衆ひとり黑丸を呼ぶに、亭主立出、それは先刻御歸り候ひぬ、是々の雜用代金壹歩七百文たまはるべしといふに、斑狐も渠に脅やかされて、少間愕くといへども、もとより吼嘰のことなれば、九尾を振て走りまはるを、亭主、怒りて棒を捻りて追へども〳〵つゞかばこそ、其うちに木綿告の鷄うたひ、山かづら引明て、ロおしくも八顚九倒し、泣々亭主はねむたげに涯かゝへて歸りけるこそ、よく〳〵の災なり。只黑丸ひとり甘味を味ひ、そのうへ哆しもあるべきか。狐を鷄しは希代の發明、あはれにも亦をかしき事になん侍る。

〇大安寺の山景

同國坂南郡に、田谷村萬松山大安寺とて禪刹有。妙心寺派にして、越前家の御靈所あり。則ち三百石を領せしむ。開山は諸相非相大愚和尚なり。ことし佐州より歸るさに、三國の津に旅寢せし、夜終おもひ出せしことあり。此寺の納所楚蔭老僧は、瓜房とて、風雅世に越ての俳門にして、予と因むこと年久しく、此老僧風狂して、東武より安房淸住の邊りにも年をかさね、あるは奥羽西海にも歩して、わかきこ

ろ、攝州池田なる石明寺といへる山院に隱居しおはられけるが。故鄕なればとて、去年の春かとよ。此寺にくだりたまふけふ頃、子が茅居を訪ひ、此よしを告て去りたまひぬることなんなど、こゝろにうかみける。されど老僧の事に侍れば、いまだ世におはしけるや。また病さらぼひなど、いかゞしく三國より福井までの、日終にのぼる川ふねあるゆゑ、四里の行程を枕して、卯月の末なれば、靑葉がくれに一こゑをきゝつゝ、中のかしらといふに、福居御舟町といふにいたりぬ。船より上りて、大安寺の掛所をたづねて、彼僧のことを聞くに、いまだ法務一山の首領しゐたまふよし、先賴母しく、其夜は出倉屋何某が旅窓にやどりけるが、主は、越路に旅だちて獨りの老女と妹の守りけるに、床に一軸をかざる。見るに北むら季吟の旅館へ、一水といへる人の尋し歌書なり。なつかしきまゝしるしぬ、

閏五月九日の夜北村氏旅館に人々あつまり、歌もよほされしに題をつぐりて、

夕立雲

軒ちかき山のはつかに見し雲のやがて夕立風のはげしさ　　一水

河夏秡

水上の神やうくらん罪とがも嵐してするけふの秡は　　正立

窓前螢

宵過るまなびのまどの燈し火にひかりをそへて行螢哉　　友梅

浦夏月

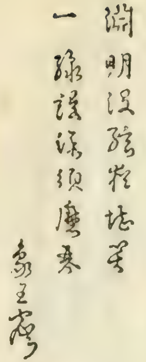
みか月の入にきそひてあま小ふね凉しくよするすまのうら波　　金故

かくてあくれば、又立出て大安寺に登るに、田の谷のわたし船を斜に張せば、ほどなく向ふのきしに欽りぬ。しば〳〵槃道を往くに、田の谷村にいたる。一村紙を製す。家數四五十、町作りて、新樹こも〳〵たる孤山に秀て、鐘樓、山門幽にみえそめ、いとさびしく、麓に岩窟顆嶮のうちに白瀑の音絕へず。漸

く客下に至り、楚蔭老僧に謁するに、蘇生のものに逢こゝちして、喜悦かぎりなし。やがて且過に伴ひたまへり。予も行研を出して、

鶯とへば月のねぐらに音を閉ぢて　北巠
草吹わくるなつのはつかぜ　瓜坊

などすさみあひ、茶菓のもてなし、時を移しぬるに、はや夕時の鐘枕を驚かす。安下に入て臨むに松桂連り、遠山青く時しも村雨して、隈々靄おほひ、かなたの空よりこなたに鏁き、青田がくれに白鷺のイみ、大河水かさまさりて鏡のごとく、東に月の出かゝり、法堂の砡□に影をしき、一聲の杜鵑も岨にかくる。峯より峯に樓臺を構へ、廊下七曲に折て、甃寒く、雲峯に靈室開山峯を建て、寸地も見せず寂々として座禪の窓高し。誠に此くにの佳境こゝに留まる。詩人畫工をともなはざることそかなしけれ。其夜はいさゝから寢もやらず、起もせず、ひとり燈火のもとに休らひぬるに、當住則旨和尚、まみえよとあるに、いさゝか旅の服をつくろひ、口嗽ぎなどして、程なく方丈にいたる。是も齡ひ七旬ばかりに見えさせけるが、いと殊勝に予をまねき、何くれとなくさま〴〵のことなど尋ねたまひぬ。もとより茶を嗜みたまひて、一椀手づからたまはる。是を喫して暫く休らふに、瓜坊老僧、予が携へし一絃琴を見出しつ、一曲を乞はるゝに、いなみがたく、鄙びたる聲してうたふに、方丈感じたまへるこゝちに見えて、やがて寸紙に此琴を模して一句を與へたまふ。





又此てらに雲松庵とて一宇あり。こゝに眞命大德閑居をしつらひおはしける。これも知る人なれば、尋て無事を語る、三夜この寺にあかして過ぬれど、猶名殘おしきこと共なり。

○風月の額

同國永平禪寺は、開基道元和尚にして、日本曹洞派の本山なれば、今さらいふべくもあらず。元祿二年の葉月、芭蕉翁、奥羽行脚したまふ折から、此てらを尋ねてまうでたまふに、方丈に雲竹の書れし額あり。是に讃を殘したまへる、其句を左にしるす、



額　曰　　　　　　　　　　雲　竹　書

西は風來舍東は桂男子

月と風裸にしたる角力かな　　　　芭　蕉

右は風月といへる字の謎なりとぞ。今はいかゞなりしにや不レ知よし沙汰せり。

北國奇談巡杖記　終

北茎うしは加賀の國人にて、年頃蕉翁のあとをしたひ、風流をたのしみとし、暇あるをり〳〵は、あまたのくにをみめぐらひ、そが中にいと興有こと、あるはあやしきことなど、何くれとなくかいつけし、旅のひなみを巡杖記と名づけ、笈のうちにひめ置たまひしが、やつがれひそかに見とがめて、かゝるめづらなるふみを、そのまゝに置んより、おほくの世の人とともにたのしみたまひねと、せちにすゝめて、こたび梓にちりばめ侍るにこそ。大西洞竹軒しるす。

文化みつのとし寅霜降月

南屏燕語

[illegible]

南屏燕語自叙

有二三人於斯。醉臥宅舍。良夜燭滅。宿漿潮下體。偕起如厠。一人小心跼蹐。手摸足循。往返無閡。一人掉臂闊步。突前冒進。觸檻跌閾。傷額損趾。謹惰休咎。可取近而辨遠焉。人生萬事。動觸危機。眼前三尺。莫非顚覆之地矣。頭陀經行。吾輩之常分。四安樂行。先佛之恒範也。既墮僧數。其宜遵勗諸。大悟不拘小節。荼毒叢社也久矣。大人境中。始可論斯語矣。

文政丙戌迦提月

南山古梁題 □□

南屏燕語目錄

卷之一

卷之二

卷之三

南屏燕語卷之一

釋　南山　著

〇來　意

凡ソ人ノ世ニ在ル不變ノ眞如自性ヲ守ラズ。隨緣生滅シテ千差萬別巧曆モ算ヘウベカラズ。諸ノ大小乘經ニモ、是ヲ牛馬ノ奔逸スルニ喩ヘ、是ヲ制伏スルノ修行ヲ牧牛調馬ニ比ベ、其功果滿ノ佛ヲ調御丈夫ト號ス。三藏十二部皆調御ノ方術ナリト知ベシ。賢首慈恩天台性相ノ諸宗ハ御法ニ諸流アルガ如シ。獨リ我ガ禪宗ハ有力ノ丈夫、沛艾ノ龍馬騰驤悍怒スルニ向ヒ、諸流ノ法ニ拘ラズ、赤手ニ轡ヲ執テ直ニ口ヲワリテ、コレヲ勒ルガ如シ。少シモ悠斷セバ傷ヲ被リ命ヲ喪ス。固ヨリ大丈夫ノ事業也。第世降リ根劣ニシテ、名ノミニシテ實ナク、他家ノ御法ヲ學テ、曠日持久ニ馴養シ得ルニハ劣レルコトニナリニタリ。假令大丈夫有ノ如ク一超直入ニ御シ得タリトモ、頓悟漸修トテ、諸經論祖錄其他內外ノ典籍ハ、分ニ應ジテ涉獵セザレバ、自在ニ物ヲ導クコトハナラザルナリ。タトヘバ悍馬ヲ騎リオホセタルマデニテ、鞍控ノ妙ヲ施スコトナラネバ、容チ見ニク、身勞シテ、事ニ臨ミテ不自由ナルガ如シ。然ルニ今ヲ禪門ニ隸スレバ、敎外ノ名ヲ假テ優免牌トナシ、經論ヲ高閣ニ束テ飽食甘眠無レ所レ爲。悠忽トシテ歲月ヲ忨愒スル。何ナル心ゾヤ、是他ナシ。無知ノ童子八九歲ヨリ寺ニ入リ、堂々タル大僧ノ右ノ如ク禪坐ハ閑ナリ、諷誦看書モナサズ。安佚ニ日ヲ經過スルヲ見慣ヒ、耆老モコレヲ警策セザレバ、禪門ハ如レ此モノト思テ、任運ニカクナリユク也。乃チ大根機ノ御法ハ、他ノ善知識ニ還シ、吾人分際ノ徒弟ヲ率ルコトヲ朝望禮燕ノ茶話ニナシスル也。本ヨリ衆機ヲ觀ズルノ眼ナケレバ、卑劣ノ饒舌英機ヲ誤ルノ罪ハ畏ルベケレドモ、徒弟ノ惰游ヲ見捨ルノ過ニハ換ベカラズ。此下劣ノ茶話モ、亦我コレヲ能スルトニハア

ラズ。年ゴロ見聞シツル古德ノ嘉言善行等ニ依テ、尙邇ゴロ靈峰ノ宗論、紫栢憨山等ノ全集ヲ校合スルコトニツケ、聊感ズル所アリテ、カク纂述スルモノ也。左レバトテ明季ノ宗師念佛ノ提唱ハ禪門ノ納子、人々心ヲ用テ取捨アルベキ也。禪家本分ノ規則ハ、傳心法要、圓悟心要、大慧普說及長書禪門寶訓、禪家龜鑑、人天寶監、禪關策進等ニ過ルハナケレバ、時々披閱シテ精彩ヲ發揮スベシ。

○用心

惣テ修行學問ニ根機ナシトテ退惰自棄スル者アリ。一生ヲ誤ルコト此一念也。夫人ノ德ニ性ト修ト云ヘルコトアリ。性トハ佛モ吾人モ易ラザル一眞法性ヲ云ヒ、修トハ修シテ而シテ後ニ得ルヲ云フ。已ニ佛ニ同キ性德ナレバ、佛ノ如クニ修スレバ佛ト成リ、分々ニ修スレバ偏德ヲバ成スコト也。修行力、通力、威神力、妙智力ナド云力ノ字ニ甚妙理アリ。人ノ體ニ力アルガ如ク、分ニ應ジテ一人マヘノ性力ヲ具セザルハナシ。但紈袴ノ子弟ハ輭緛ニ坐臥シ、膏粱ニ飽キ、少ノ事ニモ左右ヲ頤使シ、或ハ深宮婦人ノ手ニ長ジテ力ヲ用ユルコトナキ故、一人マヘノ性力モ出ヅベキヤウナク、偶火盜不虞ノ急變ニ遭デ、左右モ間ニ合ハヌホドノ事アレバ、大ニ窘苦狼狽スルモノアリ。又山野ニ跋涉シテ、幼少ヨリ重ヲ擔ヒ、險ニ勞セシ田夫野人ハ、多クハ力量モアルモノ也。人ノ根機モナシトテ爲ザレバ愈々ナク、勤テ爲セバ愈出ル。愚ハ益愚ニ、智ハ益智ナル所以ナリ。陶侃ガ甎ヲ搬シモ、預コレヲナラセシナルベシ。學問諸藝皆コノ力アリテ、修スルノ强弱ニヨリテ、學藝ノ淺深アリ。學而時習レ之。マタ此力ヲ每ニタメスナルベシ。○多事ニシテ修學ノ暇ナシト云コト、怠惰ノ人ノ常言ナリ。カク云フ人モ遊ブ閑ハアルモノ也。必竟修學ヲ他人ノ事ノ如ク心得ルヨリ出ル邪念ナリ。己ガ披衣喫飯ト同ク思ハヾ、誰カコレヲ勸メザランヤ。淮南子ニモ謂ニ學不レ暇者ハ、雖レ暇亦不レ能レ學矣ト云ヘリ。凡少年ノ內ハ多事バカリヨキハナシ。孔子モ小人閒居爲ニ不善一ノ語アリ。蕅益大師云ク、少年ノ閑ハ是不祥ノ事ナリ。非レ折レ壽則損レ福ト云ヘリ。在家ノ少年ナドモ、讀書、擊劍、弓馬、諸禮種々講習スルヲ、石臼藝ナド謗ルハ

僻言ナリ。事ハ異レドモ精神ハ一ナレバ、彼此互ニ礙シテ相長ズルナリ。不レ遂ハ精誠ナケレバ也。其中好ミニ依リ性ニ適テ偏長ハアルベキナリ。左氏ニモ宴安ハ鴆毒ナリト見ヘタリ。上古ノ人ハ衣服器物モ不足ナレバ、自ラ坐臥行住事足ラヌヨリ、百事勞ニ慣レ身輕ニ擧動シ甞、氣血ノ循環モヨク、自然ト無病長壽ニモアリツル也。今シモ邊鄙ノ百姓ナドノ長命壯健ナルアルヲ見テ思フベシ。漢ノ王吉ガ昌邑王ノ相（附家老）タリシ時王ヲ諫シ語ニ、俛仰詘信以利レ形。進退歩趨以實レ下。吸レ新吐レ故以練レ藏。專レ意積レ精以適レ神ト云ヘリ。是王ノ放縦ナルヲ諫シナレドモ、養生ノ第一義ナレバ、フト此ニ記シタリ。ソレハ且措、出家ハ佛ノ拾薪汲水ノ因ヲ薀ヒ安逸ヲ求ムベキニアラズ。マシテ禪門ニハ百丈ノ清規ヲ守リ、普請ノ牌ヲ掛テ、專ラ動中ノ工夫ヲ試ルナリ。密菴ノ三莫ニモ多事ヲ厭フコト莫レト示セリ。一日不レ作一日不レ食トハ、百丈祖師ノ制令ナリ。イカニモシテ一日ニ一度ハ、少シノ骨折ヲ求テモ作ベキ也。二三炷ノ禪坐、一二卷ノ經、ソノ外作務讀書、何ニテモ法界ニ供養シテ報恩ノ萬一ニモ擬スベシ。是亦ナルレバ勞スルコトニモアラズ。凡ソ百姓ノ稼穡ノ艱難ヨリ始シテ、工商ノ業、官人ノ職、何レカ安キコトノアランヤ。唯吾人ノミ坐シテ衣食スベキノ理ナシ。昇平ノ今日無事ニ生長シテ、小僧ノ蹉禪坐モセザルホドノハ骨折タクモナラザルモノ也。其爲方ハ左ニ記ス。

○日課

本ヨリ志願微劣ノモノハ、日課ヲ立テ事ヲ爲スベシ。左ナケレバ姑息退惰ニ過ギモテ行キ、古人ノ惜ミシ寸陰ヲ一生虛ク棄ルモノ、滔々トシテ皆是也。永明壽禪師ハ日々一百八ケ條ノ日課アリ。左レドモ宗鏡一百卷等ノ撰述アリ。元ノ吉祥師ハ相宗ノ名匠ナリ。華嚴十卷ノ日課アレドモ、升座講說一日モ廢セズ。是皆ナルレバ、隙モ入ラザル證據ナリ。仍テ朝暮ノ公課ノ外ニ、自ラ嚴科ヲ立テ、喩ヘバ○朝齋後閱經幾卷○午飯後看書幾卷○晡前某々ノ事○晚誦後私ノ念經某々○夜禪坐幾炷等分ニ隨テ定ムベシ。〔割註〕閱經看書ノ數等ハ分ニ過テ定メ置ベシ。ナルレバヨキホドニナルモノナリ。〕尤自ラ誓テ決シテ

闕クマジ。昔モシ闕コトアラバ、夜コレヲ補フベシ。且コレヲ以テ公事ヲ欠クベカラズ○凡ソ私ノ禮誦行法等ハ、イカニモ密ニ人ニ知ラレヌヲ貴ムコトナリ。藕益師モ左云レタリ。〔割註〕住持ノ念經等ハ一山ノ衆ノ爲メナレバ此限ニアラズ。」朝夕私ノ禮誦ノ前後ニ、古德ノ願文ヲ誦ムベシ。〔割註〕自ラ制スルモ可ナレドモ、法門未熟ノモノハ、事理究竟セザレバ、古人ノ意句共ニ到ルニシカズ。」如潙山大慧等ノ願文可也。」初ニ大慧禪師等ノ題ヲ唱フベカラズ。左スレバ他ノ事トナシ、己ガ念ニ切ナラズ。一句一念相照シテ落涙スルホドナラザレバ、是又無益ノ雜業ナリ。近來多ク中峰ノ座右ノ銘ヲ念ズ甚ヨシ。銘トハ左右日用ノ器ニ誌置キ、常ニ是ヲ見テ自ラ警ルノ文ノ名也。唐土ニ三代ノコロハ宗廟及隨身ノ器ニ皆銘アリテ以自ラ戒愼ス。湯盤ノ銘ハ身ノ垢ヲ浴淨ノ盤ニ寄セテ、心ノ德ヲモカク日々ニ新クシテ、貪欲等ノ塵ヲスヘザルヤウニセントノ意ナリ。金人ノ銘ニ古之愼レ言人也ト云ヒ、正考父ガ鼎ノ銘ハ身ノ恭敬ヲ忘レズ。湯盤ハ心業ヲ戒メ、金人ハ口業ヲ警シ、鼎ハ身業ヲ示ス。余コレヲ三業ノ銘ト私ニ稱シテ人ニモ示ス也。曲禮ノ最初ノ語モ此三業也。其外宥坐ノ器ハ滿ルヲ誡メ、几杖屛風等ニ至ルマデ、或ハ書シ、或ハ刻シテ、夙夜ニ惕若タリ。後世ハ唯風流ノ玩具ニノミ銘アリテ、其文辭モ風月ノ麗藻ノミナリ。凡ソ出家ハ事物ニ對シテ我願心ヲ不レ忘。日用ノ微善ヲモ皆法界ニ回シ向テ、物ノ爲ニスルヲ菩薩行ト云フ。藥師ノ十二願、彌陀ノ四十八願、其大イナルモノ也。マシテ華嚴淨行品ニハ一百四十一願アリテ、着衣喫飯、行住坐臥、一事一行、皆發願シテ衆生ニ回向ス。是歷レ緣對レ境、觸レ事入レ玄トテ、自然ニ薩婆若海ニ流入スルノ法軌也。是マタ湯盤金人等ト同シキモノニテ、獨善ト兼濟トハ大小懸隔セリ。歷代ノ佛祖一人トシテ此誓願ノナキハアラズ。是ヲ攝スルモノハ四弘誓也。サテ回向ト云ハ右ノ如ク大ナルコトナレドモ、吾人日々ノ用心ノ上ニ取テ云ヘバ、タヾ心ノ向ヤウニテ、大ニ善惡ノ違アリ。揔ジテ出家ハ不レ耕不レ織ノ身ナレバ、今日ノ衣食一縷一粒、皆佛祖ノ恩、檀越ノ供養ニ出ヅ。檀越ハ財施ヲ以テ我法施ニ換ヘ、吾人ヲ以テ福ヲ殖ルノ田地トナサンタメ也。不レ知吾人ノ分上ニ、

他ノ財施ニ貿ルノ法財、彼ノ福トナル種子アリヤ。又ハ坐シテ他ノ供養ニ膺ルノ德アリヤ。已ニ德ナキノミニアラズ。朝夕食味ノ濃淡ヲ論ジ、少ク意ニ適ザレバ、此邦ハ不信心ナリ。何レノ地方ハ信心ナリナド比判スルニ至ル。不レ知信心ヲ興サシムルハ誰カ任ナルヤ。不信心ナラシムルハ誰ガ過ナルヤ。吾人自ラ小信根ニシテ、他ヲ勸發スベキ方便モナク、法理モ辨セヌ在家ニ向テ、信心ヲ望ハ何ゾヤ。且其邦ニ寄寓シ、其士民ノタメニ養レテ、其風俗ヲ誹判スルコト俗禮ニダモ戻レリ。俗諦ニ乖ケバ眞諦ニハ尙契ハズ。眞俗不二ナルガ故ナリ。石ノ如キ卑陋ノ念モ、心ノ回向スル所日當ガ違フヨリシテ然リ。タヾ上ニ云ル如ク、一事一善皆法界ニ回向シ、日課ノ誦經モ十方ノ佛菩薩、諸天善神六親眷屬法界萬靈ニ回向シテ、自己ノ利養癡福ノ爲ニスル念ヲ專ラニ起スベカラズ。

○閱經

不立文字ノ一語、上根大機ノ爲ニ設ル所、祖師ノ一大密語也。後來依レ文解レ義愚暗ノ徒藉テ口實トナシ、書典ヲ視コト寃讎ノ如クナルノミナラズ。佛祖ノ經論ヲ併テ一切ニ唾棄スルニ至ル。殊ニ不レ知、不立文字トハ經論書典ヲ取ラザルノ義ナリト解スル。是乃文字ヲ立スルノ甚シキモノナルコトヲ、夫文字般若、文字解脫、文字性空ニシテ、本ヨリ相ノ執ベキナケレバ、龍宮海藏ヲ窮メタリトモ、一字ノ眼ヲ遮ルナシ。尙何ノ立不立、ヲ論ゼンヤ。四十二ノ字母一々皆無相ノ智慧門ナリ。誰カコレニ由ザランヤ。大慧ノ普說ニモ、今人此語ヲ錯リ認テ教乘ヲ把テ、都テ廢置シ了ル。豈知ランヤ、教ハ佛口、禪ハ佛心、相應セザルノ理アランヤ。教外等ノ語ハ滯ニ教乘ニ者ノ弊ヲ救フ爲ナリト云ヘリ。禪坐精勤ノモノハ左モアレ、佛ノ徒トシテ佛ノ經ヲ廢スルコト、亦惑ノ甚シキナラズヤ。或ハ往々瞥地彷彿ノ省覺ヲ得テ、抗顏シテ師位ニ據ルモノモ、業ヨリ經論不案內ナレバ、提唱ニ臨テ訛謬多ク、家常ノ淺理ヲモ玄妙

ノ會ヲ作シ、文義ノ解シ難キ處ニ逢ヘバ。鉄櫛子、鉄餕餡、向上ノ一着ナド、震レ威下レ喝、陀羅尼ノ如ク讀將去ル。余江湖ニ在リテ時々見聞セシ所ナリ。サテ禪家ノ閲經ハマヅ其大意ヲ見ルベシ。諸注疏モタヾ大科バカリヲ逐テ、子孫雲仍ハ先ヅ後日ノコトニナスベシ。左レバトテ諸經ノ宗旨教相ヲバ讀、カヽル時ニ熟記シ、一經卒ルマデ、一章ゴトニ心中ニ照シアハセテ讀ムベシ。天台ノ諸疏ハ別シテ末ノ觀心釋ヲ專ラニ熟讀シテ、一句々々我心田ニ薰習スベシ。コレヲ蕅益モ隨レ文入レ觀ト云レタリ。左スレバ觀法モ閲經モ、法性ト冥會シテ記憶モ亦強カルベシ。サテ閲經第一ノ心得ハ經ヲ貴ムコト佛ノ如ク、一句一頌心ヲ剜シテ親ク聖言ヲ聞ガ如ク、カリソメニ椅上ニヂキニ置キ、俗書ノ下タニ積ムベカラズ。翻譯名義集ノ首ニ載タル、法雲師ノ語ノ通リタルベシ。〔割註〕法雲語閲經ノ要義ナル故、此篇ノ末ニノス。」サテ讀了テ卷ヲ收メ少焉攝レ心歛レ目、讀タル文ノ意ヲ一遍想念スベシ。讀初ルトキモ香ヲ焚禮拜シテ、シバラク攝心シテカヽルベキ也。是定ヨリ慧ヲ發スルトテ、吾人ノ散心無記心ニテハ記オクモナルベカラズ。尤說法ノ前ニ定ニ入ルハ、諸佛ノ說法ノ儀式ニテ、佛サヘカクノ如クナレバ、勿論左アルベキコト也。經文ハモトヨリ梵本ヲ譯シタルナレバ、文辭ノ巧拙ヲ論ズベカラズ。昔シ祖可ト云僧、法華ヲ讀テ經文言ニタラズ。但香風吹二萎花一。更雨二新好者一ト云語アルノミト云ケルガ、尋デ生ナガラ地獄ノ報ヲ得タルコトアリ。可レ愼敎ヲ釋スルハ天台大師ニ如クハナシ。蕅益師モ常ニ天台ノ三大部ヲ讀マンコトヲ勸ラル。且其言ニ教綱ノ幽致ヲ悉スハ、玄義ヨリ善ハナク、圓觀ノ眞修ヲ闡クハ、止觀ヨリ善ハナク、性體ノ雄詮ヲ極ルハ、華嚴ヨリ善ハナク、法相ノ差別ヲ辨スルハ唯識論ヨリ善ハナシ。然シテ後ニ宗鏡錄ヲ讀テ一心ノ說ニ融入スベシト云ヘリ。是又余ガ云觀心釋ヲ專ニスルノ意ナリ。カク云ヘバ怠慢ノモノハ、ハヤ望洋ノ思ヲナス故先左ニ出ス。經論バカリモ是非讀ズシテハカナワヌコト、思テカ

ヘルベシ三年ニハ了スベキ也。

華嚴（唐譯）、華嚴（長水疏）、圓覺（圭山疏）、楞伽（割註）新注、又ハ七卷ノ本。」維摩（割註）三注又ハ無我疏、早ク解テヨシ、三注モ大槩ハ全文ヲ引タレハ是ニテスム也。」法華（割註）會義ヨシ、大部ヲ折中シタレバ、大部ヲヨミタル意ナルベシ。」涅槃（割註）疏ノ會本ヨシ。」大論　起信論（裂網疏ヨシ）、宗鏡錄（割註）觀心ニ皈入スル意、且禪門祖師ノ作ナレバ、必ヨムベキノ寶典ナリ。」佛祖統紀（割註）諸宗ノ立教ノ大ガイヲ知リ、世界ノ名體法運ノ興衰等ヲ知ルタメナリ。」五燈會元（割註）七佛ヨリ宗門傳灯ノ統系、ナラビニ諸祖ノ因緣ヲ知ル。」

法雲普潤大師名義集題辭（割註）一通ヲ寫シ、寮舍ナドニ貼ヲキテ閱經ノ銘トナスベシ。」雪山大士求半偈而施身。法愛梵志敬四句而折骨。久沈苦海今遇慈舟。乘志竭誠。采經集言。宜安像前燒香禮拜。息塵勞之雜念遊般若之法林。終卷掩帙攝心靜坐。照元明之本體復常寂之性源。雖萬有以施爲。然了無而又絕。無機子法雲奉勉。（割註）義淨三藏取經ノ詩亦記シヲキテ誦ベシ。又名義集ノ三ニ出。」

凡幼僧ヲ教ルハ、初ハ禪林句集（割註）コレハ只文字ヲ覺ヘシムル爲ナリ。必シモ虛頭ノ問答ノ料ニハ非ズ。」

故事成語（割註）是古語ヲ知リ故事ヲオボヘ、事物ノ稱謂ヲ記スルタメナリ。」

王勃成道記（割註）如來八相成道ノ大ガイヲオボヘ、且文章モ典雅ナレバナリ。」

文選（割註）コレヲスコシク骨折テ熟記スルヤウニサスベキナリ。左スレバハヤ獨立テ書ハ讀マル、ナリ。」

此時其才ヲ見テ、史漢綱鑒〔割註〕綱目ハ不可ナリ。得失褒貶ハ僧家ノカヽワル所ニアラズ。」等ヲヨマセ、時々解シ難キヲ問セ、捨置テ專ニ讀書サセ、四朝僧傳弘明集ナドヲ勸メ讀セ、〔割註〕余法苑文歸ノ撰アリ。ヨムベシ。」而上ニ云ヘル如ク閱經セバ、分ニ隨ヒ人ニ欺レザルホドノ見地ハ立ベキナリ。而後行脚ニ出ナバ、一切ノ文字語言ヲ抛却シテ、生死一事ニ粉骨碎身スルコト勿論也。〔割註〕右ハ鈍根ノモノヲ教ル萬金ノ方便ナリ。若英伶ノ漢單ガ直入底ハ此限ニアラズ。」

○禪宗ノ幼僧受業ニアリテ、僅ニ經ヲ念シ、祖錄ヲ半バ讀ミ、威儀進退ノ淸規ヲモ學バズ。〔割註〕近來ノ一善知識ノ語ニ、禪家ノ行脚僧ニ坐具ノ展ヤウシリタル者モナシト云レシ。實不レ誣。」十六七ニ及バヽ、前後ノワキマヘモナク、師ニ暇モコハズ、馬牛ノ風逸スル如ク出走スルヲ、當家ノ氣概ト心得、多衆閙熱ノ所ヲ目ガケテ五六夏モ坐スレバ、已舊參ト稱セラレ、役位ヲ負テ禪坐モ隨意シ、恬然トシテ緇白ノ敬ヲ受ク、愧ベク懼ベキノ第一ナレドモ、曚昧ナレバ心モツカズ、後ニ業風ニ吹着セラレ、一寺ニ出頭シ、初ハ叢林ノ餘習モアリテ、禪誦應接肩ヲ聳シテ勤ムレドモ、本ヨリ願心モナケレバ退惰ヲ生ジ、僅ニ逆順ノ境ニ轉ゼラレ、不レ忍レ言ノコトニ至リ、或ハ破大乘ノ邪見ヲ發シテ、因果ヲ撥無シ、或ハ殊勝ノ相ヲ示シ、因果物語ヲ說テ在家ノ婆子ヲ引ク、皆佛學ヲ知ラズ、見地卑劣ナルヨリ出テ、必竟ハ幼時不レ教、其罪受業ノ師ニ歸スベシ。

○誦　經〔割註〕上ニモ誦經ノコト散出シタレドモ、閱經ノ次デニ云及ボスナリ。閱經ハ學ノ爲ニスル也。念經誦經ハ法界ニ回向シテ、自他利益ノ公課ナリ。」

誦ハ諳誦ノ義ナレドモ、經旨通利、聲音和雅ニシテ澁滯ナケレバ、背誦モ同ジキ故、讀誦通ジテ云也。梁唐宋ノ僧傳十科ノ内ニモ。讀誦ノ科アリテ、各數十人ヲ載ス。何レモ華嚴、法華、涅槃、楞嚴、維摩

等ノ諸大乘經ヲ誦持シテ、種々ノ感應アリ。經中ニモ正念ニ誦經スレバ、六牙降レ室、四王衞レ車ノ說アリテ、往々其徵アリ。劉宋ノ普明法華ヲ誦シテ、普賢示現シ、僧生モ法華ヲ誦スル每ニ、四天王侍衞シ、竺法純道冏慧慶等倶ニ誦經シテ、各漂溺ヲ免ル。其他近世ニ至ルマデノ靈應ヲ採テ、華嚴、法華、金剛、觀音經ノ諸持驗記〔割註〕皆華人所撰述。」ニ詳ナリ。精誠ダニアレバ、僧俗ノ差別ナク、諸經儒典ニモ限ラズ。陳ノ徐陵疾亟リシ時、陵ガ子份燒香涕泣シテ孝經ヲ誦セシカバ、父ノ病忽愈シコト、三國典略ニ出。〔割註〕余ハ外ノ類書ニテ見タリ。」宋ノ名儒香ヲ焚キ易ヲ讀テ、凶宅ノ怪ヲ除シコトアリ。〔割註〕南唐近事ニ出タル江夢孫ガ事ナリ。」本邦ノ僧傳モ、彼ニ傚テ讀誦ノ科ヲ立テ十數人ヲ列ス。誦持中ニ諸神出現ノコト甚ダ多シ。就レ中靜安江州ノ比良山ニ誦經スル聲、禁中ニ聞ヘテ中使ヲ賜ヒシコト、固久、廣清兩人、何レモ死後數日猶讀經ノ聲アリテ、文句分明ナリシト云ガ如キ、漢土ニモ聞ヘズ。防州ノ基燈日々ニ二三十部ノ法華ヲ常課トシ、六根淨ヲ得テ數十里ノ事ヲ坐ナガラ見聞シ、一百四十餘歲ニテ、常ニ三十歲前後ノ人ノ如クナリシ等、是皆不可思議法門ノ顯證ナリ。淸晨靜夜佛像ニ向ヒ禮拜燒香、端身趺坐少焉入レ定、三業淸淨ニシテ而想念スベシ。佛菩薩諸聲聞衆諸天善神降臨シ玉ヒ、下ニハ地獄等ノ諸衆生、經力ニ依テ苦ヲ脫センガ爲ニ來リ聽ク、縱ヒ我レ非分ナリトモ、聖經ノ威神ヲ以、均ク利益ヲ蒙シメント、而開經ノ偈ヲ念ジテ、朗聲ニ讀誦スベシ。〔割註〕朗トハ文句分明ニ、音吐淸趣ナルヲ云。必シモ高聲ノコトニハアラズ。」如レ此誦シ慣レバ、聲ノ嘶嗄濁重ナルモノモ、自然ニハ淸徹ニナリユクモノ也。是又咽喉脾胸ノ滯氣ヲ疏散シ、オノヅカラ吐レ故納レ新ノ養生ニモナルコト也。古來龍虎鳥獸等讀經ヲ聞テ超生セシコト、往々佛典中ニモ出ヅ。況ヤ人間ニテ而モ僧倫ニ預ルモノ自ラ誦シ、他ノ誦スルヲ隨喜セザルベケンヤ。諸經ノ勸文ニ、受持讀誦書寫解說シ、人モ教テ爾セシメヨトアリテ、昔ハ僧俗トモニ書寫セシ

モノ多シ。今ハ絕テ見聞セズ。〔割註〕昔ハ書寫ノミナラズ。華嚴涅槃等ヲ血ヲ滴デ、寫セシモノ、往々有レ之。小部ノ經ナドハ書寫スベキコトナリ。」

、平生日課等ニ誦持スルバカリノ經ハ、大意ヲバ粗解シ置クベキコト也。タトヘバ大悲咒ハ、〔割註〕千手千眼廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼經藏本ノ外別行アリ。」ヲ讀ミ、又大悲行法、〔割註〕是又別本アリ。」ヲ讀テ、其法ヲモ知リ、楞嚴咒モ楞嚴經ノ文句カ、義疏等ヲ看、心經モ略疏等ニテ解シ、其外隨求、最勝、尊勝等ノ諸陀羅尼モ、各本經ニ就テ。其功德說相等ヲバ詮義シ置テ受持スベシ。昔永明ノ會裡ニ一僧アリテ、日々小般若(金剛)十部充日課ニシケルヲ、師コレヲ召テ一日一部ニシテ、ソノ代リニ經意ヲ能解了セヨト教ヘラレシモ此意ナリ。念經持咒ハ理義ニ拘ラズ、只管無心ニ受持スルコソ功德アレト云人モアレド、ソレハ在家無知ノ婆子等ノコト也。出家ハ格別ナリ。諸藝ニ家業人ト素人アルガ如シ。在家モ唐土ハ讀誦スルノミナラズ。諸經ノ注疏セシ人甚多シ。李長者ノ華嚴論ヲ始メ、劉虬王日休梁肅張無盡吳鐵庵李遵勗、近クハ明ノ姚少師、袁宏道、錢謙益ガ如キ、皆佛經弘通ノ人也。帝王ニハ唐ノ太宗ハ遺教經ヲ弘メ、玄宗ハ金剛ヲ注シ、宋ノ孝宗ハ圓覺ヲ注シ、明ノ太祖ハ楞伽等ヲ注セシメラル。是千百中ニ十一ヲ擧ルノミ。本邦ニモ豐聰太子ノ勝鬘維摩等ヲ注シ玉フガ如キ、書寫讀誦等ハ計ルニ遑アラズ。或ハ口頭ノ禪ヲ說テ、有漏ノ福業爲ニ足ラズトテ、濟祖ノ看經看教モ亦、是雜業等ノ語ヲ引テ遁辭トナス。是ハ大人ノ境界隨自意ノ三昧ニテ、臨濟ハ可ナリ。吾ハ不可ナリ。殊ニ不レ知、濟祖云、吾曾テ向ニ毘尼中ニ留レ心於ニ經論中ニ尋討。方知ニ是濟レ世表顯ナルコトヲ。遂ニ抛却シテ參レ禪ト。古人率ネ皆シカリ。表顯ト知リ玉ヒシモ經論ノ力ナリ。故ニ臨濟語錄中ノ提唱無礙、辨才圓活、自在自己胸襟ヨリ流出スル所ナレドモ、多ハ是華嚴、楞伽、楞嚴、法華第ノ諸大乘經ノ語ナリ。豈因中ニ薰ジ得ル底ナラザル

コトヲ得ンヤ。且行狀ニ云ヘル如ク、黄檗會下ニ在テ三年中、行業純一ナリト、左アラバ一四句ヲ讀ズト云ヘドモ可ナリ。若左ナクンバ經論豈已ニ賢ラザランヤ。

○坐　禪〔割註〕諸坐禪儀等ニユヅリテ、但大意ヲ記ス。佛說ニ讀誦ト禪思トヲ
二種ノ學業ト云ファリ。故ニ此ニ列ス。」

佛道修行ハ坐禪觀法而已ノ事ナレバ、諸宗ニ通ジテ修スベキコトナレドモ、別シテ我宗ハ專門ナレバ、驅烏童行モ知ニ似タレドモ、禪定ノ名義ニ至テハ、禪堂ニ老タル者衲モ不案內ナル者比々皆然リ。坐禪儀小止觀、禪門口訣等ニ據テ敎ヱ置ベキ也。少ヨリ慣ヘバ自ラ常ニナリ、坐相穩カナレバ散心モ靜リ。誦經讀書ノ記憶モヨクナルベシ。幼僧ナドハ古則提撕等ハ且ク措テ、但坐法數息等ヲ授クベシ。少ク書モ讀メバ、坐禪箴〔割註〕傳灯末卷ニ載ス。」佛心長蘆鶴湖等ノ坐禪儀ヲ熟讀サセ。宗門ノ坐禪ニ別段ノ深旨アルコトヲ知ラシムベシ。就レ中長蘆ハ丁寧ニ禪定ノ樣子具レリ。

天台止觀ノ法ハ、遙ニ龍樹ニ本キ、瓔珞、仁王、妙勝定等ノ諸大乘經ニ說ケル諸佛傳來ノ法ニテ止ハ、定觀ハ慧無明煩惱ヲ攝伏シ、般若ノ正智ヲ策發スル妙術ナリ。定慧ノ二法ハ車ノ兩輪、鳥ノ雙翼ノ如ク、一ヲ欠ケバ偏椅ノ病トナル。故ニ經ニモ學レ慧不レ修レ定名ニ之狂一。修レ定不レ學レ慧名ニ之愚一ト云フ。

宗門ノ坐禪ハ、定慧一氣ニ修スト云中ニ、止ヨリ觀ガ專也。坐禪ハ勿論、行住坐臥普請作務ノ上、間斷ナキ工夫、最勝王ニ所謂四威儀中(行住坐臥)無レ非ニ智攝一。智トハ正念ナリ。造次顚沛ミナ正念ヲ以テ應接スル也。唯此正念住シガタク、妄念止ントスレバ、愈熾ナリ。故妄念ノ起ルニ拘ラズ、古人一則沒巴鼻[illegible]橛子ノ公案ヲ擧起シテ、思量分別ヲ除テ、單々ニ疑レ之。此疑團猛烈ナレバ、妄念ハ自ラ止ミ、正念現前ス。華嚴(雜世間品)念慧隨覺ノ語アリ。是ハ佛ノ坐禪儀トモ云ベシ。僅々四言觀法許多ノ省力ヲ

得、聖言ノ妙貴ブベシ。忘念起ラバ正慧ヲ發シテ、随テ警覺セヨト也。由良ノ開祖（法灯國師）モ念ノ起ル是病。不レ續是藥ト、常ニ衆ニ示サレタリ。結跏趺坐ハ圓滿安坐ノ義（毗婆沙論）ニテ、即吉祥坐ナリ。全跏ハ如來坐、半跏ハ菩薩坐ト（念誦經）云ヘリ。良ニ坐法ノ妙ヲ盡セリ。一日二日坐シテモ痠痺ノ憂ナク、睡リテモ顚仆セズ。左レバ經中ニモ結跏坐ノ十益ヲ明シタリ。（月灯三昧經）常ノ看經閲書ニモ必跏坐スベシ大ニ益アリ。經驗ノ方ナリ。坐法ハ上ノ諸書ニ出タレバ、省諸。

〔割註〕凡ソ右ノ坐禪儀、其外坐ニ屬タル古德ノ垂誡等、景德傳灯錄ノ末卷、又ハ緇門警訓等ニ載セ、又、日本古德ノ示衆法語等ハ、延寶傳灯ノ末卷ニ列シテ、皆後生ノ至寶ニシテ、兩傳灯ノ撰者深切ノ微意必讀ノ文也。」

法華文句ニ古往恒沙ノ諸佛、及弟子盡ク此坐法ヲ行ジ玉フ。跏趺ノ惡覺ヲ生ズルスラ、尙生ニ他敬心一。況ヤ入ニ深境界一。而モ天人ヲ悦シメ、魔宮ヲ警動セザルベケンヤト云ヘリ。

〔學　問〔割註〕毗婆沙ニ佛法ノ二柱ト云コトアリ。坐禪ト學問トヲ云故此ニ出ス。上ノ日課ト合セ見ルベシ。」

天竺ノ學問ノ法ハ、至テ微細ナルコト漢土ニ勝レリ。尤竺土モ佛法ノミニアラズ。漢土ニ九流アルガ如ク、諸道區分レタリ。先五明四韋ト云テ、諸藝コレニ攝シ收ム。文字ハ梵天ヨリ初リ、傳ヘテ古ヨリ異文ナシ。悉曇十二章ハ字ヲ生ズル根本ナリ。漢土ノ三十六ノ字母ニヨリ、諸字ヲ孳生スル如ニシテ、詳密コレニ過タリ。童蒙ヲ教ルニ先十二章ヲ學バシムルコト、漢土ノ童子小學ニ入ガ如シ。而シテ七歳ヨリ漸五明ヲ授ク、五明トハ一ニ聲明、聲ハ聲教、世間ノ文章算數建立ノ法、コレヲ學ベバ明カニ通達ス。〔割註〕明ノ字義後ニ傚レ之。」二ニハ因明、萬法生起ノ因、世間種々ノ言論及圖書印璽、地水火風等ノ

因、三ニハ醫方明即醫治方、四ニハ工巧明、百工、及城營農田商賈音樂天文理等コレニ攝ス。〔割註〕其中身分又ハ好ミニ從テ習ブコト、見ヘタリ。」五ニハ内明、是乃佛法ノ中ノ五乘。〔割註〕聲聞緣覺菩薩人天。」因果ノ理、染淨對治ナリ。四韋陀。〔割註〕韋陀ハ智論ト翻ス。」ハ婆羅門所造ノ論ナリ。一ニ阿由(方命ト翻ス)。養生繕性ノ書也。二ニ殊夜(無翻)祭祀祈禱ノ書ナリ。三ニ婆磨(同上)。禮儀、占卜、兵法、軍陣ノ書ナリ。四ニ阿達婆、技數禁咒等ノ書ナリ。其他國王ニハ靑藏トテ記レ言書レ事ノ有司アリ。凡ソ童ヲ敎ルニ六歲ニナレバ、初ノ悉曇ヲ授ルニ、大概六ケ月ヲ限リテ了ス。七八歲ニシテ聲明ヲ授ル事、是又八ケ月ホドヲ限トス。總テ五明ヲ卒ルコト三五年ノ内ニハ了スルナリ。是ハ伶俐ノ童ヲ以テ云、中下ノ童モサバカリ後ルヽコトナシ。尤晝夜勤學スルコト竺土ノ風俗ナリ。凡テ書ヲ梵語ニ離佉ト云學ブコト皆口授ナリ。故ニ授ルモノモ皆諳誦セシムルコト也。童モ又多クハ聰明ニシテ、一タビ聞テ領解スルモノ、往々少ナカラズ。唐ノ義淨三藏渡天ノ時、親リ見ラレシコト、歸寄傳等ニ載セラレタリ。其頃伐徹ナド云人、尤早クヨリ奇慧ナリシコトヲモ記サレタリ。後世利瑪竇ナドガ天學ニテモ思ヒ合スベシ。一行ノ天文暦數モ全ク梵學ヨリ出タリ。右ノ如ク六歲頃ヨリ、次第ニ階級ヲ定テ進ムモ、人ノ利鈍ニヨリ進ミ後レバ有ヘケレドモ、如レ此大法ヲ立置カザレバ退惰シ易キ故也。幾歲ニナレバ某ヲ學ブコト節ガツキ居レバ、其身モ功ガ見ヘテ進脩ノキホヒ、ハツミトナリ。其節ニ及バザルハ漸ヲモ知テハゲム心モ出來ルモノナリ。是士卒ニ勇怯ハアルベケレドモ、將帥ノ法ニヨリテ三軍一齊ニ進ムガ如シ。佛道脩行ノ七科五十二位(瓔珞經)等ノ歷位斷證モ、コノ大ナルモノ也。法華ノ化城モ回小向大ノ際ニ一ト休オチツカセ精神ヲ養ハセテ、而大乘ニ進マシムルノ方便ナリ。最上英靈ノ機ハ本ヨリ階級ニ渉ラヌコト也。漢土ニモ幼年ノ敎ヘカタ、禮記等ニ出タリ。本邦ニハ幼學ノオキテモナク、起タキトキ起、寢

タキトキ寢、父母師ノ前ニモ便次第ニ出テ、兄弟朋友ノ喧嘩ノミシテ、勝バ親初メ氣象モノナリナド譽ルヤウナル乖理ニテ、倘シモ百人三人モ儕輩ニ生育ハ、サスガ皇國人性ノ靈、此上ニ支竺ノ法ニ敎ヘナバ、南山ノ竹ニ羽鏃ヲ施スガ如クナルベシ。惜ムベキノ甚キナラズヤ。

縱僧驅烏ノ頃、晨朝ノ盥漱披衣等ノ事ヨリ、毎ニ清淨如法ニ嚴敎ヘ曉シ慣スベキコト也。凡テ事理不二ニシテ身業不淨ナレバ、意業モ不レ潔ク而物事懶惰ニナリユキテ、諸弊隨テ起ルモノ也。童蒙ヨリ慣レバ性ト成テ後ハ、ステオキテモ勤ルナリ。忽ニスベカラズ。

〔禮　拜〔割註〕讀經等ニモ先燒香禮拜シテカヽルコトナレバ此ニシルスナリ。〕

天竺ノ勤那三藏、漢土ノ人ノ佛ヲ禮拜スルノ粗糙ナルヲ閔テ、七種禮拜ノ法ヲ立テ均ク禮拜スレドモ、大ニ深淺邪正アルコトヲ明セリ。凡テ佛事ハ何事ニテモ理事不二ナレバ、觀念ニ隨ヒ、實相ニ冥會スレバ、坐禪ニカワルコトナシト知ベシ。七種トハ一ニ我慢禮トハ、身ニ禮拜ヲ爲トイヘドモ、敬心モナク抑テ慢心ヲ懷クヲ云フ。佛ヲ輕ンズル僧ハ決シテナキコトナレドモ、恭敬心ウスク、散亂心ニテ拜スル、是ヲ慢心ト云。寄歸傳ニ是ヲ平地ニ顚蹶スルモ同然ナリト云ヒ、又華嚴孔目ニハ成過禮ト名ケ、碓ノ上下スルニ喩ヘ、必竟爲ザルニハ劣レリ。二ニ求名禮トハ信心モナク、但修行者ナリト人ニ知レシ爲ニスル也。〔割註〕求名ノ念少シヅヽハ、誰モ免レガタキモノナリ。正念ニダニ行ヒナルレバ自歇ベキナリ。但殖福ヲ求ル念ヲバ勤テ除ベシ。邪命ノ財利自奉ノタメニ行法持咒シテ、一旦ノ世福ハ得ルニ似テ、終ニ其罪ヲ得、甚シキハ王法ニ處セラレ、或ハ惡疾ナド感ゼシモノ少カラズ。可レ懼。〕孔目ニハ相似禮ト云ヘリ。右二種ハ邪法ニ屬ス。愼テ不レ可レ犯。三ニ身心禮ロニ佛名ヲ默念シ、身業翹勤シテ、心中ニ佛ノ相好ヲ存ス。〔割註〕翹ハ悚ノ意ニテ、身ヲ正クシテ怠惰ノ相ナキヲ云。中腰ナドニ

テ勞顧ワンキハ傍觀モ悪ムベキナリ。四ニ發智清淨禮トハ、佛ヲ禮スルニ慧心明利ニシテ、佛ノ境界ニ達シ、内外清淨ナル故、一佛ヲ禮スレバ、三世十方ノ諸佛ヲ一時ニ禮ス。一拜ノ禮遍ク、十方法界ニ通ズ。五ニ徧入法界禮トハ、我此身心本來法界ヲ離レズ、諸佛ト我心ト互ニ相涉入シ、一室ニ百千ノ明鏡ヲ懸タルガ如ク、一人鏡ニ向ヘバ、百千ノ影諸鏡ニ現ズ。如レ是正觀スレバ、禮拜ノ功法界ニ歸シ、德用無邊ナリ。六ニ正觀修誠禮トハ、衆生本覺ノ性即佛ナレドモ、無明ノ一念ニ障ラレ、外ニ向テ求ルノミ。今佛經ニ依テ此理ヲ知リ、攝心正念ニ内ニ向テ自己本覺ノ性ヲ返照ス。是佛ニ對シテ禮スト云ヘドモ、即自身ノ佛ヲ禮スル也。一則ノ公案ヲ取テ工夫ヲ下スト同ク、解脫必期スベシ。故維摩經ニ觀二身實相一觀レ佛亦然ト云是也。七ニ實相平等禮前ノ正觀禮ハ、ナヲ禮觀ノ相ニ涉リ、自他ノ異ヲ存ス。今此禮ハ自他凡聖體用ノ差別ナク、必竟平等一如不二ナリ。若佛ノ敬スベク禮スベキアラバ、對待ノ法ニ墮シテ、凡夫ノ卑ムベク慢スベキアリ。此心一タビ起レバ即邪執トナル。故ニ小般若ニ、是ノ法ハ平等ニシテ無レ有二高下一ト宣ヘリ。能禮所禮其性空寂ナルヲ、實相無相ノ平等禮ト云。朝夕禮拜ニ臨テ、此第三ヨリノ禮法ヲ心ニカケ念ジ、次第ニ修シテ實相禮ニ契フベシ。

○三拜ノ三ハ事物成就ノ數ニシテ、律書（史記）ニモ始二於一一成二於三一ト云ヒ、老子モ三生二萬物一ト云ヒ、論語ニモ三思三復三省等アリ。其他三綱三統三才ナド三ノ數ヲ用ルコト多シ。天台モ三法妙ヲ說ケリ。三拜ハ三業（身口意）清淨ニシテ、三毒（貪瞋癡）ヲ滅シ、三寶ニ（佛法僧）歸依シ、上三身（法報應）ヲ求メ、三德〔割註〕法身、般若、解脫。」ヲ證シ、下三界（欲色、無色）ヲ出離セントノ願心ヲ表スル也。拜ハ禮記ノ疏ニ服順ノ義也。〔割註〕人ノ德ニ服シ其教ニ順フ。」周禮ノ九拜ハ拜ノ法ノ九樣アルナリ。佛法ノ九儀ハ初ニ問訊言ヲ以テ安否ヲ問フ。〔割註〕諸經ニアル所ノ少病少惱起居輕利否ノ類。」二ニ俯首示レ敬。三

ニ手ヲ高ク拱シ。四ニ合掌平拱ス。五ニ屈レ膝。六ニ長跪シ、七ニ肘膝共ニ地ニ據リ。八ニ五輪〔割註〕頂兩肘兩膝。」ヲ地ニ着ク。九ニ五體投レ地。〔割註〕此九法ヲ一拜ト云。」先佛祖ノ像ニ向ヒ、（又ハ牌等）目ヲ以テ像ヲ瞻仰シ、兩足ヲ並立テ身ヲ正シ、次ニ合掌シテ首ヲ少シ俯シテ、右手ニテ袈裟ノ裾ヲ褰〔割註〕五百問經ニ不レ褰レ衣而禮拜スレバ得レ罪。」次ニ右ノヒザヲ地ニ着ケ、次ニ左ヒザヲ着ケ、次ニ兩肘ヲ着ケ、兩掌ヲ開テ額ニアケテ、佛祖ノ足ヲ接ル勢ヲナシ、頭ヲ少選地ニ在シメ身口意齊ク恭敬シテ雜念ヲマジヘズ。〔割註〕最尊キ首ヲ以テ、最卑キ足ヲ頂ク敬服ノ極リヲ表シ。」是ヲ一拜トス。或ハ中指ト拇指トヲ相拄ヘ、又ハ掌ヲ面ニアテ、又ハ掌ヲ覆テ地ヲ捺ヘ、頭ヨリ上ニアケ過ルナド皆儀ニ乖ケリ。必竟ハ恭敬正念ヲ第一ニスルコトナリ。目存心念トテ、目ニ佛祖ノ面相ヲ現シ、心ニ其德ヲ念ジテ、信心肅然トシテ禮スベキナリ。梵語ハ和南又槃譚、此ニ拜禮ト反ス。行住坐臥四威儀ノ法則ヲ失ハザルヲ禮ト云ヒ、身業恭敬スルヲ拜ト云。梵語南無又那謨、漢土ニテハ歸命又ハ恭敬ト翻ス。佛說ニモ於ニ我法中一。出家セバ更相恭敬セヨ。（四分律）吾去レ世後當三各々謙卑除ニ去憍慢一。（毗尼母論）。若比丘不ニ恭敬一犯ニ波逸提一。（戒本）若見ニ年長シ福德勝者一。應ニ起奉迎禮拜問訊一（地論）ト宣ヒ、文殊大士モ謙下ニ四ツノ功德アルコトヲ說玉フ。一ニハ不レ受ニ傍生身一。二ニハ人ニ輕ジ毀ラレズ。三ニ惡友怨敵凌突スルコトヲ得ズ。四ニ人天恭敬スト。論語ニモ爲レ禮不レ敬。吾何以觀レ之ト。〔割註〕人天寶鑑所レ載五臺山無相禪師禮佛示衆宜ニ熟記一。即實相平等禮也。故不ニ別引一レ之。」

晨朝禮拜ノ日課ハ、佛祖ヨリ始テ每朝決シテ闕ベカラズト誓ベシ。尤佛祖天部等ノ排列ハ容易ニナスベカラズ。若每朝ノ拜ヲナサズンバ冥加ヲ失ヒ、諸佛ニ護念セラレズ。何事モ成就セズト思フベシ。」

諸天善神尤可ニ敬崇一。帝釋ハ閻ヨリ佛ノ檀越ニテ、何方ノ會坐ニモ隨喜シ玉フ大權ノ菩薩ナレバ、佛モ

天王住不可思議法門ト讃歎シ宜フ。其他四天王諸天等ノ來由ハ、諸天傳等ニテ見知テ敬念スベシ。且行脚等ノ頃、暫モ依止スル地方ノ旺化ノ神祇ハ尤敬スベシ。別シテ受業ノ土地鎮守ハ、朝暮崇信シ、諷經回向シテ、進道除障ヲ祈ルベキ也。

○懺悔

懺摩ハ古來梵語ナリト云ヒ、悔過ト翻シテ、懺悔ハ梵漢兼擧ルナリト云。懺ノ字古キ字書ニハ載セズ。康熙字典ニ韻會補ヲ引テ、自ラ陳悔スル也ト注ス。左アレバ是又漢語也。故ニ應法師ハ訛ナリト云ヒ、正クハ叉摩ト云ベシト見ヱ、天台ハ金光明ノ文句ニ華梵ニ拘ズ。懺者首也。悔者伏也ト釋セラル。首トハ自ラ我罪過ヲ名ノリ出ルコトナリ。伏トハ罪ニヨリテ輕重ノ法ニ處セラル、ヲ、伏受シテソムカズ怨ミザルナリ。又懺ハ名白法、悔ハ名黑法トモ釋セラレテ、黑法(惡)ヲバ悔テ再ビ作サズ。白法(善)ヲバ企テ尚ブベキ義ニシテ、必竟諸惡莫作衆善奉行ノ意也。イカバカリノ善人モ、日々三業ニ覺ヘズ作ル小罪ハ免ルベカラズ。左アレバ禮佛ノ次ニ朝々懺悔スベシ。往罪ハトテモ返ラヌコトナレバ、已ニ發露シテ後ハ惡夢ヲ見タル如ク、抛下シテタヾ後罪ヲ作ラザルヤウ愼ベシ。大論ニモ懺シ已ミテハ、勿生重悔。悔箭入心。現ニハ憂苦シ、死シテハ地獄ニ入ト見ヘタリ。天台維摩ノ疏ニ、三重ノ懺法ヲ出サレタリ。一ニ作法懺トハ、律ニ明ス通リノ法ニ依テ行ス。二ニ相懺、方等部ニ明ス如ク、行中ニ光華等ノ好相ヲ現ヘレバ罪滅ス。古來經行法ノ輪相ノ如シ。三ニ觀無相懺、普賢觀經ニ云ル如ク、若欲懺悔者。端坐思實相。衆罪如霜露。慧日能消除スト。自心空ナレバ罪福無主、是ヲ大懺悔トモ云。毘遮浮佛ノ偈ニ宣ヘル罪福如幻ナレバ、罪モ人モ本性空寂ニシテ懺スベキモノナシ。是ハ實性本覺ノ理ヲ悟了セル上ノ境界ナリ。例ノ狂慧ヲ以テ昆侖ノ會ヲナシ、因果ヲ撥無スベカラズ。

○慚愧

末法ノ世聖ヲ去ルコト遠シテ、正修ノ人モ少ク、イカバカリ綿密堅固ノ人モ、古人ニ比スレバ及ブベクモアラズ。況ヤ吾人懶惰ノ質、佛祖或ハ當時ノ諸賢ニ對シテハ愧ベキノ至リ也。此慚愧ノ心ナキモノハ、過惡至ラザルコトナク、聞見ニ忍ビザルコトニ終ル。近年徵スベキモノ少ナカラズ。左レバ經ニモ(大雲)慚愧ハ衆善ノ衣服ナド宣ヘリ。〔割註〕衣服ハ身ヲ護スルノ具、慚愧ノ心ハ衆善行ヲ守ルノ義ナリ。タトヘバ人々物ヲホドコシタリトモ、報ヲ望ム心アラバ愧ベキ也。禪定持戒多聞アリトモ、慢矜ノ心アラバ愧ベキナリ。推シテシルベシ。」左レバトテ、羞澁(ウヂウヂ)シテ田夫野人ノ高貴ノ席ニ出タル如クスルコトニハアラズ。本ヨリ求メアル身ナラネバ、畏ルベキ心モナク、出世無上ノ法ヲ荷擔スル任(ニン)タレバ、世ノ無常虛假(コケ)ノ富貴ニハ愧ベカラズ。但修學ニウトク、小智局見ヲ以テ、大智正見ノ笑ヲ貽(ノコ)スコトヲ、日々三省シテ慚愧スベキ也。摩訶止觀十境十乘ノ觀法ハ、廣フシテ記シガタケレバ、三藏法數ナドニテ、略シテオボヘ居ルベキコト也。〔割註〕十境ノ見慢境、十乘ノ却位安忍等大ニ益ヲ得ベシ。」

サテ此小智局見ノ慚ヲ知ラザルヨリ、無量ノ法門ヲ疑ヒ謗リテ、過(トガ)ヲ招クモノ甚多シ。タトヘバ鄒衍ガ赤縣神州ナド云ヘルハ、左バカリ廣大ナルコトナラネドモ、疑ヒ駭クホドナレバ、マシテ須彌百億微塵刹海ノ說ハ、佛門ノ徒スラ、タヾ表相ノミナリト思フ輩多シ。尤表法モ實相モ、不二圓融ニシテ、必竟ハ觀心ニ歸スルコトナリ。維摩經妙喜世界三道寶階ノ如キ、天台大師講經ノ時寶階忽空ヨリ降リ、無數ノ菩薩、聲聞釋梵諸天階ヲ分テ下ルコト、經ノ所說ニタガハズ。諸大衆悉コレヲ見タリト本傳ニ見ヘタリ。狹見ノモノ、漢土ノコトナドハ、諸書ニ載セタレバ信ズレドモ、天竺ノコトハ其書ヲ讀ザレバ疑フ。法顯、玄奘、義淨等ノ親ク歷覽シテ記サレタル書ニテモ知ベキ也。〔割註〕法顯傳、

西域記、般若傳等、近世西洋ノ學行レテモ、少ク聞見廣リ、漢土ニマサレル大國モアル由ヲモ知ヌレバ焉ゾ其外ニモ尙大イナルモノ無シト云コトヲ得ン。虞初新志ニ出セル七奇ナドニテモ思ベキ也。カク情ヲ知ラザル小見ヨリ、我所得學行ナドヲヨキコトニ思ヒアガリテ、互ニ相輕ジ相諍フノミナラズ。筆記刊行シ虛名ヲ貪ルモノ比々然リ。近世洛外ノ一講僧、數部ノ書ヲ述作シテ、諸宗ヲ歷詆シ、特更一書ヲ作テ禪宗ヲ闢闔ス。理義ノ當否ハ且ク措ク、車夫船脚ノ相罵ガ如ク、寓目ニ忍ズ。是他ナシ、必竟名聞ニ出テ、著述ノ體裁ヲ知ズ。且不文ニ坐セラル所也。言ノ不レ文雖レ行不レ遠。誰カコレヲ信ゼンヤ。古人ノ鈔疏會辯一モ如レ此ノ猥陋ヲ見ズ。台衡淸凉圭山永明等モ不文ナルハナク、他ヲ斥ルハアリ、罵ハナシ。大集經ニ拘留孫佛ノ法中ニ一比丘アリテ、大小乘ノ法聚各八萬四千ヲ誦持セシガ、タヾ慢心アリテ、頭陀行ノ比丘ノ經典ニウトキヲ輕ンジ、罵テ株杌ノ如シト云ヒテ、ソノ惡報ヲ得、墮獄シテ大苦ヲ受ケ、已ニ獄ノ報盡テ亦羅刹ニ入、漸ク賢劫樓至佛ノ時ニ鬼趣ヲ脫セシコトアリ。法華ノ四安樂行ナド能受持シ味フベキ也。

近世駿州ノ鵠林老師普說等ニ、明季ノ雲栖師ナドヲ痛呵セラレシハ、紫栢憨山雲栖蕅益等專念佛門ヲ唱ラレシ故、宗門初機ノ英氣ヲ折ンコトヲ恐レ、機ニ逗スルノ說ニシテ、毀譽生滅ノ人情ヲ以テ揣ルベカラズ。亦雲栖ノ禪關策進ノ如キハ、口ヲ極テ賞セラレヌ。右四師ノ如キハ三藏淹貫シ、内外博涉シテ、願行遠大ノ宗師ニテ、末法ノ照世燈ナレドモ、師承モ詳ナラズ。提唱專門ナラズ。當時禪敎混雜ノ風ハ、諸師俑ヲ作リトモ謂ベシ。

淮南子ニ、人不二小學一不二大迷一。不二小慧一不二大愚一ト云ヘル語、大ニ益アル確言ナリ。コノ小學小慧、吾人ノ迷愚ノ由トコロナリ。初ヨリ學ビザルニ劣レリ。學ビザルモノハ慢心我見ノ過モナク、タ

ヽ碌々トシテ終ルガ遺憾ナルノミ。一己ニテ事スムナリ。慭ニ小學偏慧アレバ、管蠡ノ見ヲ執シテ、人ト諍ヒ、自モ無益ノ無明ヲ鼓動シテ、安樂行ヲ得ズ。迷愚ノ甚シキナラズヤ。佛ノ宣ル無諍三昧。〔割註〕金剛經、涅槃經等。」ハ、大ナルコトナレドモ、今日人ト諍ハザルヤウニ心ガクルモ、無諍三昧ヲ修スルノ入路トモ云ベシ。スベテ賢人君子モ、人ト爭ヒ人ノ議論ヲ斥闘スルノ文ハ、多ク卑陋ナルモノナリ。宋ノ仁宗ノ末年、天台十七祖法智ノ如キハ、中興ノ祖ト稱スレドモ、門人淨覺異議ヲ建テ、料簡〔書名〕雪謗〔同〕等ヲ述シテ、師資ノ諍論アリ。自ラ其師ヲ論殺スト詫ニ至ル。調達大權ノ跡ニ比シテ、其徒ハ破綻ヲ彌縫スレドモ、ソノ家醜ハ掩ベカラズ。明教ノ非韓モ、扶宗禦侮ノ已コトヲ得ザルヨリ出タリ。昌黎ガ佛骨ノ表ハ議論淺近、他文ノ雄偉ニ似ルベクモアラズ。柳文ノ非國語モ讀モノモナシ。必竟盛德ノ事ニアラズ。孟子ノ如キ大賢スラ、後世或ハ議スルモノアルコトハ、其楊墨ヲ闢スルナド、許多ノ圭角ニ羂來レルナルベシ。況ヤ吾人ノ愼ベキ口業ノ第一也。

○服相

袈裟ノ文字从レ衣ガ故ニ、漢語ニ似タレドモ、即梵語ナリ。具ニハ迦羅沙曳ト云。本毠毟ニ作ル。从レ衣ニハ晉ノ葛洪ガ字苑ニ初ルト云傳フ。〔割註〕梁武帝ノ魔ノ字ヲ製シテ、摩羅刹ノ稱ニカヘラレタルノ類ニテ、チヤウホウニ似タレドモ人ヲ誤ル。」漢語ニハ不正色ト翻ス。色ニ從テ名ヲ得タリ。即經中ノ壞色衣ナリ。本ハ草ノ名ニテ、其草ヲモテ染ル故ニ名クトモ云。名ニ多義ヲ含セリ。十誦ニハ敷具ト云ヒ、四分ニハ臥具ト云ヒ、法門經ニハ去穢ト云ヒ、大集經ニハ離染服ト云ヒ、賢愚經ニハ出世服、或ハ蓮華服ト云フ。〔割註〕即離塵ノ義。」又間色服トハ壞色ノコトニテ、青黑木蘭ノ三色ヲ云。青ハ銅青、黑ハ鼠色、木蘭ハ樹皮染ナリ。製法ハ割截トテ、細ニ截斷テ縫合スルナリ。是ハ賊ナド奪取テモ用ニ立ザレバ

心ヲカケザル爲ナリ。縱カツモ馬齒鳥足等アリ、田疇ノ形ニ縫フコトハ、田ハ嘉苗ヲ養フノ地ナレバ、此衣ニヨリテ功德ヲ生ズルコトヲ表シテ、即佛ノ命ジ玉フ所ナリ。凡カク割截シ壞色ニスルコトハ、皆世人ノ目ヲ屬ズ、我モ愛好ノ心生ゼザル爲ナリ。大論ニモ佛道ノ行者ハ、少欲知足ニシテ、衣ハ趣ニ形ヲ蓋バカリニス。苦行外道ノ裸形ニシテ耻ナキト、世俗ノ種々ノ衣服ヲ畜ルトノ中ヲ取テ、三衣ヲ畜フト云リ。凡テ教中萬法ニ中道ヲ表スルコト多シ、然ルニ憍陳如ノ弊服、須菩提ノ百寶衣、各聖者タルコトヲ害セズ。衡岳ノ終身一衲。〔割註〕納ニ作ルヲヨシトス、別ニ考アリ。」玄景ノ每晨更レ衣、各高僧タルコトヲ妨ズト雖モ、如來糞掃ノ聖軌ヲ仰ギ、左溪尊者ノ一鬱多羅四十年、一尼師壇終身不レ易ノ高蹈ヲ慕フベシ。儒ニモ服奇ナルモノハ、其志淫スト云ヘリ。〔說苑〕子路ノ縕袍ヲ愧ザル貴ブベキ也。

三衣トハ、大衣ハ僧伽梨、漢語ニハ合又ハ重ト云。唐ニハ重複衣雜碎衣等ト云。布ヲ割截シテ條ヲ重テ綴リ合スル故也。九條、十一條、十三條ヲ下品トシ、十五條、十七條、十九條ヲ中品トシ、二十一條、二十三條、二十五條ヲ上品ト云。今多ク用ルモノハ九條ト二十五條ナリ。宗門ニハ二十五條ハ傳法衣ニテ金襴衣也。七條ハ常ニタヾ袈裟ト稱スルモノ、梵ニハ鬱多羅僧、漢語ニハ上着衣入衆衣等ト云。五條ハ常ニ用ル掛絡絡子ナド云モノ、梵ニハ安陀會、漢語ハ中着衣下衣等ト云フ。華嚴經ニ著ニ袈裟ニ者捨ニ離三毒一トアリテ、五條ハ貪ヲ斷ジ、七條ハ瞋ヲ斷ジ、大衣ハ癡ヲ斷ズト云リ。尼師壇ハ漢語ニ隨坐衣ト云。今ノ坐具ナリ。佛爲レ身爲レ衣爲ニ臥具ニ コレヲ畜ヘヨト宣ヘリ。坐臥スル時ノ爲ノ道具ナリ。初ハ袈裟ヲ左臂ニ搭、坐具ヲ其下ニス。或ハ風ノ飄スガ爲ニ、坐具ヲ上ニシテコレヲ鎮セヨト宣フ。後外道達磨多コレヲ見テ、所レ坐ノ布ヲ貴キ衣上ニ置コトヤアルト詰リシ故、又下ニ搭ケルトカヤ。

凡三衣ノ搭法、染色、製法、布絹等ノコトハ、當時本山製規ノ通リ守ルベシ。是皆耆舊衆議ノ上、

宜ヲ斟酌シ、清規ヲ折衷シテ定メラレシ制ナレバ、假令律部ヲ讀テ、彼此疑フトコロ有トモ、一己ノ意ヲ以テ去就ナスベカラズ。右三衣等及隨身ノ道具ノコトハ、閑暇ノ時六物圖ナドヲ披閲シテ、大概ヲバ記置ベキ也。武人ノ昇平ニ居テモ、甲冑兵器ノコトハ講究スベキガ如シ。少納言信西スラ、禪定ノ道具ヲ諳ジテ博物ノ名ヲ得タリ。佛子コレヲ知ラザルハ慚愧セザルベケンヤ。

永平元禪師入宋シテ、天童淨和尚ノ會裡ニ在セシ時、鄰單ノ僧、朝夕袈裟ヲ披スルニ、先頂戴ス。口中ニ何ヤラン唱ルヲ見テ、ユカシク思シテ尋ネ問バヤトセラレケレドモ、嚴規ヲオソレテ耳語スルコトモ得ズ。夏ガアケナバト思シケルニ、解夏シテヤガテ別テ問コトヲ得玉ハザリケルヨシ云傳フ。定テ〔割註〕善哉解脱服無相福田衣我今頂戴受世世常得披。」ノ偈ニテモ有ケン。昔ノ叢林ノ嚴、重衆ノ勤苦、此一事ニテ思ベシ。袈裟ヲ披スルニ、右ノ芳躅ヲ慕テ敬テ頂戴念誦スベシ。後ニハ袈裟ニ向ヘバ覺ズ口ヲ衝テ出ルモノ也。其他ノ念偈皆シカリ。

南屏燕語　巻之二

○詩偈

偈ハ梵語ノ略ナリ。或ハ偈他ト云ハ訛ナリ。正クハ伽陀ト云ベシ。唐ニハ頌ト云、佛經十二分教ノ一ニシテ、猶支那ノ詩ノ如シ、諸經ニ出ル所ニテ見ツベシ。僧家ノ詩ハ此偈ヲ本トス。羅什三藏ノ云レシハ、西域ニテ甚文製ヲ重ンズ。其宮商體韻入レ絃ヲ以テ善トス。凡ソ國王ニ覲ルナドニハ、必讃徳ト云コトアリ。佛ニ見ルノ儀モ歌歎ヲ以テ貴シトス。經中ノ偈頌皆其式ナリ。但梵ヲ改テ漢トナス故、大意ハ得レドモ、殊ニ文體ヲ隔ツ。飯ヲ嚼テ人ニ與ヘル如ク、タヾ味ヲ失フノミナラズ、嘔噦セシムルニ至ルト。〔割註〕コレマデ什公ノ語本傳ニ出タリ。」什師ハ天竺ノ人ナレドモ、妙ニ漢語ニ通ジ、其文ナドモ晋人ニ似テ、維摩經ノ註ナド、郭象ガ莊子ノ注ニモ過タリ。其法和ニ贈ラレシ詩、哀鸞孤桐ノ上、清音徹二九天一。ト云ル如キハ、逸韻高華、漢魏ノ詩中ニ雜ユトモ辨ズベカラズ。其頃支公遠公等ノ詩、イヅレモ超凡典麗ナラザルハナシ、僧家ノ詩ハ上ノ諸師ニ依ベシ。近體ハ唐ノ三高僧〔割註〕禪月、皎然、齊巳。」ノ集ニテ足レリ。已コトナクンバ、李杜、王維、孟浩然、韋應物ノ如キ、雅澹閑曠ノ體裁ヲ倣ベシ。必シモ日本俗家ノ集ハ戯ニモ讀ベカラズ。〔割註〕學文成熟ノ上ハ此限ニアラズ。」何則、日本ノ俗人ハ佛書ヲ讀コトヲ知ズ。故ニ寺院ニ遊ビ、緇流ニ贈答スルニ、唐人ノ佛書ヲ渉獵シテ、經中ノ語、梵語又ハ經論ノ故事等ヲ用タルヲ又傳ニ取用ル故、事實名目ナド謬レルコト甚多シ。俗人ノ謬レルハ尙恕スベシ。僧ノ佛語ヲ誤リタルハ愧ベキノミナラズ。罪又逃ルベカラズ。日本ノ僧ノ詩集ハ、蕉堅稿〔絕海國

師〕、南遊東歸集〔別源禪師〕、東海一漚集〔中嵓禪師〕、峨嵋集〔雲村禪師〕、高園集〔如霖禪師〕、〔雍書〕高園集不多傳。」等、何レモ入唐アリテ、語和習ヲ脫シ、嚴然タル中土ノ音也。依用ベシ。濟北集〔虎關國師〕、空華集〔義堂禪師〕、ノ如キハ、波瀾浩渺トシテ提唱痛快ナリトイヘドモ、多キ中ニハ自ラ和習モアルベケレバ、ムシロ約ニ學テ可也。幼僧ノ詩ヲ作リ習フニハ、此方ノ人ノ著タル平仄丼ニ作法ナド出シタル書ヲ授ルモ可ナリ。〔割註〕詩林良材、詩法掌韵等。」粗オボヘナバ、三體詩、唐詩訓解、李杜絕句、萬首絕句等ヲ讀セ、大概ニシテ先讀書ヲ專ニサスベキ也。書ヲ讀ズシテ詩ヲ善スルコトハ決シテナラヌコト也。〔割註〕詩ニ別才アリトハ、讀書モ一通成就シ、詩モ相應ニ出來、サテ其上ノ妙境ノコトヲ云。」サテ唐詩選、唐詩正聲、古今詩刪等ノ精選ナラデハ、初學ニ見スベカラズ。格調惡クナルト云論、古今ノ定論ナレドモ、必シモ然ルコトニアラズ。唐人ノ詩ハタトヒ惡キモ、宋元及日本人ノ惡キ比ニハアラズ。精選ト以爲ルモ、選者ノ嗜トコロナレバ、公議ニモアラズ。所詮唐人ノ近體ヲ多ク讀ミ、波瀾ヲ長ズルニ若クハナシ。而後ニ作リカタ相應ニ熟シタラン時、ワガ好ニ從ヒ、李杜ソノ外一家ノ集ニ就テ、其體裁ヲ學ブ。是博文約禮トテ、詩文ヨリ始メ諸藝カクノ如ナケレバ、偏執固陋ニ墮スルヲ田舍風トテ、諸藝ニ村野トコロアルハ、皆是ニ由コト也。サテ詩モ已ニ心ノ歌スル如ク言レナバ、集ニ背テ空ニ按ジテ作リ習フベシ。詩文共ニ僧家ハ達意流暢ニ一氣ニ呵成スベシ。詩文集ヲ左右ニシテ、獺祭魚ニナラヒテハ、氣象モ自ラ滯ルナリ。井蛙抄ニ、〔頓阿作〕、祝部ノ行氏ガ少年ノ頃、忠成ガ和歌ハタヾ靑雲ニ向ヒテ按ゼヨ。少年ヨリ古歌ニカヽリテハウルハシキ歌ヨミニハナルマジキゾト教ヘケル。左コソアルベケレ。

近體ト云ヘハ、唐調ハ勿論ナリ。就中、盛唐ノ諸家ハ、華實兼備テ、古來間然ノ論ナシ。已ニ詩ヲ作ル

トナラバ、古詩ハ漢魏古、近體ハ盛唐ヲ學ブコト、不刊ノ定見ト云ベシ。享保元文ノ頃ヨリ、明ノ七子ノ詩文盛ニ行レテ、天下皆風靡ス。七子ノ如キイヅレモ英才群ニ超ヘ、別シテ王李ハ豪傑一世ヲ傲弄シ、古文ヲ修シ、盛唐ノ詩ヲ唱テ、七才子ニ於テハ論ズベキコトナシ。コレヲ尊信スルノ弊ニ至テハ、文ハ截裂飣餖、詩ハ天地日月、千首一律、コレ學ブモノヽ固陋狹劣ヨリ生ズルノ弊ニシテ、七子ノ過ニアラズ。近來コレヲ矯ントスル人アリテ、盛ニ宋元ノ詩風ヲ貴ビ、袁中郎、鍾伯敬ヲ推ス、歐蘇ノ如キハ、古今ノ奇才コレ又論ナシトイヘドモ、近體ノ詩ニ至テハ盛唐ニ比スベキコトニアラズ。上ハミナ新奇ノ論ヲ以テ、時ノ耳目ヲ驚スニ過ズ。必竟僧家ノアヅカルコトニアラズ。タヾ吾黨ノ詩ハ、唐宋ニモ拘ルベカラズ。マシテ明ノ七子ナド倣ヒタルハ、志モ浮靡ニ趨リテ、其害ナキニアラズ。明朝ニテハ憨山ノ夢遊集、紫柏ノ集、及雲棲蓮峯〔旭師〕ノ集〔宗論〕等ニ過べカラズ。我法ノ祖父萬菴老人ノ如キハ、宗門ヲ莊嚴スルノ才ヲ稟、東都ニ才子多キ時節ニ當リ、其角ヲ厥ン爲ニ、其尊信スル所ノ七子ノ詩ニ擬作セラレシハ、東都諸子ノ先鳴ニシテ、且一時ノ游戲ナリ。其自家ノ作ハ別ニ一體ヲ具シテ、明人ノ流風ニアラズ。文モマタ濟南ガ古ヲ學テ、古ヲ失セシコト十數條、管窺錄〔割註〕萬菴老人ノ隨筆。」ニ載ラレタリ。全ク明人ヲ私淑セラレシニアラザルコト見ツベキ也。

偈頌ノ稽古ナリトテ、衆寮等ニテ古則、又ハ教中ノ因緣ナドヲ題ニ命ジ、古德ノ眞似シテ罵レ佛呵レ祖ノ語ヲ聯ブルコトアリ。畏ルベキノ至ナリ。學ガテラニ佛祖ヲ批判スルコト有マジキコト也。殊ニ知ズ、詩偈別ナルニアラズ。古德ノ頌ニ唐詩ナド全ニ用ヒタル例少ナカラズ。〔割註〕高峯錄ノ頌綠樹陰濃夏日長ノ絶句ヲ全用フ。」拾得子モ詩偈總ニ一般讀者須ニ子細ト云ヘリ。偈頌ハワガ所證ノ境界ヲ述シ、佛祖秘要ノ因緣ヲ發揮シ、大機妙用ヲ事業ニシテ、意句共到、宗說兼通スルニ非ルヨリハ、固ヨリ無益ニ屬

ス。サレバ偈頌トテ別ニ擬作スベキナラバ、大悟モ擬作ナルベキニヤシカジ。初心ハモハラ詩ヲ正路ニ學テ、自由ヲ得ナバ、後玅悟ノ境界ニ至テ、語言三昧ヲ得ンコト疑フベカラズ。法眞ノ偈ニ、山水若居好、城隍我亦論。靜聞ニ鐘角響。閑對ニ白雲屯。ト云ガ如キ、一點香火ノ氣ナシ、宛然タル王維、孟浩然ガ得意ノ絶句ナリ。以テ詩偈一般ナルコトヲ知ベシ。唯其境界如何ント顧ミルノミ。

近體與テヨリ古詩廢スルコト久シ。唐ノ古詩ハ自ラ唐ノ古詩ニシテ古ニアラズ。明人ノ選體ハ摸擬ニ過テ、亦古調ヲ失ス。漢ノ鐃歌ニ擬シタルナド、一種奇僻ナルモノニテ、隱謎ノ語ヲ聞ニ似タリ。亦摸擬ヲ好ノ弊ナリ。僧家ハナニトゾ支公遠公及陶淵明等ノ古詩ヲ學テ、超凡邁俗ノ風ノミ作リタキコト也。然レドモ時俗免レガタク、余モ志ノミニテ、タヾ近體ニ從事ス。慙ベキコトナリ。

古人ノ詩ハ先詩ガ出來テ、而シテ題ヲ命ズ。故ニ其詩情ヲ自由ニ言述ルコトヲ得タリ。後人ノ詩ハ、先題ヲ命ジテ、サテ其題意ニ稱ヘントスル故、其詩物ニ徇テ自由ヲ得ズ。古詩ハ義ヲ主トシテ後ニ音ヲナス。一韻ノ中ニ用ユベキ字ナケレバ、傍韻ヲ取ル。傍韻ニモ字ナケレバ、末ニハ韻ヲ用ザルコトアリ。漢以上往々カクノゴトシ。唐ノ李杜モ間又此格アリ。杜ガ石壕吏、李ガ天馬歌、野田黄雀行行行且游獵等ノ諸篇見ツベシ。三百篇ノ詩ハ文ノ韻アルモノナリ。而ルニ一篇ノ中二三句モ韻ヲ用ザルアリ。一章全ニ韻ナキモアリ。全篇ナキモアリ。細ニ見ルベシ。易ノ十翼多ク韻ヲ押シ、書ノ大禹謨、伊訓洪範、禮記ノ曲禮、樂記、老子、孟子等ニモ往々韻ヲ用ヒ。漢人ノ樂府ノ詩ニ反テ韻ナキモノアリ。古ノ詩人ハ韻ニ拘リテ情意ヲ害セズ。文人モ韻ヲ用ル心ナケレドモ、文辭流暢ナルユヘニ、自然ニ韻ニ合スルナリ。後世タヾ太史公ノ史記ノ賛、マタ時々韻ヲ用ヒ、韓昌黎ガ碑ノ銘ニ韻ヲ用テ、古人ノ體ヲ得タリ。注ニ韻ヲ用タルハ、爾雅ノ釋訓ノ郭璞ガ注ノ文ナリ。〔割註〕釋訓ノ本經勿論韵アリ。」必竟詩モ文モ體異

ニシテ意ハ同ジ。古人ハ情ヲ專ニシ、今人ハ法ノミニ泥メリ。

古人ノ詩、倡アリ、和アリ。タヾ其意ニ酬ルノミ。韻ヲ和スルコトナシ。文選及漢魏百三名家集等ニテ見ツベシ。和韻ハ唐人ニ始ル。或ハ依レ韻ト云、タヾ倡詩ノ同韻ヲ押スルノミナリ。次韻トテ、彼ノ韻字ノ通ニ次第ニ位置スルコトハ、唐モ末世ニ至リ、元白皮陸龜蒙ヨリ盛ニナリタリ。宋ニ至リテハ三四五タビモ疊テ、カタミニ其韻ヲ次グコトアリ。日本ニモ專ラコレヲ學テ、互ニ博才ヲ戰シム。厭ベキ事ニテ、其意モ甚卑陋ナリ。詩ノ格調ニ拘ラズ、作リモテユクコトハ、層稿累章幾十返スルモ難キニアラズ。殊ニ知ズ、詩ハ多キヲ貴ズ。タヾ格調合作シテ意象高華ナル詩ヲ得バ、生涯一首ニテモ天下後世ニ傳ベシ。數十卷ノ集アリトモ、體製麁拙ニ、氣象卑陋ナラバ、誰カコレヲ傳誦センヤ。

詩文ノ速ニ就ルヲ達者ナリトテモテハヤスコト、是亦謂レナキコト也。古語ニモ十年研京、一紀練都ナド云ヒ、或ハ禰衡ガ筆不停綴、枚叔ハ敏疾、相如ハ淹遲ナドトモ云ヘバ、遲速ハ人ノ性ニヨルベケレドモ、書モ相應ニ讀ミ、詩モ一旦骨ヲ折タルモノハ、何ホドモ速作リハナルモノナリ。詩ノ格調ヲ論ゼバ、速キニ佳作ハアルベカラズ。絶句ナドノ興至テ不用意ニ口ヲ衝テ成ルナドハ、偶ノコトニテ、常度ニハナルベカラズ。西京雜記ニ、書ヲ論ジテ疾行無二善跡一ト云ル如ク、速ケレバ搆思モ周カラズ。麁糙モ出來ベキ也。コレモ書ノ楷法篆隷等ヲ論ジタルナルベシ。草書ナドハ筆法ダニ熟シナバ、疾書ニ龍蛇ノ妙ハアルコトナリ。絶句ノ不用意ニ妙ヲ得ルガ如シ。凡ソ絶句ハ構思過レバ流暢ナラズ。作リ易キ故、マタ輕率ナリ易シ。是嚴滄浪ガ絶句ハ八句ヨリ難ク、五絶ハ七絶ヨリ難シト云シ所以也。作リ難キニハアラズ。麁ソウナリ易キヲ愼マシメン爲ノ論ナリト知ルベシ。偈頌タリトモ麁ニシテヨキト云コトナシ。常ニ作意ニ心ヲ用ヒ置ナバ、一氣ニ呵成ストモ、自ラ妙境ヲモ得ベキ也。余別ニ法苑詩規ノ撰ア

リ。此ニ多ク論ゼズ。

○文　章〔割註〕以下ハ經論偈頌雜書等ノ談也。」

文章ハ達意ニシテ可ナリ。僧家ノ文ハ經論ノ文儀ヲヨク解了スル爲ナレドモ、自ラ書クコト自由ヲ得ルホドナラザレバ解シ難キコトアリ。又ハサバカリノ難義ナラヌヲ、深妙ナル理ノ會ヲナシ、字義ニ疎キ故語義ニ誤リ多ク、一字ノ訛ニテ、雲泥ヲ懸隔スルコト少カラズ。日本ノ教家者流ノ撰述鈔疏ノ中、顚倒謬誤可レ唉コト往々有レ之。教相ヲ殊更ニムヅカシキコトニ心得テ、河漢ノ思ヲナシ、教者ヨリモ禪門等ヲバ暗證ナド論ズレドモ、已ニ文字ニ彰レタル上ハ、字義ヲ以テ推スニ誤ルベキ理ハナキコト也。誤ルハ文章ニ昧キ故也。タヾ教家ノ傳說、寺門山門南北ノ讀例、淸濁ノ相違等ノコトハ、此邦ノ出來ゴトニテ知ザルモ耻ナラズ。教義ニ係ルコトニモアラズ。經論ヲ讀ムニ吳音ヲ以テスルコトハ、欽明帝ノ御代、百濟國ヨリ始メテ佛經ヲ獻ゼシ時、對馬ニ一人ノ比丘尼アリテ、吳音ヲ操テ讀初ケルヨリゾ、經論ニ皆此音ヲバ用ケル。故ニ對馬音トモ云。蓋シ彼邦南方ノ音ニテ正音ニハアラズ。漢音ト稱スルハ中原ノ音トキコユ。故ニ桓武帝ノ延曆十七年ノ格ニ、諸ノ讀書出身ノモノ、皆漢音ヲ用ヨ、吳音ヲ用ルコトナカレト見ヘタリ。サスレバ經音吳漢ノタガヒモ、深クトガムベキコトニアラズ。必竟經論ヲ分明ニ解了スレバ、禪宗ハ事濟ナリ。然ルニ禪門ハ例ノ教外不立ニ托シテ讀書セザレバ、經文モ解シガタキ故、教相ヲ研ニ懶ク、一生面墻ニ卒ル。經論ヲ淹貫セシ人ヨリ視テ暗證ト云ハ、尙多可ノ詞ナリ。右ノ如クノワケナレバ、僧家ノ文章ヲ修スルハ、古文ニテ拘ルコトニモアラズ。尤時流ノ文體ヲ學テ、世ニ售レンコトヲ求ムベカラズ。書ヲ能讀メバ文章ハ自然ニ出來ルナリ。始ヨリ讀書ノ外ニ文章トテ稽古スベキヤウナシ。文法句法章法ナド云モ、始ヨリコレハ照應、コレ主意、コレ字眼ナド、自ラ位置綿蕝シテ書

クコトニモアラズ。左ヤウニセバ文勢屈澁シテ流暢ナルコトヲ得ズ。古人ノ文ハ一氣ニ呵成シテ斧鑿ノ痕ヲ見ズ。主意ハ本ヨリ胸中ニ卓然タレバ、文勢混殽セザルガ故ニ、照應段落條理井々トシテ自然ニ備ル。是ヲ無法ノ活法ト云。古文ヲ編輯セル書ニ、〔割註〕文章正宗、文章軌範、檀弓孟子批點等ノ類。〕字句章篇ノ四法、轉提抑揚等ト評スルハ、皆後人ヨリ論ズル所ニシテ、作者ハ必シモ知ラヌコトナリ。然ドモ文章ヲ學ニハ、古文ヲ批評シタル書ホドヨキハナケレバ、文章軌範、檀弓批點及史記、漢書ノ首卷ニ載セタル總評、又ハ陳騤ガ文則、文章一貫ナド、讀書ノ暇ニ時々見ルベシ。樂ニモナルモノ也。近來林西仲ガ古文析義別シテヨシ、サレドモ何レモ我ガ骨折相應ニ古人ノ意ヲ揆リタル也。ワガ器量ホドナラデハ見ヘヌモノナレバ、右ノ書ノ評論ヲ金科玉條ニ思フベキコトニハアラズ。一篇ノ文章ヲ書キ卒リナバ、古人ノ評ノ如クニ照シ合テ見ルベシ。自ラ文理ノ屬セズ、叙事ノ前後スルコトモ見ユルモノ也。而自ラ捨賞改刪スベシ。他人ニ直シテモラフモノニアラズ。人々ノ主意別ナレバ、他人ノ點竄ニテハ主意モ違フコト也。文字ノ麁ソウ等ハ傍觀八目ナレバ、撿閲ヲバ耻ルコトナク請ベキ也。文章ハ格別ニヨキコトハ入ズ。意達スレバ已ト心得ル儕家ノ不レ思ノ論也。コレ又例ノ懶惰苟且ノ了簡ヨリ云ヒ出セルナリ。文章佳ナケレバ意モ辭モ達スベキヤウナシ。班馬、韓柳、歐蘇等ノ如クニコソ難カラメ、骨ダニ折リナバ大抵ニハ書ルマジキニアラズ。始ヨリヨクナシトモ可ナリト思ハヾ惡クモイデクマジキ也。儕徒ノミニアラズ、儒門ニモ理學ノ老先生ニ文章ノ成ザル人多シ。是マタ天道ノ理ダニ講ジ得バ、文ハイラヌコトノヤウコヽロウル故ナリ。近ゴロ淸ノ顧寧人ガ日知錄ニ、程朱以後語錄出來テ、後ノ學者タヾ高ク性ト天道トヲ談ジテ、文章ハ小伎ナリトテ力ヲ用ズ。孔子ノ言不レ文行而不レ遠。ト云コトヲ思ハズ。諧謔ニ夫子之性與ニ天道一可ニ得而聞一。夫子之文章不レ可レ得レ聞ト云ル。一笑スベシ。唐士スラ如

レ此。況日本ヲヤ。サテ文章ヲ修スルニ、史、漢、左、國、呂氏、荀子、論、孟、莊、列、書、詩、檀弓、考工、等ヲ大概ニ讀ナバ、文章ノ經營ハ腹中ニ靄然ト出クベシ。而シテ好トコロノ一部ニ就テ書ベシ。先ハ漢書ヨシ、史漢優劣ナケレドモ、漢書ハ注モ精整也。〔割註〕史注ハ雜レリ。」評モヨシ。故ニ是ヲ種トシテ書ベシ。且韓文ヲ以テ助クベシ。大抵ノ文章ニナリナバ、肇論弘明集、鐔津集、蒲室集等ヲ讀テ佛語ヲ煉鎔スルコトヲ見ルベシ〔割註〕北磵集、橘洲集、希叟賸語、物初集、何レモ佳ナリ。」石門ハ〔文字禪〕痛快ニ過テ、骨節稜々トシテ初學ニ宜カラズ。文章ハ衆體ヲ具スルヲ貴ベドモ、先ハ蘊藉ナル體ヲ心ガクベキナリ。物茂卿ガ說ニ、左氏ノ文ヲ學ブニハ左氏ノ法ヲ用ヒ、孟子ヲ學ブニハ孟子ノ法ヲ用ユ。若混ジ用レバ錦ヲ緝ニ布ヲ用ルガ如クナリト云ケル。是固ヨリ然リ。人ヲ教ルニハ左コソ云ベケレ。漢書ハ漢書ノ法、莊子ハ莊子ノ法タルベケレドモ、人々ノ運用ニ至リテハ、字句ヲ煅煉シ、彼此互ニ用ルコト、何ノ妨カアラン。初學ニカク云ハヾ、木ヲ竹ニ接ノ謬ヲ生ズベキ故、カクハ教ヘケルナメリ。且左氏、孟子混用セバ、錦布相緝スル如ナラントハ、タヾ共類セザルノ喩ヘナリ。何レヲ錦、何レヲ布ト優劣セルニハアラズ。無隱師ノ典論ニ斥セラレシモサルコトナレドモ、茂卿ガ意ヲアマリニ深ク取レシナルベシ。尤茂卿ガ文章モ古ニ純ナルモノニモアラズ。一法ヲ守リシ體トモ見ヘズ。衆家ヲ取テ裁成シタルモノ也。左孟二書ノ如キ書モ浩博ナラネバ、一法ノミ守テハ、當今ノ實事ヲ叙シ、眼前ノ時義ヲ述スルニハ不自由ニテ周シガタカルベシ。所詮古書ノ文字句法ヲ雜ヘ取テ、ヨク連屬シテ目ダヽヌヤウニ裁成スルヲ巧者ト云。左ナケレバ文章ノ稽古ハ入ヌコトナリ。猶更僧家ノ如ハ、ワガ器量次第、百氏衆美臺閣山林蒐羅該攝シテ心匠ヲ以テ銓擇シ、阿修羅四天下ノ花ヲ采テ酒ヲ大海ニ醞スルガ如センモ、マタ愉快ナラズヤ。佛說ニ名句文身ト云。即文章ノコトニテ、佛ノ所說ノ相ヲサス。唯識論ニ、名詮二自性一。句詮二差別一。ト

云フ。譬バタヾ眼トバカリ云ガ如キハコレ名ナリ。佛眼、天眼、肉眼ナド云ヲ差別ト云フ。文トハ字ノコトニテ、名ト句トノ所依ナリ。〔割註〕古人ハ字ト云コトヲ多ク文ト云。左傳ノ有文在其手ノ類可見。」コノ名句文ノ三身、次第排列安布聯合シテ教體トナル。文隨於義。義隨於文。文義相隨。順シテ理無乖謬ヲ方ニ眞教ト云。即文ハ所依、義ハ能依ニテ、一切ノ經教ノ體トナル也。〔割註〕瑜伽論ノ意ヲ取。」然レバ僧家ノ文章ハ、佛教ヲ天下後世ニ傳ンタメニシテ、一己ノ樂ニアラズ。佛滅後畢鉢羅窟ニ會集シテ、佛教結集アリシ諸賢聖ノ如キハ、佛門文章ノ先達トモ稱スベキナリ。其後四日照世トテ、東ニ馬鳴、南ニ提婆、西ニ龍樹、北ニ童受アリ。及無着天親ノ兄弟、青目清辯等、何レモ造論釋經ノ大士ニテ、文章蓋世ノ大手筆也。サテ支那ニテ梵本ヲ翻譯スルニ、十條八備ト云コトアリ。コレヲ兼タル人ナラデハ此任ニ堪ズ。八備ノ中ニ、文詮三藏〔經律論〕、義貫五乘。〔割註〕人天聲聞緣覺菩薩。」旁渉文史。工綴典詞。博閱蒼雅。〔割註〕三蒼五雅等ノ字書ナリ。」麤諳篆隷。カクノ如キヲ僧中ノ文章家ト云ベシ。且八備ノ中ニ尤貴ベキハ、襟抱平恕。器量虛融。不好專執。淡於名利。不欲高衒。ト云コトアリ。左スレバ文章ヲ舞シテ、我見ヲ執シ人ト諍フ等ノ猖局ノ意モ起ラズ。專ラ垂世益人ノ誠心ヨリ出來ル文章ナレバ、實ニ大業盛事トモ云ニ慚ザルベシ。摩騰法蘭ヲ始メ、僧會、覺賢、羅什、玄弉、義淨等其人ナリ。名句文ヲ身ト云コトハ積聚ノ義也。色法ニ屬ス。コノ三法聚リテ教ヲ詮スル故也。文身ハ楞伽ニハ形身トモアリテ、六書ノ象形ノ類ナリ。名ハ事ニ依テ立ル名目稱謂ナリ。句トハ大論ニ、天竺ノ語法ハ衆字法合シテ語ヲ成シ、衆語和合シテ句ヲナスト。即二合〔割註〕摩訶馱嚢婆塞。」三合〔割註〕勃嚕唵悉多羅塞吒哩。」等也。文ノ諸體ヲ云ハヾ、即十二分教ナリ。〔割註〕長行、重頌、授記、孤起、無問自說、因緣、譬喩、本事、本生、方廣、未曾有、議論。」サテ右ニ云如クナレバ、吾曹ノ文章ハ、上

ノ諸士ハ別段、下リテモ明教等ニ倣（ナラ）フベキ也。然レドモ骨折ニヨリ志ダニ高クンバ、文章ハ豈明教ニ讓ルベケン哉。

佛經ノ文ヲ批判スルコト恐ルベキコトナレドモ、楞伽、維摩ノ如キハ、王元美モ文ニ鬼神ナルモノナリト稱シタリ。〔藝苑巵言〕、是ソノ行文ノ妙、變幻窈冥ナルニ駭（オドロキ）テ、タヾ莊列ト並べ稱スルノミ。維摩ハモトヨリ羅什三藏ノ譯ナレバ、間然スベキコトナシ。天人陸玄暢南山律師ニ告ラク、什公ハ位三賢ニ階シ、文珠ノ指授ヲ受テ聖教ヲ刪定シ、光前絶後ニシテ及べカラズト。殊ニ生肇融叡ノ四公、コレガ輔佐トシテ俗儒ノ潤文筆受ヲカラズ。行文ノ妙固（モト）ヨリ然ルベシ。楞嚴ノ如キハ、コレマタ梵師ノ所譯トイヘドモ、筆受ハ唐ノ房融トテ外ニスグレタル文章モナク、高官ナルノミニテ、唐書ニ傳モ見ヘズ。然ルニソノ文奇逸變化、ホトンド端倪ヲ辨ズベカラズ。是アニ不可思議ノ神理、コレガ能詮トナル故ニアラズヤ。其他圓覺徑、起信論、何レモ渾然タル奇文ナリ。六度集經ナド、マタ一體ノ文ニテ古風ナルモノ也。方等泥洹經、諸德福田經等、譯文古辭多ク典雅ナリ。竺法護ノ正法華、當時誦持スルモノ少シ。コレ又古辭多ク、義理穩當ナルニ似タリ。讀ズンバアルベカラズ。楞伽ハ四卷ノ經アマリ簡澁ニシテ文理記シガタシ。七卷ノ經解シ易キニシカズ。然レドモ奇古ハ四卷ノ經ニアリ。

譯經ハ至テ大義ナリ。譯場已ニ建テ、譯主ヨリ始メテ、筆授、譯語、證義、潤文等ノ諸職アリ。何レモ上ニ云ヘル八備ノ人ヲ選ブ。顯識論ノ譯場ニハ、沙門戰陀ガ譯語ニ任ジ、毗奈耶ノ時居士伊舍羅證（シ）ニ梵本。義淨ノ譯ニハ李嶠、韋嗣、立盧、藏用等ノ二十餘人潤文ノ選ニアタリ、婆沙論ニハ慧嵩、道朗等ノ證義師三百人ニ及べリ。法筵啓ントスル時ハ梵唄ノ職アリテ、人々ノ善心ヲ生ゼシム。其外監護大使等ハ高官ノ任ニシテ、玄弉師ノ時ニハ房梁公〔玄齡〕ナド其任ニ充（アテ）ラル。カクノ如ク嚴重ニシテ、一字モ容

易ニ取舍セズ。タヾ佛意ヲ失センコトヲ恐ル、コト也。然ルニ本邦ノ儒生太宰純等ガ如キ、經文ノ質ナルヲ見テ、コレヲ刪改スルニ至ル。殊ニ知ラズ。字々皆深理表相アリテ、外學僄輕ノ驟ニ解スルコトニアラズ。彼邦ノ諸儒潤文等ニ充ラル、人、豈太宰純ニ讓ンヤ。而ルニ容易ニ刪定セザルモノハ、粗佛理ヲ解シテ罪ヲ懼ル、コトヲ知レバ也。國家ヲ法律ヲ曉サヾル愚狡ノ民ノ、敢テ姦事ヲナシテ忌憚ラザルガ如シ。昔者劉宋ノ謝靈運ハ、天下ノ文宗ニシテ、頗ル佛乘ニモ涉リ、慧業ヲ以テ自負シケルガ、涅槃經ヲ重治セントテ筆ヲ起シケルニ、天神現ジテ其舌ヲ拔ントセシコトヲ感ジテ懼テ止ケル。左レバニヤ。寛容無緣ノ遠公モ、靈運ヲバ心雜レリトテ、蓮社ヲ擯セラレケルトナム。同ジ頃慧琳ト云ヘル博達ノ僧アリテ、武帝ニ貴寵セラレ、黑衣宰相トテ、內外ニモテハヤサレ、白黑論ト云ヲ著シ、佛教ヲ判釋シケルガ、佛理ニ乖ルコトノ如カリト、有識ハ攢眉セシニ、幾モナク現報ヲ感ジ、膚肉糜爛シテ亡ケルトゾ聞ユ。之二人ノ如キハ、佛法中ノ人ナルスラ猶此ノ如シ。況ヤ其他ヲヤ。マコトヤ四天王ノ所謂若違逆アリテ善隨順セザルモノハ、頭破レテ七分トナラン〔割註〕金光明法華等。」トノ冥罰懼ルベシ。太宰純云、佛經中多用二大字一。以誇二耀之一。大者對レ小之名。如二大比丘大阿羅漢一。亦無二小比丘小阿羅漢一。何則無二小仁人小君子一。故無二大仁人大君子之稱一ト、劣ニ一部ノ彌陀經ヲ讀テ、浩汗タル佛海ヲ蠡測ス。多ニ其輩ヲ知ザルヲ見ルニ足レリ。且比丘羅漢ニ大小アルノミニアラズ。三種ノ僧、四果ノ羅漢、六種性ノ羅漢、瓔珞經ノ五十二位、毘曇論ノ七賢聖、成實論ノ二十七賢聖等、皆修行ノ地位微細ノ階級ニシテ、世儒囫圇ノ談ニ非ズ。王日休ガ彌陀經ヲ修シ、張無盡ガ楞嚴經ヲ筆刪シ、石門〔洪覺範〕ト共ニ法華ヲ合論シ、楞嚴論ヲ補ヒシガ如キハ、皆權現宰官ノ能事ニシテ、俗中ノ芬陀利華ナリ。ソレスラ石門ノ文中ニハ、無盡ガ釋經ナドヲバ無テモヤミナントト謂ヘル意、往々ニ見ヘタリ。王日休モ又、金剛經六家

〔割註〕元魏ノ菩提流支、姚秦ノ羅什、陳ノ眞諦、隋ノ笈多、唐ノ玄奘、義淨。」ノ所譯、イマダ盡サヾル所アリトテ、其中ニ就テ文義優深ナルヲ釆集テ一經トナシテ、己ガ註釋ヲ加ヘ、且梁ノ蕭統ノ所レ分三十二分、ナホ玄理ヲ盡サズトテ、折テ四十二分トナセシヲ、當時ノ學者殊ニモテハヤセシガ、明ノ宋文憲〔濂〕、イタク是ヲ病テ云ヘラク、六朝譯場ノ所レ選、皆一時知名ノ士ニシテ、然モ譯語、譯義、潤文、證梵、正義等ノ役々、備リテ舛錯ベキヤウナシ。其間少々ノ異同アルモノハ、佛語廣大ニシテ、譯家各其一偏ヲ得ルノミナリ。日休ハ華人ニシテ梵語ニ通ゼズ。又親リ所譯ノ梵本ヲモ見ズ。何トテ其得失ヲ察シ知ランヤト、文憲ノ論卓見ト云ベシ。又宋ノ孫明府是經諸家ノ譯文句增減アリテ、多ク佛意ニ違背セリトテ、天親無着ノ論頌ニヨリテ、重テ刊削ヲ加ヘ修シテ一部トナセシヲ、大慧禪師杲公直ニ聖教ヲ毀謗セリトテ、コレヲ闢キ斥ク。故ニ孫ガ經ハ刊布ニ及ズシテヤミニキ。日休ハ大慧同時ノ人ナリシニ因緣ナカリシニヤ。大慧ニ見ヘズ。其失ヲ箴スル者ナク、長ク罪ヲ法門ニ負ヒタリ。知ラズシテ謗ルハナホ恕スベシ。知ラザル經ヲ刪改スルハ如何ゾヤ。且太宰純ガ尊信セシ王元美、汪伯玉等モ皆、佛乘ヲ崇奉シ、兩人共ニ密藏禪師ニ參學セシ也。元美ハ佛經藏ヲ建テ小祇園ト號シ、專ラ經論ヲ披閱ス。彼レムシロ太宰純ガ識見ナカランヤ。

本邦ノ儒生必竟輕躁ニ坐シテ、信ズルモ謗ルモ皆道フニ足ラズ。是ハ文事ヲ談ズル序ニ偶饒舌セリ。太宰ニ於テ何ゾ責メン。

如是我聞ハ大小乘諸家ノ釋文、諸經ノ疏鈔ニ詳ニシテ皆知ル所ナリ。尤通序六成就ノ首ニテ、阿難如來ノ生前ニテ、預メウカヾヒ置レシ金言、萬古不易ノ法則ナリ。別シテ天台一家ノ釋精微ヲ盡シテ、一字ゴトニ深義ヲ寓シテ、經ニヨリ聞如レ是トアルモアリ。天竺外道〔割註〕儒家等ノ如シ。」ノ書ニハ、阿

嘔、阿優等ノ字ヲ置ク、書ヲ執レバ首字ニテ內〔佛經〕外〔道〕分ル也。此語顚倒セリト、太宰純云ケルヨシ、中華千年來翻經潤文筆授ノ諸師、諸儒、豈心付ザランヤ。剩ヘ近世コノ四字ヲモテ書ノ名トセルモアリ。亦太宰氏ノ思ハザルナルベシ。

凡佛經ハ既ニ支那ノ文字ヲ以テ飜譯ストイヘドモ、世俗ノ字相ト反セルコト多シ。已ニ佛經ノ中ニモ、彼此相反セルヤウニテ牟楯セルカト疑ハシキコトアリ。是乃梵文ノ妙ニシテ、悉曇ノ勝レタル所以也。外學ノミニアラズ。我佛門ノ徒モ往々杜ニ膠スルノ見アルハ、皆梵文ニ昧ケレバナリ。凡悉曇ハ合字轉聲、逆順旋轉シテ、字相字義自在無窮ナリ。文字即實相ニシテ、必竟本不生際圓明ノ阿字ノ字輪觀ニ歸スル所ノ、甚深ノ大空三昧ナリ。是亦密乘ニ推リ置ベキコトニモアラズ。閑藏ナド志ス人ハ、必梗概ヲバ會ネバナラザルコト知ベシ。タトヘバ梵文ニ〔梵字〕秦ニ垢ト云ヒ、〔梵字〕ヲ塞垢ノ義トスルガ如キ、塵ハ妄情所行ノ處ナル故ニ、若シ囉〔梵字〕字門ヲ見レバ、一切ノ見聞觸知ベキモノハ、皆是塵垢ノ相ナリト知ル。是常途ノ字相〔割註〕不立文字ト云コトヲ文字ヲ立セズ、文字ヲ離却スルコトト心得ルガ如シ。」ナリ。中論ニ以ニ種々門一諦ニ求見法一。無レ有ニ見者一。眼見レ色〔即塵ナリ、〕時即是涅槃相。餘塵〔割註〕聲香味觸法。」例爾。乃至見聞觸知。悉是法界ナリト知ル。是字相ハ塵垢ノ義、然ルニ阿字不生ノ字、義門ヲ以テ觀破スレバ、塵垢ニ即シテ性淨ノ大涅槃、一點ノ塵相ヲ見ズ。塵垢スラ已ニ然リ。況ヤ文字ヲヤ。〔割註〕不立文字可ニ以レ此觀一。已不下離ニ文字一而說中實相上ト云ズヤ。」若字相ニ依テ、不立字ヲ文字ヲ離却スルコトトセバ、且ク趙州無字門ノ如キモ、有無ノ會ヲナシテ可ナランヤ。是諸經ノ文、宛轉不レ二相反スルニ似タルコトアル所以也。禪家ノ古則ハ、作ノ諸字門ニ入得スル大捷徑トモ謂ツベシ。

岐師ノ僧傳ハ、六朝ノ文ニシテ古ニ非ズトイヘドモ、諸傳ノ中ニ往々晉宋諸師ノ佳文モ載タレバ、意ヲ

注テ讀ベシ。

文章ヲ屬ヌルニ助字ヲ用ルコト、初學ノ一大疑案ナリ。コレハ和人ノミナラズ。彼邦ノ人トイヘドモ、文ニ熟スルニアラザレバ誤ルコトアリトミヘテ、柳宗元ガ杜溫夫ニ復スル書〔柳文〕ニ、生〔溫夫ヲサス〕ガ助字ヲ用ル、律令ニ當ラズト云ニテ知ベシ。其書中ニ、歟、邪、哉、夫ハ疑フ辭。矣、耳、焉、也ハ決スル詞ナリ。サルヲ生ハ一ニシテコレ用フ。愼テ前聞人ノ使用タルト、吾言ト類スルカ異ルカ考見ラレバ、一益ヲ得ラルベキゾトノ教訓アリ。柳ガ云ル疑辭、決辭ナドモ、一往ノ語ニシテ、必竟定レル死法ニ非レバロ授ハナラズ。書ニ熟セバ意外ニ自得スベキコト也。

字書〔割註〕爾雅、韻會、字典、正字通等。〕ヲ讀モノハナキモノ也。タヾ不レ可レ讀ノ字ニ遇トキノ用ニ供スルノミ。是不レ然コトナリ。字書ハ傍ニ置テ、暇アルトキハ一畫ヨリ始テ、漸々ニ栞ヲ入置テ始終讀ベシ。娛ニモナルモノ也。且大ニ益アルコトナリ。余幼少ノ頃、外ノ字書ハモタザリケレバ、字彙ト續字彙トヲ始ヨリ、他ノ書ヲ讀如クニ讀ケルヲ、人皆咲ヒシガ、後大ニ益ヲ覺ヘシナリ。〔頭註〕輟畊錄ヲ見ルニ、楊誠齋ガ語ニ、無事讀ニ字書一ト云コト見ヘタリ。余ガ意ト契合ス。」其後字典ヲ得テ、是又右ノ如シテ、イツトナク大概ハ讀タリ。爾雅ノ注疏ナド別シテヨシ。然レドモ奇字異文等ヲ多ク識テ、人ニ誇ルガ如キハ、曲學者ノ事ニシテ、篤學ノ愧ル所ナリ。近來流行セシ明末ノ趙凡夫ガ說文長箋ノ如キハ、積々ノ奇僻ノ說多ク、是ヲ帳中ニ祕メテ博問ニ誇ルモノアリ。厭フベキノ至リナリ。近來淸ノ顧寧人斥レ之。卓見ト謂ベシ。其中ニ陳ノ顧野王ヲ晉ノ虎頭トシ、唐ノ陸龜蒙ヲ宋ノ陸九淵トシ、梁ノ王均ヲ晉人トシ、宋ノ王禹偁ヲ南朝ノ人ト誤ルガ如キハ、本邦疎漏ノ學者ト雖モ、必無キコト也。華人ニシテ然リ。怪ムベキホドノコトナラズヤ。六書、精蘊等モコレニ類セルノ書也。不レ讀モ亦可矣。

老莊ノ書ハ、大ニ佛法ニ通ル故ニ、古ノ宗師道學ヨリ佛教ニ入モノ多シ。肇公、林公等是ナリ。然レドモコレヲ佛法ニ比スレバ、其間タヾニ數層ヲ隔ルノミナラズ。三教一致ナド云フコトハ、一時世界蒸擾ノ權談ニシテ、宗師ノ實論ニハ非ズ。天台モ老莊ノ所說、必竟不レ出ニ單複四見一ト云ヒ、清涼モ三教ノ十異ヲ述シテ、三家一致ノ論ヲ斥ク。詳ニ摩訶止觀幷華嚴ノ懸談ニ見ヘタリ。殊ニ莊子ハ文體曠逸、奇幻百出シテ、往々通別ノ教相ニ髣髴タリ。吾黨ノコレヲ讀ムモノ、若分ニ總持ノ明ヲ具セズンバ、撥無因果ノ邪見ニモ陷ルベシ。心ヲ用ユベキ也。凡テ莊列等ノ書ヲ讀ムハ、其文義ノ詭異ナルニ眩セラレテ、初ヨリ頻ニ高妙ノ會ヲナス故、文義モ解シ難ク、甚シキハ我ガ學操ヲモ移サルヽニ至ル。惑ムベシ。元ノ許魯齋ガ莊子等ヲ讀ムノ意得ノ事、魯齋全書ニ出ヅ。甚卓識ノ論也。余少年ノ時、一タビ讀テ詳ニ記セズ。大意ハイカバカリノ奇論モ、聖經正大ノ說ニ踰ベキコトナケレバ、高ク眼ヲ着テ玄覽スレバ、其理自ラ見ル。明鏡ノ前ニ衆形逃ルヽコト能ハザルガ如シ。〔割註〕魯齋ノ說蓋カクアリシヤウニ覺ユ。」況ヤ廣大法界ノ眼光ヲ以テ照破センヲヤ。

陳眉公曰。「〔割註〕截ニ狂夫之言。」」詩文只單刀直入ヲ要ス。最緜密周緻ヲ忌ム。密ナレバ神拘迫シ、疎ナレバ天眞爛漫タリ。史記ノ佳處ハ疎ニアリ。漢書ノ史記ニ及ザルハ密ナル處ニアリト、是ハ正論ニハアラザレドモ、僧家ノ作文ナドニハ大ニ好論也。單刀直入トハモト禪家ノ觀心、諸教ノ修行、階級ニ門モフズ、一則ノ公案ヲ取テ當ノ敵トシ、千萬人ノ陣中ヘ、一刀ヲ抽テ眞一文字ニ進デ、直ニ其首ヲ刎ガ如キヲ喩ルノ語也。文章モ其一篇ノ主意ヲ的ナシ、先ソレヲ點破スルニアリ。文法、章法、句法、字法ナド、初ヨリ緜密〔割註〕緜ハツヾキテキレザルヤウニ心ヲ用ルナリ。密ハ手ヌケスキマノナキヤウニスルナリ。」周緻〔割註〕周ハ手ノヨク行トヾク也。緻ハキメコマカナルコヽロ也。」ニ心ヲ勞セバ、却テ精神

拘迫〔割註〕ヒツカヽリ、ユキヅマリ。」シテ流暢ナラズ。疎ナレバ〔割註〕疎ハ不用意ニ一氣呵成ノアマリニ、彫琢ヲ加ヘザル也。文章規範ニ云フ放膽ノ文ナリ。」天眞〔割註〕生レノマヽ。」自然ノ氣象、爛熳トハナヤカナリ。左アレバトテ、疎ガヨク、密ガワロキト云ニハアラズ。タヾ氣象ヲ論ズルノ語ナリ。凌約言ガ漢書ノ評ニ、子長〔史記〕ガ才ハ豪ニシテ羈ナラズ。〔割註〕羈ノ字即拘迫ノコヽロ。」李廣ガ騎射ナリ。孟堅〔漢書〕ガ才ハ贍〔割註〕モノゴトトヾキタル也。」ニシテ體アリ。〔割註〕即密ナルコヽロ。」程不識ガ部伍〔陣法〕ノゴトシト云ル、上ノ論ト同ジ。李獻吉ガ力ラ字句ノ間ニ着レバ、其言枯レテ體晦ト云ルモ、密ニスギテ拘迫スルヲ戒メクル論也。朱熹ノ太史公ガ書〔史記〕ハ爽、〔割註〕サラリトシテヨクワカルコヽロ、疎ノ意ヲ含ム。」班固ガ書〔漢書〕ハ密ト云ル、即眉公ガ論ノ淵源也。僧文最モ疎爽ニ宜シク、天眞爛熳ヲ貴ブ。

狂夫之言ニ又云、「三代ヨリ後ノ文章、秦漢最簡古。然ルニ治安天人ノ二策、累々トシテ數百萬言ニ及ブ。漢人ノ長文章、賈誼、董仲舒ヨリ俑ヲ作ス。武帝ノ時、申公ヲ召シテ治亂ノコトヲ問ニ、申公但曰ク、治ヲ爲ハ多言ニアラズ。力行何如ト顧フノミト、申公ハ八十ノ老成ナレバ、天子ノ方ニ文辭ノミヲ好テ、力治ニ心ナキヲ知テ、カクハ對ヘケン。是天子ヲ匡スノミナラズ。蓋賈多文ノ弊ヲ救フナリ。明ノ武宗ノ時、韓公文屬二李夢陽一奏草ヲ具セシムルトテ云ケルハ、毋レ文。文覽レ弗レ省也。毋レ多。多覽弗レ竟也。此言ハ告レ君ノ體ヲ云ヘドモ、亦僧文ノ用心ニ宜シケレバ此ニ記ス。且申公ガ一言ヲ味ヘバ、董賈ガ文章少年ノ氣習アリ。亦道人ノ心ヲ得ベキコト也。

因テ思フ。祖師ノ法語、黄蘗ノ傳心、圓悟ノ心要、妙喜ノ書等、讀レ之句々剴切、心腑ニ針砭シテ、人ヲシテ激勵感泣セシメ、而モ一字ノ剩長ヲ覺エズ。明ノ諸老〔割註〕紫栢、憨山等。」ノ法語ヲ讀メバ提示丁

等、文理痛快ナレドモ、タヾオモシロシト覺テ、感激ノ意ニ乏シ。オモシロキハ客ナリ。感ズルハ主ナリ。オモシロキノ極リハ厭フ。感ズルノ至リハ發ス。〔省發〕、文不レ省。多不レ覚。〔割註〕即厭フナリ。」ノ語關係スルトコロ少小ニアラズ。宗師ノ思ベキ所也。

余常ニ驅鳥等ニ授テ、溫書ノ前ナドニ白巖尊者ノ偈ヲ誦スルコト七遍シテ、而書ヲ讀シム。所謂智慧ノ偈ト世ニ稱スルモノ也。偶紫栢大師ノ集ヲ閲スルニ、其拈古ノ部ニ、此偈ヲ評セル一條アリ。大ニ偈ノ意ヲ盡セリ。即注ニ充ベシ。因テ此ニ抄ス。

大智發於心。於心何處尋。成就一切義。無古亦無今。

此四句偈。事理不成就。即是文殊根本智。普賢差別智。一部華嚴經盡二其中一。誦レ之者多能生レ慧。何以故。大智根本智也。大智發二於心一。理成就矣。然智既發二於心一。則心已化而爲レ智。更從二何處一覓レ心。若心有レ可レ覓。則是心能見レ心。無レ有二是理一。故曰。於レ心何處尋也。無レ處レ尋即所謂無依也。大智無依。則横無レ外。横無レ外。則横無レ待矣。無待之智非二理不成就一乎。不成就。則不レ礙レ事而事成就。故曰。成二就一切義一。雖三能成二就一切義一。而無レ古無レ今則事又不成就矣。無二古今一無二所住一也。無住故竪無レ外。竪無則竪無レ待矣。此偈是南安巖嚴尊者。爲二侍者一而作。侍者前生爲レ牛。以二馱レ磚造レ寺功德一。獲レ報爲レ僧。苦レ無二聞性一。誦二此偈一久。聞性豁然。而聞二一切經書一。遂能記憶。故名二此偈一爲二智慧偈一。以二誦レ之者多能發一レ慧故一也。

右ノ偈ニツイテ、前後ナレドモ思出ル隨ニ記ス。七佛ノ偈ハ、先佛ノ遺誡ナレバ、旦暮ニ誦シテ自省スベキニ、シカセザルノミナラズ、甚シキハ後世ノ僞述ニ係ルナド、疑ヒ更ニ甚シキハ、七佛ノ偈アルコトダニ知ズ。如何ナル心ゾヤ。不レ見ヤ。黄山谷スラ、貴人ナド絹ヲモテ、其自作ノ詩文ヲ書テヨト求

ムレバ、居士笑テイヘラク、延堅〔山谷ノ名〕ガ所作何ゾ寳トスルニ足ン。寒山詩ナドコソ、世ノ火宅ニ沃グ清涼ノ膏雨ナルベケレトテ、多クハソレ書テヤルトテ、猶志アル人ニハ寒山詩佳ナレドモ、其源ハ七佛ノ偈ヨリ出タリト云ヒヤリケルトナム。〔割註〕後世ノ僧ナド、唐明ノハカナキ詩アルハ、我ガ一時ノ偈作ナド、ユクリナク揮寫シテ、信心ノ士女ニ贈ル。心スベキコトニコソ。〕初ヨリ七佛ノ偈ヲバ書デ、寒山詩書レケル愼サヘ、思ヒヤラレテ貴ケレ。

明ノ諸師〔割註〕紫栢、憨山、靈峯等。〕七佛ノ偈ヲ稱シ、殊ニ毘舍浮佛ノ偈ヲ貴ミモシ、人ニモ示サレケル。其中ニ就テ、紫栢ノ言ニ、毘舍浮佛ノ偈ノ尤勝レタル所以ハ、過去ノ千佛モ此佛微リセバ、其終ヲ成スコトナク、現在ノ千佛モ其始ヲ成スコトナカラム。サラバ此偈ヲ誦持流通スル人ハ、十方ノ諸佛是人ノ功德ヲ讃歎セント。〔割註〕莊嚴劫ノ第千尊賢劫ノ第一尊ナル故也。〕藕益ノ宗論ニモ、結ニ莊嚴劫之終ニ。開ニ賢劫之始ニト云ヘリ。毘舍浮佛此ニハ一切ノ自在覺ト云フ。〔割註〕宗論ニハ徧一切自在トアリ。〕サテ其偈ハ傳燈諸書ニ載テ、皆人ノ諳ズル所ナレドモ、略シテ紫栢、靈峯等ノ釋ヲ記サムタメニ此ニ擧グ。〔割註〕下ニ註スル所ハ、紫栢、靈峯二集ノ意ヲマジヱ取テ記ス。〕

假借ニ四大ニ以爲レ身。心本無生。因レ境有。前境若無。心亦無罪。福如レ幻起亦滅。紫栢云。夫外ニ堅濕暖動ニ。而觀レ之則此身初非ニ我有ニ。外ニ前境ニ而觀レ之則此心本無ニ生處ニ。外ニ心境ニ而觀レ之則罪罪福福。皆本無レ主也。如來大慈豈欺レ我哉。靈峯宗論云。衆生病雖レ不レ一。其源不レ過ニ妄認ニ四大ニ爲ニ自身相ニ。妄認ニ六塵緣影ニ爲ニ自心相ニ耳。今以ニ四大ニ觀レ身知ニ身非レ身。以ニ緣影ニ觀レ心知ニ心非レ心。既達ニ妄計之身心ニ。即非ニ身心ニ。焉往而不ニ自在ニ。〔已上〕。

紫栢一日其友人訪來テ止宿シ、燈下ニ偶世故ヲ談ジ、不レ覺一一ニ交遊ノ短處ヲ說ク。既ニシテ其過ヲ慚

テ思ラク、古今史官者、〔割註〕司馬遷以下。其身及子孫人禍ニ罹ラザレバ、必天刑ヲ犯ス。何ニトナレバ、先ヅ人ハ萬物ノ靈ニシテ、賢愚不レ同トイヘドモ、大概ニ過ズ。賢者モ一失無コト能ズ。愚者モ或ハ一得アリ。賢者トイヘドモ賢否ヲ徹照スルコト能ズ。然バ其落レ筆註レ人ニ豈誤無ンヤ。宋儒殊ニ此病ヲ犯ス。既ニ誤テ人ヲ貶斥セバ、何ゾ人禍天刑ヲ免ンヤ。惟出世ノ大雄ノミ三惑圓ニ斷ジ、六通滿證シ、眼無量世界ヲ徹照シテ、一塵一芥洞然トシテ靡レ遺。左アレドモ暗地裏ニ人ノ短ヲ譏ルコトナシ。此老ヨリ以降、私ニ人ノ臧否ヲ定ベカラズ。況ヤ無明窟中ニ處在シナガラ、他ノ短ヲ指摘センヲヤ。恐ルベク慚ベシ。

又云、吾少時ハ知ニ人有レ過テ、不レ知ニ己有レ過。已長ジテハ人ノ過有ルモ見、亦己ガ過ヲモ知リヌ。久之シテ但己ガ過ノミ覺ヱテ、人ノ過ニ及ブ暇ナケレバ、其過アルモ知ズト、貴トキ教ナリ。可レ書ニ於紳ー。

又端師子ノ示ニ沙彌ー。偈ヲ讀テ嘆息シテ、因ニ記シテ云、大都土地ニ肥瘠ナク、農人勤メ勞、眞實ニ耕耘セバ瘠地ニモ相應ノ收穫ハ得ベキ也。今ノ學者參禪教學ニ志スモノ、イマダ知識法師ニ見ヘヌ先ニ、マヅ自ラ疑ラク、此和識ハ果シテ能ク我ヲ開悟セシメンヤ。此法師ハ能ク我ヲ教ヘ得テンヤ。此戒師ハ果シテ持戒清淨ナラムヤト、是求レ善ノ心、求レ惡ノ心ヲ巧ナルニハ及バズ。サル心モチニテハ、世間ノ好人ニモ做得ルコト能ジ。況ヤ參禪學道ヲヤ。海東ノ曉公中國ニ入テ法ヲ求ム。一夜野宿シテ渴スルコト甚シ。傍ニ一泓アルヲ見テ掬テ飲ニ、甘凉常ニ異ナルコトヲ覺フ。ツトメテ見レバ、髑髏ノ坑ナリケレバ、覺ズ吐噦スルニ當リテ、忽悟リテ云ク、一心不レ生萬法無レ咎ト、又羅什五六歲ノ時、母ニ隨テ佛鉢ヲ擧ルトテ、竊ニ念ズラク、我身ハ甚小ナルニ、佛鉢ハ甚大ナリト、不レ覺失聲シテ鉢ヲ下ス。母、其故ヲ問レケレバ、對テ云レケルハ、適々我生レ心鉢ニ輕重アリト、是輕重淸濁ハ我一念ノ所變ナリ。師家ノ

長短ヲ論ゼズ。其所レ長ヲ學ビナバ、至ル所餘ノ師アルベシ。端師子ノ偈ニ曰、登レ壇受ニ具戒第一ニ莫レ疑レ師。摘ニ取菓子ニ喫莫レ管ニ樹横枝ニ。

迦旃延富樓那皆樓慧辯アリテ、一切ノ外道多ク首ヲ伏セ、角ヲ厥ク。或モノ佛ニ問テ、此二人何ナル故ニカ、カク慧辯衆ニ超ルコトヲ得タルヤト云ケルニ、佛對タマワク、之二人ハ多生ノ間無我觀ヲ修セシニ由リト。或モノ重テ無我觀ヲ修スレバ、何トシテ慧辯ヲ得ルコト如レ是ナルヤト問ケルニ、佛言ク、汝鐘鼓ヲ見ヨ。本心念無シテ叩ニ隨テ應ズ。其内空ナル故ニ窮スルコトナシト、マコトニ勝コトヲ欲シ、辯ヲ好ムモノハ談天炙轂ノ辯アリトモ盡ルコトナカラムヤ。無心ニシテ應ズルモノハ谷響ノ如ク、問モノ、智ノ淺深ニアリテ、我ニ一毫ノ作意ナケレバ、窮スルト不レ窮トハ、他ニ在テ我ニ在ズ。唯此無心多生ノ正因ニヨレリ。八萬衆中ニ第一ノ稱ヲ得ルコト、豈一世二世ノ能スル所ナラムヤ。

古文奇字等ヲ好ミ用ルモノアリ。明ノ憨山ノ夢遊集等ノ刻本、多ク古文ヲ雜ユ。サレド皆一通リノ文字ニテ、格別ノ異文モ無レバ、漢書ニテモ讀タルモノハ讀難キコトナシ。凡古文奇字ハ、古器古碑ノ銘等ヨリ取レルモノナレバ、殘缺ノ餘ニテ疑シキコトモ多ケレバ、文章ニ用ベキニ非ズ。文ハタヾ今文ヲ用テ、意ヲ古雅ニシタツルヲ專ニ心カクベキ也。文字ノミ古體ナリトモ、文法古ナラズ。或ハ陋俗ニ涉ラバ、却テ人ノ目ニタチテ、謗ヲ速クノ端ナルベシ。其内漢書、荀子、呂覽、管子等ニ用ヒ來ル古辭假借等ノ語ハ、文章ノ古色ヲ生ズルニ足レルハ往々用ユベキ也。

三代ノ頃ノ書法ハ、各自以レ意造リ、或ハ文字ヲ互ニ假借通用シ、轉變無レ窮、偏旁ナドモ意ニ隨テ增省變化セシコト一定ナラズ。〔割註〕阜土山多ク通ジ、言口ナドモ通用ス。」今ノ倣フベキニ非ズ。秦篆漢隸等ノ體、古人ノ法ニ據テ碑碣等ニ寫スハ可也。尋常ノ文章ニ用ユルハ僻ゴト也。

古人ノ奇語ナドヲ采用ルニ心得べキコトアリ。三都二京等ノ賦中ニ、其地ノ方言ヲワザト用ヒタルコトアリ。是ヲ普通ニ用ヒテハ趣意モナキコト也。凡テ楊子方言、或ハ水經ノ注等ニ出タル方言ハ徒ニ用ユべカラズ。〔割註〕蜀都賦ノ錘槻、吳都賦ノ氬費等ノ類、公羊傳ニ齊語多ク、淮南子ニ楚語多キガ如シ。」昌黎ガ去陳言ト云コト、是固ヨリ綴文家ノ首トスル所ニテ、莊子等ニモ其法已ニ見ヘタリ。榮辱ヲ榮醜トシ、百年〔生涯ヲ云〕ヲ千年ト換タルガ如キ是也。左バカリノハタラキ無クテハ、文章僻套ニ墮テ、屬文ノ功モナキコト也。左リトテ唐文ニモ奬宗師ガ園池記ナドノ如キハ、生割ニ過テ殆ド句スべカラズ。非ニ飽飣ニ則鬼彫耳ト。方密之云ヘリ。〔通雅〕知言也。凡ソ淸異錄等ニ所謂ル霧ヲ迷宮歩障ト云ヒ、霜ヲ威屑、露ヲ教水、雹ヲ水子、虹ヲ氣母、星ヲ屑金、天河ヲ秋明大老ナド云ヘルガ如キ、元帝ノ纂要ノ請ノ異稱等ハ、何レモ一時風流ノ造語ニシテ、俗艶ニ供スルノミ。固ヨリ雅正訓故ニ非ズ。嚴然タル文章歌詩ニハ決シテ用ユべカラズ。〔割註〕一時遊戲ノ涉筆等ハ非ニ是限ニ也。」

豐干禪師ハ名ニ非ズ。人形ノ豐上ニシテ、面額高滿ナルヲ載干ト云。隋書王劭云。上有ニ龍顏載干之表ニト、豐干モ貌ニ因テ呼ルナルベシ。

干、俗ニ干ヲ乾ノ字ノ代リニ、干葉、干羌、干菜ナド用ユルコト、南齊書、豫章王嶷ノ傳、干飯檳榔、又楊升庵云、初月帖ノ淡悶干嘔ハ即痰悶乾嘔也。右二件ハ通雅ニ出タリ。俗用モ由テ來ルコトナキニ非ズ。

奇褐ノコト、通雅ニ黄冠道士ノ有ニ妻孥ニ者ヲ云ヒ、又詒謀錄ヲ引テ、今ノ火居道士ヲ謂ト云ヒ、又灰詒錄ニコレヲ啞羊吒枳ト謂ト云ヘリ。然ルニ釋氏要覽ニハ、開元釋教錄ヲ援テ、唐ノ中宗初生ル、時、神光滿宮、因テ佛光王ト號シ、即三歸ヲ受ケ袈裟ヲ被ス。其後、コレヲ奇褐ト謂フヨシ見ヘテ、道釋染淨ノ

達アリ。何レカ是ナルヤ。後ノ說ニ類セルコトハ、皇國ニモ佛乘歸依ノ地方ニハ見聞セシコトアリ。一子出家九族生天ノ語、俗間ニ皆言フコトナリ。竹窓三筆ニハ俗傳ノヨシ載ラレタリ。葉縣省禪師錄僧ノ問話ニ、承聞一子出家云々。某甲兩人出家。合作ニ甚道理一。幅云。截レ舌三寸ト。久ク傳來セル語トハ知レタレドモ、經論ニ典據ハ無キニヤ。

佛佛經中ノ語、儒典ニ用來ラザル字法アリ。且ク共ニ一二三ヲ此ニ擧グ。爲ニ久如一耶。〔割註〕久シキコトナルカノ意ニ用ユ。」久如當レ成ニ菩提一。〔早晚ノ意〕、共ニ晉華嚴ノ法界品ニ見ユ。〔割註〕其他ニモアリ。」爲レ久近耶。○供ニ養波羅門及以善財一。〔割註〕及以ノ以字助聲ニテ、國語ナドニ多ク與字ヲ用ル語勢ナリ。」以否〔割註〕上ノ以字同法。」久如〔上ニ出ヅ〕、乃往過去〔割註〕インジト訓ベシ。」爾所〔割註〕ーー國土云々金剛般若等。」カクバカリト訓スベシ。俗語ノソレホドノナド云ニ同ジ。其外ニモ猶多シ。何レモ儒ノ經傳ニハ見當ラズ。又疏抄ナドニ云々故、故云々ト累字用タル上ノ故ハ、上ノ事相ヲシカト結ビ、下ノ故ハ下ノ詮旨ヲハキト起ス語ニテ、二事相照シテ、一事ニ類會スル語勢、二字共ニ重シ。他ノ文章ノ云ニ々之ニ之云々ナド云フ上ノ之ハ、事物ヲシカトサシ、下ノ之ハ語辭ナルガ如キニハ非ズ。又數說ヲ列ネ擧ル所ニ、上ニ一二說ヲ擧ゲ、サテ次ニ亦可ニ云云云々一ナドアル所、亦可ノ下ノ說數十行ニ及ブモノアリ。左ル所ハ亦可ト讀了テ、オイテ次下ヘ讀移ルベシ。是ハ上ニ擧タル說ハ正說ニテ、亦可ノ下ハ多クハ傍說ニテ、廣ク擧タルマデ也。〔割註〕左ナキコトモアレドモ、大抵如レ此心得ベシ。」脫、僅、微、ナドノ語、文勢ニヨリ僅ヲホトンド云々ト多キコトニ用ヒ、微ヲ微ニ公之言一。固將レ告レ之ナド反シテ用タルコトアリ。脫字モシ、モシクハノ意ハ常也。六度集經ニ梵志ガ國王ニ金ヲ托シテ後ニ、求レ之。王曰吾脫忘ニ子金一。又道士ガ王ニ脫憶ニ王德一ナド云所ハ、偶字ノ意ニテ、脫ヲタマ〳〵

ト訓テヨクカナヘリ。〔割註〕六度集經文簡雅經中所ニ希見一也。」

所以者何〇外典ニハ何者、又ハ何也ナドアリテ、簡易ニテ勝レルヤウナレドモ、凡佛經ハ梵語ヲ受テ譯スモノナレバ、カク云フガ印度ノ語勢ト見ヘタリ。云何モ楚辭ニ用タル外、外典ニハ少シ。

無レ有ニ是處一〇處字、理字ノ如シ。晉書杜預ガ傳ニ、處分既定ナドアル義ナルベシ。字書ニ此外ニコトハリト云ヘル義見ヘズ。尤外典ニカヽル語ナシ。古昔ヲ稱スル乃往、古世ナド云ヘルモ、外典ニハナシ。

字ヲ書スルニ極テ奇異ヲ好ムモノアリ。大ナルヒガコヽロト謂ベシ。偶六一集〔割註〕歐陽修ガ文集。」ヲ閲スルニ、石守道ニ與ル書アリ。石モ聞ヘタル學者ナリシガ、心得タガヒタリト見ヘタリ。歐ガ書ニ通ノ始ニ、君貺ト云人ノ許ニテ、足下ノ書玉ヘル二像記ト云文ノ石本ヲ見タルニ、最初ハ駭キテ一字モ識ベカラズ。其點畫ヲ尋テ漸ク文意ニ粗通ズ。何トテカク怪シキヤ。因テ人ニ問テ、石氏ハ書ノナラヌ人ニヤト云ヘバ、能書ナリト答フ。古人ニモカヽル體アリヤト問ヘバ、イマダ見ズト答フ。左ハ何故ニ奇怪ナルゾト問ヘバ、世俗ニ異ナラム爲也ト云フ。審ニ然ラバ大ナルヒガコト也。君子ノ學ニ異ヲナスコトヲ聞カズ。楊雄ガ云ケルハ、君子ハ但世ノ庸人ト異ニシテ合ザルノミ。世ニ異ナルニハ非ズ。聖人スラ中庸ヲ貴ベリ。況書法古ヲ師トセズ、來者ノ法トモナラズ。カヽル異體ハ天下ノ人學リテ好ムトモ、君子ハ爲ベカラズ。マシテ天下皆非ルヲヤ。足下已ニ端然トシテ學舍ニ坐シテ人ヲ教フルノ任タリ。急ニ改メ玉ハズバ、後生ノ怪ヲ好ムモノ、從テ倣ハヾ、恐クハ其責足下ニ歸スベシト云遣ケレバ、石ガ復書ニ、余ハ堯舜周孔ノ道ヲコソ學ベ。書ナドノ一藝ヲ學ブ暇ナシ。足下ノ諫ニマカセ、是ヨリ手習ヲ始侍ルベシト答フ。〔割註〕是ハ世ノ庸愚ノ者ノ僻情ニ同ジ、石學士何ゾ恥ヲ知ザルノ甚キヤ。」歐ガ再與フル書ニ、周禮ニ六書ノ法アリテ、點畫曲直一々皆議說ナキコトナシ。楊雄云ケルハ、非鞠スラ法アリ。

其法クガヘバ敗ス。況ヤ書ハ足下ノ學ビ玉フナル、堯舜周孔ノ道モコレナクテハ傳ラズ。サルヲ今點畫ヲ變ジ曲ルヲ直シ直ヲ斜ニシ、毋母イイ亂レテ分ラザル時ハ、堯舜周孔ノ道モ恐ハマギルベシ。書ノ善惡ハ強ベカラズ。怪異ヲ以テ人ヲ惑スハ、君子ノ耻ベキ所也ト云ヘリ。○世ニ故ニ怪僻ヲ好ミ、讀ガタキヲ唐様ナリトコヽロウル者アリ。六一ガ書ヨキ針砭ナルベシ。○又頗ル書ヲ讀タル者ニ、書ヲ輕ジテ書ハ姓名ヲ記バカリニテコト足ス。何工拙ヲ論ズルニ足ムト云モノアリ。上ノ怪異ニハヤヽマサレルニ似タレドモ、至テ卑劣ナルコヽロヱ也。マコトナル心ナラムニハ、居室ハ燥濕ヲ避ルノミ。衣裳ハ寒煥ニ適フマデ、飮食ハ飢渇ヲ防グマデニテ足ヌベシ。書ノミシカコヽロヱテ、衣食住ニハ美ヲ好ムハイカニゾヤ。祿位ナドモ耕ニ代ルマデニテ勤ルニ足ズト思ハヾ、尸位素餐ノ名ハ免ルマジ。學問モ大意ヲ知リタラバ、深ク考索スベキコトニモ非ズト思ヒタラムニハ、誰カ學ヲ成スル者アランヤ。奕棊ハ聖人モ賢ニ乎已ートテ、飽マデモノウチタヒテ、寢テ過スニハマシタルカタナリト云ヘル意ナレバ、コヨナウ卑キワザナルヲ、足下ノ棊ハ下手ナリト云ヘド、艴然トシテ艴怒ル、書ノワロキト云ヘバ、逌爾トシテウチ笑ヒ、アルハ藹然トシテ屑トモセズ。是書ノ六瓶ノ一ニシテ、聖人モ勤テ學玉ヘルワザナルヲ、棊鞠ホドニモ思ハザル惑也。

僅ノ字ヲ殆ノ意ニ用ルハ、唐人ヨリ後ニ多シ。白氏文集ニ著レ文僅千首。元微之集ニ、諫草僅逾ニ百軸ーノ類、僅字ノ本義少也劣也ノ意ハ違ズ。千首僅ズ百軸ニ僅不レ足ノ意也。字書ニ餘也トモ注シタレバ、千首ニアマリノ義ニモ聞ユ。

香祖筆記ニ、嘗テ遂左ヨリ和師豐臣ノ書ヲ得タリ。書間ニ行草ー。古雅ニシテ有ニ晉唐風ー。是朝鮮破テ後求ニ其典籍ーノ書也トアリテ、其好レ古コトヲ大ニ稱歎セリ。太閤ハ亂世ノ英雄ニシテ、牛部ノ書ヲモ讀玉ハ

ボンヤウ想ヘドモ、其用心如レ此ニシテ、異國マデモ稱シタル豈容易ノ談ナランヤ。

曰ノ字ヲ重テ置カネバナラヌコト有リ。書曰某曰ノ類也。サルヲ上ニ曰ノ字ヲ用ヒバ、下ハ云ノ字ヲ用ユバ、キヨシ云ヘル人アリ。是ハ何レニテモ不レ妨コトナリ。其例ハ論語ニ、牢曰子云。孟子ニ公孫丑曰、伊尹曰。公孫丑曰詩曰。是ナリ。濫レグニセズバ可ナルベシ。

古ノ高僧ノ誡辭ナドハ、學者常ニ寫シ置テ看讀スベキ也。宗門ニハ永嘉。大惠等ノ願文ニテ足レドモ、又支遁、道安等ノ文ノ雅正嚴龐ナルハ、倍偏ノ起敬ニモナルベケレバ、鈔出シテ少僧ドモニ授テ讀シムベシ。支遁、道安、周亡名等ノ文、法苑珠林六十一卷ニ載タリ。〔割註〕萬菴祖翁ノ中區玄覽ニ、コレヲ引テ、晋ノ道安ト云レタレドモ、別ニ一人ニシテ晋ノ道安ニハ非ル也。」

當國當山ナド云コト和語ナリ。本國本山ト云ベシ。然レドモ當山ハ虛堂ノ寶林錄ニモ見ヘテ、寶林ヲ指テ當山ト云ヘレバ、必和語トモ限ベカラズ。

南屏燕語 卷之三

○此卷ハ專龍華ノ象器箋ヲ抄錄シ、往々愚按ヲ以テ折衷シ、又釋氏要覽、僧史略等ヲ雜ヘ取テ、淸規諸語錄等ニ出タル稱謂、名目、法器ヲ知ルノ助ケニスルノ談也。

佛誕生　龍華云。當下以二月八日爲上正。周書異記昭王二十四年四月八日。江河泉池皆騰涌。宮殿震動ス。其夜五色光氣貫于太微。徧于西方作青紅色。太史蘇由曰。有大聖出于西方云云。周四月ハ夏ノ二月也。

薩婆多論ニ。佛二月八日沸星現ズル時生ト是也。○宋ノ贊寧周ノ二月ト爲シ、因テ十二月八日ヲ佛生日ト定メシハ誤矣。○〔割註〕省誕生爲佛誕聖誕降誕等者誤レリ。誕ハ大ノ義耳。○後漢書ニ誕育（殤帝紀）。誕命（光武）。皆誤用。〔頭書〕誕ヲ單ニ用ルコト、經文（金光明經）ニモ用タレバ、是亦通用シテ可也。〕○按ズルニ佛生日等ノ如キハ、固ヨリ家裏ノ事ナレバ、確實ニ講究シ置ベキハ勿論也。サレドモ住持ノ人經論等ノ說ニ據リ、或ハ我臆斷ヲ以テ、古今一定ノ事ヲ改易シ、世諦流布ノ法式等ヲ革ハ、圓融ノ義ニ乖クニ似タリ。且夫法身ハ非生滅。何レノ日ヲカ生トシ、滅トセム。菩薩捨身命ノ日ニ非ルナク、如來出生ノ日ニ非ルナシ。豈區々タル三代ノ正朔ヲ以テ、法界三摩耶ノ時節ヲ斷セム乎。初祖ノ忌日十二日朔ヲ以テスベシト云（虎關國師）ガ如キモ例シテ思フベシ。但本山。〔割註〕京相ノ五岳、紫野、花園、永平等。〕ノ定例ヲ守ルベキ耳。

臘八洛佛　出于譬喩經。○丹霞淳語錄。

臘八成道　五大院（安然）出ス五說。一二月八日。〔割註〕出因果經。周ノ二月。〕二四月八日。〔割註〕方

等泥洹經。」三臘ニ八、四ニ三月八日。（西域記）。五ニ八月八日。

叢林　大乘義章（十三）維摩義記（一）等ニ、禪那ノ翻譯ヲ擧テ思惟修ト云ヒ、亦功德叢林ト云フ。後ノ譯ハ從果得名衆德積集スルヲ爲ニ叢林ト一。

中峰和尚曰、叢林トハ法道之所レ寄。材器所ニ從出ニ焉。叢林ノ字亦見ニ華嚴淨行品一。

招提　拓闘提奢（梵）、唐ニ言ニ四方僧物ト一。即常住ノ義ナリ。拓訛テ爲レ招。去ニ闘奢一留レ提。十方住持ノ寺ヲ云。招提ノ字見ニ增一阿含（十四）悲華經ニ（八）。

都道場　郡縣祝壽之道場也。

定額　朝廷定限ノ天下佛寺ノ數也。

凡僧數、莊田收入、賦稅等ノ定リヲ定額ト云。

月壇　殿堂壁外ノ露壇ヲ云。亦ハ月臺トモ云。

三默堂　食堂、浴室、東司ヲ、叢林ニテ何レノ頃ヨリカ三默堂ト稱シ來レリ。經論ニ無ニ所見一。然レドモ於レ義甚カナヘリ。洗浴默然ノ義ハ、見ニ毘奈耶雜事一。大小便時ノ默然ハ見ニ文殊經一。食堂ノ默然ハ供養次第、法ノ食時默然是也。

單寮　勅脩淸規、人天寶鑑等ニ出タリ。今黑衣長老ヲ單寮ト稱スルハ、獨寮ノ義ニテ一人分上ヲ稱スル也。

前資　副寺以下知事退休ノ者、所レ居ノ寮ヲ云。

安下處　且過宿房之類。〔割註〕但下處トモ云。」

選僧堂　即行堂也。行堂ハ行者寮也。〔割註〕選僧堂ハ東福ニテノ稱乎。」

西淨　西序ノ厠ヲ云。東序ノヲ東淨ト云、厠ハ穢處ナレバ宜淨潔ナルガ故也。○械竇ハ厠中ノ行清器也ト、韻會ニ見ユ。〔割註〕說文ニ械緖ニ作ル。」行清器ハ糞槽ノコトニテ、常ニ清ラカニスベキモノナレバ也。淨ノ字ノ義ト同ジ。〔割註〕械ハ大小便ヲウクルノ器ヲ云、或云虎子ノ類。」

雪隱　竺仙和尚云、靈隱ノ淨頭寮ノ額也、ト雪竇顯和尚靈隱ニ在テ、淨頭ニ隱潛セラレシノ義ヲ取ル。○不淨金剛。〔割註〕即不動明王見大日經一行疏。」

起居　起居道傍〔吳越春秋〕ハ、厠ノ婉言也。起更衣ナドモ其類也。律ニハ小行ト云、〔小便ナリ〕小遺〔割註〕漢書東方朔南史謝幾卿。」小溲、小解、皆同ジ。左傳ニ旋私等トモアリ。

安樂堂　老僧ヲバ送安樂堂。病僧ヲバ送延壽堂。

延壽堂　涅槃堂、省行堂〔割註〕省察行苦興悲智之謂。」無常院〔割註〕祇園ニテ云。」

墳菴　在墳墓之地之菴也。〔割註〕出庚溪詩話。」

四節　結夏　解夏　年朝　冬至。

三時　熱際〔割註〕正月十六日至五月十五日。」雨際〔割註〕五月十六日至九月十五日。」寒際〔割註〕九月十六日至正月十五日。」

自恣　受歲〔并七月十五日〕○一說自恣ハ通三日。〔割註〕十四日、十五日、十六日、行事抄、楞嚴釋要抄等。」

臘　冬至ヨリ第三ノ戌ヲ爲臘。〔萬卷星羅〕。說文同之。祭百神也。月令ニハ、孟冬臘先祖五祀〔門灶等〕ヲ祭ヨシ見ユ。所謂蜡祭也。○道家ニハ五臘アリ。天臘〔正月一日〕、地臘〔五月五日〕、道德臘〔七月七日〕、民歲臘〔十月十一日〕、王侯臘〔十二月正臘日〕、見康熙字典。○玉燭寶典ニハ、臘ハ

祭ニ先祖ヲ。蜡ハ報ニ百神ニ。同日ニテ異祭ナリト云ヘリ。

佛臘日　釋氏ノ臘ハ俗年ヲ以テ拘ルベカラズ。僧史略ニ七月十六日、是比丘ノ五分法身生來ノ歲首也。左レバ七月五日是臘除也。○孤山ノ盂蘭盆經ノ疏ニハ云、七月十六日始テ入レ臘、八月十六日是歲首ナレバ、十五日ヲ爲ニ歲除ト。是ハ玄奘ノ前安居ハ以テ五月十六日ヲ入ルト云ノ說ニ依ル。○蠟人氷ノ說ハ、俚俗ノ事用ルニ足ラズ。○法歲ト云モ七月十五日也。○僧ノ歲ヲ記スルニ、俗年幾許、法臘幾許ト、出家剃染ノ日ヨリ法臘ト稱スルコト、通例ニナリタレドモ、實ハ鬀染シタリトモ、登壇具戒ノ以前ハ法臘トハ稱シ難シ。詳ニ藕益師論セリ之。〔割註〕華嚴探玄ニ報命戒命慧命アリ、可レ見ル。」

膢　八朔也。見ニ揚子法言（問道篇）司馬光注ニ。康熙字典ニモ見ヘタリ。月令廣義ニモ、冀州ノ北八月朔爲ニ飲食ノ爲レ膢。說文ニハ、楚俗二月祭ニ飲食之神ヲ膢ト云トモ有テ、一方ノ風俗ニテ通用シ難キヤウナレドモ、塩鐵論ナドニ膢臘祭祀トモ云ヘレバ妨ナカルベシ。

分冬　冬至ノ前夜即冬夜也。○冬朝冬至ノ朝也。

分歲　歲夜也。

善月　正五九月也。三長齋ト云。見ニ提謂經ニ。亦羂索經ニハ、諸佛神通月ト云。其外梵網ノ諸抄資持記、法苑珠林等ニ詳ナリ。○正五九月冥界ノ業鏡輪ニ照ス南洲ヲ。（娑婆世界）、若有レハ善惡ニ鏡中悉現ス。（資持記）。

六齋　月八日十四、十五、二十三、二十九、三十日ハ。皆天地用ルノ事ヲ之日。上下弦望晦朔ハ皆錄命上計ノ日也。〔割註〕提謂長者經。」十齋ハ月旦十八、二十四、二十八日ヲ加フ。○正五九月ニ斷居（禁ニ殺生ヲ）ノコトハ、三寶記、老學菴筆記、事物紀原、東齋紀事等ニ見ヘタリ。○孟春（正）、仲夏（五）、

季秋（九）、警誡ノコトハ月令ニ具レ之。○神通月（羂索經）、神變月（雜阿含）、神足月（同）、皆三長齋ノ月ヲ稱ス。

四孟月　正月、四月、七月、十月也。

四齋日　旦、望、八日、廿三日也。四齋六齋トモニ、回向ニハ齋戒令辰ト稱スベシ。

五參　五日一參也○五旦望（勑修）、五參朔望上堂日也。

半齋　在ニ粥與レ齋之半一也○半晩齋與ニ晡時一之半也。

大夜　物故ノ夜ヲ當夜ト云。其次ノ夜ヲ大夜ト云。又次ハ荼毘ノ夜ナリ。○凡ソ死ヲ大夜長夜ト云ハ、冥界ノ義ナリ。忌日ノ前夜ヲ大夜ト云ハ據證モ無コト也。唯死ニ赴クノ前夜ト云コトナルベシ。逮ノ字ナド用ルコト最謂レナシ、文ナドニハ前一夕先レ期一日ナド書クベシ。○七々ノ薦福ハ經ニ明文アリ。一百日（卒哭）、一周（小祥）、三年（大祥）ハ、禮ニモ出テ、道俗通ジテ祭ル。十三年、廿五年ハ本支ニ値テ追慕ヲ寓スル也。七年、二十三、廿七、三十三年等ハ、皆三ト七トノ數ヲ取ノミ。（割註）三ハ數ノ小終、七ハ天ノ紀數ナレバナリ。」累七ノ緣後ニ記ス。

拈華釋迦　乃決疑經拈華微笑ノ緣ヲ表ス。

寶冠釋迦　華嚴合論隨好無盡頂著ニ華冠一。項著ニ瓔珞一。手著ニ環釧一。非レ同ニ三乘厭レ俗出家一。

誕生佛　擧ニ右手一指レ天者。過現因果經。本行集經及釋迦譜等有ニ明文一。左手指レ地コト無ニ所見一。但慧琳ノ經音義ニ、如來成ニ正覺一。身安ニ吉祥之座一。左手指レ地作ニ降魔之印一ト云。不レ知何ノ經論ニ據レルヤ。

聖僧　智論ニ、釋迦法中ニハ無ニ別菩薩僧一。是故文殊彌勒等モ入ニ聲聞衆中一。次第而坐。故文殊爲ニ僧

形。

三十佛　配スル三十日ニコトハ、五祖戒禪師(雲門之孫)ノ始ル所也。

耐重　堂閣ノ四稜椽ノ下柱ノ上ナドニ、彫刻セル蹲リタル鬼ノ形ニテ、擎、擧、勢ヲナス者ヲ云。

掠剩大夫　掌ル世人ノ飯食ヲ之神也。

火德星君　炎帝神農氏也。

○釋門食時ノ作法、呪願等、最嚴重ニシテ議スベキコトナシ。俗家ニテモ、漢土ニテハ祭ル食ヲノ法ナドアリ。唯本邦ノ俗人ハ全ク左樣ノコトナク、食事ノ貴キコトモ心ツカズ。冥加ナキコト也。出家モ此邦ニ生レテハ、本邦ノ神々ヲカヅ〳〵ニモ知テ念ズベキコト也。食ヲ主ルハ豐宇氣神也。本居宣長ガ歌ニモ。

　朝宵ニ物食ゴトニ豐宇氣ノ神ノ惠ヲ思ヘ世ノ人

實サルコトゾカシ。火ハ火之迦具土神也。是モ火德諷經等シテ序ニハ念ズベシ。竈ヲ愼ミ穢ヲ忌ミ恐ルベキコト神道ノ最モ大切ニスルコト也。一寺ニモ主タル人ハ時々心ヲツクベシ。

大權修理菩薩　阿育王山之護法神也

招寶七郎　招寶山ハ浙江定海縣ニ在リ。蕃舶ノ來集ル所也。蓋護船神ナルベシ。

祠山大帝　廬山歸宗等ノ土地ナリ。聖烈眞君ト稱ス。姓ハ張、名ハ渤、字ハ伯奇、化シテ豨トナリ。陰兵ヲ役テ聖瀆ヲ疏ヘシニ、夫人李氏コレヲ覘ヒ見ケレバ、遂ニ其功ヲ輟ルコトナドアリ。○禹ノ水ヲ治ルトキ化シテ熊(或作レ能)トナリ。塗山氏ニ見ラレテ慙テ石ト化スル事ト甚類セリ。

頂相　肖像ヲ頂相ト云ハ、如來ノ無見頂相ヲ表ス。

寫照　依ニ鏡所レ照寫ニ其像一也。

師孫　弟子ノ弟子ヲ云フ。

鄉頭　鄉人ノ最長者ヲ云フ。鄉長トモ。」鄉末トハ鄉人ノ末位ナル者ヲ云フ。(勅脩清規)、〇仙臺燕澤ノ古碑文ノ末ニ、里末ノ某ト署シタルモ、鄉末ノ義ニテ謙稱ナルベシ。

師姑　尼ヲ師姑ト云フ。又ハ阿姨、師姨等トモ云フ。〇一說ニ愛道尼ハ佛ノ姨ナル故、阿姨等ト云フ。(名義集)、〇按ズルニ、尼ハ女ノ梵語ニテ、比尼丘ト具稱セザレバ、阿麻ノコトニハナラズ。左レドモ漢土ニモ單ニ尼トノミモ見ヘタレバ、某尼ナド云モ可ナルカ。經文ニハ皆具足セリ。〇大姉大師等後ニ記ス。

海衆　衆僧ヲ海衆ト稱スルコト、增一經ニ、衆僧如ニ彼大海一。流レ河決レ水以入レ海。便滅ニ本名一。但有ニ大海之名一。〇古ハ出家從レ師命レ氏。帛法祖竺道生支道林等是也。東晉ノ道安法師謂、師ハ佛ニ過ルハナシ。出家ハ通ジテ釋氏ト稱スベシト。後ニ增一阿含至ルニ及テ、佛說ニ四姓ノ出家皆沙門釋子ト稱スベシ。四大河ノ皆阿耨泉ヨリ流出スルガ如シトアリテ、安公ノ意ト懸ニ符合セリ。

行脚　經論ニ此二字ノ典據ヲ見ズ。字面モ亦陋也。左レド唐ノ頃ヨリ專叢林ニ稱シ來レリ。遊行トハ律ニモ見ヘタリ。遊方ハ莊子ノ語ヲ取レリト見ユ。佛意ニアラズ。〇入レ寺問レ制。制トハ寺々ノ規條ナリ。律ニ凡客比丘(即行脚僧)ハ入レ寺應レ問ニ舊住一。此中ノ僧伽有ニ何制令一。不レ問不レ者俱得ニ突吉羅罪一。(刪註)行脚ノ序ニ附記ス。當時多クハ傲慢ニシテ不レ知ニ此律一。」

道號　禪門ノ道號、黃龍ノ晦堂ニ始ルト云ヘドモ、唐ノ時已ニ越州ノ大珠(馬大師嗣)アリ。俗中ニハ古ク寒泉子、楞里子、鴟夷子等ノ號アリ。

上下肩　禪堂己ガ位ノ左右ヲ上肩下肩ト云。
五侍者　侍香、侍狀、侍客、侍藥、侍衣。
不釐務侍者　在₂侍者寮中₁不レ理レ事也。不釐務ノ語ハ、宋史ノ禮志、春明退朝錄等ニ見ユ。
洞脚（或作レ同）　日工集等ニ見ユ。不レ詳レ爲₂何職₁。
問禪　官人入レ寺。或其宅ニ就テ陞座、普說等請フ時ノ爲ニ、禪客一二人豫テ命ジ置テ、問答ノ化儀ニ備フ。圓悟大慧ノ時ニ始ルヨシ、古ク叢林ニ云傳フ。左モ有ベク、大慧普說ノ問禪ナド一通リノ樣子ニ非ズ。敎中ノ語等ヲ長ク引キ、又ハ偈ナドヲ造リ唱ル預テノコト、見ユ。
三綱　寺主、上座、（即首座）、維那、（僧史略）、上座、維那、典座、（名義集）、今ハ名義集ニ依ベシ。寺主ヲ諸局ニ列スルイカニゾオボユ。
山門三大禪師　都寺　維那　燒香侍者。
主事四員　監寺　維那　典座　直歲（割註）主事、知事、執事、皆同。」
都文、都聞　同位₂都寺上₁。都寺ハ在₂監寺上₁。都監、都總、都管皆謂₂都寺₁。
古ハ監寺ノミ。近世都寺副寺等ト稱スル皆監寺也。（割註）永平淸規ナド其事見ヘタリ。」
監院　亦監寺也。亦院主、院宰、主首、權管等ト云。
副寺　古ハ庫頭ト云。蓋都監寺ニ副テ財穀等ヲ掌ル。亦知庫、櫃頭、財帛、掌財等ト云皆同ジ。（割註）役牌等ニ關シテ諸職トスルハ古ニ非ズ。」
典座　典₂床座等九事₁〇九事出₂僧祇律₁。（割註）僧史略九誤レ凡。」
提點　知事之屬也。本朝廷ノ職ニシテ而叢林擬シテ立レ之。

納所　天如錄、正宗記等有ニ出納ノ所之語一。今略而稱レ之。

火伴　執レ爨者。亦火客、火佃等ト云。

十務　飯頭、菜頭、薪頭、水頭等。

辦事　雜務ノ人也。

莊主　詳ニ勅脩淸規一。副莊監收皆屬レ之。〇莊佃、莊客等ハ莊丁農夫也。屬ニ副莊一。

街坊化主　或ハ單ニ街坊トノミモ、化主トノミモ云。亦ハ供養トモ云。〇兄部、力者ノ上首也。〔割註〕力者直ニ力トバカリモ云フ。〕

直歲　當ニ一歲ノ幹事一者。直月直日可レ知。

巡更　守夜也。

持淨　即淨頭。

沙喝　日本禪林ノ稱ナリ。沙彌ニシテ服ニ喝食之服一也。

童行　少年ノ行者也。亦ハ童侍、僧童ナドトモ云。

聽叫　勅脩淸規ニ出。左ニ右住持一聽ニ叫呼一受ニ使令一者也。

視篆、濺篆　皆唐時ノ事也。借以爲ニ新命進山之式一。

唐書百官志節度使入レ境。州縣齋レ印迎ニ于道一。視レ事之日洗レ印視ニ其刓缺一。

一家宴　入院ニ不レ請ニ列刹一也。五祖錄、古林錄、物初錄、大鑑錄等皆有ニ一家宴之語一。

開堂　本ハ譯經院ニテ進ニ新翻之經一。謂ニ之開堂一。進畢閉堂ト云フ。〔割註〕春明退朝錄、湘山野錄等ニ出。〕

行香　巡堂出班。或官人入山等ノ燒香ヲ通ジテ行香ト云。

荅香、還香　凡ソ來テ焚レ香（挿香）者アレバ、我モ亦爲レ彼焚レ香コトヲ云フ。〇或ハ新ニ物故スル者ノ靈前ニ香儀ヲ奠スレバ、喪主來謝スル時、金銀等ヲ贈ルヲ還香ト稱スル。何ノ頃ヨリカ防リケン、禪林季世ノ薄俗ナルベシ。

回禮　答二他之禮一也。復禮トモ云。

迦提月　七月十六日ヨリ後八月十五日ニ至ルヲ迦栗提迦月ト云。此ニハ功德月ト云。〔割註〕栗ト下ノ迦ヲ略シテ迦提ト云フ。」

償勞月　梵網古迹善圓抄、從二八月十六日一至二九月十五日一爲二償勞月一。

四時坐禪　黄昏、後坐（四更）早晨（粥後）晡時（申）。

禪帶　禪坐ノ時ノ腹帶也。廣サ一尺、長サ八尺、首ニ有レ鉤。三重柔韋ヲ用テ製ス。三千威儀ニ見ヘタリ。達磨大師ノ像等ニ胷間ニ見ユルモノ是ナルベシ。

累レ手法　禪坐ノ時手ヲ股上ニ累ルコト、諸坐禪儀等ニ見ヘクレドモ、經ノ典據ヲ引カズ。〇請觀音經ニ、若欲レ得レ見二觀音一。端身正心不レ使二心動一。心氣相續。以二左手一置二右手上一。舉レ舌向レ齶令二息調勻一（文）。天台ノ疏ニ、以レ陰（左手）靜二鎭陽散一。（右手）又右ハ權ニシテ居レ下。左ハ實智ニシテ居レ上。（取意）。

蓮華合掌　出二理趣六波羅密經一。是淸淨ノ義ニテ、形ヲ謂ニハ非ズ。今或ハ合二十指一不レ合レ掌。未開蓮ノ如クスルハ誤レリ。已ニ合掌ト云、豈指掌齊シク合セザルベケンヤ。〇合掌者定二心想一也。（資持記）。〇手者二二邊合レ之爲レ一。權實不二也。〔割註〕天台觀音義疏。」取意。

大展三拜　睦州錄、大隨錄、五祖大平錄、虚堂錄（晋說）、南堂錄等ニ、皆有大展二坐具一三拜上之語。則就二坐具一言レ之明矣。○常ニ坐具ヲ全ク展開セザルハ自謙スルノ法也。然レドモ洞門等ニハ簡倣ナリトテ呵スル也。

百拜　數多キ也。不ニ必百遍一耳。○壹獻之禮賓主百拜ト、樂記ニアリテ、鄭注ニ、百拜以喩レ多ト云是也。百家萬邦等云フガ如シ。

萬拜　羣談采餘。餘冬序錄等ニ出タル朱晦翁ノ曾孫朱浚ガ、賈仰道ニ謟テ劄子ニ萬拜ト稱セシ事ニテ、禮ノ無キ所ナリ。

千拜　寶積經護國會

裁拜　即再拜也。音同故借用ルナルベシ。大鑑附錄ニ中吳承天南楚師悅裁拜。

上堂　是ハ常ノ事也。別ニ齋粥ヲ上堂ト謂コトアリ。傳燈藥山ノ章聯燈石梯ノ章等ニ見ヘタリ。亦過堂趁堂トモ云フ。

光伴　光ハ榮也。伴人ヲ貴ブ詞。○相伴ハ勅脩清規、聯燈會要等ニ出。

炙茄會（五祖錄）　冷淘會（石菴錄）、蓮華會（圓悟錄、慈受錄）、菩提會（大慧普說）、拈鬮賣（西巖錄）、聚會シテ茄子ヲ炙、冷淘ヲ設ル也。其事ニ依テ上堂等アリ。○冷淘ハヒヤムギノコト也。他モ準知スベシ。

淋汗　夏月浴ヲ設ル也。

淨髮　剃髮ヲ云フ。

焙經　焙經ト云ハ、唐山ノ寺々ニテ、煖レ綿拭レ經帋ノ蒸濕ヲ除クコト也。北礀文集、明極錄ニ、同焙

レ經獲ニ舍利一ト云アリ。往々有コトト見ヘタリ。經ノ威神力サルコト何ゾ怪ン。〇煖ハ音鍰、熱也、乾也、物ヲ煦煖ノ意也。

煖寮 煖席　煖屋　輟耕錄ニ入レ宅遷居者、隣里ヨリ醵レ金、治具シテ飲ニ主人一。謂ニ之煖屋煖房一ヨシ見ヘタリ。煖房ハ王建ガ宮詞ニモ出。花園ニテ煖席料ナド云コトアリ。頗違ヘルニ似タリ。

挿單 單位ヲ衆中ニ定ル也。〇起單、抽單共ニ請暇也。

和南 或ハ槃譚ニ作ル。和南ハ訛也。我禮、歸禮、歸命等ト翻ス。

南無 歸命覺ト翻スルハ誰モ知リタルコトナレドモ、コハ義翻ニテ子細アルコト也。先悲華經ニ佛ノ言フ南無者、此決定諸佛世尊名號音聲(文)。左アレバ直覺(佛)ニ歸命スルト云バカリノ義ニテハナク、何レノ佛ニマレ。南無某如來ト念ジテ、一心ニ歸命スル當體ソノマヽ、其佛ト不二一體ナレバ、唱ル我聲即其佛ノ聲ニテ、佛ノ自ラ名ノリ玉ヘル也ト云義也。左レバ唯識抄ニ翻シテ爲レ名トモ見ヘタリ。容易ニ解シ去テハ唱佛ノ功空シカルベシ。〇亦ハ那摩トモ、曩謨トモ云。皆梵音ノ訛也。

行道 即遶佛ノ儀也。經中ニ旋遶トモ云フ。三匝ハ三業ヲ淸淨ニシ、三毒ヲ滅スルコトヲ表シ、七匝ハ七支(十惡中ノ七)消滅ヲ表ス。今ノ楞嚴行道等ハ、經ニ所レ說ノ遶レ佛百千匝、無數匝ナド云ヘル義ニテ、敬ノ極ミ也。旋遶ノ五福ハ提謂經ニ出テ、五事ハ三千威儀ニ見ヘタリ。西方ニハ唯默シテ遶ル也。〔割註〕尋常ハ右遶、遶レ佛之義也。巡堂又夏制中ノ左遶ハ、遶ニ戒壇一之義ナリ。」

唱喏 引レ聲敬言也。〇喏玉篇ニ敬言也。字彙ニ俗云唱喏連珠喏ト云コト、見ニ夷堅志一。數人連聲ニ唱喏スルコト也。

草賀 權ニ賀スル也。入院草賀ハ草々ニ先賀スル也。入寺禮繁シテ不レ能レ備レ禮。因テ略シテ賀スル

也。

人事　三義アリ。見ニ人行レ禮曰ニ人事一。〔割註〕人事畢テ云々等。」亦餽贈モノヲ指シテ曰ニ人事一。亦生縁郷貫ヲモ人事ト云。〔割註〕某州人事ノ類。」

僉押　僉ハ書レ名也。押ハ花押也。

犍鐘　梵語ハ犍椎、此ニ鐘磬等ト翻ス。左アレバ鐘ニモ限ラズ。佛在世ニ僧ヲ集ルニ鳴スモノヲ、瓦木銅鐵ノ類スベテ犍椎ト云ヘリシヨシ、律等（五分）ニモ見ユ。○無ニ正翻一コトハ、彼ニ無ニ鐘磬一故也（南山法師）ト云ハ非也。梵王鑄ニ祇桓金鐘一。又迦葉結集ノ時撾ニ銅犍椎一。是鐘アル證也。○勅脩清規ニハ、　通各三十六下、合シテ一百八下、起止ハ稍緊。宜レ想ニ念偈一。偈曰。願此鐘聲超法界鐵圍幽闇悉皆聞々塵清淨證圓通一切衆生成正覺。

百八鐘　經律無ニ本據一。天竺ノ常法ハ一百二十ナルヨシ、事抄資持記等ニモ出ヅ。傳說ニ百八ハ表レ破ニ百八煩惱一。未レ見ニ典據一。群談采餘ニ、百八ハ一歲ノ義也。十二月二十四氣七十二候合爲ニ一百八一ト云說ウケガタキ義也。ヨシ左モアレ。俗典ノ法於ニ叢林一何ゾ可ニ取用一乎。

下堂鐘　粥罷デ鐘ヲ鳴スコト三下、名ニ下堂鐘一。

定鐘　初夜也○觸鐘起ト止トノ一聲ヲ云。

茶鼓粥鐘　祖忌献ニ茶湯一時。又ハ茶禮ノ時ニ鳴ス鼓ヲ茶鼓ト云フ。粥鐘可レ知。

雲鼓　齋鼓ナリ。

火鈴　巡更ノ鈴也○喝火ハ警レ火也。即今火用心ト呌ビテ巡ル也。火用心ハ古キ物語ナドニ火危トアル是也。

昏鼓　初更一點ノ前ニ考是也。

魚鼓　即木魚也。

桐魚　蔵叟摘稿有二三疊桐魚之語一。亦木魚也。

石魚　秦淮海集ニ有二石魚詩一。

梵放　鐃鼓等ヲ總稱ス。杜甫ガ梵放時出レ寺。鐘殘仍殷レ林ハ、梵唄ノコトニテ、字モ梵トノミ一字也。石門ノ（洪覺範）烟雲薇嶠梵放翻酢ストアルハ、スベテ法器ノ鳴リモノヲ指ニ似タリ。先ハ梵唄ニ係レリ。

行益　行レ食益レ食也。

提調　幹レ事辦レ之也。一事ノカヽリニテ其事ヲ辨成ス也。職名ニハ非ズ。事ニ臨ムノ稱謂也。（勾當）

稟覆　共ニ白レ事也。侍者通覆ス等是也。

提點　事ヲギンミスルコト也。（點對物又事ヲ讎校スル也。

交　交參シテ取與スル也。交ニ侍者ニナド云是也。

交點　交參點撿スル也。

交割　ウケトリワタシ也。山門ツケワタリノ什物ナド交割モノナド云是也。○交收ウケトリテ收メタル也。交管。

吹噓　昔言故事ニ、求ニ薦擧一曰ニ倚借二吹噓之力一是也。推奨薦拔之義也。○業器箋ニ引レタル類志ノ（鄭運傳）、噓レ枯吹レ生ノ語ハ評論抑揚ノ義ニテ、繙ヲ以テ枯レタル木ヲモ噓煦シテ活セシメ（揚）、發生スルヲモ吹什シテ枯レシムル（抑）ノ意ナレバ、花園門派ノ吹噓狀ナドノ典據ニハタガヘルニヤ。○

〔割註〕杜甫詩、「惟待吹噓送上レ天、是近臣レ知也。」

輪差　差ハ差使也。輪差ノ字ハ、唐書ノ宣宗紀ニ見ユ。又差ハ擇也。詩陳風ニ穀旦于差。〔輪差住持、（輪番ヲ云）〕、勅差住持等ハ簡義ヲ含ルニ似タリ。○公差モ同ジ。〔割註〕今關東ヨリ公帖ヲ以テ命ゼラル、ヲ公差ト云アタレリ。」

差定　即擇ニ於衆ニ而任定也。

打給　食ヲ他處ニ餉ル也。

十佛名　食時ニ十佛ヲ念ズルコト、始ニ道安和尚ニ。

五觀　食時五觀ノ文ハ、出ニ于日用規範、釋氏要覽ニ。不レ言ニ出處ヲ。行事抄、對施興治篇、隨戒釋相篇ニ言ニ此事ヲ。蓋皆本ニ諸佛藏經大論等ニ。○五觀宜ニ想念ストアリテ、默念スベシ。高聲ニ唱ルハ非ナリ矣。

呪願　三德六味云々。六味ハ出ニ涅槃經ニ。三德ハ出ニ增一阿含ニ。（色香味也）、粥有ニ十利ト云々。出ニ禪苑清規ニ。一説ニ、此偈ハ唐ノ齊己仰山ニ在シ時ノ作也ト、未レ審。

施財呪願　財法二施等無差別。檀波羅蜜具足圓滿。此又出ニ禪苑清規ニ。

生飯　出生　二縁アリ。一ハ涅槃經ニ令レ施ニ曠野鬼ニト、毘奈耶律ニ令レ施ニ鬼子母ニト、是同縁ニテ、唯出家ノミ行レ之。二ハ寶雲經ニ令レ施ニ餓鬼ニ。此ハ別ニ具ニ斛食ヲ、夜間ニ呪シテ施ス。道俗ニ通ズ。○生ハ衆生ノ義ニテ、統紀ニ出ニ衆生食ヲ是也。或說ニ受ニ左掌之生氣ヲナド云ヘル、無稽ノ說不レ足レ取也。養持記ニ、施レ生不ニ必多ニ也ト云ヘルニテモ見ツベシ。

九味齋　大鑑清規ニ、祖師ノ諱忌ニ所レ設。○或云、僧家ニハ不レ可ニ晩食ス。是固然リ。然トモ為ニ兒孫ニ者盡ニ如在之義ヲ。以酧ニ法恩ニ。前晩直設ニ茶湯ヲ。於レ心有レ所レ不レ盡。故具ニ鳩美齋ヲ。以見ニ殷勤之意ヲ耳。

一中　聯灯會要、洞山价禪師已逝衆號慟。師忽開レ眼。令三主事辨二愚癡齋一中一。傳灯ニハ作二一普一。蓋一中ハ一堂也。一普ハ普及二一衆一也。○揚誠齋ガ詩ニ、有二齋一中之語一。或ハ云、中與レ鍾通ズ。亦云一座一筵ノ義也ト、○〔割註〕又六一集内制大會齋一中。又江湖紀聞水陸一中。」

靑苗會　勅脩及幻住淸規、五月廿八日起二靑苗會一。三日至二六月初一日一散。蓋轉二華嚴經一也。明極錄モ有二靑苗會上堂一。〔割註〕菩提會見、大慧普說。」

知識會　出二北磵續集一。供二養法界品五十三善知識一也。

楞嚴會　相傳フ、眞歇和尙（丹霞淳嗣）明州ノ補陀山ニ住スル時、僧行悉ク疫ヲ患フ。和尙乃大士ニ祈テ、夢ノ告ヲ感ジ、令三衆行道諷二誦此咒一。一衆平愈スト、○古法ハ放參後、山門首ニ諷經ス。歇和尙住二徑山一日。則於二粥罷一行レ之。既ニ古法ト云ヘバ、歇和尙以前ヨリ行レシコト明ケシ。

○補陀山ハ　本邦齋衡（文德天王）ノ頃、僧慧蕚、檀林皇后ノ命ニ因テ、唐土禪宗ノ一名師ヲ請ゼンタメ、入唐シテ杭州靈池寺ノ齋安國師ニ謁シ、其上首義空禪師ヲ請ジテ歸朝シ、再入唐シ、登二五臺山一得二觀音聖像一。唐ノ大中二年（宣宗）本國ニ歸ントシ、寧波ノ海濱ニ臨テ船ヲ發セムトスルニ、重フシテ不レ進。舟人其石像ヲ出サントス。蕚遂ニ聖像ヲ奉ジテ其地ニ留リ、漸ク名藍トナリ、補陀山寺ト號ス。後律寺トナリシヲ、歇和尙菴ヲ山上ニ結ビ、海岸孤絶處ト題ス。郡ヨリ朝廷ニ請テ律ヲ改テ禪刹トナシ、請レ師住レ之。

六諷經　未レ見二所出一。但初一日ト十六日トノ土地諷經ハ、幻住淸規ニ見ヘタリ。明庵ノ護國論ニモ見ヘ、且云、此日也。衆聖會レ衙之辰ナル故ニト。

日中諷經　相傳フ、弘安中（後宇多天王）蒙古（元世祖）寇二于鎭西一。故ニ鎌倉將軍ヨリ建長寺ニ祈禱ノ

命アリテ、日中始テ普門品ヲ誦ス。爾來常規トナルト。

轉讀般若　法出二蘇悉地經一。

四聖號　勅脩淸規ニ、尊宿遷化病僧念誦等ニ四聖ノ號ヲ念ズト云コトアリ。所謂ル南無阿彌陀佛。南無觀世音菩薩、南無大勢至菩薩、南無淸淨大海衆菩薩、海衆者揔擧二西方諸聖一也。

浴佛偈　我今灌沐云々。出二浴佛功德經一。洞宗所レ誦出二瑩山淸規一者異レ此。未レ知二其所レ出。

楞嚴會ニ楞嚴頭アリ。〔割註〕叢林今經柱ト云モノトハ異也。」唱二序引與二咒心一ト云ハ、經ノ首尾ノ文ヲ誦スル也。○唱トハ朗聲ニ勢ヒヲ着テ誦スルヲ云。

回向　誦經畢テ疏ヲ念ズルヲ單回向トノミ云ハ、歇後也。回向ノ疏、又ハ回向ノ文ナド稱スベシ。回向トハ回レ事、〔割註〕誦經寫經等ハ事ナリ。」向レ理、（眞如菩提）、回レ自向レ他回レ因、〔割註〕所レ脩一切諸善業。」向レ果（佛果）也。〔割註〕四明ノ修懺要旨等ノ意ナリ。」右ノ旨趣ヲ叙列シタルヲ、回向ノ文トモ疏トモ云也。華嚴十回向品ノ疏ニ、回者轉也。向者趣也。轉二自萬行一趣二向三處一。三處トハ衆生菩提實際也。所謂眞如實際、莊嚴無上、佛果菩提、（以下皆衆生）、上報四恩、下資三有、法界羣生、同圓種智也。○略三寶ニ、〔割註〕回向文ノ結後ノ十方三世云々ヲ略三寶ト云ナリ。」鳴レ磬ノ法十方、（佛一下）、諸尊、（僧一下）、波羅密、（法一下）、以別二三寶一也。

鬼子母　訶利帝此ニ惡賊ト云。是ハ鬼子母ノ受戒以前ノ惡名ナリ。受戒以後ハ宜レ稱二歡喜母一。○毘奈耶雜事ニモ、勅二弟子一於二食次一出二衆生食一ノ緣アリ。〔割註〕上ノ出生ノ緣ト併見ルベシ。」

津送　不レ限二亡者一。津送（禪林寶訓）、津發〔割註〕六學僧傳痴絕錄。」津遣〔割註〕傳灯招賢章、古林錄、

朱子語錄。」津逮〔割註〕水經注、津逮秘書名取ニ水經注ニ乎。」等ノ語、皆生人ニモ物ニモ用ユ。〇羣玉集ニ黄檗ノ母提至ニ福清渡ニ。一跌而終。運隔岸秉炬曰。一子出家九族登天。若不ニ生天ニ。諸佛妄語。是ヨリ没レ亡曰ニ津送ニトハ、本邦ノ妄傳ナリ。

追薦　灌頂十方淨土經ニ、中陰ニハ身如ニ小兒ニ。罪福未レ定。應下爲脩レ福願ニ令三亡者神生ニ十方刹土ニ。又衆生不レ信ニ三寶ニ。不レ行ニ法戒ニ者。當レ墮ニ三塗ニ。親族爲修レ福。七分之中爲レ獲ニ其一ニ也。〇法苑珠林ニ引ニ往生經ニ云。亡後作レ福。死者七分獲レ一。餘ハ屬ニ現造者ニ。

逆修　灌頂經第十一〔割註〕灌頂隨願往生十方淨土經。」詳ニ明下未レ終之時逆修ニ三七ニ之福無量上也。〇雲棲正訛集誤爲ニ聽說ニ。未レ讀ニ此經ニ也。〇經文三七谷響集引ニ統紀要覽ニ作ニ生七ニ。是從ニ訛文ニ不レ知ニ經有ニ正文ニ也。

頓寫　法華傳記。唐僧僧寶僧行事爲レ本。日本ニハ法藏爲レ本。亦雜談集〔無住和尚〕ニハ、南都大安勤操僧正ヲ昉トス。〇中右記〔割註〕中御門右大臣宗忠公。」ニ、嘉保三年〔堀川院御宇〕三月十八日、京中上下ニ萬人ニ一日ニ寫ニ一切經ニ。又一代要記ニ、建暦〔割註〕順德院即位ノ年。」四月廿三日、以ニ一萬五千人僧ニ一日寫ニ一切經ニ。〔以上〕〇按ズルニ、嘉保、建暦ノ二舉ハ、本邦頓寫ノ大佛事ト云ベシ。前後如レ此ノ盛事ヲ見聞セズ。殊ニ嘉保ノ時ハ、京中上下ノ俗家ノ事ト聞ユ。尤貴ムベシ。當時豈カヽル佛事ヲ聞コトヲ得ンヤ。〔割註〕此二事ハ、寛政年間伊勢ノ本居宣長ガ著シタル玉勝間ト云ヘル書ニ見ヘタルヲ抄ス。」

物故　釋名ニ言フコヽロハ、人死諸物皆就ニ朽故ニ也。〇漢書蘇武傳ノ注、同ニ釋名ニ。〇後漢書牟長傳物故ノ注ニ、引ニ高堂隆說ニ云。物無也。故事也。言フ死者無ニ復所レ能ニ事故ニ也。〇按物歿也。故如レ字。

言殘面爲ニ故物ト也。

眼同　此語勅脩幻住ニ淸規及佛祖通載等ニ、往々此語見ユ。蓋元ノ時ノ語ニテ、眼前一同ノ義也。○〔割註〕眼同收拾付還眼同焚燬之類。

合用　合用之器、合行之事ナド云コトアリ。當レ用ノ器ト云コト也。合干之人ハカヽリアヒノ人ト云コト也。

生疎　乍入叢林諸事生疎ハ、法規ニ未熟ニシテ鹿疏ナル也。

大藏經ノ卷數ヲ五千四十八卷ト云ハ、開元釋教錄ノ數也。元末ニハ六千二百二十九卷ナリ。見ニ宋景濂文集ニ。○千字文ヲ以テ函號トセシコトハ、開元釋教錄ノ略出ニ昉ル。〔割註〕自ニ天字ニ至ニ群字ニ凡四百七十九號。○明ノ續入藏至ニ塞字ニ。其後續入八十九函又續入三十函千文ヲ用ズ。」

五部大乘經法華玄義ニ、究竟大乘ハ無レ過ニ華嚴大集大品法華涅槃ニ。○五部大乘經ノ目、蓋本レ諸。雲栖正訛集ニ會レ之而不レ及ニ玄義ニ者。不ニ深考ニ耳。

四大部經　勅脩淸規、佛祖統紀等ニ見ユ。蓋華嚴涅槃寶積般若也。○統紀ノ注ニ、加ニ珠林ニタルハ誤レリ。珠林豈經ト謂フベキヤ。

大悲咒　阿遊孚大悲普說ニ、如ニ大悲咒阿遊孚ニ。杜撰者輙易レ遊爲レ逝。言是鬼名。因ニ鬼告ニ易レ足豈可下信ニ鬼語ニ而誣中先聖上乎。○叢林公論〔者菴〕ニモ辨レ之。

尊勝咒　佛陀波利五臺山ニ入、親ク文殊ノ託ヲ稟、西域ニ還リ、取レ之更ビ震旦ニ來リ、其ニ天子ニ奏シ、流傳セシ所也。除レ罪消ニ信施ニ莫ニ之過ニ焉。今盛ニ現行スルコト豈無レ由乎。

紙馬　尙直編、桯談、摭異志、宋史禮志等ニ、燒ニ紙馬ニ施ニ鬼神ニコトアリ。元亨釋書ニ載ス。釋靑公

神祠ノ畫馬ヲ補ヒ、神喜ビ謝セシコト、其他ノ書ニモ、鬼神馬ニ騎レルコト多シ。凡テ衣錢等皆帋モテ製シ燒レ之、其ノ亡者ニ手向レバ皆受用スルコトヲ得ルト也。○今神祠ニ多ク畫馬ヲ掲グルコト、蓋上ニ云ヘルノ遺意ナリ。○近世多ク勇士擊刺鬭戰ノ圖、或ハ娼婦俳優等ノ貌ヲ畫キテ神前ニ掛ク。擊殺ハ德義ノ事ニ非ズ。娼優ハ淫汚ナリ。共ニ神ニ褻狎スト謂ベシ。

則　丹鉛摠錄(揚升菴)云、佛書ニ以ニ一條ヲ爲ニ一則ト。洪景盧ガ容齋隨筆、史繩祖ガ學齋佔筆ニ用レ之。○祖庭事苑云、宗門因緣一段一節ヲ爲ニ一則ト者。則字从レ貝从レ刀。貝ハ人ノ所レ寶。刀ハ人ノ所レ利也。所レ發之語。人皆寶レ之各得ニ其利ヲ。○此說甚鑿セリ。蓋謂レ可レ爲ニ學者之法則ト耳。

右語　道場疏首列ニ某州寺甲値某事等ノ語ヲ。次ニ右伏以ノ三字ヲ以起ニ疏文ヲ。故ニ謂ニ之右語ト。文體明辨、六一集等ニ有ニ此語。

無頭榜　鏡堂錄、日工集ニ有ニ此目。蓋隱ニ姓名ヲ報ニ時變ヲ者也。宋ノ英宗ノ時、韓琦出ニ空頭勅一道ヲ是也。

日子　餘冬序錄引ニ文選陳琳檄等ニ言。每日必起ニ干子ニ。(干非ニ助字ニ。)

捻子　謂ニ文書藁ノ。

帖子　請レ人等記ニ其事ヲ于小片紙ニ。

批　注ニ三四字ヲ可ニ否其事ヲ。蓋付帋ノ類。

可漏子　書函也。可、殼音通ズ。○又身躰ヲ可漏子ト云。是虫ノ甲殼ノ如クナル故也。又恕中錄ニ轉ジテ法衣ヲ可漏子ト云。思テ知ベシ。

俵嚫　俵ハ散施也。

憑由　古ハ僧道共ニ（割註）道ハ道士ナリ。免丁錢ヲ官ニ納メテ、官ヨリ免レ丁ヲ（一人之役）ノ記シ給テ憑（證）トス、是ヲ免丁由ト云。丁ハ男二十ヲ曰レ丁是也。

牀曆　僧堂床上所レ記ノ僧籍也。○曆ハ次第歷記スルヲ云。

文曆　常住ノ錢物、僧供ノ出納ヲ記スル簿ヲ云。

目子　目錄也。

帳　會二計事物之數一曰レ帳○計帳、帳目等皆是也。○帳簿ニ所レ用省字錢ヲ作レ分。盡ヲ作レ尽。（丹鉛摠錄）。

依子　齋ノ時依レ嚫、以二小片紙一朱ニ印二某寺號一。先依ニ散二印紙一。後日各持レ之爲レ憑。謂二之依子一。

打二齋火帳一　打飯ノ帳也。

開具　開二列事數一具記スル也。○條具モ同レ之。

紅糟　勅脩清規ニ、十二月八日佛成道庫司預造二紅糟一。○日工集、牧牛女獻二乳糜一。是其遺意也。

瓔珞粥　永覺外集ニ見ユ。

黑飯　勅脩清規、四月八日浴佛庫司預造二黑飯一。

桐飯　雲臥記談ニ見ユ○山堂肆考ニ、零陵人遇二寒食一。採二桐葉一染レ飯食レ之。道家謂二之青精飯一。亦曰二青飢飯一。

普茶　黃檗淸規ニ、常住設二普茶一。言普及二一衆一也。

羅齋　冷齋夜話、山菴雜錄等ニ見ユ。（夜話作レ囉）。

三事衲　五條、七條、九條也。

脫レ帽爲レ禮　四分律ニ、佛言。比丘不レ得レ裹レ頭。三千威儀入レ室五事相應。一當二於レ外彈指一。二入當レ脫レ帽。三當二作禮一。四當二正位人敎レ坐乃坐一。五不レ得二妄持レ經入一。又事レ師五事ノ一二當下著二袈裟一脫上帽。

六稜帽　今濟門ニ所レ用六楞帽ハ、夢聰國師ニ始ルト云。

菩薩巾　今云フ觀音帽子ナリ。

頭袖　唐ノ代ニ召二國一一對御。適天寒シ。帝以二銷金龍袖一覆二其頭一。後傳テ爲二頭袖一。

禪巾　書維摩所レ被是ナリ。

褊衫　合二掩腋衣與一覆肩衣一而制者也。〔割註〕掩腋衣ハ僧祇支也。」

直綴　褊衫與二裙子一直ニ綴合スル也。

汗衫　上衣也。即褊衫。

卸衣　褶二收袈裟一搭二左臂一也。（卸作レ叉、非ナリ）。

衩衣　不レ帶也。（衩字撿二字書一無二此義一。蓋傳來ノ義ナリ）。

腰帛　或ハ作二腰白一。尊宿遷化小師ノ孝服白帶圍レ腰謂二之腰帛一。○枯崖漫錄ニ有下打二腰白一之語上。

什物　史五帝紀、前漢平帝紀、後漢宣秉傳等。○注什ハ數ナリ。常用ノ器非レ一。軍法ニ五人ヲ爲レ伍。五伍ヲレ爲レ什。共二其器物一故ニ、生々ノ具ヲ爲二什物一也。左レバ叢林ニ轉ジ稱スルニハ、衆僧ノ共用ノ器ヲコソ什物ト云ベケレ。常住交割ノ具ヲ某寺ノ什物ト云ハ誤ナリ。

隨物　僧祇律、三衣尼師壇乃至針筒常持等。○隨レ身不レ可二一日欠一者也。

百一物　薩婆多ニ百一之外皆是長物。○百ハ凡百ノ百ナリ。スベテ隨物只畜レ一テ餘計ナキヲ云。

[illegible]香　[illegible]ハ瓜ニ从ヒ刀ニ从フ。二字ノ内ナルベシ。从レ爪モノ字書ニ見ヘズ。从レ瓜者ハ瓜中ノ實ナリ、从レ刀者ハ剖也。何レニテモ判タル香ノ[illegible]バカリナル小片ヲ云ナリ。[illegible]香ト唱ルトキ、小片香ヲ拈起シテ唱了テ、ヤガテ爐中ニタキテ信ヲ表スルコトナルヲ、何レノ頃ヨリカ、別ニ[illegible]香テウ物ヲ木モテ製リ、人ノ掌ニ擬シタルヲ用ルコト、陋ナリト云ベシ。或ハ少林[illegible]ノ遺意也ナド云ヘル、其實ベシ。既ニ大法ヲ提唱スル仁ニ當テ、昔學位請益ノ意ヲ表センヤ。○久シク倭來リ、本山ニモ行ル、儀ナレバ用ズバアルベカラズ。但上ヲ闊ラカニ下ヲ方ニシ、徐ク竪理ヲ作テ併指ノ如クスベシ。通貫ハ陋也。

長明燈　北磵集ニ、一燈傳百千燈、冥者皆明、明終不盡。伊尹所謂先覺覺後覺者也。是ハ理ノ法燈ヲ云ヘリ。○江寧縣寺有晉時長明燈。歲久火色變靑、而不熱。隋文帝已謝其久。至今猶存。（按ニ淵鑑類函ニ引山堂肆考。）而シテ至今猶存ヲ、隋平陳猶不滅ニ作ル。

罣罳　板屏在椅子後者。亦稱罘罳。（俗ニ云フ衝立ノ類）。

數珠　數珠、功德經一百八顆當除百八結業獲常樂果。○按ニ用三十六珠者。三分百八之一也。十八珠者六分之一也。陀羅尼集經ニ云フ、母珠ハオヤ、玉記珠ハカヅトリニテ、定珠ノ外ノ小顆ノ小珠也。

獦和子　寠姑之手也。○亦葦背ノ類ヲ養和ト稱スルコトアリ。

蒲籠　曇希叟禪房十事ニ有蒲籠。亦曰溫蒲。

交椅　參椅　胡床　何レモ摺床也。拔步床トモ云。今ノ曲彔ノ類也。

鉢支　鉢盂無底傾キ動クガ故ニ、銅鐵牙角竹木ナドヲモテ、底ヲ支ルモノヲ製ス。コレヲ鉢枝、（十

誦律)、鉢鈙、(僧祇律)、鉢揩、(傳灯錄)等ト云フ。今謂ニ之楪ニモノ也。○按ニ鈙ハ釜ノタグヒニテ支ルノ義無シ。蓋字ノ旁ノ支ナルヲモテ、字ヲ借テ銅鐵ニテ製シタルヲ鈙ト云フ耳。

竿　曝衣竿ナリ。

淸閑錢　即免丁錢也。(免丁上ニ見ユ)。

長生錢　無盡財共ニ、律(僧祇等)ニ出テ、三寶共ニ通ズレドモ、今ハ常住錢ヲ別シテ云ヘリ。長生無盡ハ母子展轉シテ盡コトナキ義也。

抽分錢　亡者ノ衣物估唱(唱衣也)、十分ノ三ヲ抽テ、常住錢ニ入レ、餘ハ僧資ニ供ス。謂ニ之抽分錢ト。○官ニモ亦有レ之。元史食貨志、續文獻通考征榷考等。

率財　醵錢ノコト也。醵ハ合レ錢會飲スル也。二祖忌、三佛會等ニ衆錢ヲ率テ香燭齋料等ヲ辨ズルコト也。○按ニ、率ハ、字典ニ增韻ヲ引テ募也トアル、是ニカナヘリ。○率財醵錢ノコト、續酉陽雜俎、及鼠璞等ニ見ユ。

折錢　錢ヲ布帛ノ價ニ折中シテ供スル之也。

上嚫　下嚫　嚫　攤　通ジ用ユ。

噠嚫　梵語也。此云ニ檀施ト。字出ニ于增一阿含悲華經羅摩伽經等ニ。

香貲　字見ニ翰墨大全ニ。亦云ニ香財ト。今香、資香儀等ト云フ共ニ雅正ナリ。

守持衣　根本百一羯磨ニ出ルヨシ、萬菴祖翁ノ筐衍錄ニ載セラレタリ。七條衣ノ最略品也。

黑七　齋七　瑜伽論ニ詳ナリ。要覽ニ解シテ云、尋ニ經旨ニ。(割註)中陰經等ナルベシ。」極善惡ニハ無ニ中有ニ。(割註)冥間ニ化シテ一相ヲ起ス、小兒ノ身ニ似タリ。以テ識ヲ傳フコレコノ中有ト云。」中有ノ

身ヲ受ルハ、中下品ノ善惡樣ナリ。中有ノ壽ハ七日ニ極ル。七日ノ中ニ生緣不レ定ハ、中陰ニテ死シテ復生ル。如レ此展轉生死シテ、七七日中陰ニ住ス。七七日ノ後ハ、決定シテ得レ生。已ニ中下品ノ業ナレバ、餘業ノ助ニ依テ、惡報ヲ善ニ轉ズルコトモ得ル也。故ニ人亡シテ七日ニ中ル每ニ必營レ齋追薦スルヲ累七齋七ナド云。〇正法念處經ニ一十七種ノ中有ヲ說ケル中ニ、若シ生天ノ者ハ中有ヲ見ルニ、白氈ノ垂下スル如ク、其人ノ識神コレヲ見テ、擧レ手攬レ之ト覺テ、便天人ノ中有ヲ受故、累七ノ佛事ニハ白紙ノ幡子ヲ作リ靈ニ示スベシ。北地ノ人招魂ノ帛ニ白練ヲ用ユ。甚合ニ經旨一。

年忌　ノ事上ニ旣ニ云ヘリ。本邦ニモ、古ハ一年ヲ果ト云ヒテ、其外ハモノセズ。漢土ニハ喪ノ終ノ三年ヲ大祥トテ祭ノミ也。其他ノ七年以下ハ、佛說ニモ典據ナシ。何レノ頃ヨリ誰ニ始リケン、カヽルワザハ必竟孝子ノ親ニ忍ズ、貞婦ノ夫ヲ慕フナド已ベカラザル至性ニ出テ、何ヨリ誰カ始シトモナク、自ラ行レケルナリ。左レバ典據ナシトテ爲ザルハ人情ニアラズ。園大曆ニ、〔割註〕中園相國公賢公。」貞和〔光明帝〕三年九月廿五日。竹林院左大臣卅三回忌辰也。因レ玆廣義門院被レ脩ニ御佛事一。件ノ每月佛事。先規未レ詳。教內無ニ所見一云々。所詮幽靈之追福遠近盡ニ懇志一之條。可レ叶ニ孝子之道一歟。

此論實ニ相國ノ語ニテ、大體ヲ知レリト謂ベシ。其頭已ニ先規不レ詳。則久シキワザニゾ有ケル。

塔銘　今墓側ニ樹ル卒塔婆ニ、塔銘トテ臨時ニ偈ナド製シテ、塔面ニ題スルコト、善知識ハ可也。容易ニ爲ベカラズ。已コトナクンバ、諸經ノ中ノ四句ノ偈ヲ寫ベシ。〔割註〕予經中ノ偈ヲ抄出シテ、此事ニ備フ。諸經摘偈ト云。」卒堵婆、浮圖、偸婆、私偸簸、皆梵語ノ訛ナリ。此ニ翻シテハ方墳、圓冢、高顯、ナド云フ。此塔婆ニ擬シテ木塔ヲ製スル也。今多クハ五級ノ形ニ作ル。是甚僭也。簡略シテ柱ノ如ク、層級ナキ却テ佛制ニ契ヘリ。涅槃後分ニ、佛ハ十三層ニテ上ニ輪相アリ。〔割註〕又相輪

トモ云。」辟支佛ハ十一層、阿羅漢ハ四層、何レモ衆寶嚴飾セリ。輪王モ七寶成ナレドモ、層級ナシ、未レ脫二三界一也。十二因緣經八種ノ塔佛ハ八層、菩薩ハ七層、支佛ハ六、四果ハ五、三果ハ四、二果ハ三、初果ハ二、輪王ハ一、凡僧ハ但蕉葉火珠ノミ、輪王スラ然リ、況ヤ凡夫ヲヤ。

居士信士院號ナド、民間ニ用ルコト何レノ頃ヨリ始リケルニカ、居士ハ禮記ニモ出テ、俗典ノ稱ナレドモ、借テ在家道德ノ稱トナス。維摩居士等是ナリ。信士ハ即優婆トナリ。五八戒ヲ受ル俗人ヲ清信士ト稱スレバ妨ナシ。（信女準レ之）。サレド道德ノ名聲モナク、一戒ヲモ持セザル凡民ニ、輙ク用ユベキコトカハ、マシテ院號ノ如キハ、オフケナク天王讓位ノ後、其仙洞ノ御名ヲ以テ稱シ奉ルコトニテ、大臣家ナドモコレニ準ゼラル、コト也。流弊ノ今日セムカタナケレバ、諸侯等マデハ、セメテ可也。其以下ハ如何ニモシテ制止セラレタキコト也。

大姉　ハ經文（七賢女經等）ニモ見ヘ、亦大師トモ云ヘリ。（割註）毘奈耶律等出。黃龍書尺佛光錄等據レ之歟。」單ニ姉トノミモ呼ベリ。（割註）舍利弗淨目女ヲ呼ガ如キ是ナリ。」

女稱居士　覺心居士（見二物初賸語一。）了心居士（見二天女錄一。）妙淸居士（見二明極語要一。）易安居士（割註）易安ハ宋ノ格非力、女淸照ト云テ、能レ文見二萬姓統譜一。格非ハ著二洛陽伽藍記一人也。容齋隨筆ニモ見ユ。靑娥居士（見二徐氏華精一。）惠齋居士（割註）胡夫人善レ畫見二圖繪寶鑑一。」其外ニモ猶有ベシ。然ドモ是書畫風流ノ韻稱ニテ、通方ノ正呼ニハ非ズト知ベシ。陵稚隆ガ女モ居士ト稱セシコト見ヘタリ。偶々其書ヲ忘ル。

遷化　遷化ノ字ハ、漢書ニ出タレドモ、死ヲ遷リ化スル義ニ取ルノミ。釋師ノ卒スルハ、此土ノ化緣盡テ、他方ニ遷リ化度スルノ義也。

南屏燕語 終

答問雜稿

答問雜稿目錄

卷之一

卷之二

巻之三

答問雜稿　卷之一

清水濱臣　著

○はたつもり

古今六帖　はたつもり　　　よみ人しらず

　わが戀はみやまにおふるはたつもりつもりにけらしあふよしもなし

夫木集卷廿九　令法　家集ある人合法といふ物をおこせたるにかくいひやりける　　能因法師

　今よりはみやまがくれのはたつもりわが打はらふ床の名なれや

永久四年百首　忍戀　　俊頼朝臣

　おく山の草がくれなるはたつもりしられぬ戀にやまふ比かな

　此歌、散木集にもみえたり。

新撰六帖　はたつもり　　衣笠内大臣家良

　里人やわか葉つむらんはたつもりと山も冬は春めきにけり

前藤大納言爲家

　しぐれぬにかさなる山のはたつもりはたつもりゆく罪ぞ悲しき

九條三位入道知家

　いまよりはこのめもはるのはたつもり時來にけりと人やたづねむ

はたつもりつもりし雪も消ぬればしづがすさびにわかなつむらん　前左京權太夫行家〔或云信實〕

此歌、現存六帖にも入たり。雪もを雪の、すさびをすまひとあり。此ふたつはいづれにても聞ゆべし。結句のわかなをわか葉とあるは、げに扨こそ聞えたれ。わかなにては聞えがたし。現存に從て、新六のかたをば誤とすべし。衣笠の歌をも思ひあはすべし。

ねやいらぬとやまの春のはたつもり葉にのみ出て人にしらるゝ　入道右大辨光俊

古書に見えたるは是等なるべし。さて是はもろこしにて、山茶科といふものにて、救荒本草にくはし。令法といふ名目は、もろこしの書にはみえず。是は山茶科の異名にや。令法をレウブといふか。又はレウフといふ字は別にありて、夫木集には宛字をかきたるが、夫木はさるたぐひ多ければ、一わたりにては本字となしがたし。はたつもりの語意もしりがたし。是は猶後に考ふべし。

救荒本草九〔廿八丁〕



山茶科

救荒本草卷九云、

山茶科　生中牟（ボイ）土山田野中。科條高四五尺。枝梗灰白色。葉似皂莢葉而圓。又似槐葉亦圓。四五葉攢生一處。葉甚稠密。味苦。

救飢　採ニ嫩葉一。煠熟。水淘。洗淨。油鹽調食。亦可ニ蒸晒乾做レ茶煮飲一。

大和本草十二云、

山茶科（リヤウホウ・ハタツモリ）　救荒本草ニノセタリ。和名レウホウト云。藻鹽草ニ、令法ハハタツマリト云木ノコトナリ。古歌多シトイヘリ。其葉、淀川ツヽジニ似テ、葉ノサキトガル。木モ枝モヨド川ツヽジニ似テ高シ。凶年ニ飢民葉ヲトリ蒸テ食ス。都ニモ飢歳ニハ賣ル。又貧民ハ平時モ煮テ上ニオキ、飯ニマゼテ食ス。味ヨシ。其葉、枝ノサキニ一所ニ圓ニ連生スルコトツヽジノ如シ。

○フシクロト云小木アリ。其葉ヲ取テ凶年ニ食ス。山茶科ト一類ニ非ズ。

小野蘭山救荒本草會誌云、

山科〔リヤウブ〕、ハタツムリ〔古名〕、

山中ニ多シ。ツヽジノヤウナル小木ナリ。ツヽジノ葉ヨリハ大ナリ。四五枚ヅヽ互生ス。葉ノマハリニ細鋸齒アリ。古木ニシテ大ナルハ丈餘ナルモアリ。葉ハ四五寸ニオヨブ。大木ナレバ花ノ長サ四五寸ニシテ下垂ス。犬サクラノ如シ。白色ニシテ五瓣ナリ。植木屋ニテ木ブシト云。田舍人ハ春ノ新芽ヲ取テ飯ニ交ヘ飯ス。レウブメシト云、味佳ナルモノト、大和本草ニ見エタリ。紀州ニテハ諸木ノ若芽ヲトリテ干乾カシテ飯ニ交ヘ食スルニ、レウブヲ上品トスルトナリ。

按ずるに、上文に擧たる新撰六帖の歌どもにも、わか葉つむよしよめるによくかなへり。大和本草にひけるは誤にて、藻鹽草には、令法とて新撰六帖の歌を五首作者もしるさずひけるのみにて、ハタツマリとはなし。會誌に、ハタツムリとひけるも誤なり。貝原氏などは、いさゝか古言の學をもせられ

たる人なれど、あながちに心を入られざりし故に、ふと暗記のまゝにてしるされしなるべし。小野氏はさらに國學はしらぬ人なれば、是もたゞきゝつたへをしるされしなるべし。大和本草に、又レウホウを和名としるされしも誤なり。レウブ、レウホウは字音なり。方言なり。和名といふものにあらず。すべて今の本草家といふものは、皆方言を和名と心得をるなりけり。さて大和本草に、ヨド川ツヽジといへるは、關東の方言にいふドウダンツヽジのことなり。

文化十年九月念二　　濱臣稿

「まそほのすゝき〔割註〕ますほのすゝき、ますうのすゝき、まそほの糸、ますほの小貝、まそほのいろ。」

堀河院百首　薄　　俊頼

花すゝきまそほの糸をくりかけてたえずも人をまねきつるかな

權中納言長方卿家集　薄

すがるふすくるすの小野の糸すゝきまそほの色に霜やそむらん

山家集　月前薄

花すゝき月の光にまがはましふかきますほの色にそめずば

夫木集十一　　鴨長明

日をへつゝいとゝますほの花すゝき秋ゆたかに人まぬくらし

しろたへのまそほの糸をくりさらしまがきにさほす花のを薄

秋深き霜よりのちの菊の色をかねてますほのをばなとぞ見る

此三首歌、伊勢記云、ゆきつきてみれば、かしこを二見の浦云々。さるほどなる板屋のをかしげにすみなせるに、いろ／＼のせんざいども盛過たれど、よしある人のあたりとみえたり。時雨などいふは

かりにはあらで、はれまなかりければ、いたづらにこもりゐたるなぐさめがてら、せむざいなる花のいろ／＼ふさづゝとりならべて、見るついでに三種のすゝきといふこと、人のかたりしをおもひいでゝ、試によめりけると云々。

〔頭書〕左注に、三種の薄といへれば、無名抄にいへるますほ、まそを、まそうの三種をよみ分し心なるべし。

長明無名抄云、

あめのふりける日、ある人のもとにおもふどちさしあつまりて、ふるき事などかたりけるついでに、ますほの薄といふは、いかなるすゝきぞなどいひしらふほどに、ある老人のいはく、わたのへといふ所にぞ、此事しりたるひじりはあるときゝ侍りしと、ほの／＼いひ出たりけり。登蓮法師、その中にありて、此事をきゝて詞すくなになりて、又とふ事もなきあるじに、蓑かさしばしかし給へといひければ、あやしと思ひながらとりて出たりけり。物語をもきゝさして、みの打着、わらぐつさしはきて、いそぎ出けるを、人々あやしがりて、其故をとふ。わたのへにまかるなり。年比いぶかしく思ひたまへしことを、しれる人ありときゝて、いかでたづねにまからざらむといふ。おどろきながら、さるにても雨やめていで給へといさめけれど、いではかなき事をものたもふかな。いのちは我も人も雨のはれまたどまつものかは。何事もしづかにとばかりいひすてゝいにけり。いみじかりけるすきものなりかし。さてほいのごとくたづねあひて、とひきゝていみじう祕藏しけり。此事、第三代の弟子につたへならひて侍けり。此すゝき同じさまにてあまた侍るなり。ますほのすゝき、まそほの薄、まそうのすゝきとて三種侍なり。まそほのすゝきといふ、穗長くて一尺ばかりあるをいふ。かのますかゞみをば、萬葉集には十寸のかゞみとかけるにて心得べし。ますおのすゝきといふは、眞麻緒の心なり。これを俊頼朝臣の歌にぞよみて侍る。まそほのいとをくりかけてと侍るとよ。糸などのみだれたるや

うなるなり。まそうのすゝきとは、まことにすはうなりといふ心なり。ますはうのすゝきといふべきを、ことはを略したるなり。色ふかきすゝきの長くしだれたるなり。古集などにたしかに見えたることはなけれども、和歌のならひかやうのふることを用ふるも、またよのつねのことなり。人あまねくしらず。みだりにとくべからず。〔割註〕つれ〲草の百八十八段、ますほのすゝき、まそをのすゝきのことをいへるは、全く、この無名抄をとりてかけるなり。」

按ずるに、此二種の說は、いみじきひがごとなり。いかにとなれば、まそほは眞赭にて、

萬葉集卷十四、

麻可禰布久爾布能麻曾保乃伊呂爾低氏伊波奈久能未曾安我古布良久波、

とみえたり。麻曾保これなり。たゞ赤色をいふのみぞ。〔割註〕ソホヲ赤キ語トスルハ、ソウニソホフネノ例、古言ニ多シ。但ホハヲノ如クトナフルナリ。麻は發語のみなり。さればまそほのすゝきも、たゞ尾花のほに出しはじめいとながきがあるものにて、それをいへるなり。しかるを中古以來、古言にうとき人々、たゞ師家の傳說をのみまもりて、古書に折衷することに心なきゆゑ、無名抄の如き說を信じて、秘藏することゝはなれる也。彼三說は皆あやまりなるよしを、くはしくいはんに、まづますほを一尺の穗也といふは、萬葉にますかゞみを十寸鏡とかけるを證とすべきよしいへれど、集中に、眞十鏡、眞祖鏡、銅鏡、眞鏡、犬馬鏡、喚犬追馬鏡、麻蘇鏡、白銅鏡、清鏡などあれども、十寸鏡とかけるところはなし。おもふに眞十鏡とかけると、神代紀の八咫鏡とをおもひよせて、ますかゞみとは一尺のかゞみ也など、ひが心得たるにて、後世のあやまり也。まそかゞみは、集中に、眞十見鏡、眞墨乃鏡ともありて、眞清の意也。まそほのすゝきのまそとは別語なり。決して混ずべからず。次にまそをとかきて眞麻緒と心得るも又、いみじきひがごとなり。〔割註〕印本無名抄に、眞麻とのみあれども、古寫本に緒の字ありて、俊頼朝臣の歌にも、眞麻緒の糸といふ心にてよまれたれば、此比は

しか心得しなるべし。」ますほのも、まそほのも、すとそ相通にていへるにて、下のほををとかくはあしゝ。次にまそうと書て、眞に蘇芳のことなりといふ說も又、とりがたし。蘇芳は字音なるものを、いかでその字音の上に、眞といふ發語をばくはふべき。是もまそほのほを、をの如く唱ふる古言心得ぬ人の、かゝるひがごとをば傳へしなり。されば三種ありと心得るは誤なることをわきまへしるべし。

山家集、

しほそむるますほの小貝ひろふとていろの濱とはいふにやあるらむ

これもたゞ色のあかき貝にて、眞赭の意なり。しかるを後世蘇芳貝ともいふは、彼無名抄に見えたる說などよりの心得たがひなるべし。

辛未八月稿　濱臣

まそほの說ヨロシク覺え侍り。舊說いづれもあたらぬことなり。　大平

ますほの御說、大平のイハル、如ク、よろしく面白承るなり。　高尙

○さゞれ　大伴郎女

萬葉集卷四

狹穗河乃小石(サヾレ)踐渡夜干玉之黑馬之來夜者年爾母有糠。

按ずるに、此小石(コイシ)舊點サヾレとあるによりて、先達も其まゝによみ來れり。今考るに、必コイシとよむべし。サヾレにては、さらに其意を得ず。いかにとなれば、サ、サ、ラ、サヾレ、皆細小の義にて、何ごともちひさき事にそへていふ詞也。サヾレとのみいひて、小石のことにはなりがたし。すべ

ていはゞ、ちひさき石をサヾレイシといひ、

萬葉卷十四、

シナヌナルチクマノカハノ左射禮思モキミシフミテハタマトヒロハム

古今集　賀

わが君はちよにやちよにさゞれ石のいはほとなりて苔のむすまで

和名抄、

細石　説文云、礫也。水中細石也。〔割註〕音歴。和名佐々禮以之。ちひさくたつ浪を、サヽナミとも、サヾレナミとも、サヽラナミともいひ、

萬葉卷一　左散難彌ノシガノオホワタ、

同卷七　佐々浪ノナミクラ山、

同卷二　サヽナミノシガ左射禮浪、

同卷十二　アメフルカハノ左射禮、

同卷十七　左射禮奈美、

新撰字鏡　泊洦〔割註〕大日波濤、小日泊洦、佐々奈美。」

和名抄　泊洦　唐韻云、淺水貌也。〔割註〕白柏二音文選師説佐々良奈三。」

すこしある水をサヾレミヅとも、サヾミヅともいひ、

伊勢集、

かしがまし山の下ゆくさゞれ水あなかまわれもおもふ心あり

六帖　同、

金葉集には、初句おとなしのとありて、よみ人しらずとて入たり。

續古今、

　五月雨は板ゐにもりしさゝ水のあぜこすまでに成にけるかな

ちひさき荻をサヽラヲキといひ、

萬葉卷十四、

　イモナロカツカフカハツノ佐左良乎疑アシトヒトコトカタリヨラシモ

ちひさきかたちをサヽラカタといひ、

允恭紀〔大御歌〕佐瑳羅餓多ニシキノヒモヲトキサケテ、

ちひさき帶をサヽラノミオビといひ、

繼體紀〔春日皇女〕、ワガオホキミノオハセル娑佐羅能美於寐能、

ちひさきことをサヽシクといへる、

榮花物語石蔭卷長歌、

つかはぬをしはさゝしくて、

此外にもサヽヤク、サヾメク、サヽヤカ、サヽ栗のたぐひ、皆細小の意也。又サヽの下にそへしレ、ラは、すべてラリルレロは語の下にそふ詞にて、體語にも用語の下にもそふる例あり。〔割註〕ワレラ、カレラ、コラ、カレ、コレ、ソレ、ツクハネノネロ、イカホロ、イモナロ、コロ、クフトキロ、カシコキロノ類、イト多シ。コレハ別ニ委シク考オケレバ、コヽニハ略セリ。〕かゝればいかでサヾレとのみいひて、さゞれ石の事とはなるべきぞ。此誤近世の事にあらず。此萬葉の點に、サヾレとあるも、仙覺が點をまたずして、今すこし以前よりやあやまりけん。爲家卿の歌に、小石をサヾレとよみし歌みえたり。

夫木卷二　春氷　　爲家卿

寄こほりみなかみ山にとけにけり小川のさなみさゞれこえゆく

是よりさきにはおぼえず。家集などに、今少しはやくよめる歌も有しや。猶考べし。とまれかくまれ、萬葉の誤點をもとにて、あやまりをあやまり傳へし也。さて小石をコイシとよむべきよしは、神武紀に、大石をオホイシとよめるにてしるべし。

神武紀〔大御歌〕カムカゼノイセノウミノ於費異之ニヤ、

〔頭書〕古事記ニハ意斐志トアリ。ホイノ反ヒナリ。」

すべて中古以來の人の歌には、誤のまゝを誤り傳へしこと多し。心して取捨すべきこと也。

文化八年十月　濱臣稿

一夢を壁といふ事

後撰集戀一　源巨城がかよひけるのち〳〵は、まからずなり侍にければ、となりのかべのあなよりおほきをはつかに見てつかはしける。

まどろまぬかべにも人をみつるかなまさしからなむ春のよの夢　駿河

同哀傷　女の身まかりて後、すみ侍ける所のかべにかの侍ける時、かきつけて侍けるてを見侍りて、

ねぬ夢にむかしのかべを見つるよりうつゝに物ぞかなしかりける　兼輔朝臣

金葉集雜上　男のなかりける夜ごと、人をつぼねに入たりけるに、もとの男まうで來あひたりければ、さわぎてかたはらの局のかべのくづれよりくゞりてにがしやりて、又の日、そのにがしたる局のぬしのがり、よべのかべこそうれしかりなどいひつかはしければよめる。

よみ人しらず

兼輔集　ねぬるよのかべさわがしくみえしかとわがちかふればことなかりけり
　はやくなくなりにける人に、もろともにせうえうせし所をひさしくなりて見て、
　うたゝねのうつゝにおのが形しきはむかしのかべを見ればなりけり
兼成集　みやづかへ人の、さうしのかべちかき所に立よりて、おぼつかなきことなどいひければ、されども夢にみゆめりといへば、
　君がまたかげにもかけてみえばこそ夢にも人をみつとおもはめ
赤染集　入道殿おはしまさで、後御堂にまうでたるに、いとさびしく池のうきくさしげかりしに、
　いにしへのかべにだにこそありときけ池のうつれるかげもみえなむ
和泉式部集　男のほかにあるよ人のものいふさまにみゆれば、
　ねぬるよの夢さわがしくみえつるはあふに命をかへやしつらむ
　易に壁をかれたり。
散木集　不見書戀
　年をへてとなりのかべはくづるれど夢にもふみをみぬぞかなしき
〔頭書〕埼木散木集十下、恨躬恥道雑歌百首のうち
沙彌能貪上
　うれしさは夢はかりだになけれどもかへにむかひてよをすぐすかな
頼政集　岡崎の三位入道のもとに、壁に瀧のうたをかき、其瀧の下よりまことの水を落しつきたり、遠くて見れば、たゞおなじ水の落たるやうに見えしを、見てまかりかへりてつかはしける。
　うつゝにもかへにもおなじ瀧を見てねてもさめてもわすられぬかな
かへし

夢のうちにかへよりおつる瀧の糸を君が心にかけゝりやさは

讃岐典侍日記［上略］のまへにおはしまして、われいだきてさうしの繪見せよとおほせらるれば、よろづさむことゝもすれど、朝がれひの御障子の繪御らんぜさせありくに、夜のおとゞのかべに、明くれ目なれておぼえんとおぼしたりし樂を書て、おしつけさせ給へりし笛の譜のおされたるあとの、かべにあるを見つけたるぞあはれなる。

笛のねのおされしかべのあとみれば過にしことぞ夢とおぼゆる

按ずるに、此七首のうち、後拾遺一、金葉、後葉集、和泉式部集、散木集の五首は、戀によみ、後拾、哀傷、金葉集、赤染集、讃岐典侍日記の四首は哀傷によみ、顯政集は雜によみたり。哀傷と雜とによめるは、正法念經によりて故事と見ゆ。祐盛法師がいへるが如くなるべし。中昔中人以上は佛經のかたはし見ならふ事をこのみ、又學行たけし法師ばらに、もはら物とはれしことなれば、おのづから歌のうへにもよみよせしものなり。

義楚六帖引正法念經云。天帝有レ樹。以二金剛一攀レ樹門閣。内有二宮殿一。園林皆悉七寶莊嚴。譬如レ目見二天人因果來處一。

色葉和難抄後撰哀傷の歌の注に云、祐盛云、これは常の人の詞に、夢にも譬にもなどいふ詞也。かべに見えといふは、ふかき故あり。忉利天に七寶の宮殿あり。そのかべには昔の有樣來へする末のかたの姿、皆うつりて見ゆるなり。それは夢にもあらず現にもあらず。此歌は其宮の壁にかきたる手をみるか、彼忉利天のかべに、昔の事うつりたるをみるに似たるをよせてよめり。

正法念經卷廿五云。七寶殿壁。古昔天王形幷生惡趣等相皆現レ之。當時帝釋人天各可レ之。七生之相現レ之。其後生相不二見得一。初果故也。〔割註〕以上色葉和難抄。」

戀によめるは、一條禪閤の御説のごとくに、壁はぬるものなれば、寢るより見るといふ心にて、夢を

かべといひし諺のありて、歌にもよめるにや。戀のうたによめるには、彼經文の心も見えぬやうなり。されば今も歌によまむに、戀によみ哀傷雜等によまむには、差別あるべきことなるべし。

歌林良材云、夢をかべといふ事、夢をばぬるに見るによりて、夢をかべといへり。かべもぬるものなるによりて也。

中三月廿四日　濱臣稿

○いせをのあま　いせをかた

後撰集戀三　女のもとにきぬを、ぬきおきてとりにつかはすとて、　これまさの朝臣〔一條攝政伊尹公〕

すゞか山いせをのあまのすて衣しほなれたりと人や見るらむ

濱臣按るに、此歌、いせをのあまとよめる詞のはじめにて、後々によむは皆此歌をもとにしてよむ事也。一首のうへの心は、鈴鹿山はいせといはむ料也。〔割註〕鈴鹿山は鈴鹿川の誤りなるべし。〕海人の海に入時、ぬぎ捨おける衣にたとへて、女のもとにぬぎおける我衣のなえふるびたるを恥る意にてかくよめる也。いせをのあまといふ詞、古抄どもに、伊勢には男海人あり。それ故に伊勢男の海人といふといへり。海人はいづくの浦にても皆男也。女はまれなり。いかで伊勢にのみ限りて男也といはむ。此説したがひがたし。賀茂翁はなるをみをなどいふ例にて、海にもをといふ事あるにやといはれたり。

賀茂眞淵紀行西歸云、鈴鹿山いせをのあまのすて衣といふ歌、過し頃、やんごとなきわたりにても、ある家に問給ふに、明らかに答ふることあらざりき。東萬呂大人に、ある人のとへりしにきはめてしれざること也。しかれどもしひていはゞ、是は伊尹朝臣の歌にて、女のもとにきぬをぬぎおきて、取につかはすとてとはしがきのあれば、みづからをたとへて、やがて男海人といふにやあらん。さてもすゞか山とて、いせをのあまといはむつゞけても心得ず。すゞか川とあらば、此川は瀬の

多ければ、五十瀬といふ国の名にいひかけたるのみともいふべきを、などぞこたへたりける。今おもふに、海にもをといふ事のあるにや。なるをといふ所もあり、水脉といふ詞もあれば、猶かうがへより所もありなむや。

今按ずるに、此説いはれたり。猶後に考るに、拾芥抄に濟又水をヲとよめり。

拾芥抄人名の條云、達男〔割註〕雄緒尾臥絃濟臣水。」

濟はわたるとよみて、海をわたるといふに同じ。〔割註〕わだと濁るは誤りなり。」海を和多といふも渡るといふこと也。山には越といふ。海には渡るといふ。古書の例也。〔割註〕萬葉に、まれに川堀海など越とよめるあれど、多きにしたがふべし。語釋の例皆しかり。」萬葉一卷に、對馬の渡渡中にとよめるもおもひあはすべし。水をヲとよみしは、即水脉の心にてよみしならんか。是等を引合せて、いせをば伊勢海と心得べし。又後の物ながら、家隆卿の集には、いせをかたとよませ給へり。

壬二集下、

いせをかた烟も波もつらからずそれにも秋の色しみえねば

是は播磨がた、難波がた、明石がたなどの例にて、伊勢海潟といふ事としてよみ給ひしならむ。又五十鈴宮をいせをの宮ともよめり。

建保三年名所百首〔夫木廿四同〕　兵衛内侍

月影もたえずすゝまんすゞか川いせをの宮の代々の古みち

是又伊勢男にはあらで、伊勢海なる證也。又源氏物語には、伊勢の御息所のみづからをたとへ、いせをのあまとよみ給へり。

源氏須磨卷云、

うきめかるいせをのあまを思ひやれもしほたるてふすまの浦にて

伊勢男の義ならむに、いかで女の身にかくはよみ給ふべき。かれこれを考合せて、伊勢海の意に極むべきなり。

五月十九日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　濱臣稿

○雨もよ　雪もよ　汗もよ

後撰集戀六　男のまうで來で、あり〳〵て雨のふる夜、大かさをこひにつかはしたりければ、

伊衡朝臣女いまき

月にだにまつほど多く過ぬれば雨もよにこしとおもほゆるかな

中務集には、此歌を月見にも來ぬよのあまた下同。

後拾遺集雜二　男のものいひ侍ける女を、今はさらにいかじといひて、浮雨のいたくふりけるにまかりけると聞てつかはしける。

和泉式部

みかさ山さしはなれぬときゝしかど雨もよふとは思ひしものを

〔頭書〕玉葉十　雨もよにふりはへとはん人もなしなきにおとりていける身ぞうき

萬代集春上　歸鴈をよませ給ひける、

花山院御製

鴈がねは何いそぐらむ雨もよにわさ田もいまだかへさゞる時

〔頭書〕萬代　日かずへてとぶ鴈がねも雨もよにわさ田もいまだかへさゞるとき

同戀五　題しらず

梅壺女御

雨もよにふりはへとはむ人もなしなきにおとりていける身ぞうき

元眞集　ある所にて雨のうちの紅梅をゝしみてふみつくり人々歌よむに、
　紅の梅の花がさ雨もよにけふををしまず花をみださじ
紫式部家集　すまひ御らんずる日うちにて、
　たつきなき旅のそらなるすまひをば雨もよにとふ人もあらじな
和泉式部家集　　　　　　　　　　西宮殿歌云々
　あめもよにかよふ心したえせねばわがこゝろも手のかわくよぞなき
同　萩のいとおもしろく咲たる處に、雨ふる日まらうどのきて物がたりしてかへるに、
　雨もよにいそぐべしやは秋萩の花見るとてはわさともぞくる
〔頭書〕安昌按、おのが藏書和泉式部家集、〔割註〕由豆流手澤本。」雨のいといたうふりける夜、もの
へいきけるみちにやと、おもふ人のきたるになしとてあはでつとめて、
　雨もよにいづちなるらんふりはへてきたりときかばあはれならまし
猶こゝにもれたるを、次にあぐ、
同、雨のいたうふる夕ぐれに、人のこむといひたるに、
　そのことにおひときてねし雨もよにふりては妹が袖もぬれなん
同、
　雨もよにさはらじとおもふ人により我さへあやなながめつるかな
賴政集、
　雨もよにおもひ出しとおもへどもおもふ心をもらすけふかな
和泉式部集、はつらに膺すゑたる旅人雪ふりたり、
　空にたつ鳥だに見えぬ雪もよにすゞろに鷹をすゑてけるかな

桐つぼ廿三、

御使は木幡山のほども雨もよにいとおそろしげなれど、

賴政集　女のもとより雨のふる日つかはしたりけるかへし、

雨もよに思ふ心のもりけるやあやしくぬるゝわがたもとかな

大和物語　おなじ女、のちに兵衛尉もろたゞにあひてよみておこせたりける、風ふき雨ふりける日のことになむ、

こち風はけふ日ぐらしにふくめれどあめもよにはたよにもあらしな

落久保物語卷一　かばかり雨もよに夜中にたゞふりゆくは云々、

かげろふ日記四　二日ありて〔中略〕、雨もよにあればすこしなさけあるこゝちして云々、

これまでは雨もよといへる歌、又は詞をあげたる也。是より下は雪もよといへるをあぐ。

新古今集冬　千五百番歌合に、

右衛門督通具

草も木もふりまかへたる雨もよに春まつ梅の花の香ぞする

出羽辨家集　此雲のはれまなきに、むかしいまの事おもひ出られて、物あはれなるほどに、筑後辨の御もとに、たよりのありしにつけてきこえし、

雪もよにふりにしことのこひしきをあはれ君もや思ひ出らむ

二條大皇大后大貳家集　賀茂にこもりたるに、雪のいみじうふるに、心ぼそううちながむる程に、神の御おろしとて、くぼてをいれたるに、

みそぎしてながめわびゐる雪もよに神のひもろぎとくぞうれしき

夫木集卷卅四同、

源氏物語朝顔卷　雪のいたうふりつもりたるうへに、今もちりつゝ松と竹とのけぢめをかしう見ゆる夕ぐれに〔中略〕、わらはべおろして雪まろばしせさせ給ふ。〔下略〕

かきつめて昔こひしき雪もよにあはれをぞふるをしのうきねか

同眞木柱卷　くれぬれば心もそらにうきたちていかで出なんとおぼすに、雪かきたれてふる。〔中略〕、さづらひに人々聲して、雪少しひまあり、夜はふけぬらんかしなど。〔下略〕

心さへそらにみだれし雪もよにひとりさえづるかたしきの袖

按ずるに、此雨もよ、雪もよの詞を、舊説ともに雨催雪催也といふは誤也。上にあげし十五條の雨もよ、雪もよ、皆雨雪のことにいへり。催の意さらになし。さて又雨のよ、雪の夜也と思ふもくはしからず。夜にあらぬよしは、紫式部家集、和泉式部家集、大和物語、源氏物語槇柱卷などの詞に、日又は夕ぐれとありて、夜とはなきに、歌にも雨もよ、雪もよとよめり。これらによりて考るに、雨もよ、雪もよのよは、すべて水の上より下へしたゝる詞にて、雨もよは雨のふるさま、雪もよは雪のふるさま也。そのゆゑは、

海人手こ良〔割註〕大納言師氏、師家集。」夏十首中、

汗もよにみだるゝ夏のすゞしきは君にあふぎの風はやみなり

とあるを、舊説皆老人の口つき也といへども、さにあらず。老ぬれば津液の口よりも落る事のあるを、よむといふなり。よゝとなくといふも、なく聲にはあらず。涙のたれ落るをいふ。和名抄に、津頤〔與多利〕とあるも、津液のよゝとたるゝことなり。薫大將のいとをさなくてたかむなをにぎりもちて、しづくもよゝとくひぬらし給ふといふ事、横笛卷にみえたるも同じ。〔割註〕よゝの語の考、別に委くす。」これらを思ひあはせて、雨もよ、雪もよの詞も、たゞ雨雪のふる事なるをしるべし。

文化十一年九月　清水濱臣

○うるまのしま

千載集戀一云　うるまのしま人、こゝにはなたれ來て、こゝの人の物いふをきゝもしらでなむあるといふ比、返事せぬ女につかはしける。

前大納言公任

おぼつかなうるまの島の人なれやわがことの葉をしらずがほなる

按ずるに、此うるまの島、袖中抄にも、たゞ此はし書をひけるのみにて、いづくともいはれず。しかるをいつの世にたがいひそめし說にか琉球也といふは、さらに證もなきおしあてごとなり。まことは新羅の地名也。今そのよしをくはしくいはんに、まづ公任卿家集に云、しらぎのうるまの島人きて、こゝの人のいふ事も聞しらずときかせ給ひて、かへりごと聞えざりける人に、

おぼつかなうるまの島の人なれやわがうらむるをしらずがほなる

かへし

はるかなるその島人のことの葉をちかとは見けむ風のたよりに

〔頭書〕琉球は、續日本紀ニ、夜玖島トアル、即琉球ノコト也。和名抄ニ、臨貝夜久乃斑貝トアルハ、琉球チカキ南海ニテ取貝也。枕册子ニヤクカヒトアル同ジ。

かく有にておもふべし。しらぎのうるまの島とあれば、琉球ならぬ事あきらか也。又かへしの歌に、ちかとはみけんとは、値嘉の地名を近といひかけし也。値嘉は、和名抄肥前國松浦郡値嘉〔知加〕とあるにて、むかしは此所より新羅へ舟出もし、新羅にも此所に舟はてしなり。されば萬葉集卷五山上憶良の好去好來歌に、〔上略〕、唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻勢、〔中略〕、阿庭可遠志智可能岬欲利大伴御津濱備爾多太泊爾美船播將泊と有なり。これも新羅へ行てかへるをり、たゞちに肥前の値嘉を

さしてこぎ來て、それより難波の御津へこぎのぼるよし也。又なほたしかなる證あり。本朝麗藻下云、代遷陵島人感皇恩詩、〔源爲憲〕。遠來殊俗感皇恩。彼不レ能レ言我代言。一葦先摧身殆沒。孤蓬暗轉命纔存。故鄕有レ母秋風淚。旅館無レ人暮雨魂。豈慮紫泥許二歸去一。望レ雲遙指舊家園。又云。高麗蕃徒之中。有二新羅國遷陵島人忻就悅之者一。其文不レ優。頗知二詩篇一。臨レ別之日。予與二一篇一。〔割註〕勘解由相公。我尋二京洛一辭レ雲去。君趣二高麗一棹レ浪歸。後會難レ期何歲月。秋風宜レ使二鴈書飛一。この遷陵島をうるまのしまとはよびなせるなり。かゝる明證あれば、琉球ならずして、新羅の地名なることうたがふべからず。

巳三月念九　　　　濱臣稿

〇よこほりふせる

古今集卷二十〔甲斐歌〕

甲斐がねをさやにも見しかけゝれなくよこほりふせるさやの中山

按、此歌の四の句よこほりこせるとも、よこほりくやるともかける本あるよしは、袖中抄にいへり。又同書にいはく、あしく心得たる人々、よこほりは四郡なり。こせるとは四郡に越たるといふはいはれず。よこほりはよこたはれる心也云々。しかるに餘材抄に、顯昭の說を擧られながら、よこをりとかゝれたるはいかにぞや。そは横折伏こゝろとおもはれしなるべし。又打聞も、餘材抄の說によられて、よこをりとかゝれ、たしかに横折伏意とせられたり。今おもふに、ほの假字なることは明らけし。いかにとなれば、古本風俗歌譜〔甲斐〕に、此歌をあげて、與古保利古矢流とあり。又袖中抄に擧たる四郡の說も、もとより我はとりもちふるにたらねども、よこほりのかなの證にはなすにたれり。いかにとなれば、かよはしてなきことなれば、よこをりの假字ならむには、いかでふるくより四郡の意にはあやまりつたふべき。古くよこほりと書來れる明證也。さてよこほりと書て、こゝろは則よこたは

る意也。ほはかろく心得べし。尤半濁にてをの如く唱ふべし。くづほるのほと同じ。此くづほるをも、正濫抄には頽くづをる。〔割註〕眞字假字ともに未レ考。行阿の假字遣にあり。頽は崩の字の訓と同じければ、崩れ折といふ意か、くづるをくづをると詞をそへたるか、しからばほなるべし。」かくあげてさだかにいはれざりしは考たらざるなり。こは萬葉卷五憶良の長歌に、可多知久都保里と古本にあり。今の印本には、都久保里とあれど、さてはことわり聞えがたし。今の萬葉印本は、活字の本をもて刻したる也。其活字には、うゑの誤りて字を上下にせし類多し。此都久保里も活字の誤をつたへしなり。○後に遠鏡といふ古今集の譯注を見れば、よこほりとかゝれたり。本居氏は何によられしにか、おのれがおもひしと暗合せり。博識の見る所、外によき證あるべし。なほ見あたらんをり書くはふべし。

壬戌九月二日稿　　濱臣

○すさび〔割註〕手すさび　口すさび　口あそび　咲すさむ　すさめぬ　ありのすさび　かきすさび　ふみすさぶ　すさぶ　見すさぶ　ふりすさぶ　風ふきすさぶ　すさびに名のる　秋風すさぶ　たきすさぶ　かきすさぶ　やきすさぶ　こゑすさぶ　晴すさぶ　すさびゆく　待すさぶ。」

すさびといふ詞は、すべていづくにてもまめやかに心をいれてすることにてはあらで、たゞ何となくはかなくする事をいふ。手すさび口すさび皆同じ心也。範兼卿の說に、すさびはあそび也といはれたる、げにさることなり。中頃の書に、口遊とかきて、口すさむとよませたるあり。又ふるく宇津保物語〔割註〕藤原君の卷。」に、かゝる口あそびはうけたまはらじかしと云々。此口あそび、即口すさび也。此ことは甚多く、古よりつかひ來りて、物にすゝむことにも、おこたるかたの意にもいへるやうなれば、人々まよひいぶかしむこと也。縣居翁は、進（スヽム）と荒（スサム）と別語としてとかれたれど、いかゞあら

ん。原は同語にて轉用せしものなるべし。

〔頭書〕範兼童蒙抄廿卷、今世少存。

萬葉集卷十　寄花

朝露爾咲酔左乾垂鴨頭草之日斜共可消所念

此すさびたるは、朝露に催されて咲わたるをいふにて、おのれが心より漫亂と咲みだれたるをいふにあらず。されば心を入たるにあらぬなればすさびといへり。

〔頭書〕群書類聚百八十三　保安二年九月關白内大臣家歌合　庭露

前李頭俊輔朝臣

庭もせに咲すさびたるつき草の花にすがれる露の白玉

古今集春上　よみ人しらず

山たかみ人もすさめぬ櫻花いたくなわびそわれ見はやさむ

此すさめぬは、山が高さに、此所へまではなぐさみにものぼり來て見ぬ櫻花よ、人はよしとひこずとも、我だに見はやさんをいたくなげくなと也。

同雜上　よみ人しらず

大あらきの森の下草おいぬれば駒もすさめずかる人もなし

野路を駒引てゆけば行すがらのなぐさに、かたへの草を駒のはむもの也。その小草も秋かたまけて老ゆけば、駒も心なぐさみにはむこともせずと也。

後撰春上　よみ人しらず

谷さむみいまだすだゝぬ鶯のなくこゑわかみ人のすさめぬ

拾遺戀二　躬恒

おふれども駒もすさめぬあやめ草かりにも人のこぬかわびしさ

上の古今をとりてよめるなり。すさめぬこゝろ上に同じ。

後拾遺夏　惠慶法師

香をとめてとふ人あるをあやめぐさあやしく駒のすさめざりけり

是は又拾遺の歌を本歌にてよめる也。人はあやめの香をとめて、わざ〳〵もおりたちてひくを、駒はいかなれば、なぐさみにもせぬぞと也。

六帖

ある時はありのすさびにかたらはでなくてぞ人はこひしかりける

ありのすさびとは、人の生てをるうちは、いつまでもながらふるものと心得て、なほざりに過し來てとふべきことも、とはで過すまにゆくりなくて、人身まかりてのちに、こひくやむ也。なほざりに過す心、遊の字のこゝろにかなへり。

源氏空蟬

御硯いそぎめして、さしはへたる御ふみにはあらで、たゝふ紙に手習のやうにかきすさび給ふ。

これは源氏の君の空蟬のもとよりかへらせ給ひて、わざ〳〵つかはされんとての御ふみにはあらで、かたへなるたゝふ紙のありしに、手習のやうにこゝろなぐさにかきつけ給へるをいふ也。源氏中にすさびといふ詞數かぎりなけれど、よく心をつけ見れば、皆此心也。うへわれをばすさめたりとけしきどりゑむじ給ふ。又をかしうすさびかきたり、またさうのこと、いとなつかしうひきすさぶ、つまおとをかしうきこゆなどある所によりて、心たがふやうにおもはるゝも、よくあぢはふれば同じ語なり。

〔頭書〕源氏繪合　まほならずかきすさびなまめかしうそひふして、とかく筆うちやすらひたまへる

さま云々。

金葉雜上　端詞

口すさびのやうにていひかけゝる。

同連歌　端詞

口すさびにいひける、

いづれもたゞまめやかに、心に入たるにあらぬ詞おもひしるべし。

續詞花戀上　人のむすめのをさなきをかたらふに、また手もかゝずとて返事もせざりければ、學周朝臣にかはりて、

わかの浦のしほひにあそぶ濱小鳥ふみすさぶらむあとなおしみぞ

ふみすさぶとは、ふみをかきちらすことにて、こゝは年をさなき娘なれば、手習とて多くかきこゝろむることとあらむを、心を入てかきたるふみならずとも、かくにまかせておこせよ、またとしをさなく手わろしなどいひて、かきちらすことを遠慮しをしむことなかれと也。わかの浦の地名に娘の年の若きをいひよせたるなり。

千載戀五　和泉式部

在明の月見すさびておきていにし人のなごりをながめしものを

月を見さしてかへりしきぬ〴〵のさまなり。

新古今旅　西行

みやこにて月をあはれと思ひしは數にもあらぬすさびなりけり

旅にて見る月のあはれさにくらぶれば、都にありて見しあはれさは數にもあらず。月はたゞあはれなるものと一わたりに心得しのみなり、旅にては身にしみておぼゆとなり。こゝもすさびとはさのみ身

にしみてのことならぬにいへり。此歌一本にすさびをすまひとあるは、うつしあやまれる本なり。

新勅撰雜二　　法眼宗圓

わかの浦にしられぬあまのもしほ草すさびばかりにくちやはてなん

此歌はわかの浦に和歌をいひかけて、述懷の歌也。歌よみの中に數まへられぬ此身は、たゞ身にもしまぬなぐさみ事のやうにて、人にも歌よみとしられずして、朽はてなむやとなげきたるなり。

同長歌　　俊成

なにはのことも津の國のあしのしをれのかりすてゝすさびにのみもなりにしを

此歌も述懷にて、身のほどの數ならぬをなげゝるにて、芦のしをれ葉のごとく、歌の道さかえむこともおぼつかなかりしにと也。身にしまず心をいれぬより、自然とおとろへ荒（スサム）心となる也。此詞を荒の字の意に心得るは、かゝる心より轉ぜるなり。

玉葉冬　　定家

しからぎの外山のあられふりすさびあれゆく比の雲の色かな

降すさぶのすさぶも、上にくはしくいへる心にて、其かたへのみしきりて、心をいれぬが、すさぶといふ詞の意也。霰のいくたびかはら／＼とふりくるさまにおもひしるべし。

拾遺愚草上

夕まぐれ風ふきすさぶ桐の葉にそよいまさらの秋にあらねど

風ふきすさぶ、又上のふりすさぶに同意也、夕風の桐の梢にそよぐさまにて、そよ／＼又そよ／＼と吹くるさまなり。さて此上三句はそよといはむ爲の序歌也。そよはいでそよ人をとよめるそよに同じ。おもひ出でおどろきいふ詞なり。

同　上

橘に風ふきかをりくもる日をすさびになのるほとゝぎすかな

橘に風かをりてをかしき夕ぐれの、村雨をもよほすさま、いはむかたなかるべし。時鳥もをりをかしとおもひて、たゞには過がたく、なぐさみがてら鳴わたるよ也。

拾遺員外

しるしらず宿わかるべきこよひかは秋風すさぶ庭の月かげ

秋かぜの庭の木草にそよぐさま也。風すさむ、吹すさむ、雨すさむ、ふりすさぶ、皆同意なり。

同

たきすさぶもしほの煙ほの〴〵となびきなびかず秋の夕ぐれ

たきさしておきたる藻鹽火の、たちまちもえたちまちきえて、其烟の立なびき、又たちなびかぬ浦の夕のをかしさをいへる也。

同

かきすさぶもしほのけぶりとだえしてあはれをのこす浦の夕風

かきよせてたきさしおきたる藻鹽の烟をいふ、上に同じ。

拾玉集巻二

みわの山身をうの花の垣しめて世をすさびたるしるしとおもはむ

上の新勅撰二首の歌のすさびと同意也。

同巻二

東路や燒すさびたる春の野にさわらびあさるきゞすなくなり

やきすさびは、野火をつけおきて、やけむひまに捨おきたるをいふ。上のたきすさぶ、かきすさぶ同意也。

同

冬の雪ふりすさびたる空こそはながめはいつもあはれなれども

こゝも雪のちらつくといふくらゐにて、初雪のをかしきさま也。

同

あられふるみ山のさとにさよふけてそともの竹に風すさぶなり

あられふりやみても、風は殘りて多くおとなふさま也。夜ふかきあはれおもひやるべし。

同卷四

つちかへにまとぬりのこす庵までもすさめすやどる秋のよの月

世の人はかゝる幽居はとひ見んともせぬを、月のみぞをり〳〵にわすれもすてず來やどることよと也。すさめずは此歌にとりては心をとめず、心をとめざるにもあらぬといふほどの意に落る也。語の轉用のおかしき深あぢ

〔頭書〕夏蔭按、此歌の注いかゞ、駒もすさめずといへるすさめずにおなじ。こゝには月のやどらず、すさむにあらず。心にいれてくもりなく宿るとなり。ちかくいはゞ、かゝる庵をもなほざりに捨ずといふ意なり。

同

初雪のふりすさびたる雲間よりをがむかひあるみか月のかげ

是又、上にいへる雪歌と同じく、そのうちにもこゝはふりをやめるほどにいへり。

同

もみぢ葉のはてゝ梢に風すみて鹿こゑすさぶ秋のくれかな

風のあとに鹿の聲の殘りて、たえ〴〵にきこゆるさまいはんかたなくあはれなるべし。

同卷七

秋霧のはれすさびたるをのへより袖にもみぢをかすあらしかな

晴かゝるといふくらゐの詞なり。いとめづらし。

異本拾玉集

冬の月をまつとなるべしすさびゆくしぐれの雲に嶺のまつかぜ

しぐれの雲の一しきりふり過たる雨のあとに、殘りて心しづかにしまひゆくさまをすさびながらゆく心にいへり。

新撰六帖　殘雪　　信實

やゝ見れば山のしみゝも下とけて友まちすさぶ春のあわ雪

友まちすさぶは、いそぎてとけむともせず。下のかたよりやゝとけそめて、上のかたは又ふり來む雪をまつとて殘りをるこゝろなり。

同　むらさめ　　信實

窓うつも風にしたがふ横雨のおといくたびかふりすさぶらむ

風にしたがひて、はら〳〵又はら〳〵とふりかゝるをいふ。

此外いと多けれど、あまりにうるさくてもらせり。すべてはじめにいへる語意をよくあぢはへて、いかにも轉用すべきなり。

七月廿三日　　濱臣

○ほふ〳〵

今俗間の語に、ほう〳〵の體、又はほふ〳〵にげかへりしなどいふほふ〳〵は、道々の意にて、字音にはあらず。唐物語に、あしなへたるものゝ、ほふ〳〵ゐざりつゝとあるにおなじ。

〔頭書〕安昌按、建禮門右京大夫集に、かたじけなきめしに候へば、はう〳〵參りて云々とあるはう〳〵は、はふ〳〵にて、こゝにいへる意なり。假字も正しくは、はふ〳〵とかくべきなり。

○病にわづらひて

今の人の文詞には、大かた病を煩ひてといへるは誤なり。必にといふべし。中ごろの文までみたしかり。

○をはうちからせし浪人

今俗の草紙ものに、此詞おほくみゆ。何の事ともわきがたかりしに、もと鳥のうへより轉ぜし詞也。萬葉集卷十に尾羽打觸。

○ながめかしは

古今六帖に、ながめかしはといふものあり。縣居翁はあかめかしはをあやまれるにて、楸ならむといはれしはいかゞ。延喜式〔割註〕卷七、大嘗祭雜物祭。」に、長女柏一筥とあり。

○福來病

日本紀略云、天德三年云々。今年人民頸腫。世號二福來病一とあり。按ずるに、頸のふくらかなるよりかくいひなせしにて、福來はフクラの假字がきにてもあるべし。又俗に、ほゝづきのふくらかなる女を、おたふくといふも同じ義なるべければ、今いふハサミバコといふ病をいへるなるべし。長元二年九月云々。自二去月一至二今月一、京中人病頬腫。世謂二之福來病一。十月ごろにも又此病世におこりしよしみえたり。

○くれ〳〵

俗通の手簡に、くれ〳〵といふ詞、多く呉々とかけり。呉はかななにて、語義は操々(クレ〳〵)など、操(クリ)かへし〳〵の意なり。操(クリ)をはたらかして、くれといふなる事しるべし。

〇くれなゐの筆

金葉集戀上　ふみはかりおこせて、いひたえにける人のもとにいひつかはしける。

内大臣家小大進

ふみそめておもひかへりし紅の筆のすさびをいかで見せけむ

此くれなゐの筆、たれもいかなる事といふ說なし。いまおもふに、是は毛詩北風静女篇の章に、静女其孌貽二我彤管一。彤管有レ煒。說二懌女美一とある。その彤管をいへるなるべし。鄭玄が箋に、彤管筆赤管也とあるより、くれなゐの筆とはよみて、そめといひかへるとつゞけし、みな紅の緣也。毛詩のは男のもとへ女より彤管をおくりしなるを、此歌には男のもとよりおくりしふみにとりなせしは、をかしきいひまはしなり。

〇一ツのくせ

慈鎭和尙の歌とて、人のいひさわぐ、

人ごとにひとつのくせはあるものをわれにはゆるせしき島の道

此うた拾玉集にみえねば、和尙のうたにてはあらぬにや、もと白氏文集に、人皆有二一癖一我癖在二章句一。といへるをとれるなるをや。

〇理不盡

延喜式〔割註〕二十一玄蕃。云。凡諸寺以二別當一爲二長官一。以二三綱一爲二任用一。解由與不拘。幷覺擧遺漏。及依二理不盡一返却等之程。一同二京官一。其與不之狀。令下二綱所一押署と有二。理不盡は、もと格式などにもちひし常語なりし事しらる。

〇中昔も盜人は黑裝束なりし事

古本今昔物語卷二十三廣澤寬朝僧正强ガ語云、〔上略〕、黑ク裝ゾキタル男ノ、烏帽子ヲ引□レテ、夕暮

方ナレバ、顏ハ慥ニ不レ見シテ、僧正ノ前ニ出來テ突居タリ。ミレバ刀ヲ拔テ逆樣ニ持テ引隱シタル樣ニ持成シテ居タリ。僧正是ヲミテ、彼ハ何者ゾト問給ヒケレバ、男片膝ヲ突テ、己ハ佗人ニ候フ。寒サ難レ堪候ヘバ、其奉ル御衣ヲ一ツ二ツ下シ候ハムト思給フル也ト云マヽニ、飛懸ラント思タル氣色ナレバ、僧正事ニモ非ズ、糸安キコトニコソ有ケレ。而ルニ此怖シ氣ニ不レ恐ト云ドモ、只乞ヘカシ。ケシカラヌ男ノ心バヘカナト宣フマヽニ、立廻テ男ノ尻ヲフタト蹴タリケレバ、男蹴ラレケルマヽニ忽ニ不レ見。〔中略〕、僧正彼ハ黒ク裝ゾキタリツル男也ト宣ヘバ。〔下略〕

○しの田の森の葛の葉にかぎりて、三葉が中は一葉は、かならずうらがへりをるよしいひつたへて、其里人のおこせたりとて、すめ子のもとより、かの葛の葉みせて、これが歌よみてよ、又人々の歌をもこはゞやとあるにこたふ。

此程のたまへあつらへし、しのだの森の葛の葉、おのれがしれるかぎりの人々に、歌よませてよとか、むかしよりかゝるすぢは、まゝ侍る事にて、もときこゆべきわざにしもあらねど、いさゝかおもふよしのはべりて、御心に任せがたく、いなびきこゆるになん。そも〳〵いづみの國信田の社は、古歌にも大かたしのだの森の千枝とつゞけて、今猶楠のみにて、こと木まじらぬ森なりとぞ。さて葛は野また岡にこそはひもわたらめ。とりわきて森に葛をいはむ、いかなる事にか。たゞしかの楠にはひまつはれるにもあらむ。それはいかにもあれ、まつ信田の森に葛をよめる歌のはじめを考るに、新古今集雜下に、和泉式部みちさだにわすられて後、ほどなく敦道親王にかよふときゝてつかはしける。〔頭書〕みちさだは和泉守道貞とて、式部が夫なり。されば和泉式部ともいへる也。夫の和泉守なる故、信田の森をばよみよせたるのみなり。

うつろはでしばししのだの森をみよかへりもぞする葛のうら風

赤染衛門

和泉式部

かへし

秋風はすごく吹ども葛の葉のうらみがほにもみえしとぞおもふ

かくあるのみにて、是より先つかたには、信田の森に葛よめる事なし。後にも代々の撰集に、信田の杜のうたいと多かれど、葛をよめる事一首もなし。さるをいかで諸人のしりつたへて、此森の葛の葉とて、こと〳〵しうもてさわぐにはあるぞと思ふに、かの大内鏡といへるわざをぎのつくり物語に、安部の晴明が母を、きつねなりとつくりものして、そのきつねの歌とて、

戀しくば尋來て見よ和泉なるしのだの森のうらみ葛の葉

といへる歌のあるより、人々の耳ちかになりて。信太の森の葛をめづる事とはなり來しなるべし。そもかの新古今の歌によれるなれば、あながちに誤れりとにはあらねど、葛の葉のうらみるを、信太の森にかぎりてのことゝて、めで興ずるはいと〳〵ひがこと也。すべて葛はよろづの草の中にも、殊に風にうらがへるものなり。よりてくずの葉のかへるとも、うらみともつゞくる也。

古今集戀五　平貞文

秋風のふきうらかへす葛の葉のうらみても猶うらめしきかな

又六帖に

かれかねて霜にうつろふ葛の葉のうらみやせまじ風につけつゝ

ともに信田の森にのみかぎらぬ明證なり。されば信太の森にかぎりて、葛のはのうらかへるをめづべきいはれなし。おほよそ近き比、みやびの道のみさかりになりもて行より、そこともしれぬ名所をしひてかまへこしらへ、またさしてもあらぬ木草をもとめ出て、いづくの何ぞなどいふめり。中々につたなきひがわざにて、かたはらいたき事にこそありけれ。難波のあしもかた葉なるぞなどいふひがことにこそ、かゝるたぐひ多くありて、皆土人のつくりごとより出るを、世のえせ人のそれにつきて、

いろ〳〵にいひさわぐになむ。されどその中にも、是はよしのゝ花ぞ、かれはたつ田の紅葉ぞなどいひて、花びらや木の葉やとつたへもてあそぶめるは、今歌によみてめでむも、なでふ事かあらむ。是はそれには事かはりて、昔よりとりわきて、葛の名所と聞ゆるにもあらず。又うらかへるもこゝにかぎれるにあらねば、何事をいひてかめづらしうもとりなしよまるべき。かゝればこれがうたもとめ玉はん事、かへさへまうしはべる也。かくおぼしよりしことを、一わたりにすまひきこえなば、ほいなきにおぼしおとすべしとて、やくなきこともかいつけきこえまゐらするになむ。ゆめ〳〵。

ながつきついたちむゆかのひ、すめ子のとじへきこえまゐる　　濱臣

〔白きおほうちき〔後撰集考〕

後撰集春歌上　元日に二條のきさいの宮にて白きおほうちきを給はりて、

二條きさいの宮　清和天皇后、中納言長良女、高子。白きおほうちき、和名抄云、釋名云、袿、〔割註〕音圭、漢語抄作レ袿。云ニ宇知岐ニ。」婦人上衣也。うちきはうはぎの上にきる物にて、打着の意也。〔割註〕打はたゞ詞のみ也。輕く心得べし。」さて婦人の服のみにかぎらず。大小のわかちありて、大は男子のみの服にて、小は男女の通用の服なり。季吟抄に引て、小袿は女房ならではきぬ也とは非也。下に引る延喜式の文にて、男も着用する事明らか也。さてこのはしがきは、中宮式云。二日早朝受ニ群官朝賀ニ。〔中略〕。事訖賜レ祿。親王以下大納言以上。各白袿衣二領。中納言。三位。參議。白袿衣一領。非參議袿衣一領。四位袿衣一領。五位綿一連。亭唱ニ四位、五位名ニ賜レ之。〔割註〕參議以上令ニ女藏人ニ賜レ之。五位以上令ニ官司ニ賜。」と有て、後世江次第、公事根源などに、二宮大饗〔割註〕二宮は中宮、東宮也。」とみえたるも同じ事にして、年のはじめの公事也。それをよめる歌なれば、卷頭に擧しを、先達の輩なほざりに心得られしは、いかゞ。しかるに猶うたがはしきは、こは正月二日の恒例にて、元日の事にあらぬを、こゝに元日とあるは、よく考ふべき事なり。

ふる雪のみのしろ衣打きつゝ春來にけりとおどろかれぬる

みのしろ衣、貢代衣の意にて雨衣也。夫を詞によりて、いろ／＼にいひよせむは歌のつね也。此集羇旅歌、

中原宗興

山里は草はの露もしげからむみのしろ衣ぬはずともきよ

正義にのせし古歌とて、

せながためみのしろ衣うつ時は空ゆく鴈のねもまがひける

狹衣一

紫のみのしろ衣それならばをとめの袖にまさりこそせめ

源氏初音にいはく、

かは衣はいとよし山ぶしのみのしろ衣にゆづり給ひて

歌の意は、白き裙のことをいはむとて、たゞかりにふる雪のみのしろ衣といひつゞけたるにて、序歌のいひなしなり。ふる雪は白きといひ、みのしろといはん料におき、さて貢代衣の代を白にいひよせ、打着つゝに袂をよせたり。下の句は、春のはじめにたまものありしうつくしみをよろこぶあまりに、おどろかれぬるとはいふなり。春來に衣の詞のはるといひ、又きといふをも緣によりてもちひ、かつは恩光の事に思ひよせしなり。しかるを季吟抄にひける僻案の說は、甚あやまれり。序歌の體をわきまへずして、初句に降雪とあるより、雪のふれる時の歌と心えられしはわろかりけり。〇るもじにてとぢめしは、一つの變體也。四の句のとの下に、そをいれて心得べし。

〇おふし

按るに、殖（オフシ）〔神代紀〕、生（オフシ）〔萬葉〕、の字をかくよむは、令レ植、令ニ生育一の意。生育さする事にて、草

木のうへも人の身のうへにも通じいふ詞にて、うた物語の書どもにあるおふしたつるといふ詞も、又同じく草木のうへにても、人の身のうへにてもいふ詞也。すべて板本も寫本も、歌書はたゞかなにてかきつたへたるものなれば、おふしとかきても、おほしとかきても、唱ふる所はおゝしとのみいはるゝより、人々のこゝろ〴〵にかきひがめたるものにて。此詞のみならず、假字書のものは、假字のたゞしからねば、證とはなしがたし。たゞ古書の語例によりて定むべきことなり。さておほしとかく詞は、おほせと通はして、令負の義に用ひし例、古書に證多し。科、課、仰、皆令ニ負持一こゝろなり。續日本紀宣命に、勅給比於保世給布御命乎と有。又科、仰など、轉じておふせとかくこともあれど、令レ生をおほしとかく事はなし。必おふしとかくべき也。又擁、抱の字音の説は、おのれはたえてうけひきがたくおぼえはべるなり。

〔頭書〕安昌按、萬葉十八〔廿九オ〕、庭中花作歌に、奈泥之故乎屋戸爾末枳於保之。また同廿〔十二オ〕に、夜麻夫伎波奈遅都々於保佐牟などあるをおもへば、此説にのみはよりがたし。假字拾要に、此假字令レ生の意なる時は、於保の假字、またたゞおのづから生るは、於布の假字なり。萬葉八於布流橘などあり。」又云、おほせ令レ負なり。萬葉卷廿〔五〕に、於保世和名抄稻負鳥、以奈於保世度里と有。これも上の令レ生と同例にて、令負の意なる時は、於保の假字名におふなどいひて、たゞ負といふ時は於不也。」

文化十一年九月答ニ前波嘿軒問一。

〇にこ草

萬葉集卷十一〔卅九丁〕、寄レ物陳レ思のうたの中、

蘆垣之中之似兒草爾故余漢我共咲爲而人爾所知名

六帖にこくさ、古點のまゝにて載たり。夫木廿八爾許草同、

同卷十四〔七丁〕、相模國歌のうち、

安思我里之波故禰能禰呂乃爾古具佐能波奈都豆麻奈禮也比母登可受禰牟

此歌六帖には出さず。四の句官本に豆の字なし。花妻なれやと云意也と、契沖、縣居ともにいはれたり。本居氏はなの字を衍字として、初妻なれやなるべしといへり。

同卷十六〔廿七丁〕、

所射鹿乎認河邊之和草身若可倍爾佐宿之兒等波母

六帖ににこくさ古點のまゝにて出せり。○この和草はにこくさにはあらず。若草なるを義をとりて和草とはかける也。齊明紀御歌に、伊喩之々乎都那遇何播杯之倭柯矩娑能倭柯倶阿利岐騰阿我讀婆儺倶爾とあるを轉訛せしならむ。若草の若くとつゞくのみなれば、和草と書たるも同意にて、にこくさにはあらざるべしと、縣居の說なり。

同卷廿〔十四丁〕、七夕歌八首中、

秋風爾奈比久可波備能爾故具左能爾古餘可爾之母於毛保由流香母

六帖、にこくさ結句おもほゆるかなと載たり。

新撰六帖卷六　にこくさ　　衣笠内大臣家良

おく霜にかれにけらしなあしがらの箱根のわろにしげるにこ草

〔頭書〕續拾遺集戀

箱根なるねろのにこ草にこやかにつれなき人をみるよしもかな

夫木廿八、爾許草と出。○此歌は萬葉十四卷の歌によりて讀也。

前藤大納言爲家

あしがきの中のにこ草まぢかくてしげるおもひの程はしるらん

此歌は萬葉卷十一の歌によりてよめるなり。

九條三位入道知家

河風もあらだつよはのにこ草のにこくさよする波の間ぞなき

此歌は萬葉廿卷の歌によりて、河べによみなされたりとおぼゆ。

前左京大夫行家〔式云信實〕

にこ草をつむやかたみのめをあらみあらきをみてはたまりやはせむ

此歌は本歌にすがりてよまれたりとはみえず。にこくさといふ物を、たゞちによまれしとおぼゆ。いかなる草と心得られしにや、此比のつたへ、しらまほしきこと也。

入道右大弁光俊

いかにしてかきほにおふるにこ草のにこ〳〵とのみいもにあひ見む

此歌は萬葉十一卷の歌によりてよまれたり。

現存六帖　にこくさ　明珍法師

わがおもひ人しるらめやあしがきの中のにこくさしたにもゆとも

此歌も萬葉十一の歌によりてよまれたり。

濱臣按るに、にこ草は柔草の意にて、小草のおひそめてやはらかきをいへるやうなり。たしかに其草とはしりがたかるべし。契沖師は萩の若ばえをいふといひ。或說には萎蕤なりといひ、又は蒲公英なりともいふ。いづれもたしかなる證なし。今それとさだめがたかるべし。

答問雜稿　卷之二

○みつはくむ　みつはさす

後撰集三　つくしの國白河といふ所にすみ侍りけるに、まへより大貳藤原興範朝臣のまかりわたるついでに、水たへなむとてたちよりて侍りければ、水をもて出てよみ侍ける

ひがきの嫗

年ふれば我黒髪もしら河のみはくむまで老にけるかな

大和物語には、初句うばたまの、檜垣嫗家集には老はてゝかしらの髪も、結句なりにけるかなと有て、はしがき皆所々かはりめあり。

後拾遺集雜五　冷泉院東宮と申ける時、女の石井に水くみたるかた繪にかきたるをよめとおほせごと侍ければ、

源重之

年をへてすめる清水に影みればみつはくむまで老ぞしにける

重之家集には、すめる石井にとあり。

散木集

昨までもいたゞはまたんあすかゐのみつはくむまでなれる身なれば

同

老ぬればたなばたつめにことよせてとりもわたらぬみつはをぞくむ

源氏物語夕顔

これみつが父の朝臣のめのとに侍りしものゝみつはくみてすみ侍るなり

濱松中納言物語卷一

月影のうかべるみつはくむまでにあはれいくよをながめ來ぬらん

今鏡序

みつはさしたる女のつゑにかゝりたるか

古本今昔物語卷十三(廿三條)

美豆波左須夜會知阿末利乃於以乃奈美久良介乃保爾爾阿布曾宇禮志伎

袋草子には、結句あひにけるかなとあり。

濱臣按ずるに、此みつはくむの詞、古來說々皆たがへり。爲家卿の說に三輪組也。又滿態(ミツワザ)す也とのたまへる、ともにいみじきひがこと也。

爲家卿後撰正義云、水は汲までと云て、三輪組までとそへたり。年の老たるかたちをみつわくむと申也。或老人云、水はくむといふ事、老人かゞまりゐるかたち也。左右の膝たてゝやどしたるかたちなり。まさに三つ輪ありとみゆ。或云、みづわくむまでといひ、みつわさすまでと申て、皆老體の心といへり。組指(クミサス)たゞ同じこと也。但此義いさゝか不審也。老かゞまりたればとて、三輪あるべしや、此詞あしく心得て、今案によめるにや、滿態すといふ詞あり。是は老人の事也。老子傳云、何國哉(レノニヤ)、一人の老翁に二人の男子あり。兄弟はたちにたらず。父九十餘老たる事をかなしみて、二人の子にいふ。汝等我が年老たる事を、天に祈て今一度わかくすべしと切に申に、二人無レ貳以ニ至孝之志一。祈レ天經ニ數日一。夢に一人童子來て示て云、汝が家の西に大河あり。かの河の南に萬仭の淵あり。かの淵をはやく埋て、其上に搆レ壇燒レ香。備レ花可ニ祈請一者。汝等が父立どころに還ニ壯年之昔一。云々。二人子一夜一同に此夢を見て大に悦て、彼向見ニ彼淵一。其體更非レ可レ及レ力。雖レ然漸々埋レ之。不レ經ニ幾年一。此淵を埋む。祈請趣如ニ夢之所レ見。然而三七日終て、其朝に父を見るに、白髮忽に黑み、皃壯計と見

ゆ。一父心二子悦いふにたへず。于レ時父悦云、汝等が運レ土埋レ淵滿態してのゆゑよ、今みつわざするほどになれりといふなりとて、傳をしへ侍りし。

又河海抄に、日本書紀の罔象を引たるも、此詞にはかなはず。河海抄卷二云、みつはくみて、日本紀水神罔象女〔割註〕罔象此云ニ美都波一。」伊弉諾尊所レ生也。髮白老嫗の體也といへり。一說に、年よりぬれば腰かゞまり脊くゞまりて、二の膝とがり出たる中に、かしらましはせて、三輪くみたるがごとくなりと云々。

近來季吟などに至るまで、皆三輪組の說を信用せれども、まこと三輪組のことならば、いかで水は波とはいひかくべき。天暦の比までは、後世の歌のやうに、みだりに假字のたがひたるいひかけはなかりしなり。古本今昔に、美豆波とあるにてもしるべし。又賀茂眞淵の說に、三齒組なりといはれしも、いとしひたる說也。假字のいひかけはかなへれども、齒の組あふに三とかぎれることあらんや。源氏物語新釋云、老て齒のまばらに落て、上の齒と下の齒と三つさしあひ組あふやうになりたるを、みつはくむとも、みつはさすともいふならん。三輪とこゝろえていふ說は誤也。今昔には美豆波とこそかきたれ。

さていま此詞をいかゞ心得べきぞといふに、みつはは、毛詩、爾雅等にみえたる齯齒にして、

　毛詩魯頌閟宮篇云、既多祉黃髮兒齒、鄭箋云。兒齒亦壽徵。

　爾雅釋詁云。黃髮齯齒鮐背耇老壽也。郭璞云。齯齒隨更生ニ細者一。說文云。齯老人齒。五鷄切。

今もまゝ六七十ばかりの老人など、上下の齒皆落たるあとに、さらにちひさき齒のほそく、みゆるとある也。そは壽祥なれば、瑞穗國、瑞籬、瑞柏などの例にてほめていふにて、瑞齒とはいふなるべし。常にことなる齒をみつはといへることは、反正天皇の御諱を瑞齒別と申奉りしも、齯齒にはあらねど、常の齒とはことにして、珍らしき御齒なりしより名づけ奉りし也。

日本書紀云。瑞齒別天皇。(中略)。生而齒如二一骨一。古事記云。水齒別命。(中略)。御齒長一寸。廣二分。上下等齊。既如レ貫レ珠。

みつはくむとも、みつはさすともいふは、くむは含にて、草木の芽合をたゞくむとのみいひて、つぐむあしなど、歌にも常によむ。此こゝろにおなじ。さすは萠(キザス)にて、みつえさす、若葉さすなど、歌にも常によむ此心におなじ。さればくむもさすも、みつはのはえかゝるさまをいふ也。みつはくむ、みつはさすともに、かならず齯齒のはえたるをいふのみにはあらず。齯齒も生ぬべきまで老たりといふ心にて、總て老人の事にいへるなり。

文化八年正月　清水濱臣上

コレハ白河少將殿ニメサレテ、源氏物語講ジケルニ、夕顔卷ヨメルナリ。御問ニ答奉リテ書タルナリ。

○百和香

古今集物名に、百和香とあるを、餘材抄には、〔割註〕和名抄云。百和香。神仙傳云。淮南王張二錦繡之幃一。燔二百和之香一。〕漢武内傳。〔割註〕漢武内傳云。武帝好二長生之術一。求レ道。七月七日帝宮掖之内設レ座。殿上紫羅席庭燔二百和香一。〕等を引て、或抄に、五月五日に百草をとりて合する香也といへるは誤れりとしるされたるは、考たらぬこと也。打聞にも、餘材抄によられて別に說なし。今按に、古抄の說のまゝに、五月五日百草とりて合せしものとおもはる。もろこしのもしかぞありけん。今も五月五日に藥がりして、百草霜など醫家にて常にすること也。猶明證をいはむ。

後拾遺哀傷　中納言なくなりてあはれなることなど歎きつゝおきたりける。百和香をちひさきこにいれて、せうと棟政朝臣に遣しける。

選子内親王

のりのためつみける花を數々にいまはこのよのかたみとぞ見る

經信卿母家集　百和香あつめて歌よまするに、殿つちはりの花をくはへよといふ。

いかでかはゆきてをるべきいろ〳〵に紫にほふつちはりのはな

〔頭書〕和名抄云。和名沼波利久佐。王孫。〔割註〕此間云豆知波利。〕

同家集　ほとけのつくりといふ花よめといふ、百和香あつむる人、

花のさく野べをわけふもあつめつる是やほとけのつくりなるらん

夫木集卷六　永保三年花后倫子家持百和香歌、

岩つゝじ　　良暹法師

しりぬらんみよのほとけのいはつゝじいはねどおもふ心ふかさを

相模

ふりはへてをりにきつればこまにしき紅ふかき岩つゝじかな

伊勢大輔集　陸の御堂にて百和香つまれしに、名もしらぬ花を見しりたりやと、とはせ給ひしに、

衣手におしひらきてを見そなはせたうめりにさくほうたくの花

辰五月十七日稿

○朝妻船

山家集下　題しらず

おぼつかないぶきおろしの風さきに朝妻船のあひやしぬらん

拾玉集七　湖上水鳥

鳥をわけて朝づまぶねも過ぬればおなじみをにぞ又歸りぬる

按に、朝妻に、和名抄に、近江國坂田郡郷名朝妻（安佐都末）と有地名を、船の名におほせしは、つく

しに熊野舟のたぐひにて、〔割註〕いつて舟を伊豆出舟也といふ說は、うけがはれず。」近江の湖水のあたりこぎわたる舟を、おほよそに朝妻船とはいへるなるべし。それもむかしにはいはぬことにや。此西行上人、慈鎭和尙の歌よりさきには見あたらず。又うかれめをのせあるくよしは、そのかみ壽永の亂に、平氏都落のをり、やごとなき女房たちあまた、さま〴〵にはふれさまよひて、世のたつきなきまゝに、うかれめとさへ身をやつしたりしが、近き國々に其なごりとゞめしならんといひつたへたり。さる事もあるべし。猶くはしく考へおくべき事なり。

三月念四　濱臣稿

○少々

中昔の詞におろ〳〵といふあり。そはおほろ〳〵を略せしにて、俗にタイテイといふほどの詞にて、雅古のおほよそといふに近きことば也。それに少々の字を配當きたれるは、少綠をオホロケといひならはせると同じ語例也。しかるに後人、その少々と書しを心得たがへて、せう〳〵と書ひがめ、又は少々とあるに、セウ〳〵と點せるもあり。心得がたき也。今おのれが見およべるかぎりをいはむに、

源氏物語〔ほたる〕、せう〳〵の殿上人におとるまじとのたまへば、

同〔御幸〕、せう〳〵の人はえたてるまじき殿のうちかな。

枕冊子〔四十段〕、つかさめしにせう〳〵のつかさえて侍らんは、なにともおもふまじくなんといへば、

〔割註〕素本春曙抄本には、少將とかけり。いみじきあやまりなり。活本にはせう〳〵とあり。」

榮花物語〔さま〴〵のよろこび〕、せう〳〵のまひ姬など、すこしものこゝろしりたらんは、やがてたふれぬべうはづかしうて、

同〔うら〳〵のわかれ〕、少々のものみにはまさりたり。

同〔かゞやく藤つぼ〕、女房せう〳〵の人のおまへのかたにまゐりつかうまつるべきやうにもみえず。

同〔もとのしづく〕、せう〳〵の所の御事をば、何ともおもひたらねど、
同〔衣珠〕、せう〳〵にてあまたあらんも何にかはせむ。〔割註〕此せう〳〵などおろ〳〵の義ならずしては、さらに聞えぬ也。」
同〔楚王夢〕、せう〳〵の事だに、いかゞはある。ましてさばかりよそほしき御有さま。
同〔とりへの〕、せう〳〵のわかき人などにもまさりて、をかしうほこりかなるけはひを、
狭衣物語〔二の上〕、せう〳〵心にいらぬことなりとも、なみ〳〵の人にもあらばこそ。
同〔四の下〕さま〳〵のめでたき事のみあまりなれば、せう〳〵にまねびたらんは、なか〳〵そこなはるゝ事も有なむかし。
濱松物語〔巻二〕、たゞせう〳〵の世のもときこしられ、いたうたどらず。
寳物集三〔廿ウ〕、女ノ中ニモキコエ侍ルメリ。少々(セウ〳〵)申スベシ。
同三〔廿一ウ〕、佛ニ頼ヲカケテ成佛スベキ旨、少々(オロ〳〵)申スベン。
同三〔廿五ウ〕、頼母敷悲ク侍ル文ドモ、少々申スベシ。同〔廿九オ〕、少々共證ヲ申スベシ。
同三〔卅六ウ〕、先密宗ノ方ヲ少々(オロ〳〵)申スベシ。又〔同〕、少々(オロ〳〵)申スベシ。
同四〔八ウ〕、三十二人ノ武士ノ中ニ、少々(セウ〳〵)行アヒテ、
同四〔十七ウ〕、是モ天竺、震旦、我朝、オロ〳〵申シ侍ルベシ。
同四〔十九オ〕、是ヲ少々(セウ〳〵)申侍ルベシ。
同四〔卅四オ〕、虚言ノ歌多ク侍ルメリ。少々申スベシ。
同五〔一ウ〕、少々申スベシ。
同五〔七ウ〕、願ノ成就シタルコト、少々(オロ〳〵)考ヘ申シ侍ユベシ。
〔頭書〕愼言補

寶物集一〔廿六オ〕、少々（オロ〳〵）其例ヲ申スベシ。
同二〔四オ〕、少々其文ドモヲ申シ侍ルベシ。
同二〔三ウ〕、オロ〳〵承リシハ、
同〔十二ウ〕、少々申スベシ。
同〔十九ウ〕、初ニオロ〳〵申侍シ如ク、
同〔卅三ウ〕、少々申シ侍ルベシ。
同三〔卅二ウ〕、少々申スベシ。
同四〔六ウ〕、少々申シ侍ルベシ。
同〔十一ウ〕、少々申スベシ。
同〔十五ウ〕、少々申シ侍ルベキ也。
同五〔二ウ〕、オロ〳〵申シ侍ルベシ。
同〔卅五オ〕、少々（オロ〳〵）其様ヲ申侍ラン。
同六〔一ウ〕、少々注申侍ルベシ。
同〔十三オウ〕、少々ノ智者ダニモ、
同〔十四ウ〕、少々承リシハ、
同〔十七ウ〕、少々申シ侍ルベシ。
同〔廿五ウ〕、少々申侍ルベキ也。
同七〔五オ〕、少々考申スベキ也。
同〔七ウ〕、少々申シ侍ルベシ。
同〔廿一オ〕、少々申シ侍ルベシ。

同〔廿四オ〕、少々文ヲ引申スベシ。
同〔卅五ウ〕、少々注可レ申。
同〔四十四オ〕、少々申シ侍ル也。
撰集抄四〔東大寺得業慶緣事〕、よもおろ〳〵の心にては、おもひたち給はじ。
同五〔西山僧徳大寺殿へ不參事〕、此歌の心をおろ〳〵心得穴に、
〔頭書〕撰集抄一行賀僧都
耳切事、おろ〳〵もろこしの昔の跡をたづねはべるに、
同二〔登蓮僧都事〕、遊心集を見侍しに、此僧都のありさま、おろ〳〵注し載て侍しは、
安昌追加、宇治拾遺十一、
せう〳〵ならひまゐらせんとて、まゐりたるなりといへば、
又この事おろ〳〵きこえたりけれども、
閑居友上
なにとふかくはしり侍らねども、おろ〳〵はつかうまつり侍といひければ、
同、密ごんともおろ〳〵よみ侍中に、
同下、そも〳〵おろ〳〵傳記をたづね侍に、
宇治拾遺十一
髪もはげてしろきとても、おろ〳〵ある頭にふくろのえぼしをひきいれて、
建禮門院右京大夫集
七夕に歌よみて參らせしを、思ひいづるばかり、せう〳〵これもかきつく。
又、かはゆくもおぼえて、せう〳〵をぞかきて見せし。

袖中抄卷四、忠節は問たまひしかば、おろ〳〵は申きとぞ申ける。

嘉應住吉歌合判詞〔俊成卿〕、此水おろ〳〵うけたまはるに、

愚管抄卷三、少々ありとかやうけたまはれども。」此ほか此比のものにおほく見ゆ。さてこゝに引し中にも、所々によりて、あるはなま〳〵の意にも、あるはたゞにすこしといふ意にもかよはし聞ゆれども、もと同語にて、おろ〳〵とのみありしを、上にもいへるごとく、少々の字を配當たるを、假字書にせう〳〵と書ひがめたるにて、せう〳〵とはじめよりありしにはあらざるべし。歌によめるは新撰六帖に山鳥を、

秋されはなかしてふよを山鳥のおろ〳〵にてはいかゞあかさむ　信實朝臣

〔割註〕山鳥の尾といひかけたるは、假字たがへり。此比のならはし也。されど意はたがはず。」はやく長秋詠藻にも、おろ〳〵といふ詞よめるうた有しとおぼえしを、今とみに見出しがたし。後に書加ふべし。

〇なゝひこのかゆ〔割註〕なゝひこのいね　年長彥の稻　長彥の稻。」

永久四年百首　七夜

君が代はなゝひこのかゆなゝかへりいはふことばにあえざらめやは　俊頼朝臣

按するに、此なゝひこのかゆといふこと、たしかならず。歌林拾葉集に云、甲斐國に七彥といふ所の米をめして粥にして、產所の七夜々々にもちふる也。七彥といふも、孫彥のよせあるによりて、七ひこのかゆ七かへりと祝言によめる也。〔割註〕以上拾葉集。」とあるをさることゝのみ思ひ居たりしに、今年ことのよしありて、甲斐國より駿河へかけてめぐりありきしをり、七彥といふ所をたづねしか

ば、八代郡に七日市場といふ村あり。そこをいにしへは七彥といへりといふ。むらをさにつきて、ふるき文書などに、七彥とかけることありやとひきくに、たえてさることなしとこたふ。さらばたゞおしあてごとにやとかたぶかるゝまゝに、よく思へば七日市場といふより、七夜のよしありと思ひよせて、後のうきたるつたへにはあらぬにや。七日市場、八日市場、五日市場、四日市場、三日市場、二日市場などいふ所の名、甲斐には殊におほし。他の國々にもすくなからず。何のよしもなきこと也。よりてかうがへみるに、七彥の粥といふはあやまりにて、夫木集卷廿六賀部に、永久四年百首を引て、此歌の二句、ながひこのかゆとあり。まこと長彥とあるぞ正しかるべき。其よしは、

夫木集　　賀部　源俊頼

かぞふれば數もしられず君がよは長田につくる長彥の稲

又夫木集　里　匡房

くらかきの里になみよる秋の田は年長彥の稲にぞ有ける

又夫木集　村　藤原正家

はる〳〵と年もはるかに見ゆる哉ながらの村の長彥の稲

清輔集

つるのすむ澤べにかへす苗代はよを長ひこのたねやまくらん

などみえて、長彥は年長彥といふべきをはぶきいふにて、ともに古事記にみえたる六年神、御年神とおなじく、田なつものをまもり給ふ神を申奉るにて、長彥の稲とは年長彥のまもります稲をいふ事な

らん。所の名にはあらで、たゞたゝへことばにて、此歌の長彥のかゆも、君が代は長といひかけし、たゝへことば也。下句に、いはふ言葉にあえざらめやはといへるも、長きことをたゝへたる也。又三句に七かへりとあるより、二句七彥とありしにやとおもふ人あるべけれど、さにはあらじ。七かへりは、七はさだまれる數をいふにはあらずして、すべておほきにいふこと、古歌の例みなしかり。こゝは七夜のいはひ歌なれば、七かへりとはよめる也。かくておもへば、永久四年百首のかなゝる七彥の弱いとうたがはしくて、夫木集の長彥とあるぞ正しかるべくおもはるゝになん有ける。

文化十二年十月稿　　清水濱臣

〔頭書〕安昌按、新續古今賀、

萬代のためしにぞつく田上や秋のはつほのながひこのいね　　正二位隆教

○かいひざ

榮花物語〔見はてぬ夢〕、云、內大臣殿には、よろづうちさましたるやうにて、あさましう人わらはれなる御ありさまを、ひと殿のうち、思ひなげき、かいひざとかいふさまにて、あないみじのわざや、たゞ元の內大臣にておはせましかば、いかにめでたからまし、何のしばしの攝政、あなてづゝ云々。

同〔つるのはやし〕、云、御堂々々の僧などさしあつまりて、かいひざをして、そらをあふぎて、いかで御身に、かゝる物の數にもあらぬ身をかはりたてまつらん〳〵と思ひ、涙をながすもいみじうあはれ也云々。

〔頭書〕夏蔭按、古事談卷二云、白河院夕御膳之時、侍從大納言成通卿候二陪膳一云々。發二脚氣一片膝ヲ立テ候ケリ。法皇被レ仰云、宇治イハレシハ於二人前一搔膝シテ居事、以外白乖事也云々。

安昌按、榮花浦々の別卷に、おとゞはなぬかやむと云らんやうに、あさましういみじきにかいきな

どいふことをせさせ給て、そらをあふぎて、ゆめさめたらん心ちしてゐさせ給へり。とあるかいきも、かいひさの誤なるべし。」

按するに、榮花印本かひさとあれども、印本の假字にて證となしがたし。かいひさにてかきひざといふを、音便にてかくもいふは、物語のならひなり。かきひざとは搔膝の意にて、すべて物おもひなげくをり、いかにせんとかなしくて、膝のあたりを手にてかきむしるやうにするをいふ。今もことのせちなるをりにはするわざ也。萬葉集卷五、山上億良の戀男子名古日長歌に、

立予杼利足須里佐家婢伏仰武禰宇知奈氣吉

とある。此伏仰武禰宇知奈氣吉とかいひざをして、空をあふぎてといへると、全くおなじこゝろ也。おもひあはすべし。

巳七月七日稿

○しひしばの袖〔しひにひの衣〕

しひしばの袖とは喪服をいへり。上下通用して用ふることゝみえたり。榛染などの類にて、椎にて染しにや。いづれにも黑色なるべし。八雲御抄に、しひしばの袖[illegible]とあるは、喪服なれば常の事に、しひしばの袖とはよむまじきよしをのたまへるなり。しかるを哀傷にしひしばの袖は、四位の官人の喪服也といへるは、後の歌に椎をしゐの假字にあやまりて、四位にいひかけてよみしも、まゝあるによりてのおしあてなる説なり。今おのが見あたれるかぎりをしるして、後の考にそなふ。

後拾遺哀傷

一條院御製

これをだにかたみと思ふをみやこには葉がへやしつるしひしばの袖

此歌は枕册子にものせられて、圓融院の御はてのとしのことなり。くはしくは二書につきて見るべ

し。又榮花物語月宴、村上帝かくれ給ひにしところに、一天下の人からすのやうになり、よもやまのしひしばのくらしと見ゆるもあはれなんと有。又千載雜中、十月に重服になりて侍ける、又の年の春傍官どもかゝいし侍けるを聞てよめる。

中納言長方

諸人の花さく春をよそに見てなほしぐるゝはしひしばの袖

此歌家集、又月詣集にもみえたり。又千載哀傷、大炊御門の右大臣かくれ侍りて後、七月七日母の三位のもとにせうそこのついでにつかはしける。

權大納言實家

たなばたにことしはかさぬしひしばの袖しもことに露けかりけり

かへし

三位

しひしばの露けきそではたなばたもかさぬにつけてあはれとや見む

又秘藏抄にひけるうた、

深養父

たらちねの消にし日よりきつるかなこのもしからぬしひしばの袖

因香朝臣

はかなくてたまきはりにしたらちねのゆゑにぞきつるしひしばの袖

此歌は何よりとりいでゝひけるにか、おぼつかなけれども、しばらくこゝにあげたり。さてかくあるをかよはし思ふにも、四位の喪服にかぎるにあらざるをしるべし。又椎鈍の衣といふは、椎をもてそめたるにび色の僧服をばいへる也。これも黑衣なることとしるべし。

今昔物語卄八〔十二條〕、に、ある名僧の、殿上人のもとへかよひゆきて、ぬぎかけおきし衣を椎鈍の

衣とかけり。

○しまき

源順家集

うちこゆる浪のおとせばもえぬよりしまきの風ぞ吹かへさまし

中務家集同

堀河院百首　海路　源國信

浪のをるいらこが崎をいづる船はや漕渡せしまきもぞすな

印本にはしまきりぞするとあれど誤也。異本ともおほく皆しまきもぞすると有。

夫木集卷廿三　旅泊待月　源仲正

しまきする藤江の浦に舟とめて月の出しほをまつぞ久しき

印本にはもまするとあり。しまきの誤なりと契沖もいへり。

夫木集卷四　土御門小宰相

海かけてひらの山かぜ行かへり花のしまきの波高く見ゆ

萬代集戀三　海路戀　權中納言長方

しまきにてひきゝのなだの舟わたり心まとふもたれによりてか

家集夫木集卷廿六、同

山家集下
くれ舟よ朝づまわたりけさなせぞいぶきのたけに雪しまくなり
林葉集　後朝戀
しまきするおきへのなだにすきねどもけさのおきこそ思ひわびぬれ
殿上藏人歌合　海上月　爲盛
しまきして須磨の浦浪さわげどものどかにすめるよはの月かげ
按に、古注ともに、しまきは風の名也といひ、又志摩の國の海邊の風なりといひ、又島を横ぎる風也といへる、皆ひがこと也。しまきは海上にふく風なることは論なし。さてしはしまりて一すぢにほそくふく心也。〔割註〕しの一言、すべて此意あり。くはしくは予が言源新書にいひおけり。」まきは吹まく心也。海上にはかにおとし來る風にて、即暴風のことなり。今俗にはやてといふ。必ず海上にのみいへり。
文政五年八月稿　濱臣
○あさきのはしら〔あさきのみや木〕
千載集戀三
あづまやのあさきのはしら我ながらいつふしなれてこひしかるらん　前齋院新肥前
うたゝね　安嘉門院四條
わするなよあさきのはしらかはらずば又きてなるゝをりもこそあれ
寶治二年百首

とりかぬるあさきの宮木ふししげみさもなれがたく人のいふかな　信實

新撰六帖　木　衣笠内大臣

杣山のあさき柱ふしゝげみひきたつべくもなきわが身かな

同　まき　同

あづまやにたてしばかりの眞木柱あさき契にふしはたえにき

〔頭書〕安昌按、新千載戀四、戀の歌の中に、　従三位伊俊

契のみあさきの柱くちはてぬうかりしふしやかぎりなりけん

續後拾遺戀一　宗尊親王

こひすてふわが名なたてぞあづまやのあさきの柱くちははつとも

按ずるに、あさきはふしたちたる雜木をいふか。ある越後人のいへるは、越にてはすべてふしくれたちたる木の、材木となりにくきをば、是はあさき也。物のようにたちがたしなどいへりとぞ。あさきの意、いかにも考得がたし。

〇さゝめのみの

堀河初度百首　野　仲實

月清みあけの野原の夕霧にさゝめわけくる衣さぬれぬ

千載戀二　右大臣

あさまだき霧をさながらさゝめかるしづが袖だにかくはぬれしを

同戀五　源俊頼朝臣

さゝめかる荒田の澤にたつ民もみのためにこそ袖もぬるらめ

散木集同

爲忠後百首

あづまぢのさやの中山ふゞきしてさゝめの衣かはす旅びと

按ずるに、此さゝめのころも、さゝめ蓑に同じことなり。

月詣集　五月雨遠行　源宗光女

さみだれにさゝめのみのもくちはてゝぬれ〳〵ぞゆく野ばらしの原

山家集

あやひねるさゝめのこみのきぬにきぬ涙の雨をしのぎがてらに

夫木集　少々妻　寂蓮法師

山がつのむすびてかくるさゝめこそ衣のせきと雨もとほさね

同

權大納言實家

たび人のさゝめのみのをきてしよりひと日もぬがぬさみだれの比

藻鹽草　作者不知

ますらをのみのにさゝむと澤におふるさゝめかるにも袖はぬれけり

今おのれが見およべるのみを載たり。猶物にみえたるあるべし。さてさゝめは草名也。或抄に笹也。又水草也とあるは、さらにとるにたらず。その歌一首のうへにて考たるより、かゝるひがことはいふ也けり。按ずるに、貝原氏の大和本草に、少々妻、山野ニ生ズ。賤民ハサヽミノト云。蓑ニムスブ草ナリ。又太田大洲氏云、即神農本經ノ茅根ナリ。舊說カヤトスルハ誤ナリ。カヤニ似テシナヤカナリ。今ツバナトイフコレナリ。春フルネヨリ葉ヲ生ズ。叢生ス。三月頃其花出。即ツバナヽリ。野人葉ヲトリテ水ニ漬シ、中ノオヤスヂヲ取捨テ、其跡ヲ蓑ニツクル。コレサヽミノト云、今通用スル所ノ蓑、即コレ也トイヘリ。もと物產家の說は、いにしへの草木におほくあたらぬこと、和名抄に考合せてもしるべし。されど又まゝ古今同じきもあり。かのつばなは、今も山澤にさへおひて、はてにはみのにつくるよし、ゐなか人もいへば、必それなるべし。さてふるくより其さゝめをば、蓑につくるために、わざ〳〵かりしよしは、上にひける千載集の俊賴朝臣の歌にてしるべし。みのためにこそといふに、我身の爲と蓑につくる爲との意をそへたる也。又按ずるに、ふるくはさゝめといひしを、今さゝみのといふにて思へば、さゝめを略してさゝとのみいへるなるべし。しかるをおのれさきにひとわたり考へて、さゝめのみのは、細目にてむすび、めのこまやかなる蓑ならんかとおもへるはわろかりけり。

○かたはれ月

拾遺集戀三

あふことはかたはれ月の雲がくれおぼろげにやは人のこひしき　よみ人しらず

金葉集雜上　山家にて有明の月を見て　僧正行尊

木のまもるかたはれ月のほのかにもたれかわが身を思ひいづべき

清輔朝臣家集

人しれずかたはれ月ぞうらめしきたれにひかりをわきてみすらん

二條太皇大后宮大貳家集　雪ふる日白いものをふたに入てつかはしける、

かきくらす雪げの雲にうづもれてかたはれやらぬ月の影かな

かへし

ふりくらす雪げの空の雲まよりかたはれ出る月とこそ見れ

按、舊説皆かたわれ月とかきて、片破月の意とおもへり。今大貳家集によりておもへば、晴やらぬ又晴いづるといひかけたれば、旁月の意にて、かたはらをかたはれと轉じてつゞけしものなるべし。片破といふ意もいかゞなれば、旁月の意ときはむべし。さて假字もわとかきてはたがへり。かたはれ月と書べきことなりかし。

〇すくろ〔割註〕すくろのすゞき　菼のすくろ　すくろにやくる　すくろをあらふ。」

曾禰好忠家集

春霞たちしはきのふいつのまにけふは山へのすくろかるらん

後拾遺集春上

粟津野のすくろの薄つのくめば多たちなづむ駒ぞいはゆる　　權僧正靜圓

堀川百首　若菜

春山のをきのすくろをかきわけてつめる若菜にあわ雪ぞふる　　基俊

風雅集春上同、袖中抄には、春山のせきのをすくろ、夫木集には、春山のさきのゝすくろ。

同　春駒

小笠原すくろにやくる下草になづまであるゝつるふぢのこま　　仲實

新撰六帖　春野

下もゑのすくろをあらふ春雨に焼のゝすゝき草たちにけり　　信實

夫木集同

按ずるに、此すくろの詞を、顯昭法橋はすゝきのすゑの黒き也といへり。

袖中抄云、すくろのすゝきとは、春のやけのゝ薄のすゑのくろきなり。ゑ文字を略してすくろといへる也。

もとすくろといふ詞はなかりしを、萬葉集の歌の舊點のあやまりに、あやまりをつたへて、ひとつの詞のやうになりし也。

萬葉八

春山之開之乎爲黑爾春菜採妹之白紐見九四與四門

これは舊點のまゝ也。

此二の句、字も點も誤れり。しかるを誤りのまゝに、さくのをすぐるにとよみて、咲野を過るにと心得來れるを、その開を關と見まがへて、せきを又をきとあやまりて、荻のをすくろとよみたがへしより、基俊などしか心得て、荻のすくろをともよみたがへし也。此二の句は、開乃手烏里のあやまり也。さきは山の出崎のこと也。たをりとは、新撰字鏡に、垰、〔割註〕豆衣居移二反、曲岸也、久萬、又太乎利、又宇太乎利。」とあるたをりと同じ。曲岸也とあるごとく、山の出さきのたをみたる所をいふ也。さる所に若菜をつみゐたるをとめを見てよめる也。此二の句をあやまれるは、基俊のはじめて誤れるにはあらず。源順の萬葉に點つけられしをりよりの誤なるべし。さればこそ、曾丹集にもすくろといふ詞をよめるなり。かくはやくよりの誤にして、村上冷泉の御世あたりよりは、冬野やきし草の葉末の黑きことゝしてよめるなるべし。今はひとつの詞となりにたれば、あながちによむまじき詞と制すべきにもあらねど、心あらん學者はあやまりをたゞしおきたきこと也。

文政五年五月念八稿　　濱臣

○さいて

延喜式〔大藏省〕云、裁得二十七條。

〔頭書〕得ヲテノカナニ借シハ、トクノ音ヲ轉用セシナリ。

後撰集秋下　もみぢと色こきさいてとを女のもとにつかはして、　　源とゝのふ

君こふと涙にぬるゝわが袖と秋のもみぢといづれまされり

同集哀傷　法皇の御なくなりける時、にび色のさいてにかきて人におくり侍ける。　　京極御息所

黑染のこきもうすきも見る時はかさねて物ぞかなしかりける

榮花物語〔鳥邊野〕、云、中島の松にかゝれる蔦の色を見れば、くれなゐ、すはうのこきうすき、青う黄なるなどさま〴〵の色のきらめきたる、さいてなどをつくりたらんやうに、

枕冊子〔十九段〕、云、ふたあゐ、えびぞめなどのさいてのおしへされて、さうしのなかに有けるを見つけたる。

按さいては、今俗にきれといひて、きぬのたちくづにて、裂出の音便にて、さいてといふ也、吾師〔村田春海〕、は裂栲の約語なりといはれき。げにたへの約てなれば、さもいふべきことながら、猶裂出の意ならましとおもはるゝは、新撰朗詠、柳、〔元稹〕、不レ知細葉誰裁出。二月春風是剪刀。又紅梅、〔篤茂〕、剪ニ丹霞ニ而爲レ葩。便是春風之裁出。などある此裁出は、用語にして、一つの體語にはあらねども、おのづからさいてのことゝなれり。これにておもへば、裂出の義にしたがふべくやあらん。

「はし〔割註〕はした　はしたなる　はしなき　はしたなき　はし〴〵　はしけき。」

古今集雜下　讀人不知

本にもあらず草にもあらぬ竹のよのはしに我身はなりぬへらなり

後撰雜四　伊勢

身のうさをしればはしたになりぬへみおもへばむねのこがれのみする

竹取物語　みこはたつもはした、ゐるもはしたにてゐたまへり。日のくれぬればすべり出たまひぬ。

元眞家集

わが宿にうゑてだにみむ女郎花ひとはしたなる秋の野なれば

宇津保物語俊蔭巻　いとはしたなき心をなして、あすら（阿修羅）の中にまじりぬ。

かげろふ日記　三四日ばかり有て、みづからいともつれなく心えたり。何かきたるとて見いれねば、いとはしたなくて、歸るもたび／＼になりぬ。

伊勢物語〔初段〕、おもほえずふるさとにいとはしたなうてありければ、こゝちまどひにけり。

大和物語　わかさまのいらなくなりにたるを、おもひはかるに、いとはしたなくて、あしも打すてゝまどひにげにけり。

源氏物語〔桐壺巻〕、楊貴妃のためしも引出つべうなりゆくに、いとはしたなきことおほかれと、かたじけなき御心ばへのたぐひなきを、たのみにてまじらひ給ふ。

同書〔玉鬘巻〕、かへらんもはしたなく、心をさなく出たちにけるをおもふに、

枕册子〔六十四段〕、はしたなきもの　こと人をよぶに、我かとてさし出たる。まして物とらするをりはいかゞ。

おのづから人のうへなど、うちいひそしりなどしたるを、をさなき人のきゝとりて、其人のあるまへにいひ出たる。

金葉集戀下　　　源雅光

數ならぬ身をうち河のはし／＼といはれながらもこひわたるかな

賀茂保憲女家集　池水のいひくたすことを、かはしまのはしけきことにはいひつゝ、

按、これらの外いとおほし。語のもとは書紀、萬葉などに、間の字をはしとよめる。これをもとにて、物のいづれへもつかずながらにして、心のゐつかね事より、人の身にとりては、そこにゐること

もなし、かたくたちさることもなしがたく、いたくわびしくせむすべしらぬことにいへり。されば轉じて俗言に譯すれば、つまらぬ、ゐたゝまれぬ、こまる、迷惑する、ふつがうなどいふに聞ゆ。物の中間(チウカン)にて、なからになりたること也。さてはしといふがもとにて、はしたといひ、はしたなしともいふ。此なは無(ナキ)こゝろにはあらず。いひさだむる心のな也。〔割註〕カヽルナノ例オホシ。ウハベナキ、アラケナキ、イワケナキノ類、イト多シ。別考アリ。」又はしはしげきなど皆同じ心なり。

〇ひたゝけ

源氏物語須磨　人しげくひたゝけたらんすまひは、いとほいなかるべし。さりとてみやこ遠ざからんも、ふるさとおぼつかなかるべきを云々。

同若菜上　此たい〔紫上ヲイフ〕、をのみなん、これをぞおいらかなる人といふべかりけるとなん思ひ侍るかしとて、又あまりひたゝけてたのもしげなきも、いとくちをしくや。

紫日記　などか必しもおもにくゝ引入たらんが、かしこからん。又などかひたゝけてさまよひさしいづべきぞ。

榮花物語峯月　院は故宮の御ともにも、此女御の御おくりも、ひたゝけてあゆませ給ふこと、またなきことになむおはしましける。〔割註〕同書鳥邊野にえひたゝけてまゐらすといふ事あれど、これは誤字ならんかと思ふ事あれば、こゝに載す。此鳥邊野の卷、紫日記などにてかけることゝ見ゆるに、日記には此詞なし。」

太平記廿二〔佐々木爲宮方條〕、ハジメノホドコソ忍ビケレ。後ハハヤ山田ニカクルヒタブルニウチヒタヽケテ、ャヤニクナル單居ニノミマカデケレバ、

同卅三〔新田義與自害條〕、常ノカクレガヲカヘムトモシタマハズ、少シヒタヽケタル式ニテ、

按するに、以上諸書にみえたる同語にて、或は人しげき所のさまにいひ、或は人がらの用意なく、詞

多くさし出たるにいひたるにて考るに、古説どもに叩の字などあてたるに、所によりては叶へるもあるべけれど、語のもとを正しおかぬ故、轉用せる所にて思ひうたがふ事あるべし。塵嚢に、雷同の二字をひたゝけとよめるはよし。されど其説はさらにとるにたらず。今考ふるに、ひたゝけははたゝくの轉語にて、雷のなりはたゝくといふも、その響のかまびすしきをいふなれば、雷同の字をよみしは語のもとによしなきにあらず。〔割註〕雷同の熟字の義にはかゝはらず。」なりはたゝくおとのかまびすしきを、人だちしげくにぎはゝしきかたにもとりなしていひ、又しづまりたる人の本性に對して、。けさなく下衆しきかたにも轉用したるなるべし。本語を轉用して別語の如く用ひなす事、物語詞のつねにして例多し。されど此轉語ならんといふは、予が臆斷にして定説とはいひがたし。猶後に考ふべし。

午五月二日　　　　濱臣稿

○くなかひ

靈異記、古事談等に、くなかひといふ詞みえたり。靈異記上卷第一條云、天皇與レ后寐ニ大安殿ニ婚合之時、訓註云、婚〔クナカヒ〕、

古事談卷一云、何事云ゾ、妻ヲバ人ニクナカレテト云々。

男女交合すること也。いと古言ときこゆ。此語をいかにと考るに、くなかひは、かひの反きにて、くなきともいふ。又はたらかしてくなくともいふべし。くなといふが體語なり。さてそのくなくはたゝくことの古言也。鶺鴒をにはくなふりとも、〔割註〕くなふりはくなきふらるゝこゝろ也。」いしくなきともには、たゝきともいふがごとく、又目たゝきをするをまぐなきといふが如し。和名抄云、鶺鴒。崔禹錫食經云。鶺鴒。〔割註〕積靈二音。字或作鶺鴒。和名爾波久奈布里。日本私記曰。止豆木乎之閉止里。貌似レ燕。高飛作レ聲者也。源語祕訣云。まくなきといふは、またゝきをい

ふ。瞬の字をかくなり。いしくなきをにはたゝきともいふ。くなくはたゝくこゝろ也。

蠛蠓をまくなきといふも、此虫のちひさきが、面のあたりとびかふには、瞬せらるゝより名づけし也。

和名抄云。蠛蠓。爾雅集註云。蠛蠓。〔割註〕日本紀私記云。蠛。末久奈木。」小虫亂飛也。禮則天風。春則雨。源語秘訣云、まくなきといふちひさき虫の飛かひちる時は、目たゝきをする故に、此虫のとぶ時のやうにまたゝきをする也。

さてくなくも、たゝくも、即交合するをいふことにて、古事記にそだゝきたゝきまなかり。〔割註〕まなかりは愛かり、傳の説はわろし。」といひ。

古事記上巻沼河日賣歌云、「多久豆怒能。斯路岐多陀牟岐。阿和由岐能。和加夜流牟泥遠。曾陀多岐。多多岐麻那賀理。麻多麻傳。多麻傳佐斯麻岐。毛毛那賀爾。伊波那佐牟遠。

遊仙窟に、拍搦乃房間」といへる、皆交合のさまをいへるにて、婚の字をくなかひと訓ぜしによくかなへり。

遊仙窟。〔割註〕〔編者云、其筋の注意に因り省く。」

永久四年百首七夕後朝　俊頼

〔あめのおしてに〔あまのおして」

ひこぼしはあめのおしてのやへぎりに道ふみまどへ又やかへると

夫木同。萬代集秋上には初句たなばたはと有。

清輔家集　月

ひさかたのあめのおしてや道ならん秋のしるしとみゆる月影

萬代集　神祇

神よゝりあめのおしてのうごきなきしるしにたてし岩屋山かな　　清輔

按、此三首、皆天印といふ心にとりなしてよめる歟。清輔集なるは、近比の詩人の月印ㇾ池などいふこゝろにおなじ。さてこの詞は、例の萬葉集を訓誤れるまゝに取用ひたるなり。萬葉卷十〔廿六丁〕、久方天印等水無瀨河隔而置之神世之恨 とあり。此天印を、ふるく堀河院時代には、あめのおしてとよみてありしなりけむを、仙覺律師あまのしるしとはよみかへられたるなるべし。猶よくおもへばあまつしるしとこそはよむべけれ。又同卷長歌に、久方の天驗常定大王。〔頭書〕印木定ヲ弖ニアヤマレリ。訓モアシシ。」とあるにて、天印もあまつしるしとよむべきをしるべし。かゝればあめのおしてといふ詞のあやまれるもとを、わきまふにたりぬべきなん。又海士の押手の意にいへるもあり。源貞世ぬしの鹿苑院准后義滿公嚴島詣記に、五月雨風はげしくなりて、あまのおしてもいとゞたゆきにやとあり。是は別事なれど、おなじ詞なればかきいでゝおくのみ。

〇をかしの假字

此假字笑ふ心なる時はをにて、めづる心なる時はお也といふ說は、山岡明阿、羽倉御風などがいひ出たる事にて、本居宣長も此說にしたがへり。田中の道麿が始て考出たりといへるは、玉かつまの誤なり。

玉勝間卷一云、田中の道麿が考けるは、物をほめて云おかしは、おむかしのつゞまりたるにて、おのかな也。又笑ふべき事をいふをかしは、をこといふ事の働きたるにて、をの假字也。さればこはもとより二つにて異言なるを、假字づかひみだれて、一つにかくから、同言のことゝ心得たるはあやまり也といへる、誠にさることにて、いとよき考也。ほむると笑ふとは、其意大かたうらうへなるを、い

かで同じ言を通はし用ふる事のあらん。おむかしは古言にて、書紀に徳の字、又欧恩などをおむかしみすとよみ、續紀の宣命にはうむかしともみえ、萬葉の歌にはおをはぶきてむかしともよめり。今按に、おかしとをかしと二つに書わけんとするは、いみじきひがことにて、必をかしとのみ書べき事也。其故をくはしくいはむに、をかしとかけるかなの證は古書に多し。〔割註〕下にくはしくいふべし。」おかしとかける假字の證はたえてなし。宣長が說に於乎加之の異語ならんと思へるは誤也。いふにとたれば、萬葉集に於乎可之といふ詞を略して、乎可之とばかりいへれど、お乎可之を略して於可之といへる事は、何の書にもなし。阿伊宇衣於の字は、すべて略やすき字なれば、於を略して、乎可之といふべきは、ことわりさること也。乎を略して於可之といはんこと、ことわりにもそむき、例もなき事也。若古書に於可之とかける假字書のものあらば、於乎加之略語ならんかともいはるべきを、古書みな乎可之とのみあるをば、いかで於乎加之の略にて、於可之のかたなりとはいはん。さて乎加之の笑ふ心なるは、日本紀私記、新撰字鏡に明證あれば、誰もしれる事也。めづる心なるは語の轉ぜしものにて、別語にはあらず。物をめづる時は、おのづから打ゑまるゝものなれば、しか轉ぜしもの也。其證は曾丹集、蜻蛉日記、眞字伊勢物語等にみえたり。

曾丹集序　花のゑまふるをみれば、たれもをかしとみるらめ。同

　にほはねどほゝゑむ梅の花をこそわれもをかしとをりてながむれ、

蜻蛉日記　みちのくにをかしかりける所々を、ゑにかきてもてのぼりてみせければ、

　みちのくのちかの島にて見ましかばいかにつゝじのをかしからまし

眞字伊勢物語　妹乃籬可咲有乎見而、〔割註〕コレハ可愛ノ意ニ可咲トカキテ通用セルナリ。六條本ハ假字ノタガヘルコトモアレドモ、又古例ニカナヘルコトモ多ケレバ引用セシナリ。」

此外古本今昔物語にも、おもしろきことに可咲クとかき、永久四年百首にも、をとめ子がいかにおか

しき姿にて見るたびごとにうちゑまるらん。などよめれども、後々なるはうるさくて擧ず。さて猶くはしく考へおもへば、をかしも、あはれも、かなしも、皆心の中にいたくしみとほるほど切なる時、うれしきにも、かなしきにも、わらはしきにも、おもしろきにもいふ詞也。いにしへにはやし、又ゑ。〻やらなどいへるを、後には哉といふなども、みな心にかんじて、詞に發するにてこそあれ。さればをかしの詞のみ、おとをと書わくべき事ならず。

○ぼん

盂蘭盆を略してぼんとのみいふなり。盂蘭盆は梵語也。倒懸救器と譯す。餓鬼のくるしみを思ひやりたる心なりと、目蓮の母の餓鬼道に落しをすくはんとて、佛の目蓮にすゝめて、七月十五日に自恣の僧を供養し玉ひしよし、盂蘭盆經にみえたり。皇朝にては、日本紀齊明天皇三年七月設盂蘭盆會とみえたり。又枕草子道命あざりのうた、わたつみにおやをおしいれて、此ぬしのぼんするみるぞあはれなりける。又うつぼ物語初秋卷、詞花集、新後撰、釋教などにもあり。されどみな餓鬼に施する事也。先祖の魂祭は、ふるく日本靈異記にもみえて、歌には後撰集、後拾遺集、詞花集、新古今集、六帖などにみえたり。皆十二月といへり。しかるを四季物語七月の條に、魂祭の事あり。それより後には多くみゆれども先祖の魂祭を餓鬼に施することにまじへたるは、いみじき誤なるべし。もろこしぶみにも〔周處風土記〕、除夜祭二其先祖一といふ事あり。くはしくは濁語考にいへり。

〔頭書〕安吉按、かげろふ日記上云、たなばたはあすばかりとおもふ。（中略）。十五六日になりぬれば、ほになどするほどに成にけり。みればあやしきさまにになひいたゞき、さま〴〵にいそぎつゝあつまるを、もろともに見てあはれがりも、わらひもすとあるは、今世の有樣にたがはず。されど先祖の魂祭なりや、いかにともしりがたし。又源順集、七月七日たなばた祭する所の歌の次に云、十五日ぼんもたせて山寺にまうづる所、

けふのためをれるはちすの葉をひろみ露おく山に我は來にけり

ともみえたり。

「鹿木　待木　待

鹿木とは、すべて獵人の山中にて猪鹿を射るに、猪鹿の通るべき道に、高く棚の如きものをつくりて、上にのぼりゐて、其下を猪鹿の通る時ねらひゐる也。いにしへは猪鹿通じいへり。さてそれを待木ともいひ、略して俗言には待とのみもいへる也。照射にかぎる事にはあらず。すべて狩にいへり。

爲忠後百首　居待月　　仲正

山さつか鹿木のかげやひまもなきゐまちの月の出すさりする

此歌、夫木卷三十六には、二三の句ねらふ鹿木やしげるらんとあり。

夫木卷十三　月　　仲正

ますらをがしか木のかげもあらはにてしのぶ〱またき秋のよの月

爲忠後百首　木間月　　頼政

ますらをが待木の下に立つ鹿をまだらにみする夜はの月かな

今昔物語卷廿七　待ト云コトヲナンジケル。其レハ高キ木ノ股ニ、横樣ニ木ヲ結テ、其レニ居テ、鹿ノ來テ其下ニ有ルヲ待テ射ルナリケリ。

「かほはな　〔割註〕かほかはな　かほよはれ　かほやはな。」

萬葉集卷八

高圓之野邊乃容花面影爾所見乍妹者忘不勝裳

同卷十

石走間間生有貌花乃花西有來在筒見者

同卷十四

宇知比佐都美夜能瀨河泊能可保婆奈能孤悲天眠良武香伎曾母許余比母

同　同

美夜自呂之緒可敝爾多氐流可保我波奈莫佐吉伊氐曾禰許米氐思努波武

散木集　野徑寒草

道すがら枯野にたてるかほのはなふりわけ髮に霜置にけり

後葉集　夫木集同

按に、かほとはうつくしき事をいふ也。かほ鳥のかほに同じ。一種をさすにあらず。たゞうつくしき草花をよめり。卷の八の長歌に、さまぐ\の草花の野山に咲にほひたるよしをいひて、反歌にかほ花とよめるにてもしるべし。諸說まちく\にして、或はかきつばた也といひ、或は槿也といひ、あるひは澤瀉也といひ、あるひはひるがほ也といへど、たしかにきはめがたし。山にも、野にも、川にも、岡にもよめるにておもひやるべし。一種の草をさしてよめるにはあるべからず。俊賴朝臣のよまれしは、何とさだめてよまれしにかおぼつかなし。

萬代集戀四

東路のかほやがぬまのかほや花時ぞともなくせなぞこひしき

是は萬葉集のかほ花を、かきつばたなりときはめて、かほや花ともよめるなり。又かほよ花ともいふは、やよ相通なればなり。かほ鳥をかほよ鳥ともいふ同じ例也。

又金葉集　春、顯季

　東路のかほやかぬまのかきつばたはるをこめても咲にけるかな

とよめり。堀川百首、杜若のうた也。此比はかきつばたときはめたりとみゆ。

　〔ばさら〕ばさら繪

千手經云。

若有レ降二伏一切大魔神一者。當下於二跋折羅一乎。

翻譯名義集卷三七寶篇云。

跋折羅。〔翻註〕亦云斫迦羅。大論云。越闍新云。縛左羅。西域記云。伐羅闍。此云二金剛一。起居注云。晉武帝十三年。敦煌有レ人獻二金剛寶一。生二於金一。中色如二紫石英一。狀如二麥一。百練不レ消。可二以切一レ玉如レ泥。什師云。但有二方寸金剛一。數十里內。石壁之表。所レ有形色。悉於レ是現。大經云。如二金剛寶一。置二之日中一。色則不レ定。金剛三昧。亦復如レ是若在二大衆一。色則不レ定。大論云。金剛寶者。帝釋所レ執。與二阿修羅一戰。碎二諸閻浮一。薩遮尼乾經云。帝釋金剛寶能滅二阿修羅一。碎二煩惱一。由能壞亦如レ是。無常經云。金剛智杵碎二邪山一。永斷無レ始。用纏縛一」

〔頭書〕安吕按、北條九代記八云、上ニ婆娑羅ノ費ヲ省キ、下ニ恨ムル庶民ナシ。（略）、總ジテ大酒遊宴ニ長ジ、分ニ過タル婆娑羅ヲ好ミ。

建武年間記の建武元年八月二條河原落書に、バサラ扇ノ五骨。

太平記卷廿一、〔佐渡判官入道流刑條〕、

　例ノバサラニ風流ヲツクシテ、

同卷廿四、〔天龍寺建立條〕、

　ソゾロナルバサラニフケリテ、

同卷卄九、〔阿保秋山河原軍條〕、
サレバソノ頃、佛靈社ノ御手向扇、ウチハノバサラ繪ニモ、阿保秋山ノカハライクサトテ、カヽセヌ人ハナシ。

同卷卅五、〔北野通夜條〕、
政道ノ爲ニアダナルモノ、無禮不忠、邪欲功誇、大酒遊宴拔折羅。

按ずるに、跋折羅は梵語にて、譯して金剛といふことなり。其金剛はいと堅强にして、いかなるものをもうちくだくといふ心より、轉じてそのくだけたるかたちのかたどりなしたるにやあらん。太平記にみえたるは、皆正實ならぬ事にて、今俗にいふばさらと同じこゝろなり。又按ずるに、文選注云、婆娑放逸貌とあれば、太平記にいへる此婆娑の下へ、らをつけていふにや、ラリルレロの語は、すべて體語にかぎらず。語の下につけていふこと常なればなり。

○かはゆし

落久保物語（編者、原闕）

古本今昔物語卷卄六
後手ノ髮ノタブ〳〵トシテ、可咲氣（ヲカシゲ）ナルヲ見ルニ、カハユク難レ爲（カタクナシ）思ヘドモ、〔割註〕殺サンコトヲ不便ニ思フ也。〔中略〕。」此兒ニ刀ヲ突立、箭ヲ射立テ殺サムハ、尙カハユシ。

同卷卄九
極シクカハユク候フコトナレドモ、〔中略〕、糸皮ユキコトニテ候ヘバ

今物語、〔信實朝臣作〕
かはゆきことを見つるよとかなしくて、

撰集抄一、〔增賀上人條〕、

宰相の君の物にくるふとてみる同朋も有。又かはゆしとてみぬ人も侍りけるとかや。

〔頭書〕撰集抄四、〔釣人發心事〕、物の命をたつことのかはゆくも覺えず、

同、〔行賀上人條〕、

上人の哀におぼえて、いかなる猜ぞ見んとのたまひければ、うちかたぬぎて侍り。みるにめもあてられずかはゆしとも、こともなのめならず侍りければ、

同二、〔迎西上人條〕、

法勝寺の邊に、殊に寒くかはゆげなる乞食にきものをぬぎくれて、

中務内侍日記

世にふれば、何となくわすれぬふし〴〵もおほく、袖もぬれぬべきことわりもしらるゝこそかはゆくおぼゆれど、

同

その世の事も、たゞ今のこゝちして、とよひは入まで月を見るもかはゆく、我ながら興さめておぼえながら、

盛衰記卷五

昨日迄モ面ヲ向ヘ肩ヲ並ベシ卿相ナリ。眼前ニ縄付事ハカハユクモ被思ケン。

同四十二

内裏ニテ首實驗カハユシトテ、大臣殿ノ御所ニテ實驗アリ。

太平記卷二、〔言按ニ、阿新殿事條〕、

只今ノ程ニカハユキメヲ見ルベシト。

同卷三十九、〔言按ニ、諸大名讒道朝事條〕、

カハユゲナルアソビカナト、アザムキケル者也ト、安カラヌ事ニゾ被レ思ケル。

〔頭書〕安昌按、入木抄　筆をつくろひて、わなゝきかきたれども、よわくかはゆげにこそ候へ。徒然草〔百七十一段〕、年老袈裟かけたる法師の、小わらはのかたをおさへて、きこえぬことゞもいひつゝ、よろめきたるいとかはゆし。建禮門院右京大夫集、かはゆくもおぼえて、せう〳〵をぞかきて見せし。

盛衰記卷八、直ニ足手ヲキリ奉レ刎レ首コト、流石カハユクヤ思ケン。

曾我物語三　母やそがの太郎がなげき中に及ばず。かはゆき有さまをみてこそ候へ。

古本住吉物語上に、かはゆかりしおぼしたる親をふり捨て、いなば云々とみえて、今もかはゆがりて云々などいふ詞もあれば、古語ともいふべけれど、今本にはゆノ字なくて、かばかりおぼしたる親を云々とあり。是にても聞えて、語のつゞきもさるべくおもはるれば、古本は用ゐがたくやあらん。猶可レ考。

按ずるに、かはゆしといふ詞、可愛の字音也といふは、いみじきあやまり也。此語はかはすべてかゝる事をいふなり。〔割註〕一言ノ考ハクハシクハ、言源新書ニイヘリ。〕心にかゝる事の心におもひこめかぬること也。はゆしははやしといふに同じく、其方にすゝむこゝろなり。はづかしき事を、かゞやかしといふを、かゞはゆしといへることとあり。また人にこそくらるゝを、俗にこそはゆいといふも、はゆしと詞の意おなじき也。されぱかはゆしとは、其人を不便におもふ心の、われながらとゞめがたきをいふ事なりとしるべし。

答問雜稿　卷之三

〇べらなり

此詞古今集に多く見えて、貫之、伊勢などこのみてよめりとおぼゆ。萬葉にみえず。又天暦以後やう〳〵よむ人まれになり行しにて、一時の詞としらる。さてべらはべきなりと、餘材抄にいひしより、打聞にも同意とみえて、べく、べきなどいひて、詞の定まれるをべらとては少しなだらかにきこゆるとていふにやといはれたり。今按に、べらはいづくにても、疑の意をふくめり、よりておもふに、べらなりはべかるらんなりのかとむを約しなり。そのかとむはいかにしてつゞまるべきとなれば、まづべかはもとべくあのつゞまりしなり。其べくのくはべうともいひて、音便にてうといへるより約まるは、多く例ある事也。あはもとよりつゞまる詞なるをや。又らむをらとのみいふは、今も俗言に誰やらんといふべきを、誰やらとのみいふにておもひさとるべし。猶外にも此たぐひ有べし。

壬戌九月十二日稿　濱臣

〇土殿

土殿とはすべて諒闇などのをり、宮殿原の喪中の御おはし所を、板敷をはなち土間にしておはすをいふ也。かの唐のおきてに、苫にいね、塊を枕とすといふに同じかるべし。うつぼ物語〔國讓〕、土殿して男君たちもおはし、宮の君は御つぼねしておはす。榮花物語〔見はてぬ夢〕、東三條院らうわたどのを皆土殿にしつゝ、殿原おはします。同〔ゆふして〕、みや〳〵つちどのにおはしまし、中宮もさやうにおはします。同〔割註〕きるはわびしとなげく女房。」一品宮などのおはしますべきつちどのつくるおとをきゝて。同〔峯月〕、そのよ三條院にかへらせ給ひて、西のらうわたどのなどの板敷おろして、ゐ

ん宮々おはしますべきかた〴〵わかちたれば、皆いらせ給ひぬ。ゆゝしげなる御しつらひのありさま也。〔割註〕是は土殿とはあらねども、土殿なる事おしてしるべし。」又つれ〴〵草〔廿八段〕に、諒闇の年ばかり哀なる事はあらじ。いその御所のさまなど、板敷をさげ、あしの御簾をかけて、布のもかうあら〳〵しく、御調度どもおろそかに、皆人のさうぞく、太刀平緒まで異樣なるぞゆゝしき、とあるもおもひあはすべし。

〔頭書〕これ即倚廬のさま也。禮喪間篇云、不㆔敢入㆓處室㆒居㆓於倚廬㆒。哀親之在ㇾ外也。寢ㇾ苫枕ㇾ塊。哀親之在ㇾ土也。

源氏椎本 御いみはてゝも、身づからまうで給へり。家のひがしのくだりたるかたにやつれておはするに云々。宇治八宮カクレ玉ヘルニ、薫ノトヒ來玉ヘルヲリノ大君ノサマヲイヘリ。

○十市の假字

和名抄大和國郡名十市〔止保知〕、とあるを、十はとをの假字なれば、十市もとをちのかなゝるべきを、とほちとかくはいぶかしきよし。契沖法師をはじめうたがふ人多し。是は續日本紀、和銅六年五月の詔に、畿内七道諸國郡鄕名著㆓好字㆒。とみえ、また延喜式民部式に、凡諸國部内郡里等名、並用㆓二字㆒。必取㆓嘉名㆒。などありて、いにしへは文字にかゝはらず。正字借字書來れるまゝに通用し、三字にも書たるを、かく定ありての後は、國郡鄕名みな二字に約めたる也。其例は、上□野、〔割註〕古事記に上毛野とあり。」下□野をはじめて、大和の郡名磯城ノ上下を□城上〔割註〕之岐乃加美。」□城下〔割註〕之岐乃之毛。」葛城上下を葛□上〔割註〕加豆良岐乃加美。」葛□下〔割註〕加豆良岐乃之毛。」相模郡名足柄上下を足□上〔割註〕足辛乃加美。」足□下〔准ㇾ上〕とあり。此外にも武藏□〔國名〕、但□馬〔國名〕、美□作〔國名〕、安宿□〔河内郡名〕、丹□比〔同上〕、安八□〔美濃郡名〕、春□部〔尾張郡名〕、何□鹿〔丹波郡名〕、登□米〔陸奥郡名〕、知夫□〔隱岐郡名〕、英□太〔伊勢郡名〕、擧□母〔三河郡名〕、都賀□〔石

見郷名〕、信□樂〔近江郷名〕。これのみにかぎらねど、大かたにておきつ。上をも中をも下をも、字のよろしからんにしたがひて省きたるもの也。されば十市もとは三字なりけむを、中のほにあてし文字をはぶきしものなり。又十をとのかなにのみ用ひし例は、神代紀に十握劍をとつかつるぎと訓、萬葉集に十方とかきてとをもといふ詞の假字に用ひし事おほく、又十年をとゝせとつねにいひ、十文をとつゑと、日本紀竟宴歌によみたるなど正して證也。〔割註〕筑前國鞍手郡の郷名に、十市止知といふあるも、同例にて、十□市の布あつべき文字を一字はぶけるなり。〕此外に今本和名抄の郡名郷名、あるひは三字四字あるひは一字なるもみえたり。これは別にくはしく考おけるものあれば、こゝにはもらせり。

〔頭書〕今本和名抄六、足柄上、足柄下ト三字ハカケレド、コレハアヤマリ也。活字本ニ足上足下アルヲヨロシトス。

文化十年六月　濱臣稿

○花盛七日

花の盛なるほどを七日ときはめいふ事、中ごろおほくいひあへること也。今の世の人はたれもよくしれるは、平家物語巻一〔割註〕我身の榮花。〕にいはく、抑此しげのりの卿を櫻町の中納言と申けることは、すぐれてこゝろずき給へる人にて、常はよしの山をこひつゝ、町に櫻をうゑならべ、其内に屋をたてゝ住給ひしかば、来る年のはるごとに見る人櫻町とぞ申ける。櫻はさいてちるに、ちるをなごりをしみ、天照大神にいのり申されければにや、三七日まで名殘有けり云々。歌によめるは、

月詣集巻二　櫻をよめる　藤原伊綱

ひとゝせはちらで櫻のにほひつゝ花さかぬまの七日なりせば

山家集上

おもひやるたかねの雲の花ならばちらぬ七日ははれしとぞおもふ

壬二集　初花

天の河おひぬものゆゑ櫻ばなけふの七日のはじめにぞあふ

拾玉集一

咲ぬれば七日もまたでかくぞちるあはれあだなる花のうへかな

又撰集抄卷四十七條、〔割註〕活本卷六、三十二條。」七日をかぎる花の色云々。同書卷七四條、〔割註〕活本卷七、四十六條。」御殿の上のさくらの七日をかぎるわかれをつげて、庭をさかりとうつりて侍し云々。同書卷八、廿六條、〔割註〕活本无ニ此條ー。」花七日をかぎるれば云々。猶此外にもあるべし。しかるにそのより所とすべきを考ふれば、

萬葉集卷九

吾去者七日不過龍田彦勤此花乎風爾莫落

〔頭書〕濱按に、吾は君の誤なるべし。此歌人の難波へゆくをおくる歌にて、長歌にも君とのみよめれば、なり。

と有よりのちに思ひあやまりて、七日にかぎることゝはよめるなり。そも／＼此歌は、春三月諸卿大夫等下ニ難波ニ歌二首とはしつくり有て、長歌二首反歌二首あるその中の一首の反歌也。さて長歌に、須臾者落莫亂草枕客去君之及還來ともあり。こゝにいふ七日は、かならず日をかぎれるにはあらで、しばらくといはむを七日不過とはいへるなり。同書同卷詠ニ水江浦島子ニ歌に、及七日家爾毛不來而とよめるも、七日はたゞ程久しくの意にいへるのみ。此外おほく萬葉集中に七日といへるは、日數をかぎりていふにはあらず。しかるを中比より萬葉集などの古意古語をば、かけてもたどりまなばぬ人たち、ふと見あたりしまゝに、言の意よくもわきまへしらで、いひ出せしことを、後々にはそれに

よりて、本つ書のうへをば、いかに尋ねんとも思ひたらず。かくは誤にあやまりをつたへし也。今となりては、あながちにとがむべきにあらねど、いにしへ學に心とむる人々は、心ありたきわざならずや。

十月四日稿

○世の中こゝち

今いふ疫病也。こゝちとはすべて病にいへり。みだりごゝちは、うつほにみえぬる。みこゝち、おこりこゝちなどは、讃岐内侍日記にみえたり。されば世の中こゝちとは、流行病といふ意にて、疫病のことをいへる也。榮花物語〔見はてぬ夢〕、かゝるほどに、閑院の大納言、世の中こゝちわづらひて、三月廿日にうせ給ひぬ。同〔はつ花〕、世の中こゝちおこりて人もなくなり、あはれなることゞものみおほかり。古本今昔物語卷十二、世ノ中心地ヲ病ト見エタリ云々。同卷十九、世ノ中ノ心地ヲ重ク煩テ、寳物集ニ、世中心地オコリテ、猶あるべきを、是はいまだおぼえしかぎりのみをしるし出せり。

○ひたひに手をあつる

是は拜するさまをいふ也。土佐日記、をとこにおんなおきな、ひたひにてをあてゝよろこぶ事ふたつなし。源氏物語葵卷、てをつくりてひたひにあてつゝ、見奉りあげたるも云々。同玉鬘卷、ひたひに手をあてゝねんじいりてをり。榮花物語〔見はてぬ夢〕、手をひたひにあてゝよるひるいのりまうす。同〔そわうの夢〕、たゞひたひに手をあてゝたちゐらいはいしたてまつらぬなし。同〔鶴林〕、よるひるひたひに手をあてゝねんじたてまつりたり。細流引溫公通鑑云。司馬光赴ㇾ闕衛士以ㇾ手加ㇾ額。

○室のやしま

下野の室のやしまは、よゝの人の昔の葉におほくよみきたりたるを、はやくよりつたへをうしなひて、其あとさだかならぬを、近き比、結城と壬生の中ほどなる大神々社の森のうちに、高き塚八ッを

きづきて、こゝなんいにしへの室の八島よと、人目をまどはし。又西のかた二三里へだゝりたる大平山を、あぢきなく世のえせものゝ伊吹山ぞといひならはして、伊吹の山を尋ねなば、むろのやしまの西にありてふ、ふる歌の心をとりて、彼大神のみやしろへまうづる人々を、あざむきいつはらむとす也。されどかくまうけなせしも、はやく四十年五十年の昔となりぬれば、其僞たどりしれるものしも、をさ〳〵まれになりて、物しらぬ賤の男、しづの女が耳にふれ口に殘りて聞人もあやしまず。まがことをまことゝつたへあやまり、およづれ言と聞なして、過來ぬるよ、いと〳〵かたはらいたき事になん有ける。こゝに大やけよりわがとほつおやの賜りて、うみの子のつぎ〳〵にあづかりしる、那須のあがたの野末はるかにひろき所に、いにしへ某の親王の、此國守にてくだり給ひし時、氷室とせさせ給ひしあとゝて、大野室、薄室、逃室、柏室、數の室、室の井、岡室、板室てふ名の殘りたるあるなり。又ほど近き山ぎしに、磯上といふ所あり。われ一とせ那須の嶽にのぼりて、四方を見おろせるに、葉末を分るのちのあらしのおとなひは、大海原の沖つ波打よするがごとく聞なされ、四方の木だちは、ゆふべの霧けぶりあひたる中に、遙けき海原と島ともみえまがひぬれば、まことに此野には八所の室の名殘れるこそ、いにしへの室の八島といひけん所には有けめ。又那須野のさかひちかき所に、波立、鹽先などいふ所あり。これも近きほとりなれば、海邊の名もてよびならはしたりと見ゆ。皆其よしあるが中に、那須の嶽は嶺に今もけぶりとはにたちおほひたり。いにしへは今よりもましてたちのぼりけんかし。かくておもへば、伊吹山とよみしもことわり、伊吹は息吹にて、神代紀にもいぶきのさぎりなどいへれば、すべてけぶりのたちのぼる山をば、いぶき山とはいひしなるべし。又室の八島の西にありてふ歌もていはゞ、那須の嶽は北野の戌亥にあたりて、逃室などよりはまたく西に當れる也。されば、とにかくに考あはせて、室の八島は那須野にあるをいふべきにて、結城と壬生とのあはひなるは、後の世の人のさかしらとおもひわきまふべき事になん有ける。

此考ハ、黒川修ノミヅカラ彼地ニオハシタルヲリニ考玉ヘルナリ。」

○いらなく

大和物語　我さまのいといらなくなりにたるを、〔割註〕コヽハイトマヅシクナリテ、メモアテラレズヤツレタルサマヲ、ツヨクイハントテナリ。」

同　さうらふ人々もいらなくなんなきあはれがりけり。〔割註〕萬葉ニ、イラナクナゲクトイヘルニオナジク、ツヨクナゲクサマヲイフ。」

宇津保物語　あめのしたのいらなきいくさなりともうちかちなんや。〔割註〕俗ニエラヒドイト云ニオナジ、イト猛ナル軍ト云ニ同ジ。」

大鏡　此使ふみばさみにはさみて、いらなくふるまひて、これおとゞにたてまつる云々。

つれ／＼ぐさ　数珠おしすり、印こと／＼しくむすび出などして、いらなくふるまひて云々。〔割註〕コレモエラヒドクナリ。」

按ずるに、新撰字鏡に、苛、萩、蕀、三字ともに伊良と訓じ、和名抄に苛を伊良とよめり、すべて芒角ありて、つよく物にさはることを、イラツク、イラ／＼スルなどいふに同じ。萬葉のいらなくといふは、つよくかなしむ心也。さていらなくのなくは、無の字にはあらずして、なは上の詞をつよくいひおさへたる詞、くはかきくけことはたらきて、上の詞を活用する詞也。はしたなく、いわけなく、うしろめたなく、ゆくりなく、冥加なく、らちなく、いとけなく、あらけなく、のたぐひのなく皆同じ。〔割註〕此類ノナクノ語例、別ニ委シク考アリ。」されば、いらなくは、いら／＼とあらきさまのごとくなるなり。〔割註〕今俗ニエライト云ハ、此詞ノ轉用セルモノナリ。」

○葟子

濱臣稿

主水式云。正月十五日供御。七種粥料。〔中宮亦同〕。米一斗五升。粟。黍子。稗子。葟。胡麻子。小豆各五升。

民部式下〔割註〕交易雜物條。」云。河内國。〔割註〕大麥三石。小麥卅五石。葟子五斗。薦二千五百枚。」攝津國。〔割註〕云々。葟子九斗云々。」

和名抄。麻類第二百二十二云。葟子。本朝式云。葟子。〔割註〕葟音皇。和名美乃。今按、訓釋所レ出未レ詳。」

新撰字鏡、草部五十九云。菫。〔割註〕多勤反。正也。田在(タニアル)美乃。」又云。莠。〔割註〕喩受反。救二反。上醜也。田乃彌乃。」

按、葟子いかなるものともしりがたし、さればかく見およぶかぎりを書いでゝ、後の考にそなへんとて也。升もてはかり、又七種の穀類にまじへ用。又和名抄麻類にとりいれられしなどにておもへば、草の實なるべし。漢の書には齊民要術に、葟菜似レ蒜生二水邊一とみえたれば、字鏡に考合せられて、田畦などに生るにや。猶田舍人にとひあきらむべきことぞかし。

壬戌九月二日　　濱　臣

○ふしめ　うつふしめ

新撰字鏡連字部。低視。〔割註〕邪見。逆見也。太加比目。又不志目。」

源氏若紫　をさなごゝちにも、さすがに打まもりて、ふしめになりてうつぶしたるに、

同幻　母のの給ひしことを、まが／＼しうのたまふとてふしめになりて、

同浮舟　かたはらいたければふしめなり。

同夢浮橋　ふしめにていへば、

狹衣一　中將の君は、ありし室の八島の後は、宮のこよなくふしめになりたまへるもいとつらう。

續世繼〔ふし柴の卷〕色もかはりて、うつふしめになり給へりけるほどに、

今昔物語廿五　先端コト也ト云シカバ、臥目ニ成テ和ラ立シカ。

同　同　盗人守ノ御座坐ケリト見テ、親孝ヲ云ツル様ニハ不レ息卷ズシテ臥目ニナリテ、

盛衰記六　〔闕文〕

同　同　〔闕文〕

平家物語二〔けうくん〕、入道ふしめになりて、あはれ例の內府が世をへうするやうにふるまふ物かな。

按ずるに、ふしめは臥目の心にて、人とむかひて見合すことあたはず。下のかたのみを見をることにて、或は將者の目つきにいひ、或は人にいたくいひさだめられたるをり、頭を低て下をのみ見をるにいへり。又物がなしきをりにもいへりとみえたり。

○ほき〔割注〕ほきち　ほけち　ほきのかけみち　ほきのかけち　ほきのさほ田

爲忠百首

つたひゆくこしのほきちのけはしきにかけりて過る郭公かな　爲忠

顯季集

わきも子が木曾のほきちにすまはねどなどあふ事のかたきしならん

山家集上

よしの山ほきちつたひに分入て花見し春はひとむかしかも

同　下

あやふさに人めぞまれによかれける岩のかどふむほきのかけみち

後葉集　冬　大中臣公長朝臣

高嶺には雪ふりぬらしましば川ほきのかけ草たるひしにけり

金葉集には、四句きしのかけ草とあり。

壬二集　田

かた山のほきのさほ田をうちかへし春もや田子がみしふつくらん

按ずるに、ほきちはほき路也。ほきは今田舎にてほけといふ。ほけし、などいふ地名、武藏川越などにあり。即山ぎし也。さればこそ、金葉にきしのかけ草とあるを、後葉にはほきのかけ草とありけれ。又顯季卿の歌にてもしるし。山崖の道をいふなり。

〇芝くらべ

新撰六帖　芝　　知家

駒はなつ野べのうなゐの芝くらべながき日くらす是やなぐさめ

夫木同

按、芝くらべといふは、うなゐわらはどもの、つばなすみれなどをつみあつめて、おのがどちくらべあそぶをいふ。草をたゝかはすといふも同じこと也。

野守鏡序云　またいとけなくして、草をたゝかひ、塵をもてあそびしより云々。

されど草をたゝかはすといふにもふたつあり。和名抄、躬恒家集などにいへるは、草あはせといひて、歌合、女郎花合、根合などの類にて、左右にかたわきて、こと〴〵しく催すをいふ。

和名抄。雜藝類云。鬪草。荊楚歲時記云。五月五日有下鬪二百草一之戯上。〔割註〕鬪草。此間云二久佐阿波世一。」

躬恒家集云　くさあはせするところさくら。

野守鏡にいへるは、たゞわらはべの野あそびのなぐさみにや。芝くらべといふに同じことにて、くさあはせとはこと也としるべし。

文政五年八月稿　　　　　　　濱　臣

○せがい

さごろもの物語卷の一なる飛鳥井の姫君入水の所に、頭をせがいにとり出して云々。又同書卷の三なる山伏の物語に、此姫君の入水のさまをいへる所あり。今の本、ひえの山をがみ奉らんの心ざしにて、まかりのぼりしとある下に、詞多く古本とたがひめあり。古本にはいと長々と書つゞけて、さてそこに又、此せがいの詞ありていへるやうは、沖のかたのせがいに、人のあるやうに見え侍りしをよりてせうそこせんとし侍しに、なく／＼海に落入侍しかば云々とあり。他書に見えたらぬ詞にて、いかにもわきまへがたかりしを、後に平家物語を見れば、卷の十一なる那須の與一が扇の的射る所に、みな紅の扇の日出したるを、舟のせがいにはさみたてとあるにて、舟の中にしかいふべき所のあることをしれり、さてぞ狹衣なる二所ともによく聞えたる。猶語意はえがたく、かなもわきまへさだめがたし。舟のことよくしれる人にとはゞ、思ひあはすることも有べし。ふなばたなどをいふにや。

〔頭書〕安昌按に、せがいは舟ばたに欄のやうにてある處などをいふなるべし。

義經紀二、矢ひつ一がう、せがいの上にからとおきて、又云、かたをかせがいの上にかたひざついて、

顯註密勘十四〔十六〕、ふたなとは、せがいとてふねの左右のそばに、えんのやうに板をうちつけたる也。それをふみてもあるく也。とものかたにつけたるを、はしだなと云。尻のたなゝり。

六月十七日夜稿

○水まさ雲

爲忠後百首

浪かたのみつまさ雲に影くれておぼろにみゆる月のふねかな　　顯　廣

夫木十九

するはれぬ水まさ雲にもる月をむなしく雨の夜とやおもはむ　慈鎭和尚

千首

夕立の水まさくものはやすみてすゞしくうかぶ三日月のそら　爲尹

按ずるに、水まさ雲は、靑空に白くはらゝきてたつ雲にて、東國の方言に、イワシ雲といふもの也。此雲たつ時は天氣よしといへり。さゝら浪の打よするかたちなれば、浪形の水まさ雲とはよめるなるべし。今も北國、西國邊にては、此雲のたつを水マサガタツといへり。夕立などのあとにたつもの也。水まさの詞は方言にて考得がたし。

文化十一孟冬　濱臣

○をばすて山　姥捨山

此をばすて山の假字、をのかなにかき來れるを、縣居翁は祖母捨山の義として、おのかなとせられたり。いかにとなれば、大和物語に、老かゞまりてゐたるといひ、又いたく老てふたへにてゐたりなどあるをもて、祖母ならむと思ひさだめられし也。されどそは誤也。猶姥捨山なること明證あり。父のあねなどならんには、いと年おいたる伯母もあることぞかし。さてその姥捨なる證は、

赤染右衛門家集卷四　女院左近の命婦にのりたゞがすみしを、をひの少納言の內侍にうつりたりときゝて、のりたゞがりやりし、

まことにやをばすて山の月は見るよもさらしなのあたりと思ふに

さらしな日記　いとくらいよこはらにあるをひの來たるに、めづらしうおぼえて、

月も出てやみにくれたるをばすてに何とてこよひたづねきつらん

俊賴無名抄卷上〔割註〕をばすて山の條に　昔人のをひを子として養けるが、母の叔母としおいてむつか

しくなりければ、八月十五夜の月くまなくあかゝりけるに、この母のをばをすかしいでゝ、その山にすてゝかへりにけり。〔下略〕

袖中抄卷十七〔制註〕をばすて山の條。」顯昭云、をばすて山とは信濃國にあり。年比母のやうにてやしなひたてたるを、妻のいふにつきて、をひのをとこの月のあかゝりける夜、おひてのぼりて更科山に捨たりけるより、をばすて山とはいふ也。

これら皆伯母といひ、舅といひ、姪といひたり。又てにはにいひかけたる歌有。

續詞花集雜下　信濃なりける女をいひかたらへりける男、京にゐてのぼりても、をんなをかたらひてとはずなりにければ、女のいひ〔つかはし群書類從本〕ける。

信濃なるよもさらしなとおもひしをわれをばすての山のはぞうき

散木集雜上　ちがりしこともわすれにけるにや。ことさまに思ひなりにけるを(よイ)きこゆる人のかりつかはしける。

ちぎりおきしことををばすての山なればよもさらしなと猶たのむかな

拾遺愚草上

なぐさますいづれの山もすみなれし宿をはすての月の旅ねは

〔頭書〕拾遺愚草下

秋といへば月のたゝちへふく風の雲をはすての久かたの山

夫木卷四　　源　具　親

今よりは秋をはすての山さくら花と月との有明のころ

以上四首、皆地名の姥捨山をてにはにいひかけたり。かくあまた明證あれば、をばすてとせんこと疑ふべからず。

戊辰三月盡日稿

○おかす

此假字、古言梯にはヲカスの假字として、萬葉集に、侵の字をヲの假字に用ひしを證にひけり。されどヲカスの詞を、ヲとのみいふべきにあらず。もしは温の字などの誤にやあらん。温はヲンの音にて、日本紀竟宴歌にも、ヲのかなに用たり。いづれも侵は誤字なり。又本居氏の大祓後集、按に、おほかすといふ詞の約也とて、オカスのかなとせり。ことわりは一わたり聞えたるやうなれど、おほよそにすることをおほかすといはむこと物にみえず。たとひさることはありとも、又それを略しておかすとのみいはむこと、證をひかずしてはいかゞ、人うべなふべき。今考るに、オの假字なること明證あり。

拾遺集長歌　東三條太政大臣

おほはら野べのつぼすみれつみおかしあるものならば

源氏若菜下　柏木

くやしくぞつみおかしけるあふひ草神のしるしのかざしならぬに

同　幻　源氏

大かたはおもひすてゝし世なれどもあふひは猶やつみおかすべき

草庵集長歌　又入新續古今集

花さくのべのつぼすみれつみおかしある人のため

〔頭書〕夏蔭按、以上の歌、必しも置と犯とをいひかけたるものともいひがたくや。されば此うたどもを引はてわろし。源氏の歌と後撰の二首とも引べし。

これは皆摘置に罪犯といひかけたれば、正しき證ならずや。草庵集はいと後のものにて、假字の證などに引べきものならねど、拾遺の長歌によりてよめるなれば引出せる也。又、

後撰集秋下　おなじ御時〔割註〕上に寛平と有。」の女郎花合に、

秋の野の露におかるゝをみなへしはらふ人なみぬれつゝぞふる

よみ人しらず

興風集には、結句ひちつゝぞふるとあり。

同秋下　菊の花をれりとて人のいひ侍れば、

いたづらに露におかるゝ花かとて心もしらぬ人やをりけむ

よみ人しらず

此二首ともに、置ルゝに犯ルゝといひよせたり。こゝの犯ルゝは、露に自由にさるゝといふ心と聞えたり。されば是を犯スのかなの證とすべし。オカといふが體語にて、オカス、オカシ、オカセル、オカサンとはたらくより、オカルゝとも轉用せる語なるべし。

和名抄雜藝具云、

〔獨樂〕

獨樂　辨色立成云。獨樂。〔割註〕和名古末都玖利。」有レ孔者也。

略本和名抄雜藝具云。

獨樂　辨色立成云。獨。〔割註〕都先求里。」此間云二古刀豆久利一。」有レ孔者也。

〔頭書〕安昌按、散木集隱題こまつふり、

春の野にこまつふりつゝ淡雪をけたさでをりて家づとにせむ

按ずるに、獨樂は今兒戲に用ふるこまにして、形のかはれるもの也。しかるにコマツクリハ、コマツブリの誤にて、ツブリとは獨樂の形の圓なるよりいふ名也。原は不と有けんを久と誤り、又玖とも書か

へしならん。コマツブリならずしては意通ぜず。其コマツブリなる證は、

大鏡卷五　此殿はこまつふりにならごの緒つゞけて奉り給へりければ、あやしのものゝさまや。こは何ぞとゝはせ給ひければ、しか〳〵となん申まはして御らんじおはしませ。けうあるものになど申されければ、南殿に出させ給ひて、まはさせ給ふに、いと廣きとのゝうちに殘らずくるべきあるけば、けうぜさせ給ひて、是をのみつねに御らむじあそばせ給へば云々。

古本今昔物語卷十九、參河守大江定基出家語云、寂然ガ前ナル鉢、俄ニ狛鶍（コマツブリ）ノ如ククル〳〵ト轉テ云々。

今昔物語卷廿〔六條〕、三ノ肱ヲ捧テ天縛ニ懸テ轉ヘヲ獨樂ヲ廻スガ如シ。

此狛鶍は、即獨樂の借字也。今昔には借字いと多し。さて鶍は、和名抄羽族名云。廣雅云。鶍子。〔割註〕鶍音事。漢語抄云都布利。」鷂屬也。とあるにて、ツブリの借字に用ひし也。又、

宇治拾遺卷十三〔割註〕十二條寂思上人飛鉢事。」こまつふりのやうにくるめき云々。

かくあるを考合せて、コマツフリのかたを正しとすべし。

○つひ〔割註〕つみ　たつひ　うみつひ。」北國方言〔イソヒチベ〕

本草和名云、甲贏子。〔割註〕貌似ニ辛螺一而口有レ角。蓋蓋上甲錯似ニ鮫魚皮一。」榮螺子〔古堝反〕。板螺。〔性味相似〕。一名蚶。〔割註〕呼甘反。似レ蛤而圖出ニ崔禹一。」和名都比。

同云、田中螺汁。〔割註〕崔禹音浴果反。」一名融螺。〔割註〕有レ稜者也。出ニ拾遺一。」和名多都比。

新撰字鏡云、蚪。〔割註〕鮒同。火含反。宇牟岐。又豆比。」

同云、蝸。〔割註〕牛但反。津比。」

同云、蜬。〔割註〕姑含反。贏大者海豆比。」

續詞花集戲咲部云、をんなのよきつみやめすとうりありきけるを見て、

よきつみといふともたれもかはじかしおとりてつくる人しなければ　よみ人しらず

山家集下云、ひゝしふるはと申かたへまかりて、四國のかたへわたらんとしけるに、風あらくてほどへにけり。しふかはのうらたと申所に、をさなきものどものあまた物をひろひけるをとひければ、つみと申ものひろふ也と申けるをきゝて、

おりたちてうらたにひろふあまの子はつみよりつみをならふなりけり

〔ついたちいくか〔割註〕ついたち四日――七日――六日――二日――三四日――八日――二日――七八日――十日いくか〔割註〕とをか八日――五日。〕はつかいくか〔割註〕はつか七日。〕

日本靈異記卷下〔卅五條〕、以延曆十五年三月朔。七日。〕

同卷下〔卅八條〕、延曆六年丁卯秋九月朔四日。〔割註〕これらを春秋などよみのやうに、朔と何をきりてよむは、此書の體にかなはず。朔七日はつちたちなぬか、朔四日はついたちよかとよむべし。そは本書をよみてしれ。〔蜻蛉日記下、ついたち三日のほどに、むまの時ばかりみえたり。

同ついたち七八日のほどのひるつかた、むまのかみおはしたりといふ。

榮花物語〔見はてぬ夢〕、ついたち六日のよなかにぞ、二條殿にかへらせ給ふ。

同〔後悔大將〕、ついたち六日かなぬかのよれば、

同〔若枝〕、ついたち二日りんじの客とて、

同〔同卷〕、はかなくついたちなぬかも過ぬれば、

同〔峯月〕、ついたち三四日のほどに、

同〔衣の珠〕、ついたち四日のつとめて、

同〔同卷〕、ついたちやうかより、

同〔こまくらべ〕ながつきのとをかやうか、〔割註〕是即善滋爲政行幸高陽院。應制和歌序之也。」
〔頭書〕安昌按、師翁〔夏蔭〕云、天智紀十年十一月條に、太宰府言。月生二日（ツイタチ）ともみえたり。蜻蛉日記中ノ下、はての月のとをかむゆかばかりなり。

長明無名抄上〔基俊〕、

　なかのあきとをかいつかの月を見て君がやどにて君とあかさむ

源順家集庚申奉和歌小序、はつかなぬかのよかのえさるにあたれり。

　〇はらとりの女〔はらとりの尼〕

榮花物語布引卷、おとゞ何なくいたき所やある。はらとりの女にとらせよかし。われもさこそはすれとおほせられければ、

筑波問答　はらとりの尼とて、七八十になる連歌師もはべりき。

按に、はらとりは按腹の義にて、病を療するを、今もとるといふにかなへり。さていにしへも、女のとしおいてたよるべきたのもし人などのなきは、さるわざをしてなりはひとせしもありしなるべし。榮花のはらとりの女は、嫗なりけむを、おんなとありしを、をんなとかきひがめしよりのあやまりにも有べし。つくば問答の尼とあるなど、おもひむかへて老女なりけんとおもはるゝ也。

〔頭書〕枕草子稿本下十九丁オ、はとりのおんな。

　〇ほゝ〔割註〕ほゝの皮　ほゝかしは　ほゝかしはの木。」

榮花〔見はてぬ夢〕、御風にやなどおぼして、ほゝなどまゐらすれど、さらにおこたらせ給はず。

同〔玉村菊〕、御かぜなどにやとて、御ゆゝてせさせ給ひ、ほほきこしめし、

同〔若水〕、御かぜにやとほゝなどきこしめせどおこたらせたまはず。

同〔つるのはやし〕、風にやとてほゝをまゐり、ゆゝてなどして心見たまひけれど、くるしうのみおぼさ

れければ、

新撰字鏡。厚朴〔割註〕保々加志波。」和名抄。厚朴。本草云。厚朴。一名厚皮。〔割註〕楊氏漢語抄云、厚木保々加之皮乃木。」釋藥性云。重皮。〔割註〕和名保々乃加波。」厚朴皮名也。

〔頭書〕現存六帖塙木。ほゝかしは。

浄忍法師

おほ野なるみかさの杜のほゝかしは神のひく手にいくよますらん

兼直宿禰

すへらきの身にそゝきますほゝかとしは大宮人のさゝげもつかも

藤原隆祐

片山のそがひにたてるほゝかしは風にかくはふおとのさやけき

加茂保憲女集、塙木二百七十四卷廿七丁、

あしびきのやまひやむてふほうのかはふきたる風もあらしとぞおもふ

ほうはほゝの訛也。

○えびら

和名抄蠶絲具云、蠶簿、兼名苑云、簿。〔割註〕音薄。和名衣比良。」一名笛。〔音笛〕、養蠶器施ニ於其上一。令レ作レ繭者也。

散木集云　山家夏月

山ざとはこやのえびらにすむ月のかげにもまゆのすけはみえける

新撰六帖　桑　知家

わきもこがこやのえびらの數をおほみあまたしつめる岡の桑原

按ずるに、えびらは、こがひする家には棚をかきて、竹にて疊一ひらほどの大きさに、うすき篭をつくりて、それへ蠶をかふ也。これを所々によりて名かはれり。はまかご、こがひす、かひこかごなどいへり。上野邊にては、大きなるをこがひすといひ、ちひさきをはまかごといへり。武藏國足達郡邊にては、皆えびらといへり。八王寺のほとりにてもえびらといへり。まれ／＼に古言のゐなかに殘れる也けり。これを四月の末、五月の初にかひこのあがりたる跡にては、澤水の流にてみなあらふことなり。

○いんち〔河原――〕〔虛――〕

盛衰記廿二云、若者共ガ軍ノ樣コソヲカシケレ。何ノ料トテ命ヲタハフベキゾ。京童部ノ向ツブテ河原卯地ノ樣ナリ。

同卅四　向飛礫ノ印地冠者原。

出所未ㇾ考　まつしとて青まうくべきかてなかりけるに、よしありければ定家のもとへ、

曉月坊

曉月かしはすのはてのそら印地とし打こさん石ひとつたべ

かへし

定家がちからのほどを見せんとて石子二つにわりてこそやれ

同書　童部年行　河原郭公

ほとゝぎすあれと見あぐるそら印地川をこえたるあとのひところゑ

年中行事繪卷物〔割註〕五月端午の節の條。〕印地の繪あり。可ㇾ考。

按ずるに、今俗に穴いちといひて、小兒のたはふれわざにするは、即穴印地なるべし。睢といふ字、物に見あたらず。

○本家（ホンケ）〔本家（ホンヤ）〕

中昔の物語ぶみに、本家といふは、今俗にむすめの親の家をさとゝいふに同じ。うつぼ物語、〔割註〕印本初秋下藏本沖津白波。」に云、人のむことといふものは、若き人などをば、本け〔家〕のいたはりなどしてたつるをこそはおもしろきことにはすれ。いたはりどころもなくて、本けのはづかしく物せらるゝなむものしき。榮花物語〔割註〕さま〴〵のよろこび。」三日のよは本家、五日の夜は攝政どのより、七日のよは后のみやよりと、さま〴〵いみじきおほんうぶやしなひ也。〔割註〕是は雅信公の女倫子、道長公に嫁しに、上東門院をうみ奉れる條なり。おやのもと雅信公の所をさして本家といへり。」これにておもひしるべし。又本家とて、殿の内の母屋をいへるあり。うつぼ物語〔祭使〕に云、本家の御かたよりめしならべて給ふ。又同物語〔割註〕印本嵯峨院下藏本吹上。」この三條の本家なりしかたになんはべる。ひんがしのたいになんすませ奉る。〔割註〕これらは本屋にて母屋なり。」ともに本家とかきたれど、本家（ホンケ）と本家（ホンヤ）とわけて心得べし。

〔頭書〕安昌按、靈異記中卷第廿七條云、大領之父母見之。大惶告二其子一言。汝依二此妻一國司見レ怨云々。故送二本家一而亦在レ倦云々。と見えたる本家も、女の親の家のことをいへるなり。

〔頭書〕安昌按、此嵯峨院卷なる本家は、本宅のことにて、身屋をいへることはたがへり。

○大辨中辨少辨の訓義

和名抄云、職員令云、左右大辨〔割註〕於保伊於保止毛比。」左右中辨。〔割註〕奈加乃於保止毛比。」左右少辨。〔割註〕須奈伊於保止毛比。」江次第卷四に、大搠火乃官爾とあるは、假字がきにて、語のもとは大奉（オホマツリゴトヒト）の義なるべし。あともひのあを約し也。萬葉卷二〔卅四丁〕、みいくさを安騰毛比たまひ、九〔廿八丁〕、みふなこをあともひたてゝ、廿〔十八丁〕、あともひてこぎゆくきみは、大かた人をひきゐさそふ意にいへり。辨官は、職員令に、左大辨一人。掌下管二中務。式部。治部。民部一。受二付庶事一。

糺二判官內一。署二文案一。勾二稽失一。知中諸司宿直諸國朝集上。若右辨官不レ在則併行レ之。右大辨一人。掌レ管二兵部。刑部。大藏。宮內一。餘同二左大辨一。左中辨一人。掌同二左大辨一。右中辨一人。掌同二右大辨一。左少辨一人。掌同二左中辨一。右少辨一人掌同二右中辨一。と有をおもひ合すべし。

壬戌九月十四日稿

〇名たて〔割註〕花の｜｜｜〔割註〕春の｜｜｜　松の｜｜｜　｜｜｜かほ。〕

拾遺集　秋　　讀人不知

秋の野の花の名たてにをみなへしかりにのみ來む人にをらるな

續後撰集秋上、伊勢とあり。

後拾遺集　春上　　加賀左衛門

ちるまでは旅寝をせなむ木のもとにかへらば花の名たてならまし

南殿の櫻を　　高岳頼言

見るからに花の名たての身なれども心は雲のうへまでもゆく

金葉集　秋　　隆源

をみなへしさける野べにぞやどりける花の名たてになりやしぬらん

新古今集　春上　　重之

梅がえに物うきほどにちる雪を花ともいはじ春の名たてに

續古今集　春下　　貫之

ときはなる松の名たてにあやなくもかゝれる藤のさきてけるかな

朗詠同六帖貫之集うつろはぬ。

新撰六帖　松虫　　光俊

夕ぐれはいつかは人をわが宿に名たてかほなる松虫のこゑ

〔頭書〕中務集
　おいにける身にはしるしもしらぎくの露の名たてになりぬべきかな

按ずるに、皆同じ心にて、花のうき名をたつるに、又春のうき名をたつるに、又松のうき名をたつるにといふ意也。又新六なるは、わが宿に人をまちならひしこともあらぬを、虫の名にたてゝまつとなくことよとなり。

○ながめぐさ

ちかき世の人たち、おのれ〳〵が歌どもかきつめたるを、ながめぐさとぞいふなる。さるは詠草の文字を、やがてこゝの言葉にやつしいはむとてのことなるべし。詠草の字はこともなし、こゝの言にうたをながむるといはむことこそ心得ねなど思ひつるに、此ほど狭衣の物語を見ればさることあり。巻の一にいへるやう、うらみうたをはやくよみかけよと、さゞめくなれば、わう君ぞながめ常はよき、まろはさらに〳〵とわらひつれば云々。かくあるをあはせおもふに、ながめはもと長目の義にて、何にもあれ、ものを見つめて、わが心をそれにうつすの詞なるを、かよはして心におもふふしを、口にうたひ出るにもいふなるべし。されどなほながめぐさとつゞけいはんはいかにぞや、おもはるゝになん。

〔頭書〕わう君は、わが君を音便にいへるにて、いへとしをいへとうじといふに同じ例なるべし。即我君の義にて、人にむかひていふ詞也。そこなどいふに同じ。

亥六月十七日稿

（閏月夏祓

今年文化戊辰六月うるひ也ければ、かねてより家に歌よまむ月並の題に、閏月夏祓といへるを出せし

に、こゝにひとの國より、此あづまにまで來て、折々はおのがもとにとひものするすき人のあるが、とぶらひ來てとひけらく、いでや今年などやうに、六月閏月あらん時のみそぎは、はじめの六月晦日にやおこなふべき。又閏月晦日にやはらふべき。又は兩度ともにやみそぎあるべき。つたへうけたまはれば、此江戸にても、石濱の神社にも、神田の宮居にても、此みな月はじめの晦日に、みそぎの神わざありしとぞ。此さだめいかにも思ひわきまへがたしと、おのれこたへけらく、そのうたがひ、われもかねてよりいぶかしくおもひしかば、いさゝかいにしへの書どものうへに考おけること有。今おもふに、必閏六月晦日にのみはらへしてあるべき事ぞ。されどひとわたりにては、おもひまどふべきこと也。いかにとなれば、もろこしの書のうへにては、閏月は王不レ入レ廟などいふ事あれば、閏月は別のことにて、たゞすべてはじめの月ぞ、よろづのまつりなどはあるべきやうにおもはるれど、よく考ればまづ晦日のはらへは、神祇令義解、延喜式祝詞等にみえて、十二月の大祓とおなじく、一年兩度のはらへにして、夏と秋とのあひだ、冬と春とのさかひにあるべきことといふまでもあらず。又後世土御門家などの說にては、夏は火也。秋は金也。火剋金は聞えたれども、冬より春へうつる水生木をば、いかにとかいはむ。されども夏秋のさかひに、此祓をすべき證とはなすべし。さて所見の證は、

後撰集　夏　みなづきうるひありけるとし　　よみ人しらず

　たなばたは天の河原をなゝかへり後のみそかをみそぎにはせよ

　〔頭書〕六帖に、四の句を後の七日とあるはあやまり也。

東鑑卷卅云。文曆二年〔割註〕即嘉禎元年八月十九日改元。」六月卅日辛卯。來月依レ爲二閏月一。今夜可レ被レ行二六月祓一哉否事。爲二藤內判官定員奉行一被レ尋二問有職幷陰陽道輩一。河內入道等申云。義解文者。可レ行二于閏月一事分明也。和歌云、

ノチノミソカヲミソギトハセヨ

然者。其上治承四年。建久八年。建保四年。皆被レ行ニ于閏月一云々。諸人一同之。資俊申云。兩月行之例存レ之云々。然而就ニ多分義一不レ被レ行云々。

〔頭書〕據ニ長暦一推レ之。則治承二年之誤。安昌按、山槐記治承二年壬六月廿九日辛酉。今夜行ニ六月祓一とあり。

草根集　閏月夏祓

みなづきもふたつのほしのちぎりさへ麻の葉すつる瀬によどむらん

此歌などは、閏六月七夕といふ題にもやかなふべからむとはおもへども、いづれにまれ、閏月夏祓といふ題のあらむからは、閏月に夏祓せむこと、うたがひあるべからず。しかれば今おもひさだめて、必閏六月晦日にあるべき事とはきはめしになむ。

戊辰夏閏六月二日　濱臣稿

○追考

山槐記。治承二年六月廿九日壬辰。天陰。午後大雨。無ニ節折一。諸家又無ニ六月祓一。閏月可レ行也。在家或今夜祓云々。先例不レ同云々。閏有ニ六月一年々例。

〔頭書〕和銅二年。天平二年。神護景雲二年。

大同元年〔割註〕閏有ニ六月一。〕貞觀元年〔同〕。

〔頭書〕據ニ長暦一推レ之、則貞觀五年之誤。

延喜元年〔同〕。同廿年〔同〕。長和四年〔同〕。長元七年〔同〕。永保三年〔同〕。久安四年〔同〕。大同元年以後迄久安四年閏在ニ六月一歳。大略如レ此歟。延喜元。長和四。長元七。永保三。久安四等之年。皆以ニ閏月一被レ行レ之云々。然則八ケ度之中。已於ニ五ケ度一者以ニ閏月一被レ行レ之歟。

明月記云。〔缺文〕

拾芥抄中卷年中行事部云。六月晦日。大祓節折。〔割註〕有二閏月一歳。其月晦可レ行二大祓節折一。〕

文久三癸亥十月書寫了　　會田安昌

答問雜稿終

昭和四年一月十五日印刷
昭和四年一月廿五日發行

日本隨筆大成第二期第九卷

編纂者 日本隨筆大成編輯部
代表者 早川純三郎

發行兼印刷者 東京市本郷區森川町一番地 櫻井庄吉

發行所 東京市本郷區森川町一番地 日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京七九九四四番
電話小石川三〇二二番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町 六合館
名古屋市西區下長者町四丁目 合資會社川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目 合資會社柳原書店
東京市京橋區鈴木町 口川書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町 國際美術社

[illegible]



